

明治大学人文科学研究所紀要

第 76 冊

MEMOIRS
OF
THE INSTITUTE OF HUMANITIES
MEIJI UNIVERSITY

VOLUME 76



2015年3月

明治大学人文科学研究所

明治大学人文科学研究所

研究所長	佐藤義雄	SATO Yoshio
運営委員	伊藤氏貴	ITO Ujitaka
	井上優	INOUE Masaru
	岩野卓司	IWANO Takuji
	金山秋男	KANEYAMA Akio
	釜崎太	KAMASAKI Futoshi
	仮屋浩子	KARIYA Hiroko
	合田正人	GOUDA Masato
	佐藤清隆	SATO Kiyotaka
	高野和子	TAKANO Kazuko
	立野正裕	TATENNO Masahiro
	辻朋季	TSUJI Tomoki
	寺内威太郎	TERAUCHI Itaro
	ピーターセン マーク	PETERSEN, Mark Frederic
	藤山龍造	FUJIYAMA Ryuzo
	美濃部仁	MINOBE Hitoshi
	山崎健司	YAMAZAKI Kenji

出版刊行委員会

委員長	佐藤清隆	
委員	伊藤氏貴	仮屋浩子
	辻朋季	ピーターセン マーク
	美濃部仁	

明治大学人文科学研究所紀要 第76冊

2015年(平成27年)3月31日 発行

発行者 佐藤義雄

発行所 明治大学人文科学研究所

〒101-8301

東京都千代田区神田駿河台1-1 TEL 03-3296-4135

FAX 03-3296-4283

印刷所 株式会社 外為印刷 ISSN 0543-3894

©2015 The Institute of Humanities, Meiji University

PRINTED IN JAPAN

明治大学人文科学研究所紀要 第76冊

目 次

《個人研究第1種》	横組
子ども・父母・住民の学校運営参加と日本の公教育システム……………	三 上 昭 彦 1
《個人研究第1種》	
20世紀転換期のアメリカにおける反帝国主義運動 —— シュルツ, アトキンソン, 1900年の大統領選挙 —— ……………	林 義 勝 29
《個人研究第1種》	
国境を越える移動と文化生産 —— ファッション界, 料理界の調査から —— ……………	藤 田 結 子 67
《個人研究第1種》	
人間知性昂進のためのオルガノンとしてのメディア百科学試論 —— 知識展示の諸様態を省みながら ……………	浜 口 稔 103
《個人研究第1種》	
縄文時代における土器製塩の展開と多様性……………	阿 部 芳 郎 135
《特別研究第1種》	
パブリック・スペースの視覚的イメージと文学： 「帝国」から多文化共存主義的空間へ —— シネード・モリッシーの詩におけるベルファストと日本の風景 —— ……………	虎 岩 直 子 169
《特別研究第2種》	
『サウンド・オブ・ミュージック』の魅力 ……………	瀬 川 裕 司 193
グスタフ・フェヒナーの〈意識の閼〉概念 —— 1870年代から1970年代にかけてのわが国におけるその受容 —— ……………	岩 淵 輝 209
地理的労働市場 —— 地域労働市場の概念的再検討 —— ……………	中 澤 高 志 241
* * *	
《個人研究第2種》	縦組
矢田寺の「欲参り」信仰をめぐって —— 「欲参り」と「矢田地蔵毎月日記絵」と「笠之辻地蔵」伝説 —— ……………	渡 浩 一 17
《特別研究第3種》	
幕末政局と木戸孝允……………	落 合 弘 樹 1

MEMOIRS OF THE INSTITUTE OF HUMANITIES
 MEIJI UNIVERSITY
 Volume 76 2014
 CONTENTS

MIKAMI Akihiko	Participation of Students, Parents and Community Residents in School Government and the Public Education System in Japan	1
HAYASHI Yoshikatsu	The Anti-Imperialism Movement in the United States at the Turn of the Century: Schurz, Atkinson, and the Presidential Election of 1900	29
FUJITA Yuiko	Transnational Mobility and Cultural Production: A Case Study of Fashion and Cuisine Worlds	67
HAMAGUCHI Minoru	An Essay on Media Encyclopedics as an Organon for the Enhancement of Human Intelligence: Reflecting on Modes of Knowledge Exhibition	103
ABE Yoshiro	Diversity and Development of Jomon Period Pottery Salt Production from the Kanto Region	135
TORAIWA Naoko	Visual Images in the public Space and Literature: Belfast and Gifu in Sinéad Morrissy’s Poems	169
SEGAWA Yuji	Die Faszination von <i>Meine Lieder — Meine Träume</i>	193
IWABUCHI Akira	Gustav Fechner’s Concept of the ‘Threshold of Consciousness’: Its Reception in Japan from the 1870s to the 1970s	209
NAKAZAWA Takashi	Geographical Labor Market: Rethinking Local Labor Market	241
* * *		
WATARI Koichi	On the Faith of “Yoku-mairi” in Yatadera Temple: “Yoku-mairi” — Visiting to the Temple to Receive a Particular Benefit and “Yata-Jizo Maigetsu Nikki E” — the Picture of Monthly Diary Preached about Divine Grace of “Yata-Jizo” and the Legend of “Kasanotsuji-Jizo”	17
OCHIAI Hiroki	Takayoshi KIDO and Change of Politics in the Late Tokugawa Period	1

子ども・父母・住民の学校運営参加と
日本の公教育システム

三 上 昭 彦

Participation of Students, Parents and Community Residents in School Government and the Public Education System in Japan

MIKAMI Akihiko

In this article, the author will intend to examine the participation of students, parents and community residents in school government in the Japanese public education system, particularly in the period just after the Second World War.

The Japanese public education system was radically reformed as a very important part of democratization of Japan after the Second World War. 'The right to receive an equal education' (article 26) as one of the fundamental human rights, was stipulated clearly in the Constitution of Japan (1946). In accordance with the spirit of the new Constitution, the aim and the foundation of education were defined in the Fundamental Law of Education (1947).

The system of educational administration was drastically reformed according to the three principles of 'democratization', 'decentralization' and 'political and administrative independence of government'. Especially at local level, it was an epoch-making reform based on the three principles just mentioned. The board of education system, which was recommended by the Report of the United States Education Mission to Japan (1946), was established in every prefecture, city, town and village by the Board of Education Law (1948).

The board of education, one of local administrative committees (or independent regulatory commissions), which shall be politically independent from local government, has general charge of public schools and public social educational institutions within its locality. It was a very noteworthy issue that the board was composed representative elected by popular vote, because Japanese people have never got hold of the right to participation in local educational administration.

The promotion of democratization of school government was also a very important subject. But the legal system for participation of students, parents and community residents in school government was not established. On the other side, the Ministry of Education, under the strong direction of GHQ/CIE, brought out lots of teacher's guidebooks or manuals on how to create 'democratic' schools based on its community. Reflecting in the present upon those guidebooks, in spite of some weak points, we can still incorporate valuable suggestions.

《個人研究第1種》

子ども・父母・住民の学校運営参加と 日本の公教育システム

三 上 昭 彦

はじめに — 研究の趣旨と報告の限定

(1) 本研究は、戦後日本の公教育システム — その中核である学校教育システム — において、子ども（児童・生徒）・父母（保護者）・地域住民などが、学校の管理運営にどのように係わり参加して来たのか、その歴史的な諸形態を概観し、論点と課題を明らかにすることをおもな目的としている。筆者は、旧稿⁽¹⁾で、子どもの権利の視点から日本の公教育システムの特徴と問題点を概観したが、本稿はそれを踏まえて、子ども等の学校運営への参加問題に焦点をあてて論じたものであり、旧稿の続編でもある。

今日、「開かれた学校」づくり、その具体的な形態の一つである子ども・父母（保護者）・地域住民等の学校の管理運営の参加問題は、再び国や地方自治体の教育政策・行政においても、教育実践・教育運動においても「共通の課題」となっているようにみえる。

すなわち、近年の法令改正（学校教育法施行規則、地方教育行政法等の改正）によって、教育委員会等の判断で学校評議員や学校運営協議会（コミュニティー・スクール）を設置することができる法制度改革が行われ、保護者や地域住民が一定の範囲で学校運営に参加することが可能となっている。学校運営協議会（コミュニティー・スクール）は、文部科学省の積極的な行政指導もあり、公立小・中学校を中心に1,900校前後（2014年4月現在）設置され、年々それなりの拡がりを見せている。こうした保護者・住民等の学校参加制度は、1872（明治5）年に発足して140年余のわが国の公教育の歴史においては初めての試みであり、その限りで「画期的」と言えよう。しかし、OECD諸国などと比較するならば、今日の日本の学校参加システムの内実は、決して十分なものと言うことはできない。また、子どもの学校運営への参加システムはほとんどない。OECD加盟の少なからぬ諸国においては、1970年代以降、学校評議会・学校委員会・学校理事会などの組織が法令によって定着しており、少なくとも中等教育段階の学校においては生徒代表が正式の構成員として参加している⁽²⁾。

他方、こうした国の法令や教育委員会規則等に基づく行政施策としての学校参加方式とは別に、むしろそれらに先行して、1990年代後半ごろから各学校の自主的な取り組みとして、生徒（生徒会）、

保護者（PTA）、教職員（職員会）のそれぞれの代表者による二者協議会（生徒・教職員）、三者協議会（生徒・教職員・保護者）、さらに地域住民が参加する四者協議会などが設置されている。三者協議会は、その嚆矢ともいえる長野県（立）辰野高校をはじめとする国公立の高校を中心に一定の拡がりをみせている。これらは、高知県や埼玉県鶴ヶ島市などのように、教育委員会の要綱・指針などに基づくものも散見されるが、その大半は各学校の内部規程（学校慣習法）によるものであり、子ども、保護者、教職員など当事者相互の協議と合意による学校運営方式であり、学校づくり実践の一つの形態である。

これらの「学校協議会」等の制度の内実とその構成主体、およびその基底にある教育観、学校観、子ども観などをめぐってはかなりの多様性と相違点が見られる。

例えば、文科省や大半の教育委員会の施策による学校運営協議会（コミュニティ・スクール）は、地方教育行政法の規定を受けて、文科省の指導のもとに教育委員会が委員会規則によって学校ごとに設置の指定を行い、協議会の委員は地域住民や保護者および有識者などから、教育委員会によって任命されている。当該「指定学校」の構成員である子どもや一般教職員は「学校運営協議会」などの構成員から除外されている。他方、後者の「三者協議会」などにおいては、生徒が主要な構成員となり運営の担い手の一角を構成しており、教職員（校長を含む）・父母（PTA）・生徒（会）等の三者（ないしは住民を加えた四者）が「対等」な地位を占めている。

(2) 公教育制度としての学校の管理運営に、子ども・父母（保護者）・地域住民などが参加するシステムの本格的な拡がりは、国内的にも国際的にも第二次大戦後の動向であろう。公教育制度としての近代学校は、発足当初から洋の東西を問わず（程度の差はあるものの）、学校の設置・管理者と教職員による管理運営が一般的であり、子どもはもとより保護者や地域住民等は、学校の管理運営の当事者から排除する閉鎖的システムと権威主義的体質はほぼ共通したものであったと言えるだろう（住民の直接選挙による学区教育委員会によって学校を管理運営する歴史を有する米国は例外と言えよう）。しかし、明治維新を契機として、欧米列強に対抗して国家主導の近代化を強力に推進したわが国においては、その近代公教育システムは、政府・文部省主導の国家主義的・画一的な性格を発足当初から色濃く刻印され、とりわけ1930年代から敗戦に至る時期は、軍国主義的要素が一層強化されるなかで、格別の歴史的な性格を付与されたとも言える。

敗戦とそれに続く連合軍（米軍主導）による占領下における戦後改革と、その重要な一環である教育改革は事態を一変させた。少なくとも占領初期におけるGHQの占領諸政策は、その背後に米国の東西冷戦への対処と国益擁護という企図があったものの、ポツダム宣言に謳われた戦後日本の「非軍事化」と「民主化」の推進という二大柱にそったドラスティックなものであった。

教育改革の分野においても同様であり、上記のような戦前日本の閉鎖的・国家主義的・権威主義的・非民主主義的な教育システムの抜本的な改革が企図された。国民の「教育を受ける権利」が日本国憲法（第26条）に明記され、教育勅語にかわって制定された1947年教育基本法では、「人格の完成」が教育目的として謳われ（第1条）、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に

責任を負って行われるべきものである」ことが明記された（第10条）。「不当な支配」の内実として強く意識されたものは、教育・教師・学校などに対する政治的・行政的・官僚的な支配である。教育民主化政策の一環として、住民の地方教育行政への参加（1948年教育委員会法による公選制教育委員会の設置）と子ども・父母・住民の学校運営等への参加（生徒自治会・生徒会、PTAの導入・設置など）が、占領軍（CIE＝民間情報教育局）と文部省によって推奨されたのである。

新しい六三制（六三三四制）学校制度は、新たな義務教育学校としての小学校・新制中学校（1947年4月）、新制高等学校（1948年4月）、新制大学（1949年4月）と順次発足する。その過程で、1946年から1950年にかけて、『新教育指針』、『小学校経営の手引』、『新しい中学校の手引』、『新制中学校・高等学校望ましい運営の指針』などの少なからぬ書物が、文部省編著の手引書（行政指導文書）として陸続と公刊されている。

後述するように、それらの文献の多くは、従来（戦前）の学校の経営・管理・運営の反省・批判を踏まえて、子ども（児童・生徒）、保護者、地域住民の学校運営への参加を含め、地域社会（コミュニティ）に開かれ、支えられた新たな民主的な学校の経営・管理・運営のあり方を詳細に展開している。それら一連の文献は、今日から見ればさまざまな不十分さや問題点は指摘できるだろうが、憲法・教育基本法に基づく戦後日本の新しい学校制度の出発にあたり、学校の望ましい民主的な管理運営のあり方の「原点」を述べた「原典」として、今日の読者に対しても新鮮な印象と示唆を与えるものが少くない。

しかし、戦後改革とその一環である戦後教育改革は、GHQ・CIEの主導による「占領下の民主的改革」であり、「焼跡からのデモクラシー」（吉見義明）の急速な拡がりや成長は見られたが、いずれもさまざまな側面からみて「未完の改革」にとどまった。戦後まもなくして、東西冷戦を背景としたいわゆる「逆コース」政策（民主化の行き過ぎは正＝反民主的再編改革）によって、こうした学校の管理運営への子ども・保護者・住民の参加施策と地方教育行政への住民参加システムはいずれも抑制ないしは縮小・廃止されていった。

すなわち、1956年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）による教育委員の公選制の廃止など教育委員会制度の大変更が行われ、文部省→都道府県教育長（教委事務局）→市町村教育長（教委事務局）という上意下達の官僚的教育行政システム（文部大臣・都道府県教委による教育長任命承認制や措置要求権など）が確立された。また、文部省の強力な指導のもとに、新たに発足した任命制教育委員会による学校管理規則の制定、校長・教職員の勤務評定の導入、上意下達の行政研修の実施などにより、教育長・指導主事・教育委員会事務局による学校・教職員に対する管理統制が強化され、学校・教職員の自主性・自律性は法制度的にも行政的にも著しく抑制されていくのである⁽³⁾。

こうしたなかで、憲法・教育基本法制の確立によって少なくとも理念的には否定されたはずの「特別権力関係論」が復権し、文部省初等中等教育局地方課を中核とする歴代文部官僚の代表的著作⁽⁴⁾のなかでも公然と主張されていく。また、職務命令（地方公務員法第32条）を多発した上意下達の教育行政とその下での学校管理・運営施策の復活・強化のもとで、学校の非民主的・閉鎖的体質は残

存・復活されて今日に至っているのである。

しかし、他方では、前述したように、この10数年、「開かれた学校」、「学校の自律性・自主性の確立」、「参加と共同の学校づくり」などの標語のもとに、全国各地の学校で展開されてきている「学校協議会」（具体的な名称は三者協議会、学校協議会、学校会議、学校運営協議会、コミュニティー・スクール、地域運営学校などと多様である）の動向が、地域的にはかなりのアンバランスを生じながらも一定程度広がっていることも事実である。

(3) 本稿では、以上のような現状認識と問題意識のもとに、第一に、改めて戦前日本の公教育システムの基本的特質と「学校参加」問題を概観し、第二に、戦後教育改革期における「学校参加」問題をめぐる法制と動向を検証し、第三に、その重要な一環でありながらこれまで十分な検討がなされてこなかったと思われる戦後初期に文部省編著として公刊された上記の手引書について検討していきたい。なお、本稿での主要な検討対象は中等教育機関である中学校・高等学校としている。

また、本稿におけるキーワードの一つである学校運営 (school government) の用語 (概念) に関して付言しておきたい。これまで教育界で一般的に使用されてきた類似の用語には、他に学校管理 (school administration)、学校経営 (school management) などがある。また、最近では、政治学・行政学等で使用されている用語を援用したものとして、学校ガバナンス (school governance) を使用する論者も散見される。これらの類似語の厳密な概念は必ずしも確定しておらず、論者によっていづれの用語も多義的であるが、本稿では、やや古いが手元にある日本教育法学会編集『教育法学辞典』（学陽書房、1993年）の下記のような説明を援用する（同辞典の公刊時には、「学校ガバナンス」なる用語は一般的には登場してなかったことから、言及されていない）*。

*「学校経営」は、教育現実から出発して教育目標をどう達成するか、そのための方策（主観的側面）を強調する概念であり、「学校管理」は、教育関係法規の解釈と適用（客観的側面）を重視する概念である。（中略）これに対し、「学校運営」は、次の二つのニュアンスを含む概念である。第1に、学校の経営ないし管理を効率的、主体的に行うための学校内部の組織化過程であり作用である。学校内部ということは、教育委員会の学校経営方針ないし管理作用からは相対的に独立したものであるとの認識をあらわしている。第2に、教職員の主体性を含んだ概念である。教育委員会から相対的に独立した学校の内部作用であるとしても、教職員が校長の職務命令体制下におかれているようでは学校運営を言う意味がないとの認識を含んでいる（「学校運営」、浦野東洋一執筆、傍点は原文）。

(4) 本論に入る前に、本稿のテーマに係る公刊された先行研究（単行本）を、筆者の目に留まった範囲に限られるが、その著者、タイトル等を一瞥しておきたい。「学校参加」や「学校づくり」をタイトルに掲げた文献は、一部を除いて圧倒的に1990年代半ば以降に公刊されている。その背景と大きな要因として考えられることの一つは、国連における子どもの権利条約（the Convention on the Rights of the Child）の制定（1989年11月、国連総会採択）と日本におけるその批准（1994年5月、公布）であろう。

窪田眞二『父母の教育権研究』亜紀書房, 1993年, 西村絢子『父母の学校参加——イギリスに学ぶ』学文社, 1994年, 結城忠『学校教育における親の権利』海鳴社, 1994年, 平原春好編『学校参加と権利保障——アメリカの教育行財政』北樹出版, 1994年, 黒崎勲『学校選択と学校参加』東京大学出版会, 1994年, 喜多明人『新世紀の子どもと学校——子どもの権利条約をどう生かすか』エイデル研究所, 1995年, 堀尾輝久・浦野東洋一編『組織としての学校』柏書房, 1996年, 喜多明人・坪井由実ほか編『子どもの参加の権利』三省堂, 1996年, 勝野尚行『子どもの権利条約と学校参加』法律文化社, 1996年, 小野田正利『教育参加と民主制』風間書房, 1996年, 柳沢良明『ドイツ学校経営の研究』亜紀書房, 1996年, 坪井由実『アメリカ都市教育委員会制度の改革』勁草書房, 1998年, 日高教高校教育研究委員会・森田俊男・小島昌夫・浦野東洋一編集『高校生の自主活動と学校参加』旬報社, 1998年, 勝野尚行・酒井博世編著『現代日本の教育と学校参加』法律文化社, OECD教育研究革新センター(中嶋博ほか訳)『親の学校参加——良きパートナーとして』学文社, 1999年, 浦野東洋一『学校改革と教師』同時代社, 1999年, 勝野充行『「教育改革」と教育の住民自治』教育史料出版会, 2001年, 浦野東洋一編『学校評議員制度の新たな展開——「開かれた学校づくり」の理念と実践』学事出版, 2001年, 小島弘道『21世紀の学校経営をデザインする』(上・下)教育開発研究所, 2002年, 山下晃一『学校評議会制度における政策決定』多賀出版, 2002年, 浦野東洋一『開かれた学校づくり』同時代社, 2003年, 浦野東洋一編『土佐の教育改革』学陽書房, 2003年, 勝野正章『教員評価の理念と政策』エイデル研究所, 2003年, 坂田仰・加藤崇英・藤原文雄・青木朋江編著『開かれた学校とこれからの教師の実践』学事出版, 2003年, 宮下与兵衛『学校を変える生徒たち』かもがわ出版, 2004年, 喜多明人編著『現代学校改革と子どもの参加の権利』学文社, 2004年, 日高教高校教育研究委員会・太田政男・浦野東洋一編著『高校教育改革に挑む』ふきのとう書房, 2004年, 池上洋通ほか編著『市民立学校をつくる教育ガバナンス』大月書店, 2005年, 浦野東洋一ほか編著『開かれた学校づくりと学校評価』学事出版, 2007年, 結城忠『生徒の法的地位』教育開発研究所, 2007年, 宮下与兵衛ほか共著『参加と共同の学校づくり』草土文化, 2008年, 平田淳『「学校協議会」の教育効果に関する研究——「開かれた学校づくり」のエスノグラフィー』東信堂, 2007年, 新村洋史『学校づくりの思想と実践』青木書店, 2010年, 浦野東洋一・神山正弘・三上昭彦編『開かれた学校づくりの実践と理論—』同時代社, 2010年, 小池由美子『学校評価と四者協議会——草加東高校の開かれた学校づくり』同時代社, 2011年などがある。本研究を進める上で、これらの先行研究から多くの示唆を受けたことを付記しておきたい。

1 戦前日本の公教育システムの基本的特質と「学校参加」問題

1) 戦前日本の公教育システムの基本的特質

戦後教育改革期(本稿では敗戦からおよそ5年間の時期をさしている)における「学校参加」問題を検討するためには、戦前日本の公教育システムの特質を改めて概観しておくことが必要かつ有益であろう。戦後教育改革はそれに対する反省・批判を重要な契機として模索、検討、実施されたからで

ある。また、周知のように戦後教育改革は、教育の理念・目的、内容・方法、学校の制度・管理運営、教員養成、社会教育、中央・地方の教育行財政など教育の全般にわたるドラスティックなものであり、わが国の近現代教育史の画期をなしたものであったことは周知のとおりである。しかしながら戦後教育改革は、占領軍（GHQ・CIE）とその命令監督下にあった日本政府・文部省による「上からの法制度改革」が先行し、従前のそれらとの断絶性は顕著なものがあったものの、教育関係者や国民の教育観、学校観などをふくめて、連続性もまた無視できないものであったからである。

戦前日本の近代公教育システムの基本的特質の第1は、一言でいうならば、「国家のための、国家による国民（臣民）教化の装置」であったといえる。大日本帝国憲法（1889年）に規定された日本国家とは、「万世一系ノ天皇ヲ統治ス」（第1条）とあるように、天皇主権の国家であり、国民は「神聖ニシテ侵スヘカラス」（第3条）とされた唯一絶対の天皇の「臣民」として位置付けられ、統治される対象であった。天皇は、「国ノ元首トシテ統治権ヲ総覽シ」（第4条）、立法権、独立命令（勅令）権および陸海軍の統帥権などの諸権限を一手に掌握する政治的・軍事的権力の体現者であった。同時に天皇は、教育勅語（1890年）に見られるように、皇祖皇宗の遺訓にもとづく国民道徳と国民教育の根本を指し示す精神的価値の体現者でもあった⁽⁵⁾。

こうした天皇制教学体制のもとでの「学政の目的」と国家が求める人間像について、初代文相の森有礼はいみじくもつぎのように述べていた。すなわち、「諸学校を通し、学政上に於ては、生徒其人の為にするに非ずして、国家の為にするを始終記憶せざるべからず」⁽⁶⁾、「教育ノ主義ハ専ラ人物ヲ養成スルニアリ人物トハ何ゾヤ、帝国ニ必要ナル善良ノ臣民ヲ云フ、其善良ノ臣民トハ何ゾヤ帝国臣民ノ義務ヲ充分ニ尽スモノヲ云フ、充分ニ帝国臣民ノ義務ヲ尽ストハ、氣質確実ニシテ善ク国役ヲ務メ、又善ク分ニ応シテ働ク事ヲ云フナリ」⁽⁷⁾、と。

第2は、公教育システムの基盤をなしていた義務教育たる尋常小学校（その就学年限は1900年に4カ年に統一、1907年4月から6カ年に延長、1941年4月からは「国民学校」と改称）へ子どもを就学させる義務（就学義務）は、親（保護者）の子どもに対する義務にとどまらず、国家に対する「公法上の義務」とされていたことである。一般に就学義務（義務教育を受ける義務）は、兵役および納税の義務とともに国家に対する「臣民の三大義務」とされて、小学校の修身教育などを通して国民のなかに浸透させられた。もっとも帝国憲法に明記されていたのは「兵役ノ義務」（第20条）と「納税ノ義務」（第21条）のみであり、教育に関する条項はいっさいなかった。教育は「天皇の大権事項」とされ、その基本的な事項は天皇の命令である勅令とそれに基づく文部令などによって具体化されたのである。

就学義務規定は森有礼初代文相の下で制定された小学校令（1886年）のなかに、「父母後見人等ハ其学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス」（第3条）とはじめて明記された。そしてこの就学義務については、「此義務タル権利関係ヨリ生ズルモノニ非ズ国家及臣民ナル不対等者間ニ於ケル権力関係ヨリ生ズルモノニシテ国家ハ命令シ臣民ハ服従セザル可カラザルモノナリ。即チ国家ハ公法上ノ権利者ニシテ、其對手タル私人ハ公法上ノ義務者ナリトス」⁽⁸⁾、「義務教育の義務は、国家が自己の目的のために保護者に負わしむる公法上の義務にして、保護者において児童に対して負

ふ私法上の義務にあらず、就学の義務は、国家に対するものである」⁽⁹⁾、などとされたのである。

また、文部省著作の国定教科書には、「我が国の臣民は其の子弟満六歳に達すれば必ず之を尋常小学校に入学せしめて、其の課程を卒へしめざるべからざる義務あり。故に児童たるものの学校に入りて教育を受けるは、ただに父兄の命に従ふのみにあらず、又国家に対する務なり」⁽¹⁰⁾として、「就学し教育を受けること」は子どもにとっても国家に対する義務であると教えられたのである。

第3に、このような「国家が自己の目的のために」実施する義務教育は、さきに述べたように天皇の大権事項とされ、その目的・内容・方法などの「内的事項」および学校制度の基本などのすべてにわたって文部省官僚が事実上の決定権を掌握し、教育財政問題などごく一部の領域を除いては帝国議会ですらその決定に関与できない勅令（命令）主義のもとにおかれた。「国ノ事務」たる義務教育施策は、指揮命令・監督統制を主とする中央集権的官僚主義的行政機構をとおして具体化され、内務省・文部省→府県知事（視学）→市町村長→学校長→教員という上意下達システムをとおして学校・地域で具現化された。「小学校長及教員職務及服務規程」（1891年）には、「小学校長及教員ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シ法律命令ノ指定ニ従ヒ其職務ニ服スベシ」とある。教育勅語を絶対かつ最高の教育理念とする義務教育の「旨趣」は、小学校令（勅令）・同施行規則（文部令）・各種の規程（同前）や国定教科書などにより精緻化され、とりわけ小学校での修身や歴史・地理教育、学校行事（儀式・集団訓練）などによって子どもたちの心身に奥深く注入され、ひいては日本人の精神や感情、価値観などの形成にとって絶大な威力を発揮したのである。

2) 「国の営造物」としての学校と特別権力関係論

第4は、戦前の公教育システムにあつては、教育行政法上、官立学校はもとより市町村立学校も「国の営造物」ないしは「営造物としての国家機関」と位置付けられていたことである⁽¹¹⁾。また、「学校の構成要素たる人は校長・教員其他の職員であつて、学校の構成要素たる物は校地・校舎・体操場・校具等を謂ふ。学生・生徒等は学校存続の要件であるが、之を以て学校の構成要素とは看なすことは出来ない」⁽¹²⁾などとされ、学生・生徒等（その保護者）の在学関係は「営造物利用関係」であり、学生・生徒等は単なる「営造物の利用者」として営造物管理権を有する学校長・教員の包括的な支配に服すべきものという「特別権力関係論」が支配的であつたのである。

また、19世紀後半のプロイセン・ドイツ行政法学の伝統的理論であつたこの特別権力関係論は、学校長・教員の勤務関係を律するものでもあつた。すなわち、法律上の根拠規定がなくても、学校監督庁（文部省・府県知事など）と上司（学校長）は、教員に対して職務命令を発することができ、学校長・教員はそれに絶対的に服従する義務を負うものとされていた。教員は学校監督庁や職務上の上司（学校長）の包括的支配権に服していたのである。

第5は、子どもと親（保護者）は、前述のように単なる「営造物の利用者」と見做され、学校長・教員の包括的な支配のもとに置かれており、「学校の教育活動や教育内容に関して生徒・親の権利や自由を語りうる余地は皆無に等しく、（中略）無権利客体でしかなかった」⁽¹³⁾のである。

その実状を端的に示しているのは、学校生活上の規律を細々と規定していた校則（生徒心得）の内容

である。明治年代から昭和ファシズム期に至る生徒心得（校則）の先駆的な実証研究によれば、当時の生徒心得の特質としてつぎのような点が指摘されている。すなわち、①学校生活における生徒の一挙手一投足を細かく厳しく権力的に規定する秩序取締まり規範であったこと、②生徒の行動のみならず内心内面にまで及ぶ禁止規定で、懲罰官僚主義によって貫かれていたこと、③生徒に対する倫理規定と法規範が同次元で羅列され、混淆されていたこと、④学校生活だけでなく、校外・家庭生活（時には卒業生の生活心得）をも規制対象としていたこと、⑤画一性が強く、各学校の創意や独自性が不十分であったこと、などが指摘されている⁽¹⁴⁾。

また、明治後期の（旧制）中学校の「生徒管理」を対象にした詳細な実証研究では、生徒管理を支えた「基本的な志向性」として、①身体への管理、②時間への管理、③軍隊式管理との類似、④「鍛錬主義」の教育観・教育方法、などを挙げるとともに、わが国における「固有の特徴」として、①訓育目的との一体化と内面的価値統制、②方法上の「鍛錬主義」と軍隊的管理、③基底としての「服従」の論理と「家族主義」などが指摘されていることは注目される⁽¹⁵⁾。

留意すべきことは、「参加」やその前提とも言える「自治」の概念や実践が皆無であったということではない。むしろ生徒訓育の実践上の概念や方法としてかなり頻繁に使用されたことも先行研究は明かにしている。例えば、藤田昌士によれば、「自治」の概念は、明治20年代後半以降に登場しており、明治30年代の訓練（訓育）論の代表的な文献においては、生徒の「自治」、「自治心」、「自治的精神」などは大きな関心事とされていたという。また、正副級長制による教師の実務の補助、「練習会」と称する学級行事の準備への生徒の参加なども広く実践されていたようである。藤田は、「殊に校長の一言一行は恰も国憲を重んじ国法に従うが如く之を遵奉せしめ従順と自治と相待て以て其実績の挙がらんことを保護せざるべからず」との一地方視学の一文を引きながら、「このように『自治』が『従順』と相待つべきものとされている点に、求められる『自治』の特質があった。『自治』は『従順』と表裏の関係にあって、究極的には教育勅語につながる所与の規範のもとでの『自律』を意味したといえるであろう」と評価している⁽¹⁶⁾。

このような基本的特質を有した戦前の日本の公教育学校システムのなかにおいては、学校長・教員による包括的な統制支配の学校管理運営への「従属的」、「同調的」、「奉仕的」な「自治」や「参加」はあり得たものの、子どもや・親（保護者）・地域住民の自主的・自律的な権利としての学校参加やその前提としての自治の問題を語る余地はまったくなかったと言えるのである。なお、当時の同世代人口の数%にあたるエリート養成機関であった旧制高等学校・帝国大学などでは、学生寮自治を含め相応の「自治と参加」が保障されていたが、それらについては別の機会に稿を改めて検討したい⁽¹⁷⁾。

2 戦後教育改革期における「学校参加」問題をめぐる動向と法制度改革

1) 戦後教育改革と公教育システムの根本的改編

戦後日本の改革およびその重要不可欠な一環としての教育改革は、ポツダム宣言の受諾による連合国への「無条件」降伏と、それに続く連合軍（事実上はアメリカ軍）の占領という未曾有の事態と

複雑な国際政治的背景のもとで、GHQの強力なヘゲモニーの下でドラスティックな形で実施された。大日本帝国憲法（以下、旧憲法とも言う）と教育勅語を支柱とした天皇制教学体制に代って、日本国憲法（1946年11月公布、翌47年5月施行、以下、新憲法とも言う）と教育基本法（同年3月公布・施行）を支柱とするいわゆる憲法・教育基本法法制（体系）が成立した。

周知のように、日本国憲法の出自は直接的にはGHQ草案に拠ったものであり、しかも旧憲法の改正という手続きと形式がとられたものであった。しかし、その制定過程に関する詳細な実証研究が明らかにしているように、新憲法は、単に「占領軍に押し付けられたもの」ということはできない⁽¹⁸⁾。その基本原理と内容は旧憲法とはまったく異質なものであり、国際的な近現代憲法の原理と内実に照らしても遜色のない画期的なものであった。新憲法は、一般的には国民主権・恒久平和主義・基本的人権の尊重の三つを基本原理としたものであるとされている（なお、憲法学者の一部には、さらに代議制民主主義・地方自治を加えた五つを基本原則としている者も散見される）。

まず、天皇主権は国民主権へと根本的に転換された。世襲の象徴天皇制は残されたが、天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基く」（新憲法第1条）ものとされ、国政に関するその権能は、「内閣の助言と承認」（第7条）により、憲法が定める一部の国事行為に限定された。特筆されるべき恒久平和主義原理としては、国際的にもほとんど前例のない「戦争放棄」（第2章第9条）を規定し、自衛の戦争を含む一切の戦争と武力の行使の永久放棄および戦力の不保持を明記した。また、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」（第11条）として、法律等によってそれを制約することはできないことを明示したのである。旧憲法においてもわずかながら「臣民の権利」条項が規定はされていたが、それらはいずれも「法律ノ範囲内ニ於テ」などの留保を前提としたものであり、出版法、治安警察法、治安維持法などの一連の法律等によって実質的には限りなく制約され、特に天皇制国家や国策に批判的な組織・団体や個人の言動は厳しく抑圧されたことは周知のとおりである。

国民主権・民主主義を実質化する上では、国および地方において参政権が保障され、国民・住民の代表を公正な選挙制度によって選出するシステムが不可欠である。新憲法は「法の下での平等」と「公務員の選定罷免権・普通選挙の保障」を明記するとともに、旧憲法にない新たな1章として「地方自治」（第8章）を設けて、地方自治の基本原則と主要な柱を明示したのである（第92条～第95条）。

基本的人権のカタログの一環として、「教育を受ける権利」（第26条）が憲法上に明記されたことは、「個人の尊重と生命、自由及び幸福追求の権利」（第13条）、「法の下での平等と差別の禁止」（第14条）、「思想及び良心の自由」（第19条）、「国及びその機関による宗教教育・宗教活動の禁止」（第20条）、「表現の自由と検閲の禁止」（第21条）、「学問の自由」（第23条）、「個人の尊厳と両性の本質的平等」（第24条）、「生存権」（第25条）などの規定とあいまって、戦後公教育システムの新たな原理・原則を示すものとして重要である。「教育を受ける」ことは、従前の「国家に対する義務」から「国民の権利」へと原理的に転換されたのである。

1947年3月末に教育基本法が公布・施行される。それは前文とわずか11条からなる簡潔な法律であるが、戦前の軍国主義的、国家主義的、非人間的な公教育への反省と批判をふまえて、新憲法の精

神に則って戦後教育の理念・目的・方針と教育上の諸原則を定めた画期的なものである。同法の施行直後に出された文部省訓令（1947年5月3日）は、「今後のわが国の教育は、この精神に則って行われるべきものであり、又、教育法令もすべてこれに基いて制定せられなければならない」とした。また、文部省関係者による最初のコンメンタールには、「本法は、教育勅語に代るような教育宣言的な意味と、教育法の中における基本法即ち教育憲法的な意味とをかね有するもの」⁽¹⁹⁾とされていた。

教育基本法に従って、1947年～50年にかけて学校教育法（1947年3月）、教育委員会法（1948年7月）、教育公務員特例法（1949年1月）、文部省設置法（同年5月）、教育職員免許法（同前）、国立学校設置法（同前）、社会教育法（1949年6月）、私立学校法（同年12月）、図書館法（1950年4月）など一連の重要な教育法が陸続と制定され、いわゆる憲法・教育基本法法制が確立されたのである。

戦後教育改革が一段落した1950年の夏、来朝した第2次アメリカ教育使節団に文部省が提出した報告書『日本における教育改革の進展』（1950年8月）は、占領下での5年間の教育改革を総括して、その特徴と歴史的な意義についてつぎのように述べていた。

すなわち、「戦後の教育改革は、1872年（明治5年）に始まる日本の近代教育制度展開史において、たぐいを絶して根本的であり、徹底的な改革である」⁽²⁰⁾、「それは、教育目的の革命、すなわち教育の基本を国家主義的・封建的・神話的・画一的な観念に置いていた過去の誤りを徹底的に除去して、民主主義的・近代的・科学的・自由主義的な理想の上に確立したことによって実現されたのである」⁽²¹⁾との最大限の評価がなされている。

後に日本近代教育史における「第二の教育改革」とも称されたように、戦後教育改革は、教育理念・目的を初めとして教育の内容・方法、学校制度、教育行政など全分野に及ぶものであり、きわめてドラスティックかつラディカルなものであり、日本の近現代教育史の歴史的な画期となすものであった。「敗戦と占領」という未曾有の特異な政治的・社会的環境のもとではじめて実現したものであった。しかし、それは、「占領下でのGHQ・CIEによって主導された民主的改革」という歴史的制約を色濃く刻印され、間接統治方式による「上からの民主化」の推進、「下からの改革主体の未成熟」という側面もあいまって、さまざまな不徹底さや矛盾、弱点や問題点を随所に内包した「未完の改革」でもあったことは看過されてはならない。

2) 戦後教育改革期における「学校参加」問題——学校教育法令と諸動向

戦後教育改革期は、こうした改革動向を背景にして、子ども（児童・生徒）や父母（保護者）、地域住民の多様な形態の学校参加問題が活発に論議され、取り組まれた時期でもあった。GHQ・CIEの指導と推奨の下に、文部省編著の多くの手引書などが公刊される一方、学校の自主的な取り組みとして、子どもと教職員と保護者による学級協議会・学校運営委員会（学校委員会）などの独自の方向での学校運営方式が模索され、一部で先駆的に実践された。

また、中学校（旧制）などを中心に生徒自治会が次々と結成されて、学園の民主化、威圧的な校長や体罰教師などの排斥運動、戦禍で荒廃した学園の環境と教育条件の整備など生徒の自主的・自治的な多様な取り組みが展開されていた。つぎに紹介するのは、当時の旧制松山中学校（愛媛県）の一

生徒であった論者が、近年公刊した著作に収録している回想記の一節であるが、この時期の状況の一面が活写されていてまことに興味深い。

その頃は、中学校に生徒自治会ができたばかりで民主主義ということばが新鮮なひびきを持っていました。学校は空襲で全焼し、平屋のバラック建築で、体育館もなく、校庭の樹も焼けてしまっていました。教師とはいえば、あの配属将校も柔道・剣道の教師もいなくなり、戦争中、生徒に体罰を加えていた生徒系の教師たちは、卑屈なまでに生徒に対する態度を変えているのに驚きました。(中略、なお傍点は原文)

当時の生徒自治会は、自分たちの手で掲示板を立て、書きたいことを自由に書き、時には学校や特定教師への批判などを書くこともありました。月曜日の朝会の時には、校長の話の後には、必ず自治会長が話をする時間が設けられていました。今、子どもの権利条約の子どもの意見表明権が大きく取り上げられていますが、振り返ってみると、すでにその当時には認められていたように思います。

自治活動は自分の学校の内部だけのことではなく、松山市内の中学校や女学校（いずれも2年後には、男女共学になるのですが）の生徒自治会に呼びかけ、自治会連絡会をつくり、合同の行事を持ったり、道後温泉にあった傷病兵の療養所への慰安を企画したりしました⁽²²⁾。

すでに述べたように、戦後教育改革の法的支柱であった憲法および教育基本法では、「教育を受けること」は「国民の義務」から「国民の権利」（憲法第26条）へと原理的な転換が行なわれ、公教育は「不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」（教育基本法第10条1項）ことが明記された。これらを受けて制定された教育委員会法によって、公選制教育委員会制度が導入され、従来、内務省・文部省や府県知事・市町村長が掌握していた地方教育行政の主要な権限は、大学と私立学校を除いて地域住民によって直接選出された教育委員の合議体である教育委員会（国と首長のいずれからも「独立」した合議制執行機関たる行政委員会）によって担われることになり、地方教育行政の原理的転換もなされたのである。

しかしながら、教育行政への住民参加が公選制教育委員会制度（教育委員会法）として確立され、また社会教育分野の主要な施設である公民館や公立図書館には、その運営に住民の要望や意見を反映するために公民館運営審議会（社会教育法第29条）、図書館協議会（図書館法第14条1項）が設置されたにもかかわらず、学校の管理運営に父母（保護者）や住民が参加する新たな法制度は、学校教育法等には何ひとつ規定されなかったのである。確かにGHQ・CIEの勧告・指導によって、多くの学校にはPTA（Parents and Teachers Associations、当初は「父母と先生の会」ないしはP・T・Aと呼ばれていた）が発足していた。しかし、PTAは法令に定められた学校運営に係る団体ではなく、むしろ原則として学校運営には直接関与しない、加入も自由な任意団体として社会教育団体の一種として位置づけられていたのである。

この点に係って浦野東洋一は、要旨つぎのような問題を指摘している。すなわち、1947年制定の

学校教育法・同施行令・同施行規則のいずれにも、小学校・中学校・高校の職員会議についての規定は何もない（大学の教授会の規定はある）。子どもの権利についても同様で、子どもはもっぱら学校における教育の客体として位置づけられており、保護者や地域住民が学校に希望や苦情や意見を申し出ることについての手続規定などやPTAという用語もいっさい出てこない「不徹底」なものであった。要するに学校教育に関する教育法令は、「学校の内部構造や学校運営」という面からみると何ら「原理的転換」をもたらすものではなく、そこには戦前の「营造物論」や「特別権力関係論」の考え方が残っており、後に教育行政当局者がそれを復活させる余地を残したと言える。戦後教育法制改革は、地方教育行政制度改革にまでは及んだが、学校の構造や学校運営の改革までには及ばなかったと表現できる、と⁽²³⁾。

学校教育法令についてのこうした浦野の指摘は、「『学校の内部構造や学校運営』という面からみると何ら『原理的転換』をもたらすものではなかった」という論点を留保すれば、同法令案の作成や制定過程、およびその後の展開過程などを振り返るならばほぼ妥当なものと思われる。1947年制定の学校教育法は、法形式上はそれまで個別の諸勅令（国民学校令・中等学校令・高等学校令・大学令・師範学校令・幼稚園令など）を廃止して、総合的な単一の法律に統合した全108条から成る教育法規としてはかなり大部なものである。いきおい膨大な法文案の作成作業は煩雑を極め、しかも目前に迫っていた六三制新学制の発足（1947年4月1日）に間に合うように制定することが“至上命令”であり、文部省内での政府原案の作成過程はまさに“突貫作業”であったと言われている⁽²⁴⁾。

そうした当時の事情の影響もあったものと思われるが、制定された学校教育法の条項のなかには、とりわけ子どもの就学に関する規定（就学猶予・免除、出席停止、懲戒・体罰などの規定）や「学校の内部構造や学校運営」に係る条項の文言は、教育版戦時立法とも言える国民学校令（勅令148、1941年3月）の規定をほぼそのまま踏襲したと思われるものも散見されるのである。しかし、踏襲された法文にも一部とはいえ重要な改正が行われていたことは看過されてはならないであろう。

一例を挙げるならば、学校職員の職務に関する規定である。国民学校令では、「学校長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス」（第16条、下線は引用者による、以下同様）、「訓導ハ学校長ノ命ヲ承ケ児童ノ教育ヲ掌ル」（第17条）、「養護訓導ハ学校長ノ命ヲ承ケ児童ノ養護ヲ掌ル」（同前）と規定されていた。しかし新たに制定された学校教育法の当該条項（第28条）では、「校長は、校務を掌り、所属職員を監督する」、「教諭は、児童の教育を掌る」、「養護教諭は、児童の養護を掌る」とされ、下線部の文言はいずれも削除されており、その歴史的、教育条理的意味と意義は重要であると言うことができる。また、翌1948年に制定された教育委員会法によって、新たに指導主事が新設されたが、「指導主事は、教員に助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない」（第46条）と明記され、従来の「視学」とはまったく異なる性格のものであることが法令上も明記されていた点も併せて留意されてはならないであろう。

先に述べたように、戦前の学校教育は「国ノ事務」とされ、内務省・文部大臣→地方長官（視学）→学校長→訓導→児童という縦の官僚的命命令監督の下に実施されていた。下線部の「命ヲ承ケ」の削除（学校教育法）や「命令及び監督をしてはならない」の明記（教育委員会法）は、そうした教育行

政当局による学校長・教員に対する、また学校長による教員に対する指揮命令を禁止した重要な規定であり、その限りで「学校の内部構造や学校運営」に関する教育法令においても、従前の上命下服的な学校運営を改革するべく一定の「原理的転換」がもたらされた事実は看過されてはならないだろう。

3 文部省手引書における「学校参加」論の展開——概要・特徴・論点

1) 文部省手引書の概要と特徴

上述したように、学校教育法令上においては、生徒・父母（保護者）・地域住民の学校参加の規定はまったく明記されなかったが、文部省編著として次々に公刊された手引書（法的拘束力はない文部省の行政指導文書）——そのなかには『新教育指針』（4分冊のうち最初の冊子は1946年5月、第4分冊は翌47年2月発行）のように、アメリカ教育使節団報告書（1946年3月）の公表直後から憲法・教育基本法・学校教育法などが制定公布される以前に公刊されたものもある——では、くり返し生徒・父母（保護者）・地域住民の「学校参加」の重要性と必要性が強調されていたことはあらためて注目される。

筆者の手元にある原本（一部は復刻版）は、『新教育指針』のほか、文部省『小学校経営の手引』（師範学校教科書株式会社、1949年2月）、文部省学校教育局編『新しい中学校の手引』（明治図書出版社、1949年2月）、文部省学校教育局『新制中学校・新制高等学校望ましい運営の指針』（教育問題調査所、1949年4月）、同前『新制高等学校教科課程の解説』（同前、1949年4月）、文部省初等中等教育局編『中学校・高等学校の生徒指導』（日本教育振興会、1949年7月）、文部省『中学校・高等学校管理の手引』（同前、1950年3月）、などであるが、これらは当時さかんに公刊されたものの一部に過ぎない（なお、上記の文献の多くは近年復刻版が出版されている）。上記の『新制中学校・新制高等学校望ましい運営の指針』の中に「参考書」として挙げられている主な手引書には、筆者は未見ではあるが、ほかにも『新制中学校』（1948年）、『新制中学校の手引』（同前）、『新制中学校、新制高等学校生徒指導の手引』（同前）、『新制中学校、新制高等学校管理の手引』（同前）、などがある。

ここでは、上記の手引書の中から、筆者の手元にあるもので包括的な内容を有していると思われるつぎの4冊を主要な検討対象としてとりあげることにする。一つは、文部省『新教育指針』（4分冊に分けて公刊されたが、第1分冊は本文28頁、1946年5月、第2分冊・32頁、同年6月、第3分冊・50頁、同年11月、第4分冊・38頁、翌47年2月発行）、二つは、文部省学校教育局編『新しい中学校の手引』（明治図書出版社、1949年2月、写真を含めて325頁、以下、『中学校の手引』と略称）、三つは、文部省学校教育局『新制中学校・新制高等学校望ましい運営の指針』（教育問題調査所、1949年4月、173頁、以下、『運営の指針』と略称）、そして四つは、文部省『中学校・高等学校管理の手引』（同前、1950年3月、357頁、以下、『管理の手引』と略称）である。

これらの文献のうち『新教育指針』以外は、その発行年月が示しているように、新しい学校体系のうち小学校・新制中学校・新制高等学校が順次スタートし、教育委員会法に基づく公選制教育委員会が都道府県と当時の五大市（横浜・名古屋・京都・大阪・神戸）および若干の市町村（任意設置）で

発足（1948年11月1日）した直後に公刊されたものである。主要な読者として想定されているのは校長と教職員および教育委員会関係者（教育委員・教育長・指導主事など）であるが、『管理の手引』の「まえがき」には、「教員養成諸学校や大学で学校の組織や管理を研究する学生のテキストまたは参考書にもなると思う」とも述べられている。

戦禍による極度の物資不足の状況下で、しかも「用紙統制令」が布かれていた事態にもかかわらず、300頁をはるかに超える大部なものも含まれているこうした書物が陸続と公刊されたことは一つの驚きでもある。その背景と理由にかかわって、三羽光彦はつぎのような重要かつ興味深い指摘をしている。やや長文になるが引いておきたい。

「戦後改革では、学校教育法の制定以降は設置基準の設定が重要な課題となった。その過程で明らかになったことは、学校設置基準の性格と内容について、文部省の構想と総司令部（GHQ/CI&E）の構想との間に、基本的な点で相違があったことであった。（中略）文部省は、国が設定した設置基準にもとづいて行政機関が学校の設置認可を与え、あとは指導助言から閉鎖命令に至るさまざまな行政指導で学校の維持・発展をはかろうとしていた。他方、CI&Eは、国あるいは都道府県段階で設定した物的な設置基準を満たす限り学校設置を自由とし、それらの学校維持・発展については、行政機関とは別の組織による学校評価制度（たとえば米国で発達したアクレディテーション・システム＝適性認証制度など）を導入することを考えていたのである。CI&Eは、学校に対する行政指導を極力排除するとともに、相互評価を通して日常的な学校の維持・発展を実現しようと構想したのであった。CI&Eは、こうした観点から、学校の物的基準とは別に質的基準を参考資料（手引書）の形で公にするよう文部省に勧告した。実は、こうして誕生したのがこの『運営の指針』であった」⁽²⁵⁾。

周知のように、敗戦に至るまでの旧制中学校・高等女学校・実業学校（中等教育機関）および旧制高等学校・大学予科・専門学校・大学（高等教育機関）は、大多数の庶民とその子女にとってはほとんど無縁の遠い存在だった。国民学校（小学校）を卒業してこれらの上級学校へ進学できた青年男女は、前者（中学校・高等女学校等）は同世代人口のせいぜい25%前後であり、後者（高等学校・大学等）は原則男子のみの進学で数%に過ぎなかった（いわゆる女子大学は専門学校の一種）。「国民の教育を受ける権利」を踏まえた教育の機会均等を大原則とする新学制によって、新制中学校は小学校に続く新たな義務教育学校となり、旧制中学校や高等女学校等を母体にした新制高等学校も、発足当初は、物的条件の許す限り原則として希望者を全員受け入れる政策がとられたことから、これらの学校は中等教育機関として一挙に一般庶民とその子女にとっても身近な存在となったのである。

しかし、とりわけ新制中学校・新制高等学校は、その理念・目的・教育課程・男女共学制など旧制のそれとは性格が大きく異なった学校であり、学校の設置者・管理者にとっても校長・教職員にとっても、さらに大半の国民にとってもいわば“未知の存在”でもあった。新たな学校をどのように管理運営していくべきなのかは必ずしも明確ではなく、当時の関係者にとってはさまざまな戸惑いも大き

かったことが推察される。上記のような手引書が盛んに出版された背景と要因にはこうした事情も大きかったものと思われる。

これらの文献の多くは、従来（戦前）の学校の経営・管理・運営の反省・批判を踏まえて、児童・生徒、保護者、地域住民の学校運営への参加を含め、児童・生徒を中心にし、地域社会（コミュニティー）に開かれ、支えられた新たな学校の経営・管理・運営あり方を詳細に展開している。これら一連の文献は、すでにふれたように、戦後日本の新しい学制（六三制）の出発にあたり、学校の望ましい管理運営のあり方の「原点」を述べた「原典」であると言えるだろう。それから約70年を経た今日、あらたな「競争と管理」が常態化した学校を目の当たりにしている私たち大半の読者にとっては、驚くほど新鮮な印象と多くの示唆を与える内容に満ちているものとも言える。

それにしてもこれらの一連の文献に関する部分的な紹介や引用、言及や論評はあるものの、本格的な研究がこれまでほとんどなされてこなかったことは不思議なことでもある。おそらく筆者の検索能力の不足があると思われるが、管見の限りでは、後にふれる藤田昌士の一連の論稿⁽²⁶⁾と勝野尚行の著作⁽²⁷⁾以外に見当たらないからである。

2) 文部省手引書における「学校参加」論の展開

イ) 『新教育指針』（1946年5月～1947年2月）—— 民主的な基調をもつ最初の手引書

先述のように、一連の文部省手引書の中で最初に公刊されたものは、『新教育指針』である。憲法や教育基本法・学校教育法制定以前に出されてものであり、その後の文部省手引書にも大きな影響を与えたものと思われるので簡潔に紹介しておきたい（なお、引用に際しては、旧漢字および旧仮名遣いは、当用漢字と新仮名遣いに改めたほか、例えば「ひ判」を「批判」とするなど、通常の漢字表記に改めた部分（下線部）が一部にあることを付記しておく）。

4分冊に分けて公刊された最初の第一分冊（1946年5月）の「はしがき」には、「本書は新しい日本の教育が、何を目あてとし、どのような点に重きをおき、それをどういう方法で実行すべきかについて、教育者の手びきとするためにつくったものである。（中略）本書は、ここに盛られている内容を、教育者におしつけようとするものではない。したがって教育者はこれを教科書として覚え込む必要もなく、また生徒に教科書として教える必要もない。むしろ教育者がこれを手がかりとして、自由に考え、批判しつつ、自ら新教育の目あてを見出し、重点をとらえ、方法を工夫せられることを期待する」とある⁽²⁸⁾。

一読して明らかなように、敗戦に至るまでもっとも熱心かつ居丈高に極端な国家主義・軍国主義的教育を鼓吹してきた文部省のそれまでの文書にはまったく見られないトーンと内容である。「理論的に一貫性をもっているとはいえないし、戦争責任論などに問題点もあるが、文部省の文書としては、民主的な基調をもつ最初のものといってよい」⁽²⁹⁾とも評されているものである。

『新教育指針』の第2分冊（1946年6月）の「教育の実際において民主主義をいかに実現すべきか」（第5章の5）には、戦後の新しい学校経営に関するつぎのような注目すべき指摘がなされている。

「世間では学校経営に生徒や父兄を参加させることが教育の民主化の要件として主張せられている。しかしこれは事柄の性質によってきめるべき問題である。例えば教育の方針を立てたり、生徒の成績や懲罰を定めたりするときには、あらかじめ生徒や父兄の立場や意見を十分に考えながらも、決定そのものは教師のみがこれに当たるべきである。父兄はむしろ家庭及び校外における生徒の教育や、生徒の進学・就職などについて教師に協力すべきであり、生徒は生徒自身の自治的修養の機会において、例えば学級自治会とか校友会とかにおいて、自ら進んで活動すべきである。このように事柄の性質により、教師が主となるべきものと、教師・父兄・生徒が同等の立場で相談すべきものと、生徒が主となるべきものに分け、それぞれ適切に処理することが必要である。しかもいずれの場合にも、一人や少数者の勝手な取り扱いをさけ、つとめて多くの人々の参加を求めるのが民主的なやり方である」⁽³⁰⁾。

「学校の経営において、校長や二三の職員のひとりぎめで事をはこばないこと、すべての職員がこれに参加して、自由に十分に意見を述べ協議した上で事をきめること、そして全職員がこの共同の決定にしたがい、各々の受け持つべき責任を進んではたすこと——これが民主的なやり方である。このような学校経営そのものによって教師は民主的な修養を積むことになるのである」⁽³¹⁾。

このように、学校内部の経営に関しては、「校長や二三の職員のひとりぎめで事をはこばず、すべての職員がこれに参加して、自由に十分に意見を述べ協議した上で事をきめ、全職員がこの共同の決定にしたがうこと」が「民主的なやり方」と強調されている。また、生徒や父兄（当時の一般的な用語であり、父母・保護者という用語が定着するまでにはその後そうとうの時間が必要であった—引用者）の学校経営への参加については、「事柄の性質」によって、「教師が主となるべきもの」、「教師・父兄・生徒が同等の立場で相談すべきもの」、「生徒が主となるべきもの」に分けて考える必要があるが、「いずれの場合にも、一人や少数者の勝手な取り扱いをさけ、つとめて多くの人々の参加を求めるのが民主的なやり方である」と述べていることなどは大いに注目される。

しかし、「教育の方針や生徒の成績や懲罰」などについては、「決定そのものは教師のみがこれに当たるべきである」と断言している一方で、「教師・父兄・生徒が同等の立場で相談すべきもの」については具体的な例示や説明がない。また、「父兄・生徒の参加」問題についてのトーンは概して消極的であり、その内実は必ずしも明確ではない。この時点では学校経営の当事者・決定者はあくまでも校長および教職員であると考えていることが推察できる。このように『新教育指針』のこうした学校の経営・管理・運営に関する基本指針は、戦前の营造物学校論や特別権力関係論の残滓を引きずっているように見られる部分がないとは言えないにしても、基本的にはそうした旧態然とした学校管理運営論とは異質なものであり、その後次々と公刊されていく文部省手引書の基調となっていくことも間違いないであろう⁽³²⁾。

ロ) 『新しい中学校の手引』(1949年2月)——生徒の自治と参加, 市民としての自覚

本書は、「中学校教育の全般について、中学校教育のあり方を説明し、中学校経営の指針として役立つことを期待して編んだもの」(同書「序文」)である。総論ともいえる「中学校の根本的性格」(第1章)にはじまり、以下順に、「生徒の特徴」、「教科課程」、「教授方法と教育技術」、「中学校生徒の指導」、「特殊教科活動」、「市民としての教育」、「学校の組織」、「学校の職員」、「中学校の校舎」、「教授設備」、「学校図書館」、「新制高等学校及び小学校とのつながり」、「学校と社会」、「新制中学校の評価」の全15章から構成されている。青木誠四郎(文部省教材研究課長, 当時)以下, 5名による分担執筆であるが、「執筆内容は、文部省内外の多くの人々の協力の成果である」(同「序文」とされている。後述する二つの手引書と比べてより歴史的、論理的な記述となっており、他の手引書には見られない「市民としての教育」(第7章, 傍点は引用者)が設けられていることも大いに注目される。総じて本書は、生徒を市民の一員として位置づけ、市民としての生徒の権利と義務の視点から生徒の自治と学校参加について、もっとも積極的な内容が開陳されているものである。

たとえば「生徒の学校活動への参加」、「市民教育の重要性」などについて、「特殊教科活動」(第6章)、「市民としての教育」(第7章)のなかで、つぎのような興味深い主張が展開されている。

「学校は、校長、教師、生徒よりなる有機的な社会である」、「生徒も、教師も同じく社会の市民であるならば、そして、市民としての好ましい経験を学校において求めているとするならば、市民としての十分な自覚に基づいた権利と義務をもたねばならない。生徒一人々々が自己の権利と義務に従って行動するということが、自治の第一原則である。この意味において、生徒の自治とは、学校活動への生徒の参加ということである。」「生徒たちは、各種の生徒協議会、委員会等を通じて、学校の一般問題解決に協力すべきである。このような会で正当に決定された事項は、校長や教師たちと供力して、実行されるべきである。」⁽³³⁾、「学校の規則は、外部から生徒に押しつけられるのではなく、生徒の福祉を増進する一手段として作られるものである。(中略)これを強力にするために、校則を作るに当たり、生徒の参加が切に必要とされるのである。もし生徒たちが校則を作るのに参加することを許されるならば、それに従うのが自分たちの責任であることを一層よく理解するであろう」⁽³⁴⁾。

「日本が民主的で、しかも文化的な国家・社会を建設し、世界の平和と人類の福祉とに貢献するためには、根本において教育の力にまたなければならぬ。このような教育の目的は、文化的民主社会の形成者を養成することである。民主社会の形成者は、またよき市民でもあるから、教育の目的はよき市民の育成であるとも云える。このような教育の一般的な目的は、「教育基本法」に明示されているが、中学校の教育目的も亦この目的達成を目指している。「学校教育法」第三十六条に示された中学校教育の三つの目標、即ち、国家及び社会の形成者として必要な資質の養成と、職業選択の基礎的な能力の養成と、社会生活の発展とは、つまりは、よき社会人、よき市民としての資質の養成にあると見てよいであろう。」⁽³⁵⁾、「中学校は、生徒のあらゆる活動を通じて、市民生活の政治的、法律的、経済的資質を整え、又道徳や芸術や、社会生活における宗教

の位置の理解等によって、市民としての資質をつちかひながら、生徒の一人一人を、よい市民として養成することを目的とする」⁽³⁶⁾。

このように、まず、学校を「校長、教師、生徒からなる有機的な社会」と規定して、生徒を学校の構成員として明確に位置づけていることが注目される。ついで、生徒は市民の一員として「権利と義務」を持っていることを自覚し、「自己の権利と義務」に従って行動することが「自治の第一原則である」としているのである。さらに、「生徒の自治」とは「学校活動への生徒参加」を意味しており、生徒たちは、各種の協議会や委員会を通じて、積極的に学校の一般問題の解決に協力すべきであり、生徒の協議会等で決定された事項は校長や教師たちと協力して実行されるべきであるとしている。その具体的な事例として校則問題を取り上げ、校則は生徒に上から押し付けられるのではなく、生徒が参加して作成される必要があり、そうしてこそ生徒がそれに従う責任をより理解するであろうとしているのである。「有機的な社会」、「学校活動」、生徒の「権利と義務」の意味内容、生徒の「自治」と「参加」の関係などについてなお曖昧さがあるものの、ここで展開されている学校観・生徒観・生徒の自治と参加観などは、明らかに戦前のそれからの原理的な転換を内実としているものとして注目に値する。戦後70年が経とうとしている今日において、こうした学校観・生徒観・生徒の自治と参加観に根ざした学校運営が行われている学校は果たしてどのくらいあるだろうか。

戦後初期の一連の文部省著作物に関する先行研究のなかで、本書に言及しているほぼ唯一の論者と思われる藤田昌士は、『生徒一人々々が自己の権利と義務に従って行動するということが、自治の第一原則である』とあるくんだり、戦後初期の文部省著作物の中で『自治』について積極的に定義がなされたほとんど唯一の例といってよいであろう。しかも、ここには『生徒参加』と『生徒自治』との対立的把握はみられない。逆に『生徒の自治とは、学校活動への生徒の参加ということである』といわれることによって、『生徒自治』と『生徒参加』とが等号で結ばれるのである」と評価しつつ、「本書は、戦後初期の文部省著作物の中で特異な位置を占めるものといわなければならない」⁽³⁷⁾と指摘している。

以上のような「生徒の学校参加」問題に関する積極的な指摘に比べると、「父母（保護者）の学校参加」問題は、本書においてはあまり展開されてはいないようにも思えるが、「学校の組織」（第8章）にはつぎのようなPTAに関する注目すべき興味深い指摘がある。

「真に優れた学校経営をなしとげるためには、立派なP・T・Aの組織がなくてはならない。最近に、父兄会や保護者会などをP・T・Aに改組したのであるが、ただ名称を変えただけではP・T・Aの真の精神を彼等に把握させてはいない。P・T・Aは単に父兄たちが学校教育のために財政的援助をすることを仕事とするようなものではない。P・T・Aとは父兄や母姉が教師と共に新しい教育の創造に参加して、あたらしい教育のあり方を教師と一緒に学び知る機関である。子供たちを学校に入れてしまったら、あとは経済的援助を興える以外には何も学校とはかか

わりがないのだと考えているような両親や、親族たちの消極的な態度は、学校や社会の進歩にとっても妨げとなるのみならず、更に子供たちの教育にとっても公正を欠くものである」⁽³⁸⁾。

このように、P・T・Aを「真に優れた学校経営」にとって不可欠の組織として位置づけるとともに、それは、従前の父兄会や保護者会のような学校への「財政的援助」団体であってはならず、「父兄や母姉が教師と共に新しい教育の創造に参加して、あたらしい教育のあり方を教師と一緒に学び知る機関である」ところにその「真の精神」がある、と述べていることは大いに注目すべき論点である。

また、冒頭の「中学校の根本的性格」（第1章）の「入学試験制度」の項では、「入学試験制度は、わが国の教育機関を、単なる上級学校入学の一準備機関に変形してしまった。国民学校から大学にいたるまでの各程度の教育機関が、それぞれ本来の機能を発揮しえないという不合理な状態に立ちいたらしめた。（中略）全児童の義務教育として、基礎教育を機会均等に与えなければならない筈の国民学校が、受験希望者とそうでない児童とを区別し、時としては、異った教室で授業をしたり、また時としては、児童を別々の組に編成したりする傾向が強かった。このことは、受験児童に入学試験を目的としたつけ焼き刃的な積み込み教育が強行せられ、非受験児童は、招かれざるお客のように扱われ、放任的にされ勝ちであった」⁽³⁹⁾と指摘されている。この点は、日本の学校制度とその管理運営のあり方を考える上で、もう一つの本質的な論点（日本の学校制度が果した「人材選別」機能）を提示しており、本書が、「戦後初期の文部省著作物の中で特異な位置を占めるもの」（藤田）であることの証左の一つでもあると言えよう。

先にふれたように、「執筆内容は、文部省内外の多くの人々の協力の成果である」とされている本書の編集・執筆過程を含めて、その内容のより本格的な検討は今後の興味深い課題である。

ハ) 『新制中学校・新制高等学校望ましい運営の指針』（1949年4月）

—「生徒自治」権の「否定」と多様な「参加」

三つ目の『運営の指針』は、「現在のところ、殆ど法規に示されていない中等学校の質的基準について、その欠を補って、望ましい基準の概要を述べた」（同書「まえがき」の要旨）ところに特徴があるが、その項目は、「学校の組織」、「教育方針の樹立」、「教育計画」、「地域社会との関係」、「管理の方法」、「教職員の資格」、「教職員の組織」、「現職教育」、「学習指導法」、「保健体育」、「生徒の厚生」、「特別課程活動」、「生徒指導」、「入学者の選抜」、「進級と卒業」、「校地および校舎」、「学校図書館」、「他の学校との連繫」、「学校教育の評価」の20項目に上り、学校現場が直面し苦慮しているより具体的な問題を取り上げている。項目ごとに「質的基準」の評価事項のポイントが質問形式で書かれていることや、参考文献が挙げられていることもあり、学校現場で活用しやすい内容と著述になっている点に特徴がある。いくつかの注目される部分を引いておこう。

まず、「教育方針の樹立」の項（第2）のなかでは、「学校は、その民主主義的な教育方針の明文化したものを持っているかどうか」、「学校の教育方針は、その地域社会のすべての青年の必要に応ずることを強調しているかどうか」、「学校は、各生徒を個人として尊敬し、個性に即した教育をしている

かどうか」,「学校は,生徒を民主主義的生活に参加するように教育しているかどうか」,「学校は,貧しい者が入学できないような高い授業料や他の出費を求めているかどうか」などの問いを掲げて,以下のように述べている。

「新制中学校または新制高等学校に関する教育者と一般の人とは,その学校の教育方針を,相当期間にわたって研究した上で,これをたてなければならない。これをたてるには,校長も教師も生徒もその土地の人々もこれに参加することが必要である」⁽⁴⁰⁾。

「教育方針を作成するにあたっては,生徒の特性,民主主義の理想,生徒の必要,志望,行動および地域社会の内外に起っている社会的経済的変革を考慮に入れることも大切であり,その地域社会での職業,文化およびレクリエーションに関する機会,生徒の能力と必要,その地域社会で用いられる教育上の設備およびその地域社会の人々のもつ教育に対する観念に注意を払うことも忘れてはならない。この教育方針は,何かの専門図書や学習指導要領から写してきて,鋏と糊ででっち上げたようなものではなく,学校が信じ教職員がその学校で実現することを欲する独創的な教育目標を簡潔に述べたもので,しかもできもしない目標を掲げたのでなく,実際的なものでなければならない」⁽⁴¹⁾。

このように,学校の教育方針を立てるには,「校長も教師も生徒もその土地の人々もこれに参加することが必要」であり,しかも「何かの専門図書や学習指導要領から写してきて,鋏と糊ででっち上げたようなものではなく」,「相当期間にわたって研究した上で」立てなければならない,と注目すべき重要な点を強調しているのである。

他方で本書は,「特別課程活動」の項(第12)では,「生徒は,学校の事務に生徒が参与する限界を理解しているかどうか」との問いを立て,生徒の学校参加(参与)は,「生徒の自治権」という「権利観念」に基づくものではないとして,以下のように述べているのである。やや長くなるが重要な部分なので引いておきたい。

「自分たちで学校管理を掌握し,校長や教師を任免したり,その他この種のことを行う権利があると生徒の思っている学校が今まであった。生徒が参与する制度は,生徒が自治を行う『権利をもつ』という権利観念に基づくものではない。それは選挙を行い,問題を論じ,意見を交わし,寛容の徳を養い,政治の初歩の実際を学び,よい指導者よい服従者になることを学び,常に上から科せられた規律に従うよりは自らを律するなどの機会を,生徒に与えたいという校長と教師との純粋な願望に基づくべきものである。学校が生徒に学校の事柄に参与させるのは,それが学校の主要目標を達成する唯一の方法であるからで,生徒の『自治権』は全然問題とするにあたらない。ただし生徒はよい教育をうける権利をもっており,よい教育は学校の事柄に生徒を参加させることを含むものである」⁽⁴²⁾。

「生徒が学校の事柄に参加する場合にも,他の民主的行動と同様に,自由と無秩序とを混同し

てはならない。生徒参加の制度は、校長から明瞭かつ限定的に委任された権限に基づく。したがって、生徒がなすべき領域もあれば、なすべきでない領域もある。校長は学校教育を正しく有効に実施することについて民衆から責任を与えられているのであって、この責任を教師や生徒がとることはできない。ただ校長がそれを委任することができるだけである。校長は生徒に責任をもたし得る特別の範囲を慎重に定める必要があり、生徒はこれを理解することが大切である。学校の特別課程活動については校長が責任をもっているのであるが、校長は、できるだけ多くの生徒が率先してその計画をたてその運営に当るような機会をつくらなければならない⁽⁴³⁾。

この部分の記述は、本書の全体のトーンと内容からみてもやや異質な消極的な響きを大方の読者に与えるものである。「生徒が参与する制度は、生徒が自治を行う『権利をもつ』という権利観念に基づくものではない」、「生徒の『自治権』は全然問題とすにあたらぬ」、「生徒が学校の事柄に参加する場合にも、他の民主的行動と同様に、自由と無秩序とを混同してはならない。生徒参加の制度は、校長から明瞭かつ限定的に委任された権限に基づく」などと繰り返し述べているからであろう。引用部分の冒頭に、「自分たちで学校管理を掌握し、校長や教師を任免したり、その他この種のことを行う権利があると生徒の思っている学校が今までであった」と指摘されているように、当時の労働運動や政治闘争の高揚を背景にして、少なからぬ中等学校でも校長や一部教師の不正や横暴な姿勢を糾弾する「学園民主化」運動やその行き過ぎがあったことは事実であろう。本書における上記のような叙述はそうした動向への危機感の反映であると思われる。

しかし、さきに紹介した『新しい中学校の手引』と比べてみると、「生徒の参加」の位置づけや強調点が明らかなら異なっているように思える。前述のように、この点に注目して藤田昌士は、『新しい中学校の手引』では「生徒の参加」は「生徒の自治」とイコールのものとされていたが、本書では両者を対立する事柄としてとらえており、「生徒の参加」は生徒の権利というよりは「教育『方法』としての参加」に限定されていると述べている⁽⁴⁴⁾。

一方で、この記述に留意した勝野尚行は、本書で退けられている生徒の「自治権論」は、校長や教師の任免権を生徒の権利とするようなあまりにも極端な「学校管理論」であって、本来の生徒参加権論や意見表明権論とは同種の理論ではないとしつつも、本書には「まともな」生徒参加制度の創設につながる課題も提起されているととらえている⁽⁴⁵⁾。

二) 『中学校・高等学校管理の手引』(1950年3月)——校長のための指導書

四つ目の『管理の手引』は、中学校・高等学校の校長のための指導書・参考書として編纂されたものであり、「学校管理の望ましいあり方は、民主的であると同時に教育的であり、且つ能率的でなければならないということ、(中略)特に強調した」(同書「まえがき」とされている。「現在の中等教育」、「校長論」、「組織と管理」、「指導と生徒役員」、「学校における指導計画の改善」、「学校と地域社会」の6部構成全15章から編まれている。上記のように中学校・高等学校の校長を主たる読者対象としていることから、「校長論」(第2部)が独立しており、「中等教育における校長の地位」(第4

章)、「民主的指導者・管理者・教育者としての校長」(第5章)の2章からなっている点に特徴が見られる。

本書の基調は、さきに検討した『新制中学校・新制高等学校望ましい運営の指針』とほぼ同様なものといえる。ただし、校長を読者対象にして書かれたことから、校長の学校管理指導権限をひときわ強調する叙述が目立っていることも特徴の一つと言えよう。

本書の「中学校・高等学校の組織と管理」(第6章)では、まず教職員の参加についてつぎのように述べられている。

「校長は、学校計画の面や学校全体の福祉のために特に関係を有する問題についての研究と仕事とに、職員の一人一人を進んで参加させて、その能力を最大限に発揮させるような組織を、教育委員会が設定した方策の範囲内において創造する権限と責任を有する。りっぱな管理指導とは、あらゆる人がその仕事を改善できるような組織をつくり出すことである。学校は全職員間から、自由に考えや、計画や、示唆や、評価や、提案が湧き出ることを奨励するように組織される。清新な気分を興えるこれらの「湧き出」に対しては、一定の「水路」がなければならない。(中略)方策を立案し、方法を発展させ、結果を評価する過程に働くすべての人をある程度参加させるという、民主的な方法でないならば、いかなる学校も最大限には能率を発揮していないことは、これまでの経験によって、衆知のことである。」⁽⁴⁶⁾、「立派な組織であるかどうかを判断する基本となるものは、民主的に校務に参加する機会が設けられているかどうかによるものである」⁽⁴⁷⁾。

ついで生徒の学校参加については、「特別教育計画の組織と管理」(第10章)のなかでつぎのように述べられている。

「よい公民をつくるこれらの資格は、生徒が学校管理に真に参加することによってのみ、得られるものである。単に口先だけで生徒に参加させるというのでは効果もなく、また実際に害になると同時に生徒が物事を決定する力を全くくじくことになる。ある程度の責任と権限とをもたせなくては真の参加はあり得ない。生徒が参加するための組織をつくることには議論の余地がないのに、実際に参加する権利を否定するところがある。たとえばある学校においては理論的には生徒が参加する組織をもっているが、生徒役員は校長と教師が選び、教師が黒幕となって働いているのである。これでは詐欺とほとんど変わりなく、価値ある成果を得ることはできないだろう。もし生徒の参加が真正のものでないならば、生徒参加の名のもとに行われる組織をもたない方がよいのである」⁽⁴⁸⁾。

「各中学校・高等学校の管理には、はっきりと限定された範囲内での生徒の参加があるべきである。」「生徒参加の組織は、生徒が自治すべき『権利をもつ』という概念を基礎としてたてられるべきではない。(中略)もし、生徒が学校において自主自律することを学ばないならば――すなわち、生徒が上からの命令を受けることのみを学校において学ぶならば、生徒は卒業後にお

いて、政治的・経済的問題で上からの命令を受けることになり、民主的公民としての彼らの特権を喪失することになるであろう。学校が学校の問題に生徒を実際に参加させたり、またそのような組織をもつことは、学校の主要目標を果たすのに必要な方法である。生徒の『自治権』の議論は決して好まれるものではない。しかしながら、生徒はよい教育を受ける『権利』がある。そしてよい教育とは生徒を学校の問題に参加させることをも含んでいる」⁽⁴⁹⁾。

「生徒参加の計画においては、他の民主的行動の形式におけると同様、自由と無秩序とを混同すべきではない。生徒の中には「自治」という言葉を誤解して、彼らに、教師や校長の任免をも含めたすべての校務を支配する権利があると考えているものがある。(中略) 生徒参加のいかなる組織といえども校長から委任された権限を基礎として運用されるものである。すなわち生徒が運営すべき領域と、すべからざる領域とがある。学校の管理と運営の良否について教育委員会に対し責任をもつのは校長である。個々の学校における最後の責任は校長にある。したがって、生徒活動の領域における終局の権限もまた校長にあることになる。どんな場合でも、生徒が責任をもつ領域は細心の注意を拂って限定することは、校長として必要なことである。中学校・高等学校においては、いかなる場合といえども生徒が校長や教師の任免に関する問題に関与すべきでない」⁽⁵⁰⁾。

「学校の特別教育活動の計画については、校長が全責任を負うべきではあるが、校長は計画を発展させ、処理するにあたっては、生徒に最大限の創始性を発揮させる措置をとらなければならない。もしこの全般の計画と実施とが、上から押しつけられたものであるならば、特別教育活動の主な価値——恐らくその全価値は失われるのである。「生徒自治」という言葉は、誤解と誤用のおそれがあるので、決して用いるべきものではなく、「生徒の学校の問題への参加」という言葉の方がよい」⁽⁵¹⁾。

3) 小括と課題

以上のように、本稿で取り上げた戦後初期の代表的な文部省手引書に見られる子ども（生徒）、父母（保護者）、住民および教職員の「学校運営参加」問題の内容と論点は、それぞれの手引書のなかでも必ずしも一様ではなく、論理的にも錯綜し、矛盾した論点も含まれていることが明らかとなった。

学校における生徒の「自治」と「参加」の視点から、この問題の先駆的な研究を重ねてきた藤田昌士は、戦後初期のこれらの文部省著作物でいわれている「学校管理への生徒参加」あるいは「生徒の学校の問題への参加」は、つぎのような4点で特徴づけられるものであるとしている。

- 1) その生徒参加は「教育方法としての参加」として特徴づけられる。すなわち、学校管理の終局的な権限はあくまでも校長にあるとしながら、「民主的公民」となるべき生徒の自主自律性を育成する方法として、校長のもつ権限の慎重かつ限定的な委任にもとづく生徒参加が導入されていること、
- 2) したがって、その生徒参加は、生徒の決定に対する校長の拒否権のもとにおかれていること、
- 3) 「生徒自治」ということは、あたかも生徒に教師や校長の任免をも含めたすべての校務を支配する権利があるかのような誤解を与えるものとして退けられていること、
- 4) その生徒参加の領域は、

ときに「時間表作成，教科課程編成」や教室における「学習の計画」を例示として含みながらも，主として「特別教育活動」の計画と運営にあったといえること，の4点である⁽⁵²⁾。ただし，藤田自身が「戦後初期の文部省著作物の中で特異な位置を占めるもの」と位置付けた『新しい中学校の手引』は，上記の検討対象からは除かれていることは留意する必要がある。

他方で，もう一人の先行研究者である勝野尚行は，戦後初期の文部省著作物では，すでにみたように，「生徒は参与する制度は，生徒が自治を行う『権利をもつ』という権利観念に基づくものではない」，「学校が生徒に学校の事柄に参与させるのは，それが学校の主要目標を達成する唯一の方法であるからで，生徒の『自治権』は全然問題とするにあたらない」などと説いているように，生徒たちの学校運営参加制度は，あたかも学校側が教育的配慮に基づいて，学校側が生徒たちに与える『恩恵』的制度に過ぎないかのようにも見える。しかし，一方で，「生徒はよい教育を受ける権利をもっており，よい教育は学校の事柄に生徒を参加させることを含むものである」，「ある程度の責任と権限が伴わなければ，参与ということにならない。まともな生徒参与でなければ，全くそれをしない方がまだしもよいのである」などと述べていることに注目して，そこには明確に「まともな」生徒参加制度の創設，子どもたちの学校運営参加権の承認・保障の制度化が課題提起されていると積極的に読み取ろうとしている⁽⁵³⁾。

なお，勝野もまた，『新しい中学校の手引』は検討対象にしておらず，それらを含めて戦後教育改革期における文部省著作およびそれらのなかで展開されている学校管理運営論の本格的な検討は，今後に残された課題であるとしている。

戦後教育改革期に驚くほど大量に公開された学校の管理運営に関する文部省著作物（手引書）の全体像は未だに明確になっていない。それぞれの著作物（手引書）の編集・作成過程，内容と特質，その根底にある学校の管理運営論——とりわけ子ども（生徒），父母（保護者），住民および教職員の「権利としての学校運営参加」問題の内容と論点は，多彩であり今日においても必ずしも十分に明確にされているとは言えないものを多々含んでいる。それらの解明は，戦後教育改革期に制定された憲法・教育基本法法制の理念と内実をより具体的に明らかにする課題の重要な一部であるとともに，子どもの学習権の保障を基軸とした学校当事者の参加と協働による学校運営のあり方を明らかにする今日的な喫緊の課題に資するものでもあると思われる。その解明に当って不可欠な視点は，日本国憲法の精神と原則および子どもの権利条約の精神と原則とその理解であろう。本稿のテーマに即して考えるならば，とりわけそれらの精神が凝縮されていると考えられる「基本的人權」と「子どもの意見表明権」（同条約第12条）の視点であると思われる。

《注》

- (1) 拙稿「子どもの権利と日本の公教育システム」『明治大学人文科学研究所紀要』第59冊，2006年3月，所収。
- (2) 例えば，OECD教育研究革新センター（中嶋 博ほか訳）『親の学校参加——良きパートナーとして』学文社，1998年，喜多明人・坪井由実ほか編『子どもの参加の権利』三省堂，1996年，など参照。

- (3) 拙著『教育委員会制度論——歴史的動態と〈再生〉の展望』エイデル研究所, 2013年。とくに同書の第3章を参照。
- (4) 例えば, 今村武俊『教育行政の基礎知識と法律問題』第一法規出版, 初版1964年, 改訂版1966年, 林部一二『学校管理の本質』明治図書, 1966年, 高石邦男『学校経営の法律常識』明治図書出版, 1966年, 高橋恒三『教師の権利と義務』第一法規, 初版1966年, 改訂版1970年, 文部省地方課法令研究会編『新学校管理読本』第一法規, 初版1969年, 改訂版1972年, など参照。
- (5) 堀尾輝久『天皇制国家と教育』, 青木書店, 1987年, 参照。
- (6) 森文相訓示「学政の目的」(1889年), 大久保利謙編『森有礼全集』第1巻, 宣文堂書店, 1972年, 所収。
- (7) 海門山人『森有礼』, 民友社, 1897年, 85頁, 同前『全集』第3巻に附録として全文収録されている。
- (8) 小林歌吉『教育行政法』, 金港堂, 明治33年, 214頁。
- (9) 『教育大事典』, 同文館, 明治41年。
- (10) 文部省『尋常小学修身書』巻六, 「第二十五課 教育」, 1911年。
- (11) 詳細は, 神田 修『明治憲法下の教育行政の研究』福村出版, 1970年, 結城 忠『生徒の法的地位』教育開発研究所, 2007年など参照。
- (12) 下村寿一『改訂教育行政撮要』岩波書店, 1937年, 28-29頁。
- (13) 注(11)の結城前掲書, 8頁。
- (14) 高野桂一「生徒心得の生成過程と今日の役割」『季刊教育法』55号, 1985年4月, エイデル研究所。
- (15) 斉藤利彦『競争と管理の学校史——明治後期中学校教育の展開』東京大学出版会, 1995年, 特に同書の4章および終章を参照。
- (16) 藤田昌士「『自治』概念の歴史的検討——戦前の小学校と戦後の小・中・高等学校に即して——」『立教大学教育学科研究年報』第42号, 1999年, 所収。
- (17) 例えば, 戦後の国際政治学のオピニオンリーダーの一人である坂本義和『人間と国家——ある政治学徒の回想』(上) 岩波新書, 2011年の第3~4章では, 戦争末期から戦後初期にかけての旧制高校(第一高等学校)の学生寮における「自主的・自立的な相互教育」の一端が活写されている。
- (18) とりあえず近年のリーダブルな労作として, 古関彰一『日本国憲法の誕生』岩波現代文庫, 2009年, 辻村みよ子『比較のなかの改憲論』岩波新書, 2014年, など参照。なお, 上記の古関の著作は, 同『新憲法の誕生』中公文庫, 1995年の新バージョンである。
- (19) 辻田力・田中二郎監修/教育法令研究会著『教育基本法の解説』国立書院, 1947年, 39頁。なお, 同書の手ごろな複製版として, 民主教育研究所編・発行『いま, 読む「教育基本法の解説」』2000年, がある。
- (20) 報告書の全文は文部省調査普及局編『文部時報』880号に収録されている。また, 伊ヶ崎暁生・吉原公一郎編・解説『米国教育使節団報告書』(戦後教育の原典2) 現代史出版会, 1975年にもその全文が収録されている。ここでの引用は後者の文献(伊ヶ崎・吉原編・解説書)による。同書, 162頁。
- (21) 同前, 263頁。
- (22) 中森孜郎『学力・教育・学校を問い続けて』ウインかもがわ(発売元はかもがわ出版), 2013年, 323-324頁。詳細は同書の「Ⅲ わが青春の軌跡——私が歩んだ戦前から戦後の教育」を参照。
- (23) 浦野東洋一「教育基本法と子ども・親・教師」日本教育法学会編『教育法学の展開と21世紀の展望』(講座・現代教育法・第1巻)三省堂, 2001年, 54頁。
- (24) 内藤誉三郎『学校教育法解説』ひかり出版社, 1947年, 安嶋 彌『戦後教育立法覚書』第一法規, 1986年, など参照。
- (25) 三羽光彦「『新制中学校・新制高等学校望ましい運営の指針』の今日的意義」民主教育研究所編集『いま, 読む「新制中学校・新制高等学校望ましい運営の指針」』同研究所, 2002年, 2-3頁。
- (26) 藤田昌士「戦後初期の『生徒参加』論」日本教育方法学会編『教育方法16』明治図書, 1987年, 所収, 同「戦後教育改革と生徒参加の理論——戦後初期の文部省著作物に即して」喜多明人ほか編『子どもの参加の権利——〈市民としての子ども〉と権利条約』三省堂, 1996年, 所収, 同「『自治』概念の歴史的検討——戦前の小学校と戦後の小・中・高等学校に即して——」(前掲注(16)の文献)などの一連の論稿。本稿

執筆にあたっては、藤田のこれらの論稿から多くの示唆を受けた。

- (27) 勝野尚行『子どもの権利条約と学校参加——教育基本法制の立法思想に照らして』法律文化社、1996年（特に、同書の第4章、第5章では、文部省『中学校・高等学校管理の手引』について検討されている）、同「学校教育参加権保障の現代的課題性——なぜ今子ども・父母の学校参加なのか」岐阜経済大学学会編『岐阜経済大学論集』第31巻2～3号、1997年など。
- (28) 文部省『新教育指針 第一分冊』冒頭1頁の「はしがき」。同冊子にはサブタイトルとして、——第一部前ぺん 新日本建設の根本問題——〔第一章より第三章まで〕と付記されている。
- (29) 勝田守一「教育基本法はどうしてできたか」宗像誠也編『教育基本法』新評論、1966年、所収。
- (30) 文部省『新教育指針』（第2分冊）、48頁。
- (31) 同前書、49頁。
- (32) 例えば、文部省『学制百年史』（大蔵省印刷局、1972年）は、「米国教育使節団報告書に次いで、わが国の新教育推進に大きな役割を果たしたものは昭和二十一年五月に文部省が発表した教師のための手引書『新教育指針』である。（中略）戦後の新教育のあり方について模索していた当時の教育界に対して文字通り新教育の指針として大きな役割を果たすとともに、二十二年から出発する新学制による教育の準備はこのようにして実質的に進められたのである」と述べている。
- (33) 文部省『新しい中学校の手引』、173頁。
- (34) 同前書、174頁。
- (35) 同前書、187頁。
- (36) 同前書、188頁。
- (37) 前掲、藤田「戦後教育改革と生徒参加の理論——戦後初期の文部省著作物に即して」。
- (38) 同前書、202頁。
- (39) 同前書、14-15頁。
- (40) 文部省『新制中学校・新制高等学校望ましい運営の指針』、8頁。
- (41) 同前書、8-9頁。
- (42) 同前書、89頁。
- (43) 同前書、89頁。
- (44) 前掲注(26)の、藤田「戦後教育改革と生徒参加の理論——戦後初期の文部省著作物に即して」、同「『自治』概念の歴史的検討——戦前の小学校と戦後の小・中・高等学校に即して」など。
- (45) 勝野前掲書、『子どもの権利条約と学校参加』第5章第4節、参照。
- (46) 文部省『中学校・高等学校管理の手引』、82頁。
- (47) 同前書、83頁。
- (48) 同前書、183頁。
- (49) 同前書、184頁。
- (50) 同前書、184-185頁。
- (51) 同前書、185頁。
- (52) 前掲注(16)の、藤田「『自治』概念の歴史的検討——戦前の小学校と戦後の小・中・高等学校に即して」。
- (53) 前掲、勝野『子どもの権利条約と学校参加』、507-511頁。

20世紀転換期のアメリカにおける反帝国主義運動 — シェルツ, アトキンソン, 1900年の大統領選挙 —

林 義 勝

The Anti-Imperialism Movement in the United States
at the Turn of the Century:
Schurz, Atkinson, and the Presidential Election of 1900

HAYASHI Yoshikatsu

The United States concluded a peace agreement with the Spanish government in December 1898, including the provision of the cession of the Philippine Islands from Spain to America for a payment of 20 million dollars. In the islands, the revolutionary army led by Emilio Aguinaldo had fought against the Spanish troops in cooperation with the American forces, and hoped that they would be able to gain their independence once the victory was won. Therefore, America's decision to acquire the islands was a great shock to the Filipinos. It seemed to them a betrayal by the American government. Immediately before the peace treaty was ratified in the U.S. Senate, the Filipino-American War broke out in February of 1899.

In the United States, there was a group of people called anti-imperialists who had protested against the acquisition of overseas territories. The two major advocates were Carl Schurz and Edward Atkinson. Schurz opposed acquisition of the Philippines on the ground that holding overseas colonies would manifestly violate traditional republican principles historically valued in the United States. The action would go against the doctrine of the consent of the governed declared in the Declaration of Independence. Besides, he claimed that the people living in the tropical region had never experienced democratic government and therefore they would not be assimilated into American society. Schurz delivered a number of speeches based on these claims in the process of the presidential election of 1900.

Moreover, Schurz attempted to organize a third party focusing on anti-imperialism to defeat William McKinley in the presidential election. The Democratic Party chose William Jennings Bryan and advocated anti-imperialism as the paramount issue in 1900. Accordingly, Schurz supported him, but Bryan adhered closely to the policy of free silver coinage, which Schurz and other anti-imperialists strongly disagreed with. Schurz tried in vain to persuade other main leaders of the movement. For example, the president of the Anti-Imperialist League believed in Bryan's victory despite his financial stance. The attempt to organize a third party ended in failure. Finally, Schurz reluctantly voted for Bryan because of his anti-imperialistic stance.

Edward Atkinson, on the other hand, took advantage of his professional expertise in economics, and raised tough questions concerning economic aspects of the possession and management of overseas colonies. Atkinson published a pamphlet entitled "*The Anti-Imperialist*" which emphasized critical issues of heavy taxation for holding colonies and of moral and physical deterioration by venereal disease of young American soldiers stationed in tropical regions. He also inserted in

the pamphlet some of the letters home from battle fields to make known to the American public the realities of the war against the Filipinos who desired their independence. His pamphlets were distributed widely among American conscientious citizens before the presidential election in 1900.

In this article the author mainly attempts to analyze Schurz's words and deeds against imperialism, and the contents of Atkinson's pamphlets that criticized the war against the Filipinos in the process of the presidential election in 1900.

20世紀転換期のアメリカにおける反帝国主義運動

— シュルツ, アトキンソン, 1900年の大統領選挙 —

林 義 勝

はじめに

1900年のアメリカ大統領選挙では、共和党は現職のウィリアム・マッキンリー (William McKinley) を大統領候補者に、米西戦争での活躍で勇名を馳せたニューヨーク州知事セオドア・ローズヴェルト (Theodore Roosevelt) を副大統領候補者に指名した。一方、民主党は4年前の大統領選挙で人民党からも指名されながらも敗れたウィリアム・ジェニングズ・ブライアン (William Jennings Bryan) を再び大統領候補者に、副大統領候補者にクリーヴランド政権下で副大統領を務めたアドレイ・E・スティーヴンソン (Adlai E. Stevenson) を立てて戦った。また、西部を中心に農民から支持を受けていた人民党は1896年の選挙に続き今回もブライアンを大統領候補者に指名した。この大統領選挙が戦われた20世紀転換期のアメリカでは、1898年4月に勃発したスペインとの戦争に圧勝し、マッキンリー政府がスペイン植民地の譲渡、特にフィリピン領有に積極的な姿勢を見せ始めると、これに反対する運動が活発化し、同年秋頃から反帝国主義連盟が全国各地に設立され始めた。さらに1899年2月にはフィリピンを舞台に、フィリピン独立革命軍と現地に駐屯していたアメリカ軍との間で勃発した戦争が依然として終結せず、反帝国主義連盟は積極的に米比戦争を批判し、いわゆる「帝国主義論争」が巻き起っている中、1900年11月の大統領選挙を迎えたのである。

反帝国主義連盟は、1900年の大統領選挙では、フィリピン領有を中心としたマッキンリー政権が積極的に推進している海外領土獲得を目指す帝国主義政策を最も重要な争点と捉えていた。一方、アメリカの内政上の主要な争点は、ブライアンが主張する無制限自由銀鑄造政策 (金対銀の割合を1:16にして国内での通貨供給量を増加する政策) によるインフレ政策の容認か、マッキンリーが主張する金本位制に基づく健全財政路線かの選択であった。このように内政・外交政策ともアメリカにとっては重要な政策をめぐる戦われた1900年の大統領選挙であったが、マッキンリーがブライアンに対して大統領選挙人では292対155 (一般投票では約722万票対約636万票) という大差をつけて再選を果たした⁽¹⁾。現在の通説では、マッキンリーの大統領選挙の勝利はアメリカの経済的繁栄が国民にも享受されるようになったことや、ブライアンの財政政策が国民に受け入れられなかったという側面が強かったと解釈されており、マッキンリー政権の帝国主義政策に対するアメリカ国民の負託だったということは強調されていない⁽²⁾。

本稿では、マッキンリー大統領の対フィリピン政策に批判的な人々が結成した反帝国主義連盟が、フィリピン領有を含んだパリ講和条約批准への反対活動や1899年2月に勃発したアメリカ・フィリピン戦争の即時停止を求める活動、それに1900年の大統領選挙に向けて具体的にどのような取り組みを行ったのか検討する。その際、反帝国主義運動の大義を訴える上で中心的な役割を果たしたカール・シュルツ (Carl Schurz) と、『反帝国主義者』(*The Anti-Imperialist*) などの出版を通して独自の活動を行ったエドワード・アトキンソン (Edward Atkinson) を中心にする。反帝国主義連盟に関する研究成果は、1930年代に上梓されたマリア・ランザー・カーピオ (Maria Lanzar-Carpio) やフレッド・H・ハリントン (Fred H. Harrington) のものが嚆矢である⁽³⁾。その後、ヴェトナム反戦活動が盛んだったアメリカで1960年代後半から1970年代にかけて本格的なモノグラフが刊行された。ロバート・L・ベイスナー (Robert L. Beisner)、E・バークレー・トンプキンス (E. Berkeley Tompkins)、ダニエル・B・シャーマー (Daneil B. Schirmer) らの著作が反帝国主義運動への理解を深めたのである⁽⁴⁾。また、最近ではインターネット上でもアメリカ史関係の一次史料を閲覧できるが、マイケル・P・カリネイン (Michael P. Cullinane) によって反帝国主義運動に関連した一次史料などがウェブ上で公開されている⁽⁵⁾。本稿では、こうした先行研究や刊行史料、ウェブ上の史料を踏まえ、シュルツとアトキンソンの言動を中心に、パリ講和条約の締結への動きの頃から1900年の大統領選挙に至るまでの反帝国主義運動を検証したい⁽⁶⁾。

第1章 シュルツとアトキンソンの海外膨張政策への批判

マッキンリー大統領は、1898年4月、連邦議会に対してスペインへの宣戦布告を求めた演説の中で、「人道上の観点から、文明の擁護のために、そして危険に晒されたアメリカの利益を守るために」「キューバでの戦争をやめさせなければならない」と述べ、この目的を達成するために合衆国が戦争に訴える「権利と義務」があると主張した。こうした大統領の要請に応えた連邦議会は、合衆国がキューバでの内戦状態を終結させるため軍事介入を認めるが、キューバで「主権、管轄権、あるいは支配権を行使する」意図がないことを明確にし、騒乱制圧後はキューバの統治と支配をキューバ人に任せることを約束した。ヘンリー・M・テラー (Henry M. Teller) コロラド州選出上院議員が提案した修正条項を付与した決議を採択し、スペインに宣戦布告した⁽⁷⁾。

こうしてスペインとの戦争が始まったが、アメリカ軍が最初に勝利を収めたのは1898年5月1日、ジョージ・デューイ (George Dewey) 提督が率いるアジア艦隊によるマニラ湾でのスペイン海軍撃滅であった。マッキンリー政権は1893年に王朝政府を倒した白人革命勢力が共和国を樹立していたハワイと1897年6月に併合条約調印し、1898年1月に上院に批准を求めていた。マッキンリー大統領は、この初戦の大勝利を背景に併合条約の批准を達成しようとした。条約批准に必要な三分の二の賛成が上院で得られないと判断した上院外交委員会委員長クッシュマン・K・デイヴィス (Cushman K. Davis, ミネソタ州選出) は、過半数で承認が得られる上下両院合同決議による批准を目指した。その後、デューイ提督による勝利の報に接すると、下院ではマッキンリー政権の意を受けたフランシ

ス・G・ニューランズ (Francis G. Newlands, ネバダ州選出) が、そのわずか3日後の5月4日にハワイ併合を容認する決議案を提案した⁽⁸⁾。明らかに国民の戦勝気分を議会での審議の追い風にしようとする戦略的な日程の選択であった。

カール・シュルツはこうしたマッキンリー政権の海外領土領有の動きに批判的であった。国内世論の強い反対があったハワイ併合を推進するため、対スペイン戦争での勝利を利用すればアメリカの外交方針に対する「世界の信頼が崩れ去ることは明らかである」とシュルツはマッキンリー大統領に宛てた手紙で訴えた。また、この時期のハワイ併合推進は、戦争による海外領土獲得と同じことであり、議会が承認した「貪欲な野心、征服、自己権力の増殖のための戦争ではない」という宣戦布告に反するものであるとマッキンリー大統領を強く牽制した⁽⁹⁾。さらに、来るべきスペインとの講和条約のあるべき姿についても言及し、国際社会に対して「人道のための戦争」と宣言した戦争の大義を守ることを主張し、アメリカの国旗を汚し、アメリカ国民に新たな戦争と未曾有の災厄をもたらす「征服戦争」へと貶める行為をしないように強く求めた⁽¹⁰⁾。また、ハワイ併合条約の批准に関する審議が議会で始まる前から、シュルツは、海外領土を保持しなければ、アメリカの民主主義制度と整合性を保つことができ、海外領土を防衛するための法外な軍勢力も不要となる、さらに外国との紛争に巻き込まれることもなく、アメリカが共和国としての道義的威信を危険に晒すこともないと、海外領土保持に伴う様々な問題点を指摘していた⁽¹¹⁾。

また、ボストンの名士で銀行家のガマリエル・ブラッドフォード (Gamaliel Bradford) もマッキンリー政権による帝国主義政策に警戒心を抱いた。1898年の半ば頃までには、アメリカ軍はキューバのみならず、スペイン海外植民地であるグアム、プエルト・リコでも軍事的優位を収め、フィリピンでもエミリオ・アギナルド (Emilio Aguinaldo) 指揮下の独立革命軍と連携して対スペイン軍掃討作戦を進めていた。このような情勢の中、ブラッドフォードは「アメリカ共和国の伝統的な外交政策を維持し」、「帝国主義的な国家に転換するような」対外政策に抗議するため集会を開催することを提案した⁽¹²⁾。この呼びかけに呼号した人々が、6月15日、ボストンのファニユエル・ホールでの抗議集会に参加した。この集会には、全体で400人以上の人々が参加したと報道されたが、演壇上に上がったのは、その後の反帝国主義運動を中心的に担っていくことになる人物たちであった。ブラッドフォードの他に、経済学者でマグワンプのエドワード・アトキンソン (Edward Atkinson)、労働運動指導者ジョージ・マクニール (George McNeil)、マサチューセッツ改革クラブ会員のムアフィールド・ストーレイ (Moorfield Storey)、新聞編集者アーヴィング・ウインスロー (Erving Winslow) などであった⁽¹³⁾。

基調講演はストーレイが行った。彼はマッキンリーが主張した人道主義的な観点から対スペイン戦争に反対するものではないが、この戦争を帝国主義戦争に変質しないこと、キューバ人の自治の権利を勝ち取ろうとする努力を欺き、彼らの同意を得ることなくアメリカの支配を彼らに及ぼそうとする企てには反対した。その他の登壇者の演説が終了後、彼らの主張を踏まえて、この集会では以下の諸点を満場一致で決議した。最初に、キューバにおける不幸な状況を終わらせようとする人道的義務として始められた戦争が、海外領土併合という「征服戦争」に歪曲されるべきでないことを強調した。

さらに、戦争の結果として、どこであれ、海外領土を領有することは、対スペイン戦争の宣戦布告を宣言した議会での決議に反することであり、「主権、管轄権、あるいは支配権」を行使しないという理念はキューバ以外のスペイン領に対しても適用されるべきであると主張した。また、アメリカ合衆国の任務は自治の成功例を世界に示すことであり、これまでその下で繁栄してきた民主主義的諸原則や政策を放棄し、現在マッキンリー政権が進めている帝国主義政策を採用することは、国内で自由な諸制度の衰退をもたらすことになる。その上で、都市での生活環境、労働関係、通貨問題、不公正な税体系など国内の諸問題を解決することが政府の第一義的な義務であり、海外領土の保持や統治に関わるべきでないと決議したのである⁽¹⁴⁾。同時に、「通信委員会」を設置し、全国的な規模で反帝国主義の大義に共感を持つ著名人、特に議員、大学教授、実業界の指導者、労働組合指導者、聖職者、新聞編集者を中心に個人や機関・組織に呼びかけ、それぞれの関係や地域で会員を募ることになった⁽¹⁵⁾。言うまでもなく、この抗議集会が開催されたファニユエル・ホールはアメリカ独立革命の際にイギリス本国の重商主義政策への抗議集会が開催された会場であり、「通信委員会」も独立革命運動に因んだものであった⁽¹⁶⁾。当初この通信委員会に選出された委員は、ガマリエル・ブラッドフォード、アーヴィング・ウィンスロー、弁護士デヴィッド・グリーン・ハスキンス・ジュニア (David Greene Haskins, Jr.) たち 10 名であった⁽¹⁷⁾。こうしたファニユエル・ホールでの会合が、組織的にマッキンリー政権の海外領土領有政策に反対する反帝国主義運動が組織的に展開され始める契機となったのである。

このような通信委員会の活動を踏まえて、反帝国主義者たちは 1898 年 8 月にニューヨーク州サラトガでアメリカ合衆国の対外政策を論議する集会を開催した。この集会での講演者の一人であるシュルツは、つぎのようにマッキンリー政権の帝国主義政策を批判した。シュルツは、合衆国は「征服戦争」や「自己の権力増殖」のための戦争ではなく、キューバ解放を求めた人道主義に根差した戦争の遂行を世界に宣言したのであり、そこから逸脱した海外領土の獲得は道義上の問題、世界におけるアメリカの威信を傷付けるものであるとマッキンリー政権の姿勢を強く批判した。また、赤道地域に位置する海外領土を獲得した場合、民主主義的諸制度にその地域の無知な何百万人もの人々を従属民として統治することになり、それは共和国憲法の精神に反する、すなわち被治者の合意を前提とする「人民の人民による人民のための政府」という原則を踏みにじることになる。さらに、植民地を保持してその市場を独占している諸列強との競争にアメリカは勝利を収め、海外での製品の販売に目覚ましい成果を上げていることに自信を示し、市場を開拓するために植民地を領有する必要はないと断言したのである⁽¹⁸⁾。

一方、1898 年 5 月のマニラ湾での勝利以後、デューイ提督はスペイン軍追討に協力を得るため、亡命中のフィリピン独立運動の指導者、エミリオ・アギナルドをアメリカ船でフィリピンに帰国させていた。アギナルドは米比両軍が協力してスペイン軍を倒せば、アメリカ政府はフィリピン独立を支援すると考えていた。また、そのように、彼が接触した複数のアメリカ人政府、軍関係者から聞かされていた。こうした認識を持っていたアギナルドは、アメリカ軍艦で帰国後、自らフィリピン革命軍を率いて精力的にスペイン軍掃討を続け、ついに彼らをマニラ市内へと追い詰めていたのである。そ

して、1898年6月には、アギナルドがフィリピン共和国の建国を宣言し、自らを大統領として暫定政府を樹立した⁽¹⁹⁾。しかし、実際にはマッキンリー大統領は、デューイ提督の要請をはるかに超えた二万人規模のアメリカ遠征軍を派遣し、6月末には第一陣がフィリピンに到着した。軍勢を整えたアメリカ遠征軍司令官、トマス・M・アンダーソン(Thomas M. Anderson)准将はアギナルドに相談することなく、既に戦意を喪失していたスペイン軍に降伏を求める最後通牒を発した。フィリピン独立軍の報復を恐れたスペイン軍司令官は、マニラ市内への彼らの入城を阻止することを条件に、8月14日にアメリカ軍との休戦協定の締結に応じた。この間、アギナルドはアメリカ軍から何ら相談に与ることもなく、米比両軍の休戦協定の調印式にも招待されなかったのである。さらに、マッキンリー大統領は、アギナルドとのフィリピン共同占領はあり得ず、それどころかアメリカ軍による単独軍事占領とアメリカ軍の権威、及び戦闘の中止をフィリピン軍に認めさせ、この訓令を実現するため必要な手段を講じるよう遠征軍司令官に命じたのである⁽²⁰⁾。

さらに、マッキンリー政権は10月1日からパリで本格的な講和条約締結交渉を開始した。この時、アギナルドはマッキンリー大統領にフィリピン独立への支援を直訴するため、フィリピン革命政府代表としてフェリッペ・アゴンシリョ(Felipe Agoncillo)をワシントンに派遣した。アゴンシリョは、アメリカ遠征軍はフィリピン独立革命軍の支援があってこそスペイン軍を打倒できたとその軍事貢献を主張し、旧宗主国スペインにフィリピンを返還するのではなく、アメリカの助言と軍事的庇護の下でフィリピンは独立を希望していると強調したのである⁽²¹⁾。

しかし、マッキンリー大統領は、こうした要望に耳を傾けないどころか、アメリカ本土から7,000マイル以上離れ、非常に多くの部族からなる、人口の多いフィリピン諸島をアメリカが領有することを決意した。1898年10月半ばにアメリカ中西部に遊説した際、マッキンリー大統領は人道主義的理由から合衆国はスペインとの戦争に踏み切ったことを強調し、スペインの圧政のくびきから抑圧されたフィリピン人を救済する義務を果たさねばならないという、道徳的配慮に基づくフィリピン領有というレトリックを展開したのである。マッキンリー大統領は、フィリピンに対する合衆国の責任は「フィリピン人を教化し、彼らを高揚させ、文明化し、キリスト教化する」ことだとフィリピン領有を正当化する論理を展開し、アングロ・サクソン系アメリカ人は、人種的に優秀であり、それゆえ「野蛮な怠惰と習慣」に陥っているフィリピン人を救い出し、彼らを「世界最高の文明の通路に導く」義務があると強調していた。同時に、マッキンリーは東アジアにおけるアメリカの拠点強化することを望んでおり、フィリピンを領有すれば合衆国は中国における通商上の利益を守ることができ、東アジアにおける政治的立場も改善できると考えたのである。最終的には、マッキンリー政府は12月10日にパリで締結された講和条約により、スペイン政府に2,000万ドル支払うことでフィリピンを領有し、同時にプエルト・リコ及びグアムも獲得した⁽²²⁾。

フィリピン革命政府は、こうしたアメリカ・スペイン両国間の講和条約の交渉について、アゴンシリョの働きかけにもかかわらず、自らの主張を全く反映させることができなかった。講和条約によって、アメリカがフィリピン諸島全体を領有することになったと知ったアギナルドは「青天の霹靂」であると怒りを露わにした。しかし、アギナルドはアメリカ議会がこのパリ講和条約を批准せず、

デューイ提督が1898年5月に彼に伝えたフィリピン独立の約束を尊重するだろうと確信していたという。一方、アギナルドはアゴンシリョに対しては、パリ講和条約が上院で批准されないよう全力で働きかけ、同時にフィリピン革命政府と祖国へのアメリカの庇護を得るために、交渉のテーブルに着くようアメリカ政府を説得するよう訓令した⁽²³⁾。

こうしてアメリカ政府はフィリピン領有を規定した講和条約を締結したが、マッキンリー政権の動きに批判的な反帝国主義者たちは、6月半ばのファニユエル・ホールでの集会以来、国内世論への呼びかけを強めていたが、1898年11月にはボストンで反帝国主義者連盟を設立した。この連盟設立を協議したのは副会長に就任することになる経済学者のエドワード・アトキンソンの事務所であった。また、これが今後アメリカ各地で作られていく反帝国主義者連盟の原型になっていくことになる。共和党の有力者ジョージ・S・ボートウェル (George S. Boutwell) が会長に、ウインスローが事務局長に、実業家フランシス・A・オズボーン (Francis A. Osborn) が会計に就任し、さらにこの役員を支援するための執行委員会が設置された。さらに、様々な分野の著名人が副会長として名前を連ねた。その中には、前出のカール・シュルツの他に鉄鋼王アンドルー・カーネギー (Andrew Carnegie)、前大統領グローヴァー・クリーヴランド (Grover Cleveland)、労働総同盟会長サミュエル・ゴンパース (Samuel Gompers) なども含まれていた⁽²⁴⁾。

反帝国主義者連盟は、設立に際して、これまでの帝国主義政策への反対論を集大成した「合衆国国民への呼びかけ」を発表した。反対論は多岐にわたるが、1) 自由人から構成される真の共和国は、法の前でのすべての市民の平等、被治者の合意による統治、代表なければ課税なしの原則の上に成り立つものであり、それらが放棄されれば共和国は名前だけのものとなる、2) 連邦憲法は市民間に階級差——片や自由人としての権利をすべて享受する者と一方で軍事力によって統治される従属民——は容認していない、3) スペイン領の人民による自由を求める英雄的な闘争に心から共感を覚え、それゆえ彼らの権利を奪うことに抗議する、4) 地続きの人口希薄地域への拡張や将来的に州に昇格する目的で購入された領土は、戦争による征服と力によって奪取された外国領土とは別である、5) 敗れた敵国が住民の合意を確認せず彼らを譲渡する権利は持たず、自由な共和国はそうのように譲渡された住民を従属状態のまま保持する権利は持たない、6) スペインとの戦争は、「人道主義と自由のため」であり、征服のためではない、7) 新しい帝国主義は合衆国がよってたつ「健全な諸原則」より上位に、力の原理と通商上の利益と偽の慈善を置こうとするものである、8) 帝国主義は国内の切迫している金融、労働、行政上の諸問題の解決を遅らせ、外国との複雑な事態を招くことを宣言した。そして、反帝国主義者連盟は、わが国の大多数が海外膨張政策に反対している証拠を明示するため、こうした意見に賛同する人々によって形成されたことを明らかにし、アメリカ国民に支持を求めた。会員になる資格は反帝国主義の大義に賛同したアメリカ国民に限定された。そして大統領と連邦議会宛での「抗議書」のフォーマットを提示し、できるだけ多くの人々の署名を集めて反帝国主義者連盟の事務局に送付するよう訴えたのである⁽²⁵⁾。

反帝国主義連盟の設立を検討する会場として自らの事務所を提供し、副会長に就任したアトキンソンが反帝国主義運動に関与するようになった経緯をここで述べておきたい。彼はスペインとの戦争の

可能性が高まるにつれて、戦争反対の文書を議会に送るよう教会関係者へ働きかけ、戦争の惨禍を回避すべきだとの意欲を見せていた。そして、米西戦争開始後は、陸軍省の戦時態勢の構築に非常に批判的で、キューバでの戦争遂行についても詳細な調査が行われるべきだと主張していた。そのため、自らも戦地から帰国した兵士や士官から情報を集め、そこでの陸軍当局の対応の稚拙さを明らかにした。こうした活動を通して、アトキンソンは特に赤道地方に駐屯する白人部隊の士気と健康に関して関心を持つようになった。さらに、イギリス軍やフランス軍に関する史料から、ヨーロッパ植民地軍はかなり高い割合で赤道性熱病ばかりでなく性病の悲惨な影響を受けていることを知って愕然としたのである。

また、8月にマッキンリー大統領に送った書簡で、アトキンソンは帝国主義政策の深刻な危険性を訴えていた。マッキンリーが適切な判断をしてフィリピンに関わらないよう進言し、本国から遠く離れた植民地を持つことは外的外れで、アメリカの統治制度には全くなじまないものだと断言した。また、アメリカの名誉は、西インド諸島をアメリカ領に追加せずとも維持でき、赤道地方の諸島を併合することはアメリカの権利でも義務でもないマッキンリーに念を押ししたのである。アメリカの目的は、植民地制度を採用することではなく、平和と秩序を保ち、産業を発展させ、暴力に関わらないことであると強調したのである。こうした信念からアトキンソンは、反帝国主義運動に積極的に関与することになるのである⁽²⁶⁾。

同時に、アトキンソンは関税低減政策の唱道者、金本位制に基づく健全財政の推進者であった。1890年代にアメリカの繁栄を保つため上で対外政策が話題になり始めると、彼はなるべく国際的な軋轢を起こすことなく、ヨーロッパ諸国のように海外植民地を保持する政治的負担をせず、世界における合衆国の経済的優位を追求すべきであると主張した。例えば、ハワイ併合については不必要であり、関係諸国と交渉することにより、ハワイとの交易の自由を相互に確認し合い、そこを太平洋横断の中継基地として利用できると主張した。1895年には当時の大統領クリーヴランドに、ハワイの中立を保障する国際条約を締結すれば、ハワイに関心を持つ列強は領土を欲せず、ハワイとの無制限の交易が可能で、石炭補給所や電気ケーブル敷設用地を確保でき、ハワイ人自身は各国の保護の下、自治を享受できることになると提案したのである。アトキンソンはこの提案を非常に理にかなったものと考え、こうした考え方に沿って、後にフィリピンの中立化を提示することになる⁽²⁷⁾。

こうしたアトキンソンの考え方の根底には、アダム・スミスが提唱した自由放任経済学がある。植民地は宗主国に他国との外交上の問題や、統治のための軍事的、財政的負担を強いるものであるが、国家の継続的利益の確保、経済成長による発展、国内での労働者の雇用の確保には新しい海外市場が必要であることを認めつつ、その目的のためには「貿易立国」が望ましい国家像であり、政治的帝国ではないと考えていたのである⁽²⁸⁾。

しかしながら、ニューレフト学派の指導者であるウィリアム・A・ウィリアムズ (William A. Williams) は、反帝国主義者たちの主張について、フィリピン領有がアメリカの共和国としての政治的、道徳的理念と矛盾すること、帝国主義政策がアメリカ国内に与える悪影響を与えることや、自由を求めて闘っているフィリピン人を支持するという側面よりも、帝国主義論争は海外進出のため

の経済的戦略をめぐる路線の対立であると解釈している。すなわち、帝国主義者と反帝国主義者は「キューバとフィリピンをどう処理するかという特殊な問題によって触発されたが、それらを伝統的植民地として保持すべきか、それとも合衆国の慈悲深い監督下で半独立国としての地位を与えるべきか、をめぐって激しく戦わされた」。しかし、「門戸開放通牒が出されると、論争は激しさを失った」としている。すなわち、ウィリアムズは、帝国主義論争には「実業家、知識人、政治家の連合」である第三の集団が存在し、「かれらは伝統的植民地主義に反対し、その代わりにアメリカの卓越した経済力が世界の全低開発地域に進出し、それを支配することを想定する門戸開放の政策を唱道し」、「この連合が論争に勝利し、その後半世紀の間に、門戸開放政策がアメリカの対外政策の戦略となった」と主張したのである⁽²⁹⁾。また、歴史家高橋章は、アメリカにおける帝国主義の成立に関する著書の中で、反帝国主義連盟の目的は「せいぜい海外植民地領有に反対すること」であり、その動機についても「伝統的膨張主義にたいする反発や人種差別意識に基づく立論が多かった」ことを指摘している。そして、20世紀転換期の「帝国主義論争」について、ウィリアム・A・ウィリアムズの主張を踏まえ、反帝国主義者は「自由貿易の帝国主義者」として海外市場の必要性を確信する膨張主義者であったと規定している⁽³⁰⁾。

こうしたウィリアムズの主張に対して、歴史家ロバート・L・ベイスナーは、反帝国主義運動は基本的に非公式帝国——海外植民地を保有せずに門戸開放型自由貿易政策を推進して経済的優位を維持する政策——を推奨するためのカモフラージュされた活動ではなかったと反論している。反帝国主義運動の指導者たちは、帝国主義の持つ経済的含意については全く考えていないか、アトキンソンのように考えた指導者もほとんどの場合、道義的、人種的、歴史的、立憲主義的な考慮の方により重点を置いていたのである。アトキンソンは世界におけるアメリカの経済的優位を夢見ていたが、反帝国主義者連盟設立後、彼は直ちに反帝国主義者の考え方を主張した文書を精力的に刊行し始めた。後に本稿でも取り上げる、「国家的犯罪の代価」や「戦争の修羅場の報い」と題したパンフレットがそうである。さらにパリ講和条約の批准を阻止する世論を盛り上げるために、彼は連邦議会の議員全員、各地の聖職者、通商、農業関係者などにも大量の反帝国主義を訴えた文書を書き送ったのである。さらに、『反帝国主義者』(*The Anti-Imperialist*)を刊行し、マッキンリー政権の帝国主義政策の問題点をアメリカ国民に幅広く訴え続けたのである⁽³¹⁾。

一方、マッキンリー大統領は講和条約が上院で批准される以前、1898年12月には対フィリピン政策の基本方針を発表し、フィリピンでの合衆国の使命はスペイン政府のような恣意的な統治ではなく、合衆国のフィリピンに対する主権を前提とした「友愛的同化」政策を遂行するとした。軍事史家ブライアン・リン (Brian Linn) が主張するように、この声明の発表によって合衆国のフィリピン全体への領有権が明確にされ、フィリピン革命政府の独立はアメリカ政府の選択肢から排除されたのである⁽³²⁾。アギナルドはこのマッキンリー大統領の方針は、講和条約が批准される以前の段階でフィリピンに対する主権を主張するもので、フィリピン革命政府が意図してきた祖国の独立への願望を無視し、フィリピンを植民地化する意思の表明であると考えた。その結果、アメリカ軍との武力衝突に

備えた準備に取り組むように訓令を発し、1899年1月には第一次フィリピン共和国（通称マロス共和国）の樹立を宣言した。アギナルドは自ら大統領に就任し、諸外国にフィリピン共和国の独立を承認するよう要請した⁽³³⁾。また、ワシントンに留まっていたアゴンシリョは、アメリカ上院に対してパリ講和条約の不当性を訴える「合衆国上院への嘆願書」を提出した。既に挙げていたフィリピン独立の正当性の根拠に加えて、アゴンシリョは、戦争に敗れたスペインがフィリピンをアメリカへ譲渡する権利を認められないと主張した⁽³⁴⁾。こうした動きがある中、フィリピンではアメリカ遠征軍とフィリピン独立革命軍は一触即発の状態を迎えていた⁽³⁵⁾。

1899年2月4日、ついにマニラ市郊外で米比両軍の軍事衝突が勃発した。歩哨の任務についていたアメリカ兵が、停止命令を無視して接近してきたフィリピン人兵士に発砲したことが契機となったのである。その後、両軍兵士の間で上官の指示もなく銃撃戦が行われた。アギナルドは「われわれの友人であり解放者であるというポーズ」をとってきたアメリカ軍が不当な戦争を仕掛けてきたと激しく非難したが、翌日、アメリカ遠征軍司令官エルウェル・S・オーティス 将軍 (Elwell S. Otis) に対して休戦の提案を行った。しかし、オーティス将軍は、その提案を拒絶したため、アギナルドはアメリカ軍に対する宣戦布告を2月5日に宣言し、アメリカ・フィリピン戦争は1902年7月に時の大統領セオドア・ローズヴェルトが終結宣言を出すまで続くことになるのである⁽³⁶⁾。

第2章 パリ講和条約の批准と反帝国主義者

パリ講和条約は1899年1月4日に批准のため上院に送付され、非公開の審議が始まった。しかし実際には、スペイン領、特にフィリピン領有に関する修正決議案が出され、結果的にそれらが公開で議論されることになった。ほとんどの議員が問題にしたのは、伝統的な州の地位の概念と新たに領有される海外領土に憲法上の権利を拡大適用することの可否であった。最初に、ミズーリ州選出民主党上院議員ジョージ・G・ヴェスト (George G. Vest) が、合衆国が植民地として所有し、統治する領土の獲得を禁止することを目指して講和条約への修正決議案を提案した。彼はアメリカ政府が新たな領土を獲得する権限を持つことは当然視するが、そうした新領土は連邦に加入されるに相応しいもの、すなわち過去の歴史で伝統的になされてきたように、アメリカ合衆国の州に昇格できるものでなければならぬとしたのである。そこがアメリカの膨張とヨーロッパの植民地主義との違いなのである。反帝国主義者にとって、フィリピンが永久に州に昇格されない存在であれば、それは植民地であり、そうした植民地を持つことは合衆国が帝国主義を採用したことを意味することになる。また、ヴェストは、パリ講和条約はアメリカ合衆国が独立以来守ってきた被治者の同意という独立宣言の原則から逸脱し、結果的には国内の自由な諸制度の衰退をもたらし、専制的な統治をもたらすことを懸念したのである⁽³⁷⁾。

このヴェストの議論はこれまで反帝国主義者たちが主張してきたものであるが、もう一つの論点も明確になった。それはルイジアナ州選出民主党上院議員ドネルソン・キャファリー (Donelson Caffery) が提示したものである。キャファリーはフィリピンに州を立ち上げることに反対したのみ

ならず、その住民にアメリカ市民権を付与することに反対した。黒人への人種差別が当然視されていた南部出身の議員として、1,000万人にも及ぶフィリピン人住民にアメリカ市民権を付与すれば、アメリカ社会に急激な政治的变化と社会的混乱をもたらすことを恐れたのである。フィリピン人が連邦政府に代表を送りだし、アメリカ社会にとって重要な政策に対して投票権を行使するのは、ほとんどの南部白人には耐えがたいことであった。平等でない市民が一つの国家に存在することはあり得ないと主張することによって、キャファリーは多くの南部出身の反帝国主義者の人種主義観を代弁したのである。また、ルイジアナ州は砂糖生産州であり、安価なフィリピン産砂糖の流入による競合は避けられないものとなることもキャファリーがフィリピン領有に反対する理由であった⁽³⁸⁾。

こうした反帝国主義者の人種主義観がフィリピン領有反対の理由であったが、これは南部出身者に限られたわけではなかった⁽³⁹⁾。本論で扱っているカール・シュルツもその一人であった。1898年8月にニューヨーク州サラトガで行った講演で、彼は人種主義的偏見を次のように述べている。スペイン植民地を併合した場合、併合された領土は、アメリカ大陸内の諸州と同等の立場に立つ連邦の一員となるか、属領として統治されることになり、いずれの場合もアメリカの民主主義的諸制度の根幹に関わる問題が生じるのである。スペイン植民地はすべて赤道地方に位置しており、人口密度も高い。キューバとプエルト・リコの人口構成はスペイン系クレオールや様々な人種と混血した黒人などであり、フィリピンの場合は大多数が野蛮なアジア系スペイン人である。こうした人々が、アメリカ共和国の一員として相応しい方法で民主的な政府を運営することはできない。赤道地域の気候は変えられるものではなく、そのため、アングロ・サクソン系はそこには専制的政府しか樹立することはできず、民主主義的政府を確立したことはなかったとシュルツは主張したのである。

さらに、シュルツは、プエルト・リコが連邦の一員として認められた場合を例として、その国内政治への望ましくない影響を論じている。この地域の代表として連邦議員や大統領選挙人を選出することになれば、重要な法案や大統領選挙の表決に彼らの意向を踏まえた票が投じられることになり、たとえ数票でも大きな意味を持つこともありえる、また言語、伝統、習慣ばかりでなく、政治的、社会的、さらには道徳的観念さえアメリカ人と異なる、赤道の太陽の下で決してアメリカに同化されない人々の表決で決定されることも起こりうる。党派的な政治屋が彼らの支持を得るために不正な取引をすれば、非常に大きな政治勢力となる恐れもある。さらに、他のスペイン植民地も併合されれば、アメリカ社会に同化できない人々の発言権が内政上の問題でさらに強くなる恐れがあると指摘したのである。

一方、シュルツはアメリカが属領としてスペイン植民地を併合した場合には、その地域の何百万人もの住民を従属民として、専制的な権力で永続的に統治することになり、共和国の憲法の精神を侵害することになり、民主主義的統治の基本的諸原則全てに反する事態が生じると指摘した。すなわち、被治者の合意を前提とする「人民の人民による人民のための政府」を拒絶して、属領を領有することは国内に腐敗をもたらすことになることになると危惧しているのである。さらに、シュルツはスペイン植民地のアメリカ併合による人種問題と労働形態についても言及した。合衆国は国内に黒人問題を抱えているが、その解決は非常に困難を極めているのが現状である。その解決に全力を尽くさねばならないが、

そのような時に黒人より格段に性格が悪く、頑固で従順でない人種に属する原住民をアメリカの政治体制に数多く取り込むことは、驚くほど馬鹿げたことだと批判した。また、赤道地域では有色人種を契約労働という形態で雇用しているが、これは期間限定の奴隷制度に似た制度であり、労働の自由と威厳に関するアメリカの諸原則とは全く相いれないと指摘した⁽⁴⁰⁾。

こうした議論が行われる中、講和条約批准に必要な三分の二の賛成を得る上で、大きな役割を果たしたのが、民主党や人民党議員に影響を持っていたウィリアム・ジェニングズ・ブライアンであった。ブライアンは、帝国主義政策に反対することと、講和条約批准に反対することとは別のことであり、講和条約を成立させてから反帝国主義的な政策を連邦議会で制定していくことを提唱し、その前段階として講和条約批准を推奨したのである。後になってブライアンは回想録で、講和条約が批准されなければ、スペインとの戦争状態が終わらせることができず、そうした状態が継続する間の戦費とその間に起こりうる危機に対して民主党が責任を負わされることになることを説明している。戦争行為は恐れられ、両親たちは息子たちの帰還を求めており、戦争状態を継続させるような行為を民主党が擁護するのは困難だったと主張した。しかし、この時にはスペインが戦争を再開する能力や意志を持っていなかったことは明らかであった。さらに、ブライアンは講和条約によって合衆国がフィリピンを保有することにはならず、単にスペインからフィリピンを切り離すだけであり、戦争を継続してスペインにフィリピン独立を認めせるよりも、アメリカ国民をフィリピンに独立を約束するように説得する方が容易であると信じていたと主張している⁽⁴¹⁾。

また、ブライアンは1900年の大統領選挙の争点として銀貨自由鑄造問題とトラスト問題に焦点を当てたがっていると指摘する歴史家もいる⁽⁴²⁾。一方、ブライアンはフィリピンの強制的な併合を含め、合衆国が植民地政策を採用することを強く批判していたが、1900年の大統領選挙を念頭に、マッキンリーにこれを政治的実績として利用させないために、早くスペインとの戦争に決着をつけ、その後に帝国主義を国民の前で選挙の争点とすることを考えていたと論じる歴史家もいる⁽⁴³⁾。いずれにしろ、ブライアンの言動が上院での批准投票に具体的にどのような影響を与えたかについては研究者の間でも合意があるわけではないが、ある歴史家は数名の議員が講和条約の批准賛成に立場を変えたと推測している⁽⁴⁴⁾。ブライアンの態度に疑念を抱いたカーネギーは、ブライアンの党派心を優先した言動を自伝の中で次のように批判している。「私には彼が祖国や個人の信念を党派的利益のために進んで犠牲する男のように思えた」として、その後ブライアンに対して不信感を持ち続けたことを明らかにしている⁽⁴⁵⁾。実際、1900年に大統領候補者推挙に際して、こうしたブライアンの講和条約批准に賛成したことが反帝国主義者に影響を与えることになる。

1899年2月6日に行われた批准投票では、必要票数三分の二をわずかに1票上回る57対27で批准がかりで成立した。これはフィリピンで米比戦争が勃発したわずか2日後であった。そのため、アギナルドは、フィリピン軍がアメリカ遠征軍に対して攻撃を加えたことを伝えた電信をオーティス将軍が大統領に送り、これが上院で難航を極めていたパリ講和条約の批准に利用されたと非難した⁽⁴⁶⁾。米比軍事衝突のニュースは批准投票の行われる週末にワシントンに届いており、これが条約

批准を後押しすることになったと論じる歴史家もいる。57票の内訳は、共和党上院議員（2名を除く）の他に、10名の民主党上院議員（この内2名は最終段階で官職の提供を約束されたという）、3名の人民党上院議員、2名の自由銀鑄造主義者であったという。採決終了後、共和党の指導者ヘンリー・C・ロッジ（Henry C. Lodge）マサチューセッツ州選出上院議員は、「自分が知っている中で最も僅差で、激しい戦い」だったと語ったほど議会を二分する問題を含んだ条約であった⁽⁴⁷⁾。一方、マッキンリー大統領は、2月15日に反帝国主義運動の中心地ボストンに出かけ、条約締結の過程を振り返ったうえ、神の摂理に従い「人類の進歩と文明の名において」、アメリカ合衆国はフィリピン諸島を保持しなければならないと改めて講和条約の正当性を訴えた。さらに、すでに始まっていた米比両軍の軍事衝突に苦悩を示しながらも、フィリピンの将来を見据え、フィリピン人はアメリカ合衆国が祖国を「解放し、救済し、世界の最上の文明への進路に彼らを据えた」ことを感謝することになろうとマッキンリーは楽観的な姿勢を示した⁽⁴⁸⁾。

かくして、反帝国主義者たちは、パリ講和条約の批准が成立し、その直後にフィリピン・アメリカ戦争が勃発するという事態に直面することになった。この時、反帝国主義者連盟の執行委員会は声明を発表し、改めて自らの立場をアメリカ国民に示し彼らの大義への協力を要請した。第一に、アメリカ軍はアギナルドを自国の軍艦でフィリピンに連れ戻し、フィリピン人部隊に支援を要請し、現地のアメリカ人高官や軍人はフィリピン人の独立への希望に対して共感を持っていたこと、第二に、フィリピンでは政府が組織され、アギナルドが大統領に選出され、憲法は公布され、政府はフィリピン人の意向を反映したものであること、第三に、マッキンリー大統領が1899年1月に軍政によるフィリピン統治を命じたことは、米西両国によるパリ講和条約が批准される以前の時期であり、こうしたアメリカの専断的な動きが独立の希望を持つフィリピン人を怒らせることは当然である、第四にアメリカが主張しているフィリピンに対する領有権は、征服あるいは、宗主国スペインから購入したものであれ、いずれにしろ、アメリカ共和国の諸原則とは整合性がなく、アメリカや世界の平和にとって危険に満ちたものである。

こうしたマッキンリー政権による高圧的な政策の結果、すでにフィリピン革命軍を鎮圧するための戦争が起きており、フィリピン人に敵意を抱かせるばかりか、アメリカ軍に死傷者だけでなく、アメリカ国民にも計り知れない損失をもたらすことになる。このような非常に深刻な事態に直面して、反帝国主義者連盟はアメリカ政府がフィリピンにおける戦闘行動を直ちに停止し、フィリピン人の自由と独立を承認し、革命軍指導者との交渉を開催すること、及びアメリカ連邦議会が、フィリピン人が政府を樹立した折にはその独立を承認するよう求めると発表した。こうした反帝国主義者連盟の主張をアメリカ社会に周知させるために、全国各地に連盟を設立するばかりでなく一般の人々が参加できる公開の集会を開催し、軍国主義、植民地主義、大規模な常備軍に反対し、アメリカ独立宣言の精神から逸脱しないよう主張するため、アメリカ国民に理解を訴えたのである⁽⁴⁹⁾。こうして、パリ講和条約の批准が成立した後の目標として、反帝国主義者連盟は、アメリカ・フィリピン戦争の即時停止、フィリピンへの独立付与を掲げたのである⁽⁵⁰⁾。

こうした活動方針の下、1899年4月初め、反帝国主義者連盟は、「自由の名の下でフィリピン政策

に抗議する」ためボストンのトレモント・テンプル教会で集会を開催した。ポートウェル会長は、マッキンリー政権の1898年8月のスペインとの休戦協定締結以降の政策は合衆国が植民地政策を採用していく方向に進んできていると批判し、そもそもアメリカ議会はフィリピンに対して宣戦布告をしておらず、戦争遂行の責任はすべてマッキンリー政権にあると指摘した。マッキンリー政権の政策は、アメリカのよって立つ基本的な諸原則、すなわち連邦憲法や独立宣言の前文に謳われている諸原則から逸脱しているとした。同時に、スペインとの休戦協定締結以降、それ以前のアギナルドがアメリカ派遣軍の協力者であったことをアメリカ人高官が認めていたにもかかわらず、アギナルドが1898年6月に明確に宣言した独立の意図を無視して、彼をアメリカ軍への叛乱者、あるいは敵として扱ってきたことを非難した。アギナルド指揮下のフィリピン軍との戦争は、アメリカ人を「征服者ではなく解放者であると信じさせられてきた」「元同盟軍」を裏切る行為であり、マッキンリーは彼らに無条件降伏を要求していると糾弾した。そして、フィリピンでの軍事衝突を「侵略的で正当化できない残虐な戦争」であると非難した。その上で、ポートウェルは、反帝国主義連盟が、フィリピンでの戦争行為の即時停止、及びフィリピン人自身による政府の樹立——後に合衆国が国際社会の独立国として承認する——をアメリカが支援することが連邦議会の義務であると主張する決議案を提案した。そして、この集会の最後に、満場一致でこの二項目を決議案として承認したのである⁽⁵¹⁾。フィリピン独立革命軍との戦闘行為の始まりに際して連邦議会に対してマッキンリー大統領が、宣戦布告を要請しなかったこと、さらには連邦議会もこのことを憲法上の問題として真正面から取り上げなかったことは、アメリカ合衆国の対外政策の遂行上問題にすべき重要な側面をポートウェルは指摘したのである。

さらに、シカゴに本部を置くセントラル反帝国主義者連盟は、1899年4月30日にセントラル・ミュージック・ホールで「アメリカ帝国主義、特にフィリピン諸島の住民を武力で従属させようとする企てに抗議」する集会を開催した。そして、集会の最後に決議委員会が、以下のような決議を表明し、マッキンリー政権を批判した。帝国主義は自由に敵対し、軍国主義に傾く傾向があること、統治の正当性には被治者の同意が必要であり、現在フィリピンで起きている戦争はアメリカ政府の責任であるとした。そして、アメリカ政府の政策がフィリピン人の殺戮をもたらし、合衆国の不名誉であると批判した。さらに、アメリカ帝国の拡大に抗議し、彼らの自由を求める戦争を直ちに停止することを要求した。最後に、アメリカ政府はフィリピン人に対して、適切な秩序の保証の下に独立を与えること、及び外交手段を通して諸外国の同意を得て独立を確保するよう宣言することを求めたのである⁽⁵²⁾。

こうしたボストン及びシカゴでの集会は、反帝国主義運動の大義に対する一般国民の関心を高める上で大きな役割を果たした。反帝国主義者は、特にフィリピンの現状に関する情報提供に力を費やした。彼らは主要都市の新聞編集者への呼びかけ、ボストンやシカゴでの集会の形式をまねた抗議集会を全米各地で開催し、この頃までに増大していた約3万人の反帝国主義者連盟の会員の積極的な協力を得て、マッキンリー政権の植民地政策に反対する姿勢を明確にしていたのである⁽⁵³⁾。

また、反帝国主義者連盟は、フィリピン問題の由来、問題点などに焦点を当てたパンフレットを刊行していた。一方、多くのフィリピン駐屯の志願兵から、本国の家族や親戚・友人に宛てた手紙が

『ボストン・イブニング・トランスクリプト』(*Boston Evening Transcript*) 紙などに届けられた。こうした私信は、もともと刊行するために書かれたものではなく、アメリカのフィリピン政策を批判した戦線から届いたアメリカ兵の生の声であった。反帝国主義者連盟はこうした手紙を『兵士の手紙——犯罪的侵略戦争の歴史資料』(*Soldiers' Letters: Being Materials for the History of a War of Criminal Aggression*) と題して、1899年5月頃に刊行したのである⁽⁵⁴⁾。

40数通掲載された手紙の多くは、米比戦争の前線での悲惨な情景を伝えるものである。アメリカ軍のフィリピン人兵士に対する残酷な振る舞いの根底にはフィリピン人に対する人種的偏見が窺われる⁽⁵⁵⁾。ユタ州からの兵士は、フィリピンでの戦闘を「野生のウサギ狩り」にたとえ、ペンシルヴェニア州からの兵士は「ニガー相手の戦闘行為」と呼んでいる。また、フィリピン人を捕虜にしないで、容赦なくその場で殺せという命令が出ていることをカンザス州からの兵士をはじめ何人ものアメリカ兵が言及している。逆に、アメリカ軍が待ち伏せされて殺された場合には、フィリピン人への報復は残虐であった。オレゴン州からの兵士は、フィリピン人への報復のため、地域の住民を見つけしだい殺戮するために攻撃に出動したことを伝え、別の兵士は村落全体を焼き払った事実に触れ、この時には女・子供を含め約1,000人を殺戮したという。また、こうしたアメリカ軍の残虐な行為や米比両軍の戦闘による死傷者を目の当たりにするにつけ、ネブラスカ州からの兵士は、「誰か自分にわれわれは何のために戦っているのか教えてほしい」と戦争の意義に強い疑問を投げかけた。また、別の兵士は「自分自身をアメリカ人と呼ぶことがほとんど恥だ」と告白している。そして、ペンシルヴェニア州の兵士はそもそも志願したことを後悔し、募兵に応じないほうがいと忠告している。

さらに、アメリカ兵の健康状態について、ある正規軍兵士は、フィリピンはとて耐えられない天候で、彼らが慢性的な下痢と赤痢に悩まされている実態に触れ、自分は弾丸に当たるより病気になることを非常に心配していると劣悪な衛生状態を伝えている。中にはフィリピン人がアメリカ軍と戦っている大義への理解を示し、彼らには命よりも祖国の独立が大切であり、独立すべきであるとする兵士もいたが、長く戦闘に従事するにつれ、アメリカ合衆国は大きな間違いを犯していると明言する兵士もいた⁽⁵⁶⁾。

こうした反帝国主義者連盟のパンフレットに対して、掲載している兵士の手紙の内容の正確さとそれらを刊行した者の愛国主義を問う論争が起こった。このパンフレットを読んだ一人、キャサリン・K・メレディス (Catherine K. Meredith) は、フィラデルフィアで刊行されている反帝国主義の立場をとる週刊紙『シティ・アンド・ステイト』(*City and State*) に、引用された手紙が元来掲載されていた新聞紙の名称が不明であること、手紙の書き手の身元が特定されていないこと、彼らの書いた内容が正しいという証拠はないこと、正規軍兵士が書いた手紙と彼らの意見が異なっていること、フィリピンに駐留しているアメリカ軍のうち、わずか43名の手紙に過ぎず、これが結局どういう意味を持つかなどと批判した。さらに、マニラで多くのアメリカ軍兵士や士官と会って帰国したというジェイムズ・V・インハム (James V. Ingham) は、『シティ・アンド・ステイト』紙が記事の内容に対する責任を取らないで、アメリカ兵を中傷した非常に不愉快な記事を掲載し、しかも彼らに反論する機会を与えていないことを批判した。また、アメリカ政府は独立と自治を目指して戦っているフィ

リピン人の願望を押しつぶそうとしていると言うが、フィリピンで最上の教育を受けた人々は現時点ではフィリピン人は自治に適していないと認めていることに言及していないという報道姿勢を問題視した。そして、ボストンの反帝国主義者連盟、『ニューヨーク・イブニング・ポスト』(*New York Evening Post*) 紙などと一緒に、彼らもアメリカ兵は「残虐で野蛮である」と刻印する陰謀に加担していると糾弾したのである⁽⁵⁷⁾。

これに対し、反帝国主義者ハーバート・ウェルシュ (Herbert Welsh) が編集長をしている『シティ・アンド・ステイト』紙は以下のように反論した。一人の旅行者が集めた情報よりも、実際の戦場にいる兵士が家族や友人に手紙で言及していることの方が、そこから伝わる誠実さや率直さを考慮すれば、より正しいという印象を持つこと、及びアメリカ兵を中傷しているのは仲間の兵士であり、自分たち編集者ではないと主張した。『兵士の手紙』が提示した中心的な問題は、フィリピンへの統治権がアメリカにあるとの前提で、フィリピン人自身が政府の形態を決定するという生来の権利を無視したマッキンリー大統領によって、合衆国が民主主義の基本的原則を犯し、そこから撤退を要求されるような行為をしていないかどうかであると、米比戦争そのものの意味を問いただしている。また、大切なことは戦争における悲惨な現実の中にあるおぞましい細かな事実を明らかにすることであると、アメリカ陸軍が実施していると言われているフィリピン戦争の報道に関する検閲問題を示唆した。

さらに、『シティ・アンド・ステイト』紙はこの2週間後の紙面ではマニラで行われているアメリカ軍の検閲報道を批判した。アメリカ正規軍の大尉が父親に宛てた手紙が、マニラの軍検閲官を通して届けられる記事とは全く異なっていると指摘したうえ、軍による検閲は政権を維持するためのものであり、民主主義社会にはそぐわないと主張した。そして、連邦議会の支持を得ないで、大統領個人の責任によって戦争を遂行している政府が、戦争の進捗状況について国民を無知の状態にしておくため検閲制度を行っているとは非難した。そして、検閲制度に対して抗議活動が不十分であったであったと『シティ・アンド・ステイト』紙は反省している⁽⁵⁸⁾。

このように、反帝国主義者連盟が米比戦争に従事しているアメリカ兵が本国の家族や友人に宛てた手紙を刊行したことを契機に、フィリピンにおける戦争報道に対して課されている検閲制度が問題となった。こうした言論の自由に関わる問題を全国的に認知させることになったのがアトキンソンのとった行動であった。

第3章 アトキンソンと『反帝国主義者』(*The Anti-Imperialist*) の刊行

反帝国主義者連盟が編集・刊行した『兵士の手紙』以外にも、志願兵から家族や友人にはアメリカ政府を批判した多くの手紙が送られていた。そのため、マッキンリー政権は特にフィリピン駐屯のアメリカ軍兵士の中で不満感が強まっていることに苦慮していた。国内での米比戦争反対運動より、フィリピンに駐屯している3万人に上るアメリカ軍のうち、12,000人を占める志願兵による戦争批判のほうが政府には深刻な問題であった。彼らは元来スペインとの戦争に志願したのであり、戦争終了

後には除隊する資格があった。しかし、実際には彼ら自身が本国の家族や友人に宛てた手紙の中で、アメリカ軍の戦場での非人間的な行為を暴露するばかりか、自らの戦争への嫌悪感を伝えていたのである。例えば、3月30日付けの『ボストン・イブニング・トランスクリプト』(*Boston Evening Transcript*)紙は、香港経由でマニラから検閲を逃れて送られた記事を掲載した。「アメリカ人志願兵の大半はしきりに帰国したがっている…」「われわれはニガーと闘うために志願したのではない」という会話がいつも兵士の間で聞かれるのである。また、『フィラデルフィア・タイムズ』(*Philadelphia Times*)紙は、ペンシルヴェニア第10志願部隊の兵士が全員、本来の兵役服務期間が終了後に任務に就かないと投票で決めたことを報じた。4月の政府の発表によれば、報奨金を500ドル出しても除隊資格を持った兵の約7%しか再志願していなかったという⁽⁵⁹⁾。

こうした情勢の中、フィリピン駐屯アメリカ遠征軍司令官オーティス將軍は、志願兵宛てに「扇動的な」電信が送られているとワシントンに報告していた。そのため、マッキンリー政権は反帝国主義者連盟と関係のある者がフィリピンの志願兵に手紙や電信を送り、彼らの間に不満を巻き起こしているのではないかと、その結果、マニラから悲観的な報告が本国に届き、さらに除隊時期を迎えた志願兵からの本国召還の訴えがなされるのではないかと疑念を持ったのである。そして、こうした行為を扇動することは「反逆罪」と解釈しうるとして、政府の活動を妨害する兵士を発表することを決定したと報じられた⁽⁶⁰⁾。

反帝国主義者連盟の執行委員会は、政府に対して志願兵の友人や親戚以外に「不人気で不当な」戦争への関与を止めるよう勧めている人物がいれば、その名前を提示するよう要求した。一方、アトキンソンは、政府のこの決定に関する記事を読み、友人である財務長官ライマン・ゲイジ(Lyman Gage)に連絡し、反帝国主義者連盟の関与を否定した。しかし同時に、彼はこれを契機に軍隊内で米比戦争批判を巻き起こすことに興味を持った。そこで、アトキンソンは自分自身が書いた反戦パンフレットを彼らに郵送するため、陸軍長官アルジャーにフィリピン駐屯アメリカ軍の士官や民間人の連絡先一覧表を公開するよう4月に要請した。陸軍省がこの問い合わせに回答をしなかったため、彼は『国家的犯罪の代価』(1898年11月刊行)、『戦争の修羅場とその報い』(1899年1月刊行)および『犯罪的侵略』(1899年6月刊行)の三部作を、ジョージ・デューイ提督、フィリピン委員会委員長ジェイコブ・G・シャーマン教授、同委員会委員ディーンC・ウースター教授、アメリカ派遣軍司令官オーティス將軍、ヘンリー・ロートン將軍、マーカス・P・ミラー將軍、および『ハーパーズ・ウィークリー』(*Harper's Weekly*)特派員であるジョン・F・バスに宛てて郵送したのである。

アトキンソンはこうした試みをボストンのある新聞社に伝えたが、米比戦争に対する国内での反対運動に関する情報をフィリピン駐屯のアメリカ遠征軍に提供することで、軍隊内に命令不服従を引き起こすことがないかという質問を受けた。それに対して、アトキンソンは、自分たちが忌み嫌うばかりか、この戦争が道義的、経済的、政治的原則に反するものだと自覚して、命令不服従が軍隊内に広がり、結果的に犯罪的侵略が不可能になることを願っていると答えた。まさに、これこそがアトキンソンの思惑であった。同時に、彼は、合衆国市民が政府の対外政策を批判した内容の郵便物を、政府の制限を受けることなく郵送できるアメリカ市民としての権利を行使することができるかどうか試す

ことも重要なことだと考えていた⁽⁶¹⁾。

アトキンソンの行為に対して、司法長官がアトキンソンは告訴され、扇動的文書の罪で多額の罰金と10年間の禁固刑が科されるだろうと言ったと報じられるほどマッキンリー政権は狼狽した。結局、チャールズ・E・スミス（Charles E. Smith）郵政長官はサンフランシスコでアトキンソンの3冊のパンフレットを没収すると発表した。同時に、これらのパンフレットはいかなる状況下でもフィリピンに転送されることはない、しかし、アメリカ国内の流通については禁止されることはないことを明確にした。こうした政府の行為が法律的正当性を持っていたかどうか不問に付され、実際に裁判で争われることはなかった。反帝国主義運動を支持している『スプリングフィールド・リパブリカン』（*Springfield Republican*）紙は、アトキンソンの行動の妥当性に疑問を呈したが、彼に対するアメリカ政府の対応は、根底では政府の政策に反対する勢力に対する威嚇であり、言論の自由に対する攻撃であると批判したのである⁽⁶²⁾。また、『ニューヨーク・イブニング・ポスト』紙は、検閲制度は政府が他の誰よりもより正しい決定を下せるという前提で導入されているが、アメリカ社会はその逆で、誰もが同じように公正な判断を下せるという理念が前提であり、これが普通選挙制度を採用している所以である。スミス郵政長官は戦場の兵士が再志願をしないよう勧めた文書を読むことを妨げたが、アメリカにはこうした行為を許容する法的根拠はないとアトキンソンのパンフレットが没収されたことを非難した。また、スミスは彼のパンフレットを配達させないことによって、言論と出版の自由を制限するのが自分の義務だと言っているが、このように、今回の事件は、選挙民の言論の自由を前提とする政府でも、いったん戦争が始まれば、戦争の正当性や戦争の遂行方法に関する議論はできなくなる、スミスの判断能力に疑問を持つ人は誰でも陪審制による裁判なしに反逆罪で有罪であると断罪されることになると厳しく政府による検閲を批判したのである⁽⁶³⁾。

この郵便物没収事件は、海外での帝国主義の遂行が国内の民主主義の諸原則に悪影響を及ぼす一つの具体例として、国民の間に大きな関心と呼ぶこととなった。アトキンソンは、反戦小冊子のフィリピンへの郵送については、結果が何であれ、反帝国主義の大義を宣伝することになると考えていた。スミス郵政長官は見事にアトキンソンの術中にはまったのである。帝国主義政策を採用する国家における、言論の自由と民主主義国家における郵便制度を巻き込んだ世間の注目を集める事件になったのである。事実、その後、アトキンソンの反帝国主義を主張した文書への需要が急増することとなった⁽⁶⁴⁾。

しかし、反帝国主義者連盟の執行委員会は、直接アメリカ軍を対象に反戦宣伝活動をすることは考えておらず、アトキンソンの姿勢とは距離をとった。ただ最終的には、執行委員会は、5月に改めて米比戦争に関する基本的な立場を次のように確認した。すなわち、反帝国主義者連盟は、フィリピンでの戦争の即時休止、迅速なフィリピン独立のアメリカ政府による承認、及びフィリピンに対するアメリカの主権を放棄することを求めていくことであった⁽⁶⁵⁾。

このような状況下、アトキンソンは『反帝国主義者』（*The Anti-Imperialist*）を独自に刊行し、これに政府に没収された上記3冊のパンフレットを再掲載することにしたのである。アトキンソンのパンフレットに対する関心が高まったことがその背景であった。さらに、この小冊子の特別版を印刷し、

各州及び地域の公立図書館にくまなく送付する計画を読者に紹介し、そのためには4,000から5,000部印刷する必要がある、その財源確保のためにも『反帝国主義者』の定期購読を要請している⁽⁶⁶⁾。

アトキンソンの刊行物については、先行研究ではそれほど詳細に紹介されることがなかったので、ここでその内容について触れておきたい。アトキンソンは、1899年6月3日に、『反帝国主義者』の第1巻、第1号と第2号の合併号を刊行した⁽⁶⁷⁾。そして、彼がこの小冊子を刊行する目的を改めて以下のように説明した。世論に影響を与える全ての事実を、すべての市民の前に提供するのが市民としての義務でないにしろ、権利である。アトキンソンは、この侵略戦争に志願兵が応募するのをやめさせるため、あらゆる事実と議論を提供すると主張し、兵役服務期間が終了した士官や兵士が帰国し、間違った、そもそもそのために志願していない米比戦争に伴う危険を回避することは市民としての権利であると除隊を望む兵士を擁護した。このように、なるべく多くの情報を国民の間に提供することを念頭に、『反帝国主義者』を刊行するとアトキンソンは主張するのである⁽⁶⁸⁾。

「フィリピン諸島の事実上の政府」と題した最初の記事で、アトキンソンは、アギナルドとアメリカ政府、軍事関係者とのフィリピンにおける対スペイン戦争の協力態勢について、フィリピン革命政府が簡潔に纏めた文書を正式に国務省が受理し、議会に提出していれば、フィリピン独立への理解を得られていただろうと述べている。それが実現していれば、無駄な殺戮、戦争に伴う課税、アメリカ軍の死傷者や病人の犠牲はなかっただろうが、こうした事実は根拠のない「扇動や反逆」という告発によって抑圧されてはならない。また、講和条約批准以前にマッキンリー大統領がフィリピンに対する完全な支配と主権を主張したため、犯罪的侵略に対するフィリピン軍の武力抵抗が現在も続いているという認識をアトキンソンは示したのである。

こうした記事に引き続き、アトキンソンは、アギナルドが書いた「合衆国上院への覚書」を全文紹介し、彼の主張をそのままアメリカ国民に伝えたのである。この文書は、これまでのフィリピン軍とアメリカ軍との対スペイン戦争遂行上の協力関係、フィリピン軍の貢献について纏め、フィリピン独立の容認を強くアメリカに要求している。具体的には、フィリピン革命軍の目的は独立達成であり、合衆国はその願望を達成できると激励してきたこと、そもそもスペインはフィリピンを合衆国に譲渡する権限はなく、アメリカ軍はわずかな領域と人口を支配下に置いているのみで、フィリピンを代表する権利はなく、一方、フィリピン共和国はほぼ1,000万人の人々を代表した政府である。こうした現実を真剣に考慮されるようアメリカ政府に要望している。このように、アトキンソンはアギナルドの主張をそのままアメリカ国民に伝えたのである⁽⁶⁹⁾。

さらに、フィリピン政府の正当性を実証するため、アギナルドがフィリピン国民に向けた独裁政府の樹立宣言とその必要性を説明する文書を添付した。マッキンリー政権の主張に反駁して、すでにフィリピンが独立国家としての組織を整備している根拠として、1898年6月18日以後、連続的に国民向けに発表した文書を掲載した。特に、8月1日付けの文書は、フィリピン革命政府の独立を宣言し、外国政府に交戦権と独立の承認を求めたものであった⁽⁷⁰⁾。アトキンソンは、このようにフィリピン革命政府の正当性の根拠を主張する文書を編纂し、アメリカ国民に分かりやすく提示したのである。

それに引き続き、アトキンソンは、アメリカ政府にマニラに郵送を拒否され、没収された反戦パンフレットの第1冊目『国家的犯罪の代価』と、第2冊目『戦争の修羅場とその報い』を『反帝国主義者』に掲載した。前者は、1898年11月にすでに発表されたものであった。「犯罪」という言葉を選択した理由は、マッキンリー大統領が強制的なフィリピン併合は、「われわれの道徳規範では」「犯罪的侵略」であると、1898年4月に使った言葉を翻したことを揶揄するためであった。この小冊子で、経済学者であるアトキンソンは、戦争による国民一人当たりの税負担が増えていることを統計的に示すため、米西戦争以前と以後を比較し、戦費が国民生活を圧迫することを具体的に分析し、さらに、長期にわたるアメリカ軍駐屯がもたらす問題点を指摘した。そして、最後にアトキンソンは読者に次のような問題提起をしている。赤道地方の島嶼に合衆国の主権を伸ばすために、どれほどの増税にアメリカ国民は耐えることができるだろうか。近隣の息子たちが何人まで、熱病、マラリア、性病の犠牲になることを受け入れる覚悟があるだろうか。こうした軍国主義政策を採用することによって、低生産価格と高賃金を維持し、世界貿易でも優位を築いてきたアメリカの利点を捨て去ることになってしまってもよいだろうか⁽⁷¹⁾。

さらに、「予想される赤字」と題するレポートでは、アトキンソンは、海外植民地を維持するために必要な軍隊の駐留費、軍事施設の建設・維持費、赤道地方に軍隊を駐屯させることに伴う人件費、医療費、年金など莫大な軍事費の支出が伴うことを統計資料に基づいて算出している。そして、海外領土の獲得は、宣教活動を行う格好の場を提供していると主張している人々には、異教徒を一人改宗させるために、何人のアメリカ人の若者が現地で性病やマラリアへの罹患等の犠牲になるのだろうか。通商拡大論者には、アメリカ製品の市場としてのフィリピンの価値について再考を求めている。さらに、一般労働者には、日常品への新たな増税にどれほどの期間耐えられるか考えるよう求めている⁽⁷²⁾。

二冊目の小冊子『戦争の修羅場とその報い』は、1899年1月に刊行されたものである。アトキンソンは、特に白人部隊による赤道地方の征服や占領による代価は、熱病とマラリアだけでなく、さらに悪質の、重大かつ道徳的、身体的墮落をもたらす性病の感染の危険性であると問題の深刻さを訴えている。これは「血統汚損」をもたらすものであり、経済的な負担よりもはるかに深刻な報いである。その実例として、インドや香港におけるイギリス軍の実例を引用し、香港に駐屯するイギリス軍の半数が毎年性病に感染し、「血統汚損」の結果、第三世代、段四世代に悪影響を及ぼすとの報告に注意を喚起したのである⁽⁷³⁾。

このように性病感染を非常に危惧したアトキンソンは、その証拠として、イギリス政府の海外植民地軍の現状に関する報告書、及びマダガスカル島のフランス軍の実情を記した軍医の報告書を添付している⁽⁷⁴⁾。こうした報告を分析したアトキンソンは、フィリピンのアメリカ遠征軍の1年目の死亡率は約30パーセント、人数にして約8,000人に上り、さらに多くの兵士が傷病者として本国に送り返されるだろうと推計している。現在は2年契約で募兵しているが、こうした情報を、アトキンソンは正規軍あるいは志願兵として応募する若者に対して、徴兵事務担当者は伝えるのが誠実な対応であろうと主張している⁽⁷⁵⁾。

第三冊目『犯罪的侵略——誰によって行われたのか』は、1899年2月、米比戦争の勃発直後に執筆されたものであるが、マッキンリー大統領の「犯罪的侵略」に対する責任を激しく追及している。「強制的併合はアメリカの道徳的行動規範では犯罪的侵略」であると呼んでいたマッキンリー大統領が、実際には何千人というフィリピン人を現在殺戮している張本人であり、アメリカ国民の信頼を裏切った責任者であるとアトキンソンは非難し、政策の転換を求めた。恣意的なフィリピン併合は、フィリピン人の自由と自治を求める武力闘争を招くことを知りつつ、マッキンリー大統領は「犯罪的侵略」を推進した。しかも、フィリピン人に任せれば無政府状態を招くとして、スペインとの講和条約が批准される以前から、アメリカ軍にフィリピン統治を命じたため、米比間で武力抗争が勃発したのである。そして、アトキンソンは、アメリカが直ちにフィリピンから撤退し、フィリピンに独立を付与し、関係国と調整のうえ、中立国家として国際社会で承認し、同時にどの国も制約なく通商交易活動に従事できるような国家像を提示したのである⁽⁷⁶⁾。

アトキンソンはこうした主張の根拠を示すため、国務省によって準備され、マッキンリー大統領によって講和条約とともに議会で提出された「上院文書、第62号」(Senate Document, No. 62)から関連箇所を抜粋した「付録」を添付した⁽⁷⁷⁾。さらに、1899年5月に印刷されたこの小冊子の第7刷には、「補遺」が追加されている。ここで、アトキンソンは、反帝国主義者連盟が編集・刊行した『兵士の手紙』に掲載された手紙の一部を転載し、改めてアメリカ人兵士の戦場からの声を国民に伝えたのである。最後に、アトキンソンは検閲問題を扱った『ニューヨーク・イブニング・ポスト』紙の記事を取り上げ、検閲制度は、戦時下の社会での言論統制につながることであり、民主主義への挑戦であることを改めて訴えている⁽⁷⁸⁾。この問題は後に『反帝国主義者』の中で、アトキンソンは再び取り上げている。

アトキンソンは、『反帝国主義者』の第1巻第3号を、1899年7月4日に刊行した。この第3号では、アトキンソンは、アギナルドの能力を中心にフィリピン人の識字率、指導力や行政能力、愛国心、戦闘力をアメリカ人関係者が高く評価している具体例を多く提示している。また、そうした能力のある人々から自らの条件や環境に適した政府、統治機関を樹立することをアメリカ政府は妨害し、征服しようとしていることを批判している。そして、こうしたアメリカの征服戦争の遂行に多大な軍事力と時間が必要になるであろうこと、フィリピンの気候は「赤道型島嶼気候」で、高温、多雨、多湿で凌ぎにくく、白人兵士が順応するのは困難で、多くの病人や死者が出ていることをアメリカ国民に改めて説明している。例えば、「フィリピン戦争は正当か」を問う『サンデー・ジャーナル』(Sunday Journal)紙(オハイオ州、トレド)に掲載されたアメリカ海軍士官の手紙を取り上げ、アメリカ人が理解しておくこととして、アギナルドは対スペイン戦争では勝利に次ぐ勝利をあげ、フィリピン人が実際にはフィリピンの大半を統治下に置いていること、こうしたアギナルドの指導力がずば抜けていることを伝えている。特に、こうした地方紙に掲載される記事を全国的広がりのある『反帝国主義者』に転載することは、世論の喚起を促そうとするアトキンソンの狙いであった。そして、アトキンソンは『反帝国主義者』の刊行は、「犯罪的侵略政策」に対して抵抗し、こうした政府の政策を批判する人々に加えられている不当な圧力が停止されるまで継続すると主張している。依然としてアメリカ政

府は、アトキンソンや『ニューヨーク・イブニング・ポスト』を扇動者、あるいは反逆者と呼んでいたことに対して、アトキンソンは対抗する強い姿勢を示したのである⁽⁷⁹⁾。

『反帝国主義者』第4号は、1899年8月20日に1万部刊行された。冒頭でアトキンソンは、第1号から合わせると全刊行部数が8万部に達し、米比戦争勃発に至る経緯や戦争の実態に関する情報が国民の間に広がり、結果的にこの小冊子への需要も急速に増えていると報告している。そして、いよいよこうした一般世論への呼びかけを組織へと纏めていく時が来たこと次の新たな行動への意欲を見せられている⁽⁸⁰⁾。

第4号の主要な目的は、国民の前に大統領が推進しているフィリピン征服戦争に関する事実を提示し、その征服戦争を終わらせるべく軍隊の増派を止めさせ、アメリカ人の優秀な人材に、フィリピン人の自由を奪うために生命や健康を危険に晒すような劣悪な状況に志願していくのを止めさせることであった。さらに、世論を政府の政策に反対するよう導き、連邦議会が宣戦布告をしていない、行政部が恣意的に始めた戦争に対する予算を議会に拒絶させることも大きな狙いであった。一方で、恣意的な権力行使、犯罪的侵略、赤道地方への膨張に反対する人々に働きかけ、世論を政治勢力として結集する計画が進んでいるとアトキンソンは言及した⁽⁸¹⁾。

アトキンソンは、『ボストン・ヘラルド』(*Boston Herald*)紙に掲載された、最新の統計資料を利用して計算し直した「国家的犯罪の代価」を再掲し、フィリピンへのアメリカ軍の増派が続けば国民の税負担が増えることを最初に示した⁽⁸²⁾。さらに、フィリピンでのアメリカ軍兵士が、暑さのため戦闘帽は役立たず、熱性疲労で命を落とす場合の方が、戦闘や負傷で亡くなる場合より多いという例を報告している。また、赤道型天候の下、マラリアやリウマチで激しく体力を消耗している実態を伝えている⁽⁸³⁾。そして、8月15日に結成された全米反帝国主義者連盟の決議文を掲載し、さらに運動を強化するため『反帝国主義者』を継続的に発行する資金及び購読者を確保する方法を提唱した。まず、反帝国主義運動に共感する人ができるだけ多くの葉書を購入し、「犯罪的侵略と赤道地方への膨張に反対する」アトキンソンの住所を複数の知人に送って購入を呼び掛け、葉書を受け取った人たちも同じことを繰り返すよう要望するという周知方法である。このような方法でアトキンソンは20万部を目標に『反帝国主義者』の購読者を幅広い層に広げようとしたのである⁽⁸⁴⁾。

第5号では、アトキンソンはさらに積極的に反帝国主義の大義を国民へ周知する具体案を説明したチラシを作製した。まず、『反帝国主義者』5部をセットにした価格4人分の代金1ドルと4名の連絡先をアトキンソンに送り、一方で、こうした購入方法を10人ほどの知人に説明し、小冊子の購入を勧誘するよう要望した。また、注文書を受け取った人がさらに別の知人に依頼し、「反帝国主義者の鎖」を作る形で、支持者の輪を広げることを提案した。同時に、全国各地の反帝国主義運動への支持者に、「通信委員会」を組織し、会合を開き、議会へ反帝国主義者を選出するため動いてくれる人々の連絡先をアトキンソンに提供するよう、チラシで要望した⁽⁸⁵⁾。

『反帝国主義者』第5号では、以前に取り上げられたフィリピンでの検閲問題の実態について触れている。示されている事案は、AP通信社特派員が執筆した、相当な増援部隊が本国からなければ、フィリピンで雨季が終わっても戦争は続くとして現地では考えられているという趣旨の論評であった。こ

の見解はアメリカ軍指導層と同じであり、アメリカ政府に不利益ではないという判断であった。しかし、検閲官はこの記事を問題にし、司令官であるオーティス將軍に報告した。オーティス將軍は、一般に新聞報道の規制は敵軍に有利な情報や支援を与えることを防ぐためではなく、陸軍の名誉への中傷や軍当局や政府の行動に対する好ましくないコメントを抑制し、フィリピン情勢に関するニュースをアメリカ国民に知らせないことを意図していたので、この記事をアメリカ政府に対する陰謀であると大げさに非難した。同様に、オーティス將軍はフィリピンでのアメリカ兵の入院患者の数を本国に知らせることは大きな誤解を招くと解釈し、現地での銀通貨制度の維持に関する記事もブライアンを持ち上げるものとして報道を禁じていた⁽⁸⁶⁾。このように、アトキンソンは1899年5月から9月にかけて、精力的に『反帝国主義者』を刊行した。歴史家トンプキンスは、こうしたアトキンソンの出版活動を「この時期のもっとも顕著な反帝国主義者の活動」とであると評価している⁽⁸⁷⁾。

アトキンソンほど顕著でないにしろ、全国各地で反帝国主義者は出版や集会での演説を行ってきたことを踏まえ、1899年10月にシカゴのセントラル・ミュージック・ホールで全国大会を開催した。主要な登壇者には民主党員や独立派の他、アトキンソンやシュルツも含まれていたが、ここで中心的役割を果たしたのはシュルツであった。シュルツは反帝国主義者の大義を改めて主張した。被治者の合意が統治の正当性を保障するものであり、征服は犯罪的侵略であり、フィリピン併合は合衆国の民主主義の諸原則へのあからさまな背信行為であるとシュルツは非難した。そして、アギナルド指揮下のフィリピン軍はアメリカ軍の同盟軍として独立を目標に戦ったのであり、アメリカ人がその目標達成に支援をすると信じていたのである。しかるに、マッキンリー政権はフィリピン人の代表者の要望を聞き入れず、講和会議に彼らを招かないばかりか、アギナルドが実効支配しているフィリピンをスペインから購入するという裏切り行為を働いたのであると糾弾した。その上で、独立を目指して戦っているフィリピン軍との戦争を即時停止し、彼らに独立を与えるべきであると主張した⁽⁸⁸⁾。

『ニューヨーク・イブニング・ポスト』紙は、聴衆が称賛の拍手でシュルツの演説をしばしば遮ったと報じている。また、反帝国主義者のウィリアム・クロフット (William Croffut) は、この演説を、反帝国主義の立場について「もっとも広範かつ効果的な」演説であったと高く評価し、歴史家トンプキンスは反帝国主義のうねりの頂点の一つを示していると見なしている⁽⁸⁹⁾。そして、このシカゴでの反帝国主義者の集会を経て、全米反帝国主義者連盟が結成されることになった。また、これは1900年の大統領選挙に向けて、反帝国主義者が組織的活動を本格化させるものでもあった。次章では、彼らの具体的な大統領選挙に向けての動きについて、検討を進めていく。

第4章 ブライアン、シュルツ、第三政党の模索

前章で述べたように、反帝国主義者は自らの大義を広く世論に訴え続け、その努力をいっそう強化するために全米反帝国主義者連盟を設立した。その最大の目標は1900年11月に行われる大統領選挙で勝利し、マッキンリー政権が推進している帝国主義政策を止めることであった。既に、反帝国主義者連盟の事務局長、アーヴィング・ウィンスローは、1899年5月に、帝国主義に反対する指導者が

時期の合衆国大統領に相応しい人物であると述べ、反帝国主義者連盟の姿勢を明らかにしていた⁽⁹⁰⁾。

その際、マッキンリー大統領に対抗できる可能性のある政治家は、1896年の民主党大統領候補者で人民党からも支持を得ていたブライアンと考えられていた。しかし、ブライアンは、上院でパリ講和条約批准を支持したこと、および金と銀の比率を1対16にした無制限銀貨鑄造を主張していたため、金本位制下での健全財政政策を支持しながらも、マッキンリーの帝国主義政策に反対する人々には素直に受け入れることが難しい候補者であった。こうした状況を踏まえて、1899年9月には、ワシントン反帝国主義者連盟の事務局長クロフトは、無制限銀貨鑄造を選挙綱領から外し、帝国主義を大統領選挙の争点にすれば選挙に勝てると指摘し、賢明な判断を下すよう進言した手紙をブライアンに送っていた⁽⁹¹⁾。健全通貨政策を支持するシュルツは友人のチャールズ・フランシス・アダムズ (Charles Francis Adams) に、マッキンリーとブライアンという選択肢になった場合に、「どれほどの代価を払っても帝国主義政策を打倒するため個人的な嫌悪感を飲み込むのが義務——ひどく不快な義務だが——だと考えている」と苦しい胸の内を伝えている。そして、自分と同じような考え方をしている人々には、事前にそうした決意を自分が発表していれば、苦渋の選択を迫られている共和党支持者たちを自陣営に引き込むことができるかもしれないと述べていた⁽⁹²⁾。ブライアン自身は、講和条約批准成立後、明白に反帝国主義の姿勢をとってきたが、『スプリングフィールド・リパブリカン』紙に所見を寄せ、フィリピン独立を支持するすべての人々と帝国主義との戦いを再開するよう働きかけていた⁽⁹³⁾。

しかし、シュルツの決意は揺れていた。帝国主義に反対すると同時に銀貨自由鑄造にも反対する大統領候補者の可能性について検討するため、彼の提案を受けたシカゴの反帝国主義者連盟は、1900年1月にニューヨークで会議を開催することにした。ブラザホテルで開催された会議への出席者は、シュルツ、ニューヨークの改革派ジョン・J・チャップマン (John J. Chapman)、アンドリュー・カーネギー、リチャード・F・ペティグルー (Richard F. Pettigrew) サウス・ダコタ州選出上院議員、ジョン・B・ヘンダーソン (John B. Henderson) 元上院議員、ガマリエル・ブラッドフォード、ハーバート・ウェルシュ、ウィンスロー・ウォーレン、ジョージ・S・ボートウェル、アーヴィング・ウィンズロー、エドウィン・B・スミス (Edwin B. Smith) などであった。この会議の様子について記録を残しているリチャード・ペティグルー上院議員は、活発な意見交換の後、民主党と共和党から独立した第三政党を結成することを申し合わせたと伝えている⁽⁹⁴⁾。

その際、参加者の一人カーネギーは、帝国主義政策に反対する新党の結成の必要性を強く訴え、資金面での支援を約束した。カーネギーは、既に1898年末のシュルツへの手紙でも、「貴殿の演説をパンフレット形式にして印刷し、配布するのであれば、私が資金源になります」と帝国主義政策に反対する意欲を見せていた⁽⁹⁵⁾。彼は1898年11月にボストンで反帝国主義者連盟が結成された際に副会長の一人に選出されており、自らの反帝国主義の立場を明確にしていた。彼はイギリスの例をあげながら、海外植民地を保有する問題点を指摘し、マッキンリー政権の帝国主義政策に反対した。イギリス帝国から共和国として独立したアメリカが、独立を目指して戦っているフィリピン軍を抑圧する立場に立つことが可能であろうか、海軍強化のために使用する資金を運河建設など国内のインフラ整備

に使用すべきであると主張していた⁽⁹⁶⁾。

しかし、カーネギーは第三政党樹立のための活動と反帝国主義運動への支援をやめなければ、進行中の鉄鋼業のトラスト計画はご破算になるという最終通告を受けたため、約六週間後に資金面の提供を辞退した。そのため、第三政党結成の試みはここで一旦挫折したのである⁽⁹⁷⁾。

こうした事態の中、反帝国主義者にとっては民主党のブライアンを推すことが現実的な政策であると主張する声が強くなった。ワシントンで演説をした全米反帝国主義者連盟会長ポトウェルは、共和党員でありながら、大統領選挙でマッキンリー政権の帝国主義政策からの転換を主張し、民主党の大統領候補者に希望を託した。「1900年11月、祖国の将来が決定されることになる。共和党か帝国か。それが国家の前に横たわる唯一の重要な問題なのである」⁽⁹⁸⁾。さらに、1900年2月のワシントン大統領の誕生日には各地で反帝国主義者の集会が開催され、彼らは建国期の指導者が採用した賢明な外交政策の諸原則を繰り返し、マッキンリー政権がそこからいかに逸脱しているか非難した。シュルツが出席したフィラデルフィアの抗議集会では、来るべき選挙ではマッキンリー政権の帝国主義的外交政策に反対しない大統領や議員は支持しないこと、帝国主義政策を支持する候補者を落選させること、全米反帝国主義連盟執行委員会がこうした方針に同調する支持者を束ねるために、全国的規模の大会を開催するよう要請する決議を全会一致で承認した。一方、ボストンのファニユエル・ホールで開催された集会でも、ポトウェルが、マッキンリーの再選は共和国を放棄し、アメリカが植民地帝国を受け入れることだと非難し、政党に囚われることなく帝国主義政策を止めさせることを最優先することが重要だと主張した⁽⁹⁹⁾。このように、反帝国主義者たちは、帝国主義を1900年の大統領選挙での主要争点にし、それを前面に打ち出して選挙に臨む候補者を求めていたのである。

しかし、ブライアンは1900年3月、出身地であるネブラスカ州リンカーンで、暫定的としながらも、大統領選挙の公約の優先順位として、「通貨、トラスト、帝国主義」であると主張した。こうしたブライアンの姿勢に反帝国主義者たちの中には失望を隠せず、再び、第三政党樹立の可能性を探らざるを得ないと主張する者も出てきた。シュルツはウィンスローに旧共和党員から成る第三政党の結成を提案し、次のように主張した。反帝国主義を前面に出した第三政党であれば、ブライアンを嫌う多くの「影響力を持った人々」が帝国主義と闘う中で「積極的かつ有益な役割を果たし」やすくなるのではないか、また、第三政党を結成すれば、そうでなければ耳を傾けなかった多くの人々にも反帝国主義の主張が届くことになるし、マッキンリーの政策に反対する姿勢を明確にできるとシュルツは述べている。3月24日にはニューヨーク反帝国主義者連盟が、クーパー・インスティテュートで集会を開催し、ポトウェルやシュルツも参加した。この集会で、彼らは、マッキンリー政権下で遂行されている帝国主義政策の承認か否定かが、1900年の大統領選挙の最大の争点であるべきであり、アメリカの自由主義的諸制度を支持する市民は、帝国主義政策を圧倒的な一般投票で断罪するために結集すべきであると訴えた⁽¹⁰⁰⁾。

一方、共和党は6月19日に大統領候補者指名全国大会を開催した。その綱領ではマッキンリー政権は1896年に政権を奪取して以来、保護関税政策と金本位制の確立を目指す政策で合衆国の経済的繁栄を取り戻し、積極的な外交政策の結果、アメリカの影響力が拡大したことを自画自賛した。対ス

ペイン戦争の勝利によって、アメリカはフィリピンにおける「法と秩序の維持、信頼できる政府の樹立、及び国際的義務の遂行」に責任を持つことになった。フィリピン諸島の併合によって1,000万人もの人々に「新しい自由の誕生」をもたらし、同時にアメリカ国民には「新しい高貴な責任」をもたらしたと主張した。しかし、同時に共和党の綱領は、アメリカの主権が伸張されるどころでも「その権威を維持し、武力による抵抗を鎮圧し、自由と文明の恩恵をすべての救済された民族に与えることが政府の重要な義務」であると述べ、継続中の米比戦争への強い姿勢を改めて示したのである⁽¹⁰¹⁾。なお、この候補者指名大会で現職のマッキンリーを大統領候補者に、ニューヨーク州知事のセオドア・ローズヴェルトを副大統領候補者に選出した。

こうした二大既成政党の動きを注視していた反帝国主義者たちは、共和党大会の決定に直ちに反応した。全国執行委員拡大委員会は、共和党の帝国主義を賛美した綱領と大統領候補者をはっきりと拒絶した。そして、この委員会は、民主党大会が開催された後に、最終的な態度を決定するという2月にフィラデルフィアで開催された大会での申し合わせを確認した。しかし、今回は議長役のスミスが帝国主義に対して強い立場をとらなければ、反帝国主義者は第三政党の結党に進むことになるだろうと、民主党に対して警告を発したのである。民主党指導部は反帝国主義者連盟に代表団を派遣し、帝国主義に関する綱領作りに協力を要請した。しかし、彼らはできる限り党派に縛られない立場を堅持するため、この依頼を断ったのである⁽¹⁰²⁾。

一方、ニューヨーク州の改革主義者であるジョン・J・チャップマンは、第三政党樹立の可能性を探るため、6月と7月にボストンのニューイングランド反帝国主義者連盟を訪問した。ボストンでの有力な反帝国主義者の支持を得ようとしたのである。有力者の一人であるムアフィールド・ストーレイはその計画に興味を示したが、著名な共和党員で第三党を率いる人物がいることが前提であった。しかし、彼の計画も第三政党から大統領候補として出馬する有力者を見つけることができず、袋小路に入り込んでしまった。前民主党大統領クリーヴランドは彼からの申し出を断り、トマス・B・リード(Thomas B. Reed)下院議長はこの計画に関与しようとしなかった。ドネルソン・キャファリー上院議員は一旦合意したものの、結局は約束を守ることはできなかった⁽¹⁰³⁾。

民主党の大統領選挙綱領は、反帝国主義者連盟の主張を反映して、次のように主張している。対スペイン戦争から派生した喫緊の課題である帝国主義は、まさにアメリカ共和国の存亡と自由主義的諸制度に関わる争点であり、今回の大統領選挙の最大の争点である。被統治者の合意に基づかない政府は、いずれも専制政治であり、力による統治を人民に押し付けることは共和国の統治方法ではなく、帝国主義そのものである。いかなる国家も半ば共和国、半ば帝国という状態であり続けることはできず、海外での帝国主義は急速に、そして必ずや国内での独裁制を導き出すものであるとアメリカ国民に訴えている。

さらに、外国においては征服を、国内においては国民の恫喝と抑圧を意味する軍国主義に反対する。また、軍国主義は自由主義的諸制度に対する致命傷であり、ヨーロッパから何百万人もの人々がアメリカに移住したのは、まさにこの軍国主義から逃避するためであった。さらに、大規模な常備軍は、平和を愛する国民に不必要な税負担を課すだけでなく、国民の自由への不断の脅威となる。国家が危

機に瀕した時には志願兵が最良の守備隊となるが、今回はアメリカ史上初めて、旧来の志願兵制度の趣旨から大きく逸脱してしまった。これはまさに非アメリカ的であり、非民主主義的であり、非共和國的であり、自由な国民が擁護してきた普遍的諸原則を転覆する行為であると非難したのである。また、アメリカ共和国を不必要な戦争に巻き込み、若い人々の貴重な命を犠牲にし、これまで自由の擁護者として見られていた合衆国を、自由と自治を達成しようとする元同盟軍を武力で鎮圧するという非アメリカ的立場においてしまったと、マッキンリー政府の対フィリピン政策を厳しく批判した。

こうした共和党権のフィリピン政策を突き動かしているのは貪欲な営利主義で、それが割に合うと主張することで正当化しようとしている。しかし、それは事実とは異なるのである。フィリピンに対する「犯罪的侵略」戦争は、一年間に何百万ドルもの出費をもたらし、アメリカはフィリピンとの貿易を何十年もやって得る利益以上の代価をすでに支払っている。われわれは、将来的に連邦の一員として加入し、その住民がアメリカ市民になる意思があり、またそれに適した領土に拡張が行われることに反対するものではない。しかし、憲法によらずに統治され、その住民が決してアメリカ市民にならないような遠方の島嶼を購入、あるいは獲得することには一貫して反対する。こうした民主党の選挙綱領は、これまでの反帝国主義者たちが国民に対して広く訴え続けてきた主張を代弁するものであった⁽¹⁰⁴⁾。

しかしながら、民主党綱領には明らかに人種主義的観点からの主張が見てとれる。すなわち、フィリピン人はアメリカ人が享受している文明を危機に陥れるので、アメリカ市民にはなりえない。彼らを臣民ということにすれば、アメリカは共和国ではなくなり、帝国に質的に変容し、この統治形態は危うくなる。アメリカの対フィリピン政策として、第一にフィリピンに安定した形態の政府を樹立すること、次に彼らに独立を付与し、さらに諸外国が介入しないようアメリカが保護を与えることを提案している⁽¹⁰⁵⁾。

しかし、前にも触れたように、反帝国主義者の中心的な人物であるシュルツのフィリピン領有反対論の中にも人種主義的観点からの立論があることも指摘しなければならない。シュルツによれば、赤道地方の民族は、言葉であれ、習慣であれ、伝統であれ思考方法、道徳規範であれ、アメリカ人と共通するものは何もないので、アメリカ社会に上手く同化されることはあり得ないのである。彼らはアメリカの価値観を理解することはできないのだ。彼らがアメリカ社会に包含されることにより、アメリカ社会が持っている均一性は破壊されることになる。これまでの歴史の中で、赤道地方で自治を行ってきた共和国政府が存在したことはないが、その理由は彼らに生来の欠陥があることと、さらに重要なことは、太陽そのもの激しい暑さである。こうした地域には自治政府など存在しえないのである⁽¹⁰⁶⁾。

シュルツの反帝国主義論にはこうした人種主義的視点からの立論をあったが、同時に彼はフィリピン人には直ちに独立が与えられるべきであり、フィリピン諸島は国際条約によって中立化されるべきであると主張したのである。1899年10月、全米反帝国主義者連盟が設立された際、シュルツはアメリカがフィリピンを領有しなければ他の列強が奪取し、搾取するとマッキンリーの主張に対し、フィリピンには中立の地位を与えることできるように国際的合意を得ることができるとしたのであ

る。また、フィリピン人が自らの政府を樹立し、それが独立国として国際社会の一員として承認されるよう支援しようというポートウェルの提案を満場一致で採択したのである⁽¹⁰⁷⁾。また、アトキンソンも帝国主義者たちが主張するようにアメリカがフィリピンを領有するのではなく、世界の列強が条約を締結することによって中立化することを構想した。これによって、植民地政策を採用することなくアメリカはフィリピンの持つ通商上の利点を他国と共有できると考えたのである。帝国主義者たちの主張によれば、フィリピンを領有することになれば現地人に対してアメリカ市民権を全て保障することにならざるを得ず、これはアトキンソンにとっては受け入れられないことであった⁽¹⁰⁸⁾。

最終的なフィリピンの扱いについては、反帝国主義者の主張と民主党綱領で述べられた対フィリピン政策と異なるが、両者とも最終的にはフィリピン独立を目指す方向を向いていた。しかし、ブライアン支持か独自の候補者を擁立するか最後まで、反帝国主義者の間では意見がまとまらなかった。ブライアンが、民主党大統領候補者指名全国大会で帝国主義を最大の争点にするが、銀貨自由鑄造を主張する綱領を確認しなければ候補者を辞退するとまで強硬な態度に出て通貨問題に拘泥したため、結局彼の主張を認めることになった⁽¹⁰⁹⁾。この大会の数日後、シュルツは友人のエドウィン・B・スミスに、銀貨自由鑄造をめぐる決議委員会で議論が白熱し、最終的にそれが綱領として採用されたことに触れて、それは「おそらく最悪の印象を残したのではないかと懸念を表明した。「帝国主義はこれ以外の方法では打倒できないという理由でブライアンを支持するとあきらめていた友人たちが、今や1896年の時と同じように、民主党に心底うんざりしてしまっている。こうした感情が、そうでなければ帝国主義の問題でわれわれと同調してくれた人たちの間に間違いなく広がっていると思う」。そして、シュルツはこうした民主党大会の結果を鑑みて、来るべき全米自由会議（リバティ・ kongress）での最善の策は「大胆に新党に向かって突き進む」ことではないかと示唆した。さらに、シュルツは二大既成政党をいずれの邪悪さがよりましか選択させる「腐敗した古い政党」と呼び、人々はそうした選択に余りにも長い間強いられて来たという感情が満遍なく広まっていると判断したのである⁽¹¹⁰⁾。

7月20日、全米反帝国主義者連盟の執行委員会は、11月の大統領選挙に関して「検討し行動する」ため、各地の反帝国主義者連盟の代表に、インディアナポリスで開催される全米自由会議への参加を呼び掛けた⁽¹¹¹⁾。シュルツはこの会議の開催とその運営で指導的役割を期待されていたが、出席できなかった。肉体的には激しい食中毒のためベッドを離れられないばかりか、7月24日には末息子がイギリスを旅行中突然死去したため、精神的にも打ちのめされていたのである。それでも、シュルツは会議開催予定日の1週間前に、エドウィン・B・スミスに第三政党から大統領候補者を指名できるよう会議を取りまとめるよう要望した。シュルツはこの方法が「もっとも賢明」な方向であり、これによって多くの有権者がマッキンリーに流れることを防ぎ、反帝国主義者が選挙で非常に積極的な立場をとることを可能にすると主張した。さらに、選挙終了後も永続的な組織の中核となっていくことをシュルツは期待していた。また、彼は全米反帝国主義者連盟会長のポートウェルや副会長の一人ウィンスローたちが第三政党からの独自候補者の擁立には強く反対し、特にウィンスローは反帝国主義者の大半がブライアンに投票するだろうと指摘していることを分かっていた⁽¹¹²⁾。しかし、シュル

ツは、ウインスローに反発し、第三政党はブライアンに投票したい人たちの妨げないし、ブライアンに投票しない多くの有権者をマッキンリーの方に流れていくことを防ぐと考えていた。そして、第三政党の大統領候補者として、下院議長を務めた共和党員トマス・B・リードが最も望ましいとしたが、彼が承諾しないだろうから、ジョン・B・ヘンダーソン元ミズーリ州選出上院議員を大統領候補者に、キャファリー上院議員を副大統領候補者に推薦した。さらに、数日後シュルツはモアフィールド・ストーレイにも手紙を書き、ヘンダーソンは体調不良のため推すことは無理であり、ウィリアム・バーニイ（William Birney）元将軍の名前を挙げていた。このようにシュルツは、第三政党の候補者探しに力を尽くしたが、それはこの方法がマッキンリーを破り、帝国主義政策を終わらせる最善の策であると信じていたからであった⁽¹¹³⁾。

ストーレイは、個人的にはブライアンを支持するかどうか旗幟を鮮明にすることは望まなかったが、それでも第三政党結成の考え方を全面的に否定しなかった。しかし、シュルツへの手紙の中で、第三政党結成は結果的にマッキンリーの再選を助ける可能性があることを危惧し、こうした動きは実現が難しいと述べている。ストーレイによれば、帝国主義政策を理由にマッキンリーを支持できないと考えている人たちに、第三政党を樹立するのでブライアンを支持できないと言え、その中でも良心的な人々は必ずブライアンから離れるだろうし、その動機が強ければ強いほど、離脱する人々の数が大きくなるだろう。こうした人々が第三政党の候補者に投票する場合の影響を考えた時、彼らは棄権するかもしれないし、結果的にマッキンリーを支持することになるかもしれない。こうした考えから、ストーレイは第三政党を樹立することは望ましくないと結論付けたのである。彼自身への大統領選出馬要請を断り、現在の帝国主義政策を転換させるにはマッキンリーを破ることであり、それはブライアンにおいて他にないと最終的な判断をしたのである⁽¹¹⁴⁾。

このように反帝国主義者たちの間で意見をまとめることが難しい中で、全米自由会議での決議案は以下のような内容になった。内政に関する第二義的な問題への見解に関わらず、参加者たちはマッキンリー大統領の政策への不支持を明確にするために彼への投票はしないこと、各選挙区での連邦議会選挙では帝国主義政策に反対する候補者に投票すること、そして最後に、マッキンリー再選に反対する方法はどのようなものであれ歓迎するが、帝国主義を粉砕する最も効果的な方法としてブライアンを支持することを推奨するというものであった⁽¹¹⁵⁾。このように、全米自由会議の参加者はブライアンを支持すべき大統領候補者とする姿勢を強く打ち出しつつも、ブライアン一人に絞って大統領選挙に向けて最後の奮闘をするという態勢を調えることはできなかった。

こうした中、アトキンソンはブライアンもマッキンリーも好ましい大統領候補者であるとは見なさず、通貨問題については金本位制を支持し帝国主義政策には反対する下院議員候補者を議会に送り込むことを提案した。しかし、実際には選挙活動にはそれほど積極的に関与せず、反帝国主義者連盟の各支部に対してブライアンを支持しないよう説得する程度であった。選挙結果については落胆したが、共和党の分裂が進んでいったことに関して反帝国主義者の勝利であるとした。歴史家ベイスナーによれば、アトキンソンは大統領選挙には棄権したようである⁽¹¹⁶⁾。一方、シュルツは大統領選挙の前日、友人のアダムズに対して、ブライアンがインディアナポリスでの「反帝国主義」を前面にだし

て、銀貨自由鑄造について語らなければ勝利したかもしれないが、それ以後、徐々に通貨問題に入り込んでいく姿を見て、勝利の可能性が減少していくと確信するようになったと苦しい胸の内を吐露した⁽¹¹⁷⁾。それでも第三政党結成への動きを続け、それが失敗に終わるや、大統領選挙では、ブライアンに一票を投じたのであるたことは、シュルツの反帝国主義への思い入れの強さを物語っていると言えよう⁽¹¹⁸⁾。

おわりに代えて

1900年11月の大統領選挙の結果は、冒頭で述べたようにマッキンリーの再選であった。反帝国主義者たちの投票行動分析した歴史家ベイスナーによれば、シュルツ、ブラッドフォード、ストーレイ等は帝国主義政策への反対を第一に考えブライアンに投票し、ポートウェル、カーネギーらはブライアンの銀貨自由鑄造政策に反対し、マッキンリーに一票を投じた。しかし、アトキンソンは棄権したと思われる⁽¹¹⁹⁾。本稿ではシュルツとアトキンソンの大統領選挙までの反帝国主義運動への関与を検討してきたが、最終的に二人は大統領選挙に際してとった行動は異なることになった。しかし、フィリピン諸島の領有というアメリカ社会の転換点に直面して、シュルツとアトキンソンは、力点の置きどころは違ったとはいえ、アメリカ社会が伝統的に重視してきた民主主義的諸原則がマッキンリー政権の政策によって犯され、アメリカ社会が変質することを非常に恐れて反帝国主義運動に関与した。海外領土獲得とそれを維持していくために国内へ及ぼす悪影響に恐れたのである。シュルツは、まさにアメリカ合衆国の民主主義的諸原則を維持することを重視するため、フィリピン人に対する人種的偏見については、20世紀転換期に生きた人間として特にこれを問題視することはないどころか、それをフィリピン領有に反対する理由として挙げていた。反帝国主義者連盟の会員資格が、アメリカ人に限っていたことは、これがそもそも内向きの運動であったことを示しているかもしれない。

一方で、本論で明らかにしたように、アトキンソンは独自のパンフレットの出版活動を通して、郵便物没収事件を契機に、国民があまり目に触れない米比戦争に至るまでの米比両軍の関係の親密さと米軍による裏切り行為、戦地でのアメリカ軍のフィリピン人に対する残虐行為やアメリカ兵が直面する性病などの悪影響、さらには戦費の増大に伴う税金の負担について国民に警告を発したことは評価されるべきであろう。また、シュルツは様々な言論活動や第三政党結成の可能性を最後まで探るなど、反帝国主義運動の大義の実現に力を尽くしたが、大方の賛同を得ることができなかった。

反帝国主義運動の担い手は先行研究が明らかにしているように多様であり、また海外領土を保持することへの反対理由も様々であることはいうまでもない。最近では、反帝国主義運動の中には、国内での人種差別に直面していた黒人の団体の活動、フィリピン人との連携を模索して活動していたことや、当時は選挙権を与えられていなかった女性たちの関与についても研究成果が上梓されている。多様な反帝国主義運動の全貌を明らかにすることが今後の課題である⁽¹²⁰⁾。

《注》

- (1) Robert L. Kelley, *The Shaping of the American Past* (Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall, Inc., 1978), [Presidential Elections], n.p.
- (2) Thomas A. Bailey, "Was the Presidential Election of 1900 A Mandate on Imperialism?," *The Mississippi Valley Historical Review*, vol. 24, No. 1 (June 1937): 43-52. <http://www.jstor.org/stable/1891336>, (accessed September 23, 2012); Hugh Rockoff, *America's Economic Way of War: War and US Economy from the Spanish-American War to the Persian War* (New York: Cambridge University Press, 2012), 78; Richard Drake, *The Education of an Anti-Imperialist: Robert La Follette and U.S. Expansion* (Madison: The University of Wisconsin Press, 2013), 79-80. また、有賀夏紀は、20世紀を迎えたアメリカが直面していた問題は「都市の貧しい移民、政治の腐敗、独占企業、労働者と資本家の対立、そして海外への膨張であった」と指摘しているが、「大企業主導の経済が繁栄していたとき、プライアンの大企業攻撃、帝国主義反対は旗色が悪く、共和党が大勝した」と分析している。有賀『アメリカの20世紀（上）——1890年～1945年』中公新書、2002年、64-72頁。一方、1900年の大統領選挙よりも、1896年の大統領選挙を契機に共和党の長期支配体制を作り上げた選挙として重視する見方もある。横山良「第6章 爆発的工業化と激動の世紀末」紀平英作編著『アメリカ史』（新版、世界各国史 24）山川出版社、1999年所収、特に240-242頁。
- (3) Maria Lanzar-Carpio, "Anti-Imperialists and the Election of 1900," <http://www.antiimperialist.com/webroot/AIldocuments/Carpio1900elect.html> (accessed November 1, 2012); Fred H. Harrington, "The Anti-Imperialist Movement in the United States, 1898-1900," *The Mississippi Valley Historical Review*, Vol. 22, No. 2 (September, 1935): 211-230.
- (4) Robert Beisner, *Twelve against Empire: The Anti-Imperialists 1898-1900* (New York: McGraw-Hill Book Company, 1968); E. Berkeley Tompkins, *Anti-Imperialism in the United States: The Great Debate 1890-1920* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1970); Daniel E. Schirmer, *Republic or Empire: American Resistance to the Philippine War*; Richard E. Welch, Jr., *Response to Imperialism: The United States and the Philippine-American War, 1899-1902* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1979).
- (5) 20世紀転換期のアメリカの対外政策に関するウェブ上の史料ではミシガン大学のものを筆者は利用した。"The United States and Its Territories, 1870-1925: The Age of Imperialism," <http://www.hti.umich.edu>. また、反帝国主義運動については、ジム・ズウィックが提供していたが、数年前に死去された。その後はカリネインが独自の史料提供を行っている。"In Memory of Jim Zwick," on <http://www.twainweb.net/jimzwick.html>, (accessed September 11, 2014), 後者については以下を参照。*Liberty and Anti-Imperialism*, ed. Michael Patrick Cullinane. (<http://www.antiimperialist.com>), また、彼はモノグラフも刊行している。Cullinane, *Liberty and American Anti-Imperialism, 1898-1909* (New York: Palgrave Macmillan, 2012).
- (6) シュルツとアトキンソンの伝記については、以下を参照のこと。Hans L. Trefousse, *Carl Schurz: A Biography* ([1928], New York: Fordham University Press, 1998); Harold F. Williamson, *Edward Atkinson: The Biography of an American Liberal, 1827-1905* ([1934], Boston: Old Corner Book Store, Inc., 2011).
- (7) マッキンリーの演説については以下を参照のこと。James D. Richardson ed., *A Compilation of the Messages and Papers of the Presidents* (Washington D.C.: Bureau of National Literature and Art, 1910), IX, 6292. また、大統領としてのマッキンリーの対スペイン戦争に対する対応については以下を参照のこと。Alexander DeConde, *Presidential Machismo: Executive Authority, Military Intervention, and Foreign Relations* (Boston: Northeastern University Press, 2000), 78-80; David F. Trask, *The War with Spain in 1898* (New York: Macmillan Publishing Co., 1981), 51-59. 議会の修正条項については以下を参照のこと。Walter LaFeber, *The American Search for Opportunity, 1865-1917* (New York: Cambridge University Press, 1993), 143-144.

- (8) Julius W. Pratt, *Expansionists of 1898: The Acquisition of Hawaii and the Spanish Islands* ([1936], Chicago: Quadrangle Books, 1998), 317-326; 林 義勝「スペイン・アメリカ・キューバ・フィリピン戦争——海外植民地領有のレトリックと統治の実態——」『駿台史学』第112号(2001年3月), 57-61頁。
- (9) Carl Schurz, Frederick Bancroft, and National Carl Schurz Association eds., *Speeches, Correspondence and Political Papers of Carl Schurz* (volume 5), (reprint ed. [1913]; Memphis: General Book, 2010), 244.
- (10) *Ibid.*, 247.
- (11) *Ibid.*, 247-248.
- (12) Cullinane, *Liberty and American Anti-Imperialism*, 18; Schirmer, *Republic or Empire*, 73.
- (13) Cullinane, *Liberty and American Anti-Imperialism*, 17-19; マグワンプとはもともと共和党員であったが、民主党候補者を支持することもあり、政治的に党派に縛られず独自の判断で動く相対的に社会的地位の高い人々である。
- (14) "Opposition to Imperialism," *Springfield Republican*, June 16, 1898 on <http://www.Anti-imperialist.com/images> (accessed August 28, 2014); "The Boston Anti-Imperialist Meeting," *The Anti-Imperialist Reader: A Documentary History of Anti-Imperialism in the United States: volume I: from the Mexican War to the Election of 1900*, Ed. Philip S. Foner and Richard C. Winchester (New York: Homes & Meier Publishers, Inc., 1984), 275.
- (15) Tompkins, *Anti-Imperialism in the United States*, 123-126.
- (16) ファニユエル・ホールは独立革命当時の反英勢力のタウンミーティングの会場として頻繁に活用された歴史から、ボストンでは「自由のゆりかご」と19世紀末にも呼ばれていた。Abram English Brown, "Faneuil Hall," *The New England Magazine*, XXI-5, (January 1900): 519-540 <http://ebooks.library.cornell.edu/cache/n/e/w/newe1021-5/00535.tif100.gif> (accessed June 26, 2013).
- (17) "Committee of Correspondence," *Liberty and Anti-Imperialism*, ed. Michael Patrick Cullinane (<http://www.antiimperialist.com/webroot/Alldocuments/CarprioCh1.html>) (accessed August 4, 2013).
- (18) Schurz, *Political Papers* V, 250-258.
- (19) 鈴木静夫『物語フィリピンの歴史——「盗まれた楽園」と抵抗の500年』中公新書, 1997, 130-133頁; Patricio N. Abinales and Donna J. Amoroso, *State and Society in the Philippines* (New York: Rowman & Littlefield Publishers, 2005), 113-116.
- (20) David Healy, *US Expansionism: The Imperialist Urge in the 1890s* (Madison: The University of Wisconsin Press, 1970), 62-63; Stuart C. Miller, "*Benevolent Assimilation*": *The American Conquest of the Philippines, 1899-1903* (New Haven: Yale University Press, 1982), 44; Brian McAllister Linn, *The Philippine War 1899-1902* (Lawrence: University Press of Kansas, 2000), 3-25.
- (21) H. W. Brands, *Bound to Empire: The United States and the Philippines* (New York: Oxford University Press, 1992), 48; John Dobson, *Reticent Expansionism*, 138-139; H. Wayne Morgan ed., *Making Peace with Spain: The Diary of Whitelaw Reid* (September-December, 1898) (Austin: University of Texas Press, 1965), 82 (notes 7 & 8).
- (22) Robert L. Beisner, *From the Old Diplomacy to the New, 1865-1900*, 2nd ed. ([1975], Wheeling: Harlan Davidson, 1986), 132-139; Michael H. Hunt, *Ideology and U.S. Foreign Policy* (New Haven: Yale University Press, 1987), 81; Robert C. Hilderbrand, *Power and the People: Executive Management of Public Opinion in Foreign Affairs, 1897-1921* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1981), 40; 山本幹夫『アメリカ帝国主義の形成——政治家集団の軌跡から』(ミネルヴァ書房, 1977年), 265-293頁。アメリカおよびスペインとの交渉については以下を参照のこと。H. Wayne Morgan ed., *Making Peace with Spain*. パリ講和条約の前文については以下を参照のこと。"Treaty of Peace between the United States and Spain; December 10, 1898," http://avalon.law.yale.edu/19th_century/sp1898.asp (accessed August 6, 2013).
- (23) 林 義勝他『アジア周縁から見たアメリカ 1850～1950年』(彩流社, 2010年), 78-81頁。
- (24) 反帝国主義者連盟の副会長については、例えば、Tompkins, *Anti-Imperialism in the United States*, 127-

128. 及び 127 頁註 12 を参照のこと。
- (25) The Anti-Imperialist League, "Address to the People of the United States (November 19, 1898)" <http://www.antimperialist.com/webroot/Address11191898.htm> (accessed September 21, 2012).
- (26) Williamson, *Edward Atkinson*, 224-227.
- (27) Beisner, *Twelve against Empire*, 89-91.
- (28) *Ibid.*, 84-87.
- (29) ウィリアム・A・ウィリアムズ (高橋章, 松田武, 有賀貞訳) 『アメリカ外交の悲劇』 [William A. Williams, *The Tragedy of American Diplomacy* (2nd & enlarged ed, New York: Dell Publishing Co., 1972), 66-67 頁。
- (30) 高橋 章 『アメリカ帝国主義成立史の研究』 名古屋大学出版会, 1999 年, 44-47 頁。
- (31) Beisner, *Twelve against Empire*, 86-87. また, アトキンソンの反帝国主義の大義の国民への周知についての活動については, 以下も参考のこと。James H. Berkey, "Imperial Correspondence: Soldiers, Writing, and the Imperial Quotidian during the Spanish-American and Philippine-American Wars," Ph. D. Dissertation, Indiana University, 2010.
- (32) マッキンリーの「友愛的同化」宣言については以下を参照のこと。"Benevolent Assimilation" Proclamation of President William McKinley, December 21, 1898 <http://www/msc.edu.ph/centennial/mc981221.html> (accessed November 11, 2012); Linn, *Philippine War*, 30-31.
- (33) アギナルドはマッキンリーの政策に反発して以下のような文書を発表して抗議した。"Aguinaldo's Manifesto Protesting the United States' Claim of Sovereignty over the Philippines, January 5, 1899," <http://filipino.biz.ph/history/ag990105.html> (accessed August 6, 2013); Paul A. Kramer, *The Blood of Government: Race, Empire, the United States, and the Philippines* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 2006), 97-102.
- (34) "Memorial to the Senate of the United States, Accompanying letter to the Secretary of State, of date January 30, 1899," <http://quod.lib.umich.edu/cache/a/c/d/acd4260.0001.001/00000041.tif100.gif> (accessed October 30, 2012).
- (35) 林 義勝他 『アジア周縁から見たアメリカ』, 82-83 頁; Brian M. Linn, *The Philippine War*, 31.
- (36) Michael H. Hunt & Steven I. Levine, *Arc of Empire: America's Wars in Asia from the Philippines to Vietnam* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 2012), 10-11, 16-17, 31-32.
- (37) *Congressional Record*, 55th Cong., 3rd sess., 93 quoted in Cullinane, *Liberty and American Anti-Imperialism*, 30-31. ヴェストのフィリピン領有の反対論として次も参照のこと。George C. Vest, "Objections to Annexing the Philippines," *North American Review* vol. 168 (January 1899): 112-120. [http://ebooks/library.cornel.edu/cache/n/o/r/nora0168-1/00116.tif100.gif](http://ebooks.library.cornel.edu/cache/n/o/r/nora0168-1/00116.tif100.gif) (assessed August 12, 2013).
- (38) Cullinane, *Liberty and American Anti-Imperialism*, 35-37.
- (39) Christopher Lasch, "The Anti-Imperialists, the Philippines, and the Inequality of Man," *The Journal of Southern History*, Vol. 24, No. 3 (August, 1958): 319-331.
- (40) Carl Schurz, *Political Papers* (Vol. 5), 252-254, 255.
- (41) William Jennings Bryan and Mary Baird Bryan, *Memoirs of William Jennings Bryan* ([1925], Philadelphia: John C. Winston Co., 2003), 121-122.
- (42) Williams, *Years of Decision*, 147.
- (43) Cullinane, *Liberty and American Anti-Imperialism*, 42-43.
- (44) Beisner, *Twelve against Empire*, 157-158; idem, *From the Old Diplomacy to the New*, 141; Paolo E. Coletta, "Bryan, McKinley, and the Treaty of Paris," *Pacific Historical Review*, vol. 26, no. 2 (May 1957): 131-146 <http://www.jstor.org/stable/3637040> (accessed September 23, 2012).
- (45) Andrew Carnegie, *Autobiography of Andrew Carnegie* (Boston: Houghton, Mifflin Co., 1920), 364. なお, カーネギーのフィリピン領有反対の理由は多岐にわたるが, シュルツのような反帝国主義者と共通しているといえる。Carnegie, "Distant Possessions — The Parting of the Ways," *North American Review* vol. 167

- (August 1899): 239-248. <http://ebooks.library.cornell.edu/cache/n/o/r/nora0167¥2/00245.tif100.gif> (accessed June 26, 2013)
- (46) 林義勝他『アジア周縁から見たアメリカ』, 86頁。
- (47) Williams, *Years to Decision*, 147.
- (48) Ibid., 147-148.
- (49) “Address adopted by the Anti-Imperialist League, February 10, 1899” <http://www.archive.org/details/addressadoptedby00anti> (accessed August 10, 2013).
- (50) Tompkins, *Anti-Imperialism in the United States*, 196-197.
- (51) In the Name of Liberty: Protest against the Philippine Policy, Anti-Imperialist Meeting at Tremont Temple, April 4, 1899 (Boston: Anti-Imperialist League): 8-25, 30. <http://www.antiimperialist.com/templates/Flat/img/pdf2/NameofLibertyTremontTemp> (accessed December 8, 2012).
- (52) Chicago Liberty Meeting held at Central Music Hall, April 30, 1899, Liberty Tract No. 1 (Chicago: Central Anti-Imperialist League, 1899), <http://www.antiimperialist.com/templates/Flat/img/pdf2/ChicagoLibertyMeeting> (accessed December 9, 2012): Henry W. Rogers, “Opening Address,” 7-11; J. Lawrence Laughlin, “The Philippine War,” 14-23; Sigmund Zeisler, “Democracy or Tyranny,” William G. Hale, “Report of Committee on Resolutions,” 48-49; “The Resolutions,” 50-51.
- (53) Tompkins, *Anti-Imperialism in the United States*, 206.
- (54) Schirmer, *Republic or Empire*, 144-145.
- (55) Kramer, *The Blood of Government*; David J. Silbey, *A War of Frontier and Empire: The Philippine-American War, 1899-1902* (New York: Hill and Wang, 2007); Stuart C. Miller, “Benevolent Assimilation”なども参照のこと。
- (56) 手紙については以下を参照のこと。“Soldiers’ Letters: Being Materials for the History of a War of Criminal Aggression,” in *Anti-Imperialist Reader*, 316-326; Schirmer, *Republic or Empire*, 142-143.
- (57) “Soldiers’ Letters,” 326-330.
- (58) Ibid., 330-337.
- (59) Schirmer, *Republic or Empire*, 149-151.
- (60) Ibid., 152.
- (61) Atkinson, “*The Anti-Imperialist*,” Vol. I, Nos. 1 & 2, iii; Schirmer, *Republic or Empire*, 152-153.
- (62) Beisner, *Twelve against Empire*, 99-100; Schirmer, *Republic or Empire*, 153; Williamson, *Edward Atkinson*, 228-229.
- (63) “Suppression of Influence,” in Evening Post of New York, (May 18, 1899) in Edward Atkinson, “Criminal Aggression: By Whom Committed?” in “*The Anti-Imperialist*,” Vol. I, Nos. 1 & 2, 71-72.
- (64) Williamson, *Edward Atkinson*, 229.
- (65) Schirmer, *Republic or Empire*, 153-155; Welch, *Response to Imperialism*, 51-52; Miller, “Benevolent Assimilation,” 107-109.
- (66) Edward Atkinson, ‘Prospects’ of “*The Anti-Imperialist*” (To be published weekly) ed. Michael Patrick Cullinane (<http://www.antiimperialist.com/documents/individual-publications>) (accessed August 29, 2013).
- (67) Edward Atkinson, “*The Anti-Imperialist*,” Vol. I, Nos. 1 & 2, June 3, 1899. 実際にはアトキンソンは、第1号を5月27日に発行しているが、それがパンフレット没収事件で急に需要が高まったため売り切れ状態になった。そのため、以後は単独ではなく、第1号と第2号を合冊にして刊行している。筆者が使用した史料はこれである。なお、この間の事情については以下を参照。Atkinson, “*The Anti-Imperialist*,” Vol. I, No. 4, (August 20, 1899). 前書きにあたる部分であるが頁数はふられていない。
- (68) Atkinson, “*The Anti-Imperialist*,” Vol. I, Nos. 1 & 2, i-iii.
- (69) Ibid., 1-7.

- (70) Ibid., 7-24.
- (71) Atkinson, "The Cost of a National Crime" (Boston: November 21, 1898), 1-7.
- (72) Atkinson, "Prospective Deficit in the Fiscal Year Ending June 30, 1900, \$ 150,000,000, Probably More," [computed January 2, 1899] 8-16.
- (73) Atkinson, "The Hell of War and Its Penalties" (Boston, November 14, 1898), 1-7.
- (74) Atkinson, "Supplement to 'The Hell of War and Its Penalties'" (Boston, December 15, 1898), 20-21.
- (75) Atkinson, "Addenda to 'The Hell of War and Its Penalties'" (Boston, 1899), 22-23.
- (76) Atkinson, "Criminal Aggression: By Whom Committed?" in Atkinson, *The Anti-Imperialism*, 34-46.
- (77) Ibid., 'Senate Document 62,' in "Appendix," 47-50.
- (78) Atkinson, 'Addenda' (May 10, 1899), 53-72.
- (79) Atkinson, "*The Anti-Imperialist*," Vol. I, No. 3, July 4, 1899, 'Introduction,' 1-2, 'Aguinaldo and His Compatriots,' 3-7, 'Is Our War on the Filipinos Just?,' 8-10, 'As to Tropical Life,' 19-22, 'Boys Sick of War,' 23-32.
- (80) Atkinson, "*The Anti-Imperialist*," Vol. I, No. 4 (August 20, 1899), 'Notice,' 及び頁数がふつてない前書き。
- (81) Atkinson, "*The Anti-Imperialist*," Vol. I, No. 4, 1-3.
- (82) Atkinson, 'Second Computation of the Cost of a National Crime, Compiled from the Official Figures of the National Treasury for the Fiscal Year Ending June 30, 1899,' in *ibid.*, 3-7.
- (83) 'Dying and Dead,' in *ibid.*, 15-17.
- (84) Atkinson, 'Snow-ball or Chain,' in *ibid.*, 32; Atkinson, "*Anti-Imperialist*," Vol. I, No. 5 (September 15, 1899) 頁数の表記はされていない。
- (85) Atkinson, Anti-Imperial Chain, leaflet, in *ibid.* 頁数は表記されていない。
- (86) 'Philippine Censorship,' 20-22, 'Escapes the Censor,' 49-52, in *ibid.*
- (87) Tompkins, *Anti-Imperialism in the United States*, 208.
- (88) Schurz, *Political Papers*, Vol. 6, 41.
- (89) Tompkins, *Anti-Imperialism in the United States*, 212-213.
- (90) Erving Winslow, "The Anti-Imperialist League," quoted in Tompkins, *Anti-Imperialism in the United States*, 214.
- (91) Tompkins, *Anti-Imperialism in the United States*, 215.
- (92) Schurz, *Political Papers*, Vol. 6, 65 (Nov. 5, 1899)
- (93) Schirmer, *Republic or Empire*, 188.
- (94) Tompkins, *Anti-Imperialism in the United States*, 217; Schirmer, *Republic or Empire*, 189.
- (95) From Andrew Carnegie to Schurz, in Schurz, *Political Papers*, Vol. 5, 278. (December 27, 1898),
- (96) Andrew Carnegie, 'Distant Possessions: The Parting of the Ways,' "North American Review," vol. 167 (August 1898): 239-248 on <http://ebooks.library.cornell.edu/cache/n/o/r/nora0167-2/00245.tif100.gif> (accessed June 26, 2013).
- (97) Beisner, *Twelve against Empire*, 182.
- (98) Tompkins, *Anti-Imperialism in the United States*, 218.
- (99) Ibid., 221-223.
- (100) Ibid., 223-225.
- (101) Republican Party Platforms: "Republican Party Platforms of 1900," June 19, 1900. On line by Gerhard Peters and John T. Wooley, The American Presidency Project. <http://www.Presidency.ucsb.edu/ws/?pid=29630>, (accessed March 22, 2014).
- (102) Schirmer, *Republic or Empire*, 197-198.
- (103) Schirmer, *Republic or Empire*, 199-200; Cullinane, *Liberty and American Anti-Imperialism*, 67.
- (104) "Part One — Platforms," in *National Democratic Campaign Book, Presidential Election, 1900* (Washing-

- ton, D.C.: Globe Printing Company, 1900), 3-6.
- (105) Ibid., 3-9.
- (106) Beisner, *Twelve against Empire*, 23.
- (107) Tompkins, *Anti-Imperialism in the United States*, 203-204, 211.
- (108) Williamson, *Edward Atkinson*, 226-227.
- (109) Bryan, *Memoir*, 123-127.
- (110) Schurz, *Political Papers*, Vol. 6, 105-106.
- (111) Welch, *Response to Imperialism*, 46.
- (112) この大会でポートウエルははっきりとブライアン支持を表明した。George S. Boutwell, "Bryan on Imperialism," in *Liberty and Anti-Imperialism*, ed. Michael P. Cullinane on <http://www.antiimperialist.com/images/LeaguePubs/NELeague> (accessed January 12, 2013).
- (113) Schurz, *Political Papers*, Vol. 6, 107-108.
- (114) Tompkins, *Anti-Imperialism in the United States*, 231.
- (115) New England Anti-Imperialist League. "Report of the Second Annual Meeting of the New England Anti-Imperialist League, November 24, 1900" (Boston: New England Anti-Imperialist League, 1900), 7 on <http://www.antiimperialist.com/images/LeaguePubs/2ndmeeting.pdf> (accessed June 26, 2013).
- (116) Williamson, *Edward Atkinson*, 230.
- (117) To Charles Francis Adams, (New York, Nov. 5, 1900), and To Louis R. Ehrich (New York, Nov. 13, 1900) in Shurz, *Political Papers*, Vol. 6, 140, 141.
- (118) Beisner, *Twelve against Empire*, 129-131.
- (119) Beisner, *Twelve against Empire*, 129-131; Williamson, *Edward Atkinson*, 230.
- (120) Jim Zwick, "The Anti-Imperialist League and the Origins of Filipino-American Oppositional Solidarity," *Amerasia Journal*, 24-2 (Summer, 1998): 64-85; Michael P. Cullinane, "Transatlantic Dimensions of the American Anti-Imperialist Movement, 1899-1909," *Journal of Transatlantic Studies* 8, no. 4 (December 2010): 301-314; Willard B. Gatewood, "Black Americans and the Quest for Empire, 1898-1903," *Journal of Southern History*, 38, no. 4 (November 1972): 545-566; Erin Murphy, "Women's Anti-Imperialism: 'The White Man's Burden,' and the Philippine-American War," *Gender and Society* 23, no. 2 (April 2009): 244-247; Jon C. Gruesser, *The Empire Abroad and the Empire at Home: African American Literature and the Era of Overseas Expansion* (Athens: The University of Georgia Press, 2012).

国境を越える移動と文化生産
— ファッション界, 料理界の調査から —

藤 田 結 子

Transnational Mobility and Cultural Production: A Case Study of Fashion and Cuisine Worlds

FUJITA Yuiko

This study explores the process of international migration and cultural production in fashion and cuisine worlds in the era of globalization. It especially addresses the following research questions: (1) “how have many people begun to migrate from Japan to Western cities in order to work in fashion and cuisine worlds?” and (2) “how is Japaneseness constructed in fashion and cuisine worlds in Western cities?”. For this purpose, I conducted a multi-sited ethnography in London, New York City, Paris, and Tokyo, using participant observation and in-depth interviews with fashion designers and cooks who have migrated from Japan.

The findings related to the fashion worlds emphasized that many young Japanese students move to Western cities, such as London or Paris, for studying fashion at famous colleges or schools. However, only a small number of professional designers migrate from Japan to Western cities. Most of the successful Japanese fashion designers remain in Tokyo because the French fashion industry enables them to engage the fashion world in Paris merely by their presence during fashion weeks.

Even so, it remains challenging for Japanese designers to become successful in Paris and other Western cities. Gatekeepers and legitimators of the fashion world, such as buyers and journalists, often refer to the designs of Japanese designers as exhibiting “Japaneseness,” in conjunction with stereotypical perceptions. Moreover, those gatekeepers tend to expect contemporary Japanese designers to manifest new ideas and concepts, as the “big three” (Issey Miyake, Rei Kawakubo, and Yohji Yamamoto), did in the 1980s. However, due to the diffusion of the Internet since the 1990s, a great amount of information including images has achieved global circulation, thus relatively making it difficult to present novel ideas and concepts.

In cuisine worlds, on the other hand, international migration has been existent among professional cooks in Japan since the 1970s when French cuisine became increasingly prevalent in Japan. A considerable number of Japanese cooks have migrated and worked at famous French restaurants to gain experience and bring “cultural capital” back to Japan. Japanese cooks, especially those in their 20s, are increasingly migrating to France, and some have started restaurants in Paris and other cities in France. Consequently, in the past few years, more than ten Japanese chefs have been awarded Michelin stars while working at French restaurants in France.

In fact, “Japaneseness” is often regarded as a useful resource in a French restaurant kitchen. Under the influence of “nouvelle cuisine,” many contemporary French cooks in France use Japanese ingredients and techniques when they create new French dishes. However, if Japanese cooks

use Japanese ingredients and techniques to create new French dishes, they are often questioned regarding the “French” authenticity of their dishes, i.e., gatekeepers and legitimators of the French cuisine worlds also tend to fabricate “nationness” and reinforce boundaries of national culture.

国境を越える移動と文化生産

— ファッション界，料理界の調査から —

藤 田 結 子

1. はじめに

グローバル化が急速に進む現在、日本発の文化的商品が世界中で関心を集めている。この国境を越えるモノの移動にくわえて、国境を越える人の移動が顕著になっている。1980年代後半以降、アート、音楽、ファッションやデザイン、料理など、さまざまな文化に関わる産業で働くために、多数の人々が日本から欧米諸国へ渡っている。このように国境を越えて働く人々の中には、過去の移住者の時代と比べて、格段に発達した交通・コミュニケーション手段を利用して2国と繋がりつつ、トランスナショナルなネットワークを形成し、長年活躍する人々も現れている。

本研究は、このような現象に注目し、社会学的アプローチを用いて次の2つの研究の問いを考察する——(1)なぜ文化生産に関わる職業を持つ多数の人々が、日本から欧米都市へ国際移動をするようになったのか、(2)欧米都市における文化生産の場において、どのように「日本人らしさ」は構築されるのか。本稿は、これらの問いを考察するために、とくにファッション界と料理界を例に分析を行う。

本研究が扱う対象は、英米仏の社会学や文化人類学、文化研究では研究蓄積があるものの、日本ではほとんど研究がなされていない。そのため、本稿では、最終的な結論を出すというよりも、今後の研究の発展につながるような示唆や仮説を見出すことを目的とした。

以下で、まず2つの研究の問いの理論的枠組みとなる(1)国際移動、(2)「アートワールド」と人種、ナショナリティに関する先行研究を検討する。つぎに調査の目的と方法を説明してから、調査結果について述べる。そして最後に、調査結果から明らかになった点をまとめた。

2. 先行研究のレビュー

2.1 国際移動の理論

「なぜ国際移動が起こるのか」——この問題を解くために、社会学的な国際移動研究ではさまざまな理論的試みがなされてきた。19世紀にヨーロッパからの移民が全盛期を迎えると、はじめはアメリカ、つぎにオセアニアへと、多数の人々が海を渡って行った。このヨーロッパ移民の経験をもとに、新古典経済学アプローチを用いた諸理論が生まれた。このアプローチでは、一般的に、マクロレベル

では「労働力の需要と供給の不均衡」、ミクロレベルでは「(個々の合理的な行為者による) 移動による純益(主に金銭)が費用を上回るという期待」が国際移動の要因だとみなされる。これは「プッシュ」「プル」理論としても知られ、「プッシュ」要因には人口増加、低い生活水準、経済機会の欠如、政治的抑圧など、「プル」要因には労働の需要、政治的自由などがある。

しかし1960年代以降、世界各地で大量の労働移民が発生し、理論の見直しが必要となった。アメリカ合衆国では、1965年の移民法改正後、南米・アジア諸国出身の移住者が「家族呼び寄せ」を利用して連鎖移住(chain migration)を始め、1999年にはヨーロッパ系は15%まで減少し、(カナダを除く)南北米系が46%、アジア系が30%に増加した。ヨーロッパでは、1945年から70年代半ばに、欧州内低開発国や旧植民地から、英仏独などの高度工業諸国へ多数の労働者が流入した。80年代には、長年移住者を送り出していた南欧諸国にまで、アフリカ・アジア・中東から多数の労働者が流入するようになった。

このように複雑化する国際移動の状況を説明しようと、新たな理論の構築が進められてきた。現時点では人の国際移動を完全に説明する理論は生まれていないが、影響力を持つアプローチとして「移住システム論」がよくあげられる。この理論は、マクロ・メゾ・ミクロのすべてのレベルにある諸要因の相互作用の結果、国際移動が発生すると考える。マクロレベルは世界市場、国際政治、人口と生態系などであり、ミクロレベルは合理的選択をする行為者とその親族・友人・コミュニティなどのインフォーマルなネットワークである。また特徴的なことに、移住システム論はメゾレベルの重要性に注目する。このメゾレベルとは国際移動を促進し、その規模と移住先を決定する社会的ネットワークの総体であり、具体的には、親戚、斡旋業者、弁護士、代理店など移住産業の行為者や社会機関である。

日本人移住者に関わる先行研究を見てみると、これまで調査対象となった移住者は主に4つのタイプに分類できる。第1に駐在員とその家族、第2に自発的にアジアや欧米諸国に渡り日系企業の現地採用として働く女性、第3に学位やディプロマ、語学能力を得るといった目的を持つ留学生、第4に日本人向けのサービス業、飲食業、小売業などの事業を行う企業家である。さらに近年では、労働や経済的な上昇を目的としない中間層の国際移動の増加がしばしば指摘されている。たとえば、家族への義務から逃れてより自由な生活がしたいなどの動機をもつ「精神的移民」(Sato 2001)、よりよい住まいや娯楽、教育の環境がある場所で暮らしたいという動機付けを持つ「ライフスタイル移民」(Igarashi 2014)などである。文化生産に関わる移住者の研究に関しては、文化的活動をするために海外に渡る「文化移民」(藤田 2008, Fujita 2009)、ニューヨークに渡るアーティスト志望の若者(Olga 2011)などの研究が存在するが、本研究が対象とするような文化生産に関わる職業を持つ人々の国際移動研究はほとんど見られない。

2.2 「アートワールド」と人種、ナショナリティ

つぎに、本稿の第2の問いである「欧米都市における文化生産の場において、どのように「日本人らしさ」は構築されるのか」を検討するうえで、筆者は芸術社会学の「制度的アプローチ」を応用で

きると考える。この制度的アプローチは、作品を1人の才能によって作られるものと捉えず、人々の間のやりとりや組織の交渉という社会的な営みや分業を経て作り出され受容されるものとみなし、そのプロセスを中心的な分析の対象とする（佐藤1999：10）。この代表的研究者である Howard S. Becker によれば、アート作品の制作の場合、道具の製造業者から、それを展示するキュレーターや何をなすべきか基準を与える評論家までが分業に関与している（Becker 1982：13）。そして彼は、「アートワールド（art worlds）」を（いわゆる「アート」の分野に限定せず）、「作品を制作するのに必要な活動を行う人びとの全員から成り立つもの」としている。さらに、「アートワールド」は明確な共同体や組織としての境界をもたず、構成員の共同的な活動のなかに存在すると述べている（Becker 1982：34）。

この概念は、高級ファッションや高級料理などの生産にも応用できるだろう。ハイファッションの場合、デザイナーがその服の制作者とされるが、実際には、道具の製造業者から、デザインをパターンに起こすパタンナーや、ブランドや服を取捨選択して流通させるショールーム、さらに流行をつくるうえで重要な役割を果たすファッション誌の編集者などが分業に関与している。高級料理の場合、レストランの名前にはしばしばシェフの名前が付けられ料理はシェフの「作品」とされるが（例 アラン・デュカス、ジョエル・ロブション）、実際には食材の生産者から仕込みを行う料理人、魚や肉など部門ごとのシェフや、ミシュランなどで格付けをする編集者、批評家などが分業に関与している。

Becker が Art Worlds を出版した 80 年代には、文化生産における人種やナショナリティの問題は十分に検討されていなかった。だが 90 年代になると、文化産業と市場のグローバル化が進み、人種、ナショナリティ、ジェンダー、階層などの複合的要因が与える影響が問われるようになる。

ファッションに関しては先行研究が人種の影響を明らかにしている。ファッション界では、パリを主要な「結節点（node）」⁽¹⁾（Appadurai 1996：31）とする文化のフローが形成されている。世界各国のデザイナーがパリに集まるのは、ほかの都市ではパリが提供する地位を獲得できないからである。毎年2回パリで開催されるショーの時期には、世界中から何千人のバイヤーやジャーナリストが集結し、そのなかにはとくに創造性の評価に影響力を持つ者が存在する。デザイナーは、そのような人々から「正統性」を承認されてはじめて、世界的に認められるデザイナーとなることができる（Kawamura 2004）。だが、そのような地位付与機能を持つ欧米のファッション界では、「白人」が人種上の刻印を免れたある種の普遍性を保持している。「有色人種」のデザイナーは人種的に有標化され、その作品は、個々のデザインの達成度以上に、民族的な美意識や衣装という本質的な伝統観に結びつけられてしまう傾向が強い（Kondo 1997）。たとえば 1973 年に Issey Miyake が、1981 年に Comme des Garçons と Yohji Yamamoto がパリコレクションに参加し始め、この「御三家」は欧米でも高い評価を獲得した。当時の彼らの作品は、黒を多用する色使いや斬新な素材・縫製方法とシルエットを特徴としており、伝統的な日本服飾史には直接関連づけにくい。だが西欧の服飾の伝統や「女らしさ」の概念から逸脱していたために、欧米メディアは彼らの作品を本質的な「日本（人）らしさ」と関連づけて表象してきた（Kondo 1997；Skov 1996）。また欧米メディアは、90年代以降、原宿の若者のストリート・ファッションを取り上げてきたが、その表象の根底にはオリエンタリズム

のまなざしがあるという（成実 2001）。

このステレオタイプ的な「日本（人）らしさ」は、19世紀以降の「オリエンタル」「イエローペリル」など中国系を中心とするアジア系の表象の一部として形成されてきた。1980年代には新たな日本人脅威論が生まれ、日本人ビジネスマンは「カミカゼ」「サムライ」に関連づけられるようになった。さらに90年代以降、テクノロジーやサブカルチャーに耽溺する「オタク」像が普及していく。その一方で、日本人女性像は「エキゾチックな」「芸者」から「カワイイ」「制服の女子高生」へと広がりつつも、19世紀の『蝶々夫人』の時代から常に性的なイメージと関連づけられてきた。このような欧米での「日本（人）らしさ」の表象は、日本の歴史的变化を映し出しているというよりも、日本に対する欧米の態度を反映したものだという指摘がなされている（Yamamoto 1999）。

3. 調査の目的と方法

以上のように、国際移動分野の先行研究は、「プル」「プッシュ」要因と「移住システム」が国際移動の重要な要因であることを指摘している。だが、本研究が対象とするような文化生産を目的とする日本から欧米への国際移動に関する先行研究はほとんど見られない。また、文化社会学分野の先行研究によって、欧米の文化生産の場では白人の男性がパワーを持ち、人種、ナショナリティ、ジェンダー、階級が複雑に交差するなかで分業が行われ、ナショナル・アイデンティティが再構築される傾向が明らかにされてきた。しかし今日では、文化産業はより一層グローバルな分業システムに依存している。さらに、国境を越える人のフローも活発化し、多数の人々が日本から欧米都市に渡り文化的な活動を行うようになってきている。

そこで、ファッション界、料理界を対象として調査を実施し、本研究の2つの問いを考察したい。調査のため、上記の問いを、(1)なぜ多数のデザイナーや料理人が、日本から欧米都市へ国際移動をするようになったのか、(2)欧米都市のファッション界および料理界において「日本らしさ」はどのように構築されるのか、という操作上の問いとして再設定する。

本研究の主題はこれまでも議論されてきた問題ではあるが、日本に関わるケースに関しては先行研究が少ない。その意味で、本研究は新しい試みだといえよう。したがって、本稿では、今後の研究の発展につながるような示唆や仮説を見出すことを目的としたい。

調査方法として、マルチサイトッド・エスノグラフィー（Marcus 1995）を用い、主にパリ、ロンドン、ニューヨークと東京で、インタビューと参与観察を行った。インタビューのために、日本から欧米都市に移住し、ファッションまたはフランス料理の分野で活動している人々に調査への参加を依頼した。その際、まず新聞や専門誌、ウェブサイトの記事に掲載されていたデザイナーや料理人に連絡を取りインタビューを依頼し、さらにこの人々を通してスノーボールサンプリングを行った。各人に約2時間程度のインタビューを実施し、(1)自己のアイデンティティとその作品に対する考え、(2)文化生産者間のネットワークなどに焦点をあてて話を聞いた。デザイナーとシェフの年齢は20～50代、現地の滞在年数は数年～30年程度である。デザイナーは会社や事務所を設立している者、料理人は

レストランに勤務している者が大半である。さらに、彼ら彼女らと関わりのある広報、バイヤー、プレス、記者、ソムリエ、サービススタッフ、教育機関関係者などにもインタビューを実施した。インタビューは、日本語、英語、仏語のいずれかを用いた。ファッション関係者16名、料理関係者18名にインタビューを実施した。

また、制作過程を理解するために参与観察を行った。その際、カメラ、ビデオカメラを用いて記録も行った。その現場は主に、調査参加者が活動しているアトリエ、展示会、ショー、レストラン、ホテル、レセプション、イベント会場などである。ここでは多数の人々に聞き取りを実施した。この内容をすべてテキストに書き起こし分析を行った。

調査によって得られたインタビューの内容には個人的な経験や意見が多く含まれている。読者に人物が特定されないよう、本稿では調査協力者のプロフィールやインタビュー実施の場所・日時は記載しないこととする。

4. ファッション界

4.1 国際移動の要因

なぜファッションを専攻する学生やファッション・デザイナーは日本から欧米都市に移動するのだろうか。その目的は、主に、「留学」「現地での就業」「ファッション・ウィークへの参加」である。その目的に応じて、目的地、滞在期間、滞在時の身分や、その国際移動を説明する「プル」要因、「プッシュ」要因、移住システムは異なってくる（表1）。以下に、これらの要因を考察していきたい。

表1 ファッションに関わる国際移動のパターン

国際移動の目的	留 学	現地での就業	ファッション・ウィークへの参加
主要な目的地	ロンドン パリ、ニューヨーク、ミラノ	パリ ロンドン、ニューヨーク、ミラノ	パリ ニューヨーク、ロンドン、ミラノ
滞 在 期 間	長期滞在	長期滞在・移住	短期滞在
滞 在 の 身 分	留学生	ワーキングホリデー 研修生、就労者、 永住者など	ビジネス旅行者
プ ル 要 因	ファッション教育機関	ファッション界	ファッション界
プッシュ要因		東京のファッション界の制度・地位	東京のファッション界の制度・地位
移住システム	専門学校、コンテスト、 代理店	代理店	代理店

4.1.1 「留学」

留学の主な目的地はロンドン、パリ、ニューヨーク、ミラノである。留学期間は専門学校の1年間から、大学卒業さらに大学院修了までの3-6年程度まで幅がある。留学の場合、「プル」要因は明確であるが、「プッシュ」要因は弱く、移住システムがよく機能しているという特徴がある。

(1) 「プル」要因——欧米のファッション教育

ファッションを学べる有名な学校と言えば、日本では文化服装学院などの専門学校であるが、欧米諸国ではファッションのコースを持つ芸術大学である。とくに世界的に有名な大学は、ロンドンのセントラル・セント・マーティンズ・カレッジ・オブ・アート・アンド・デザイン（Central Saint Martins College of Art and Design, 以下、セント・マーティンズと表記）、アントワープ王立芸術学院（The Royal Academy of Fine Arts Antwerp）、ニューヨークのパーソンズ美術大学（Parsons The New School for Design）である。とくに日本でファッションを専攻する学生の間では、アレキサンダー・マックイーン（Alexander McQueen）、ジョン・ガリアーノ（John Galliano）など多数の有名ファッション・デザイナーを輩出したセント・マーティンズの人気が高い（セント・マーティンズで学んだ日本人デザイナーの例は表2）。

もともとセント・マーティンズを知っていて留学先として選ぶ場合もあれば、教師や知人から勧められて選ぶ場合もある。たとえば、帰国してブランドを立ち上げた江角泰俊氏はインタビューで次のように語っている。

（大阪でファッションの勉強を始めた）その当時すごく好きだったのが、リー・アレキサンダー・マックイーン的设计で、ジバンシイにいた頃や、ちょうど独立した頃のデザインです。そして彼を調べて行くとセント・マーティンズに行きあたり、さらに調べると、いろんな人が輩出されていて、教育方法も面白いと感じました。こういう経緯だったので、留学と言うより、セント・マーティンズに入るのが目的と言ってもいいかもしれません。作りたいものはほんやりして

表2 セント・マーティンズ美術大学の卒業生の例

デザイナー	ブランド	生年	留学前の出身校	セント・マーティンズ 卒業年	現在の 拠点
吉田 真実	YAB-YUM	1966	織田服飾デザイン専門学校	1988	東京
岸本 若子	ELEY KISHIMOTO	1965	女子美術大学	1992	ロンドン
勝井 北斗	mintdesigns	1973	パーソンズ美術大学（NY）	2000	東京
八木 奈央	mintdesigns	1973	同志社大学	2000	東京
古舘 郁	commuun	1976	文化服装学院	2002	パリ
大原由梨佳	IN-PROCESS BY HALL OHARA	1979	バンタン	2003	東京
田中 崇順	divka	1980		2006	東京
江角 泰俊	Yasutoshi Ezumi	1981	宝塚造形芸術大学短期大学	2006	東京

いましたが、すごく憧れ、好奇心が強かったです⁽²⁾。

その一方で、学びたい大学があるというよりも、イギリスのファッションや文化が好きであるために、イギリスの大学で学びたいと考える者もいる。たとえば本調査のインタビューに参加したデザイナーのAさんは次のように語る。

パリが好きで好きで仕方がないから、みなさんパリに留学すると思うんですけど。僕はイギリスが好きで仕方がなかった。とくにフランス語なんて、それまで聞いた事もなければ、まず英語でと。ちょうどこの神戸のコンテストというのがその年からそれまでパリの留学だったのが、ノッティンガムとセント・マーティンズとロンドン・カレッジ・オブ・ファッション。その3校があって、僕はこの3つのうちどれでもイギリスだったらいいなと思って、イギリスと留学先の希望を書いていたので。

上記の話に見られるように、英語が第一言語であることもロンドンが好まれる理由である。一部の留学志望者はパリなどほかのヨーロッパの国へ行くことも検討するが、英語を使うことを重視し、ロンドンの大学を選ぶのである。

また、パリにおいても、ファッションの高等教育機関が「プル」要因となっている。パリには、パリ・クチュール組合学校やパリ服飾モデリスト養成専門学校（AICP）などの伝統あるファッション専門学校が存在するが、ロンドンのセント・マーティンズのようにとりわけ人気の高い高等教育機関が存在するわけではない。学生がパリを留学先として選択する場合、後述するように、パリのファッション産業の存在がその選択に影響を与えているといえるだろう。

欧米のファッション教育機関に留学した後は、①在籍した教育機関がある都市を拠点に活動を続ける、②活動の場をパリへ移す、③現地で経験を積んだ後日本へ帰国して活動を始める、というのが主要な進路となっている。

ところで、東京には文化服装学院を筆頭に、エスモード・ジャポン、東京モード学園など数多くのファッション専門学校が存在する。とくに文化服装学院は高田賢三、山本耀司、渡辺淳弥、高橋盾など世界的に有名なデザイナーを輩出しており、ファッション教育機関としての評価が高い。それにもかかわらず、なぜデザイナーを志す学生たちはロンドンやパリへ移動するのだろうか。インタビュー参加者からは、「日本のファッション教育に不満がある」「日本では女性の社会的地位が低い」「日本人デザイナーのブランドには興味がない」などの点が日本を出て行く理由としてあげられた。しかし、共通して指摘された問題点は存在しなかった。つまり、日本のファッション教育が強い「プッシュ」要因として働いているわけではない。また、他の何かが日本を出て行く強力な「プッシュ」要因として存在するわけでもないようである。

(2) 移住システム

留学を目的に海外へ移動する場合、その大半が学校や留学・旅行代理店などを利用する。今日の状

況を見てみると、まず、専門学校の一部は、海外留学プログラムを設置している。生徒たちは日本で決められたコースを終了した後、欧米の提携校に通うことができる。たとえば文化服装学院は、イギリスのノッティンガムトレント大学、ロンドン・カレッジ・オブ・ファッションへの留学を支援している。また、エスモード・ジャボンや東京モード学園にはパリ校があり、多数の学生を派遣している。

つぎに、公益財団法人神戸ファッション協会が主催する神戸ファッションコンテストが入賞者を海外に送り出している。1999年以降、このコンテストはイギリスのノッティンガムトレント大学に代わり、パリ・クチュール組合学校、イタリアのマランゴニ学院などへの留学支援プログラムとして開催されており、送り出した留学生の数は90名に上っている。

これらはすでに日本の専門学校などでファッションを学んだ経験がある者が利用する経路だが、海外で初めてファッションについて学ぶ、あるいは比較的経験の少ない者にも移住経路が用意されている。大学受験予備校で芸術留学のコースが開講されており、欧米の芸術系専門学校・大学への入学をサポートしている。その内容は、主に、英会話を教えたり、ポートフォリオやエッセーの作成を指導したりというものだ。たとえば日本外国語専門学校という予備校では、ロンドンの芸術大学のスタッフを招き、講義や面接試験などを実施している。また、中小の留学・旅行代理店で、「ファッション留学」が商品化されている。たとえば、ニューヨークの語学学校で英語を学び、ファッション工科大学(Fashion Institute of Technology)でサーティフィケートを取得する留学プログラムなどが提供されている。以上のように、ファッション留学のための「移住システム」は十分に機能しているといえる。

4.1.2 「現地での就業」「ファッション・ウィークへの参加」

すでに仕事をしているデザイナーの場合、国際移動の主要な目的地はパリである。その他にはロンドン、ニューヨーク、ミラノなどがあげられる。現地で就業する場合、現地の会社や個人に雇われてスタージュまたは社員として働く、現地で創業するというパターンがあり、これは移住・長期滞在型となる。ファッション・ウィークへの参加のみが目的の場合は短期滞在型となる。どちらの滞在型においても、「プル」要因は現地のファッション界、「プッシュ」要因は東京のファッション界である。

(1) 「プル」要因——欧米のファッション界

世界中の都市で、毎年2回、プレタポルテ(既製服)の新作発表イベント、すなわち「ファッション・ウィーク」が行われている。最も重要な都市は、パリ、ニューヨーク、ミラノ、ロンドンとされ、これらは4大ファッション・ウィークと呼ばれている。ニューヨーク、ロンドン、ミラノ、パリの順にそれぞれ約1週間に渡って開催され、世界中からデザイナー、バイヤー、記者・編集者などのファッション関係者が国境を越えて移動する。

とくにパリは世界中から多数のファッション関係者が集まる国際的なファッションの展示場となっており、クリエイティビティの評価に影響力を持つ者が存在する。若手デザイナーは、そのような人々から「正統性」を承認されてはじめて、世界的に認められるデザイナーになることができる(Kawamura 2004)。つまり、パリで独立デザイナーとして作品を発表したり、大手メゾンで働いた

りすることを通して、デザイナーとしての地位を高めていく。大手メディアの編集者・記者の目に留まりメディアに掲載されることがあれば、より象徴的な地位が高まる。さらに世界中から集まってくるバイヤーの目に留まれば、各国のセレクトショップやデパートに商品が置かれ、経済的な利益を増やすことも可能になる。デザイナーたち自身もそのように捉えており、たとえばデザイナーのAさんは次のように述べる。

世界を対象にしたら、服のデザインの質から変わると思うんですよ。日本を対象にマーケティングしてブランディングをしたら……。やっぱり世界中で売ってくことを考えたときにやはりパリという場所が、もうこれは場所的な要因でしかないんですけど。世界において、展示会場みたいになっているんですね。とくにファッションにおいては、世界の中心のような機能を持っているんで。

このように、パリは世界のファッションの中心地となっている。そのため、世界中から多くのデザイナーがパリをめざしてやってくる。たとえば2015年の秋冬ファッション・ウィークに公式参加しショーを行う日本のレディース・ブランドは、Issey Miyake, Comme des Garçons, Yohji Yamamoto, Junko Shimada, Junya Watanabe, Undercover, Tsumori Chisato, Sacai, Anrealage, Zuccaであり、日本を代表するデザイナーのブランドが名を連ねている。後で詳述するが、この中にパリを拠点としているデザイナーはいない。普段は東京や他の都市を拠点に活動をし、ファッション・ウィークのときだけパリにやって来る。

(2) 「ブッシュ」要因——東京のファッション界

Yuniya Kawamuraによれば、東京は、ファッションの生産過程、すなわちファッションの流行を生み出し、デザイナーの評価を高めて世界中にその名を普及させるという過程で、パリやニューヨークよりもはるかに劣っている。そのために、日本を出て行く必要が生じるのである (Kawamura 2004: 104)。まず、東京のファッション・ウィークには、パリやニューヨークなどの4大コレクションと比較して世界中からやって来るバイヤーの数か少ない。デザイナーBさんは次のように語る。

日本のコレクションの協会、今メルセデスベンツ (がスポンサー) みたいですけど、頑張って (人を) 呼ぼうとしてるんですけど、やっぱそこまではいかないみたいで、だから日本のブランドさんもパリで。パリはとにかく海外のバイヤーさんが絶対来るんで、世界各国の評価を、もうそれぞれの評価全然違うんですけど、そういう声が間近で聞けるっていうのも1つ (の理由)。

世界的に有名なデパートやセレクトショップから買い付けられることによって、そのブランドの地位は高まり、世界中のバイヤーが取引するようになる。しかし、このような世界的に有名なデパート、セレクトショップやメディアが必ずしも東京コレクションに人を送るわけではない。

つぎに、メディアに関しても、ファッション・ウィークに訪れる数が少ない。そのうえ、批評機能

において劣っているという。ファッション界で世界的に影響力を持つメディアに掲載されれば世界中にその名を広めることができる。こういった欧米メディアはパリでコレクションを発表したブランドを批評するので、デザイナーはいつそう真剣に制作に取り組むようになる。しかし日本のメディアはコレクションを批評することはほとんどないし、ファッションに対する深い知識をもって適切に評価できるジャーナリストもほとんどいないという。たとえばファッション・ジャーナリストのT氏はその理由について次のように説明している。

業界が狭く、在籍する人も変わらず、海外の他のファッション都市と違って外国人も少なく、下手なことを言えない状況にあるから。良くも悪くも主張が求められる海外とは全く違う。これが日本にファッションジャーナリズムが根付かない一番の理由となっている。実際に日本のファッション報道は事実の羅列が主であり、ジャーナリストというよりはレポーターに近い⁽³⁾。

このように、東京は、パリのファッションシステムに見られる構造的な強みと有効性を持っていない(Kawamura 2004: 107)。したがって、世界を舞台に活躍したい、自分の作品を発表して評価されたいと願うデザイナーは日本を出て、長期あるいは短期の間パリに滞在して活動するのである。

4.2 「日本らしさ」の構築

ファッション業界の主要な職業的役割として、企画に関わるアパレル企業のマーチャンダイザー、制作に関わるデザイナー、モデリスト、パタンナー、流通に関わる展示会やショールームの運営者、セレクトショップやデパートのバイヤー、情報発信に関わるプレス、メディアの記者・編集者などがあげられる。これらの職業のなかで、日本出身の人々がデザイナーとしてパリのファッション界で活動する場合、どのような方法があるのだろうか、また日本人らしさはどのように構築されるのだろうか。以下に検討していきたい。

4.2.1 ファッション界での就労

(1) 現地企業による雇用

日本から渡仏して、あるいは欧米のファッション教育機関を出た後に、パリの大手メゾンやアパレル企業に採用されて働く場合、パタンナーやモデリストとして働くケースが多い。それには2つの理由がある。第1に、常に非正規雇用者が必要とされているからである。ファッション・ウィークの事前準備から開催時期まで、現地のファッション産業は繁盛期となる。この時期、服の生産を担当する部署は、正社員に加えて、多くの派遣社員やスタージュ（見習い）を雇い入れる。正社員として雇用されることは難しいが、この期間であれば非正規として雇用されやすくなる。たとえばパタンナーCさんは次のように説明する。

（ファッションの専門学校を卒業したら）パタンナーさんとか縫い子さんとか、みんな派遣会社

に入って、それで何か月とか、忙しいときだけ呼ばれたりとかというのを繰り返しながら、空いたポストに入るみたいな感じになっているんです。……聞くところによると、1つの会社に（日本人パタンナー）1人は絶対いるって聞くんです。なので、実はたくさんいると思います。

第2に、日本人のパタンナーは「器用」「技術が高い」という評価やイメージがある。そのため、パタンナーやモデリストとして採用されやすい。デザイナーBさんは次のように状況を説明する。

フランスの、たいがいブランドのパタンナーは日本人ですね。日本のブランドと海外のブランドの違いのところって、日本の場合、デザイナーさんがいて、次っていうのはパタンナーっていう職業じゃないですか。でも海外の場合、ヨーロッパブランドの場合、デザイナーがいて、モデリストっていう職業の人、その下にパタンナーがいます。モデリストっていうのは本当に形だけ、立体だけこう作るだけで、それをパタンナーさんが平面に作図、製図として起こすっていう仕事になるので、そういうパターンに起こすのは日本人のほうが器用だし、忠実に、文句も言わずに残業もするしっていうので、すごく重宝されてますね。

このように、日本人の場合、最初是非正規雇用（スタージュや派遣）のパタンナーやモデリストとして現地のファッション界に参入するケースが多い。その後、経験を積んで正規雇用のモデリスト、パタンナーとなる者もいる。技術者であるパタンナー、モデリストと比較すると、クリエイティブな仕事をするデザイナー、とくに大手メゾンで働く日本出身のデザイナーは大変少ないといわれている⁽⁴⁾。厳しい競争を勝ち抜いて大手メゾンにデザイナーとして採用されることはたとえフランス人でも難しく、日本出身のデザイナーにとっては非常に困難だといえる。

(2) 現地での創業

現地でブランドを創業したデザイナーの代表は、Kenzoの高田賢三である。彼は文化服装学院を卒業後、1965年に渡仏して以来フランスを拠点とし続けている⁽⁵⁾。しかし最近では、パリに渡り長期滞在する日本出身のデザイナーやファッション関係者は60～70年代より増えているものの、ファッション業界や経済状況の変化により、若い世代の日本人デザイナーが現地で創業し、成功することは難しくなっているという。一度ブランドを立ち上げても資金繰りがうまくいかず、新作の発表をやめる若手デザイナーも少なくない。

現地で創業し展示会に出品したとしても、なかなかフランスの小売店に買い付けてもらえない。なぜなら、フランスのマーケットは新しいブランドに対して非常に厳しく、また消費者は高価格帯の新しいブランドの商品には手を出さないからである。

そのため、現地で創業した場合でも、商品の売上げの大半は、フランスではなく、日本によって占められているというケースがよく見られる。具体的には、在フランスのデザイナーのブランドとして、パリや日本の各都市で展示会を開催する。そこで日本のセレクトショップやデパートのバイヤーに商品を買付けてもらい、日本の消費者が購入するのである。日本人ファッション関係者から繰り返し

返し指摘されることだが、日本の消費者は「パリ」のイメージや「フランス製」の商品を非常に好むため、デザイナーがパリを拠点とすることによって、日本の消費者を引き付けることができるという。

(3) 日本を拠点としファッション・ウィークに参加

日本を拠点としているデザイナーのブランドは、パリのファッション・ウィークの時期に渡仏して短期滞在し、ショーや展示会に参加して、コレクションを発表する。世界で高評価を得た日本のブランドは、Kenzo 以外ほぼすべて、デザイナーが日本で創業し、国内で固定客を獲得し、収益を安定させてから、日本を拠点にして海外に進出したブランドだといえる（表3）。

パリのファッション・ウィーク時期、小売店はバイヤーを送って、展示会やショールームで買い付けを行う。欧米の都市には世界への強い発信力を持つ店が存在し、パリではセレクトショップの Colette, L'eclairer, デパートの Le Bon Marche, ロンドンでは Harvey Nichols, Selfridge, ニューヨークでは Barney's New York, Saks Fifth Avenue などである。これらの有名店に買い付けられ商品が置かれることによって、より多くの業界関係者の目に触れるようになり、同時に有名店のバイヤーからお墨付きを与えられたことにもなり、トップダウン式にその他の店もこぞって買い付けるようになるという。

パリでファッション・ショーを開催するには多額の資金が必要となるため、ファッション業界に参

表3 日本人デザイナーとパリコレ初参加の年

パリコレ初参加年	デザイナー, ブランド名	生年	出身校	拠点
1970	高田賢三	1939	文化服装学院	パリ
1973	三宅一生	1938	多摩美術大学	東京
1977	森英恵	1926	東京女子大学, ドレスメーカー学院	東京
1981	山本耀司	1943	慶應義塾大学, 文化服装学院	東京
1981	Comme des Garçons (川久保玲)	1942	慶應義塾大学	東京
1981	島田順子	1941	ドレスメーカー学院	東京
1988	Zucca (小野塚秋良)	1950	ドレスメーカー学院	東京
1990	田山淳朗	1955	文化服装学院	東京
1993	渡辺淳弥	1961	文化服装学院	東京
1996	ミキ・ミアリー	1960	大阪モード学園	パリ
1997	丸山敬太	1965	文化服装学院	東京
2002	Undercover (高橋盾)	1969	文化服装学院	東京
2003	津森千里	1954	文化服装学院	東京
2006	commuun (堀海斗, 古舘郁)	1977 1976	FIT (堀) 文化服装学院, セント・マーティンズ (古舘)	パリ
2011	sacai (阿部千登勢)	1965	名古屋ファッション専門学校	東京
2014	Anrealage (森永邦彦)	1980	早稲田大学, バンタンデザイン研究所	東京

(川村由仁夜『パリの仕組み』p.26の表を基に加筆して作成)

入する一番手軽で確実な方法は合同展示会に出展することである。パリの合同展示会には、大量販売向けの展示会と、クリエイションを重視する展示会がある。後者はファッション・ウィークの時期（3月と9月）に約4~5日間開催される。だが、この短い展示会の期間で多くのバイヤーに商品を見てもらい、買い付けてもらうことは難しい。100を超えるブランドを売る展示会よりも、一定の評価のあるコレクションを集中して見るショールームは、バイヤーにとっては効率的である。ショールームの販売期間は数週間、約15%のコミッションを取る。各ショールームは自社のテイストにあった10~20のブランドを選び、バイヤーなどの顧客に紹介し、販売を担当する⁽⁶⁾。日本の多数のブランドが、上記のような展示会やショールームを使って、パリのファッション・ウィークに参加し、現地のファッション界に参入している。

4.2.2 ファッション界のなかの「日本らしさ」

(1) 交渉とネットワーク

パリのファッション界に参入した後、活動を続けていくうえで日本人であることはどのような影響を及ぼすのであろうか⁽⁷⁾。ファッション界では「白人」が圧倒的な多数派である。現在、欧米のブランドにはアジア系アメリカ人など「有色人種」のデザイナーが増加し一定の地位を確立しているが、とくにバイヤー、編集者・記者などの役割は白人が占めている。この人種の影響に関しては、第1に、協働的な活動で障害となる場合がある。たとえばパリの展示会で新作を展示しているファッション・デザイナーのDさんは、白人の職人たちに受け入れられるまでの苦勞を語った。

目がこうだよねとか、「何食べてんの」とかそういうことから……。ただ私のデザインは日本人がやっていることだから、ちょっとおかしいというか、ちょっと違うみたいな感じで、批評も受けましたし。……結局私のデザインをやってかなきゃいけない人なんで、結果的には良い関係にはなったんですけど。

第2に、企業との交渉で障害となる傾向がある。たとえばデザイナーのBさんが「結局洋服って西洋の文化でどこかしらアジア人って下に見られている。……駆け引きとかは完全になめられている」と述べるように、企業との取引や契約で不利な立場におかれやすい。また、デザイナーAさんは次のように説明する。

Aさん「リニューアルするブランドの、クリエイティブディレクターの……。いくつかの候補に挙がった事はあったんですけど、やはりそこで初めて日本人である事の壁を味あわされたというか」

筆者「具体的にはどういう事が起こりましたか」

Aさん「たとえばフランスのブランドだとやはり、フランスのDNA、バックグラウンド。その文化的美意識を持っている、もしくはヨーロッパの方が最終的には勝つなど。それは僕なりの言

い訳なのかもしれないんですけど、企業がそのフランスを代表していたり、そういった部分も含めて今まで実力主義で思ってきたところが初めて、（自分が）外国人なんだという。……最初にコム・デ・ギャルソンのデザイナーが、次イギリス人だっていったら、みんな嫌だと思うんですよ。エルメスのデザイナーがやっぱり、次中国人だっていったらみんな怒ると思うんですよ。大げさな話ではそんな事ですけど。やっぱり、その国を代表する企業の新しいポジションには、フランス人、フランス企業にはフランス人が。……大前提として同じ実力だったらフランス人のほう採る」。

第3に社交の場で障害となる傾向がある。先述の通り、利益を生む活動への参加はしばしばネットワークを介して決定される。そのため、ショーの後のアフターパーティー、業界関係者の食事会などでの社交が重要となってくる。だが調査参加者の半数以上は積極的に参加していないか、白人中心の場での社交の難しさについて触れた。

この社交の場での障害には、人種という要因以外にも、言語が関係する。公用語でのコミュニケーションに不自由を感じる者には、社交の場だけでなく、交渉の場でも言語が障害となりやすい。しかし、技術や作品の質が高ければ言語が障害となっても高い評価を受けることができる、という意見も繰り返し聞かれた。

さらにジェンダーとセクシュアリティが複合的な影響を及ぼす。男性の同性愛者の割合が高いという話がよく聞かれ、たとえばデザイナーのAさんは次のように述べる。

こっちのファッションってほとんどゲイなんです。男性デザイナーで成功したかったらセレブの世界以外にもゲイ社会っていうのが。そちらにウケないと、あの、まあいわゆるラグーフェルドに可愛がられたりとか。そういうことはまず起きないわけで。そういう事は、別に困った事はないですけど。もし（自分が）ゲイだったらどうなったのかなって、ちょっと思ったりもします。得する事があったんじゃないかと。

この話に見られるように、日本人男性が異性愛者であれば、人種の面だけでなく、ジェンダー、セクシュアリティの面でも文化的な近さを有しておらず、社交や親しい関係の形成で不利になりやすい。

このように白人が優位なファッション界では、日本出身の人々の間でネットワークが形成され、相互扶助的な関係が築かれている。パリのファッション界である程度の経験を持つ日本出身の人々の間では、「みんな繋がっている」というほど広範囲なネットワークが形成され、仕事を紹介する、問題の対処をする、休暇を共に過ごすなどに役立てられている。

(2) 作品の制作

このような状況なかで、デザイナーたちは、どのように「日本人らしさ」を交渉する（negotiate）のだろうか。まず、作品を制作するうえで重要なことは、調査参加者が「架空の想定」「新しい価値」「オリジナリティ」などの言葉を用いて語った創造性、独創性である。とくに、（主に「西洋」におけ

る) デザインの歴史的なコンテクストを踏まえつつ、新しい価値をもつ作品を創造することを重要だとみなしている。

つぎに、市場のグローバル化に対応するため、西欧・北米だけでなく、アジア、ロシア、中東など多様な地域で普遍的に受け入れられる作品を制作することが求められている。この意味では、先行研究が指摘した普遍性=西洋という図式 (Kondo 1997) はもはや成り立たなくなっている。調査参加者の大半は、展示会や打ち合わせのため、毎年複数の国々を行き来し、日常的にインターネットを利用して国境を越えて仕事上のやりとりをしている。また多くの場合、制作、商品の生産、展示、販売は複数国に渡って行われている。このような活動を通して、地域・国ごとの市場の趣味 (taste) の違いや、その分野の文脈の差の把握に努めながら、世界各地で受け入れられる商品をつくらうと試みている。

したがって、デザイナーとして成功するためには、独創性と普遍性という、一見両立しがたい条件を満たす作品を制作しなければならない。これを達成するために、本調査のデザイナーたちは日本的なものを作品に表現することを避け、形状や素材、コンセプトなどの面で新しさや独創性を生み出そうと試みていた。デザイナーの A さん、B さんはそれぞれ次のように語る。

……あえて (日本らしさを) モチーフとして何かを取り入れるというのは、僕は安易で好きじゃない。そのなんでしょうね、自分の我を消すというのが、本当に僕のテーマで。これが日本人のデザイナーであろうが、なんのデザイナーであろうが、あの、ものが良いものを作りたい。でも自分が生きてきた人生が服って現れるんですよね。全部出ちゃうんで、結局は。

「日本人でこういうテイストを作ってるの？」っていうことをたまに言われるんですけど、僕自身、日本人だから日本の何かを取り入れてっていうのはタブーだと思ってて、そういう、何だろう、日本人だから着物とか、そういう何か安易なものは好きじゃなくて、どっちかっていうと日本人がヨーロッパのその文化の中で、僕なりの解釈で洋服を作ったらどうなるかっていう、そこにあるもので作ったらどうなるかっていう考えで物を作ってるんで、だから日本人だから日本人のものっていう意識で作ってないですね。

この戦略を採る理由は、「日本らしさ」は本質的な伝統文化に結びつけられやすく、作品の創造性や独創性が否定されやすいからである。さらに、グローバル化のなかで西洋の中心性が揺らぎつつも、これまで白人性が審美的な「標準」として位置づけられてきた。そうであれば、「特殊」とみなされる「日本らしさ」の強調は、一部のニッチな市場の趣味には合うかもしれないが、普遍的に受け入れられる可能性を低めることになる。だがそうであっても、欧米諸国のナショナルな文化の表現を試みる傾向も見られない。たとえばデザイナーの E さんは、「国をテーマにすることって少ないので、とくに今回はブリティッシュっぽくとかっていうのはあんまりないですね」と話した。このように、デザイナーたちは、ナショナルな境界を超えて、新しい価値や独創性を生み出そうと努力している。

(3) ゲートキーパーによる評価

日本出身のデザイナーたちの作品の「日本らしさ」や創造性を評価するのは、欧米のファッション界でゲートキーパーの役割を果たしている人々である。そして、最も影響力を持つゲートキーパーは、流通に関わるバイヤーと情報発信に関わるジャーナリストであり、大半は「白人」である。

バイヤーの場合、「西洋」にはない「新しい」何かを日本出身のデザイナーの作品に期待する傾向が強い。これはステレオタイプ的な日本らしさではなく、80年代に「御三家」がもたらしたような新しいファッションの概念である。そしてそれは「御三家」の模倣であってはならない。たとえばパリの有名なセレクトショップ、L'eclairerのオーナーと、発信力の高いデパートであるLe Bon Marcheのディレクターはそれぞれ次のように述べている。

(日本の)若手デザイナーの新しい自分自身のポキャブラリー、パーソナルなクリエイティビティが見たい。日本のデザイナーを見ると、残念ながら、……真似ばかりで、リアルなクリエイティビティがない。

日本独自の美学として、細部までのこだわり、物語性があるプロダクトに魂を感じる。たとえば「ヨウジ」も、90年代までは日本を代表するそんなブランドの1つだったが、残念ながら今は違う。パーソナルなワークが感じられ、他とは違うブランド、そして手の届く価格のものが求められている⁽⁸⁾。

この流通のゲートキーパーたちは、「日本の」「日本独自の」特徴が存在すると考えている。そして、そのような特徴を生かした「新しい」「パーソナルな」商品を求めているが、その基準を満たしているものがほとんどないと考えている。

また、「エキゾチックな」「kawaii」などの「日本らしさ」に対しては否定的な評価がよく聞かれた。たとえば、有力なショールームを経営するフランス人のXさんは次のように述べている。

ものすごく日本的すぎるコレクションはあります。先ほど話したようにコスチュームのような、カワイイと言われるようなものや、日本の伝統を反映させ過ぎているものはあります。とても美しかったとしても。フランスや外国のブティックやお客さんに紹介するにも、発展させていくにも、それでは難しすぎます。

他方、メディアは、個々の日本人のデザイナーを本質的な「日本(人)らしさ」と結びつける傾向を持つ。先行研究によれば、欧米メディアが「日本らしさ」を繰り返し強調する1つの理由は、日本人デザイナーが際立って創造性の高い「洋服」をつくることを脅威に感じ、「日本」という本質的なアイデンティティの枠内に押し込めようとするからだという。その一方で、欧米出身のデザイナーに「アメリカの」「フランスの」という出身国を表す形容詞は付きにくい(Kondo 1997)。本調査参加者

のショーや作品に関する記事にも、ナショナリティを想起させる言葉が用いられていた。たとえば Style.com には筆者がインタビューを実施したデザイナーのうち、3名の作品の批評記事が掲載されている。2002年から2011年までの計29本の記事のうち、7本に「Japan」「Japanese」「kawaii」などの語が使用されていた。流通のゲートキーパーであるバイヤーは新しい価値や独創性を求める一方で、情報のゲートキーパーであるメディアはいまだにステレオタイプ的な日本の表象を再生産する傾向がある。

要するに、今日の欧米のゲートキーパーには、日本出身のデザイナーたちの作品には「日本らしさ」があるとみなす傾向がある。だが、Kenzo や Hanae Mori が利用したエキゾチックな「日本らしさ」や、kawaii などの「日本らしさ」を高く評価することはない。現在、ゲートキーパーたちが求める「日本らしさ」とは、かつて「御三家」が提示したような「西洋」が見たことのない新しい価値、という意味での「日本らしさ」だと考えられる。

そのような価値の創造・提示は、今日より情報が少なくその速度も遅い80年代前半には可能だったかもしれない。しかし、グローバル化が急速に進展し情報が溢れる現在、見たことのないような新しい価値を創造することは、非常に困難なのではないだろうか。「日本人」という人種的な境界が自明視され「西洋」の服装の伝統にはない新しさが求められるのであれば、日本出身のデザイナーは欧米のデザイナー以上に高度な創造性と独創性を要求されているといえるだろう。

5. フランス料理界

5.1 国際移動の要因

フランス料理に携わる多くの料理人がフランスへ国際移動を行なってきた。まず、一部の者は「留学」を目的として渡仏する。フランスの有名料理学校へ留学する者もいれば、日本の専門学校の現地校で学ぶ者もいる。たとえば、フランス料理分野に多くの人材を輩出してきた辻調理師専門学校は、1980年にリヨン郊外にフランス校を開校し、辻調グループの生徒5,000人以上を送り出してきた。生徒は現地で約半年の授業を終えた後、フランス各地のレストランに派遣され、5ヵ月間の研修を行うことができる（森脇 2011）。

しかし、フランスに渡る料理人の大半は、「留学」ではなく、「現地での就業」を目的としている。典型的なパターンは、日本で専門学校を卒業した後、国内のレストランで数年働き経験を積むなかで、フランスのレストランでの修業・就業を志すようになり、渡仏するというものである。欧米にファッションの名門大学が存在するファッション界と異なり、中学校・高等学校・専門学校卒という学歴の職人が多い料理界では、「留学」に価値はほとんど置かれぬ。それよりも、フランスの有名レストランでの職業経験がキャリア形成において重視される。そのため、留学のために渡仏する場合でも、その後の研修が主な目的であるケースが少なくない。また、短期滞在では現地で働いたキャリアとしてみなされにくいので、1年以上長期滞在する者が多い。

上記の2パターンの国際移動の目的地、滞在期間、滞在時の身分や、その移動を説明する「プル」

表4 フランス料理に関わる国際移動のパターン

国際移動の目的	留 学	現地での就業
主要な目的地	パリ, リヨンなど	パリを中心とするフランス全土
滞 在 期 間	長期滞在	長期滞在・移住
滞 在 の 身 分	留学生	ワーキングホリデー 研修生, 就労者, 永住者など
プ ル 要 因	教育機関, レストラン産業	レストラン産業
プッシュ要因		日本のフランス料理界の制度・地位
移住システム	専門学校, 代理店	ネットワーク, 代理店

要因, 「プッシュ」要因, 移住システムを表4に示す。以下に, その主要なパターンである「現地での就業」に焦点をあて, これらの要因を考察していきたい。

5.1.1 「プル」要因——フランスの高級レストラン

ニューヨーク, ロンドン, 東京などのグローバル都市では, レストランのガイドブックが発行され, 店の評価がなされている。世界的に普及しているのは, 1926年以来ガストロノミーのガイドブックとなったフランスの『ミシュランガイド』であり, 現在では西欧, アメリカ, 日本や香港などで発行され, 一定の社会的影響を及ぼしている (八木2010)。他方, アメリカでは, 1979年にニューヨークのレストランのガイドブックとして誕生した『ザガット』が普及しており, とくにニューヨーク版は発行部数もミシュランのニューヨーク版を上回っている。

これらのガイドブックが最も高く評価するレストランは, その都市が存在する「国」の名がつく料理を専門とする店と, フランス料理の店である。たとえば, 『ザガット』の2014年ニューヨーク版では, 評価の高いレストランの10位以内に「アメリカ料理」が3軒, 「フランス料理」が3軒となっている。『ミシュランガイド』の2014年イギリス版では, 3つ星4軒のうちイギリス料理が1軒, フランス料理が3軒であり, 2014年東京・横浜・湘南版では3つ星13軒のうち和食が11軒, フランス料理が2件である。つまり, これらのグローバル都市では, 共通して, フランス料理は最高の料理とみなされている。

フランスの状況を見てみると, 『ミシュランガイド』の2014年パリ版では3つ星が9軒, すべてフランス料理である。これらのレストランで経験を積むために, ヨーロッパ, アメリカ, そしてアジアから料理人がフランスに集まってくる。日本では, 20世紀の終わり頃に料理人のフランス修業が始まり, 1970年代にフランスに渡る料理人が増え始めた (表5)。一説によると, 現在では1000人程度の日本人がパリのレストランで働いているという。

なぜ今日, フランス料理の料理人はフランスへ渡るのか。その最も大きな理由は, フランスの有名店で修業することが, シェフの「成功」⁽⁸⁾への1つのルートとして定着しているからである。国内の有名シェフのうちフランスで修業をした経験がある者を見てみると, とくに1970-80年代に渡仏した

表5 フランスで修業をした有名シェフの例

名前 (生年)	在仏期間	主な修業先	渡欧 年齢	渡仏前の 主な勤務先	帰国後の主要なキャリア
秋山徳蔵	1909-1914	マジェスティック, リッツ	21	築地精養軒	宮内省大膳課
村上信夫	1957	リッツ	34	帝国ホテル	帝国ホテル (総料理長)
辻 静雄	1963年に 初旅行	ピラミッド	30		辻調理師学校
井上 旭 (1945)	1966-1972	トロワグロ, マキシム・ド・パリ	21	京都ステーション ホテル	レカン, シェ・イノ (オーナー シェフ)
中村勝宏 (1944)	1970-1984	ル・ブルドネ (1979年, 日本人のシェフとして初め てミシュランの星を獲得)	26	横浜プリンスホテル	ホテルエドモンド (総料理長) ザ・ウィンザーホテル洞爺リゾート & スパ (総料理長)
石鍋 裕 (1948)	1970-1976	マキシム・ド・パリ, ヴィヴァロア, ムーラン・ドゥ・ムージャン	23		クイーン・アリス (オーナー シェフ)
鎌田昭男 (1943)	1971-1977	ムーラン・ドゥ・ムージャン	28	クレセント	東京ドームホテル (総料理長)
熊谷喜八 (1946)	1972	マキシム・ド・パリ, パヴィヨンロワイヤル, コンコルド・ラファイエット	26	銀座東急ホテル	キハチ (オーナーシェフ)
斉須政雄 (1950)	1973-1985	ヴィヴァロア, タイユヴァン, ランブロワジー (スーシェフ)	23	レ・ジャンス	コート・ドール (オーナーシェフ)
平松宏之 (1952)	1978-1980 2001-	デルファン, ラ・クレール・フォンテーヌ	27	ホテルオークラ	ひらまつ (オーナーシェフ, パリの店が2002年にミシュラン 1つ星獲得)
吉野 建 (1952)	1979-1984, 1995-2013	アルケストラート, トロワグロ, ジャマン	27	レ・ジャンス	タテル・ヨシノ, ステラマリス (パリで開業, オーナーシェフ, 2006年にミシュラン1つ星獲得)
三國清三 (1954)	1980-1982	トロワグロ, アラン・シャペル	26	駐スイス日本大使館	オテル・ドゥ・ミクニ (オーナー シェフ)
市川知志 (1960)	1985-1991	トロワグロ, ジョルジュ・ブラン	25	勝沼亭	シェ・トモ
成澤由浩 (1969)	1988-1996	ポール・ボキューズ, ロブション	19		ナリサワ (オーナーシェフ)
下村浩司 (1967)	1990-1998	ラ・コート・ドール, トロワグロ, ギイ・サボワ	23	都内フランス料理店	エディション・コウジ シモム ラ (オーナーシェフ)
小林 圭 (1977)	1999-	アラン・デュカス, ブラザ・アテネ (スーシェフ)	22	都内フランス料理店	レストラン・ケイ (パリで開 業, オーナーシェフ, 2011年 ミシュランで1つ星獲得)
岸田周三 (1974)	2000-2005	アストランス (スーシェフ)	26	カーエム	カンテサンス (オーナーシェフ)
佐藤伸一 (1977)	2000-	アストランス, ピエール・ガニエール, シャマレ	23	札幌グランドホテル	Passage 53 (パリで開業。オー ナーシェフ, 2011年ミシュラン で2つ星獲得)

者が多い。70年代頃までの日本国内のフランス料理は、「フランス料理」というよりも「西洋料理」であり、ホテルのレストランでもビーフストロガノフやハンバーグなどを提供していたという。このような状況のなか、まだ海外旅行が一般的ではない時代に、一部の料理人たちが、本物のフランス料理を知るために渡仏し、現地で修業をするようになった。1950年代に村上信夫、1960年代に井上旭、1970年代に石鍋裕などが渡仏し、現地の有名レストランで修業し本場の料理を日本に伝えた。この「フランス帰り」の料理人たちは、後に日本のフランス料理界の中心人物となっていくたのである（宇田川 2008）。

彼らによって、フランスでの修業が1つのキャリアパスとして広まったため、多くの料理人が渡仏するようになった。さらに、グローバル化の進展により安価にまた気軽に海外へ行けるようになったことも渡仏を促している。今日、若い料理人たちには、キャリアのさまざまな局面でフランスへの移動が選択肢として浮かびあがる。「成功」をめざしフランスでの修業を強く希望しているケースもあれば、専門学校を卒業するときや職場を変えたいときなどにフランス行きを思い立つケースも多い。

このように多くの料理人がフランスの高級レストランで修業をするようになったため、それだけでは人目を引く経歴とはならなくなってしまった。2000年代以降になると、現地の有名レストランで役職付きの料理人となる、あるいは、シェフとしてミシュランの星を獲得する者が多数現れ始めた。このシェフたちは、過去の「フランス帰り」のシェフたちと同様、フランスでの経歴によってキャリアアップをしている。目標とする経歴は高くなったものの、高級レストランという存在は、今日まで日本の料理人たちをバりにひきつけ続けている。

5.1.2 「プッシュ」要因——日本の料理界

では、なぜフランス料理の料理人は日本を出て行こうとするのか。第1に、日本における料理人の低賃金・長時間労働がある。厚生労働省の平成25年度賃金構造基本統計調査によると、調理師の平均年収は43歳で約332万円となっている。また、朝の仕入れから夜の営業時間後の片づけまで、1日12～18時間働くことも珍しくない。このように料理人とは非常に労働時間が長くかつ低収入の仕事である。そして、フランス料理店の数が比較的多いため⁽¹⁰⁾、店側は常に人を探している状態にある。したがって、料理人は労働条件に対する不満を持ちやすく、転職を重ねやすい。とくに若い料理人は、扶養家族がいなかったり、多くの店で修業を積みたいと考えていたりすることから、転職しやすい。このようにキャリア形成のなかでの転職が常態化しており、日本を出て行くという選択肢を取りやすいといえる。

第2に日本の料理界の徒弟制度があげられる。インタビュー参加者の話によれば、若いうちは、掃除・皿洗いや単純作業が多く技術を身につけられず、責任のある仕事を担当することもできない。たとえば、フランスのレストランで働くサービススタッフのEさんとシェフのFさんは次のように状況を説明する。

その人がほんとに優秀であれば、こっち（フランス）は十分にちゃんと稼げるようになります。

例えば、日本の料理業界だったら、まず最初の3年間皿洗いさせたりだとか、最初の2年間掃除させられたりだとか、そうやっておとなしくさせて、本人も創造性だとか何だっというのは多分しばらくお休みなんだと思うんです。働き始めてからも、例えば、某有名フランス料理店では5年間パスタゆで続けていた人もいます。

Fさん「日本はやはり年功序列の国なんで、大まかに見て。最近はだんだん変わってきたと思うんですけど、古い人は偉いみたいな。フランスはない。ある程度はありますけどあまりない。できるやつはどんどん上がっていくし、自分より若くて、自分より位のある人はいっぱいいます」
筆者「そうなんですね。できる人は上がっていく感じですね。どっちのシステムがいいですか」
Fさん「それはフランスがもちろんいいと思います。なぜなら日本のシステムは、できる人材をできなくするようなシステムだから。「出る杭は打たれる」じゃないですけど……。」

上記の話に見られるように、日本の料理界で働いている限り、若いうちに昇進すること、オーナーシェフになることは難しい。このことが若い料理人の出国を促す一要因となっている。

第3に、上記の制度と関連し、多くの料理人たちが指摘する点であるが、上下関係が厳しく暴力がしばしば行われることがあげられる。たとえばFさんは次のように述べる。

ちゃんと序列があるんで。パンって殴られたりとか、蹴りいれられたりとか、何かこの仕事、好きだったのに嫌いになってきて、だから違うなと思って。その後、辞めてというか逃げて。

若い世代の料理人は暴力を否定する傾向にあるが、長年続く料理界の慣習はなかなか変らない。このような職場環境に不満を持ち、逃れようとすることも出国の一要因となっている。

5.1.3 移住システム

フランス料理の料理人の多くは、就労を目的に渡仏する。したがって、就労可能なビザの取得が欠かせない。過去には就労ビザを持たずにレストランで修業をしていた者も多くいたと言われているが、現在では雇用主に罰金が科されるため、ビザなしで働くことは難しい。

現在よく見られるのは、2000年から始まったワーキングホリデー制度を利用して1年間働くというパターンである。18～30歳の者が申請可能であり、個人で申し込むことができる。応募書類には、フランス語または英語で作成しなければならない書類（「滞在中の計画および履歴書」）が含まれるため、語学が苦手な者は手続きを代行する留学・旅行代理店に申し込む。

ビザの手続きにくわえて、多数の機関・旅行代理店がフランスにおけるレストラン・製菓店での無給・有給研修を斡旋している。たとえば、東京ガス株式会社とパリ市商工会議所が運営するフランス料理文化センター（FFCC）は、「フランス留学コース」として、パリ・イル・ド・フランス地方商工会議所付属フェランディ校における3週間の授業、さらにレジス・エ・ジャック・マルコン、ラム

ロワーズなどの3つ星レストランを含む多数のレストランでの長期研修を提供している。また、日仏料理協会は、帝国ホテル勤務の料理人や、様々なレストラン出身の料理人を、星付きレストランでの研修に送り出している。これらの機関・代理店は、ビザ取得、現地での住居の手配、研修先とのやりとりなどすべて代行してくれるが、50~120万円程度の費用が必要となる。このような研修には、滞在期間・目的に応じて、学生ビザ、研修生ビザ、またはワーキングホリデー・ビザを申請する。

多数の料理人が渡仏することから、以上のような移住システムが完備されている。ファッションの分野では、就業のための移住システムはほとんど制度化されていないことから、フランス料理の分野ではフランスへの移動がかなり広く行われていることがわかる。

5.2 「日本らしさ」の構築

フランスにおけるフランス料理レストランの組織は、次のように構成されている。まず、調理の責任者はシェフ・ド・キュージュー（総料理長）である。次がスーシェフ（副料理長）であり、大きな組織では2~4人程度いる。これらの職は、キッチンを統括する管理職でもある。その下に、特定の部門を担当するシェフ・ド・バルティがある（部門シェフ）。これには、ソースを担当するソーシエ、肉料理を担当するロティシエール、魚料理を担当するポワソニエ、前菜を担当するガルド・マンジェ、デザートを担当するパティシエなどがある。そして、そのこれらの指揮下で調理をする見習いのコミ、皮むきや皿洗いなどの単純作業が多い研修生のアプランティと続く。サービス担当には、フロア責任者のメートル・ドテル、給仕の主任であるシェフ・ド・ラン、ワインなど飲み物を担当するソムリエなどがある。レストランの規模によってこの構成は異なる。このような組織の中で、日本出身の料理人はどのように働いているのか、日本人であることはどのような影響を及ぼすのか、以下に考察していきたい。

5.2.1 レストラン業界での就労

(1) 雇用と転職

パリで就労する日本出身の料理人の大多数は、現地のレストランに雇用されている。仕事を探す方法は、先述の通り、①日本の専門学校、料理協会、代理店などを通して提携しているレストランを紹介してもらう、②個人で働きたいレストランに履歴書を送るか持ち込む、③知り合いの料理人に紹介してもらう、などのパターンがある。

1年程度で帰国する場合は、①の方法を採り、学校や代理店が紹介したレストランで働いて帰国するケースが多い。しかし、個人で渡仏した場合や、転職を繰り返して数年間滞在する場合は、②や③の方法を用いる。たとえば、Gさんは次のように説明する。

働きたいならお店に行って、自分で「働かせてください」というのが、私の中での働くための流儀というような。手紙だと届いてるか届いてないかも分からないし、返事もなかなか来ないという話を聞いてたので、どうせなら自分で行って……。アポなしで行って、「働かせてくださ

い」という。今のお店以外は。最近になって、少し履歴書を送って「働かせてください」っていうのがありましたけど、2~3年ぐらいまではずっとそんな感じで、お店に行って「働かせてください」っていう。

日本出身の料理人は転職を繰り返す。とくに若い料理人はそうである。なぜなら、修業をするためにやって来たのだから、なるべく多くの店を経験したいと考えているからである。日本出身の料理人が働いている店は、小さな個人経営のレストランから世界的に有名な星付きレストランまで幅広い。とくに有名な3つ星・2つ星レストランで働きたい料理人は多く、有名店には日本人が少なくとも1人は働いていると言われている。

なぜ多数の有名レストランが日本人を雇用しているのだろうか。その主な理由は、第1に低賃金で働く外国人労働者であること、第2にフランス人と比較して勤勉に働くことにある。上述の通り、日本出身の料理人の大半は数ヶ月~1年間、研修や修業のためにフランスにやって来る。フランスに滞在できる間、無給、あるいは低賃金であっても、学べるだけ学ぼうと長時間が勤勉に働く傾向がある。その一方で、ゲストワーカーである日本出身の料理人と同じような職（役職のない料理人や見習い）につくフランス人の料理人は10~20代と若く、仕事をさぼったり、まじめにやらなかったりする者が少なくないという。そのため、多くのレストランで日本出身の料理人を好んで雇用する傾向がある。たとえば、フランス人料理人のHさんは次のように語る。

（フランスのレストランが日本人を雇うのは）安い労働力だから。いじわるに聞こえるかもしれないけど、経験のある人も見習いのような値段、月200か300ユーロで雇える。日本人はそんな条件も呑むのは、1年間すごくバカを見ても、たいしたことがさせてもらえなくても、フランスの星付きレストランで働いたと履歴書に書ければ日本的にはイケてるからね。まず最初にはこの現象があると思う。例えばQレストラン（世界的な有名店）では日本人にはほとんど賃金が支払われていなかった。それに日本人はビザなどの問題があってアパート契約をするのは本当に難しいことで、田舎にあるレストランは寮があるから。日本人は家賃を払わなくていいし、レストランは朝6時から働かせられるし。よくないかもしれないけど、実際そうだから。他にもブラジル人やイギリス人もいるけど、とくに日本人が多いのは、フランス料理が好きだということと、何か気に入れば一生懸命するし、ひどい目にあっても耐えるから。

この話にも見られるように、レストラン側は、就労ビザもっていない料理人には責任のある仕事を与えない。したがって、ワーキングビザや学生ビザで数ヶ月から1年程度研修・修業して帰国する者は、規模の大きい有名レストランでは見習いとして働くケースが多い。

長期間働ける就労ビザを持ち、フランスである程度経験を積んだ料理人に対しては、シェフ・ド・パルティや、スーシェフ、あるいはシェフとして採用することもある。パリに10軒ある3つ星レストランのうち、約半数は2000年代以降に日本人のスーシェフ（副料理長）を雇用していたことがあ

るという。

このような職につくまで経験を積んだ料理人は、たいてい、様々な手段を用いてフランスに残ってきた。インタビュー参加者たちにどのようにして長年滞在してきたのか聞いたところ、学生ビザなどを保持して転職しつつ、その間に就労ビザの取得に協力してくれる店を探し、ビザ取得にこぎつけたというような話が多く聞かれた。就労ビザを取得する際には、店側が外国人を雇用するための負担金を支払わなければならない、店側がよほど雇いたいと思う人材でなければ就労ビザを得ることはできない。運よく就労ビザを得ることができれば、その店で働き続けるか、あるいは、より経験を積むために有名店に転職するケースも見られる。

(2) オーナーシェフ

フランスのレストランに雇用され数年～10年程度働いた者には、少数ではあるが、オーナーシェフとしてレストランを開店する者もいる。レストラン開業には多額の資金がかかるため、帰国してフランス料理店を開業した後フランスに進出するか、日本人やフランス人の共同経営者から資金援助を受けて開業するパターンが主である。前者の代表例として、ひらまつの平松宏之、ステラマリスの吉野建があげられる。彼らは80年代に帰国し、日本でフランス料理店を開業し、経営が軌道に乗った後にフランスに出店した。それぞれ2002年（日本人のオーナーシェフとして初）、2006年にミシュランの1つ星を獲得した。後者の代表例である佐藤伸一はフランス人の共同経営者とPassage 53を開店し、2011年にミシュランの2つ星を獲得している。だが、パリでのレストラン経営には困難が多いという。パリでフランス料理店を経営していたIさんは次のように語る。

（フランス人と共同経営をすると店を）取られちゃうケースが多い。だけれども、フランス人、昔はフランス人が（経営に）必要だった時代もあったんで、そういう時代もあったので。今なんかは自分の名前でも、私たちも永住権持ってますし、いつでもできますから。だからやったんだけど、結局難しく、状況がかなりわかったんで。自転車操業で皆さん長く続けてらっしゃる。もうかってるところはないと思います。

Iさんが現地でフランス料理店を開業した80年代、日本人がオーナーシェフの店はパリに数軒しかなかったというが、現在では数十軒に及んでいる。1940～50年代に生まれ70～80年代に帰国した日本人シェフの多くは、本物のフランス料理を知ること、日本で活躍するために修業することを目的としてフランスに渡った。だが、グローバル化が急速にすすむ今日、若い世代の料理人には、現地で開業し成功することを目的とする者が増えている。

5.2.2 キッチンの中の「日本らしさ」

(1) 交渉とネットワーク

パリの料理界に参入した後、活動が続けていくうえで日本人であることはどのような影響を及ぼすのであろうか。ファッション界と異なり、料理界は国が重要なカテゴリーとなっている。なぜなら、

今日ファッションの世界において、フランス服、イギリス服というような概念は用いられず、国に対する意識が弱い。むしろ「西洋」「白人」とその他、という意識が強いといえるだろう (Kondo 1997, Mears 2011)。他方、料理の世界では、フランス料理、イギリス料理、日本料理と国によって料理の種類がわけられている。そのため、「そもそもスパゲティ野郎にフランス料理は無理だ」⁽¹¹⁾ というセリフが示すように、同じ「白人」であっても国が違えば境界があるとされる。つまり、人種 (例 白人、アジア人/日本人) と同様、あるいはそれ以上に国民 (例 フランス人、日本人) というカテゴリーが重視されている。したがって、「日本らしさ」について検討するとき、料理人たちにとってはナショナルな枠組みでの日本人という意味合いが強いと考えるべきであろう。

フランスの有名レストランには、イギリス人やイタリア人など他のヨーロッパの国々や、カナダ人やアメリカ人、日本人や韓国人など世界中から料理人が働きにやって来るが、キッチンスタッフの大半はフランス人である。そして、「フランス語」を話すこと、またそれ以上に「フランスらしさ」が重視されている。たとえばフランス人料理人の H さんは「フランス人は外人は信用していないから。言葉より前にこの問題がある」と指摘する。また、パリで働くイギリス人料理人の J さんはこの点を次のように批判する。

1 番は言語、2 番はキッチンがすごくフランス的なこと。「われわれフランス人はこうやるんだ」「フランスではこうしないよ」「フランスではこれが正しい方法だ」っていうんだ。……「ほかの料理のやり方を見るのは好きだけど、本当にフランス流だね。……フランス語しか話さないし、ほかの料理を気にしない。(世界一のレストランと言われているデンマークの) NOMA や (スペインの) El Celler de Can Roca だって気にしないし。フランス人はパリが一番だって考えているけど、それは真実じゃない。

このように、ヨーロッパ出身の「白人」であってもフランス人でなければ、「フランスらしさ」を持たないと見なされ、組織内での地位や昇進で差別をされやすいという。「非白人」の日本人であれば、さらに人種差別もくわわる。たとえば日本人の料理人 F さんは同僚のフランス人による人種差別的な行為について話した。

F さん「たまに冗談で人種差別的なこと言いますが、それは自分でも冗談って分かる。ほんとに冗談じゃない、冗談すぎてます」

筆者「たとえば、冗談っぽい人種差別的なことってどういうこと？」

F さん「こういうのとか (目を吊り上げるしぐさ)。……別にそういうのはいいんです。僕は。ふざけてやってるんで。でも、そういうのをやるやつに限って、フランスから一歩も外に出たことがない。別にそういうのはいいんですけど。例えば、自分がミスしたのに全部僕のせいにしたりととか、そういうのとか、冗談って言えないじゃないですか」

このような環境のなか、とくに「日本人であること」は次のような障害をもたらすと繰り返し指摘された。日本人は「おとなしい」「勤勉」というイメージから、多くの仕事を押し付けられるという。たとえば、シェフのKさんは次のように語る。

日本人はとにかく文句を言うわけない人だと思っているんです。だから、僕が文句を言うともびっくりします。「お前はいったい何人だ」というぐらい、フランス人同士は文句を言い合うのは普通なのに、日本人というのは、これは日本人として作ってきた美学としてちょっと唇をかんで「はい」というようなところがあるんですけど、フランスでは絶対やっちゃいけないことです。

続けてKさんは次のような具体例について説明する。

さぼらないし、「ここにある毛を残らずむしっておけ」と言うと、ほんとにするからじゃないですか。フランス人だと途中で「これ、嫌ですよ」って言います。……フランス人だったらぱっとやって終わりと行って、「これ、抜けてないじゃないか」と言われたら「だって、こんなの全部抜けないですよ」という話になるんです。日本人はNOと言わない人だと思われているから、ずっとやっているんです。

しかし、この「日本人らしさ」というデメリットはメリットにもなる。高級レストランのフランス人シェフたちは、このように「よく働く」日本人を質の高い労働力ととらえ、日本出身の料理人を積極的に雇用する傾向がある。たとえば有名レストランのフランス人シェフLさんは、日本人の料理人の創作能力についてはわからないけれども、労働力としては大変に優秀だと述べている。

日本人料理人がフランスに来たばかりでしたら、当然違いはあるでしょうけど、日本人料理人はとてもよく働くし、とてもよく見ているし、とてもよく聞いているし、よく考えているので、とても早くいい料理人になります。日本人にしかない特質で、他よりもずっと早く上達する。そして理解もずっと早い。後は（調理場での作業は）繰り返しなので、彼らが創作することができるかどうかは知りません。それはまた別のことでしょう。

この話が示すように、「日本人らしさ」が好まれるため、常に多数の応募がある有名レストランであっても日本人であれば雇用されやすくなるという。その結果、多くの日本出身の料理人に機会が与えられる。大半は解雇されたり転職を決めたりして数ヶ月～1年でやめてしまうものの、扉が開かれていることにより役付きの料理人やオーナーシェフになる者が現れるようになったと考えられる。

さらに、フランスのシェフたちは日本を重要なマーケットとみなしており、「日本人であること」が有利に働く。それは、旅行で訪れる日本人が客として店にやってくるだけではない。日本ではフラ

ンスの有名レストランの支店が多数営業している。また、日本のホテルや食品メーカーはイベントのためにシェフをフランスから招聘している。さらに、農林水産省などの官公庁はフランスでのイベントに多額の謝金を支払って有名シェフを迎えている。このような事業や活動を通して多額の収入を得ることができるため、フランスの料理界にとって日本は「金のなる木」だという。そのため、フランスのシェフは、積極的に日本人とネットワークを形成しようとする。たとえば、フランス人シェフ Mさんと日本人シェフの Kさんはそれぞれ次のように述べていた。

日本に店を開きたいというパートナーを見つけるのは一番難しいことです。私は自分の店を日本に開きたいと思っています。けれどそれにはパートナーを見つけなければなりません。

フランスの B で働いていたときに言われたことは、辞めたいと言ったら、日本進出を考えているからそのためにも残ってほしいと言われました。だから、僕の労働ビザを取ってまで残した理由というのはそれだったんだと思ったんです。

以上のように、日本出身の料理人がキッチンで働くとき、「日本らしさ」は障害となる一方で、重要な「資源」にもなるのである。

(2) 料理と評価

このような状況の下、料理人たちは、どのように「日本人らしさ」を交渉しつつ料理をつくるのだろうか。この問いには、1970年代に広まったヌーベル・キュイジーヌが関わってくるだろう。ヌーベル・キュイジーヌとは、「伝統的な」フランス料理に対して生まれた新しい料理である。「伝統的な」フランス料理は、ソースを重視する「重い」「油っぽい」料理であり、技法や素材の組み合わせに規範・文法が存在する。料理人が創造力を発揮する余地はほとんどない。これに対して、ヌーベル・キュイジーヌは素材を重視する「軽い」料理である。新しい組み合わせや技法を積極的に取り入れ、日本の懐石料理からも大きな影響を受けている。80年代に入るとこのヌーベル・キュイジーヌは衰退したが、その基本理念が継承された多様なコンセプトの料理が生まれていった（八木 2010, Poulain and Neirinck 2005）。このような背景を持つ現代のフランス料理界では、日本出身の料理人は日本的な要素を取り入れたフランス料理をつくりやすく、評価もされやすい。料理人の Kさんは次のように語る。

日本料理というものがとても興味をもって迎えられていたし、みんな日本の包丁だったりとか、醤油とかわさびとか、マグロとか食べ方とかを知りたくてしょうがないから、「日本に行ってみよう」とか、「行ったらお前ちに泊めてくれるか」とか、「包丁を買ってきてきれいなか」とか、そういうのでちやほやされることは、たぶんみんな経験があると思います。

実際に、現在フランスでミシュランの星を獲得している日本人シェフの一部も日本の食材や調味料を

多用している。その理由について、Fさんは次のように説明する。

フランス人と同じようなことをやっても駄目なんです。これは別に料理人も関係ないと思いますけど、たとえばデザイナーにしる、美容師にしる、その人なりの色っていうのかカラーを出さないと多分、駄目だと思うんです。みんなと同じようなことやっても。だから、フランス人はここは日本人のシェフがいると思って食べに来るじゃないですか。そこで、例えば伝統的なフランス料理を出されても、それはそれでいいと思うんですけど、「これは別にここじゃなくても食べれるよね」みたいな感じになっちゃうんです。その人のアイデンティティとかをすごく尊敬、リスペクトしてるというか、だから、日本人がいたら、ちょっと醤油使ったり、味噌使ったり、ししとうとか、そういう日本のを使ったりする人もいます。

そうであっても、インタビューに参加した料理人の多くが、「日本的な」フランス料理を作りたいとは思わない、と話した。たとえば、GさんとKさんは次のように語った。

日本の材料という考えはあまりないです。とにかく自分の好きな材料を組み合わせるとい感じんです。これとこれを組み合わせたら新しいんじゃないか。まだ味わったことないから試しにやってみよう。そういうのはあります。……日本料理のエッセンスを少し加えるのはいいんですけど、半分日本料理で半分フランス料理みたいな、そういう中途半端なやつはあんまり好きではない。

(日本的な要素は)使いたくなかったです。使って評価されるというか、使って面白がられるのはもう分かっているので、いけないとは言わないですけど、それをやったら受けるのは分かっているよりは、そうじゃないものを選んで評価されるかどうかを試したほうが楽しいかなと思ったんです。

なぜ彼らは「日本人らしさ」が評価される現在のフランス料理界で、「日本人らしさ」を戦略的に利用しようとしないのだろうか。それはおそらく、1つには、「フランスらしさ」に価値が置かれるキッチンのなかで、「フランスらしさ」を内面化しようと努めてきたからだと考えられる。先のイギリス人料理人の話にもあったように、キッチンではフランス流のやり方が「正しい」とされており、規範となっている。周囲の料理人やサービススタッフの信頼を得て組織内で昇進するには、そのような規範の内面化が必要となるだろう。

もう1つには、日本人の料理人が作る創作的なフランス料理がとても「日本的」であったなら、それはいったい何料理なのかという疑問が呈されるからだと考えられる。先述の通り、現代の高級フランス料理にはさまざまな料理の要素が取り入れられ、日本料理の影響も強い。有名フランス人シェフが日本料理の材料や技法を使って創作料理をつくったのであれば、それはフランス料理とみなされやすい。しかし、日本人の料理人の場合はそうではない。たとえば、日本で働いた経験のあるフランス

人シェフのHさんは、「伝統的なフランス料理は日本には存在しない」こと、何がフランス料理なのかということについてよく考えるという。

（「日本とフランスにあるフランス料理は違うか」という質問に対して）

自分もよくそのことは考えていて、なぜかと言うと、伝統的なフランス料理は日本には存在しないから。日本人料理人はフランス料理を学び、自分達の方法で仕事すること、滅茶苦茶にせず、かつ自分のスタイルで仕上げることに何の問題もなくできてしまうようなんだけど、日本料理は学んで自分のスタイルで仕上げるなんて不可能に思うんだ。日本人にとっては、フランス料理をするにあたってフランスで存在しない食材を使うことは気にならないようなんだけど、例えば牛丼に違うものを使うなんてことはできないでしょ。

また、日本人シェフのKさんは、自分が創作した料理について、客からこれは何料理なのかとしばしば尋ねられると言う。

「これは何料理なんだ」と言われることがあるならば、「何と言えればいいんですか。分からないです」といつも言っていたんですけど、それで何度か答えさせられているうちにだんだん固まってきたのは、「イタリアとフランスに行ってきた日本人が作った料理ですよ。それ以上でもそれ以下でもないです」ということで、「これは絶対的にフランス料理なんだということは僕にはできません。でも、日本料理でもないしね」ということです。

これらの話が示すように、文化的にハイブリッドな料理であれば、見る者の視座や考え方によって、ナショナルなもの見え方は変化しやすい。そのために、皿の上の内容にかかわらず、誰が料理をつくったのかによって、料理の正当性が判断され、ナショナルな境界が画定される可能性が常に存在するといえるだろう。

6. 結びにかえて

最後に、以上の調査結果から示唆されることをまとめ、結びにかえたい。第1の問いは「なぜ多数のデザイナーや料理人が、日本から欧米都市へ国際移動をするようになったのか」であった。ファッション界・フランス料理界に共通して言えることは、①文化に関わる産業のグローバル化が進むなかでパリがその「結節点」となっている、②パリではファッション界の制度、料理界の制度が確立しており、そこでゲートキーパーに認められることにより世界的に名が知れわたる、③現地での経歴（ショーに参加する、店を持つ、修業することなど）が日本国内での「資源」となる、という点である。

だがファッション界・料理界はそれぞれ異なる国際移動のパターンを示していた。つまり、長期滞在・移住型の移動については、ファッション界は留学、料理界は就労が主流となっていた。このよう

に、国際移動のパターンが異なるのは、教育制度やファッション・料理の制度の違いが影響しているだろう。そしてもう1つの重要な要因として、成功モデルの違いもあるのではないだろうか。すなわち、現在日本のファッション界を代表する「御三家」は主に日本を拠点としつつ70~80年代にパリへ出向いて、世界的な成功につながった。他方、日本の料理界を築いた「フランス帰り」のシェフたちは、現地で数年の修業をした後に帰国した。各界で後に続こうとする者たちは、これを成功モデルとみなしている。そのために、デザイナーたちは欧米に修業のために移住する必要性を感じない一方、料理人の間ではフランスでの修業が十分にシステム化されるほど広く行われるようになっているのだろう。

第2の問いは、「欧米都市のファッション界や料理界において「日本らしさ」はどのように構築されるのか」である。ファッション界・フランス料理界に共通して、「日本人らしさ」は勤勉や技術の高さと結び付けられ、これが利点となっている。しかし次のような違いも見られる。ファッション界では、ナショナリティの境界は曖昧で、むしろ「白人」「西洋」という意識が強い。過去には、伝統的な「日本らしさ」は評価されたが、現在では「西洋」が見たことのない新しい価値が「日本らしさ」として構築され、求められている。そのような価値の創造・提示は、80年代前半には可能だったかもしれない。しかし、グローバル化が急速に進展し情報が溢れる現在、見たことのないような新しい価値を創造するのは非常に困難なのではないだろうか。

他方、料理界では、人種概念と同様、あるいはそれ以上にナショナリティの境界が意識されている。そして、ヌーベル・キュイジーヌの影響を受けた現在のフランス料理界では、伝統的な日本料理の技法や素材を使うことが、新しい料理を創造するうえで資源となる。つまり、伝統的な「日本人らしさ」とみなされるものを応用することが評価されやすい状況なのである。この求められる「日本人らしさ」の内容の違い——前者は難しく、後者は比較的实践しやすい——が、今日の2つの職業世界における日本出身の人々に対する評価の差の一要因になっているのではないだろうか。

今後の課題として、以上の調査結果から示唆された点について、より研究を進めていきたい。また、本稿では詳しく扱わなかったが、研究の問いを明らかにするうえで、メディアの役割や、経済活動に関わる諸関係という側面が重要になってくるだろう。これらの点についても、より多くのデータを集め考察を深めていきたい。

《注》

- (1) グローバルな文化生産で中心的役割を果たす都市については、文化帝国主義的アプローチを想起させる「中心」という語よりも、人、情報、商品のグローバルなフローが集まる「結節点」(Appadurai 1996: 31)という語で表すほうが適切だと考える。
- (2) 江角氏インタビューより抜粋。http://www.apparel-web.com/feature/interview/yasutoshi-ezumi.html
- (3) 中小企業基盤整備機構「ファッションビジネスの今後の進化に関するビジョン調査」報告書、p.9、2010年2月26日。
- (4) 数少ない例としてNina Ricciでデザイナーとして働く大森美希氏のキャリアを見てみると、彼女は2000年に渡仏し、スタジオ・ベルソーで1年間学んだ。その後、バレンシアガ、ランバンでデザイナーとして採用され、2011年には、Nina Ricciのヘッド・デザイナーに就任した。

- (5) また、1970年に渡仏し長年高田賢三の下でアシスタントを務め、後にIRIEを創業した入江末男もあげられる。
- (6) 日本貿易振興機構「欧州市場における販売の手引き」2008年5月。
- (7) この節は、次の論文の一部に加筆修正を加えたものである。藤田結子、2013、「欧米都市における文化生産と日本らしさの構築——ファッション、デザイン、アートの制作者のエスノグラフィー」『社会学評論』64号。
- (8) 伊藤忠ファッションシステム株式会社「海外動向把握等事業 調査レポートパリ編」平成22年3月31日、p.46, p.72。
- (9) 日本出身のフランス料理の料理人の「成功」は、主に、(1)組織のトップであるホテルの総料理長になる(例村上信夫、中村勝弘)、(2)商業的に成功する(石鍋裕、熊谷喜八)、(3)シェフとしてミシュランの星を獲得する(例吉野健、佐藤伸一)、に分類できるだろう。シェフによっては複数の点を達成している。
- (10) 日本全国に多数のフランス料理店が存在し、少なくとも見積もって8,000~9,000軒程度が営業している。
- (11) Witherspoon, Kimberly, and Andrew Friedman, 『天才シェフ危機一髪』 p.195.

引用文献

- Appadurai, Arjun, 1996, *Modernity at Large*, Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Becker, Howard S., 1982, *Art Worlds*, Berkeley: University of California Press.
- 中小企業基盤整備機構, 2010「ファッションビジネスの今後の進化に関するビジョン調査」報告書.
- 藤田結子, 2008, 『文化移民——越境する日本の若者とメディア』新曜社.
- 藤田結子, 2013, 「欧米都市における文化生産と日本らしさの構築——ファッション、デザイン、アートの制作者のエスノグラフィー」『社会学評論』64号.
- Fine G. Alan., 2000, 藤沢美枝子他訳, 『キッチン——レストランの文化誌』法政大学出版社.
- Igarashi, Hiroki, 2014, "Privileged Japanese Transnational Families in Hawaii as Lifestyle Migrants," *Global Networks*, 15: 99-117.
- 伊藤忠ファッションシステム株式会社, 2011, 「海外動向把握等事業 調査レポートパリ編」3月31日.
- 川村由仁夜, 2004, 『パリの仕組み』日本経済新聞社.
- Kawamura, Yuniya, 2004, *The Japanese Revolution in Paris Fashion*, Oxford: Berg.
- Kondo, Dorinne, 1997, *About Face*, New York: Routledge.
- Marcus, George E., 1995, "Ethnography in/of the World System: The Emergence of Multi-Sited Ethnography," *Annual Review of Anthropology* 24: 95-117.
- Mears, Ashley, 2011, *Pricing Beauty*, Berkeley: University of California Press.
- 森脇慶子, 2011, 『フランスで料理修業——辻調グループフランス校の30年』学習研究社.
- 村上信夫, 2004, 『帝国ホテル厨房物語』日本経済新聞社.
- 成実弘至, 2001, 「ファッション・オリエンタリズム」成実弘至編『問いかけるファッション』せりか書房.
- Poulain, Jean-Pierre, and Edmond Neirinck, 山内秀文訳, 2005, 『プロのためのフランス料理の歴史——時代を変えたスーパーシェフと食通の系譜』学習研究社.
- 佐藤郁哉, 1999, 『現代演劇のフィールドワーク』東京大学出版会.
- Sato, Machiko, 2001, *Farewell to Nippon*, Melbourne: Trans Pacific Press.
- Skov, Lise, 1996, "Fashion Trends, Japonisme and Postmodernism," *Theory, Culture & Society* 13(3): 129-151.
- Sooudi, Olga, 2011, Constructing the Authentic Modern: Japanese Migrant Artists in New York City, *Inter-Asia Cultural Studies*, 12(1), 77-94.
- Spang, Rebecca L., 小林正巳訳, 2001, 『レストランの誕生——パリと現代グルメ文化』青土社.
- Terence, Isabel, 2000, 佐原秋生, 大岩昌子訳, 『フランス高級レストランの世界』中央公論新社.
- Tu, Thuy Linh N., 2011, *The Beautiful Generation*, NC: Duke University Press.
- 宇田川悟, 2008, 『東京フレンチ興亡史』角川書店.

- Witherspoon, Kimberly, and Andrew Friedman, 実川元子, 松野泰子訳, 2008, 『天才シェフ危機一髪』日経 BP 社.
- 八木尚子, 2010, 『フランス料理と批評の歴史——レストランの誕生から現在まで』中央公論新社.
- Yamamoto, Traise, 1999, *Masking Selves, Making Subjects*, Berkeley: University of California Press.

人間知性昂進のための
オルガノンとしてのメディア百科学試論
— 知識展示の諸様態を省みながら

浜 口 稔

An Essay on Media Encyclopedics as an Organon
for the Enhancement of Human Intelligence:
Reflecting on Modes of Knowledge Exhibition

HAMAGUCHI Minoru

It's been long since it was said the humanities had given up drawing the grand design of the world view. Along with the advent of Internet and its media and contents, knowledge having been established in the printed media and authorized by intellectuals or the mass-media seems to be becoming less reliable than it was only a decade ago. So-called Collective Intelligence which is reciprocally being formed by users, as well as providers, of information is quite easily obtainable in the web through social network services such as blogs, Twitter, Facebook, Line and so on.

Even the library catalogue of books, computerized as OPAC, came to be reexamined from viewpoints of Library 2.0, innovating the library service by various devices such as smartphones, wireless LAN system and new types of digital users mediating Real and Virtual Spaces. We are apparently entrapped in the new reality and are required to search for a new style of learning, considering it again from the beginning.

Firstly, I will look back on the age of Scientific Revolution to speculate on various societies in the real world, especially, Royal Society of London, and even in coffee houses so popular in New London after the Plague and the Great Fire, in which various kinds of intellectual discoveries or technological innovation, such as mathematics, astronomy, natural history, chemistry, physics, botany, medicine, anatomy, etc., were renewed and pushed forward. They were a great sample of a medium of mind enhancement, one of the main themes of this paper, which actually brought about Modern World.

This paper is concerned with ways or “devices” in their broadest sense, enhancing human intelligence by enlarging the concept of Media. This kind of enhancement should be realized not only through technological innovation, but rather a new horizon of experience generated by the operation of human body and five senses. With those in mind, I visited many facilities such as libraries, museums, and archives in England, Hawaii, and Holland, as well as in Japan for the investigation of their philosophy and methods of exhibition. Actually I experienced every facility as a medium of mind enhancement by interpreting and feeling its exhibits, spatial elements and invisible structure.

Among those I will report the following facilities: The Printing Museum and The Meiji University Museum, especially its backyard in Tokyo; World Museum and International Slave Museum in Liverpool; Damien and Marianne of Moloka'i Heritage Center, The Kalaupapa National Historical Park, Bishop Museum, Polynesian Cultural Center & Pacific Resorts, Inc. in the Hawaii Islands;

Nederlands Scheepvaartmuseum, Amsterdam Museum, Rijksmuseum Amsterdam, Museum Het Rembrandthuis, Museum Boerhaave in Holland, Plantin-Moretus House-Workshops-Museum Complex in Belgium.

Finally, I will discuss and evaluate exhibition plans of those facilities and clarify how visitors can augment their own experience while walking along the visitors' line of sight, observing the materials displayed, sensing combinatory design of things and light, in accordance with, or running counter to, curators' and designers' planning. In those facilities, I also felt the same spirit as the art of combining fields of learning and instruments in the seventeenth century England, that is, collecting, connecting, and creating (which I call three Cs) as the essence of Media Encyclopedics, which I will discuss leads to what is an organon for the enhancement of human intelligence.

人間知性昂進のための オルガノンとしてのメディア百科学試論⁽¹⁾ ——知識展示の諸様態を省みながら

浜 口 稔

0. はじめに

万物の連関を満遍なく写し取るような諸学の体系化が機能しなくなって久しい。この事態を加速させた情報技術の前に、伝統の人文学は勢いを失いつつあると言われる。「紙」の印刷媒体が保証してきた決定版的知識——紙は羊皮紙と違ってインクを消せなかったから、護符や証文や契約書などを生む信頼度の高いメディアとして不動の地位を確立してきた⁽²⁾——は、電子媒体に切り替えられた頃から力を失いつつあったと言っていい。ウィキペディアに代表される電子アーカイヴがウェブに置かれて以降は、知識は常時加工可能な流動的情報と化している。伝統の「知」のあり方が問われる深刻な事態である。

東日本大震災と福島原発事故以降、有識者がマスメディアを通じて発した知識も、ソーシャルメディアを介してウェブを飛び交う集合知を前に信憑性が疑われつつある⁽³⁾。STAP細胞騒動でクローズアップされた大学や研究所及び学術誌の権威失墜は隠れもない。朝日新聞社による「吉田調書」取り消しと謝罪記者会見は、伝統あるマスメディアへの信頼を揺るがした。情報の隠蔽や歪曲、倫理の崩壊は今にはじまったことではないが、それが顕在化した文脈が違う。あらゆる情報を玉石区別なく吸収するインターネットがわれわれを取り巻く現実としてあるからだ。Twitter や Facebook などのソーシャルメディア・サービスの登場を機に、学術的交流のあり方を広げようという傾向も顕著になってきた⁽⁴⁾。情報の「利用者」が「提供者」にもなりうるウェブ2.0的状况から知識社会の現状と未来を捉え直そうという動きもある。

かつて文化と自然を差し渡し、文明と宇宙における人間の立ち位置について発言していた人文学のことを、英語でヒューマニティーズ (Humanities) と言う。様々な切り口から人間の研究に向かう知の複合体、いや、実際には雑多な文系科目の寄せ集めの感すらある。そんな人文領域に様々な電子技術を駆使して工学色をまとうせようと試行するデジタル・ヒューマニティーズなる新分野も台頭しつつある。西洋の知の伝統に淵源するマニエリズムやアルス・コンビナトリアをアナロジー的手法に立脚させて知の再生をはかる一群の知識人もいる⁽⁵⁾。知恵ある人の成長とは、現実（あるいは経験

世界)を拡張していく過程であり、現実拡張の最も根本的にして身近な道具は言語であるとの認識のもとに、人間の認知と社交の諸様相を五感と身体に立脚させた新しい言語学によって解明しようとする動きもある⁽⁶⁾。

いずれにせよ、学知をめぐる新たな感覚が求められているのだ。本稿では、そのあたりをまずは博物館や図書館へのフィールドワークを手がかりに考えたいのであるが、その前に今研究期間中にマージョリー・ホープ・ニコルソン著『ピープスの日記と新科学』⁽⁷⁾の翻訳を進めていく過程で見えてきた知性昂進(あるいは精神の高揚)の条件や様相について筆者なりの着眼を披露してみたい。

1. メディアとしての学術サークルと分野を貫く結合術

王政復古期のあたりからイギリスの首都ロンドンに学術的交流が盛んにあったことは人口に膾炙している。なによりも1660年に創設されたロンドン王立協会が象徴的である。王立協会の活動範囲は、今日の数学、幾何学、測量学、統計学、光学、天文学、化学、解剖、地質学、土壌学、農芸学、樹木学、化石学、標本収集、薬理学、輸血実験と、多岐にわたるが、彼らが手掛けた数々の技術革新、たとえば、望遠鏡、顕微鏡、描画機器、幻燈機、新型馬車、輸血、造船、等々が、これらの分野の発展に深いかかわりがあったことは、ニコルソンの記述からよく分かる。

『ピープスの日記と新科学』を読んでいて感じることは、当時機械や器具が世界観や思想形成に深い影響を及ぼしていたことである。これに粒子論、そして数学などが相性よく馴染んだ。王立協会は活動方針を「実験哲学」(experimental philosophy)の名で特徴づけていた。協会の師父フランシス・ベイコンも数々の著作で経験と実験を重視し、事実の観察や情報の収集と「自然誌」の作成を奨励していた。ただし、自然観察による事実の収集と言っても、王立協会は最新の道具や技術への関心が顕著にあったから、たとえば、フックの有名な図譜『ミクログラフィア』などは、肉眼ではなく顕微鏡という光学装置を使う点で、アリストテレス主義に準拠した肉眼の博物思想とは一線を画している。同じく実験を重視したガリレイの月面スケッチと併せて考えると、まさに極大と極小に向かって世界を機械主義で一元的に展望しようとする知識人たちの台頭が顕著となっていた時代であったのだ。

光学装置の代表格は、望遠鏡、そして顕微鏡であるが、要は「物を拡大して見る光学機器」であるから、用途は天体観測や微生物の観察に限られるものではなかった。天体を観察しようがボウフラを観ようが、ピープスのように美女の窃視に用いようが、遠くの舞台の花形役者を近くに観ようが、同じ原理をもとにしたものであった。光の屈折を計算したレンズの設計は眼球の解剖にもとづくものであり、視覚理論(optics)のもとで一元化される。眼医者英語でoptician、「光学技師」を思わせるが、眼球を光学装置と同列に置いているのであり、ヨーロッパ人の視覚論が生体と機械を連続させたものになっていることが見てとれるのである。

光学機器の発達は観察と計測のカルチャーを生んだ。観察と計測は、割合、距離、数値へのこだわりをもたらした。望遠鏡(科学)、透視描画具(芸術)、幻燈機(娯楽)は、当時はいずれも視覚や視野を表わすパースペクティブ(Perspective)という言い方をされていたようである⁽⁸⁾。それは数学、

建築、芸術に用いられる必須の学術文具であると同時に、娯楽や趣味の道具としても普及していたのだ。クリストファー・レンのように、建築家や画家が描画具をフルに用いる地球儀職人にして地図製作者であった例にも事欠かない。地図作成には天体観測の他に測地・測量が不可欠であり、天と地についてのデータを付き合わせ、地図作成の段階で描画機器を用いもしたのである⁽⁹⁾。望遠鏡と天文学と幾何学をもとに描画機器で仕上げた海路図が、一種の数理機械学ともなっていた航海術や造船技術に関連づけられていたのである。そのときに感じられた知識の拡充に注目したい。天球儀、地球儀、定規が、楽器、音楽理論、数学や幾何学など、これらのすべてが装置ないし機械として一元化されても不自然ではなかったことが、この時代の面白いところである。たとえば、楽器はようするに音楽「機器」(musical instrument)であり、比率や割合にもとづく数学的秩序を考察する文具であった。これが音符と音階の数学的比率を機械的に制御する強力なイメージを与えたと考えられるのである。同様に、人体四液体説から血液循環への観念的切り替えは、真空ポンプ装置、運河の制水システムが、ヴェサリウスを経てハーヴェーの血液循環と重ねられ、人体を部品と配線で機能する機械のようにみなし、さらに機械と人間を同一の系として連続させて輸血を実現させる、機械一元論的アナロジーによってもたらされたとも考えられる。一見無縁に見えた一連の観念群を囲い込むとどうなるか。自然の水系の利用や運河の制水の技術が、血液循環の発見を機に血流の制御へと転用され、輸血という画期的な技術を生んだことは、その典型的な例と言えるのではなからうか。

王立協会の筆頭事務局長であったジョン・ウィルキンズの著書のタイトル「数学的魔術」(Mathematical Magick)は、そのあとに「すなわち、機械的幾何学によって作動しうる驚異」とある。英語のマジックは伝統的にはラテン語に言うマギア(magia)に由来する。マギアとは自然界に隠されている結び付きを実用的な操作対象にすることであり、怪し気な超自然力にかかわるものではない。むしろこれは世界を駆動する知的機関(オルガノン)のようなニュアンスがある。一見ばらばらで雑多に見える分野が新しい技術と思考を手掛かりにして、ある種の知の連関図のなかに収まり、これらを集約すると強大な力を持つ「普遍的機械」となる。その効果を、当時の知識人たちは看取していたと思われる。その典型的な例を、造船技術と航海術に見る。筆者はこれを、組み合わせ(結合)による人間知性昂進の典型的な例と考えている⁽¹⁰⁾。

そんな結合術の効果を、人と人、人と物、物と物との掛け合わせに見る筆者は、博物館をはじめとする諸施設の歴訪を研究課題に盛り込んだ。人間の知的活動の推進と、万偏なき知識の構築と再編を促す「精神を昂揚させるメディア」とは何か、人間の視線と動線を総合的に掛け合わせる知的「社交」空間の造形の意味を考察し、五感に訴え「精神を高揚させる媒体としての仕掛け」とは何かを考察する。本研究期間中に行ったフィールドワークは、それを検証するためのものであった(主な調査地については、注1を参照されたい)。言葉と事物と身体(人間主体)が一体となって、「見られる対象」が「見る主体」を包み込む経験の「コンテナ」である博物館(あるいは図書館)の、人間の知性と感性を活性化させる仕掛けは、十分に考察にあたいすると考えたからである。そのことを踏まえ、以下身体を包み込む知的メディアとしての博物館で体感した事柄について語ってみようと思う。

2. 博物館——五感と身体で読み解くメディア

世界の博物学的体系化は、なにも西洋に限られたことではないが、われわれが今日認識する博物館の基本思想はそこに由来すると言っている。集められてある物たちに名を与えて分類・整理し、万物の写し絵とする。万物の命名は「言葉と物」というプラトンの「クラテュロス問題」にまで遡る。この問題はアリストテレスの博物思想に引き継がれ、聖書におけるアダムの命名のエピソードにも関連づけられ、西洋思想の根幹に据えられた。幾人もの思想家が連綿とこの問題に取り組んだが、本論稿の都合から、話題を一気に大植民地時代に移そうと思う。この時代、ヨーロッパ人は先述の「普遍的機械」を得て世界に進出し、地球上の津々浦々の夥しい数の非ヨーロッパ系動植物、鉱物、先住民、異郷の物品に名を与えるという命名行為の快感に酔い痴れた。植民地活動が拡大すると、命名が間に合わない膨大な文物がヨーロッパに押し寄せ、それらをすべてヨーロッパ語の体系の中に落着させるために分類システムの開発が求められた。分類思想は未知の文物が混成した新しい事物世界を根拠に再構築されなくてはならなかった⁽¹¹⁾。それ以降の博物館の成り立ちはヨーロッパの植民地政策がもたらした万物体系の修正に深くかかわる。そこで筆者は往時大植民地帝国を築いていたイギリスの博物館を最初のフィールドワーク先に選んだのである。

大英帝国躍進の光と影——港湾都市リヴァプールの博物館⁽¹²⁾

かねてより注目していたリヴァプールの世界博物館 (World Museum)、海洋博物館 (Maritime Museum) + 奴隷博物館 (Slavery Museum) を訪れた。世界博物館はイギリスはリヴァプール駅にほど近い場所に立地しており、図書館が併設された市民の教育啓発施設としての役割が明確である。まずは、その話からはじめよう。

リヴァプール世界博物館に見る博物思想

世界博物館は、名前の割にはロンドンの英国博物館 (British Museum) や自然博物館 (Museum of Natural History) に比べてスケールが落ちるが、博物館展示に思想を読み込むことを目的にした本研究課題にはもってこいの施設であった。ロンドンの2つの大博物館ではあまりの物量に圧倒され、各展示品をつなげて全体のストーリーを描くのは容易ではなかった。しかも展示品の一点一点が文化財としての価値を際立たせており、展示はいきおい各民族・国家ブース専属の学芸員が自らの専門性をもとに工夫を凝らすものになる。各ブースとも展示空間として完結しているような印象である。それに比べると、「世界博物館」は地球上の自然誌と民族誌を適度な数量の展示品をもとに全体像が見渡せる大きさにも内容にもなっていた。

博物館全体との比較から各フロアのプランニングも定まるのであるから、コンテンツの作られ方や展示品のレイアウトなど、来館者による評価のゆとりを与えるスケールに抑えることは重要である。それぞれのフロアの (宇宙誌、自然誌、民族誌など) の常設展示は博物館の思想の表明として明快であ

るし、別室の剥製、人骨、化石、鉱物の展示コーナーで物に触ることができるのもいい。フロアのひとつが公共図書館へと直通しているのも気が利いている。コンテンツ作成にも参加できるワークショップもある。昆虫コーナーは引き出し式で目の前に確認できる。録音された風や波や動物の声や諸民族の音楽があり、歴史や生活を紹介する声や映像もあり、先住民と西洋との出会いによってもたらされた事項についても言及があるなど、各種メディアを駆使して楽しく閲覧できる構成になっていた⁽¹³⁾。筆者が訪問したときの特設展示フロアでは、地球諸地域の動植物の驚異写真を展示した“Wild Planet”と、植民地時代の西アフリカの人物写真展示が強烈なメッセージを放っていた。先端のメディア機器を駆使しているわけではないが、来館者の五感と身体に訴えて精神を高揚させる仕掛けを十分に感じ取れる啓発性ゆたかな博物館であった。

リヴァプールは海洋交易国イギリスの原動力となった港湾都市であった。数多くのドックが居並ぶ沿岸は圧巻である。蜿々と続くドックの一面に、マージーサイド海事博物館（Merseyside Maritime Museum）がある。イギリスの海事政策、大英帝国の大躍進の原動力となった造船技術と航海術、交易と戦争の歴史は非常に見応えがある。しかし大躍進の陰に非人道的な植民地政策と奴隷制があったことを明かす展示は不十分であったと言わねばならない。その意味では、同じ建物の最上階にある「国際奴隷博物館」（International Slavery Museum）がそれを補って余りあった。

国際奴隷博物館に啓発展示の工夫

奴隷博物館は大まかに「西アフリカでの暮らし」「奴隷化と中間航路」「奴隷制の遺産」の3つのテーマに分かれている。これらのテーマに沿って順覧すれば、人間が故郷での暮らしと文化の根から刈り取られ、人権を奪われ、積荷商品にされて運搬され（「奴隷化と中間航路」では、4世紀も続いた1200万人にも及んだ黒人狩りと非人間的な輸送の実態を知らされて呆然となる）、見知らぬ土地に植え付けられた拳句に、プランテーションで獣畜として使役される奴隷としての境遇と、異郷のコミュニティで築いた暮らしぶりが、リアルに再現されたジオラマを介して概観できる。プランテーションの興味を引かれた場所に該当するボタンを押すと、録音テープから白人による虐待についての証言が聞こえてくる。ふつうのコミュニティとは違う残酷な隔離空間の不条理を生々しく感じ取れるような工夫が行き届いていた。

展示は歴史の反省にとどまることなく、被支配者（奴隷）による支配者文化の変容、民族文化の尊厳の回復、祭壇を模したブースに仕掛けられた死者への鎮魂と祈りのメッセージ、奴隷解放後も消えない根深い差別と偏見の告発、世界の華やかな経済と文化の背後に今なおある途上国の環境破壊、子どもの奴隷化と拉致と虐待への力強い告発もある。説明パネルの文章は冷静であり、これらの展示メッセージを順々に観て回った筆者の心に、産業革命に勝るとも劣らない奴隷交易が果たした歴史的意味が大きく迫り出してきた。まさにこの博物館は往時の海洋帝国の権勢誇示としての展示に、それとは真逆の近代世界の理解に絶対に欠かせない陰の文脈として奴隷制があったことを伝えることに成功した目覚ましい例であると思われた。重いテーマのわりには子ども連れの白人家族を含め、来館者が絶えない。この博物館がかつて奴隷貿易の世界的な拠点の一つであったリヴァプールに設立された

というだけでも意義深いことであった。

実を言うと筆者は、植民地と奴隷制と博物思想の関連でグリニッチ国立海事博物館とマンチェスター科学博物館を訪れ、西洋の言語思想及び結合術にかかかわるオックスフォードの御伽話館／物語機械など、本研究課題にかかわる数々の施設を訪れていた。その点についても語るべきことが多くあるが、論述が必要以上に拡散しかねないし、字数の都合もあるので、稿を改めて紹介したいと思う。植民地政策にかかわる博物思想については、後述するオランダの博物館を紹介する際に再度取り上げる。その前に、西洋世界と植民地の問題を複雑怪奇なものにしているハワイの事例が、格別に興味深いので、今度はそれについて語ることにしたい。

ハワイのハンセン病政策と先住民文化の展示表象⁽¹⁴⁾

ハワイ諸島はイギリスの海洋進出と関係がある。キャプテン・クックによるハワイ諸島の発見以降、この島嶼圏ほど西洋世界に翻弄された例はおそらくない（後述する）。そんなハワイのホノルルには、世界のハンセン病史に名を残す殉教者ダミアン神父の事績とハワイの隔離政策を展示するミュージアム「モロカイ島のダミアンとマリアンヌ、歴史遺産センター」(Damien and Marianne of Moloka'i Heritage Center)がある。ハンセン病については、筆者は沖縄戦をテーマにした人文研公開講座の準備のためにハンセン病療養所を取材して以来⁽¹⁵⁾、毎年沖縄県屋我地島「沖縄愛楽園」と宮古島「宮古南静園」を訪問し、元患者の方たちと交流を今でも続けている。「らい予防法」撤廃後、さらには国賠訴訟勝訴後に定められた「ハンセン病基本法」（正式名「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」）のもとで、後世に問題を語り継ぐための施設建設が進められているが、筆者はその取材も続けているのである。すでに東京都東村山に「国立ハンセン病資料館」と、岡山県瀬戸内市長島に「長島愛生園、歴史館」が設立されているが、「沖縄愛楽園」でも「地域交流館」の名称で新築の施設内にアーカイヴと展示コーナーを設けようと着々と作業が進められている。

この流れで筆者は、啓発展示の参考にと、ハワイのハンセン病政策の歴史と現状をどう展示しているかを見学するために、かねてより関心があった当センターを訪れた。またハンセン病に限らず、日本国内の先住民問題をどう表現するかも、筆者の研究課題としてある。白老のアイヌ民族博物館をはじめとする諸博物館、内閣官房室と北海道庁が中心になって進めているイオル（伝統的生活空間）再生計画とハワイの伝統的生活空間（アフプアア）回復運動は、2つの先住民にとっては自決権回復にかかわる象徴的な問題なので、この10年ばかり北海道の先住民アイヌの調査を続けてきたこともあり、ハンセン病問題とセットにしてハワイの先住民文化をどう展示しているかを検証するべく、ハワイの博物館施設を研究出張先を選んだのである。

ハワイのハンセン病とダミアン神父の事績を追って

「モロカイ島のダミアンとマリアンヌ、歴史遺産センター」は、ホノルルはワイキキビーチ沿いのセント・オーガスタイン教会に隣接した建物の2階にある。まずは観光客でも気軽に入れる立地に驚く。筆者が閲覧しているあいだも、観光・買い物ついでと思われる訪問客が気軽に入って来た。ダミ



図1 カラウパパ半島に降りていく急勾配のジグザグ道の遠景（ミュールバーンで配布された資料より）。



図2 左記絶壁のジグザグ道を下るミュールの隊列（筆者撮影）

アン神父はハワイではよく知られている。市内数カ所に銅像が立てられ、書店では容易に見つかる場所に関連書籍を並べたコーナーがある。実際、モロカイ島の隔離施設が日の目を浴びるようになったのは、ダミアン神父の殉教と、1991年、ローマ教会によって聖者として列福されたことが大きい。

小ぶりのミュージアムのなかには、ハワイのハンセン病史、モロカイ島での隔離と患者の暮らし、ファーザー・ダミアンとマザー・マリアンヌ（2012年、同じく聖者として列福）の事績、解放後の療養所と、退所者の社会復帰の様子が、現在の活動の様子とあわせて展示してある。筆者がなによりも注目したのは、昔日の患者のポートレート写真——Father Paul-Marie (Joseph) Julliotteによる撮影——が展示されているコーナーであった。元患者のプライバシー保護のため撮影禁止となっていたが、ことばにしがたい患者の胸の内が滲み出るような厳かな写真ばかりであった。

しかしハンセン病問題を語り継ぐという本題から考えると、問題があるように思われた。一つはダミアンとマリアンヌという聖者に列せられた2人の西洋人ヒーロー&ヒロインを前面に出しすぎているように感じられたこと、ハワイ行政当局による患者のモロカイへの非人道的な追放隔離政策への言及は通り一遍で、ハワイ行政府が公共の安全の名のもとに行った隔離政策——日本と同じく当局の公安と衛生思想がもたらした人災であったはずだ——への告発と反省は十分には表現されていなかったことである。センター名もハンセン病問題を看板にかかげていながら——筆者が期待しすぎたからかもしれないが——西洋人救世主の殉教と献身に光をあて、隔離と差別は二の次になっている印象を抱いた⁽¹⁶⁾。センター内のフロアプランに関心があったのだが、写真撮影は禁止されていたので、鉛筆と紙を借り、博物館内部をスケッチさせてもらいセンターを出た。

オアフ島の隣に、かつてハワイのハンセン病患者が強制収容されたモロカイ島がある。大きさは沖縄県本島の半分ぐらいであるが、いまでも人口が7000人ぐらいしかいない僻地である。オアフ島との往復には定期便 ISLAND AIR を利用する。ハンセン病療養所のあるカラウパパ国立歴史公園 (The Kalaupapa National Historical Park) に入るためには、政府が定めた、いわゆるカラウパパ・トレイル (Kalaupapa Trail) を利用しないといけない。筆者はミュール・ツアー (Mule Tour) と呼ばれ

るルートをネット予約した（健脚向けの Hike Tour と、小型飛行機で直接半島へ直接乗り付けるルートもある）。空港に着くと、ミュールバーンと呼ばれるツアーの始発点に行く。そこで正式の入構許可証を受けとる。簡単な説明を受けたあと、カラウパパ半島を見下すようにそそり立つ 518 メートル断崖絶壁のてっぺんから真下の海岸まで、およそ 3 マイル（約 5 キロ）、26 カ所もの切り替えポイントがある急勾配のジグザグ道を、1 時間半かけて降りていく。よく訓練されたミュールに命を預けて、息を呑むような絶景と少々の恐怖と臀部の痛さに耐えると、崖下の空き地でバスに迎えられ、療養所内を巡っていく。解放後も居残った患者（本論稿が出版される頃には 10 人を切っているかもしれない）の居住空間への立ち入りは禁じられていた。

隔離政策をはじめた頃は、運搬船は岸には寄らずに患者を海に投げ入れたりしたこともあったと言う。当初は施設作りすら計画になく、半島はまさに患者の掃き溜めであった。カラウパパのある半島は火山島特有のそそり立つような断崖絶壁によってくまなく囲われている。絶壁を越えたとしても、どうしようもなかった。目の前には波の荒い海が広がっている。理想の隔離空間と言っている。半島の突端からはオアフ島のダイヤモンドヘッドが見えるのが、なんとも切ない。この地に立つだけで患者は終生隔離を覚悟したことだろう。火山島の自然の立地を利用したものとはいえ、精神高揚とは真逆の、社会復帰の希望を絶つ空間の設計や選定がありうることに気づかされる機会にもなったのだ。

コミュニティを文明化していく過程で、清潔な社会秩序にそぐわない異分子を強制排除した点は、強制隔離を国策として展開した日本と変わるところはない。自らもハンセン病に感染して亡くなったダミアン神父の献身と殉教そのものは掛け値なしに尊いが、西洋世界から来た英雄の自己犠牲の物語と聖人列福によって、公安・衛生当局の隔離政策と人権蹂躪を隠蔽してはいないか、絶対隔離と闘った患者の記録が西洋の英雄讃歌の陰に埋没しているのではないか、掃き溜めに救世主を送って患者を救うという口当たりのいい物語で人権蹂躪の歴史を目立たなくしているのではないかと、疑念をぬぐうことができなかつたのである。

ハワイ先住民の表象

オアフ島にある世界的な博物館ビショップ・ミュージアムを訪問した。ハワイの自然と文化と歴史を総括する博物館は、海洋と天体（ポリネシア人の航海術にかかわる）、動植物相を紹介する建物、歴史文化を紹介する本館、ハワイ語の入門講座など、教育と啓発性に配慮した、博物館の伝統に則った複合施設である。施設の中心となる 3 階建ての「文化歴史館」は、中央を吹き抜けるにして、一階フロア展示の様子をどの階から見渡すことができる。各階の回廊沿いに自然や歴史や文化を学んでいけるように編集されている。巨大なクジラの模型やカヌーを中央の吹き抜けに吊るしてあるので、回廊沿いに巨大な胴体と舟体を複数のアングルから観察できる。主食であったタロイモをもとに築かれていたハワイ先住民の生活空間（アフプアア）についての展示は見あたらなかったが⁽¹⁷⁾、なによりも印象深かったのは、ハワイ先住民にとって聖なる数字である 4 と 4 を掛け合わせた 16 の月齢（詳細不明、目下調査中）をもとに季節ごとの民俗行事をなぞる展示が欄干沿いのテーブルに配されてあ

た点である。全体としてポリネシア文化圏を広く紹介する博物館らしい展示構成であった。

当館でもやはり目についたのは、西洋の影、とくにイギリスとアメリカの存在である。カメハメハ王朝の展示ブースは、この西洋化のシナリオがいかに着々と進んでいったかを窺うのに十分であったが、それを歴然と感じ取ることができたのは、皮肉にも博物館ではない、ポリネシア文化センター（Polynesian Cultural Center & Pacific Resorts, Inc.）という名称の、啓発よりは娯楽を主眼にした巨大遊興施設であった。広大なポリネシアの島々からやって来る留学生の学費にもなっていると聞いてツアーに参加したが、予想どおりハワイ、フィジー、サモア、タヒチ、トンガ、アオテアロアなど、各諸島の家屋や生活環境などを漫然と観覧させられただけであった。規模は大きい雑駁な作りで、それぞれの個性を正しく伝える啓発的良心が感じられなかった。夜間に催されたポリネシアンショーは、西洋人が植民地の先住民文化をエンターテインメント仕立てにするとどうなるか、それが露骨に出た内容であった。予想どおりであったが、後味の悪いものが残った。先住民のある家系に生まれた主人公の成長のドラマを、生活、文化、慣習などを盛り込みながら、娯楽性の高い大河ドラマ仕立てのショーへと作り上げ、演出家の手腕と技術そのものは文句の付けようはなかった。しかしやはり内容は問題であった。

欧米の——そして日本の——観光客に擦り寄るように、コーカソイド風の顔つきの若者を主人公にし、誕生、成長、闘い、恋愛と、お約束通りに話が展開していくが、婚姻のクライマックスに歌われる歌の台詞が突然英語になり、聖職者の仲介のもと若い男女が誓いのことばとキスを交わす。それによりキリスト教文化圏からの訪問客を既視感で安堵させ、植民地政策をキリスト教への改宗の物語にすり替える古典的な手法が見え透いて、途中から引いてしまった。これは娯楽だからと済ます気にはならなかった。おそらくキリスト教化した島民たちの意向には沿うのかもしれないが、先住民文化の紹介を装いながら、巧妙な文化収奪と隠蔽と同化という植民地思想の実践の現場に居合わせたような違和感を感じた。先住民文化の本来性を考える視点からすれば、一見の観光客のポリネシア幻想に迎合しながら西洋文化へのお追従に便乗させる、巧妙に計算されたおぞましい虚妄となるはずのものである⁽¹⁸⁾。毎日毎年膨大な数の訪問客に虚妄を提供し続けるこのエンターテインメントの背後にある西洋思想の罪深さを感じないでいられなかった。

ハワイ先住民は遡ること紀元前 3000～2000 年前に東南アジアから移ってきたモンゴロイドである。彼らがやがてソロモン諸島、バヌアツ、フィジー、トンガ、サモアに住みつきポリネシア圏を形成する。500～600 年頃に、マルケサス諸島からハワイへの移住が続いたと言う。14 世紀頃に移住がとだえ、ハワイ諸島独自の文化がゆっくりと形成された。そしてトマス・クックやって来て西洋との邂逅を迎える（1777 年）。そこからハワイは有史時代にはいる。カメハメハ朝が確立し、一気に激動の近代を迎えるのだ。

ハワイの近代史はさらに目まぐるしい。キリスト教宣教師が押し寄せ、ハワイ固有の信仰や言語がハワイの神々もろとも駆逐される。土地も文化も奪われて、外国資本の大規模産業（主に、サトウキビとパイナップルのプランテーション）に使役される身となる。西から東から持ち込まれた病原菌

(その中にハンセン病も含まれていた)により免疫のなかったハワイ人の人口が激減。労働力補充のために、新たな労働力として外国人が激増。やがてプランテーションで大儲けした白人により王朝が崩壊、ついにはアメリカに併合され植民地となった。いまやハワイは、少なくともオアフ島は、以上のような歴史を知らなくても、まがうことない観光と米軍基地の島である。ホノルルに至っては、来歴が窺えない人工の空中楼阁である。

先住民の急激な減少を補うための移民政策がもたらした世界有数の人種の混淆地帯であることも無視できない。混血も進んで急激に多民族化した。乗り合いバスで偶然隣り合わせてことばを交わした地元民は、自らをハワイとポルトガルと中国の混血だと称していた。人間だけでなく自然も同様である。風や海洋、夕日と星空、隆起火山の地肌や土質など、産業主義の標的にならない自然は、観光資源として諸資本に収奪されている。自然環境と人間の関係をもとにした生活空間と文化の形成、あわせて異民族による侵略と植民地化によって錯綜したハワイの姿を過不足なく公平に展示するにはどうしたらいいのか、考えるだけで途方に暮れる。短期間の滞在で結論づけるつもりはないが、ハワイ諸島を複雑にしている無数の要因のもつれをほぐしたところで、なにかが明らかになるような気もしない。そのもつれを、もつれのまま理解せざるをえない、そんな複雑至極な島の現実を突きつけられたフィールドワークとなったのだった⁽¹⁹⁾。

ネーデルラント植民地政策とメディアの革新に見る博物思想

世界を機械算術的に制御するような思考体系、今に言う「科学」が、世界の見え方を一変させた大変革を俗に科学革命と呼ぶ。伝統的思考法に対して、現実的・経験的な技術思想が台頭し、新たな知識の構成法が迫り出しつつあったその歴史的経緯を博物館展示で見事に表現している例がある。2013年2月に研究出張先に選んだオランダの博物館である⁽²⁰⁾。小さな国であるが、黄金期には他の追従をゆるさない造船技術と航海術で世界中に植民地を築き、商館を拠点に世界規模の経済ネットワークを確立していた⁽²¹⁾。

17世紀には海洋覇権を確立していたオランダは、世界商業の中心地として多国の通貨と言語を操り、レート換算と多言語翻訳を素早くこなすグローバル企業国であった。早くからニシン漁、交易、運河で培った航海術と造船技術に長けていただけでなく、ヨーロッパ随一の地図・地球儀製作術を誇り、博物情報満載のアトラスを作成したブラウ父子、アントウェルペンのプランタン=モレトゥスの印刷所をはじめ、ネーデルラント印刷業界が牛耳る情報の集積地でもあった。黄金期のオランダ——のちにアントウェルペンと袂を分かつのであるが——は、物と金と言葉がかかわる情報の収集と管理のノウハウに支えられていたと言っても過言ではない。現在オランダは博物館の密集度においても世界有数であるが、それはおそらく往時の植民地政策と無縁ではない。一時期植民地競争の先頭を走っていた小国の知が強大な力を生んだ条件を、展示によってどのように表現しているか、それを検証するのが研究出張の目的であった。

オランダ黄金期を展示する

オランダは国土の成り立ちからいってもユニークである。国土は神から授けられたものではない。埋め立て土地を造成し、運河を交通網にしつつ国土を人為的に拡張していった点では特異な存在である。当然、国土や土地に対する思いは、他の国々とは違ってくるだろう。少なくとも16世紀から17世紀にかけて、ネットワーク化と水系コントロールに長けていたオランダ（以下、ネーデルラントとも）が、スペインからの独立後、いわゆる「黄金期」を形成しえた理由とはなんであったか。まずは、オランダの造船技術と航海術に謎を解く鍵があると考え、ネーデルラント海事博物館（Nederlands Scheepvaart Museum）に向かった。

当博物館はもともとは17世紀に建てられた海軍補給庁の建物であった。入館手続きは中庭で行うのだが、そこから建物と各ブースを東西南北の方向に見渡すことができる。来館者は好きなブースへと直行できる。最初に入ったブースには、海洋政策で世界覇権を握っていた黄金期を象徴する展示品にあふれていた。入館時にセンサーが感应して壁の静止画像が動き出したので一瞬驚いたが、それだけのものではあった。造船の歴史と船の模型、植民地からの積み荷と運搬法、羅針盤と地図と航海術、武器と略奪と戦争、等々、さすがに海事にかかわる展示は充実していた。敷地内には18世紀に活躍した実物大のアムステルダム号が設置されており、船乗りたちと船旅の様子を実感するにはもってこいである。図面を用いずに高機能の帆船を量産する初期のオランダの船大工の驚異の技術にも引かれた。しかしながら、オランダ東インド会社（Vereenigde Oost-Indische Compagnie, VOC）の海運事業を支えた地図製作者（カートグラファー）ウィレム・ブラウ（Willem Blaeu, c1570-1630）の肖像画を置きながら、最先端の知識と技術を結集した総合科学（天文学+幾何学+機械学+博物学+政治学）としての地図製作と、当時の知識世界を一変させた印刷術との関連が示されておらず、地図と帆船と航海術を掛け合わせて覇権を握ったオランダ商人の交易戦略との関係について言及がないのが物足りなかった。改装中であったためか、ブース間の連関が不明瞭で全体の展示プランが途切れているように見えた。それで少々不満が残ったが、次に訪れたアムステルダム歴史博物館（Amsterdam Historisch Museum）が、その穴を埋めてくれた。

入館するやいなや、センサーが感应して静止画と思った人物や風景が動き出した。海事博物館と同様の仕掛けであったが、この博物館については展示ストーリーに繋がる有意味なものとなっていると感じた。別のブースに入ると、絵画や事物などの従来型の展示の他に、アイソタイプ風のアイコンを活用した、デザイン性豊かな年表があり、来館者が身体を使って参加できる数々の現物仕掛けがあった。コンピュータ画像を適宜駆使して、マルチメディアによる啓発的効果を追求しているのが印象的である。黄金期のブースでは、受付でもらったパンフレットのQRコードをリーダーにかざすと映像が動き出し、備え付けのレシーバーから選択した言語で解説を聞くことができた。さらに別のブースでは、往時の植民基地（街や商館を含む）が成長していく様子を、グーグルアースのように一種の「歴史俯瞰動画」として楽しむことができる。世界初のグローバル企業体であった「オランダ東インド会社」のスケールを、大画面でダイナミックに演出する心憎い仕掛けであった（その他にも、近現代の

アムステルダム の歴史や生活誌を数々のジオラマや実物で展示しており、オランダの近現代史をリアルに展示した素晴らしい博物館であったが、それは本稿と関係ないので省略する。

続いてカンペン (Jacob Van Campen) 作のアムステルダム王宮 (Koninklijk Paleis Amsterdam, 1655 年) に向かった。その当時最先端のテクロジーであった地図作成術の精華が大ホールの大理石の床にあしらわれた、ヨハン・ブラウ (Joan Blaeu 1596-1673, Willem の息子) による世界地図——天球図を中心に地球の東半球と西半球の巨大地図——を是非とも見たかったからである⁽²²⁾。以前は貴族や豪商などの特権階級が秘匿していた貴重な情報を惜しげもなく一般公開した地図は、当時のオランダの国のあり方を象徴すると言っていい。この建物は今でこそ「王宮」と称されているが、もともとは商人たちの共和制 (王権は存在していなかった) の象徴というべき「タウンホール」であった。興味深いのは、この建物をアムステルダムの軸に据えて、都市全体を世界の中心としてデザインしている点だ。都市を世界を駆動するための機関として考えていた様子も窺えて大変に興味深かった。

これらから黄金期のオランダ商人の自由な気風が人と物の吸引力となったことは容易に察しがつく。あらゆる民族と言語と情報が混淆するアムステルダムが、「知性の昂進」あるいは「精神昂揚」の空気を醸成するなんらかの条件をととのえていたと思われる。これは芸術作品にも影響した。その点は、レンブラントやフェルメールなど、黄金期の画家たちの諸作品があるアムステルダム国立美術館 (Rijksmuseum Amsterdam) を訪れるとよく分かる。ネーデルラント連邦共和国時の市警団を描いた、レンブラントの「夜警」をはじめ、数々の作品に王権から解放された商人文化の横溢を感じ取ることのできるフロア——衆目を集める絵の技術は言うまでもないが、王侯貴族や聖書・古典世界の一場面など、有名な題材ではなく無名の庶民の生活誌が多い点も印象的だ——は、まさに圧巻である。絵画だけではない。全世界の植民地から輸入 (略奪) した物品を室内に飾り、全植民地から調達 (略奪) した原材料をもとに作られた精緻な工芸品を数多く展示され、細工師の技術にも目を見張らされた。

そんな黄金期を代表する画家「レンブラントの家」(Museum Het Rembrabdhuis) が、アムステルダムの街中にある。レンブラントは偉大な画家であったというだけでは足りない。家の中をめぐれば、材料調達と資料収集にも配慮していたことが動植物の標本や剥製や数々の石膏像を納めた部屋 (絵画制作のためのデータベース?) から明らかである。別の部屋には幾何学的な図形を描くための描画具や定規類が幾つも展示してあった。絵の具や顔料の成分や調合などには生涯こだわり続けたようである。単なる住居兼アトリエではなかった。作品制作にかかわる一連の過程——本論文のキーコンセプトの一つである「集める」「繋ぐ」「創る」の連鎖——を商談や店舗販売につなぐ「商人芸術家」の感があり、絵だけを描いているステロタイプの芸術家とはかなり印象が違っている。

今回の研究出張のもう一つの目的は、現在のベルギーの一部を含むネーデルラント (オランダ) が築いた強大な国力が、ネーデルラント一帯に興隆した印刷産業と歴史的にどう関連しているかを調査することであった。そこで博物館として初めて世界遺産になったプランタン／モレトゥス印刷博物館 (Museum Plantin-Moretus) を訪問するべくベルギーのアントワープへと移動したのである⁽²³⁾。こ

の博物館は啓発施設というよりは、人類に記憶されるべき貴重な資料を大事に保管する記憶遺産であった。展示品自体は一点一点が興味深かったが、歴史的遺品としての解説ばかりが目立ち、この工房が担った大きな文化振興の文脈についての表示があってしかるべきだと思った。印刷術と地図作成術がその当時の先進テクノロジーであり、それがヨーロッパの躍進の立役者であった事実をふりかえりたい筆者からすると、カートグラフィーという総合科学を支えた機器や計測具や描画技術についての言及がなさすぎると感じた。これが歴史記念遺産の限界なのだろうか、嘆息した。しかしこの不満は、オランダに戻り、ライデン市のブールハーヴェ博物館 (Museum Boerhaave) を訪れることで解消されたのである。

ブールハーヴェ博物館は、ライデン大学医学部を有名にした臨床教育を創始したヘルマン・ブールハーヴェにちなんで名付けられた施設であるが、展示内容は医学に限られてはいない。過去 500 年の医学、天文学、数学、物理学、化学、生物学をはじめとする、近代科学の進歩を物語る道具や資料を展示しているのだ。ブラウ父子が作成した主要地図はここで一式確認できたくらいで、大航海時代のヨーロッパの躍進を支えた道具や資料は、アムステルダムの海事博物館を補って余りあった。展示そのものはオーソドックスであったが、博物館はやはり物品コンテンツに大きく依存することを再認識させる、実に瞠目すべきコレクションであった。医科大学の付属施設だけあって、解剖模型を蜿蜿と展示していくブースはさすがに生々しかったが、キャプションの文章がすばらしい。来館者にしっかりと届く文体と内容となっており、徒に専門家然としてない点も含め、学芸員の展示感覚の冴えを感じさせられたのである。

ネーデルラント植民地思想の残照としての博物館

オランダ 17 世紀の黄金期は、植民地経営を抜きにはありえなかった。異郷の植民地化は武力だけではやれない。それ以前に探検家が集めた情報、たとえば、地形や地理や動植物相や先住民文化についての博物学的情報を蓄積しておく必要があった。それにより本国支配者層が異郷の文物に対する物欲と私欲を募らせた。探検家をもたらした地誌情報を頼りに戦術を展開して略奪を繰り返して、奪った物品と労働力を交易品に変えて収益を得る植民地時代の幕を上げた。先住民を生地から刈り取り、別の土地に植え直して安価な労働力にし、それにより未曾有の繁栄を遂げた歴史は、リヴァプールの「奴隷博物館」の展示が教えてくれたことである。ちなみに標的国攻略のための情報の体系化は、植民地化と奴隷制によって得た富で有閑階級の知識人が遂げたことでもある。そして略奪した「文物の在庫管理と目録作り」はそのまま博物館学へと直結した。

そんな異郷植民地化政策の見事な成果をライデン市の民族博物館 (Museum Volkenkunde) に認めることができる。民族博物館は、インドネシア、オセアニア、南・東南アジア、南西・中央アジア、アフリカ、北アメリカ、南アメリカ、中国、韓国・日本など、地球上の主だった民族の紹介をバランスよく配置しており、単なる遺物や稀少品の展示ではない、視聴覚技術を駆使した展示美学を感じさせるものであった。しかしなによりも、それぞれ民族の生活、宗教、自然等についての民族誌のキャプションが非常にきめ細やかでバランスがいい。各ブースごとに来館者を包むように壁一面に繰り返

げられる映像にも息をのんだ。これらの技術を駆使して異民族の精神的風景を演出する様々な工夫に眼を見張った。各展示ブースの一面に写真家に最近の作品を展示させているのも興味深かった。

同じライデン市には日本人と縁の深いフィリップ・フランツ・フォン・シーボルト (1796-1866) の自宅を利用したシーボルトハウス (Siebold Huis) がある。「オランダ東インド会社」の軍医であったシーボルトが日本滞在中に収集した資料は、もちろん他にもたくさんあるだろうが、住居跡を利用したスケールながら、質的にはライデン民族博物館と比べても遜色なかった。展示は、紙、模型・玩具、医療器具・木工細工、宗教、計測・算盤・大工道具、武器、革、喫煙具、魚釣り、編み物細工、鉱物、植物標本、陶磁器、家財道具、布、印刷術 (版画・本) にまで及び、江戸期の日本の風物への深い理解を偲ばせるが、それ以上に、異郷の文物のただの寄せ集めではない、文字通り博 (広) く集めた物品による民族誌を披露した展示思想が感じ取れる、小ぶりながらも質の高い博物館であった。

今回のオランダ調査旅行で最も衝撃を受けた博物館がある。訪問の予定になかったアムステルダム の熱帯博物館 (Tropenmuseum) —— かつての名称は露骨にも植民地博物館 (Koloniaal Museum) —— である。その後、1910年に「王立熱帯研究所」が設立され、そこを中心に異文化への関心と、異文化間の交流を推進することを目指して現在の博物館が運用されている。東南アジア・南アジア・西アジア・北アフリカ・サハラ以南のアフリカ・ラテンアメリカとカリブ海域、地域別の民芸品が居並ぶ、一見オーソドックスであるが、展示品の質もスケールも頭抜けた内容を誇る。1945年のインドネシアの独立に伴い、展示対象はオランダの植民地を超えて、南米・アフリカ・アジアの多くの開発途上の植民地諸国にまで拡充されたと言うが、世界の民族誌の今昔をバランスよく展望できるのがいい。しかし何よりも出色であったのは、各民族ごとの展示ブースに、それぞれに気候風土に合わせた生活スタイル (家の造り、食文化など) についての啓発性の高い図版展示があったことである。来館者に何を「展望」させ「提示」するか、各担当学芸員の博物館思想を明確に窺うことのできるフロアプランとなっており、筆者はこれに心酔して心高ぶり、学びの快楽に浸ることができたのだ。

異郷世界の人と物の標本作りに腐心した侵略者オランダの博物学者たちの計測と観察のための道具、機器、技術の展示ブースも必見である。奴隷取引を特別に扱ったブースでは、海外進出の果ての植民地政策と奴隷取引への猛省があり、展示物が植民地から略奪品である事実を隠さないネーデルラント連邦共和国の黄金期の暗部と罪状を暴露するようなストレートな展示にも強い思想性が読み取れた。リヴァプールの国際奴隷博物館とアムステルダムの熱帯博物館を関連づけると、過去に向き合うヨーロッパ人の心境の変化のようなものが感じとられるような気がする。ライデン民族博物館と同様、ただの遺品・骨董品展示に終わらない、旧植民地国 (スリナム、インドネシアなど) との現在の関係や移民問題なども含め、歴史的かつ考現学的創意にも満ちた良質の博物館であった。

上記博物館を (他にも数多く) 巡って感じたことは、収蔵コンテンツだけに頼らない、知性／精神昂揚へと誘導する空間をメディア百科学的に演出するオランダの博物館思想と展示理念の成熟ぶりであった。来館者の動線と視線を意識した展示手法は、繊細かつ大胆、巧みに来館者の好奇心を掻き立てる。ネーデルラント連邦共和国時代の植民地政策、活字・図版印刷の技術革新やカートグラフィの洗練、先端の造船テクノロジー等が渾然一体となって生まれた知識革命が黄金期をもたらした道筋

を、オランダの博物館がどう表現しているかを調査することが出張目的であったが、結果は予想を大きく上まわるものであった。まさにアムステルダム全体が博物館のようであり、各博物館はアムステルダムの街並や環状運河の交通網に合わせて配置された展示ブースのようにも思われ、こうなると街なかの多種多様な店舗をはじめとする建物までもが展示ブースに見えてきて大層愉快であった。

物品目録としての普遍言語から図書館の目録へ

オランダ（特にアムステルダム）博物学の展示思想の背景にあったのは、世界万物を表記する「言葉と物」の問題でもある。博物学とは万物を展望するための言葉による目録のようなものである。当時ヨーロッパの諸都市には植民地からの交易品が自国の秩序に馴染まぬまま流通し、それを表示する言葉は移民や交易商人が吐く見慣れぬ語彙や文法と混ざり、ごった返していた。押し寄せてくる交易品は本来あるべき生地から離反して空転し、それに当てられた言葉も一緒に空転し、空転する言葉と物はヨーロッパ諸語のどれにも語形成上の根拠を得られずに、空転に空転を繰り返すばかりであった。そんな状況下、事物を曖昧なく一意的に表示しうる、すなわち、事物（概念）に即応する記号列を生成する分類システムを考案しようと、ジョン・ウィルキンズが〈王立協会〉主催のプロジェクトとして普遍言語（Universal Language）を推進した⁽²⁴⁾。事物記号（Real Characters）を表記文字にしたこの言語は、植民地と不可分の関係にある。詳細は省くが、real の英語はラテン語の res（「物」の意）に由来する。character には「言葉」や「記号」や「特徴」の意味があり、物品の目録作りにストレートにかかわる。

目録とは物（絵）＝言葉の一覧のことであり、これらを整理するための索引を付して物および言葉を分類配列することである。当時の知識人たちは、博物学的存在論を構築するための哲学言語の構築を推し進めていたが、実際には交易品の目録作りと同期していたと思われる。これが図書館の書物や博物館の事物の管理検索システムに直結する未来へのシナリオは容易に作れる。植民地政策によって集められる物の在庫管理術は、物と人の流通を言葉によって管理し操縦することである。急増した異郷の物と言葉を整理する言語システムの構築に多くの知識人が関与した時代でもあったのだ。目録作りは印刷業者の重要な仕事だった。サミュエル・ピープスはそういう言葉と物の管理システムに着目し、特にオランダ方式の会計簿を採用して海軍省の改革に乗り出したとも言われる。言葉の力がことのほか意識されていた時代でもあったと言えるだろう。そんな文脈に置くと、ピープスがしたためた『日記』という形態も興味深いものになる。交易船の航海日誌や新科学の観察と実験と記録などを効率よく表記する報告体の文体との同期性をも窺うことができるからである。年月日や曜日をたよりに、ネットサーフィンならぬ日記サーフィンができる点は、今でいう検索機能付きの情報コンテンツといった趣を感じないでもない⁽²⁵⁾。未曾有の人工言語ブームのさなかにあったわけであるが、どうやら情報管理技術の変革の黎明期として捉えなおすこともできるかもしれない⁽²⁶⁾。これが図書館の書物や博物館の事物の管理に直結していく未来を読み取ることは容易である。

3. ライブラリー2.0 と図書館サービスの革新

博物館と同じく、今日われわれが馴染んでいる図書館は、コンテンツとコンテナの掛け合わせによって発生するメディア（媒体、触媒、霊媒）、まさに精神を昂揚させ、知性を昂進する魔術的な容器でなくてはならないと考える。少々話が飛ぶが、博物館も図書館も国際都市アレクサンドリア学園都市の国際的な学術研究施設であった「ムセイオン」（学術・芸術の女神ムーサイの祀堂に由来し、英語のミュージアムの語源であるが、のちに「書斎」の意味にも用いられた）の精神を引き継いで、中世、ルネサンス、近世、現代と形を変えて受け継がれて今日に至ったものである。書物管理ということでは、アレクサンドリア図書館の時代から膨大にあった図書（50万冊とも70万冊とも言われているが、確かなことは分らない）の分類管理システムとでもいうべき、カリマコス（前320年頃-?）の120巻に及んだ『蔵書目録（ピナケス）』が有名である。コンラート・ゲスナーの『世界書誌』（1545-55）は書誌学者で知らない者はいない。フランシス・ベイコンは学問の再編に臨んで学術分類体系を提案し、G・W・ライプニッツが図書分類に腐心していたことも忘れてはならない⁽²⁷⁾。先述のジョン・ウィルキンズが構築した普遍言語は、実は事物記号から成る万物の目録である。ベイコンの影響のもとで『フランス百科事典』を編纂したディドロの学術分類も図書の分類法と切っても切れない関係にある。現在の図書分類の原型となったメルヴィル・デュエイの十進分類法、ポール・オトレの世界書誌目録などとの連なりは明白であり、図書館蔵書分類の歴史を振り返ると、百科学的思想家の絢爛たる群像が浮かび上がる。

しかしこの論考では、字数の都合上この興味深い歴史を詳述するゆとりはない。ここは一足飛びにインターネットの時代の図書館について議論を進めていきたい。電子化が進んだ20世紀後半あたりから、紙媒体の書籍と検索カードを電算処理する動きが急浮上したことはよく知られている。図書館蔵書の管理と検索のシステムが電子化の時代になじむものであったからである。

図書館の電子化

当初、図書館の電子化と言えば、検索システムの電子化のことであった。OPAC（Online Public Access Catalog）、直訳するなら「オンライン公共検索蔵書目録」である。本が増えすぎて巨大化した図書館ジャングルから目当ての書物のデータを一瞬にして表示できるシステムである。書物探しのスピードがあがり、その分他の業務に専念できると合理化を喜ぶ図書館員も少なくなかった。この頃は書籍に付けた電子タグが受付カウンターのモニター上にその在処を点滅表示してくれるので、図書館員は利用者に図書の配置マップを渡すだけですむ。あとは利用者が探しあてた図書を受け取ってバーコードを読み取り機で読んで渡しておしまい。図書館員はサービスの電子化の利便性を実感したかもしれない。しかしその利便性と引き換えに、利用者が書名を言うだけで、何階のフロアのどの棚のどのあたりに該当する本があるかを詳細にイメージできるプロの図書館員は必要なくなった。図書検索の合理化と引き換えに、大いなる「場所記憶術」の伝統に淵源する書籍マップを脳内に描きえた

熟練の図書館員が図書館カルチャーから消えつつある。

OPAC ははじめから、目標の書物を分かっている研究者、当該分野のキーワードを連想できる準研究者のためのものである。OPAC は大変に役に立つ電子ツールであるが、今どきの電子システムとしては機能が一途にすぎ、IT 社会下ではさすがに時代遅れの感をまぬかれない。OPAC は窓の外景色を楽しめない地下鉄のトンネル直進に似ている。何を讀んだらいいのかわからない新入生には役に立たないことは以前から指摘されていた⁽²⁸⁾。OPAC は紙の図書カードにはある開放性もない。全書籍データが納められたキャビネットにぎっしり納められた紙のカードを捲ったり繰ったりしていた頃は、別の分野や著者の情報が目に入ったり、ふいに思いもよらない情報のカードに出会ったり、知人が同じ書籍を借りているのを見つけて気分を高ぶらせる Mind Enhancement の経験を仕掛けることもできない。図書カード・キャビネットにしても、あちこち気まぐれに飛ばし読みできる本のようによろこびもした。そんな「道草」機能が OPAC にはないのだ。いまや多機能が当たり前の IT 社会において、スピードだけを売りにする電子システムは、文字通り「スマート」ではない。

ライブラリー 2.0 とソーシャルなサービス

「ウェブ 2.0」ということばがメディアを賑わしたことがある。ティム・オライリーがこの造語で特徴づけた変化は、インターネット利用の新局面を画すものだった。その動きに敏感に反応した図書館員たちが「ライブラリー 2.0」という名称で、図書館サービスに変革をもたらそうとした⁽²⁹⁾。簡単にいうと、図書館とユーザーが双方向的かつ多方向的に情報のやりとりをし、「参加」「経験の共有」「創造」という、知の触媒空間としての図書館のあり方を、ウェブ 2.0 を手掛かりに探ってみようという動きだった。

万民に開放された図書館の本来の使命を考えれば、その運用と利用はそもそも双方向であるべきであるが、それが殊更に謳われるようになった背景に、図書館がそうっていないという反省があったからである。専門の図書館と一般の利用者のコミュニケーションは激減し、紙の貸し出しカードに残っていた他の利用者の名前や数を気に掛けることもなくなった。今風に言うなら、ソーシャルでなくなっていたのだ。

社会も社交も英語では society であるが、その派生語であるソーシャル (social) は、拡張現実 (augmented reality) と併せて、インターネットを飛び交うキーワードとなっている。今やウェブの疑似現実の中でさえ、双方向どころか多方向の「社交」——「ソーシャルグラフ」を思い描きながら——サービスを考える時代になっている。しかしながら、社交 (society) とは本来、肉体と肉声が創り上げるリアル社会に端を発するものである。情報の発信と交換は、古代ローマの伝言板、ケケロの手紙、ルターの 95 ヶ条の論題、コーヒーハウスなど、政権転覆にもつながるリアルな力をもっていたし、社会的情報発信の連綿たる歴史を築いてもいた⁽³⁰⁾。今日この時代に力を発揮している IT 関連の諸機能を分析して、現物図書館のサービスに新生面をひらく手掛かりにすべきではないかと考える。

リアルとヴァーチャルを繋ぐライブラリー2.0の電子小道具たち

ソーシャルの機能をもつIT機能を何点か挙げてみよう。まずは、図書の新着情報や蘊蓄や出来事を発信したり、それを読むユーザーとコメントを交換したりするブログ。図書館のサービス・カウンターのようにユーザーからの質問に即答するインスタント・メッセージ(IM)。ウェブのなかにふんだんにある有用なブログへのリンクリストを作成して提供するリッチ・サイト・サマリー(RSS)。ウェブ内の有名人のインタビュー、プレゼンテーション、スピーチなど、さまざまな視聴覚サイトを提供するポッドキャストイング(Podcasting)。信頼性を疑問視されながら、結局は批判者も無視もできない(実際多くの人々が利用している)、史上最大の百科事典ウィキペディア。プロもアマチュアも混在して情報の質や真偽性を問われても、それを百も承知で利用者が後を絶たない動画サイトYouTubeやニコニコ動画。リアル社会でのことばの交流がヴァーチャル空間に移って新たな学術と教育の社交場になりうる可能性を秘めているTwitter、Facebook、Lineなどのソーシャル・メディア・サービス。情報の享受者が提供者にもなり、情報を修正したり拡充させたりするフォークソノミックな集合知の時代をあかす、もはや革新的も言えない、ごく普通のウェブ2.0的機能の数々。

今の利用者はiPadやKindleなどのタブレット端末はふつうに持っている。メディア施設にフリーWiFiや端末の充電装置を完備すべきなのは、当たり前前のサービスである。本にはNFC(近距離無線通信)タグまたはQRコードを付ければ、デバイスをかざすだけで書籍データにアクセスできるが、それだけでは有り難みもなにもない。スマートフォンで館内誘導してもらいながら、途中の書棚の本に「セカイカメラ」を向けて利用者が書き残した「エアタグ」レビューを読みながら歩くシステムや、ブックマーク機能で本のメタデータを登録をし、表紙や背表紙を表示する——学生同士の「おすすめ」や推薦関連図書付きの——「私の本棚」などは、筆者の学生が毎年のように思いつく機能である。興味のある分野のキーワードを事前に登録しておいて関連する新着図書を知らせてもらったり、グループ閲覧室の空室状況の確認や予約できたり、借りた本の返却日が近づいたらプッシュアップ機能で教えてほしいという要望も出してくる(この程度のサービスは、飛行機やホテルを予約する際に一般市民が普通に享受していることである)。これらのアプリを束ねて、各図書館独自の利用アプリとして「マッシュアップ」するぐらいは、図書館員の裁量でやれなくては、新世代のユーザーの要望に応えられない時代になっているのではないだろうか。

4. 啓発空間の動線と目線を考える

ここまでは利用者の知的活動を後押しするキャンパスのIT化を支える補助的なインフラの提案であるが、それ以上に留意すべきは、図書館という啓発的空間の中で喚起されて創造行為へと向かうための仕掛けである。今度は、この点に問題をしばって、書籍というコンテンツを収納するコンテナが人間を高揚させるメディアとなる条件について考えてみたい。そういう精神を高揚させる仕掛けを考察するには、図書館や博物館や資料館などの知的空間に身を置くのがいい。情報(コンテンツ)の収



図3 印刷物博物館——書物としての博物館（印刷博物館ガイドブック，5～6頁参照）

容施設（コンテナ）に人間が参入するとき生まれる触媒効果を考慮に入れて、知の高揚を演出する「メディア」について考察する。そのことを考えるのに最適な博物館がある。「印刷博物館」である。筆者が大学院の授業（『メディア図書館論』）で毎年のように利用している一種の教材である⁽³¹⁾。

印刷博物館——書物としての博物館

印刷博物館は大まかに「プロローグ展示」と「総合展示」から成り立っている。入館してすぐのプロローグ展示では、洞窟画から電子メディアに至るまで年代順に観ることができる。来館者は東西のメディアの昔から今に至るまでの流れを追い、それから総合展示スペースへと誘導される構成になっている。それまでの動線はゆるやかな曲面の展示壁に沿って延びている。来館者はプロムナード感を味わいながら、視線をやや上にして展示レイアウトを追っていく。じっくり一つ一つを見せるというよりも、メディア史全体を俯瞰させるようなレイアウトである。その下の層には、印刷の手仕事から大仕掛けの機械の利用へ、自然物をそのままメディアとして利用する段階からメディアそのものの発明へ、さらに大きく国家、文明、地球へと規模を拡大したメディアが巨大になっていく様子も観ることができる。さらに、そのすぐ下のアクリル越しに、個々に印刷作業している様子を模型と人形で窺うことができる。プロローグ展示ゾーンは、本で言えば序文と目次に相当し、本文に相当する総合展示ゾーンの大きな背景を知るための概論にもなっている。博物館の構成が書物を意識したものになっているのが面白い。

総合展示ゾーンは石や木や紙や電子とメディアを変えていったコンテンツが、文化・文明の発達に果たしてきた役割について考える空間となっている。プロローグ展示ゾーンとは違って、展示品を見下ろすように、あるいは目の前に観察できるような位置で、一つ一つじっくりと吟味できるようにアレンジしてある。多様な印刷メディア・コンテンツの開発と展開の様子が年代順に追えるように、来館者の動線と視線に配慮した並べ方をしている。

展示品は、社会的背景、技術開発、表現の工夫に着目するように、まずは護符や印鑑にはじまり、版画、写真、書物、ポスター、電子表示——いずれも画期的で社会革新的な道具——と、順々に展示



図4 総合展示ゾーンの入り口から。各展示ブロックに仕切りはないので、印刷博物館がかかげる展示プランを眺め渡すことができる（上記ガイドブック、5頁参照）。

してある。その形状も機能もきわめて多岐にわたるが、印刷機のコーナーは本研究課題にとっては格別の意味があるので、簡単に論じてみたい。印刷機械は、活字の材料を溶かす溶鋳の技術、活字を作る鋳物の技術、葡萄の果汁を搾るための圧搾器、などなどが部品となって組み立てられたものである。印刷術とはこうした部品が担う諸機能を手順化して書物という物品を完成させるための技術の集積体でもある。そのことを知るためには、現物を見るにしくはない。インクや顔料の成分や物性、紙への付着ぐあい、乾燥時間を念頭に置いた調合、原料や表面の肌理に配慮した紙の選定、活字の製造工程やフォントサイズ等々を一連の工程に正しく反映させ、さらに印字の可動性を活かし、活字の抜き取り／挿入／並べ替えなどを行いながら、テキストを複製する印板をこしらえるのである。

活字という機械印刷の部品を情報の単位に置き換え、西洋文明の駆動力となった原子論と機械論に重ねると、印刷術をもとに展開した近代史の一樣相が見えてくる。要素の配列の仕方人間が認識する事物が様々に生起することを唱える原子論の世界観により、事物を算術的に制御するデジタル思考が押し進められた可能性が見えてくるのである。そんな流れをもとにグーテンベルクの印刷機械から現代の電子メディアにまで及ぶ展示を追っていくと、今日の電子メディアの源流について思いを馳せることができる。言語学との関連で言えば、語の要素であるアルファベット文字や単語の配列、交換、削除、挿入など、活字（動く文字）が数多く組版にぎっしり詰めたりばらしたりできる（思考の写しとしての）テキストが生成されるのであるが、それにより言語の研究が一変した可能性にも思いが及ぶのである。このことは実際現物の活字を見てはじめて強く感じ取れることである。

印刷術のもう一つの革新は、書物制作の量産体制を確立し、書物販売や知識の流通ともストレートに繋がっている点である。この画期的な技術革新によってまったく同じ内容の書物が量産され、書物の量産を支える機械的の反復性が、ぶれない普遍的知識を尊ぶ科学思想のエートスを生んだ。まったく同じテキストの量産を可能にし、距離や時間を超えた情報の共通性や普遍性をテコにして交換経済や学術組織を誕生させた印刷術が、近代世界の成立に多大の貢献をした歴史的経緯も展示するといいと

	ブロック1 印刷との出会い	ブロック2 文字を活かす	ブロック3 色とかたちを写す	ブロック4 より速く、より広く	ブロック5 印刷の遺伝子
社会	印刷と折り	社会を動かす印刷の力	図版が広げた知識	産業の中の印刷	*デジタルに受け継がれた印刷 *高精細のビジュアル世界
技術	印刷とは何だろう	多数を生み出す技術	見せる技術の仕組み	加速する印刷技術	*新しい文字表現 *進化するマイクロワールド
表現	版が生み出す世界	活字を用いた伝達表現	わかりやすい表現の追求	ポスターに見るグラフィックデザインの流れ	*表現の多次元化

図5 印刷博物館総合展示理念（上記ガイドブック、12頁参照）

思ったが、それは観覧者が個々に組み立てるストーリーとなるべきものかもしれない。

印刷博物館が掲げるテーマは、3つある。(1)広く世界の印刷を視野に入れながらも、日本／アジアの印刷に重点を置く。(2)感じる（感覚）、見つける（発見）、分かる（理解）、つくる（創造）といった体験を通して、印刷との関わりを自然に発見できる博物館を目指す。(3)いままでの技術中心の印刷研究に加え、文化的側面からのアプローチを積極的におこない、「印刷文化学」の確立を目指す。このような考え方をもとに、下記のように5つのテーマでフロアをプランニングし、印刷メディアが担う「社会」「技術」「表現」の3つの路線を各ブロックで一貫させている（図5を参照）⁽³²⁾。

印刷博物館は、書物をはじめとする諸メディアについて総合的に考えるための博物館である。したがって、フロアプランが書物を読み進めていく構成になっているのは自然なことである。しかし、たとえ書物が配置されていても、もちろん図書館ではない。図書館との大きな違いは、館内に置いてある書物は読まれるべきテキスト（コンテンツ）や情報を納めた容器（コンテナ）ではない点である。展示品の物としての色と形、各メディアが世に出たときの文脈が、読み解かれるべきものとしてある。そんな博物館とは役割が違うと言っても、図書館は読む「物」と読む「人」だけに注目していればよいというのでもない。図書館は書物の収納倉庫ではないのだから。そのあたりを論じる前に、もう少し博物館について掘り下げてみよう。

博物館バックヤードのアルス・コンビナトリア

博物館には通例、表の展示空間の背後に、当面は展示には供さない「物」の収納スペース、いわゆるバックヤードがある。展示に供さないとは言っても、集められた数々の物品は分類されて該当する部屋の棚のしかるべき場所に一点一点配置されている。筆者はこの数年、学生を引き連れて明治大学博物館のバックヤードを見学させてもらっている。学生は未公開あるいは未復元の「物」が膨大にあることに驚く。まずは「集める」ことが博物館の業務としてあるのだが⁽³³⁾、もちろんバックヤード見学の意義はそれだけにとどまらない。そこを見学を訪れるのは、ある一連の思考の連鎖を観察する

ことができるからである。

土器の破片をプラスチックのバケツに選り分けている場面に出くわしたことがある。重要な場面であるのに、学生たちはそのとき作業している人の思考の流れを見逃しがちである。土器の破片同士の親和性を見いだしてグループ分けするには、学術的知識と経験知に基づいた分類学的思考が活性化している必要がある。この段階ですでに、集める (Collect)、繋ぐ (Connect)、創る (Create) の3つのCが、つまりは復元へ向けた結合作用が脳の中で活性化していることに注目しなくてはならないのだ⁽³⁴⁾。もちろん、これは土器の復元だけに限らない。断片的な遺跡や遺物から古代都市を再現したり、化石から古生物の全体像を復元したりする場合にも、いや、それどころか、収穫した野菜を大きさや品質をもとに分類し、値を付けて商品へと作りなおす場合にも、同じように3つのCが活性化するとあって差し支えない。

学芸員から一つ興味深い話を聞いた。復元途中でも、欠けたかけらが見つからずに、それを残したまま別の素材 (たとえば石膏) で埋めて模擬的に仕上げてみることもあるが、文科省はそんな継ぎ当てのような展示をきらうと言うのだ。芸術家や職人が完成させた美術品や工芸品を展示するような発想である。学芸員にはその要求にストレートには応じきれない実証科学者としてのプライドがある。学芸員は事実を忠実に残したいと考える。そのときに葛藤があるという。実証科学の観点からだけでなく教育学的な観点からも、発掘された実際のピースだけをもとに欠落ピースは見つからないまま、補填しないで未完成体として展示する方が来館者の好奇心もいやましに増すはずである。筆者はむしろ、3つのCの観点からも学芸員の考えを展示の中心に据えるべきだと考えるのだが、完全な文化財を国威や権勢の誇示に利用するという文科省の発想からは好まれないことかもしれない。

その上来館者の多くが期待するのは、貴重かつ希少な宝の展示である。ここでも学芸員の葛藤はなくなる。展示に際しては、まずは来館者を誘うようなテーマを決めなくてははじまらない。テーマで誘ったあとは、入り口から出口までの空間設計と展示する物のレイアウトによって、そのテーマを来館者に体感させる工夫をしなくてはならない。貴重で希少な物品で来館者の好奇心や視線を引きつけても、珍品やお宝の展示に終始したのでは文化や歴史を知らせる知的施設ではなくなる。博物館への来館者は高価で貴重な展示を期待しがちであるから、そんな動機で来館者にテーマを伝えるように工夫をしなくてはならないだろう。ここで学芸員の手腕が問われるのである。

展示品の物性を感じさせる ― 物と光の結合術

博物館内の展示品は通例日光や外気に晒さぬように閉鎖空間に置く。したがって、展示にはおのずと照明法がかかわるものとなる。展示品への光のあて方は、通常の照明やファイバー光源などを用いて、様々な形状の物の大きさ、物性、材質、肌理、置き場所、他の展示品との配置など、数多くの要素を考慮しなくてはならない。それによって浮かび上がる展示品の質感を予想しなくてはならない。たとえば、土器を展示ケースに入れて普通の照明をあてたのでは、光と影が織りなす質感は十分には表現されない。そこでファイバー光源をどう活用するかが問題となるのだが、そのとき土器の質感を出すために、光源をどこに置くか、何カ所からあてるか、光量をどの程度にするかで展示品の印象は

劇的に変化する。光と影が織りなす土器の肌理は特殊な印象を際立たせて、触ったときの質感を再現しないし演出することが必要だからである。うまくやると、光は展示品と一体となり豊かな印象を帯びて観覧者の視野にあらわれる。物に光をあてて、ある特定の形状や肌理や質感を浮かび上がらせる「展示照明学」なる分野があると聞かすが、われわれは展示品にあてられている光を鑑賞しているのであるから、これは本格的な研究にあたいすると思われる。

とはいえ、光だけを頼りにアクリルケース越しの現物を感じ取るのは難しい。手に取って重さや丸みや尖りやざらつきなどを指の腹やてのひらで感じるといふわけにはいかない。実際に触らせることができないとなれば、触感をデジタル解析して合成し、触覚センサー付きの手袋で擬似的に感じさせることを考えてもいいかもしれない。ホログラムによる精密な3D映像で立体像を浮かび上がらせることを考えてもいい。3Dプリンタでレプリカをこしらえて、いくらでも触ってもらうことができる時代は、そこまで来ている。触感と3D視覚情報をデータ転送して、家が遠くて博物館に来られない人に提供することが将来可能になると、博物館の社会的意味は格段にあがるだろう。

そうは言っても、それは展示品どまりである。やはり、物理空間としての博物館のなかは格別である。身体と五感を総動員して感じ取る知的高揚感は、展示品そのものの配置や照明法などの様々な仕掛けが、来館する人間の精神、知性・感性と不可分の歩き方や視線の用い方と連携してはじめて意味をもつ。本研究に強調している精神の高揚を仕込んだ空間は、たとえヴァーチャル・スペースであっても、人間の身体、動作、五感を全開したリアル世界に立脚させなくてはならない。そこにおいてリアル・スペースの博物館はヴァーチャル・スペースを進化させる雛形としての価値を問われるのである。それは同じ啓発空間である図書館についても言えることである。

5. まとめ——知性昂進のためのメディアとは何か

建物としての図書館というと、図書を閲覧したりブラウジングしたりできる静かな空間をイメージする人が多い。書架に配置された書籍は十進分類法に準拠し、書棚そのものの配列も博物分類学と百科学思想の伝統に裏付けられた人知の写し絵となっている。図書館は、世界について語る言葉、言葉を文字へと写した書物、書物を収蔵する巨大な容れ物としてある。書棚の配列と居並ぶ書物を見渡していると豊かな気分になる。普通の建物にはない比類なく濃密な空間である。

ブラウジングとは、ネットサーフィンとの関連で流通するようになったが、もともと動物が環境のなかを歩き回って自らの食性にあった食べ物を嗅ぎ当てることであつた。図書館との関連で言えば、利用者が自分の好みに合う本を探したり、まだ知らない図書と幸運な出会いを果たすように館内を巡ったりすることに相当するだろう。図書館の醍醐味を「人生を変える一冊の本と出会った」という感想で表わすことがある。そのこと自体はけっこうな話であるが、筆者はそれよりも、主題別の館内書架を巡ることによって偶然に異分野結合のヒントそのものに行き当たることの方に注目したい。

図書館では、大量の本が「集められ」、十進分類法に従って関連づけられ（「繋げられ」）て所定の書架に配置される。図書館員は「集める」と「繋ぐ」を型通りに行うので、「創る」には至れない。

図書館を「創る」触媒空間へと変えるのは、一般のユーザーである。ユーザーは書架から書架へと歩きまわるだけで、様々な分野の本が目に入る。ここで注目したいことは、ブラウジングそのものは、十進分類法からも、OPAC、Web-OPAC+の電子の縛りからも自由である点だ。職業柄十進分類法に縛られるか、図書を満遍なく均等に見てしまう図書館員とは異なった動線と目線を用いる利用者は、自分の好みや気まぐれに誘導されて、あっさりと配架分類の壁を超えてしまう。音楽とエレクトロニクスが、建築と看護が、スポーツと料理が、分類により隔てられていた書物どうしが、リアル図書館内のブラウジングによって「繋がる」のである（もちろん、分類されているからこそ「繋ぐ」が意味をもつのであるが）。それが「創る」に至るかどうかわかば、「集める」と「繋ぐ」により新しい成果物が予見され、ユーザーの心が分類枠を越境するときの快感、あるいは精神の高揚に満たされているかどうかにかかっている。

触媒空間としてのメディアとは、色・形に応じて物と物の関係によって定まる意味や価値を、来館者が自らの視線と動線を手掛かりに見いだすものとしてあると、筆者は考えている。物と物の関係にブラウジングする人間が介在すると、物と物の配置の中に潜んでいた価値が顕在化することがある。図書館と書棚、椅子や机、サービスカウンターと椅子の状態や関係性が、図書館という常識的な文脈を超えた「知性昂進」へと繋がる意外の意味や価値を浮かび上がらせることがあるのだ。いかなる空間内においても、物の状態や物と物との関係性において、新たな、いや、本来「与えられてあった」用途というか、価値が創発する契機がはらまれている。たとえば、図書館の建物の構造と通常の配架プランの因襲的な縛りをゆるめると、典型的な図書館としての風景が縮退し、人と物、人と人、物と物との原型的な関係が立ちあらわれる。そのとき、人間が機能を与えて惰性化した有意味の壁が消失し、図書館に常識的に求められている意味に縛られずに、ユーザー自身が館内を新しい価値を生み出す触媒的空間へと変貌させるのである⁽³⁵⁾。

図書館は物理空間としても、人と図書のつながりだけを考えるだけでは勿体ないほど豊かである。図書館の構造と館内デザイン、館内と備品（棚・机／椅子）、備品と書物、書物と情報（文字／視覚など）と、コンテナとコンテンツの関係が重層的に反復している。それどころか、図書館の机や椅子や採光や照明も、天井や窓や階段やその他の備品の光との関係も「知的昂進」に繋げられる要素であると考えていい。ユーザーが身体を動かして眼を這わせるさまを想像し、意識的にも無意識にも色調や建材の質に反応する人間の情緒や気分を想定しながら館内装飾し、フロアごとのコンセプトを変え、各フロアのゾーニングも変える。入館後に入り口から最上階までの動線と目線を勘定に入れ、動きに合わせて遊歩道的な仕掛けを整える際の考える物と物の組み合わせと配置を梃子にして、ユーザー自身が高揚感をもたらす触媒作用を生起（創発）させること、「メディア」とはすなわち、そういう意味なのではないだろうか。

図書館は、人間の知識を満遍なく集めた、機能的にも最も複雑なメディアの一つであり、書物も人間も多種多様に寄り集まる空間である。人と書物の一対一の関係は堅持しつつも、ソーシャルかつインタラクティブであることを念頭に置いて、参加と経験の共有の空気が醸し出される空間であってほしいと、筆者は願っている。社交とは「言葉」を介した人と人の交流のことであるから、基本的に「言

業」の空間である図書館の中では、書「物」を介した「人」（著者）との交流も含めて、複数の関係性のもとで豊かな発想を生み出す触媒作用がおのずとを孕まれる。集められた図書や情報を体系分類し整序するだけの学術施設は、いかに貴重な情報を収蔵していても、いまや現実的ではない。図書館内は書物と人との関係だけで完結させていい時代ではなくなっている。情報端末を経由したウェブの世界にも開かれているべきであり、それ以上にユーザーの精神や知性を介して多様な世相とも繋がっていることを、われわれは図書館という学術施設が向き合う現実として再認識するべきである。これを筆者は「メディア百科学」的事態と捉えているのだ。そしてすでに、もうひとつの現実になりつつあるヴァーチャル空間——ソーシャルという言葉が飛び交う社会と認知されている——で活動するときも、肉体と肉声が行き交う物理世界を基点にし、同じく物である脳の中で知性をリアルに昂進させる「オルガノン」として、メディアはあるべきことを、忘れてはならないと考えるのである。

《注》

- (1) 本論考は12～13年度に実施した人文科学研究所個人研究第1種研究課題「人間知性昂進のためのオルガノンとしてのメディア百科学」の最終報告である。研究遂行にあたっては計画どおり数多くのフィールドワークを実行した。すべてを挙げることはできないが、主要な訪問先だけを以下に列挙すると、印刷博物館、国立ハンセン病資料館、明治大学博物館&同和泉図書館、未来科博物館（以上、東京）、国立歴史博物館（千葉）、沖縄県立博物館（那覇市）、北海道開拓記念館（現在改名改装中、札幌市）、旭川市博物館（旭川市）、知里幸恵記念館（登別市）、国立民族学博物館（吹田市）、法隆寺境内（斑鳩町）、国立ハンセン病資料館（東村山市）、長島愛生園歴史館（瀬戸内市）。国外ではイギリスはロンドンの英国博物館（British Museum）、自然史博物館（Natural History Museum）、英国図書館（British Library）、カートゥーン・ミュージアム（The Cartoon Museum）。グリニッチの国立海事博物館（National Maritime Museum）。リヴァプールのマージーサイド海事博物館（Merseyside Maritime Museum）+ 奴隷博物館（The International Slavery Museum）、世界博物館（World Museum）、リヴァプール大学シドニー・ジョーンズ図書館（Sydney Jones Library of Liverpool University）。マンチェスターのマンチェスター科学産業博物館（The Museum of Science & Industry in Manchester）。オックスフォードのお伽噺館／物語機械（The House of Fairy Tales / Story Machine）。オランダはアムステルダムのネーデルラント海事博物館（Nederlands Scheepvaartmuseum）、アムステルダム歴史博物館（Amsterdam Museum）、アムステルダム国立美術館（Rijksmuseum Amsterdam）、レンブラントの家（Museum Het Rembrandthuis）、ブルハーヴェ博物館（Museum Boerhaave）。ベルギーはアントワープ（アントワープ）のプランタン&モレトゥス印刷博物館（Plantin-Moretus House-Workshops-Museum Complex-世界遺産名）。ハワイの「モロカイ島のダミアンとマリアンヌ、歴史遺産センター」（Damien and Marianne of Molokai Heritage Center）、カラウパパ国立歴史公園（The Kalaupapa National Historical Park）、ビショップ・ミュージアム（Bishop Museum）、ポリネシア文化センター（Polynesian Cultural Center & Pacific Resorts, Inc.）である。

研究期間中の筆者主催の関連イベントとしては、北海道でのフィールドワークをもとにしたリバティアアカデミー公開講座「北のアイス、南のウチナンチュ」（2012年10月3日～11月3日、毎週水曜日）、展示「モレウの渦輪、アイウシの棘——アイヌ女性の文化伝承」（2012年12月9日～16日）を企画・主催した。銀座の澁谷画廊で催されたインスタレーション「寿道行鳳蝶——切り絵と詩とデザインの展覧会」（2013年1月7日～13日）にて詩を出品し、異分野の表現者たち（影絵作家とグラフィックアーティスト）とのコラボ展示を行った。

- (2) ローター・ミュラー（三谷武司・訳）『紙の文化史』東洋書林、2013年（Lothar Müller, *Weiße Magie: Die Epoche des Papiers*, Carl Hanser Verlag München, 2012）を参照。
- (3) 西垣通『集合知とは何か』（中公新書、2013年）の「専門知はあてにならない？」（第1章 1.1.）を参照。

- 少数の専門家の意見よりも多様な集団の結論の方が信頼できるという事態は、ジェームズ・スロウィッキー（小高 尚子・訳）『みんなの意見』は案外正しい』角川文庫，2009年（James Surowiecki, *The Wisdom of Crowds: Why the Many Are Smarter Than the Few and How Collective Wisdom Shapes Business, Economics, Societies and Nations*, Anchor, 2005）で予見されていた。ウェブ時代の知識とは何かが問われている。
- (4) 筆者が参照した関連図書を以下に挙げる。マイケル・ニールセン（高橋洋・訳）『オープン・サイエンス革命』紀伊國屋書店，2013年（Michael Nielsen, *Reinventing Discovery*, Princeton University Press, 2011）、デビッド・ワインバーガー（柏野零・訳）『インターネットはいかに知の秩序を返るか——デジタルの無秩序がもつ力』エナジクス，2010年（David Weinberger, *Everything Is Miscellaneous: The Power of the New Digital Disorder*, Holt Paperbacks, 2007）。
 - (5) この関連で筆者が参考にした思考法は、ライブニッツの「アルス・コンビナトリア」／「自然と人工の劇場」（ホレスト・ブレーデカンフ『モナドの窓』産業図書，2010年——Horst Bredekamp, *Die Fenster der Monade: Gottfried Wilhelm Leibniz' Theater der Natur und Kunst*, Akademie Verlag, Berlin, 20014. より）、クロード・レヴィ=ストロースの「プリコラージュ」&「野生の思考」、バーバラ・スタフォードの「ヴィジュアル・アナロジー」、国内であれば、松岡正剛の「編集工学」、高山宏が力説する「マニエリスム」（グスタブ・ルネ・ホッケによる）、中沢新一の「対称性」&「野生の科学」等々である。
 - (6) 人間の認識とはそもそも、肉体を物理的環境に置き、生身の人間として肉声を交わし合い、その肉体と肉声でものや情報をリアルに肉付けすることである。そのとき利用者自らの気質や知的環境の進展を勘定に入れて関連づけていくアナロジーが活性化する。そうした身体性に由来する声と行動、さらには舞踊と楽器、やがては文字と書物を通じて、個体意識の外部に自分たちにとっての現実を創出しては継ぎ足して拡張し、未知の存在を意識へと媒介することばの「認知言語学」的仕掛けを、メタファーを駆使して次々に自らの限界を超え、そうした「拡張された現実」を個々人で、さらには共同体で共有してきた。
 - (7) マージョリー・ホープ・ニコルソン『ピープスの日記と新科学』白水社，2014年（Marjorie Hope Nicolson, *Pepys' Diary and the New Science*, Charlottesville: University of Virginia Press, 1965.）
 - (8) ニコルソン（前掲書）第I小論「アマチュア科学者，サミュエル・ピープス」を参照。ニコルソンは当初、科学、芸術、娯楽に亘っていた「パースペクティヴ」なる語に混乱させられたことを記している。この3つの分野が一つの語彙で表わされる機器でつながっていたのは非常に興味深い。
 - (9) デューラー、レンブラント、ルーベンスの時代から、画家たちが描画器具を用いるのは当たり前であった。印刷産業にも普通にかかわり、顔料の物性や調合などにかかわる鉱物学や化学の知識をもち、地図製作者たちの技量や描画具が、そのまま画家の芸術にもつながっていた。
 - (10) 自然界に潜む力を制御するためのペイコン主義的応用科学の謂いに他ならない。ペイコンはそれを受けて旧来の学術の刷新を学術分類表によって表現するのである。これがフランス百科全書に影響を与えたことは周知の事実である。
 - (11) いろいろあるが、ポーラ・フィンドレン（伊藤博明／石井朗・訳）『自然の占有——ミュージアム、蒐集、そして初期近代イタリアの科学文化』ありな書房（2005/11）（Paula Findlen, *Possessing Nature: Museums, Collecting, and Scientific Culture in Early Modern Italy*, (University of California Press, 1994) を参照。
 - (12) 2012年度海外研究出張「博物館及び資料館に見る啓発展示思想の調査」（ロンドン，リヴァプール，オックスフォード，他，8月11日～28日）より。
 - (13) そうした啓発性という点でいえば，リヴァプールに近い「マンチェスター科学産業博物館」（The Museum of Science & Industry in Manchester）も興味深かった。そこで産業革命期の様々な機械の実物展示を周覧した。実際に紡績機や織機をずっと動かしており，商品を産出していく機械の仕組みと，力と技を伝えていく動きを現物で追跡できるという点でも，この博物館の啓発展示思想が窺える成功例のように思われた。
 - (14) 2013年度海外研究出張「ダミアン神父事績調査とミュージアム・アーカイヴにおける啓発展示思想の研究」（オアフ島，モロカイ島，他）（2013年8月25日～9月2日）より。
 - (15) 「ハンセン病回復者が語る戦世——沖縄ハンセン病証言集を振り返りながら」（明大人文学研究所・編

『沖縄と「戦世（いくさゆ）」の記憶』所収、明治大学人文科学研究所、2011年）、「ハンセン病回復者が語る戦世——沖縄ハンセン病証言集を振り返りながら(2)」(『明治大学教養論集』通巻485号 明治大学教養論集刊行会、2012年)を参照。沖縄県屋我地島沖縄愛楽園と宮古島宮古南静園の資料館設立計画を取材し、併せて各施設刊行特別資料を収集し、それをもとに明治大学和泉図書館ギャラリーにて展示「ふり仰ぐ明日へ——愛楽園から伝えたいこと」(2012年12月23日～2013年1月31日)、本研究年度終了後6月に研究成果の一つとして「いのち、ひたすら——ハンセン病と絶対隔離がもたらしたこと」展を6月13日～7月8日に明治大学生田図書館 Gallery ZERO にて催した。

- (16) 展示ガイドをしてくれた Marian さんと Sister Frances による説明を受けながら、筆者は沖縄のハンセン病問題を紹介した。もろもろ意見交換をするなかで、モロカイ島カラウババで1946-48年の2年間ハンセン病治療にあっていたドイツ出身のアメリカ人医師のロルフ・フォン・スコアブランドについて訊ねてみた。その場では即答しかねるが、分かり次第連絡をするというので、名刺を渡してセンターを出た。その当時を知るための参考にと推奨された本として、Gavan Daws, *Holy Man: Father Damien of Molokai*, University of Hawaii Press, 1973 がある。
- (17) アプフアアについては、山中速人「ハワイ先住民の伝統的生活空間（アプフアア）の再現——コンピュータ3次元グラフィックスによる仮想空間の構築——」(『コミュニケーション科学』(1999年)はCGを用いてハワイ特有の地形的条件を巧みに表現している。<http://www.asahi-net.or.jp/~cr1h-ymnk/ahupuaa.html>でも閲覧できる。
- (18) ワイキキの浜辺で踊られるフラも見たが、先住民文化を復権運動を経たあととはいえ、キリストの神が退治したカーネ（生命、水）、クー（政治／戦争）、ロノ（豊穡／平和）、カナロア（海神）の4神をどう讃えているのか気になった。振り付けは風紀を気にして抑えられた、いわゆるクリスチャン・フラではないかと疑念を感じないでもなかった。
- (19) クックがハワイ島に上陸してから95年経った1873年、同じイギリス人、イザベラ・バードはハワイ諸島に約7ヶ月滞在し、当時独立国であった頃の先住民との交流を綴っている。(近藤純夫・訳)『イザベラ・バードのハワイ紀行』平凡社、2005年 (Isabella L. Bird, *The Hawaiian Archipelago: Six Months among the Palm Groves, Coral Reefs, and Volcanoes of the Sandwich Islands*, second edition, John Murray, London, 1876)。当時ハワイはサンドウィッチ諸島と呼ばれ、すでに欧米色に染まり、多民族化も進んでいたことが分かる。
- (20) 2013年度海外研究出張目的「ネーデルラント植民地政策と印刷技術革新に見る博物思想の研究」を目的にオランダ及びベルギー諸都市（アムステルダム、アントウェルペン、ライデン等）(2月18日～28日)の博物館を歴訪した。
- (21) 田口一夫『ニシンが築いた国オランダ——海の技術史を読む』(成山堂書店、2002年)を参照。海図作成の歴史的文脈におけるオランダの躍進について概観するなら、宮崎正勝『海図の世界』(新潮社、2012年)が手軽である。
- (22) Jerry Brotton, *A History of the World in Twelve Maps*, Penguin Books, 2014. を参照。第8章 'Money: Joan Blaeu, Atlas Maior, 1662.' に、この地図が作られた頃の、交易と金融の一大拠点としてのオランダ／アムステルダムの近代地球世界における意味が要約されている。
- (23) 筆者による当博物館訪問のきっかけとなった図録がある。印刷博物館特設展図録『プランタン=モレトウス博物館——印刷革命がはじまった——グーテンベルからプランタンへ』(印刷博物館、2005年)である。建物の由来、印刷機器の数々、所蔵印刷物、印刷と情報の流通が果たした歴史的意味を分かりやすく総括している。
- (24) この言語の表記文字は、事物や概念を一意的に表わす事物記号、リアル・キャラクターである。事物に即応することを謳いながら、肉声のリアルから離脱した近代言語（規範的国家語）と同期する、しよせんは哲学者の観念的リアルに他ならなかった。この点は、ニコルソン（前掲書）の「訳者あとがき」に詳述した。
- (25) さらにピープスの日記がユニークであったのは、フランス語、イタリア語、スペイン語、ラテン語、ギリシア語、ドイツ語などを混じえながら、自前の暗号まで加えて、ほとんど毎日のように速記で『日記』をし

たためた点だ。ピープスが利用していたシェルトン式速記（1626年開発）は、数字、縮約記号、ドット、空記号、等々から成る暗号のようなものである。人工言語の一種であり、十七世紀人工言語の金字塔とされるウィルキンズの『事物記号と哲学言語に向けての試論』を生んだ同時代の産物であったとも言える。勿論これは、暗号術と情報・間諜の伝統から派生した戦争のツールであった。

- (26) 情報管理はいつの時代においても国運を左右する重大な技術であった。暗号には数千年の歴史がある。太古の昔から権力者は暗号に長けた人材を囲うことを忘れなかった。ヨーロッパにおける暗号術は、国家の台頭があって群雄割拠していた状況下、とりわけ16世紀あたりから盛んになる。もちろんピープスの時代にも暗号は国の命運を左右する技術であった。この時期、ジョン・ウィルキンズが暗号論『マーキュリー、秘密にして迅速なる使者』（1641年）を出していたことは象徴的である。〈王立協会〉創設時の同輩であった数学者ジョン・ウォリスは、文法と暗号の大家として共和国時代から活躍していた。他にも様々な識者による多くの研究書が出ているが、なによりも新科学の学術機関の創設を待望していた彼らの師父、フランシス・ベーコンが、二進法五ビットの暗号コードを考案し、『学問の進歩』でも暗号を文法術に属するものとしていたのが象徴的である。言語と記号に格別の関心が向けられ、理想の人工言語が追求されていた時代でもあったのだ。
- (27) ライブニッツの図書分類については邦訳資料が少ないので、ひとまず Hans G. Schulte-Albert, 'Gottfried Wilhelm Leibniz and Library Classification', *The Journal of Library History*, 1971. を挙げておく。ライブニッツは図書館司書、図書館長をつとめる中で、諸学連関的な図書の目録作りに腐心していた。
- (28) 今どきの学生なら、スマートフォンで図書館サービスのチェックをするだろう。検索エンジンに関連する図書や調査資料を助言するような機能が組み込んで、それを使ってみたいと思わせるデザインが求められる。ウェブなどのITメディアで情報収集することに慣れている世代は、これが特段無い物ねだりの機能ではないことを知っている。そんな新機能を盛り込まない図書館は時代遅れに映ることだろう。
- (29) 今や The Library 2.0: The Future of the Libraries in the Digital Age (<http://www.library20.com>) というインターネット内の国際学会（160ヶ国19,000人以上の会員を擁する）が設立され、毎年 Library 2.0 Worldwide Virtual Conference を開催しており、IT社会における図書館に関する活発な情報交換と研究交流が行われている。
- (30) Tom Standage, *Writing on the Wall: Social Media — The First 2000 Years*, Bloomsbury, 2013. を参照。
- (31) そのときのフィールドワークについては「メディア図書館論序説 — 心を高揚させる媒体としての図書館」（執筆：榊原絵里＋松野裕典、編集・執筆：浜口稔、『図書の譜』第17号、2013年）で紹介した。以下の議論はそれをもとにしている。
- (32) これらのコンセプトをもとに、当博物館は「印刷文化学」の確立を目指すという。「印刷文化学」とは、博物館発行のパンフレットによると、「印刷がもたらした社会的・文化的な影響、人と印刷との関わり等について、技術的側面ばかりでなく、多分野からの協力を得て調査・研究していくあたらしい学問領域」とある。詳しくは『印刷博物館「総合展示」案内』（印刷博物館）を参照。
- (33) 西洋の博物館——もちろん、美術館や図書館も——は、支配者が被支配者から、近代においては多くの場合、植民地から奪った物品を、権勢誇示に利用することで生まれた側面がある。しかし集めた物が際限なく肥大化し、それをどう整理し管理し展示するかに腐心することによって分類学的思考を洗練された側面もある。これにより、西洋博物学の基礎が築かれたのである。バックヤードはその分類学的思考を実感するには絶好の現場である。
- (34) この作業を支援するシステムはデジタルで作成することは可能である。そのためには、その時代の土器の特徴を細分化し、同時に形に分かっている土器の形状を片っ端からデータ化する必要がある。蓄積された考古学的知見をもとに復元システムを作ることは、人間の知性の働きの一つを視覚化する興味深い研究にもなると思われる。
- (35) 明治大学和泉図書館集密書架の、書物展示をかねたガラスの壁を、学生が写真の展示壁に利用したという。読書の空間という縛りを解いて、館内の一角に潜在していた意味ないし価値を顕在化させた好例であったと言える。

縄文時代における土器製塩の展開と多様性

阿 部 芳 郎

Diversity and Development of Jomon Period Pottery Salt Production from the Kanto Region

ABE Yoshiro

The origin of pottery salt production in Japan can be traced back to the late Jomon period from excavations of the ruins of the Kasumigaura coast of the Kanto region. Seafood preservation and distribution have been identified as the social backdrop of salt production; however, there is no concrete evidence to validate this inference.

On the other hand, beyond examining traces of salt-production pottery from historical ruins, a valid method for verifying the method of salt production has yet to be established. Therefore, we can only make speculations about the specific origin and technology of salt production.

As part of this study, we collected specific traces from the soil of the historical ruins and material attached to the pottery and reviewed the variety of salt production techniques and developments. We found diatom fossils adhering to the surface of the pottery and the seaweed in the soil and also detected many annelid spiral tube shells melted onto shell mounds. From these facts, it is clear that seaweed ashes from the Jomon period were used in the production of salt. Furthermore, we performed a physicochemical analysis on previously unknown objects related to the artifacts and relics, identified a number of attached materials that are not directly related, and pointed out the appropriateness and necessity of valid physicochemical investigation.

縄文時代における土器製塩の展開と多様性

阿 部 芳 郎

はじめに

縄文時代の製塩は土器を用いた製塩技術であるという認識は広く知られているが、製塩工程の実態は類推の提示にとどまり、実資料の分析を伴う具体的な研究は、今日までないと言ってよい。

また製塩土器という認識については近藤義郎による具体的な定義があるが、近藤は研究の初期において、製塩の起源と製塩土器の出現は時間的に一致しない可能性も指摘している（近藤 1962）。このことは近藤の定義する製塩土器を研究していただだけでは、縄文時代製塩を包括的に理解することはできない、ということにもなる。

このように製塩研究の議論の前提として製塩がこれまでの想定を超えて多様な実態をもつ可能性を認めるのであれば、製塩の痕跡をより客観的な方法で抽出する方法論を鍛え上げることが必要である。

本論では縄文時代の土器製塩を考察する場合に、前提となる製塩行為をいわゆる製塩土器だけではなく、多視点的な手法で遺跡や遺物から抽出することを試みる。そして、こうした分析の成果を基にして、実証性の高い製塩行為の復元を目指すとともに、これまで一元的に捉えられてきた製塩技術の多様性についても検討を加える。

1 研究の目的と方法

日本列島には自然界に結晶物としての塩が存在しないため、製塩は古くより海水からいかに合理的に塩を結晶化させるかという点に技術の開発が傾注され、その中でも遺跡から発見される塩づくり専用の土器（製塩土器）の型式学的な分類や分布の在り方から製塩活動の歴史的な意義が説明されてきた（近藤 1984）。

こうした研究の展開は、まず製塩土器を他の土器とどのように識別するかという前提を明確にしなければならないが、それは近藤義郎による香川県喜兵衛島における古墳時代の「師楽式土器」の研究論理が縄文時代に援用されたものであり、塩に関する具体的な痕跡が明確化されないまま今日に引き継がれてきている点は注意を要する⁽¹⁾。

もとより、考古学においては扱う資料の性質から製塩そのものの行為が具体的にどのような技術を伴い展開したのか、さらには製塩に用いられた材料や器具、技術の復元を行う必要があるが、以後の研究はむしろこの点はほとんど進展をみないまま、製塩の歴史的な意味や性質といった解釈論が先行してきた経緯には大きな問題が伏在している。

また、想定されている製塩行為が古代文献史料からの類推であるいわゆる「藻塩法」に無批判に依拠した分、実態の詳細が曖昧なまま、実証性に乏しい結論が導かれている部分が少なくない。

たとえば土器を利用する製塩の中で、海水の塩分濃度を高める工程を「採鹹」とよび、それを結晶化させる工程を「煎熬」とするのは中世以降の揚浜式塩田における技術工程の説明に用いられる概念である（渡辺 1952）。縄文時代の製塩技術の説明でも無批判に2つの工程に区分して検討されているが、この論理は方法論的には間違いである。

このことは伝統的な先史考古学の手法が、人工遺物の形態や型式による分類学から成り立ち、精緻な編年体系の構築という面では有効な成果を導いている反面で、道具としての土器の利用にかかわる事象の要因やその解釈が、これらの研究手法の枠組みに限定されてしまっており、方法論の整備に課題を残している。

本来的に縄文土器に特定の用途や機能を推定するには、土器付着物や製塩に伴う残滓など、これまでの伝統的な考古学では扱うことのなかった試料の分析が不可欠であるし、結晶物としての塩が遺跡に残存しない状況を踏まえるならば、研究領域の別を問わずこれらの痕跡を回収する手法の開発は土器製塩研究における急務の課題であろう。

こうした中、近年になり愛知県松崎遺跡において古墳時代後期の製塩土器の集積層と灰層から焼けた海藻などの葉上着生種である微小巻貝や、ウズマキゴカイの棲管が大量に発見された事実は注目される（渡辺 1991）。渡辺誠はウズマキゴカイがアマモに大量に着生する事実に着目し、これをいわゆる「藻塩法」の痕跡と考えた（渡辺前掲）。同様の着眼点から加納哲哉は東京都渋谷区豊沢貝塚の縄文時代後期前葉の土坑内貝層中から同様の微生物遺存体を検出し、その成果から製塩土器出現以前にすでに海藻を利用した製塩が存在したことを想定し、これを「初期製塩」として概念化した（加納 2001）。これらの研究は、これまで製塩研究が製塩土器や製塩址と考えられる遺構の研究に限定され、製塩技術にまで踏み込むことができなかった現状を客観的な事実から前進させた意義をもつ。とくに加納が指摘した縄文時代後期前葉における海藻利用の痕跡は縄文時代の製塩研究に重要な示唆を与えた。

しかし一方で、加納の研究は微生物遺体に限定した分析に終始したため、製塩技術の復元にまで及んでいない点や、製塩は灰塩などの民族例を参照した類推に終始している⁽²⁾。また、製塩土器の存在した晩期の段階で海藻が利用された明確な類例の提示がないため、「初期製塩」と晩期の製塩技術伝統の説明についても課題が残される。

このように、近年の製塩研究には新しい視点が提示されつつも、なおこれまでの製塩研究の成果と課題を正面に据えた議論の場が構築されているわけではないことが指摘できる。こうした状況から、本論では、これまで製塩の痕跡とされてきた遺構や遺物の付着物の理化学分析と微生物遺存体の観察を併用し、製塩行為の多視点的な実証を試みることにする。

2 製塩行為復元のための微小生物の基礎的分析

遺跡から検出された微小生物遺存体から、製塩行為を復元するためには、これらの微小生物の生態や産状を観察し、これを比較資料として記録する必要がある。本研究ではこれまでの研究において注目されてきたウズマキゴカイとカワザンショウガイを中心にその生態調査を実施した。

(1) ウズマキゴカイ（海藻（草）付着生物）

ウズマキゴカイは環形動物で海中の岩石や貝殻、海藻類などに付着する。着生した場所で成長を遂げ、棲管は着生物に密着した状態で成長をつづける。色調は灰白色である。

調査地は海浜の環境が異なる千葉県勝浦市吉高漁港、同県夷隅川河口（盤洲干潟）、銚子市犬吠埼、富山県高岡市雨晴海岸の3か所である。

千葉県勝浦市吉高漁港（写真1）



写真1 千葉県吉高漁港におけるアマモの生息状況とウズマキゴカイ

太平洋に面したりアス式海岸で、漁港は防波堤によって外海からの波浪が遮られ、波穏やかな砂礫底を形成している。アマモは岸から20mほど沖の水深約1mほどの場所に群生している。海面は黒く変色して見えるため海岸から藻場の存在を容易に確認することができる。根から葉の先端部までは約120cmほどのものが多い。葉の上部の約50cmまでにウズマキゴカイが密生しており、葉は部分的に枯死して褐色に変化している部分がある。この部分の個体数は非常に多いため、アマモ自体の成長に支障をきたしている可能性がある。サンプルとして採取した葉の表面の付着個体は約800個体で葉部の上半部に多く、下部ほど着生個体は少なくなる傾向が明瞭である。またウズマキゴカイとともにモカサの着生も顕著に認められた。



写真2 千葉県盤洲干潟におけるアマモの漂着状況

千葉県木更津市盤洲干潟（写真2）

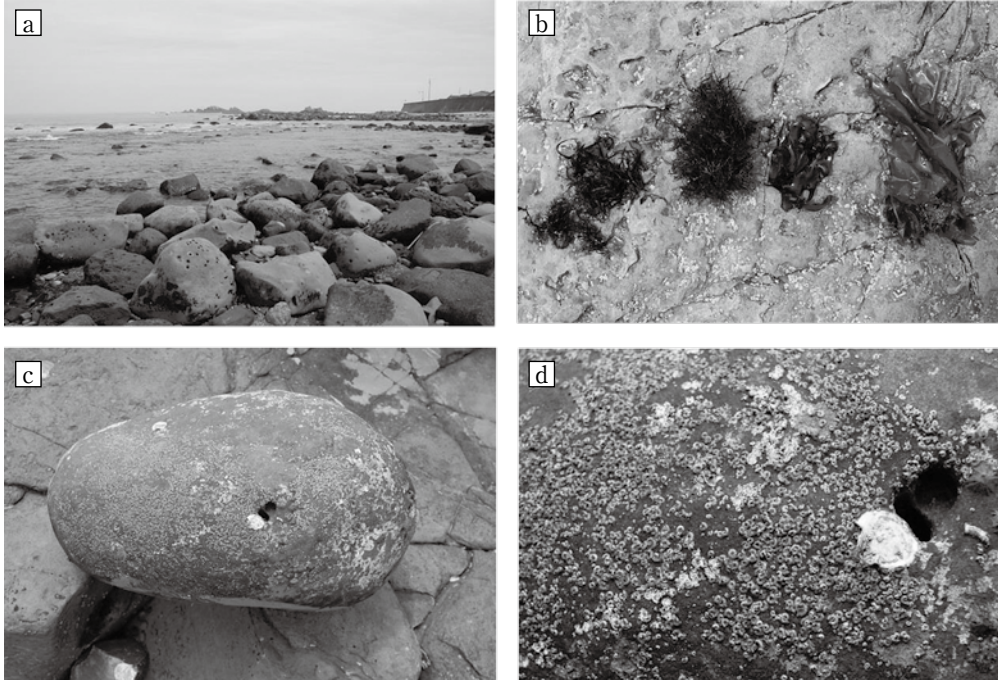
小櫃川河口に広がる広大な干潟が形成されており、盤洲干潟と呼ばれている。河口部にはアシ原が形成されている。干潮時には砂浜が広域に広がり、砂泥底の貝類が生息しており、近年ではイボキサゴの大量繁殖が注目されている。

調査は8月に実施した。時期的にはアマモは枯死している時期に相当し、海岸には枯死して褐色に変色したアマモが波浪によって打ち上げられ、自然にローリングされた塊が多く散在していた（写真2）。また浅瀬の海中には根から離脱した茎と葉が群集して漂っている状況が確認でき、葉上には多量のウズマキゴカイが着生している状況が確認できた。

千葉県銚子市銚子犬吠埼（写真3）

太平洋の外海に面した岩礁地帯であり、岩礁のあいだにタイドプールが形成されている。満潮時に外海と一部でつながるタイドプールにはカニやハゼなどの小魚が生息している。4種類の海藻が採取できたが、ウズマキゴカイの着生が認められたのはアオサ（写真3b）といわれる平坦な部分を多くもつ海藻のみであり、しかも着生個体はごくわずかなものであった。

一方で、底面に散在する礫のなかにはウズマキゴカイが大量に着生する状況が認められ、礫の全体が白色を呈するものが確認された。全体の礫のなかではごく少数ではあるが、限定された礫表面において着生と増殖が顕著に認められる現象を確認できた（写真3c）。



a. 犬吠崎灯台下の岩礁 b. 岩礁に生育した海藻類 c. 礫表面に付着したウズマキゴカイ d. 付着状況の拡大

写真3 千葉県銚子市犬吠崎灯台下海岸部のウズマキゴカイの生態と海藻

富山県高岡市雨晴海岸

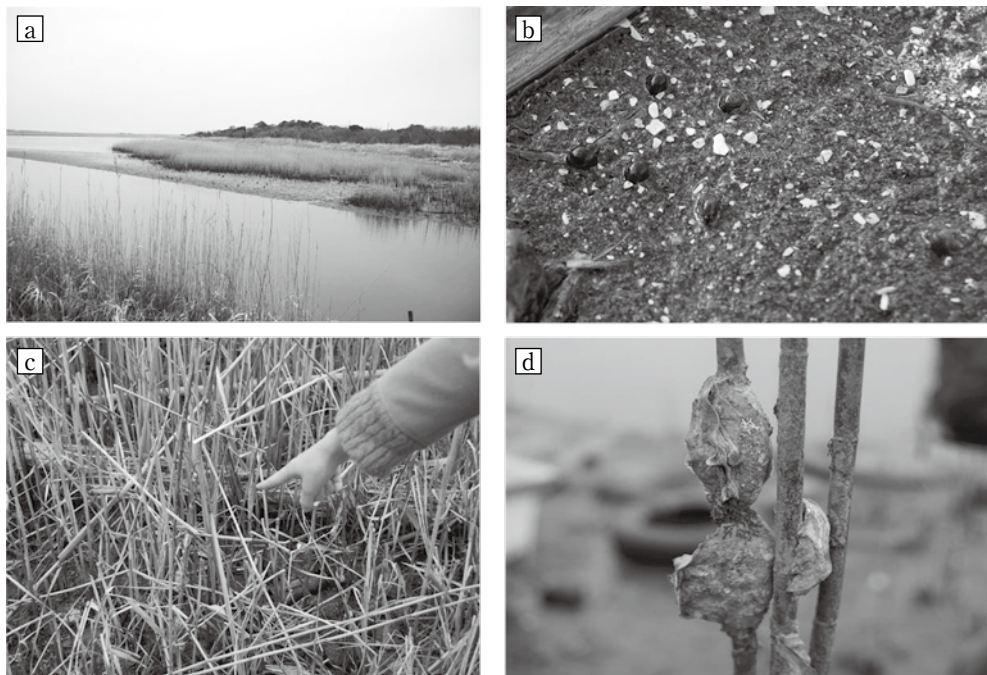
日本海に面した岩礁であり、一部に砂浜を形成している。海岸には局所的ではあるが、大量の打ち上げ貝が集積されている。海中の礫のいくつかに表面が白色を呈するほどに大量の個体が着生する状況を確認できた。銚子例と同様に、密集する礫は限定されており、岩礁の礫のなかでも着生の遍在性が顕著である。

さらに海岸に打ち上げられたベンケイガイなどの死殻の内面にもウズマキゴカイが着生した個体が多く認められた。これらの状況から、ウズマキゴカイは海岸の浅底の礫や貝殻などに着生している状況が推測できる。

(2) 後背湿地の微小貝 (写真4)

遺跡のサンプルよりウズマキゴカイとともに検出される率の高いカワザンショウガイの生態を調査するために夷隅川河口の後背湿地のアシ原(写真4a)の生態調査を実施した。調査は12月と3月の2回行った。

調査地点は同じ後背湿地のなかでの地点を変えて実施したが、生態は同様であった。潮の引いた泥干潟には枯死したアシ原が形成されており、カワザンショウガイはアシ原の泥底上に密集している状況が観察できた(写真4b)。さらにいくつかの個体はアシの茎に着生していたが、容易に採取するこ



a. 夷隅川河口の後背湿地のアシ原 b. アシ原の基底におけるカワザンシヨウガイ
c. 枯れたアシの茎に着生したカキ d. アシの茎に着生したカキ(拡大)

写真4 後背湿地のアシ原におけるカワザンシヨウガイとマガキの生態

とができる。

また、枯死したアシの茎にカキの幼貝が着生したものが確認された(写真4d)。カキの着生部分は満潮時には水没するのであろう。

これらのアシ原で興味深い点はアシの枯死した茎のいくつかに、塩分を検出できた点である。おそらく枯死したのちに気孔や空洞の茎に海水が吸水されて塩分が蓄積されるに至った可能性が考えられる。そのメカニズムについては詳細に検討する必要があるが、これらの植物遺体は塩分を蓄積した自然物として製塩行為の材料に利用された可能性をもつ資源として注意されてよい。観察地において、比較資料としてカワザンシヨウガイとアシの茎をサンプルとして採取した。

カワザンシヨウガイは多数の個体が群集する産状が確認できたが、遺跡から検出される個体数はサンプルの体積(50 cc)当たりの検出数としては、ウズマキゴカイには遠く及ばない。これは海浜部において付着物からの離脱性の高さを示すものと思われる。ウズマキゴカイが海藻(草)の葉上に着生した状態で成長を遂げるといった生態や、海岸に打ち上げられた貝殻表面などに着生して存在している状況を考えるならば、着生物からの離脱性は低く、この量的な違いは整合的に理解できる。

(3) アマモ同定のための対照基礎資料の蓄積

つぎに、これらの現生資料が遺跡内において痕跡化した場合の検出方法を確立するために、アマモ

自体の分析を実施した。分析方法は次に示すものである。分析はパリノサーヴェイに委託し、本論はその結果をまとめる。

プラント・オパール分析

アマモはイネに類似した構造をもち、根と茎、子葉から構成され、花をつけ種を結実させる。アマモは生物進化の中で、海中から陸上へと適応と遂げた後に、ふたたび水中に再適応した種である。そのため体組織にプラント・オパールを生産している可能性が推測できた。プラント・オパールは植物の根や茎、葉などに形成される珪酸の結晶体であり、植物によって特有の形態を呈しているだけでなく、高温の環境下においてもその形態を保つことが知られている。近年、考古学では水田址を確認するために遺跡土壤中にイネのプラント・オパールの遺存状況を分析したり、遺跡周辺の植生を復元したりするなど古環境分析の有効な手段として用いられる場合が多い。しかし海藻（草）のプラント・オパール分析から製塩の痕跡を確認した先行研究はない。これは海藻（草）自体がプラント・オパールを生成するか否かという、ごく基本的な事実についての確認も行われていないことに起因する。そのため、遺跡出土の微細遺物の分析の基礎条件の整備の一環として現生アマモの分析を実施した。

顕微鏡による現生アマモの観察試料と方法

まず現生アマモの細胞組織を走査型電子顕微鏡で観察した。

分析では医療用メスを使用し、アマモの葉と、茎（地下茎）、根の各部位を0.5 cm～3 cmほど採取した。さらに採取した試料を実体顕微鏡で観察して、状態の良好な部分を切り取り、カーボンテープで試料台に固定して、金蒸着を施したのち、走査型電子顕微鏡（KEYENCE社製 VE-9800）を用いて観察および撮影を行ったが、出土資料の中に一致するものを見出すことはできなかった。

結果および考察

生物顕微鏡による観察の結果、現生アマモの葉と茎（地下茎）、根の表面および横断面の細胞組織の形状を写真に示した（写真5）。略方形の細胞が整然と配列されている特徴が観察できる。また葉と茎の部分ではその形状に違いが認められる。

現生アマモの植物ケイ酸体に関する分析

本分析はパリノサーヴェイに委託して実施した。本稿ではその結果についてまとめる。本分析に用いた試料は、千葉県勝浦市吉高漁港において採取したサンプルを用いて実施した。

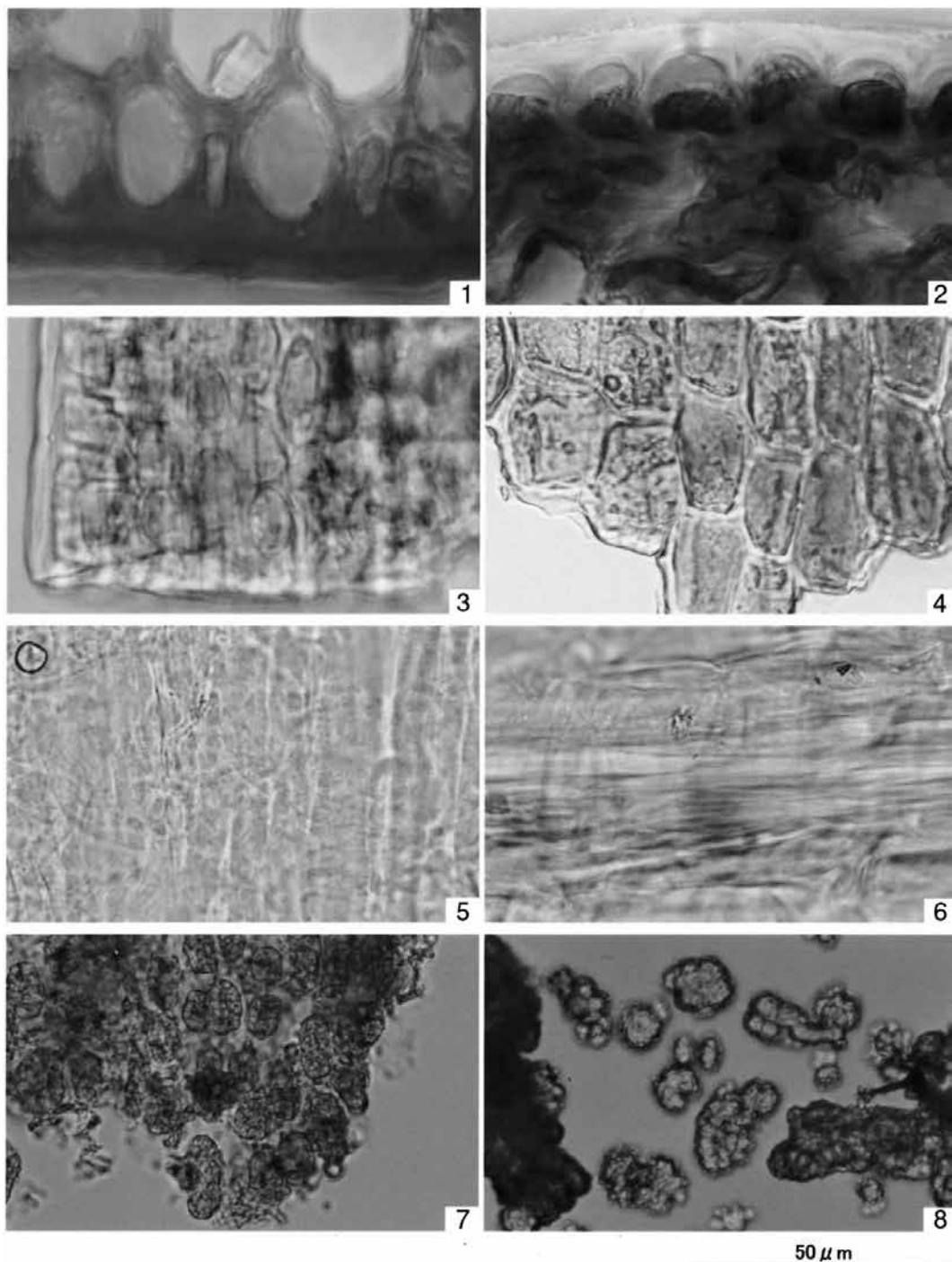
形態観察

アマモは被子植物門単子葉植物オモダカ亜綱イバラモ目アマモ科として分類定義されている。根の節から細いヒゲ根が密集して出る。茎径は4 mm前後で扁平。葉のみを付ける枝、葉と花序を付ける枝が分岐する。

葉は二列互性、長さ3～15 cm、幅4～5 mm、扁平で葉が変形した葉鞘に包まれる。観察試料中には、花序内に果実がみられる。果実は瘦果（果肉が無い閉果の一形態で、果皮に種子が1つ包まれる）、楕円形を呈し、長さ5 mm前後。

分析方法

提供されたアマモ植物体試料について、単子葉植物に二酸化ケイ素の蓄積しやすい部位（特に葉や



1. 根の組織の状況(横断面)
3. 茎の組織の状況(表皮)
5. 薬品処理後の状況(葉)
7. 燃焼後の状況(根)

2. 葉の組織の状況(横断面)
4. 葉の組織の状況(表皮)
6. 薬品処理後の状況(根)
8. 燃焼後の状況(葉)

50 μ m

写真5 アマモの組織の顕微鏡写真

茎、根の表皮)の横断面や表皮片のプレパラートを作成し、生物顕微鏡下で観察した。

葉部や根本の一部を分離し、近藤(2010)を参考に薬品(過酸化水素水および塩酸)処理を行う。これは、植物ケイ酸体やこれを含む珪化組織を観察する上で障害となる、有機質や炭酸塩などを除去するためのものである。その後、組織を壊さないように静水中で水洗を繰り返して薬品を洗い流し、観察用プレパラートを作成し、生物顕微鏡下で観察する。また各部位を燃焼させ、その灰を生物顕微鏡下で観察した。

結果

アマモの葉部や茎、根元の生体試料について観察したところ、横断面には植物ケイ酸体が形成されることの多い上表皮細胞にあたる細胞群がみられるが、これらの細胞内に結晶体の形成や細胞壁へのケイ酸の沈着は認められない(写真5-1・2)。また、イネ科植物の植物ケイ酸体として形成されることが多い、厚みのある扇型～丸みのある直方体を呈する機動細胞も確認できない。表皮には、横長の長方形～多角形の粒や、それらが列状を成す構造が認められる(写真5-3・4)。

薬品処理(特に塩酸処理)後の観察用プレパラートでは、上記の粒や列状構造は消失、縮小し、明瞭な植物ケイ酸体やこれを含む珪化組織片は認められず、植物繊維が併行している状態が観察される(写真5-5・6)。

また、生体試料を燃焼した後の灰には、成体試料とやや大きさや形状が同様の粒、およびそれらが列をなす構造が観察される(写真5-7・8)。

所見

今回の分析調査の結果、アマモの葉部や茎・根元の表皮には、横長の長方形～多角形の列状構造が観察された。これは塩酸処理をすると消失あるいは縮小したことから、塩酸に反応することのないケイ酸で構成されたものではないと判断される。イネ科植物に特徴的な植物ケイ酸体とは考えにくい。また、これらは塩酸で消失するものの、燃焼後に灰が残ることを考慮すれば、炭酸カルシウムなどの炭酸塩で構成された結晶体であることが示唆される。

以上のことから、海藻類であるアマモでは二酸化ケイ素で構成される植物ケイ酸体ではなく、炭酸塩で構成される結晶体が形成されることが考えられる。したがって、アマモ等の藻塩草を用いた製塩の残滓等について検証する際には、工程に塩酸処理を含む植物ケイ酸体分析法は、効果的ではないことが示唆される。

3 製塩痕跡の分析

(1) 貝層中における微小巻貝および環形動物の棲管の産状

分析方法

分析に供したサンプルは、茨城県稲敷郡広畑貝塚(縄文時代晩期前葉)、千葉県松戸市牧之内遺跡(縄文時代後期前葉)の2遺跡のサンプルである。

広畑貝塚の白色結核体は遺跡の表面において採集された資料であり、出土状況は不明である。した

がって、その生成過程などは不明である。固結した結核体は表層面を削り取って含まれる微小生物遺存体を回収したほかに、表面をデジタルマイクロスコープ（10倍～200倍）を用い適宜埋存状況を観察し、これを記録した。

貝塚の発掘によって回収されたサンプルは層位と時期を確認し、1000 cc を採取し、今回はそのなかでも土壌を 50 cc について定量分析を実施した。またサンプルの遺存状況に応じて、適宜観察したサンプルもある。

分析方法

遺跡から採取したサンプルは乾燥させたのち、2 mm メッシュの篩を用いて、貝殻や骨片などを選別し、2 mm 以下の粒形の土壌と遺存体を分析の対象として、ここから 50 cc を採取した。これらのサンプルは産状によって2つの手法で水洗選別をおこなった。とくに肉眼で貝や骨の遺存状況が不良なものについては、微小生物遺存体の残存状況も一定ではないと想定されたため、サンプルを 0.2 mm のナイロンメッシュの袋に入れて、水中で篩分けをおこなった。水中で土との分離を促進するため、エアープンプを用い、ナイロンメッシュに入れて、エアバブルによって選別をおこなった。選別時間は土壌の質によって一定ではないが、30分ほどで多くの場合土壌と遺存体とを分離することができた。

遺存状況が良好な貝層の土壌は 0.5 mm メッシュの篩に容れて、これを超音波洗浄機によって洗浄した。洗浄時間は3分である。超音波による微振動によって土塊が崩壊し、そこから篩分けられた遺物をその後、風乾し、これを観察トレーに移して実体顕微鏡で検鏡した。

またサンプル中で、二枚貝の内側などに灰な土が詰まった状態で固結した試料などは埋存状況において動植物のかく乱や土壌空隙中の移動が少なく安定していると判断されるので、容量にかかわらず、任意で検鏡した。

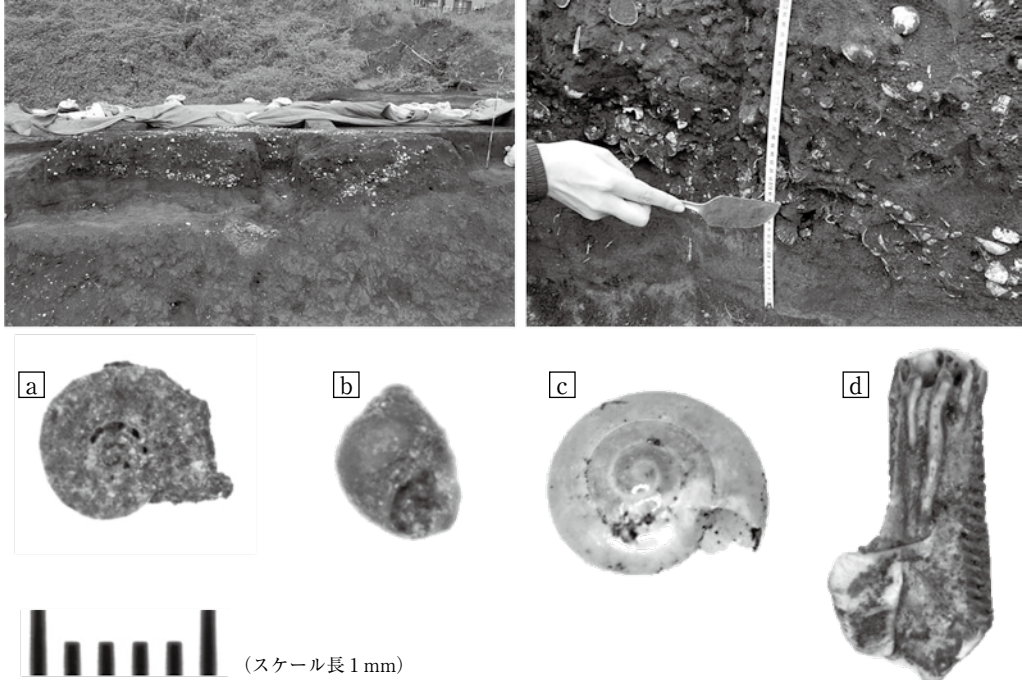
水洗選別された試料中に発見された微小貝類はカプセルにとりわけて保存し、残りの土壌や貝殻小片、骨片、炭化物等はサンプル毎にビニール袋に封入し保管した。

a 松戸市牧之内遺跡の分析（写真6）

本遺跡は市川市の国分谷の奥部に位置し、台地上の支谷に面して形成された遺跡で、調査によって後期前葉の住居群が確認された集落遺跡である。

サンプルは住居内貝層を対象にし、貝層内の灰や土壌を採取して実施した。試料のサンプリングは貝層の断面から任意で灰や土壌の多い部分を採取して試験的な観察をおこなった結果、灰混じりの土壌中から炭化したウズマキゴカイの棲管を検出したため、全量を採取した。貝層サンプルの中で検出位置に相当するグリッドから2つのサンプル（1000 cc）を抽出しこれを分析試料として用いた。

竪穴住居内の貝層堆積は鹹水種からなる貝層が良好な遺存状況で堆積していたが、内部は複数の小貝層の累積から成り立っている。とくに貝層中の局所に灰の多く含まれる層が確認でき、魚骨・魚鱗を多く含む面を形成している。貝層の取り上げはこの面を鍵層として上部と下部に区分されている。サンプルはその上下を含むものである。1000 cc のサンプルの 50 cc について、先述した方法によ



a. ウズマキゴカイ b. カワザンショウガイ c. ヒメベッコウ類 d. フジツボ

写真6 千葉県牧之内遺跡の住居内貝層の堆積状況と検出遺存体

て土壌の水洗選別をおこない、5 mm 以下の土壌を振り落としとして残存物について風乾させ、顕微鏡下で微小生物遺存体の抽出を試みた。

その結果、試験的な分析で得た所見と同様に、焼けたウズマキゴカイ（写真 6a）の棲管が複数検出されるとともに、少量ではあるが被熱したカワザンショウガイが検出された。さらに同試料内に被熱痕をとどめない陸産微小巻貝のヒメベッコウ類（写真 6c）を複数検出した。こうした状況は、両者は同一のサンプルにありながらも異なる来歴をもつことを示唆するものであり、被熱痕をとどめない陸産貝類は貝層形成時の先史地表面上に生息したものと考えられる。

またウズマキゴカイやカワザンショウガイと同様に被熱痕をとどめるフジツボの破片が検出されている（写真 6d）。同一サンプル内において被熱痕をとどめる遺存体はこの3種類に限定されており、来歴の同一性を示唆する。フジツボは夷隅川後背湿地においてアシの茎や漂着木材および木杭に着生した状況も観察されている点から、礫や死貝などに着生したものではなく、海藻類やアシの燃焼行為に付随した可能性が指摘できる。

b 茨城県広畑貝塚の白色結核体の分析

茨城県稲敷市に所在する広畑貝塚は近藤義郎によって発掘が行われ、縄文時代製塩遺跡として指摘された遺跡として著名である（近藤 1962）。近藤は発掘の際に出土した製塩土器に観察された炭酸カル

シウムが固結した状態から、これらが製塩作業の生成物と考え、土器製塩の実証材料として注目した。

本資料は貝塚の地表面上で採集された遺物であるが、遺跡地のなかには貝層断面が露出する場所があり、その周辺にも類似した結晶物と製塩土器が多量に散布している状況が認められるため、縄文時代の遺物と考えられる。灰白色の結晶物は白色結核体と命名し、内部に含まれる動物遺存体と結核体の成分分析を実施した（阿部・河西・黒住・吉田 2013）。

結核体の表面をデジタルマイクロスコープで観察したところ、表面の数か所に黒化したウズマキゴカイの棲管や微小巻貝が包含される状況が確認され（写真 7b）、とくに濃集する部分では 1 cm^2 あたり 30 個体ほどの密度を示す。また包含がきわめて散漫な部位も多く、結核体が複数の母材の集合によって形成されている可能性も指摘できる。

結核体は固結している部分と指で触るだけで崩壊する部分があり、経年の劣化が著しい。黒住耐二はこの試料中の崩壊した部分を適量採取し、その内部に包含される遺存体を抽出した（写真 8）（阿部ほか 2013）。

それによると潮間帯の藻の葉上などに生息するウネハマツボやチャツボ、ブドウガイ、コケムシなども検出されている。これらの微小生物の生態は藻場に生息する種類であり、多量のウズマキゴカイの存在と整合的である。

試料と分析方法

試料は、広畑貝塚から出土した白色塊である（写真 7a）。試料は、ウズマキゴカイが比較的濃集している部分からグラインダーを用いて 5 mm 角（0.2 g）を削り取った。採取した試料は、超音波洗浄機で分散した後、以下の処理を行って珪藻分析用のプレパラートを作製した。以下の分析はパレオラボに委託し、本論はその一部を報告する。

(1)試料をピーカーに移して 30% 過酸化水素水を加え、加熱・反応させ、有機物の分解と粒子の分散を行った。(2)反応終了後、水を加え 1 時間程してから上澄み液を除去し、細粒のコロイドを捨てる。この作業を 7 回ほど繰り返した。(3)懸濁残渣を遠心管に回収し、マイクロピペットで適量取り、カバーガラスに滴下し乾燥させた。乾燥後は、マウントメディアで封入してプレパラートを作製した。プレパラートは生物顕微鏡を用いて 1200 倍で観察し、珪藻化石を同定・計数した。

なお、白色塊の化学組成を調べるために、蛍光 X 線分析も行った。分析は、エスアイアイ・ナノテクノロジー株式会社製のエネルギー分散型蛍光 X 線分析計 SEA1200 VX を使用した。装置の仕様は、X 線管が最大 50 kV、1000 μA のロジウムターゲット、X 線照射径が 8 mm または 1 mm、X 線検出器は SDD 検出器である。検出可能元素はナトリウム～ウランである。

測定条件は、管電圧 50 kV、一次フィルタ・測定時間 (s) の組み合わせが 15 kV（一次フィルタなし）・50 kV（一次フィルタ Pb 測定用・Cd 測定用）の計 3 条件で、測定時間は各条件 500 s、管電流自動設定、照射径 8 mm、試料室内雰囲気真空に設定した。定量分析は、酸化物の形で算出し、ノンスタンダード FP 法による半定量分析を行った。

珪藻化石の環境指標種群

珪藻化石の環境指標種群は、主に小杉（1988）および安藤（1990）が設定した環境指標種群に基づ

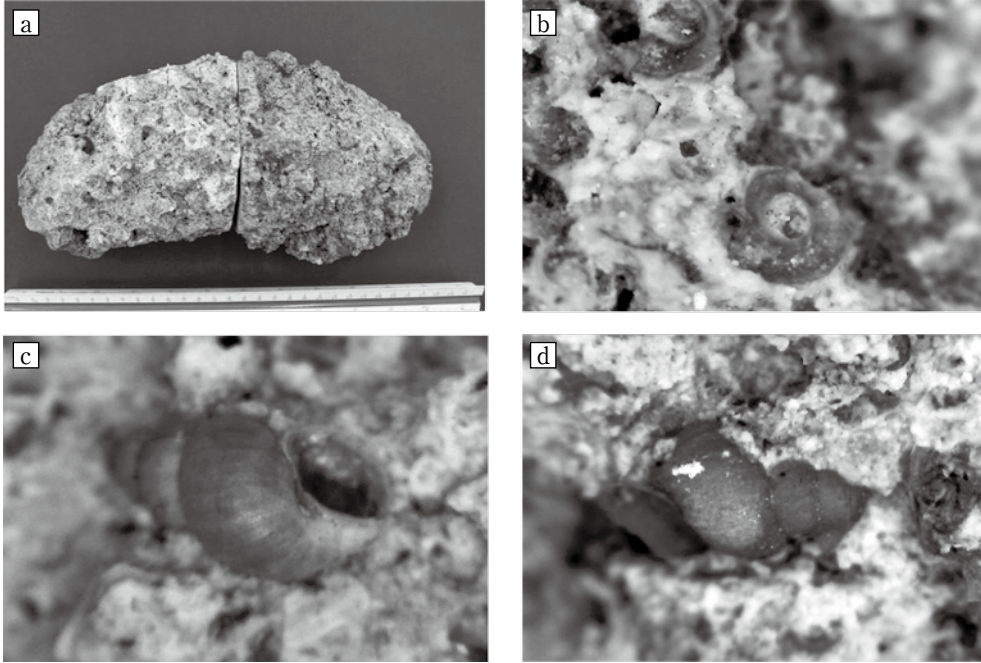
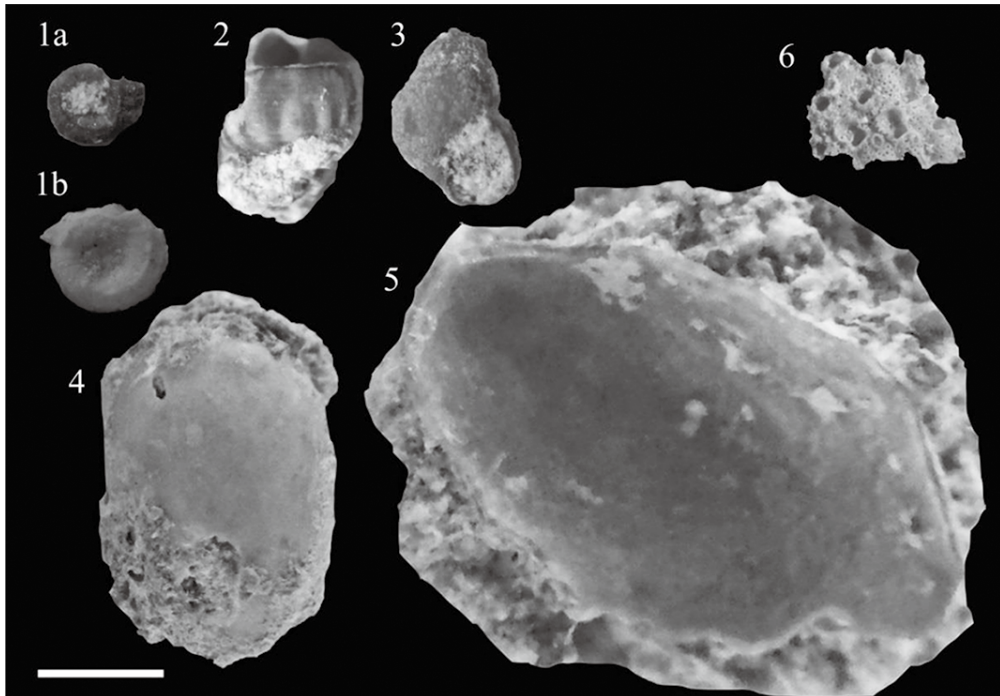


写真7 茨城県広畑貝塚の白色結核体と内部より検出した微小生物遺存体



1. ウズマキゴカイ 2. ウネハマツボ 3. チャツボ? 4. ブドウガイ? 5. イガイ 6. コケムシ

写真8 白色結核内と内部より採取された遺存体

いた。なお、環境指標種群以外の珪藻種については、海水～汽水種は不明種(?)として、淡水種は広布種(W)として、それぞれ扱った。また、破片のため属レベルで同定した分類群は、その種群を不明(?)として扱った。以下に、小杉(1988)が設定した海水～汽水域における環境指標種群と安藤(1990)が設定した淡水域における環境指標種群の概要を示す。

[外洋指標種群(A)]：塩分濃度が35パーミル以上の外洋水中を浮遊生活する種群である。

[内湾指標種群(B)]：塩分濃度が26～35パーミルの内湾水中を浮遊生活する種群である。

[海水藻場指標種群(C1)]：塩分濃度が12～35パーミルの水域の海藻や海草(アマモなど)に付着生活する種群である。

[海水砂質干潟指標種群(D1)]：塩分濃度が26～35パーミルの水域の砂底(砂の表面や砂粒間)に付着生活する種群である。この生育場所には、ウミナナ類、キサゴ類、アサリ、ハマグリ類などの貝類が生活する。

[海水泥質干潟指標種群(E1)]：塩分濃度が12～30パーミルの水域の泥底に付着生活する種群である。この生育場所には、イボウミナナ主体の貝類相やカニなどの甲殻類相が見られる。

[汽水藻場指標種群(C2)]：塩分濃度が4～12パーミルの水域の海藻や海草に付着生活する種群である。

[汽水砂質干潟指標種群(D2)]：塩分濃度が5～26パーミルの水域の砂底(砂の表面や砂粒間)に付着生活する種群である。

[汽水泥質干潟指標種群(E2)]：塩分濃度が2～12パーミルの水域の泥底に付着生活する種群である。淡水の影響により、汽水化した塩性湿地に生活するものである。

[上流性河川指標種群(J)]：河川上流部の渓谷部に集中して出現する種群である。これらは、殻面全体で岩にぴったりと張り付いて生育しているため、流れによってはぎ取られてしまうことがない。

[中～下流性河川指標種群(K)]：河川の中～下流部、すなわち河川沿いで河成段丘、扇状地および自然堤防、後背湿地といった地形が見られる部分に集中して出現する種群である。これらの種には、柄またはさやで基物に付着し、体を水中に伸ばして生活する種が多い。

[最下流性河川指標種群(L)]：最下流部の三角州の部分に集中して出現する種群である。これらの種には、水中を浮遊しながら生育している種が多い。これは、河川が三角州地帯に入ると流速が遅くなり、浮遊生の種でも生育できるようになるためである。

[湖沼浮遊生指標種群(M)]：水深が約1.5m以上で、岸では水生植物が見られるが、水底には植物が生育していない湖沼に出現する種群である。

[湖沼沼沢湿地指標種群(N)]：湖沼における浮遊生種としても、沼沢湿地における付着生種としても優勢な出現が見られ、湖沼・沼沢湿地の環境を指標する可能性が大きい種群である。

[沼沢湿地付着生指標種群(O)]：水深1m内外で、一面に植物が繁殖している所および湿地において、付着の状態でも優勢な出現が見られる種群である。

[高層湿原指標種群(P)]：尾瀬ヶ原湿原や霧ヶ峰湿原などのように、ミズゴケを主とした植物群

表1 白色塊中の珪藻化石産出表

分類群	種群	白色塊
<i>Cocconeis scutellum</i>	C1	5
<i>Grammatophora</i> spp.	?	2
<i>Cymbella</i> spp.	?	1
<i>Hantzschia amphioxys</i>	Q	113
<i>Navicula contenta</i>	Q	32
<i>N. mutica</i>	Q	29
<i>N. mutica var. ventricosa</i>	Q	23
<i>Pinnularia subcapitata</i>	Q	1
海水藻場	C1	5
海水不定・不明種	?	2
陸域指標種群	Q	198
淡水不定・不明種	?	1
合計		206
完形殻の出現率 (%)		51.0
白色塊 1 g 当たりの殻数 (個)		5.9E + 4

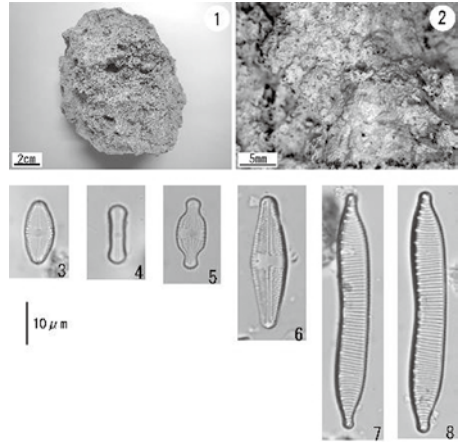


写真9 検出された珪藻殻

種群は、小杉 (1988) および安藤 (1990) による

表2 白色塊の蛍光X線分析結果

(単位: %)

試料	MgO	Al ₂ O ₃	SiO ₂	P ₂ O ₅	K ₂ O	CaO	TiO ₂	MnO	Fe ₂ O ₃	CuO	ZnO	SrO	BaO	Total
白色塊	4.76	3.24	13.98	3.09	0.50	70.24	0.29	0.97	2.29	0.02	0.03	0.57	0.03	100.01

落および泥炭層の発達が見られる場所に出現する種群である。

[陸域指標種群 (Q)] : 上述の水域に対して、陸域を生息地として生活している種群である (陸生珪藻と呼ばれている)。

結果

以下に、白色塊から検出された珪藻化石群集の特徴について述べる (写真9)。

白色塊からは、陸域指標種群 (Q) の *Hantzschia amphioxys* や *Navicula mutica* などが圧倒的に多く検出され、海水藻場指標種群 (C1) の *Cocconeis scutellum* も検出された。

なお、完形殻の出現率は51.0%、白色塊 1 g 当たりの珪藻殻数は約 5.9×10^4 個であった (表1)。

蛍光 X 線分析では、カルシウム (CaO) が約 70.24% と極めて多く、次いでケイ素 (SiO₂) が約 13.98% 検出された。その他に、マグネシウム (MgO) と、アルミニウム (Al₂O₃)、リン (P₂O₅)、カリウム (K₂O)、チタン (TiO₂)、マンガン (MnO)、鉄 (Fe₂O₃)、銅 (CuO)、亜鉛 (ZnO)、ストロンチウム (SrO)、バリウム (BaO) が検出された (表2)。

考察

白色結核体からは、陸域指標種群 (Q) の珪藻化石が多く検出されたが、海水藻場指標種群 (C1) も検出された (写真9)。白色塊中からは藻に付着するウズマキゴカイが確認されており、海水藻場指標種群 (C1) の珪藻化石は、ウズマキゴカイとともに付着していたと考えられる。陸域指標種群 (Q) が多く検出されており、湿度の高い環境を経て膠着したと考えられる。

また、蛍光 X 線分析の結果によれば、試料には酸化カルシウム (CaO) が 70.24% 含まれており、この白色塊は石灰質の膠着物と考えられる。

c 製塩遺構に関する分析

過去における分析成果の検討

上高津貝塚 E 地点からは晩期の大型の炉跡が発見されており（塩谷 1992）、これを製塩炉と考える意見が広く認められる（高橋 2007 等）。この推測をめぐり、霞ヶ浦から桜川をさかのぼった台地上になぜ製塩炉が存在するのかという疑問や、この疑問を解決するために炉では塩を結晶化させるのではなく、焼き塩をつくるための二次的な加工施設であるという見解もある。ともあれ、この遺構の機能に関する解釈は、そのいずれもが製塩に関係する施設という強い認識が定着している。

いわゆる「製塩炉」出土土器付着物の材料分析

筆者は遺跡内における製塩痕跡としてケイソウ分析による海藻付着性種、藻場の指標種群の一定量の出土や、藻に付着するウズマキゴカイなどの微小生物の遺存体の確認など、複合的な観点からの分析を実施してきたので、改めてこの遺構にかかわる理化学分析の成果を検討するとともに、保管されていた遺構内の遺物の再分析を実施した。以下の分析はパレオラボに分析を委託し、本論では、その結果について報告する。

ここでは、これらの付着物の特徴を調べるために、元素マッピング分析と走査型電子顕微鏡観察および付属エネルギー分散型 X 線分析、珪藻分析を行い、土器内面付着物の材質について検討した。

試料と方法

試料は製塩炉の底面から出土した縄文時代晩期の土器 2 点である（表 3）。最初に、これらの土器付着物の付着部分について蛍光 X 線分析計を用いて元素マッピング分析を行った。その後、代表的な付着部分から 0.1 g 程度の付着物を採取し、珪藻分析を行った。また、特徴的な粒子を対象として走査型電子顕微鏡観察および付属エネルギー分散型 X 線分析装置で化学組成を調べた。

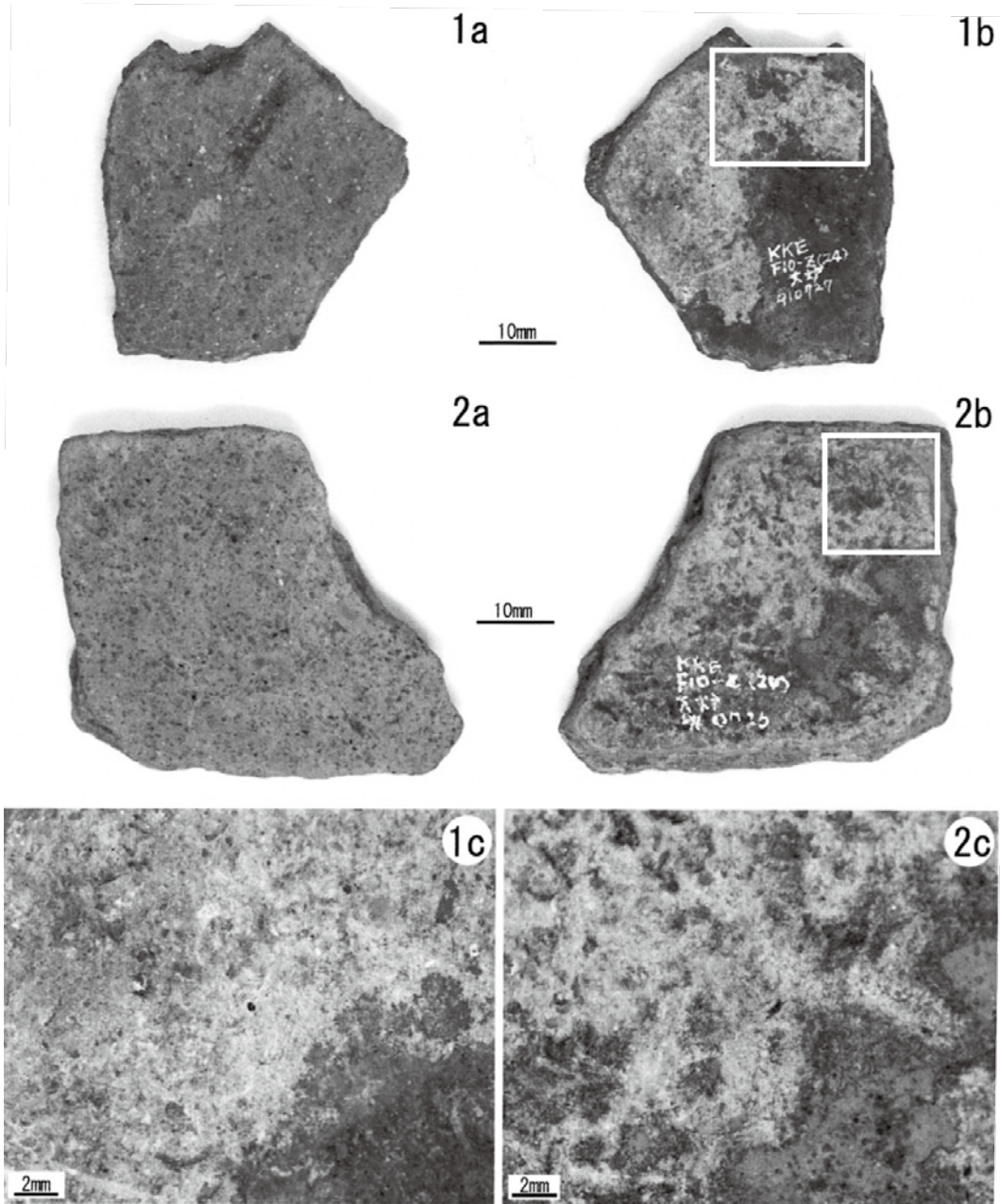
表 3 土器と付着物の詳細

分析 No.	遺構	遺物	図版 No.	付着物の特徴
1	F10-Z (24), 大型炉跡	土器	第 31 図の No. 3	浅黄色 (2.5Y7/3) シルト質粘土
2	F10-Z (24), 大型炉跡	土器	第 31 図の No. 11	灰黄色 (2.5Y7/2) シルト質粘土

元素マッピング分析では、(株)堀場製作所製 X 線分析顕微鏡 (XGT-5000 Type II) を用いた。始めに元素マッピング分析を行った。分析の測定条件は、X 線導管径 100 μm 、電圧 50 KV、電流自動設定、元素マッピングでは 2000 秒 \times 5 回繰り返し測定、点分析では 500 秒である。

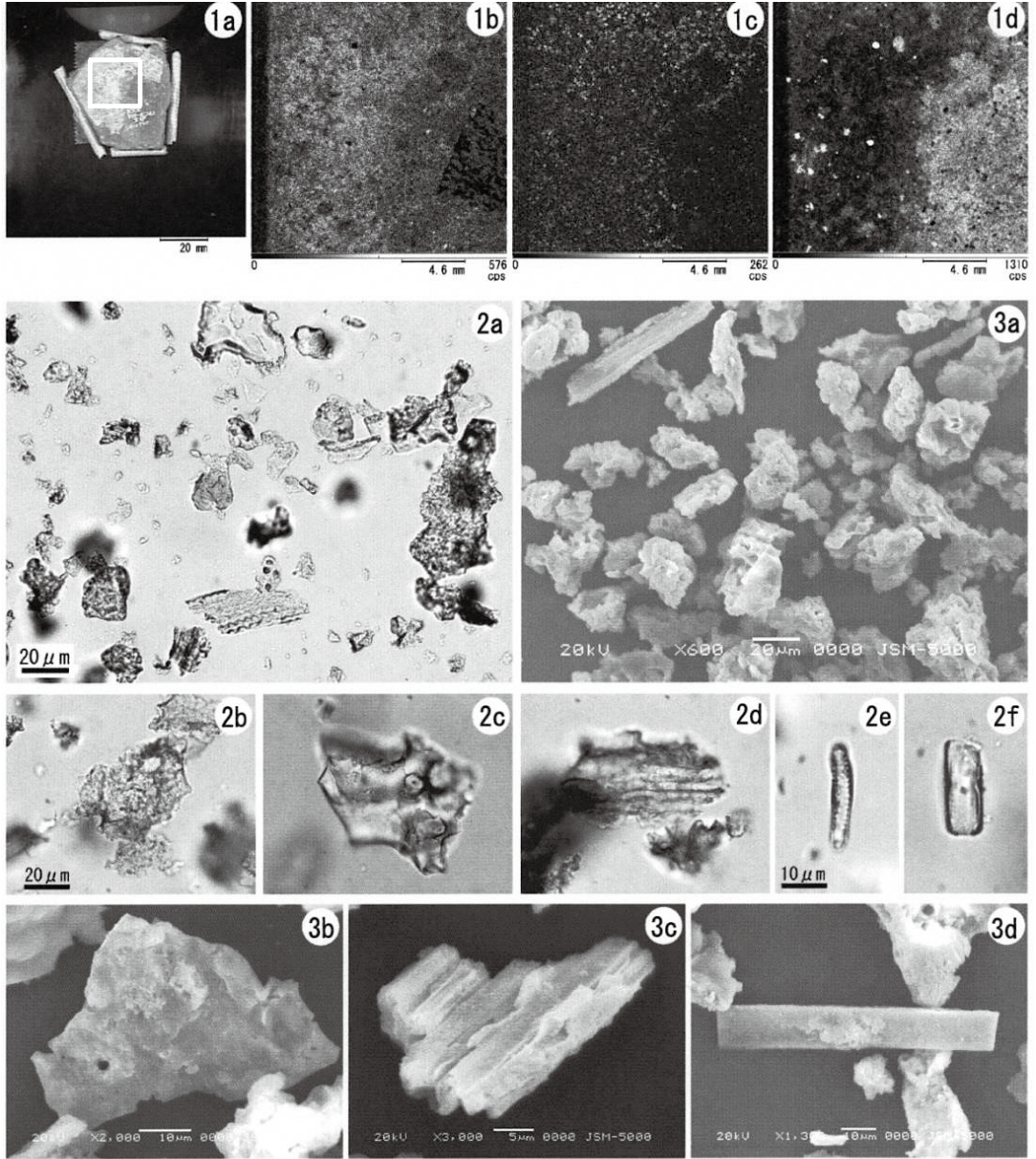
珪藻分析では、以下の処理を行い、珪藻分析用プレパラートを作製した。

(1)各試料は、ピーカーに移して 30%過酸化水素水を加え、加熱・反応させ、有機物の分解と粒子の分散を行った。(2)反応終了後、水を加え 1 時間程してから上澄み液を除去し、細粒のコロイドを捨てる。この作業を 7 回ほど繰り返した。(3)懸濁残渣を遠心管に回収し、マイクロピペットで適量取り、カバーガラスに滴下し乾燥させた。乾燥後は、マウントメディアで封入してプレパラートを作製した。プレパラートは生物顕微鏡を用いて 600~1200 倍で観察し、珪藻化石を同定・計数した。珪藻殻は完形と非完形（半分程度残っている殻）に分けて計数し、完形殻の出現率 (%) を示した。



1a. 分析 No. 1 土器外面 1b. 分析 No. 1 土器内面 (□部を採取)
1c. 分析 No. 1 内面付着部の拡大写真
2a. 分析 No. 2 土器外面 2b. 分析 No. 2 土器内面 (□部を採取)
2c. 分析 No. 2 内面付着部の拡大写真

写真 10 「製塩炉」底面出土土器内面付着物の拡大写真



(a: 測定位置、b: ケイ素、c: マンガン、d: 鉄、スケール: 2b-2d 共通)
 1a-1d. 元素マッピング図 2a. 珪藻観察用プレパラートの状況 3a. 電子顕微鏡二次電子像
 2b. 植物珪酸体 (a タイプ) 2c. 植物珪酸体 (b タイプ) 2d. 植物珪酸体 (d タイプ)
 2e. 珪藻化石 *Thalassionema nitzschioides* 2f. 珪藻化石 *Caloneis* 属
 3b. 植物珪酸体 (a タイプ) 2c. 植物珪酸体 (d タイプ) 2d. 植物珪酸体 (e タイプ)

写真 11 付着部分の元素マッピング図と珪藻化石および植物ケイ酸体

さらに、珪藻分析残渣を用いて、特徴的な粒子を対象に走査型電子顕微鏡観察および付属装置による X 線分析で化学組成を調べた。観察は走査型電子顕微鏡（日本電子株式会社製 JSM-5900LV）による二次電子像の観察、測定は付属するエネルギー分散型 X 線分析装置（同 JED-2200）による定性・簡易定量分析を行った。

土器付着物の元素組成等と珪藻化石の特徴

以下に、各土器付着物の特徴、元素マッピング分析と走査型電子顕微鏡観察および付属装置による X 線分析、珪藻化石の特徴について述べる。

[分析 No. 1 の土器付着物]

土器付着物は、浅黄色（2.5Y7/3）のシルト質粘土であり、内面に付着していた（写真 11 1-1a～1c）。

元素マッピング分析では、付着物に対応してケイ素（Si）やマンガン（Mn）の輝度が高かった（写真 11 1a～1d）。

珪藻分析では、外洋指標種群の珪藻化石 *Thalassionema nitzschioides* と淡水種の計 2 個体のみ検出された（表 4）。なお、珪藻分析のプレパラート観察では、無色～淡褐色で半透明の粒子で構成されていた（写真 11-2a・3a）。これらの粒子の形態は、表面に起伏があり厚みのあるもの（a タイプと呼ぶ）、表面が比較的滑らかで厚みがありかつ窪みのあるもの（b タイプと呼ぶ）、表面に起伏があり細胞様を示すもの（c タイプ）、繊維状で細胞様を示すもの（d タイプ）、棒状のもの（e タイプ）などに分類され、a タイプや c タイプが多く見られた（写真 11-2a～2f）。なお、イネ科植物の葉身中に見られる機動細胞や亜鈴型の単細胞は含まれていなかった。

これらの粒子の走査型電子顕微鏡付属装置による X 線分析では、酸化ケイ素（SiO₂）が 70.23～90.17% と圧倒的に多く含まれ、酸化鉄（Fe₂O₃）が 4.08～8.24%、酸化マグネシウム（MgO）が 0.35～11.56%、酸化アルミニウム（Al₂O₃）が 3.70～11.10% 検出された（表 5）。

表 4 土器付着物中の珪藻化石産出表

分類群	種群	1	2
<i>Thalassionema nitzschioides</i>	A	1	
<i>Caloneis</i>	spp.	?	1
<i>Navicula capitata</i>	W		1
<i>Synedra ulna</i>	W		1
外洋	A	1	
広布種	W		2
不明種	?	1	
合計		2	2

種群は、小杉（1988）および安藤（1990）による

表 5 走査型電子顕微鏡による X 線分析結果

（単位%）

分析№	点№	Na ₂ O	MgO	Al ₂ O ₃	SiO ₂	P ₂ O ₅	K ₂ O	CaO	TiO ₂	MnO ₂	Fe ₂ O ₃	total
1	aタイプ	0.32	3.11	3.70	82.53	—	0.18	0.74	0.23	0.94	8.24	99.67
	dタイプ	0.48	0.35	3.98	90.17	—	0.86	0.03	—	0.03	4.08	99.50
	eタイプ	—	11.56	11.10	70.23	—	—	0.72	—	0.43	5.96	100.00
2	cタイプ	0.51	6.41	3.29	84.60	—	0.31	2.19	0.10	0.57	2.02	99.49
	dタイプ	0.49	10.90	5.25	76.57	0.33	0.31	3.15	—	0.68	2.31	99.50
	bタイプ	—	5.11	2.83	83.38	—	0.04	1.62	1.44	2.13	3.46	100.01
最小値		0.32	0.35	2.83	70.23	0.33	0.04	0.03	0.10	0.03	2.02	
最大値		0.51	11.56	11.10	90.17	0.33	0.86	3.15	1.44	2.13	8.24	

[分析 No. 2 の土器付着物]

土器付着物は、灰黄色 (2.5Y7/2) シルト質粘土であり、内面に付着していた (写真 10-2b, 2c)。

元素マッピング分析では、付着物に対応してケイ素 (Si) やマンガン (Mn) の輝度が高かった (写真 12-1a~1d)。

珪藻分析では、淡水種が2個体のみ検出された。なお、珪藻分析のプレパラート観察では、分析 No. 1 の土器付着物と同様、無色~淡褐色で半透明の粒子で構成されていた。これらの粒子の形態も、分析 No. 1 の土器付着物中の粒子と同様であり、a タイプや c タイプが多く見られた (写真 12)。なお、イネ科植物の葉身中に見られる垂鈴型の単細胞が1個体検出された (写真 12-2f)。

これらの粒子の走査型電子顕微鏡付属装置による X 線分析では、酸化ケイ素 (SiO_2) が 76.57~84.60% と圧倒的に多く含まれ、酸化鉄 (Fe_2O_3) が 2.02~3.46%、酸化マグネシウム (MgO) が 5.11~10.90%、酸化アルミニウム (Al_2O_3) が 2.83~5.25% 検出された (表 5)。

考察

以下では、各土器の付着物の特徴について述べる。いずれの土器付着物も、淡黄色~灰黄色のシルト質粘土であり、灰質物に近い。

元素マッピング分析では、いずれの土器付着物も、付着物に対応してケイ素 (Si) やマンガン (Mn) の輝度が高かった。また、珪藻分析では、古代の製塩土器内面付着物から検出される海水藻場指標種群 (C1) などの珪藻化石 (森, 1991 など) は全く検出されなかった。

なお、分析 No. 1 の土器付着物中からは外洋指標種群の珪藻化石1個体のみ検出されている。一方、コロイド分を除いた珪藻分析用プレパラートの観察では、いずれの分析試料についても、植物組織の一部形態と思われる無色~淡褐色で半透明の粒子で構成されていた。

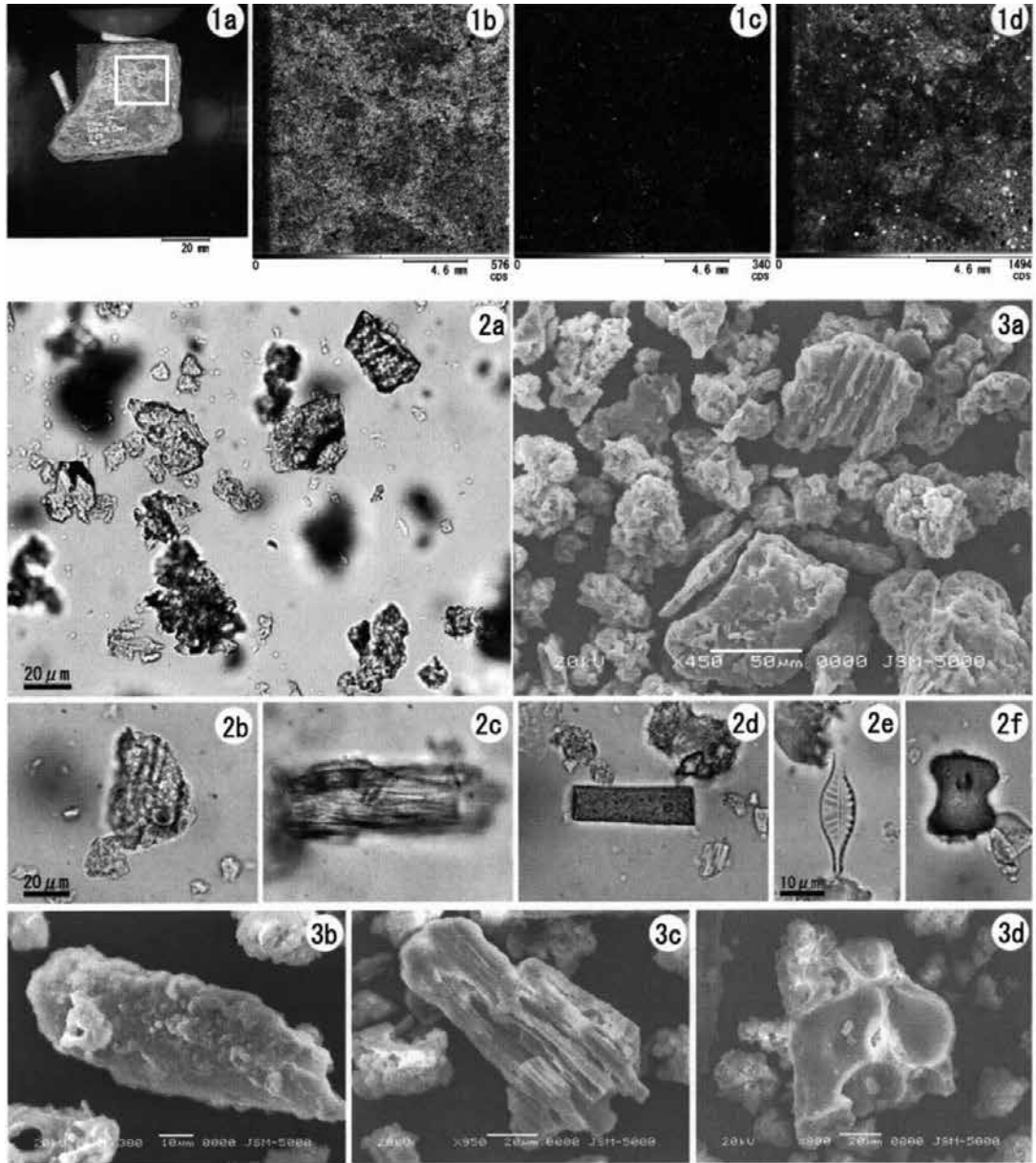
これらの粒子の走査型電子顕微鏡付属装置による X 線分析では、酸化ケイ素 (SiO_2) が 70.23~90.17% と高い含有量を示した。こうした形態的特徴および化学組成の特徴から、これらの粒子は珪酸分を多く含むイネ科植物等の植物部位と推定される。いずれの土器付着物中からも棒状のもの (e タイプ) が検出されており、樹木起源の珪酸体と考えられる (宮縁・杉山, 2006 など)。今回の試料から検出された粒子に類似した粒子は、樹木のうちブナ属の樹木中においても見られる (宮縁・杉山, 2006)。なお、イネ科植物の葉身中に見られる機動細胞は全く含まれず、分析 No. 2 の土器付着物において垂鈴型の単細胞が唯一1個体のみ確認されたにすぎない。

これらの土器付着物は、灰質様を呈しており、土器が大型炉跡から出土している点からも、灰質物である可能性が高い。燃料材として使用した植物の灰の付着物である可能性が高い。

小結

上高津貝塚から出土した縄文土器付着物について、元素マッピング分析と走査型電子顕微鏡観察および付属装置による X 線分析、珪藻分析を行った。

その結果、他の遺跡において確認されている製塩土器内面付着物から検出される海水藻場指標種群 (C1) などの珪藻化石は全く検出されなかった。一方で付着物には、形態的特徴および化学組成の特徴から、珪酸分を多く含むイネ科植物等の植物部位と推定される粒子が含まれていた。



(a: 測定位置、b: ケイ素、c: マンガン、d: 鉄、スケール: 2b-2d 共通、2e-2f 共通)
 1a-1d. 元素マッピング図 2a. 珪藻観察用プレパラートの状況 3a. 電子顕微鏡二次電子像
 2b. 植物珪酸体 (c タイプ) 2c. 植物珪酸体 (d タイプ) 2d. 植物珪酸体 (e タイプ)
 2e. 珪藻化石 *Navicula capitata* 2f. 植物珪酸体 (逆鈴型)
 3b. 植物珪酸体 (c タイプ) 3c. 植物珪酸体 (d タイプ) 3d. 植物珪酸体 (b タイプ)

写真 12 付着物部分の元素マッピング図と珪藻化石および植物珪酸体

今回の土器付着物は、いずれも灰質様を呈しており、大型炉跡の底面から出土した土器である点からも、付着物が燃焼物の灰である可能性が高い。

一連の分析過程のなかで、問題とされるべき点は以下の2点である。報告書（塩谷1999）では、ケイソウ分析の成果から本遺構が鹹水を利用した施設として結論しているが、検出された珪藻の産状は3枚の覆土中において一様であり、遺構埋没過程の中で多次的な供給であった可能性を示唆する。したがって、常識的に考えればこの結果を遺構の機能を推定する直接的な根拠とすることはできない。さらに、遺跡が汽水性の貝塚である点を考えるならば、遺跡の先史地表面には、魚介類の遺骸とともに海棲あるいは汽水棲ケイソウが数多く存在した可能性が捨てきれない。本事例を製塩に関わる遺構と考える根拠とするためには、遺構周辺や貝層付近の土壌サンプルを採取し、比較することが結論の妥当性を高めることになるだろう。

もちろん、こうした状況があったとしても遺構内で製塩にかかわる行為が行われたことは否定できない。しかし、遺構周辺の比較土壌の分析なども行われていないため、結論の客観性には問題が残る。

第2点として、先の報告において炉床面から出土した複数の土器片に白色の付着物が認められ、これらの物質の分析の結果、その成分が炭酸カルシウムであったことから、これを鹹水に起源する生成物である可能性を指摘していることである。

今回の分析では同一の土器片資料を用いて、ケイソウ分析と元素分析を実施したが、ケイソウ自体の検出数が著しく少なく、しかも藻場指標種群ではなかった。さらに灰質物の元素分析の結果、酸化珪素が大量に検出された。

これらの成果から、本物質は植物を燃焼材とした際に形成された草木灰であり、先の報告に、ある種の可能性を示唆して記載されていた製塩に関する残滓や生成物であるものとは考えられない。したがって、これらの理化学分析の結果を第一に踏まえるならば、本遺構の機能・性格に製塩活動を推定することはできない。

同種の遺構自体が類例の少ない構造をもつ点から、施設の機能として製塩にかかわりをもつという可能性は完全には捨てきれないものの、最終的な判断は同種の遺構から製塩痕跡が明確なかたちで検出されるような事例の蓄積を待つ必要がある。

d 神立平遺跡出土の製塩土器付着物の元素マッピング分析およびケイソウ分析

茨城県土浦市神立町字平に所在する神立平遺跡で、縄文時代晩期前葉の製塩土器が出土した（土浦市教育委員会2009）。これらの土器内面に、淡黄色や黒褐色あるいは暗灰黄色の付着物が確認された。

ここでは、これらの付着物が製塩に関係する残滓の付着物であるのか否かを判定するために、元素マッピング分析および珪藻分析を行った。

試料と方法

試料は、発掘調査によって出土した製塩土器3点である（表6）。最初に、これらの製塩土器内面付着物の付着部分について蛍光X線分析計を用いて元素マッピング分析を行い、特徴的な元素に注目して点分析を行った。その後、代表的な付着部分から0.1g程度の付着物を採取し、珪藻分析を行った。

表 6 製塩土器と付着物の詳細

分析 No.	遺跡	遺構	遺物	付着物の特徴	備考
1	神立平遺跡	SK-155 一括	製塩土器口縁部内面～外面	淡黄色 (2.5Y8/3) ～灰黄色 (2.5Y7/2) 固結した粘土質	
2		SI-03 一括	製塩土器胴部内面	黒褐色 (2.5Y3/1) 薄層付着物	喫水線? 見える
3		SI-03	製塩土器底部内面	暗灰黄色 (2.5Y5/2) ～黒褐色 (2.5Y3/1) 土壌質の付着物	

元素マッピング分析では、(株)堀場製作所製 X 線分析顕微鏡 (XGT-5000 Type II) を用いた。始めに元素マッピング分析を行った後、点分析を行った。分析の測定条件は、X 線導管径 100 μm 、電圧 50 KV、電流自動設定、元素マッピングでは 2000 秒 \times 5 回繰り返し測定、点分析では 500 秒である。点分析は、標準試料を用いない FP (ファンダメンタルパラメータ) 法で半定量分析を行った。

珪藻分析では、以下の処理を行い、珪藻分析用プレパラートを作製した。

(1)各試料は、ピーカーに移して 30%過酸化水素水を加え、加熱・反応させ、有機物の分解と粒子の分散を行った。(2)反応終了後、水を加え 1 時間程してから上澄み液を除去し、細粒のコロイドを捨てる。この作業を 7 回ほど繰り返した。(3)懸濁残渣を遠心管に回収し、マイクロピペットで適量取りカバーガラスに滴下し乾燥させた。乾燥後は、マウントメディアで封入してプレパラートを作製した。

プレパラートは生物顕微鏡を用いて 600～1200 倍で観察し、珪藻化石を同定・計数した。珪藻殻は完形と非完形 (半分程度残っている殻) に分けて計数した。

珪藻化石の環境指標種群

珪藻化石の環境指標種群は、主に小杉 (1988) および安藤 (1990) が設定した環境指標種群に基づいた。なお、環境指標種群以外の珪藻種については、海水～汽水種は不明種 (?) として、淡水種は広布種 (W) として、それぞれ扱った。また、破片のため属レベルで同定した分類群は、その種群を不明 (?) として扱った。以下に、小杉 (1988) が設定した海水～汽水域における環境指標種群と安藤 (1990) が設定した淡水域における環境指標種群の概要はすでに示した通りである。

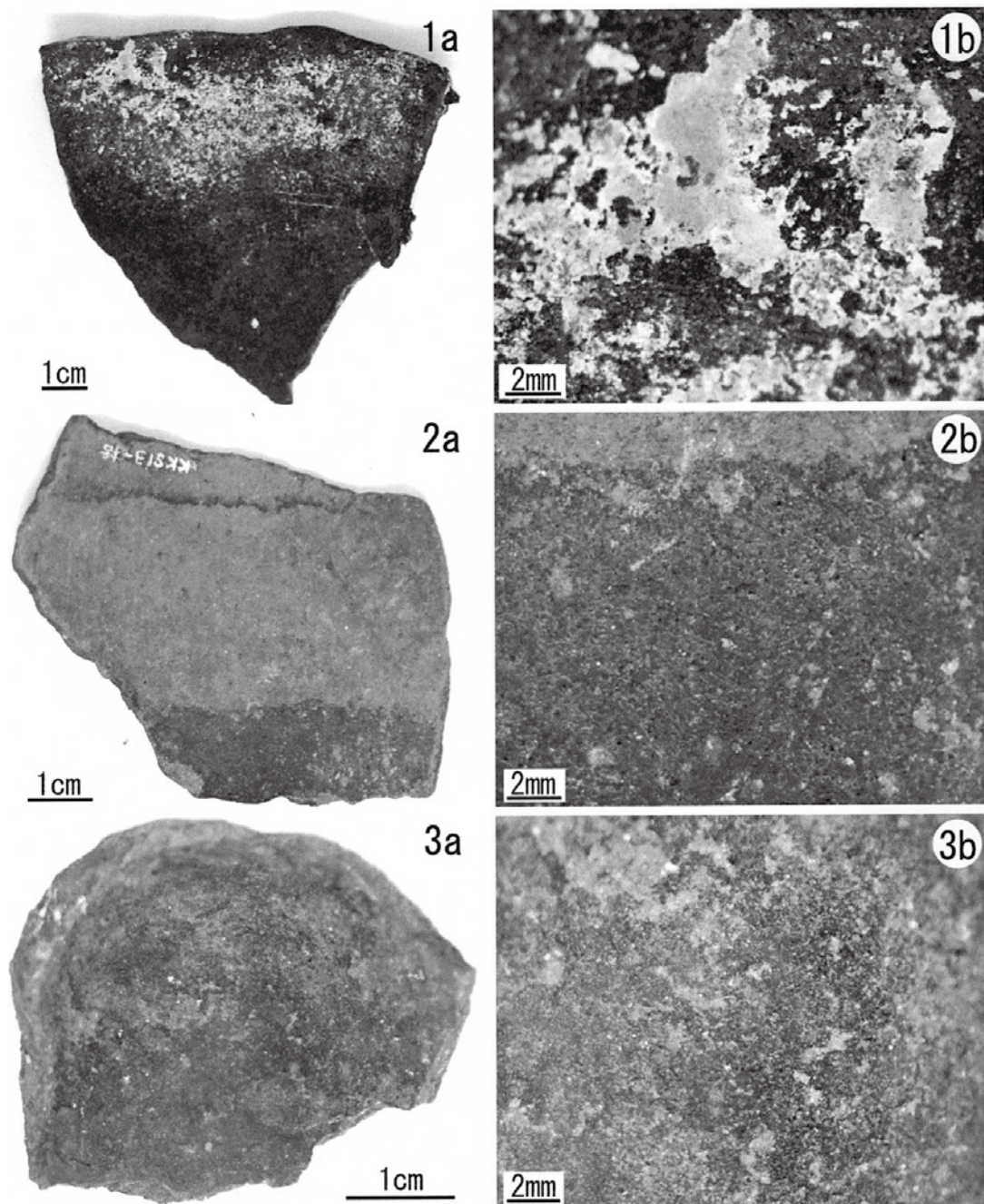
e 各製塩土器付着物の元素組成と珪藻化石の特徴

各製塩土器付着物の特徴、元素マッピング分析および珪藻化石の特徴は以下の通りである。

[分析 No. 1 の製塩土器]

土器付着物は、淡黄色 (2.5Y8/3) ～灰黄色 (2.5Y7/2) の固結した粘土質であり、口縁部内面から外面にかけて見られた。

元素マッピング分析では、付着物に対応してリン (P) やカルシウム (Ca) および鉄 (Fe) の輝度が高かった。リンのマッピング図の高輝度部分の点分析 (位置: 写真 14-1b) では、酸化リン (P_2O_5) が 29.54～39.52%, 酸化鉄 (Fe_2O_3) が 33.20～46.17%, 酸化カルシウム (CaO) が 6.04～6.86% 検出された (表 7)。その他、酸化アルミニウム (Al_2O_3) が 8.59～8.70% 検出された。なお、土壌におい



1a. 製塩土器 (分析 No. 1) 1b. 口縁部内面付着物の拡大写真 (分析 No. 1)
 2a. 製塩土器 (分析 No. 2) 2b. 胴部内面付着物の拡大写真 (分析 No. 2)
 3a. 製塩土器 (分析 No. 3) 3b. 底部内面付着物の拡大写真 (分析 No. 3)

写真 13 製塩土器と内面付着物の拡大写真

表7 蛍光エックス線分析結果

分析No	点No	MgO	Al ₂ O ₃	SiO ₂	P ₂ O ₅	SO ₃	K ₂ O	CaO	TiO ₂	MnO ₂	Fe ₂ O ₃	CuO	ZnO	Rb ₂ O	SrO	total	備考
1	1	4.13	8.67	3.91	39.52	1.18	0.76	6.86	0.97	0.22	33.20	0.11	0.09	0.05	0.34	100.01	藍鉄鉱 (Vivianite)
	2	1.89	8.70	5.27	29.54	0.20	0.56	6.04	0.65	0.29	46.17	0.14	0.09	0.05	0.41	100.00	
	3	0.28	8.59	2.48	33.61	0.23	0.55	6.65	1.06	0.14	45.61	0.23	0.13	0.06	0.38	100.00	
2	1	0.86	14.76	64.15	8.39	0.44	2.25	2.46	1.66	0.08	4.86	0.01	0.00	0.02	0.06	100.00	炭化付着物 (胎土組成を反映)
	2	0.33	14.82	58.28	3.28	0.40	3.69	3.17	2.35	0.11	13.37	0.04	0.04	0.03	0.10	100.01	
3	1	0.00	11.49	46.22	3.35	0.67	1.56	13.15	4.76	0.40	17.90	0.05	0.10	0.07	0.27	99.99	炭酸カルシウム
	2	1.35	5.91	17.57	3.37	0.48	0.27	56.71	1.34	1.61	10.69	0.11	0.02	0.00	0.57	100.00	
	3	4.32	5.45	21.81	3.69	0.51	0.68	44.52	1.77	1.43	15.02	0.12	0.09	0.05	0.54	100.00	

て最も多く含まれる酸化ケイ素 (SiO₂) は 2.48~5.27% と非常に少なかった。珪藻分析では、珪藻化石は全く検出されなかった (表 8)。

[分析 No. 2 の製塩土器]

土器付着物は、黒褐色 (2.5Y3/1) で薄層からなり、胴部内面に見られた。元素マッピング分析では、付着物に対応して特徴的に輝度の高い元素は見られなかった。リンのマッピング図のやや輝度の高い部分の点分析 (位置: 写真 14-2b) では、最も多く含まれる酸化ケイ素 (SiO₂) が 64.15% および 58.28%, 酸化アルミニウム (Al₂O₃) が 14.76% および 14.82%, 酸化リン (P₂O₅) が 8.39% および 3.28%, 酸化鉄 (Fe₂O₃) が 4.86% および 13.37% 検出された (表 7)。なお、点 No.1 は付着物が見られない場所である。珪藻分析では、海水藻場指標種群 (C1) の *Cocconeis scutellum* が 1 個体と淡水種 2 個体、不明種 1 個体のみ検出された (表 8)。

[分析 No. 3 の製塩土器]

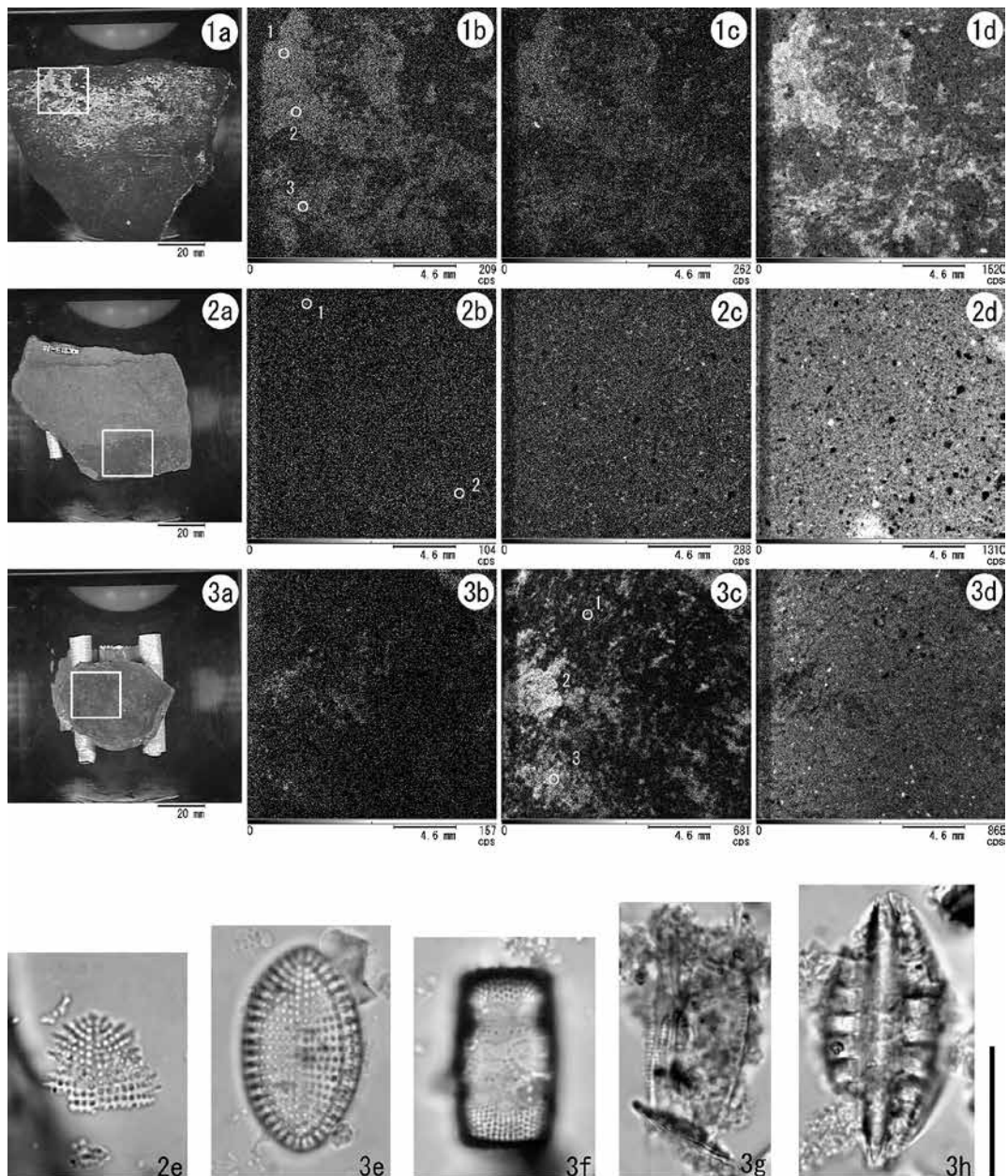
土器付着物は、暗灰黄色 (2.5Y5/2) ~ 黒褐色 (2.5Y3/1) の土壌質であり、底部内面に見られた。元素マッピング分析では、付着物に対応してリン (P) やカルシウム (Ca) の輝度が高かった。カルシウムのマッピング図の高輝度部分の点分析 (位置: 写真 14-3c) では、酸化カルシウム (CaO) が 13.15~56.71%, 酸化鉄 (Fe₂O₃) が 10.69~17.90%, 酸化リン (P₂O₅) が 3.35~3.69%, 酸化アルミニウム (Al₂O₃) が 5.45~11.49% 検出された (表 7)。

珪藻分析では、海水藻場指標種群 (C1) の *Cocconeis scutellum* が 14 個体、その他の海水種が 4 個体、汽水種が 2 個体、陸域指標種群 (Q) の *Melosira roeseana* と *Pinnularia borealis* が各 1 個体検出された (表 8)。

表 8 土器付着物中の珪藻化石産出表

分類群	種群	1	2	3	
<i>Cocconeis</i>	<i>scutellum</i>	C1	1	14	
<i>Coccinodiscus</i>	spp.	?		1	
<i>Navicula</i>	<i>lyra</i>	?		2	
<i>Rhopalodia</i>	<i>acuminata</i>	?		2	
<i>Gomphonema</i>	<i>parvulum</i>	W	1		
<i>Melosira</i>	<i>roeseana</i>	Q		1	
<i>Pinnularia</i>	<i>borealis</i>	Q		1	
<i>Pinnularia</i>	spp.	?	1		
	Unknown	?	1		
	海水藻場	C1	1	14	
	海水不定・不明種	?		3	
	汽水不定・不明種	?		2	
	陸域指標種群	Q		2	
	広布種	W	1		
	不明種	?	2		
	合計		0	4	21

種群は、小杉 (1988) および安藤 (1990) による



(a: 測定位置、b: リン、c: カルシウム、d: 鉄、珪藻化石のスケール : 20 μ m)

1a-1d. 製塩土器口縁部内面 (分析 No. 1) 2a-2d. 製塩土器胴部内面 (分析 No. 2)

3a-3d. 製塩土器底部内面 (分析 No. 3) 2e. 珪藻化石 *Cocconeis scutellum*

3e. 珪藻化石 *Cocconeis scutellum* 3f. 珪藻化石 *Melosira roeseana*

3g. 珪藻化石 *Navicula lyra* 3h. 珪藻化石 *Rhopalodia acuminata*

写真 14 附着部分の元素マッピング図と珪藻化石

分析結果

分析 No. 1 の製塩土器付着物では、珪藻化石が全く検出されなかった。一方、元素分析では、付着物に対応してリンと鉄の輝度が高く、含有量も高かった。低湿地遺跡の土壌では、検出まもない新鮮な検出面において明るい青色を呈するが、しばらくして白色に変化する粒子が見られる場合がある。これは、堆積物中の植物起源のリンと鉄が反応して生じた藍鉄鉱 (Vivanite: $\text{Fe}_3^{+2}(\text{PO})_2 \cdot 8\text{H}_2\text{O}$) である。分析 No. 1 の製塩土器付着物は、黄色～灰黄色の固結した粘土質であり、リンと鉄が同程度の含有量を示すことから、藍鉄鉱に類似した鉱物と考えられる。ただし、この土器付着物の成因については不明である。

分析 No. 2 の製塩土器付着物は、元素マッピング分析では、製塩土器の胎土と同じ組成であり、付着物に由来する特定元素は見られなかった。一方、珪藻分析では、少ないものの海水藻場指標種群 (C1) の *Cocconeis scutellum* が検出された。後述するように、この種は、古代製塩土器内面付着物において特徴的に検出されることから、製塩土器として使用されたと判断する根拠となり得る。この付着物は、黒褐色 (2.5Y3/1) の薄層からなる付着物であり、付着量が少なかったために特定元素や珪藻化石が検出されなかったと考えられる。なお、分析 No. 2 の製塩土器には喫水線と思われる痕跡も見られ、製塩土器である可能性は高い。

分析 No. 3 の製塩土器付着物は、元素マッピング分析において、付着物に対応してカルシウムや鉄の輝度が高く、含有量も高かった。珪藻分析では、海水藻場指標種群 (C1) の *Cocconeis scutellum* が特徴的に検出され、その他に陸域指標種群 (Q) やその他の海水種あるいは汽水種も検出された。

分析 No. 2 および分析 No. 3 の製塩土器付着物から得られた珪藻化石は、製塩土器の内面付着土壌の珪藻化石組成と共通点があり、製塩の証拠と考えられる。

所見

神立平遺跡から出土した製塩土器 3 点の内面付着部分について蛍光 X 線分析計を用いて元素マッピング分析および珪藻分析を行った。その結果、分析 No. 1 は藍鉄鉱からなる付着物と考えられ、製塩に係る海水種珪藻化石は検出されなかった。

一方、分析 No. 2 および分析 No. 3 の製塩土器付着物は、海水藻場指標種群 (C1) が検出されたことなどから、製塩の証拠と考えられた。なお、分析 No. 3 の製塩土器付着物からカルシウムと鉄が多く検出された。これらは出土後に水洗洗浄が行われたものであり、本来付着した多くの物質が洗い流された可能性が高いが、それでも一定程度の付着物が検出できたことは、注目されてよい。

4 分析の成果と課題

(1) 製塩痕跡の回収方法と課題

縄文時代の土器製塩研究における今日的な課題は、塩自体が遺跡に遺存しないために、製塩という行為そのものに関する確認が困難を極める点に由来するものである。

研究の当初において、土器の器体が薄手であることや、土器の外表面が被熱によって赤く焼けただけ、

部分的に土器表面が剥落するというような土器の使用痕跡から「製塩土器」が定義され、必然的にその用途に海水の煮沸（煎熬）が想定された。その背景には正倉院文書や近世の製塩技術史における鉄釜や塩釜からの類推が考えられる（廣山 1993）。

こうした経過は、一見すると、製塩土器の概念が、実際の製塩の場面をかなり明確に描くことを可能にしたようにも考えられている。そしてそれを基に製塩土器の出現と由来に関する研究や、遠隔地における製塩土器の出土事例から交易論や技術伝播論が展開した。

しかしながら、土器を利用した製塩技術の復元は、土器の機能論のみで終始するものではなく、また任意の概念規定である「製塩土器」は、どのような技術伝統の上に誕生したのかという、発生論の展開には結びつかなかった。この課題を生み出した要因は、製塩という行為にかかわる痕跡を遺跡から抽出する理論と方法が未成熟であった点が第一に考えられる。第2に、遺構や遺物から推定された製塩行為の検証過程に、分析の前段階に推定または期待された予測が無批判に引用される環境が存在することである。この問題については、残存する遺物の再分析により問題点を明らかにする必要がある。

以上のような現状を意識し、本研究の中心的な課題として、遺物とともに製塩にかかわる痕跡を多視点的に回収する方法を検討した。

その結果、現時点では以下の諸点を遺跡内において製塩行為の痕跡の有無を判断する基準として考えることができる。

(a)製塩土器とされる土器の内面および内面付着土壌には、海水または海藻（草）の葉上に付着するタイプのケイソウ殻が産出することがわかった。この事実は間接的ではあるが、いわゆる製塩土器の内部に海藻（草）または、それに由来する物質、あるいは海水そのものが容れられていたことを示す根拠の1つと考えられる。

(b)後期前葉の貝層の内部において、灰とともに被熱した微小巻貝または環形動物であるウズマキゴカイの棲管や海草の葉上やアシ原や海岸漂着物に付着するフジツボなどが検出される事例を複数の遺跡において確認した。これらの生態は特定の海藻（草）や、後背湿地の植物などに付着して生息するものであり、海藻（草）や海岸植物や漂着物を燃焼した、灰を利用した結果の残滓と考えることができる。

(c)神立平遺跡の製塩土器の表面付着物は炭酸カルシウムであり、貝層また骨などの隣接した埋蔵物の続成的な変化の結果として生成されたものや上高津貝塚の「大型製塩炉」の底面出土土器の付着物は木灰であり、外観は製塩を連想させる物質であるが直接的な製塩の痕跡とすることはできない⁽³⁾。

以上の結論は、これまで経験的な判断から製塩土器として認定されてきた土器の実態を解明するための基準的事項とすることができる。

とくに(c)の成果は、肉眼で確認できるものでもあり、さらに近藤が製塩の過程での生成物として指摘されたもの（炭酸石灰 CaCO_3 ）と判別ができないため、経験的に判断されてきたこともあるが、製塩と関係づけるにはなお、慎重な判断が必要である。また、貝層の場合は、炭酸石灰の生成を唯一の根拠として製塩活動の痕跡であると考えられることも慎重であるべきだ。

そして、本研究において、製塩痕跡の基準として有効であると確認できた分析は、広畑貝塚における白色結核体の分析結果である。この分析で被熱したウズマキゴカイやカワザンショウガイおよび藻附着性珪藻と使用された製塩土器片が近接して固化した状況で確認できた。とくに縄文時代遺跡において焼けた藻附着性の微小貝類やウズマキゴカイと製塩土器が直接的な共存関係をもつことを確認した初例として重要である。

一方で、これらの微小生物遺存体の産状には、ただそれのみの存在によって単純に製塩行為の存在を決定できない。それはこれらの遺存体生物のサイズが著しく小さいため、土壌中での移動が考えられ、またウズマキゴカイは海藻（草）だけではなく、海中の礫や死貝の殻などにも着生する生態をもつからである。そのため、これらの遺存体の由来については、遺跡内における出土状況とその堆積物の由来の把握が重要になる。

また海藻が焼かれた根拠の1つとしてウズマキゴカイや微小貝の被熱の有無も重要な判断基準となるが、同時に、その前提として包含する貝層自体が焼かれたものであるか否かを確認する必要がある。その点では、本分析の成果では先史地表面に生息したと推測される陸産微小巻貝の被熱の有無の確認が有意な結論に結びついた。

しかし反面で未解決の問題として、ウズマキゴカイと同様に被熱した状況で発見される場合が多いカワザンショウガイやフジツボについては、現時点において、その由来を製塩に関連づけて明確に説明できる段階にはない。遺跡から発見される焼けたカワザンショウガイについて黒住耐二は、海藻と同様に葦が利用された可能性を指摘するが（黒住 1994）、加納哲哉は海浜部に打ち上げられた枯れたアマモと共に混獲されたものと考えている（加納 2000）。しかし、このような状況を自然の生態系の中に確認しているわけではなく、現時点では類推の域を出ない。

これに加えて焼けたフジツボ類の由来も現時点では不明である。千葉県八木原貝塚ではこれら3者の遺存体がともに同じ貝層中から検出されている事実から考えると、アマモだけではなく海浜に漂着した様々な植物が利用された可能性がある。これらの由来の解明は今後の課題であるが、本論における分析成果の検討を通じて指摘できるのは、遺跡内の複数の条件を勘案して結論へと帰結する方法の確立である。これまでの製塩研究が、製塩土器の認識に象徴されるように、遺物の外面的で経験的な判断に依拠してきたことは否めない。客観的な事実を積み重ねる中から製塩行為を復元するためには製塩に関する様々な痕跡の多視点的な回収方法を確立することが急がれる。

本研究の成果として掲げ得るのは、これらの視点をいくつかの実証的な分析成果とともに指摘できたことである。

(2) 縄文時代における製塩活動の多様性

最後に本研究の成果をもとにした製塩活動の多様性にかかわる議論をまとめる。日本における製塩研究は古く江戸時代にさかのぼる歴史を持ち、それは文献史学からの発言である。これを踏まえて古事記や風土記、万葉集などに散見される「藻塩」や「塩を焼く」といった表現が「藻塩法」の存在を示唆するものとして注目されたのである（渡辺則文 1952 等）。

こうした指摘と認識の上に、はじめて考古学的な手法によって製塩の存在を検証したのが近藤義郎らによるいわゆる「師楽式土器」の研究であった（喜兵衛島遺跡調査団 1956）。瀬戸内海の島嶼部の古代における土器製塩の実証的研究は、その方法を東日本の縄文時代に展開し、茨城県広畑貝塚における製塩土器の発見につながった。

近藤の手法は経験的な遺物の機能推定に収まることなく、付着物の理化学分析などを併用した検証方法による研究姿勢は、その後の製塩研究の道筋を形成したと言ってもよい。しかし、近藤の想定した製塩技術は海水の直煮方法であり、この方法では本研究で指摘した鹹水産微小巻貝の被熱個体が遺跡に遺存することの理由が説明できない。

また、第2に製塩の時間的・技術的展開を考える場合、製塩土器の出現以前の段階における製塩行為の有無を確認することができない。

本研究では、広畑貝塚において採集された白色結核体から製塩土器とウズマキゴカイとカワザンショウガイの被熱個体の共存を確認した。この事実は製塩土器と藻灰とを利用した製塩技術の存在を示唆するものである。

具体的に藻灰を土器製塩にどのように利用したかという問題に関しては、すでにいくつかの仮説が指摘されているが（廣山 1993 など）、現在もっとも多くの引用があるのは、塩分を吸収させた乾燥させた藻を燃焼させて灰にして、これにさらに海水をかけて塩分濃度の上がった鹹水を土器によって煮沸するという工程である（渡辺誠 1994）。この方法は「採鹹」、鹹水を煮沸し塩を結晶化させる工程を「煎熬」と呼称している。しかし、この名称は近世における塩の生産工程の説明に用いられた概念であり、製塩土器の出現をみない初期的な製塩技術を解明する際には注意すべきであることは先述した通りである。

海藻や干潟のアシなどに着生する微小生物遺存体の在り方は、製塩土器との共存状況が確認できたことによって、製塩の痕跡として製塩土器と藻灰の利用を示す根拠とすることができる。

さらにまた、製塩をおこなう土器は、原理的には製塩土器でなくとも塩の生産が可能であることを考えるならば、製塩土器出現以前の製塩の存在を、これらの微小生物遺存体の存在形態を観察することによって推定することも可能になるであろう。

本研究では、貝層中における微小生物遺存体の被熱の有無、同一サンプル内での他の資料（貝殻・骨）の被熱の有無を判別基準として、上記の仮説を検証する方法として提示した。

そして製塩土器が出現するとされる晩期初頭以前の時期の2遺跡の貝層サンプルより、焼けたウズマキゴカイの棲管とカワザンショウガイを検出した。その時期は八木原貝塚の斜面貝層で加曾利 B3 式期、牧之内遺跡の住居内貝層は堀之内 1 式期である。さらに両サンプル内では陸産微小巻貝は被熱の痕跡を残していないため、貝層の堆積物とウズマキゴカイとは基本的に由来を異にすることが指摘できることも重要である。

(3) 「縄文土器製塩の多元展開仮説」の提示と実証

これらの成果は、製塩研究の中で2つの新たな理解をもたらす事実として注目できる。

第1点として指摘できるのは、製塩の起源に関する問題である。本研究の成果によって、藻灰を用いる製塩の開始は従来の製塩土器の出現時期よりも時間的に遡ることを明らかにした。現時点ではAMSによる土器型式の年代（小林2008）を参考にすると約800年ほどである。この製塩発生に関する遡上年代は、今後により古い時期の貝層サンプルを分析することによって上限を確認する必要がある。

第2点として、牧之内遺跡において確認された製塩土器出現以前の製塩痕跡は従来までの定説であった霞ヶ浦沿岸ではなく東京湾沿岸から千葉県内陸部の八木原貝塚の事例を加えることによって、少なくとも土器製塩は関東地方のより広い地域においてすでに存在した可能性が高まった。

以上の点は、小論で提示した製塩痕跡の示準的要素の確認から実証することができた。これまでの製塩研究では、後期末葉に霞ヶ浦西南岸に成立した土器製塩が、晩期に奥東京湾に伝播した、または製塩土器のみが搬出されたという考え方があったが、製塩の起源が後期前葉に遡ることと、そうした痕跡が東京湾岸の遺跡において確認された点からみて、これまでの製塩技術の発生や地域間をめぐる関係は、再検討する必要がある⁽⁴⁾。

謝 辞

本研究の実施に際し、分析サンプルの採集では峰村篤、斎藤洋、土浦市上高津貝塚博物館、稲敷市歴史民俗博物館、松戸市教育委員会地域文化財研究所の協力があった。分析研究の手法や微小生物遺存体の同定等では河西学、黒住耐二、樋泉岳二、吉田邦夫、河西学、佐々木由香、須賀博子、宮内慶介、吉岡卓真、パレオ・ラボ、パリオナーヴェイの助言と協力があった。記して感謝の意を表したい。

《注》

- (1) 瀬戸内海に浮かぶ香川県喜兵衛島遺跡の調査時における近藤義郎らによる「師楽式土器」を対象とした製塩土器の認識過程は、遺跡立地から「海＝漁業」から始まり、それが「海に関係のある消耗的な役割をもつ生産用具」になり、最終的には発掘調査の成果を踏まえて「灰の層及び土器が蒙っている二次的な火力」という事実が加味され、土器製塩の想定に行きついたという経緯がある（喜兵衛島遺跡調査団1956）。
- (2) 加納は「初期製塩」を概念化しつつも、そこに土器が使用されたか否かということについては全く考慮していない。これは製塩土器の出現過程を考える際の重要な問題である。加納の議論がその後具体的な展開を見ないのは、先行研究を批判の対象としてしか評価できなかったため、考古学的な分析研究との接点を構築できなかった点にあるといえる。
- (3) ただし、広畑貝塚の製塩土器の中には白色結核体と同質のものが付着し、ウズマキゴカイが包埋された状況で確認されるものもあるため、製塩の残滓と製塩土器が近接した関係で遺跡内に存在したことは十分に考えられる。
- (4) 筆者が指摘した奥東京湾口部における晩期製塩の独自展開（阿部1999）や、内陸地の八木原貝塚における関連資料の発見（阿部2014a）をも視野に入れた場合、本論で紹介した分析事例は土器製塩の多元展開仮説（阿部2011）を支持する成果の1つと考えることができる。

引用・参考文献

- 阿部芳郎1998「当盤押圧技法」の起源と系譜』『貝塚博物館紀要』第25号
阿部芳郎1999「西ヶ原貝塚出土の製塩土器の機能と技術」『都内重要遺跡等調査報告書』東京都
阿部芳郎2012「製塩土器の生産と資源流通」『移動と流通の縄文社会史』雄山閣

- 阿部芳郎 2012 「土器製塩研究の展開と多様性」『陸平と上高津～縄文の資源利用と地域社会～』明治大学日本先史文化研究所研究成果シンポジウム予稿集
- 阿部芳郎 2014 a 「縄文時代土器製塩の実証と展開」『日本考古学協会第 80 回総会研究発表要旨』日本考古学協会
- 阿部芳郎 2014 b 「関東地方における製塩土器の出現過程」『駿台史学』第 150 号
- 阿部芳郎 2014 c 「奥東京湾口部における土器製塩の展開」『北区飛鳥山博物館研究報告』第 16 号
- 阿部芳郎・河西 学・黒住耐二・吉田邦夫 2013 「縄文時代における製塩行為復元～茨城県広畑貝塚採集の製塩関連資料の検討～」『駿台史学』第 149 号
- 安藤一男 1990 「淡水産珪藻による環境指標種群の設定と古環境復元への応用」、『東北地理』42
- 河西 学 「西ヶ原貝塚出土縄文晩期土器の胎土分析」『都内重要遺跡調査報告書』東京都教育委員会
- 加納哲哉 2000 『微小生物遺存体の研究』国学院大学研究叢書文学研究科 7
- 加納哲哉 2001 「初期製塩研究の新視点」『ツンドラから熱帯まで』東北アジア古文化研究所
- 金井慎司 辻本崇夫 1998 「西ヶ原貝塚における自然科学的分析調査」『都内重要遺跡調査報告書』東京都教育委員会
- 喜兵衛島遺跡調査団 1956 「謎の師楽式土器」『歴史評論』河出書房
- 黒住耐二 1994 「柱状サンプルから得られた微小貝類遺存体」『上高津貝塚 A 地点』土浦市教育委員会
- 小杉正人 1988 「珪藻の環境指標種群の設定と古環境復元への応用」, 第四紀研究, 27
- 小林謙一 2008 「縄文時代の暦年代」『縄文時代の考古学』2 同成社
- 近藤義郎 1962 「縄文時代における土器製塩の研究」『岡山大学法文学部紀要』15
- 近藤義郎 1984 『土器製塩の研究』青木書店
- 近藤鍊三 2010 『プラント・オパール図譜』北海道大学出版会
- 塩谷 修 1999 「集落調査 (E 地点)」『国史跡上高津貝塚の発掘』土浦市教育委員会
- 鈴木正博・渡辺裕水 1976 「関東地方における所謂縄紋式「土器製塩」に関する小論」『常総台地』8
- 鈴木正博 1992 「土器製塩と貝塚」『季刊考古学』第 41 号 雄山閣
- 土浦市教育委員会 2009 『神立平遺跡』
- 寺門義範 1986 「土器製塩」『縄文文化の研究』2 生業 雄山閣
- 廣山亮道 1993 『日本製塩技術史の研究』雄山閣
- 堀越正行 1985 「縄文時代の土器製塩と需給」『季刊考古学』第 12 号 雄山閣
- 藤根 久・服部哲也 2000 「密閉して出土した須恵器蓋杯内の内容物——塩利用の可能性——」, 『日本文化財科学会第 17 回大会研究発表要旨集』
- 藤根 久・服部哲也 2000 「密閉して出土した須恵器蓋杯内の内容物——塩利用の可能性——」『日本文化財科学会第 17 回大会研究発表要旨集』
- 宮内慶介 2012 「内陸における製塩土器の出土事例」『移動と流通の縄文社会史』雄山閣
- 宮縁育夫・杉山真二 2006 「阿蘇カルデラ東方域のテフラ累層における最近 3 万年間の植物珪酸体分析」『第四紀研究』45
- 森 勇一 1991 「松崎遺跡における古代製塩法について」『松崎遺跡』愛知県埋蔵文化財センター
- 高橋 満 1995 「土器製塩の工程と集団」『季刊考古学』第 55 号
- 高橋 満 2007 「土器製塩と供給——関東地方の 2 遺跡を中心に——」『縄文時代の考古学』6 同成社
- 森 勇一 1991 「珪藻分析によって得られた古代製塩についての一考察」『考古学雑誌』76
- 山崎純男 1993 『海の中道遺跡Ⅱ』朝日新聞社西部本社社会部・海の中道遺跡発掘調査実行委員会
- 渡辺則文 1952 「藻塩から塩浜へ」『ヒストリア』第 3 号
- 渡辺 誠 1991 「松崎遺跡におけるブロックサンプリングの調査報告」『松崎遺跡』愛知県埋蔵文化財センター
- 渡辺 誠 1994 「藻塩焼考」『風土記の考古学』①常陸風土記の巻

パブリック・スペースの視覚的イメージと文学：
「帝国」から多文化共存主義的空間へ
— シネード・モリッシーの詩におけるベルファストと日本の風景⁽¹⁾ —

虎 岩 直 子

Visual Images in the Public Space and Literature: Belfast and Gifu in Sinéad Morrissey's Poems

TORAIWA Naoko

W. J. T. Mitchell, a leading visual studies scholar and art critic, emphasized an urgent need to rethink our culture filled with visual images and the relationship between images and words as intricately connected area of representation. As a concrete example in the area, this paper examines Sinéad Morrissey's work in terms of her use and adaptation of concrete visual images that appear in public spaces, specifically in Belfast and in Gifu, Japan. Morrissey's poems often refer to visual images, statues, landmarks, artworks, and performances which offer portals through which readers can share understandings of other cultures and review the power-relationships played out in so-called globalization.

パブリック・スペースの視覚的イメージと文学：
「帝国」から多文化共存主義的空間へ
—— シネード・モリッシーの詩におけるベルファストと日本の風景⁽¹⁾ ——

虎 岩 直 子

文学と視覚芸術との共生関係（どちらが優れた芸術かという議論を含めて）は古くから議論されてきたが、仮想現実を含めて視覚的なものが世界を圧倒しているようにみえる現代社会において、文学作品は視覚的なものにますます頻繁に言及するようになっていく。様々なメディアの発達により、視覚芸術作品は文化世界の「共通通貨」、価値交換・価値検証の場となり、スコットランド生まれの小説家 Will Self（ウィル・セルフ）は、文学は、パブリックな芸術作品を新しい枠組みに置き直す入り口となる可能性を孕む、と書いている⁽²⁾。視覚物について書くことは、それについての情報提供・教育になると同時に、視覚芸術作家と文筆家と鑑賞者／読者が出会う価値検証・議論の入り口となり得る。現代のエクフラシス（視覚芸術作品についての文学）について論じる Elizabeth Bergmann Loizeaux（エリサベス・バーグマン・ロワゾー）が指摘するようにエクフラシスは政治的に不安定な時期に多く作られるが⁽³⁾、社会の価値判断が揺れ動き、客観物についての議論を通して、他者の価値基準を問いたくなる状態だからであろう。

古くから民族・宗教・言語という共同体の意識を構成する主要要素について葛藤を経験してきたアイルランドでは、エクフラシスが多い。本論文では現代北アイルランドの詩人、Sinéad Morrissey（シネード・モリッシー）の作品を分析読解して、視覚表象と文学及び視線の問題について考察する。

1

シネード・モリッシーの作品には絵画、銅像、記念碑、映画、写真など、視覚的イメージが頻繁に登場する。北アイルランドの首都ベルファストから30キロほど内陸部のキャッスルドーソンで生まれ、ベルファストで高校教育を終えるまで暮らしたモリッシーは、アイルランド共和国、ドイツ、カナダ、ニュージーランド、日本など、様々な国や土地に年の単位で暮らした経験を持つ。その豊富な旅と異なった文化での生活は詩人モリッシーが視覚的なものに注目することと確実に関わっている。20世紀後半以降進んできた「旅行学」の先駆的研究者ジョン・アーリー（John Urry）の記念碑的な著書『旅行者の眼差し』（*The Tourist Gaze*）⁽⁴⁾のタイトルが象徴しているように、異なった文化に触

れるとき、「味覚」や「嗅覚」「触覚」も重要な感覚ではあるが、異物を体内に取り込む必要が少なく空間的に持続的な実態を持つものを捉える「視覚」が圧倒的に重要な感覚であるからだ。第2詩集 *Between Here and There* (『ここそここのあいだ』)⁽⁵⁾ の「ジャパン」と題されたパート2に納められた詩群はモリッシーが1990年代半ば英語の助教員として岐阜県大垣市に滞在した経験から生まれたものだし、第3詩集 *The State of the Prisons* (『牢獄の状態』)⁽⁶⁾ 中の「チャイナ」の連詩は、2003年にブリティッシュ・カウンシルが組織した「作家たちが乗る中国横断列車」という企画に招かれて加わった中国旅行経験から生まれた。旅と移住を重ねてきたモリッシーの多くの作品は、読者が異なった文化の理解（そして理解の不可能）を共有する入り口を提供する。

異文化への旅やそこでの滞在経験がモリッシーの作品を生み出す契機となってきたことは、第2詩集の前書きにあたる詩行で、詩人自身によって以下のように表現されている。

My voice slipped overboard and made it ashore
the day I fished on the Sea of Japan
within sight of a nuclear reactor.

At first I didn't notice,
my flexible throat full of a foreign language
and my attention on the poison of the puffer fish. (9)

原子力の原子炉が見える
日本海でわたしが釣りをしたその日
わたしの声は船から滑り落ち陸に上がった

最初は気がつかなかったのだ
わたしのしなやかな喉は外国語でいっぱい
そしてフグの毒にわたしが気をつけていることを

「日本海」という固有の地名と、おそらくは福井であろう「原子力発電所」が見える場所で岸に流れ着いた詩人の声は、「最初は気がつかなかった」が、「わたしのしなやかな喉は外国語でいっぱい、そしてフグの毒に気をつけてい」た。つまり、知らず知らずのうちに自分の発する言葉は毒をも含む異文化から影響を受けていたのだと、詩人は読者が詩集を開く前にあらかじめ予告している。しかし、ケネディ・エルマー=アンドルーズが述べているように、「(異質なものに触れたときに認識する)〈気高さ〉や〈色彩〉は日常生活のごく普通の環境の中でも見いださうのものである」。エルマー=アンドルーズは、北アイルランド紛争顕在化以降の詩を論じている *Writing Home: Poetry and Place in Northern Ireland, 1968-2008* 中の 'Sinéad Morrissey: the Migrant Muse' (「シネード・モリッ

シー：ノマドの詩神」で「ノマドの想念とは、閉じたシステムの哲学の対極にあるもので」「接触領域に在る」と述べ、「我々のありきたりの存在を再活性化する」モリッシーの才能を評価する⁽⁷⁾。「ありきたりの存在の再活性化」とは、他者・異文化の領域のものよりも、我々の日常生活の最も当たり前のありようや、慣習の奥深くに埋もれたものに適応されるときに大きな効果を持つ。こうした「ありきたりのものの再活性化」あるいは「日常を新たな視点で見直す」という意識は、ジェイムス・ジョイスの‘epiphany’（「エピファニー」）やヴァージニア・ウルフの‘moments of being’（「存在の瞬間」）に典型的にみられるように、20世紀前半のモダニストたちが追求した。Rebekka L. Walkowits（レベッカ・L・ウォルコウィッツ）は同様の意識が20世紀末から様々な作家に現れているとして、大きな戦争を経験し伝統的価値観に疑念が提示された20世紀はじめと、グローバリゼーションによりさらに多価値共存的になった現代の共通性を指摘している⁽⁸⁾。どちらの時代の作家たちも、特定の価値感に縛られた視線を解放しようとする。

本稿では、パブリック・スペースにあらわれる視覚的イメージに言及しているモリッシーの作品を取り上げ、場所——ここではベルファストと岐阜——と時期によって異なり、また変化してきたモリッシーの視覚イメージの選択と描写の差異を分析し、多文化共存世界の視線について考える。

本稿は視覚イメージと言葉の関係に加えて、視覚的イメージ過多といわれる現代の世界の至る所で、意識的にも無意識的にも繰り返られているパワー・ダイナミクスについて考察する。視覚的オブジェの鑑賞者は、言葉による視覚的オブジェの描写・説明によって、鑑賞者・読者として、あるひとつの文脈に織り込まれた要素を別の文脈で見直す、フレームをかえてみる、ということが可能になる。モリッシーがいくつかの作品で使う言葉を用いるなら、ある特定の文脈から‘jump out’（「飛び出す」）するのだ。

2

タイトル自体に「ここ」と「そこ」という空間を表す語が含まれているもモリッシーの第2詩集は、2部構成である。前半の背景となる場所の殆どは北アイルランドおよび西欧で、後半の大部分は日本を背景とした詩群がおさめられており、物理的にノマド的詩集だ。場所の移動が象徴的であるが、それぞれのパートでの詩人の声と声が伝える対象との関係は異なっている。「第1部」では、概して、具体的な視覚イメージを既存のフレームから外すことを試みているのに対して、「第2部」では詩人が日本で観察したものを定義しよう（彼女の視点の「フレーム」を嵌める）という姿勢となる。

第1部の最初の詩編‘In Belfast’（「ベルファストにて」）をまず見てみよう。共同体で共有されている文化的共感に、このベルファストという共同体では分裂があることがテーマとなっている。

I

Here the seagulls stay in off the Lough all day.
 Victoria Regina steering the ship of the City Hall
 in this the first and last of her intense provinces,
 a ballast of copper and gravitas.

The inhaling shop-fronts exhale the length
 and breadth of Royal Avenue, pause,
 inhale again. The City is making money
 on a weather-mangled Tuesday.

While the house for the Transport Workers' Union
 fights the weight of the sky and manages
 to stay up, under the Albert Bridge the river
 is simmering at low tide and sheeted with silt. (2002: 13)

II

I have returned after ten years to a corner
 and tell myself it is as real to sleep here
 as the twenty other corners I have slept in.
 More real, even, with this history's dent and fracture

splitting the atmosphere. And what I have been given
 is a delicate unraveling of wishes
 that leaves the future unspoken and the past
 unencountered and unaccounted for.

This city weaves itself so intimately
 it is hard to see, despite the tenacity of the river
 and the iron sky; and in its downpour and its vapour I am
 as much at home here as I will ever be. (13)

I

ここではカモメが日がな一日ロック港沖にいる。
 シティ・ホールの船の舵取りをするヴィクトリア女王陛下は
 この最初で最後の強化領地での
 銅と厳粛の底荷

息を吸う店々の正面がロイヤル・アヴェニューの
 長さと幅を吐き出し、一息ついて
 また吸い込む。天気は台無しにされた
 ある火曜日、その街は金儲けをしている

トランスポート・ワーカーズ・ユニオン
 交通労働者組合会館は

空の重みと戦ってなんとか
 身を起こし、アルバート・ブリッジの下では
 引き潮どき、河はさざめき澱で覆われる。

II

10年経ってわたしはもどってきたばかり
 そして自分に言う、ここで眠るのは実感がある
 これまで眠った20ものほかの場所とおなじほど
 いや、もっとはるかに実感がある、この歴史の凹みと輝が

大気を裂いているのだから。そしてわたしに与えられたのは
 繊細に解きほどかれた願望の糸玉
 未来を語らないまま、そして過去とは
 出会わず、説明もされないままにという願い。

この街はとても親密に織りあがっているから
 見て取るのは難しい 川はしっかりと そして
 鉄の空はあるのに：土砂降り雨とその水蒸気の中で
 わたしはここでいま、このうえなく心地よい。

詩の後半部分のIIに‘returned after ten years’（「10年経ってわたしはもどってきた」）とあるよう



図1 City Hall in Belfast

執筆者撮影 (2012年9月)



図2 Albert Bridge in Belfast

執筆者撮影 (2012年9月)

に、語り手はモリッシー自身にきわめて近い声のようだ（モリッシーは高校卒業後、アイルランド共和国の首都ダブリンのトリニティ・カレッジで学び、1999年にベルファストに戻るまで約10年間様々な土地に暮らしている）。Iで、語り手はベルファストを視覚的に案内していく。カモメが飛ぶ海から船のイメージが導かれ、ヴィクトリア女王を舵手とするその船は、造船業と麻産業を中心に19世紀には首都ダブリンをも凌ぐ豊かな産業都市であったベルファストの比喩だ。そのベルファストを首都とする北アイルランドは、第1連の後半2行に「この最初で最後の強化領地、青銅と砂利の底荷」とあるように、大英帝国の最後の名残であり、いまだに帝国のイメージを確保しておくための重石であると同時に、英国にとってはもはや支えきれない重たい場所なのかも知れない。

第2連は賑わう商業地区に視線が誘われ、天気は悪いが経済活動は活発になってきた街の様子が伝えられる。そして、この連の「ロイヤル」という語とは対照的な労働者のための基点の「交通労働者連合会館」^{トランスポート・ワーカーズ・ユニオン}が第3連では視野の中に入る。橋からまた外へ、海の方へと視線は、「ロイヤル」のくびきから解放されたいところだが、Iの最終行は引き潮になった川床には澱が残っていると告げる。まるで低調になって引いていく大国の残滓が漂っているかのようだ。こうした都市風景は、'Victoria Regina', 'the City Hall', 'Royal Avenue', 'the Transport Workers' Union', 'the Albert Bridge', というランドマークとなる具体的な建物や構築物の名称によって、読者の意識のなかに視覚的イメージとして形成されていく。

詩行を追っていく読者が、市庁舎のドームが青銅だということやヴィクトリア女王の像を思い描きながらベルファストの造船業による繁栄を知っていく過程は、観光客を案内するシティ・ツアーに参加しているようだ。少々情報を伝えていく語り手の論調はツアー・ガイドの態度に相似だ。が、このツアー・ガイドは街の実態を本当に伝えているのだろうか。ここに登場している建造物や銅像は、



図3 The Twentieth Century Society, <http://www.c20society.org.uk/botm/transport-house-belfast/>

もともと象徴していたはずの権威をいまだに保っているだろうか。用いられている特徴的文章技法はメタファーである。「ロイヤル・アヴェニュー」は「息を吸い」「息を吐く」というように、生命体に通常用いられる動詞が非生命体に結びつけられ擬人化されているし、「ヴィクトリア女王陛下」を始めとする、ここにあげられている大文字で始まる固有名詞もまた広い意味ではメタファーである。しかし、それは読者を驚くべき新発見に導くには至らない、すでに生気の抜けたメタファーで、分かりやすいシンボルに過ぎない⁽⁹⁾。つまり、上記の固有名詞は大英帝国あるいはユナイテッド・キングダム⁽¹⁰⁾の力を象徴するメタファーであるが、それらは19世紀末から徐々に大きな帝国としての力を失ってきた状況に照らしてみても「新たな驚き」を与えるどころか、少なくとも一部の人々にとってはすでに「死んだ」メタファーとなっている。しかしそれでも、詩の言葉は、大英帝国が、視覚的に、いまだにベルファストの街の中心を支配し、人間による構築物に先立って街を形成している入り江、空、川という自然環境に対抗して、権力をなんとか維持しているという印象を創り上げている。

イングランドのリバプールやサウス・アフリカのダボスにデザインと構造が酷似した建造物が存在する「シティ・ホール」は現在もこの街の市庁舎として機能しており、まさしくベルファスト地方政府の中枢であるし、「ロイヤル・アヴェニュー」は立派な建物が両側に建ち並ぶ実際忙しく繁盛した商業地区である。J. J. ブレナン (J. J. Brenann) がインターナショナル・スタイルに倣って1950年代末に設計した「トランスポート・ワーカーズ・ユニオン運輸・労働者連合会館」は、ソヴィエト・コンストラクショニズムに影響を受けた壁面を持っている建物で、カトリック・アイリッシュ対プロテスタント・ロイヤリストという対立ではなく、資本者対プロレタリアート (カトリック、プロテスタント、無宗教、の混成集団) の対立をはじめとした複雑な状況を喚起するかもしれない。「ヴィクトリア女王像」の象徴力はどうか。詩行の銅像描写が示唆する「舵取りしながら支配する力」はベルファスト市民、北アイルランド市民、あるいは観光客一般に共有されているだろうか。

トマス・ブロック (Thomas Brock) 作の「ヴィクトリア女王像」が息子のエドワード7世によって除幕された1903年当時、女王はすでに崩御していたが、その像が象徴する英国支配は当時ベルファスト市民に共有されていたことだろう。17世紀以降ブリテン島からアイルランドへのプロテスタント植民は積極的に行われ、ベルファストを含むアントリム州のプロテスタント住民の割合は

1861年にすでに75パーセント以上になっている⁽¹⁰⁾。ダブリンを抜いてアイルランド島で最大の産業商業都市となったベルファストは1888年にヴィクトリア女王によってシティ・ステイタスを認められて市庁舎の建設が計画され、庁舎自体は1898年に完成している。ではモリッシーがこの作品を書いた約100年後の21世紀初めの状況はどうか。女王像が登場する第1連2行目から4行目には述語動詞がないことが暗示している。像が象徴する英国権威を受け入れることをよしとしない市民もいるわけで、女王像は、現代は実質を欠いた古い意味付けの中に閉じ込められている過ぎ去った日々の残像を象徴しているに過ぎないのかもしれない。しかし、それでも、ヴィクトリア女王の像はそこ、ベルファストの中心に、物理的な空間を占めて立っている。それは、この詩のⅡ、13行目に、「へこみと輝を負ったこの街の過去」とあるような、キリスト教宗派の差異、民族所属意識の差異などにより長期にわたる紛争に乱されてきた状況を体現しているともいえるが、なによりも、それがまだ具体的に存在している、ということが意味深い。アイルランド共和国の首都ダブリンにあったヴィクトリア女王像が、植民地的立場を払拭するように、共和国制定後台座からおろされ倉庫に移され、そしてシドニーに送られたのに対して、カナダの首都オタワのパラメント・ヒルでは、過去、そして現在のカナダにとって影響力を持っている英国を反映するかのよう、ヴィクトリア女王の像が立っており、それと同じようにいまでもベルファストにはヴィクトリア女王像がある。

さて、「ベルファストにて」で名を挙げられる視覚的オブジェ群は、女王像にしても市庁舎にしても、英国の他の地域やカナダをはじめとしたコモンウェルス街々に19世紀末から20世紀初頭に建築・設置されたものとさほどの差異はない。すなわち、この詩において重要なことは、視覚的な様相を知らせることよりも、命名し、名を呼んで行くという行為なのである。英国権力の象徴である王室との「ユニオン（連合）」を想起させるいくつもの名称が設置当時と同じ名でいまでも使われているという事実が極だっている。市庁舎広場にある像のひとつが「ヴィクトリア女王猊下」と呼ばれているだけでなく、賑わう大通りは「ロイヤル・アヴェニュー」（太線は著者による、以下これに倣う）だし、第3連の建物は「トランスポート・ワーカーズ・ユニオン」（もちろん、この場合の「ユニオン」は労働連合であり、英国との連合主義者「ユニオニスト」を意味する訳ではないが）であるし、紹介される橋はヴィクトリア女王の夫君の名を冠した「アルバート・ブリッジ」なのである。視覚的事実よりも、これらの固有名こそがこのベルファストという土地を英国覇権の文脈に織り込んでいる。言うまでもなく、これらの名称はベルファスト市民や北アイルランド住民の大部分の知るところだろう。それでもなお名を挙げるという行為は、その名を読者に（再）認識させることによって、英国中心の土地の表象、そして詩的メタファーの枠組みの反省と現在の有効性を問うということをもくろんでいると言える。

もしこの作品が、ベルファスト観光客のためのシティ・ガイドブック用に書かれたものとしたなら、この街が英国の支配と影響下にあるということを説明する「教科書的」一編であるといえるかもしれない。大通りや橋の名前をまだ知らない観光客に、これらの名称は英国の力がいかに強力であるかということを教えるだろう。観光客が場所の特徴を認識し、それについて学び、そして自分たちが置かれた（異）文化の景観をどのように眺めればよいのか理解することを言葉が助ける。しかし、こ

これはガイドブック用の文章ではない。「ベルファストにて」は「ナイーブな旅行者」を読者と定めて書かれたものではなく「コモン・リーダー、普通の読者」を視野に書かれたものだ。ところで、そもそも「ナイーブ」な旅行者とか「コモン（普通の）」読者、という鑑賞層が、現代詩の読者層に存在するだろうか。「言葉」と「視覚イメージ」のあいだに差異があるように、「観賞者」と「読者」のあいだにも違いがある。言葉を用いる表象は文化的エリート主義と関連づけられてきたと W. J. T. ミッチェルは論じているが⁽¹¹⁾、視覚的イメージは見るものが意識的に努力しなくても視野に入ってくる可能性があるのに対して、言語によって表現された内容は、読者が書かれた内容を理解できる程度の語学力を要求する。さらに、現代詩の読者は、概ね、残念なことに疑いようもなく、文化的エリートに属している。そして、この場合、そうした読者は「紛争」、すなわち、ベルファストの分裂状況について知っている可能性が極めて高い。この詩の読者は、ここで詩人がもくろんでいることは、あらたなメタファーでベルファストを規定することなしに、言葉のレベルでベルファストを既存のフレームの外にだすことだと気づくことになる。言語を含むあらゆる表象行為は、James Clifford (ジェイムズ・クリフォード) が *Routes: Travel and Translation in the Late Twentieth Century* で論じているように、語り手の言葉に当てはめ、語り手の視野地図の中におさめていく、ということで権力につながっていく⁽¹²⁾。何かについて言葉で語り続けることは語り手の支配下に対象を位置づけていくことになることを、詩人は十分意識している。

だから、語り手は、この詩の後半で ‘wish’ (「願い」) について語るとき、 ‘what I have been given/ is a delicate unraveling of wishes’ と、受け身で動作主を隠しながら、きわめて受動的なかたちであらたなものへの期待感を述べ、加えて、最後の連で、見えるものなかで一種の見えない状況にあることの安心、我が家にいるような居心地のよさを伝えようとする。

II にはひとつも固有名詞がない。I の部分で活発に擬人法をはじめとしたメタファーを駆使して、ひとつの権力にもとづく文脈に埋め込まれた街の景観を案内した詩の声は、名前を告げていくことをやめて、この土地に受動的に編み込まれていることに満足しているようだ。II で形として能動的なのは、 ‘this city’、すなわち場所であって、眺めながら名を告げていた I の語り手ではない。川は確かにそこに流れていて鈍色の空はたれ込めているのに (‘despite the tenacity of the river’ and the iron sky)、土砂降りの雨と霧霏のなかで、街はとても緊密に織り上がっているし、よく見通せないようだ。語り手自身もその霧霏に包まれて、取り囲む事物との境界に脅かされることがないから居心地よく、 ‘at home’ に感じているのかもしれない。I で明確な固有名詞で都市景観を案内していた語り手は、II では一般名詞しか使わない。「固有名を告げるもの」の立場から、名に付随した名付け親の権威が見えなくなった街を一般名詞で語る声は、土地とひとつになり、その名付け主体の役割を降りたとき、エピファニーの瞬間、安寧の瞬間を経験する。

3

『こことそのあいだ』の第2部「日本」には ‘Night Drive in Four Metaphors’ (「夜のドライブを

4つのメタファーで)」(2002: 45)という詩がある。このタイトルが典型であるが、「ベルファストにて」では、建造物の固有名を明確に呼ぶという行為によって、反語的に、街のランドマークを既存の枠組みで見ることから解放しようとしたのに対して、滞日経験から生まれた詩群では、モリッシーはメタファーを用いて、目にしたものを自分のフレームで捕らえ比喻するという試みに積極的だ。「夜のドライブを4つのメタファーで」では、恋人と一緒に乗ったタクシーでのドライブ中に遭遇した4場面を、4つの連のそれぞれでまずは説明的描写をして、連の最後でイタリックのメタファー行を加える。第3連ではブラジルからやってきた工場労働者が暮らすアパートが視野に入る。

The flats for Brazilian factory workers have shirts hung out on balconies to dry.
The shirts are coloured by game shows and adverts for shampoo.
Full as scarecrows, lines across and lines down of them —
The buildings are ships on a wind sea trying to sail.

ブラジル人工員用アパートのベランダにはシャツが干してある。
ゲーム・ショーやシャンプーの広告でシャツは色々模様
案山子のように膨らんで横並び縦並び
アパート群は海風に乗って帆走りだそうとする船

おそらくサービスで貰った広告付きシャツが干されるアパートは安っぽい賑やかで、住人の一旗揚げるといふ期待感を反映して、今にも帆走しそうな、ここでも船、に喩えられるが、それは星空の下を走るカップルの期待感でもある。車内で寄り添う恋人のロマンスは最終行、次のようなメタファーで締めくくられる。

Two worlds split open to each other, star spilling from each.
ふたつの世界が互いにむかってぱっくりと割け、互いが星を降りこぼしている

恋に落ちた語り手の心情を反映して、4つのメタファーは新たな局面と闇の中で光り輝く予感を伝える。日本詩群は、他者の文化を理解しようとする過程を描き出し、その理解とは詩人自身のフレーム、言語という比喻体系のなかに他者を当てはめるといふかたちで獲得されていくのだが、当時の詩人の状況を反映して、「恋」「期待」「愛・性愛」に色付けられたフィルターで捕らえられたものが目につく。

それでも、メタファーとメタファーが持つ力についてモリッシーは実に慎重である。「第2部」はまず、これからモリッシーという詩人がメタファーを用いて描き出す日本は、真実の像ではないのかもしれないということを示唆する「金魚」という詩で始まっている。岐阜市の市街を目を閉じて恋人に手を引かれて歩いたときの経験から生まれたこの詩には以下のリフレイン、「目を閉じると見えて

くるその場所」, が最初と最後の連で繰り返される。

the place where closing eyes is to see
目を閉じると見えてくるその場所

おそらく開いた目で見たとときに鯉を金魚と間違えた語り手は、目を閉じて街のなかを歩いていく。続く4つの連は目を閉じた語り手が「見たもの」を描く。南宮神社, JRの夜行列車, 男装したタクシー運転手, 眼が不自由な人のための交差点。北アイルランドの首都ベルファストに比べて岐阜市は、モリッシーにとってはさほど重たい政治的な意味も歴史的な意味も抱えていない土地であり「ベルファスト」と「ギフ」を比較するのはバランスを欠くかもしれない。また、この詩の中で固有名詞が「南宮神社」と「新幹線」だけである（JRも固有名詞だが）ということは興味深い。他者文化のなかでは、おそらく多くのもの、ほとんどのものが、固有名詞を持たなくても特別固有な経験ということが際立つ。すなわち、「日常性の活性化」の文脈で考えるなら、普通名詞的な経験が「活性化」している状態なのであろう。以下が最終連である。

I mistook the black fish for an oriental goldfish the flash of gold
On its belly meant it carried its message for the element below it

わたしは黒い魚を東洋の金^{ゴールドフィッシュ}魚と間違えた その腹の
金のきらめきは 下にある要素^{エレメント}のメッセージを運んでいる
いつもひとつ下の階、禅の師たちが目指しているひとつ下の階にあるもの
そしてわたしは
きみのなかに落ちていく 一回一回語られるごとに その場所に落ち着いていくの
目を閉じることが見えるということである その場所に

「金魚」という詩はメタファーを用いているだけでなくメタファーについての詩なのである。‘The black fish with the flash of gold on its belly’ はメタファーの比喩するもの、具体的なイメージであり、‘its message for the element below it’ は比喩されるもの、いわゆるレトリック用語で「ターゲット」と呼ばれるものと言える。モリッシーは、「黒い魚を金魚と間違えた」ことを明かすことで、あらかじめ読者に警告しているのである。つまり、「金魚」に続く日本詩群で自分の経験を伝えるために用いるメタファー、そしてメタファーが代表する詩の言葉は、「真実の日本」を描き出しているものではないし、「真実の日本」をとらえていとも言えないのかもしれない、ということをもっと告げている。「眼を閉じることが見るということ」という繰り返しは、事物を真に捉えるためには、わたしたちの主観的なまなざしを閉じなければならない、ということを示唆する。

それでも、モリッシーは、ひとつひとつの文字が象徴的意味を持っている漢字を学習するように他

者の文化の意味を学ぶ姿勢を継続する。‘To Encourage the Study of Kanji (「漢字学習を励ますために」) や ‘To Imagine an Alphabet (「アルファベットを想像する」) では、文字が形象的視覚的に伝えてくる物語を想像しながら漢字を学習する姿を描く。視覚的なパブリック・アートとしても分類できる日本の四季の祭りを描く5編の詩からなるモリッシーの「祭り詩」もまたメタファーに満ちている詩群である。そもそも「祭り」という行事自体、ほぼ普遍的に、人間を含む自然の営みの比喻ではある。モリッシーは「エキゾチック」な行事を彼女のフレームの中に置き、彼女の言語によってその意味を明確にしようとする。「他者」を理解するために自分の言語に翻訳するのだ。

Summer Festival

What do you think when you see a mâché vagina
being rammed with a penis as broad as a battering ram
so that children disguised as elements shriek with joy?

You think: *we are disembodied, while the moon herself has a body.*
She is over by the beer stands disguised as a man. One stagger and she'll trigger
the collapse of the dancers. The moon came to watch us and we all fell down.

夏祭り

きみは張り子のヴァギナを見ると何を思うのかしら
破城鎚みたいに大きなペニスで撃たれていて
地水風火に扮した子供たちが歓声を上げる

きみはこう思う：僕たちは身体を失った、月は彼女の身体を持っているのに。
月女は男の振りをしてビールスタンドのほうにいる。彼女がよろめけば、
踊り手たちみんなが崩折れる。月は僕たちを見にやってきて、僕たちみんな倒れた。

世界中の農耕民族の祭祀にほぼ当てはまることだが、日本の祭りは収穫への感謝に起原を持つものが多い。四季折々の祭りは農耕サイクルに呼応して、種まき、実り、収穫の模様を視覚的に表現しながら、死と再生を暗喩的に祝祭する。モリッシーの「夏祭り」は生殖の光景を、男性器と女性器の巨大模型をつかって演じてみせるパフォーマンスを含んでいる。‘What do you think you see’ に続く第1連は祭りのリアリスティックな言語描写である。ついでイタリックの第2連で、語り手は、まず、‘you think’ (「きみはこう思う」) と始めて、以下のメタファーによる描写は ‘you’ の主観的な眼差しによるものだ、ということを警告しながら、‘we’ と ‘moon’ の対称的立場を、‘we are dis-



図4 田縣神社公式サイト

<http://www.tagatajinja.com/pg18.html>

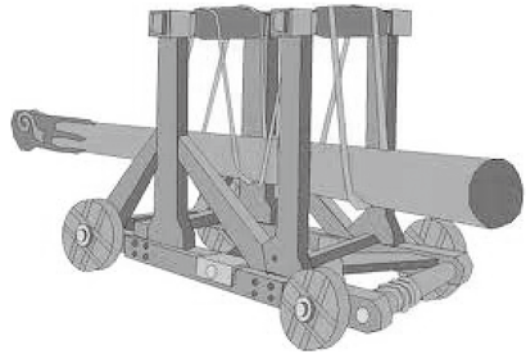


図5 Battering Ram

historywarsweapons.com

embodied, while the moon herself has a body' と表す。祭りに酔った人間が肉体を抜け出して行くような浮遊感と、月が象徴する自然、あるいは女性的な原理に、祭りという非日常にいる人間が支配されていると「きみ」は考えているのだ。「彼女（月）がよろめけば／踊り手たちみんな崩折れる」。

英語で表現された日本描写は、いうまでもなく、日本語によるイメージの言語化とは異なる。'mâché vagina' は、日本語ならば「はりこの女性器」、すなわち、何枚もの薄紙をのりで何層にも重ねて作った紙細工の女性器という具体的視覚的オブジェの英語訳である。「はりこ」は通常フランス語由来の 'papier-mâché' と、papier (紙の) を伴って翻訳される。「夏祭り」では papier を省略し 'mâché' だけで訳される。'mâché' はフランス語の 'mâcher' (噛む) という動詞から派生したもので、「貼る」という動詞から変化した「はりこ」よりも、口唇のイメージを喚起してより強く肉体的な表現である。また、生殖を祝祭する日本の祭りで担ぎだされてくる実際の張り子の女性器や女性器を想起させる女性の顔面や男性器よりも、'rammed' 'battering ram' は闘争、戦、という激しいイメージである。'battering ram' の図 (図5) は日本の祭りに使われる木製の男性器とかなり似ている部分がある、つまり視覚的には相似しているとしても、である。

日本の祭りを見たことがない読者が詩を読んで視覚的イメージを明確に捕らえられるような描写をモリッシーは実現している。しかしそれでも、モリッシーの言葉が作り出した視覚イメージは英語という彼女の言葉の中に逃れようもなく固定されているわけで、もちろん実際の祭りとは異なっている。さらに、このような夏祭りは、実際、エロチックというよりも生々しい生の力のようなものを視覚的に具体的イメージとして表現しているが、おそらく祭りに参加している、あるいは眺めている一般的な日本人は、祭りの熱気に吸収されて言語としてその生々しい生気を表現することはしない、あるいはそのような生気は日本語であれ英語であれ、言語で表現することはできないと無意識的に知っている。日本の祭りをモリッシーの言語というフレームへ取り込まれたものを読むことによって、土着のものたち、この場合日本人は、所属している文化を見直してみることを促される。

4

日本詩群はモリッシーが日本で目にしたもの、視覚的なものを、モリッシーによる言語表現というフレームの中においていき、理解するという行為の表出である。フレームの中に捕らえられた視覚像はもちろん現実の像そのものとは異なる。文化的また個人的にさまざまな条件付けを持った視線を脱ぎ去った裸眼で世界を見ることは不可能で、わたしたちは限定された見え方の中に閉じ込められている。『こことそのあいだ』に続くモリッシーの第3詩集、*The State of Prisons* (『監獄の状態』)⁽¹¹⁾の大きなテーマは、タイトルが明らかにしているように、そのような 'imprisonment' (「閉じ込められている状態」)となる。『監獄の状態』では、表題詩をはじめとして、繰り返しひとつの肉体・物体に限定されたフレーム内に切り取られた視野の中に閉じこもることの悲惨について描き、それが「監獄」という建物の比喩するところであるが、フレームの物理的象徴となる窓は「監獄」にだけあるわけではいし、むしろ監獄にはないかもしれない。列車には窓がある。宮殿だって、大きな邸宅にだって窓はある。詩作品自体、詩人の眼差しから眺められ、言葉で実態を与えられた構築物であるが、言葉は、監獄のようなどちらかという入りたくない建物だけでなく肯定的なものも想像力のなかに構築する。そして、言葉によって「監獄」のような状況が描かれたとき、そこにはすでに「窓」が出来ているということにもなる。言葉自体が他者とのコミュニケーションを保証する手段であり、言葉という「窓」を通して、他者のなかの限られた世界は開示されるのであるから。モリッシーの第4詩集『角窓の向こうに』(*Through the Square Window*)⁽¹²⁾のテーマの一つは「監獄」のような閉鎖・閉塞状況を「描き出す」ことによって外へ通じる「窓」を創る、ということになる。表題詩「角窓の向こうに」(*Through the Square Window*)の背景にはベルファストがあるが、ここでのベルファストは主題というより背景である、というだけでなく、出版年では7年後でありピース・プロセスも進展してきた時期に書かれたこの詩には「ベルファストにて」のフレームから外へ出る窓が加わっている。

In my dream the dead have arrived
To wash the windows of my house.
There are no blinds to shut them out with.

The clouds above the Lough are stacked
Like the clouds are stacked above Delft.
They have the gluttonous look of clouds over water.

The heads of the dead are huge. I wonder
If it's my son they're after, his

effortless breath, his ribbon of years —

but he sleeps on unregarded in his cot,
inured, it would seem, quire naturally
to the sluicing and battering and paring back of glass

that delivers this shining exterior...
One blue boy holds a rag in his teeth
Between panes like a conjuror.

And then, as suddenly as they came, they go.
And there is a horizon
From which only the clouds stare in,

The massed canopies of Hazelbank,
The severed tip of the Strangford Peninsula,
And a density in the room I find it difficult to breath in

Until I wake, flat on my back with a cork
In my mouth, bottle-stoppered, in fact,
Like a herbalist's cure for dropsy. (32)

夢の中で、死者たちがやってきて
わたしの家の窓を洗う。
死者たちを閉め出すブラインドはない。

ロック湾のうえに、雲は積上っていて
デルフトのうえに、雲が積上っているようだ。
水を被って飽食している雲のように見える。

死者たちの頭は巨大。もしかしたら
かれらが狙っているのはわたしの息子かしら、かれの
安らかな呼吸、かれの年月のリボン——

けれどもかれは子供ベッドで見張られもせず眠り続ける、

実に自然に、と見えるのだけれど、慣れているのだ
ざあざあ、ばたばた、ぎりぎりと迫ってくるガラスに

窓ガラスはこの光り輝く外界を運んでくる…
ひとりの青い少年がぼろ布を歯に咥えている
まじない師のように窓ガラスのあいだで。

そしてそれからやってきたのと同じように突然、かれらは行ってしまふ。
そして水平線があり
そこからは雲だけが覗き込んでいる、

ヘーゼルバンクの層成す天蓋、
ストラングフォード岬の切断された切っ先が。
そして部屋の密度のせいで呼吸しがたくなっているのに気づいて

目が覚めたわたしは、仰向けによこたわり
口にはコーク、壘止めがはまっていて、じっさい
まるで薬草師の多液症治療薬のようだ。

第1連で夢の中にいる母親は窓の外に懸命に目を凝らして子供を窓の外の恐ろしいものから守ろうとしている（*In my dream the dead have arrived/ to wash the windows of my house*（「夢のなかで死者たちがやってきて／わたしの家の窓を洗う」）。眠っているのに、まるで隣きも出来ないかのように、窓にはブラインドはなく「死者たち」を閉め出すことは出来ないのだが、ここには確かに「窓」がある。まだ紛争からそれほど時間は経過していない、小さな事件は相変わらず起きている状況で、忌まわしい「死者たち」についての記憶といまだに続く恐ろしい事件をシャットアウトして忘れ去ることができない状況を暗示しているかもしれないが、同時にそれは夢の中の窓の外にあるのだ。ベルファストという土地については、この8つの3詩行からなる作品の続く第2連と第7連で、郊外方向への場所の名、「ロック」(the Lough)、「ヘーゼルバンク」(Hazelbank)「ストラングフォード半島」(the Strangford Peninsula)が言及され、加えてオランダの街の名デルフトも登場する（*The clouds above the Lough are stacked/ like the clouds are stacked above Delft*）。これらの土地の名は「ベルファストにて」の英国覇権的な都市のなかの人工的ランドマークとはずいぶん違う。'lough' はゲール語系で「湖」、'Haselbank' はゲルマン語由来で「茂みが覆う土手」、'Strangford' はスカンジナビア語由来で「狭いフィヨルド」、そして 'Delft' は「運河」で、すべて、地形や植生や自然環境と結びついたものである。悪夢のなかで窓ガラスに迫ってくる「死者たちの巨大な首」は、目覚めとともに人間の歴史的な事件より古い自然の景観の中に消えて行く、というこ

とが望まれているのかもしれない。しかし、人工対自然、という二項対立がこの詩の要点ではない。実際、様々な言語由来の地名を登場させることによって、非常に自然に近い固有名詞さえ実はアイルランド島の長い民族侵入の歴史を反映して実に多様であることを詩は仄めかしている。おそらくここでの要点は、名付け、というより、悪夢も現実の風景も、眠っていても目覚めても、見ているのは母親の「わたし」で、すこし戯けた比喩（「薬草師の浮腫治療薬」）をする想像力が「角窓の向こう」の、傷ついているかもしれない現実を癒すこともあるし、いま見えている窓の向こうのものは、実は夢・悪夢かもしれない、と示唆していることである。具体的なベルファストの風景を知っている読者は、現実の「ロック」「ストラングフォード」「ヘイゼル・バンク」をイメージしながら、ベルファストを知らないものは「デルフト」あるいは「フェルメールのデルフト」からベルファストをイメージしながら、実際にある風景が下書きされているものを画布として描き出される母親の奇妙な悪夢を眺める。そうした「画布」が言語で描き出されていることは重要である。それが詩人と読者のコミュニケーションの具体的な場であり、入り口になるのだから。

5

最後にもうひとつ、ベルファストを描写している作品を第4詩集の中から読んでみよう。

Cycling at Sea Level

Because weather's variation plays differently each day
 (forgetfulness being a condition of peace)
 I'm cycling home along the Lagan as it empties into the Lough

with only the wind to slow my flickering telegraph.
 My wheels make a noise like ticker tape.
 The Gasworks. The Chinese Bridge. Our Squares of Hope, The Fish —

to Duncrue Industrial Estate whose meat-
 plant and meal-factory have threaded the air with dust —
 to Belfast Dump's Shore Park: pure scooped brown earth and salt,

looking for all the world
 as though some meteor hit and killed off half the planet ...
 The sun's an unimpeded circuitry that lights such trees along the cycle path

they shine like saints, like knives,
 where the river opens, one artery to another, to multiplying water.
 How many possibilities in a deck of cards?

The same, but changed, the corrugated colours of the mudflats
 have so arranged themselves this afternoon
 I forget every previous journey home and reconfigure

history: a white yacht leans on the breeze;
 a solitary bait-digger, booted to the thigh, is casting a shadow long enough
 to hoist him up by.

Something is unraveling from the bolted-down telescopes
 that line the Whitehouse wall, that offer a view of the moon or a stranded whale,
 and I don't know what it is:

this single moment framed, what passes under a wheel's circumference,
 or the curlew's vanishing question in the sand:
for me, for me, for me? (22)

自転車に乗って海面地に行く

天気模様は日々様々に戯れるので
 (忘却が平和の一条件でもあるし)
 ロック河口に注ぎ込んで姿を消すところまでラーガン沿いに自転車で家路を辿っている

点滅するわたしの電信機のを緩めるのはただ風だけ。
 車輪は株式相場通信器用テープのような音を立てる。
 ガスワークス。チャイニーズ・ブリッジ。ホープ広場。ザ・フィッシュ――

向っているのはダンクリュー・インダストリアル・エステイト, その食肉プラントと食品
 工場が埃で大気を貫き
 そして, ベルファスト・ダンプ・ショア・パーク: 混じりけのない浚渫された茶色い土と塩
 が,

世界中を探し求めている

まるで流星が衝突してその惑星の半分を切り捨ててしまったかのよう…

太陽は妨害のない電気回路で円周沿いの木々を照らし出し

木々は聖者のように、ナイフのように輝き、

そこで川が、ひとつの動脈からもうひとつへ、幾重にも重なる水へと開く。

一組のランプにはいくつの可能性があるのだろうか？

同じだけれど、変化した、泥面の波状な色彩が

きょうの午後はそんな姿を見せているので

わたしはこれまでのどの家路も忘れてしまって歴史の

かたちを変えて見る：一艘の白いヨットがそよ風に寄り掛かる；

独りの餌堀人が、腿まで長靴を履いて、自分を持ち上げるだけ

十分に長い影を落としている。

何かがボルト締めされた望遠鏡から解けている

ホワイトハウスの塀に列なして並んだその望遠鏡は、月か

あるいは座礁したクジラを遠望しているけれど、わたしにはそれがなにかはわからない：

縁取りされたこの一瞬が何なのか、ひとつの車輪の赴くままに過ぎていくもの、あるいは、

砂の中に消滅していくその鳴の問いかけが何なのか：

わたしのため、わたしのため、わたしのために？

ここにも大文字の固有名詞が幾つも登場する。1893年に完成した「ガスワークス」は「ヴィクトリア女王像」や「市庁舎」と同様ヴィクトリア朝後期の様式を見せるが、「ガスワークス」も含めて、どの固有名詞も親英国派のロイヤリストあるいはユニオニスト的ベルファストを喚起するものではなく、労働者（workers）と、「ゴミ」（‘dump’）や「サカナ」など日常生活の臭いを放つ語と結びついた70年代以降新たに開発された地区の固有名詞だ。そして、詩人の声が労働者の日常生活に期待する「フレーム」は、ここでも固有名詞で示される。第2連3行目の「ホープ広場」がそれだ。だが、ここで注目したいのは、この希望に満ちた場所の名を含めて、場所・ランドマークの固有名詞を伝える詩人の声は、自転車車輪が立てる「株式相場通信機用テープ」のような音に合わせているとされていることだ。つまり、言語選択も紹介する視覚形象選択も、もちろん詩人の視点、詩人の「フレーム」から成されているわけだが、その選択をできるだけ「主観」から離れた、そして、固定的なものから、変化し「自転車」とともに位置を変えて行く機械的な視野に映ったものとしたという意図が



図6 The Big Fish, Belfast

筆者撮影 (2012年9月)



図7 The Gasworks, Belfast

筆者撮影 (2012年9月)

ある。

自転車で走りすぎて行く視点が素速く移動することを反映して、一詩行は長く多くの情報を与えながら、一連一連の間を越えて語りが進んで行く——第1連のセンテンスは第2連の1行目まで完結しないし、第2連の最後の‘Our Square of Hope’で始まるセンテンスは第4連の2行目まで繋がっており、メッセージは明確なかたちで完結しないまま、進行と変化が継続することが示唆されている。「ホープ広場」からさらに行程を進めたところは、ひとつの川が「幾重にもかさなる水に開」いている場所で、多様な可能性が予感され(‘how many possibilities in a deck of cards?’), 多元・多価値的な世界が期待されている。「ホープ広場」の次に語り手の視野に入った「ザ・フィッシュ」はベルファストに繋がる様々な人々についての一場面を焼き込んだタイルが貼付けられたパブリック・アートだが、ラーガン川とファセット川がひとつになる地点に多様な人々がひとつの文化を共有していることの祈念をこめて1999年に作られたオブジェである。多様性は可変性にも繋がる。第5連で同じ土地だが、通るたびに変化しているというのは(‘the same, but change’)見る主体が変化しているからだ。「ベルファストにて」のランドマークに象徴される重い過去の物語を背負ってきた土地が「過去」から解き放たれて新しい変化し続ける物語を作って行くことを願うように、第8連では、主観的視点であらざるを得ない語り手の視野では捕らえられないものを複数の望遠鏡が映し出していることが伝えられるが、何が望遠鏡によって眺められているのかは語り手には見えない。それが何かはわからないが、「なにかが解かれている」(‘Something is unraveling from the bolted-down telescopes’)。モリッシーは明確に語らないで(‘I don’t know what it is’), 言葉というメタファーの中に閉じ込めない振りをすることによって、無限の可能性を秘めた仮想の「窓」をここでは暗示しているのだ。

「ベルファストにて」と「海水面地域を自転車で」で詩人の声が伝えていることはさほど変わらない。どちらも景観に現れるランドマークの名を挙げている。だが、後者の声はずっと軽やかだ。自転

車の速度で移動しているからだけではなく、詩人が挙げていく建築物や視覚オブジェを読者の意識のなかに喚起する言葉の力に積極的であるからだ。「主観的」であることを排するためにカメラの視点に言及するにしても、第8連目冒頭の「何かが解けている」(‘Something is unravelling’)という語句は、「ベルファストにて」の後半の第2連目「わたしにあたえられたものは / 未来は語られぬままそして過去は / 出会われず説明されないままに / という願いが繊細に解けていくこと」(‘And what I have been given / is a delicate unraveling of wishes / that leaves the future unspoken and the past / unencountered and unaccounted for’)という語句で与えられた「願い」が現実解け始めていることを伝えている。詩の言葉は、自転車を漕ぐ人が辿っている土地に希望に満ちた未来を願っている。そして、語り手自身がその場所に属しているということを疑問符付きの最終行「わたしのため、わたしのため、わたしのため」(‘for me, for me, for me?’)が戸惑いながら示唆している。自転車の車輪の音やカメラが登場する「海面地を自転車で行く」は「角窓の向こうに」と同様、「ベルファストにて」よりも、生物であれ無生物であれ「フレーム」に限定される視野の宿命を強く意識している作品であるが、その視野は「牢獄」からのものでなく、大きな窓、可動的な窓からのものが望まれている。そしてその窓からは、眺めるたびに姿を変えていく他者が見えることが予想される。主観的な眼差しはいつも時空を移動し、また別の視野を理解する途上にあるのだ。

*

都市の外観や伝統的行事は、自然の浸食や天候などの影響で全く同じ状況を持続することは不可能だが、ある程度固定的な視覚的オブジェと言える。その読解は鑑賞者によって異なり、文学がパブリックな視覚物に言及するとき、ウィル・セルフの実作者としてのことば通り、少なくとも作家と読者・鑑賞者のパブリックな空間の操作についての確認・認識・反省の入り口となり得る。

2で検証したように、モリッシーは、大英帝国の終焉の時期に帝国の覇権を示す名を与えられて建築された多くのランドマークのメタファーの有効性を問うているが、それは名付け行為、ひいては言葉というメタファーへの力と限界を暴露する。

しかし、いかに限界と権力に繋がる可能性に曝されたとしても、「理解する」ということは自分の言葉に置き換えて行く行為であり、他者に配慮しながら「翻訳」することによってコミュニケーションが可能となる。3で見たように、他者文化を理解するということは誤謬を含む自分のメタファーの中に他者を置き直すということを意識しつつ、言語によって構築されるメタファーの芸術である詩を創る詩人はその肯定的な力と戯れ、読者に「議論」の入り口を提供する。

4, 5では詩人の第4詩集『角窓の向こうに』に登場するベルファストを背景とする作品を分析することによって、北アイルランド紛争終結後すぐに書かれた「ベルファストにて」以降の変化を明らかにした。2で論じた大英帝国の重荷からベルファストを解き放つという希求は、様々な見方を認めることが閉鎖状況から逃れることに繋がることを暗示する様々な「窓」のモチーフと、移動して行く視点に注目することによって達成されている。

2013年出版の『パララック』でモリッシーはT. S. エリオット賞を受賞した。第5詩集では「視差」に注目して、特定の視線によって捉えられた世界とその再鑑賞をテーマに、さらに視覚オブジェと文学の共振によって明らかになる視線と世界の意味付けの関係を探っていく。

《注》

- (1) 本論文は、Naoko Toraiwa, 'Portals between Here and There: Sinéad Morrissey's Uses of Visual Imagery,' *Journal of Irish Studies* (IASIL JAPAN: 2013) をもとに大きく加筆したものである。
- (2) Will Self, 'Art for fictions sake: The art of writing,' *Tate Etc.* 8 (Autumn 2006), <http://www.tate.org.uk/context-comment/articles/art-fictions-sake> [2013年8月25日].
- (3) Elizabeth Bergmann Loizeaux, *Ekphrasis: Twentieth-Century Poetry and the Visual Arts* (Cambridge: Cambridge University Press, 2011), pp. 11-15.
- (4) John Urry, *The Tourist Gaze* (London: Sage, 1990).
- (5) Sinéad Morrissey, *Between Here and There* (Manchester: Carcanet Press, 2002). 以下この詩集からの引用はページを本文に示す。
- (6) *The State of the Prisons* (Manchester: Carcanet Press, 2005). All subsequent quotations will appear in the text.
- (7) Elmer Kennedy-Andrews, *Writing Home: Poetry and Place in Northern Ireland, 1968-2008* (Cambridge: D. S. Brewer, 2008), pp. 258-259.
- (8) Rebecca L. Walkowitz, *Cosmopolitan Style: Modernism Beyond the Nation* (New York: Columbia University Press, 2006), p. 20.
- (9) Donald Davidson, arguing against theories that focus on the contents of the thought a metaphor provokes, emphasizes the effects metaphors have, writes, 'No doubt metaphors often make us notice aspects of things we did not notice before; no doubt they bring surprising analogies and similarities to our attention; they do provide a kind of lens or lattice. ... through which we view the relevant phenomena.' Davidson, Donald, 'What Metaphors Mean,' *Critical Inquiry*, 5.1, Special Issue on Metaphor (Autumn, 1978), p. 45.
- (10) *Cain: Maps: Maps of Ireland and Northern Ireland*, <http://cain.ulst.ac.uk/images/maps/maps.htm>. 2014年12月15日参照。
- (11) Word and Image is a deceptively simple label, then, not only for two different kinds of representation but for deeply contested cultural values, in the NEH report, for example their difference is associated with the differences between mass and elite culture, between the professional, academic humanities and the public humanities, with the difference between a cultural past dominated by the book, and a cultural future in which the image threatens to take over. *Picture Theory: Essays on Verbal and Visual Representation*, p. 21.
- (12) James Clifford, *Routes: Travel and Translation in the Late Twentieth Century* (Harvard: Harvard University Press, 1997), pp. 6-8.
- (13) Sinéad Morrissey, *The State of the Prisons* (Manchester: Carcanet Press, 2005).
- (14) Sinéad Morrissey, *Through the Square Window* (Manchester: Carcanet Press, 2009), p. 53. 以下この詩集からの引用はページを本文に示す。

『サウンド・オブ・ミュージック』の魅力

瀬川裕司

Die Faszination von *Meine Lieder – Meine Träume*

SEGAWA Yuji

Meine Lieder – Meine Träume (1964, Regie: Robert Wise) ist ohne Zweifel der weltweit erfolgreichste von allen in den deutschsprachigen Ländern gedrehten Filmen. Etwa zwei Drittel davon wurden in Salzburg und Umgebung aufgenommen. Heute noch besuchen viele Touristen aus aller Welt die Stadt Salzburg, um die Drehorte dieses Films zu besichtigen, was bedeutet, dass er weiterhin eine große Faszination ausübt.

Die Anfangssequenz von *Meine Lieder – Meine Träume* ist sehr wirkungsvoll, weil die Zuschauer dort die Botschaft des Filmes klar und deutlich erfahren können. Der Film öffnet mit grandiosen Bildern der hohen Bergen im Salzkammergut, und die Heldin Maria (Julie Andrews) singt auf einem Hügel den Titelsong, der die Harmonie zwischen Natur und Musik hervorhebt. Danach sieht man eine Serie von Bildern der Kirchen um Salzburg, gefolgt von einer Messeszene im Nonnenkloster, zu dem Maria gehört. Hymnen werden gesungen; die Botschaft dieser Sequenz lautet, die Natur ist erfüllt von Musik und das Salzkammergut ist eine besondere, von der christlichen Religion stark beeinflusste Gegend.

Im Mittelpunkt des Films stehen die Entwicklungsprozesse der Heldin. Sie wird am Anfang als „Kind“, das dem Kloster nicht passt, behandelt. Aber auf Befehl der Mutter Oberin wird sie zur Trapp-Villa geschickt, um für fünf mutterlose Kinder zu sorgen. Maria gibt ihnen Musikunterricht und gewinnt ihr Vertrauen. Ihr Vater, der Baron von Trapp verliebt sich in Maria und heiratet sie. Das heißt, Maria, die anfangs „Kind“ war, wird zur „Lehrerin“, und nach kurzer Zeit zur „Ehefrau“ und „Mutter“. Sie schützt ihre Kinder vor der Verfolgung der Nazis und führt ihre Familie in die freie Welt Amerikas. Diese Änderung in den Funktionen der Hauptfigur ermöglicht es, den Zuschauern verschiedener Altersschichten, sich leicht in die Heldin einzufühlen.

Die Entwicklung der Story erinnert auch an einige populäre Vorbilder. Hier wird vor allem der Lebenslauf eines Outsiders dargestellt. Es gibt in der Welt unzählige Outsider-Stories, wo ein Fremder plötzlich in einer erstarrten Gemeinschaft auftaucht, viele Probleme löst und die Leute glücklich macht. In diesem Film fungiert die Familie Trapp anfangs als erstarrte Gemeinschaft. Baron von Trapp war so traurig über den Verlust seiner Frau, dass er seinen Kindern verbot, Lieder zu singen und draußen zu spielen. Musik und Lachen waren aus dem Haus verschwunden. In diesem Sinne war die Villa Trapp „vereist“. Maria befreit mit der Zauberkraft der Musik die Kinder und lässt den Vater die Trauer ablegen, um das „Eis“ zu schmelzen. Maria wird danach zwar von der Wienerin Elsa aus der Villa vertrieben, aber die Kinder retten sie sofort aus dem Kloster. Nun entsteht eine fröhliche, musizierende Familie. Die Tatsache, dass diese Story auf wahren Ereignissen basiert, verstärkt ihre Überzeugungskraft. Es ist auch nicht zu übersehen,

dass die Filmstruktur der Geschichte von *Mary Poppins* (1964) ähnelt, wo Julie Andrews vor *Meine Lieder – Meine Träume* die Titelrolle gespielt hat.

Natürlich sind die Lieder von Richard Rodgers und Oskar Hammerstein für die Zuschauer besonders faszinierend. Ihre Texte sind bedeutungsvoll, Melodien eingängig, deshalb ist es verständlich, dass in den Kinos vieler Länder „Sing Along“- Events noch sehr beliebt sind. Die Bilder der vielen Gesangs und Tanzszenen sind ebenfalls bezaubernd. In der Filmgeschichte gibt es nur wenige Musicalfilme, in denen so viele Szenen wie hier im Freien gedreht wurden. *Meine Lieder – Meine Träume* bleibt daher für viele Filmfans der eindeutige.

『サウンド・オブ・ミュージック』の魅力

瀬川 裕 司

2013年度における「特別研究」では、ドイツ語圏で現地スタッフが参加して撮影された映画作品として史上もっとも大きな成功を取めた『サウンド・オブ・ミュージック』⁽¹⁾と、日本で撮られた〈独日合作映画〉である『新しき土』⁽²⁾について調査研究・執筆を進めた。どちらの研究成果もできるだけ早くまとまったかたちで発表する予定だが、「特別研究」の「成果論文」としては短い原稿しか受けつけないということなので、ここでは前者について実施した研究の一部を短縮して「報告論文」とさせていただきたい。

映画『サウンド・オブ・ミュージック』は、ザルツブルクと周辺の観光絵巻を活用したシンプルで通俗的な娯楽映画だが、製作から50年を経た現在も高い人気を誇っている。同作品は5部門のアカデミー賞に輝いた⁽³⁾。もっと多くの部門で受賞した作品も多数存在するなかで、同作品が特に世界中の広い年齢層を惹きつけるのはなぜか。この映画を、繰り返して見る人が多い理由は何か。以下では、その魅力を生む諸要素についてまとめてみたい⁽⁴⁾。

1. 先行研究について

今回、『サウンド・オブ・ミュージック』に関連する書籍・論文に可能なかぎり目を通したが、そこで判明したのは、いわゆる知的研究がなされているようなものがほぼ皆無であるということだった。作品およびトラップ一家の物語を扱う書籍として筆頭に挙げられるものとしては、Fred Bronsonのもの⁽⁵⁾、Julia Antopol Hirschのもの⁽⁶⁾、William Andersonによるもの⁽⁷⁾などがあるが、いずれも映画ファン向けの撮影時のエピソード集や家族の物語における細部の紹介にとどまっており、分析もしくは研究などはおこなわれていない。また、同作の監督であるロバート・ワイズの諸作品について書かれたRichard C. Keenannの著書⁽⁸⁾、Frank Thompsonの著書⁽⁹⁾においても、ワイズの監督作がきわめて多く、そのうちの一作品という扱いしか受けられないため、『サウンド・オブ・ミュージック』については浅い記述しかなされず、知的な深いアプローチなどは見られない。ワイズに長時間のインタビューをおこなって自作について語らせ、注釈を加えたSergio Leemannの書籍⁽¹⁰⁾も、やはり断片的な思い出話に終始しているのみであり、〈先行研究〉と呼べるようなものではない。

ドイツ語圏で出版された書籍で『サウンド・オブ・ミュージック』を大きくとりあげたものとしては、同作をドイツ・オーストリアにおける〈郷土映画〉のひとつとして位置づけようとする

Christian Strasser の著作⁽¹¹⁾があるが、これも撮影状況と物語の紹介以上の情報をもたらすものではない。Strasser は、ザルツブルクで撮られた映画のうち著名なものを紹介する著作⁽¹²⁾も発表しているが、『サウンド・オブ・ミュージック』に関してはロケ地についての情報や作品の簡単な成立史が書かれているのみだ。

日本で出版されている関連書籍としては、マリーア・アウグスタ・フォン・トラップの自伝⁽¹³⁾、アガテ・フォン・トラップの自伝⁽¹⁴⁾のほかでは、『『サウンド・オブ・ミュージック』で学ぶ欧米文化⁽¹⁵⁾』という薄い書籍がある程度だが、これは京都府立大学に所属する、映画研究を専門分野としない教員数人が実施した市民向け講座を文字化したものであり、知的考察とか分析と呼べるような性格のものではない。

このような実態は、筆者にはまったく意外ではない。というのは、たとえば通俗文学とか流行歌でもそうであるように、世界中の人々から〈通俗的〉と見なされているような映画作品は、どれほど人気があろうとも、まったく知的研究の対象とされない場合が珍しくないのである。「先行研究について」という項目を立てておきながら、知的な先行研究がほぼ皆無であると書くのは非生産的であるようにも思われるが、この項は〈先行研究についての記述がなければ「論文」として認めない〉という指示を受けた結果として加筆したものである。ご理解いただければありがたい。

2. 導入部のメッセージ

よい導入部を構成することは、映画づくりにおけるもっとも重要な作業のひとつだ。『サウンド・オブ・ミュージック』においても、空撮された山々の風景から丘の上でのヒロインの熱唱、そしてタイトルバックの諸映像は、模範的な導入部であるという評価を受けてきた⁽¹⁶⁾。そこに凝縮されているのは、聖なる自然およびキリスト教的空間への讃歌である。

まず観客が目にするのは一面の雲だ。それが何を意味するのかはまだわからない。ヘリに乗せられたカメラが右へ移動すると、氷河あるいは積雪のある山々が見えてくる。このショットでは空はほとんど雲で覆われ、山々も薄暗く見える。だが、同じく山頂付近が雪で覆われた山をとらえた二番目のショットでは、陽光が当たり、背後の山々も明るく見える。ただし右へ移動していくうちに、カメラ＝ヘリコプターはまた雲にすっぽりと覆われ、視界は真っ白になる。三番目のショットは、その〈真っ白な映像〉を〈つなぎ〉として生かし、近い位置からとらえた雪山の表面を提示する。それが雪山だとわかるのは、真っ白ななかに灰色の岩が飛び出しているのが見えるからだ。ここまで観客には、撮影された季節はわからない。

カメラが右へ動いていくと、垂直に近く切り立った崖が見えてくる。強い風が吹いている効果音が聞こえる。同じショット内でカメラがさらに右へ移動すると、かなり下方に緑の谷が見えてくる。これにより、冒頭の〈雲と雪と岩の世界〉から、〈緑の山々の世界〉への移行がなされる。次のショットでは、木々で覆われた山の向こうに明るい川と谷が見え、鳥のさえずりが聞こえてくる。〈生命のない世界〉から、一気に〈生き生きとした自然界〉に突入してきたことが表現される。さらに、鳥の

さえずりが引き続いて聞こえる5番目のショットでは、カメラはかなり低い位置に降りていて、山々に囲まれた美しい湖面をとらえる。

次に目にされるのは、2隻の船が行き交っている湖面だ。鳥のさえずりを真似るようにフルートを中心とする管楽器が鳴り始める。それは自然に、オーケストラの演奏に移行する。ここでアビールされるのは、音楽が鳥のさえずりと同じ意味を持っていること、つまり自然から私たちへの囁きかけであるということだ。湖面のショットをはさみ、岩肌を右へ抜けると、ひときわ大きな湖が見えてくる。一貫して〈左→右〉の動きを形成してきたカメラは、はじめて映像の奥に向かって直進していく。カメラは地表にかなり近い高さを飛びながら、田園風景や湖畔の美しい城館などをとらえ、森の上を低空飛行する。そして、森のあいだに平らな草原が開けている風景がとらえられる。

音楽が高まる。木々に囲まれた平地に、小さな人影が見える。それはジュリー・アンドルーズ演ずるヒロインだ。彼女はしっかりした足取りで手前に歩いてくる。アンドルーズは両手を上げて体を回し、音楽がさらに高まる。

続いて地上からの撮影映像で、アンドルーズが「丘陵は音楽の響きと、何千年も彼らが歌ってきた歌に満たされている／丘陵は私の心を音楽の響きで満たす……」（タイトルソング The Sound of Music）と歌いはじめる。笑顔のヒロインは右へ進みつつ、「私の心は、聞こえてくるすべての歌を歌おうとする」と歌い続ける。人影のない草原が見えたあと、「心が寂しいとき、私は丘陵に向かう」という部分を歌いながらアンドルーズが姿を現し、「私は知っている、自分が以前に聞いたことがあるものを聞きたいと思っていることを。私の心は音楽の響きによって祝福を受けるだろう。そして私は、もう一度歌う」と歌い終える。

発信されているメッセージは明らかだ。大自然は、それ自体が奏でる音楽で満たされている。丘陵も木々も鳥たちも小川も、それぞれの歌声を発している。文明のなかで生きることが余儀なくされている人間には、そういった音楽の響きが届かなくなっている。だが、〈歌う霊媒〉とも呼ぶべきヒロインは、大自然に足を運んで聖霊と交信し、一体となれる。脚本家レーマンとワイズは、最初に〈雲と氷河の世界〉を提示し、カメラが下降するにつれて緑の濃い生き生きとした世界に変わることを強調し、さらに風の音、鳥のさえずり、管楽器およびフルオーケストラの演奏、アンドルーズの歌唱という音声情報および歌詞の内容によって、映画全体のテーマを高らかに打ち出す。

冒頭のマリーアをただけでは、その正体はわからない。黒の長袖ワンピースにグレーのエプロンが縫いつけてあるような衣服で、強いていえば女中の制服のようだ。唐突に教会の鐘が鳴り響く。「私の心は、そよ風に乗って教会から飛び立つ鐘の音のようにため息をつこうとする」という詞があったので、高原に鐘の音が響くことは自然に受けとめられる。

「A Robert Wise Production」「OF Rodgers AND Hammerstein's」⁽¹⁷⁾ という文字列が草原の風景に重ねられたのち、小高い丘の教会をバックにタイトルが出る。以後、作中で使用される楽曲のメドレーが演奏されながら、主要な関係者の氏名が提示される。そこから、〈教会〉に関連するものをとらえる八つのショットが続く。

重要なのは、この箇所が〈マリーアが自然と交感した草原〉と彼女が暮らす修道院を繋ぐ部分に相

当するということだ。マリーアは、あたかも〈丘の上〉から修道院までを繋ぐ秘密のトンネルが存在しているかのように、いきなり修道院に姿を現す。映画のラストでも、トラップ一家は修道院の墓地の横で車に乗った直後に〈アルプス越え〉をしているように、修道院は〈聖なる山々〉と直接つながっている空間なのである。しかも観客は、ザルツブルクと周辺部の教会の映像をさんざん見せられている。これによって、教会＝修道院の宗教的世界が、美しい山々の世界と同じレベルにあることが伝えられる。

修道院のシークウェンスでミサの合唱がなされ、二番目の曲「マリーア (Maria)」が歌われることは、修道院が歌＝音楽によって支えられていることをも如実に示している。私たちはこのように『サウンド・オブ・ミュージック』の短い冒頭部において、ザルツブルクおよび美しい山河が音楽によってさらなる聖性を獲得しており、ヒロインが〈歌うこと〉によって宗教性と大自然のあいだを自由に行き来する特殊な存在であることを理解できる。

ザルツブルク周辺では、古代より岩塩の採掘がおこなわれて高度な文明が存在し、岩塩が地域経済を支えたという史実があり、〈塩の街〉のイメージが強い。塩はキリスト教文化においても悪魔を退散させると信じられ、〈清め〉の力がある〈聖なる物質〉と考えられてきた。その意味において、ザルツブルクとその周辺は古くより〈清められた地域〉なのだ。またザルツブルクは、798年に大司教区となってから千年にもわたって大司教が領主を兼ね、キリスト教そのものが統治する街であり続け、重要な宗教的・政治的拠点となっていた。こういった背景から、ザルツブルク周辺が〈聖なる地域〉という色彩を帯びていることはまぎれもない事実だ⁽¹⁸⁾。

3. マリーアの成長——〈子供〉から〈母〉へ——

マリーアは修道院では〈子供〉と見なされているが、院長の命を受けて〈教師〉となり、大佐との〈恋の当事者〉となり、〈妻＝母〉となる。『サウンド・オブ・ミュージック』は、主人公が困難に立ち向かいながら立派な人間になっていくプロセスを描いている。つまりヒロインの物語は、文学用語でいう〈教養小説〉のパターンを踏襲するものだといえる⁽¹⁹⁾。

a. 〈子供〉としてのマリーア

修道院の場面で最初に目にされる15にも及ぶショットでは、誰もが憂鬱そうな様子であり、修道院は堅苦しい空間として表現される。修道院は教会群と同じ聖なる施設であって、荘厳な雰囲気の中に美しい合唱が響き渡る空間として強い印象を残す。

映画のストーリーが真の意味で開始されるのは、中庭を囲む廊下を歩く院長に若い修道女が近づき、マリーアが行方不明だと告げる場面からだ。そして、マリーアに関する先輩たちの会話は、自然なかたちで「マリーア (Maria)」の歌に変わる。この歌の役割が、ヒロインがどんな人物であるかを観客に周知徹底することにあるのは明らかだ。この段階でのマリーアとはどんな人物か。歌詞によれば、「木に上り、膝をすりむき、ミサに向かう途中でワルツを踊り、階段で口笛を吹き、食事以外

のあらゆることに遅刻する」新参者であり、「おしゃべりで、人を惑わす存在であり、道化師」だ。

院長が「どうすれば砂の上の波をとどめられるでしょう？」と歌うので、マリーアが一か所に落ちていられない人物であることがわかる。修道女ふたりが「お天気のように予測不能」「羽のようにふわふわしている」と形容したあと、「愛すべき子」「悪魔」「無邪気な子」「自由奔放」「子供」「頭痛の種」「天使」といった肯定的・否定的意見が活発に出され、最後に院長が「彼女は少女なのです」としめくくる。先輩修道女たちの、両極端のように見えるコメントは矛盾するものではない。マリーアとは、どこから見るとによって印象が変わる存在であり、総体として「子供＝少女」なのだ。

丘の上で歌っていたマリーアは堂々としており、アンドルーズの撮影時の実年齢、28歳にふさわしい貫禄を見せていた。だが彼女は鐘の音を聞くと、滑稽な走り方でダッシュして〈子供であること〉を強調する。歌が終わっていない段階で中庭に飛び込んでくる様子は、まさに天衣無縫だ。

腰を落として井戸まで走ると水を出し、少量の水を口に含み、石畳の上に投げたボールを手にとって走る。そして6人の前を通過しかけてから、先輩たちの存在に気づく。観客は当然、マリーアが謝罪もしくはいいわけをすると予想するが、なんと彼女は天を仰いで両肩をたらし、首を左右に振りながら去ってしまう。空気を読めず、きちんと反省したり謝ったりすることができない〈子供〉。それが、最初に表現されるマリーアのイメージだ。

b. 〈教師〉としてのマリーア——大人と子供の仲介者

マリーアは一気に〈子供〉から有能な〈家庭教師〉に変貌をとげるわけではなく、いくつかの段階を経ている。院長室の前の廊下、巨大なフラスコ画の右に立っているマリーアは、昼間の〈エプロンのある衣服〉ではなく、黒のシンプルな修道服を身に着け、頭には例の〈布切れ〉であろうボールをしている。

院長の命令を受けたマリーアは、トラップ家に向かうために院内の敷地を歩く。院内の合唱が低い音量で流れ、ヒロインの孤独感を強調する。最初に〈胸当てのあるエプロン〉の衣服で〈子供〉としてふるまい、次に黒い修道服で〈大人〉のように見えたマリーアは、一般市民の洋服に着替え、これから7人の子供との対決に臨む。

バスからおり、ギターと鞆を振り回し、両足を空中で打ち鳴らして勢いよく歩くマリーアは、また〈子供〉に戻ってしまった感じだ。その子供っぽさがピークに達するのは、門から走りこんだ彼女が、砂利に足をとられて転びそうになる場面である。

屋敷に入ったマリーアは、ドアの隙間から舞踏室を覗き、ドアをあけて入りこむ。そして妄想の世界に入り、ダンスの前に紳士淑女がするお辞儀の真似をする。大きな音を立てて大佐がドアをあけ、おびえた表情でホールに戻るヒロインは〈子供〉そのものだ。

しかし、マリーアは大佐との会話において調子を取り戻す。大佐の高圧的な話し方には皮肉をこめて「Yes, Sir」と応じるし、大佐がマリーアを呼ぶ笛の吹き方を伝えようとする、屈辱的だといって拒絶する。逆に、立ち去ろうとする大佐の後ろ姿に向かって笛を吹くところなどは、大佐の横暴さに驚いていた観客を安堵させる。マリーアは強敵に出会って潜在能力を引き出され、対等な〈大人〉

として振る舞うのである。

次は子供たちとの対決だ。マリーアが家庭教師は初めてだと明かすと、年長の五人が嬉しそうに近づき、「お父様には、口出しするなっていうのよ」といったような嘘の〈助言〉をする。家庭教師を追い出すことに慣れている子供たちは、マリーアを〈大人〉として尊敬しないし、親しみも見せない。だがその夜、マリーアは子供たちとの距離を劇的に縮める。そして松ぼっくりを椅子に置くといういたずらを仕掛けられても大佐にいいつけず、逆に彼らに感謝することによって、信頼を得る。他方では家族に食前のお祈りをさせて指導者としての資質を発揮し、大佐との会話においても対等に渡り合う。

さらにその少しあとには、デートを終えたリーズルとも打ち解け、雷をこわがる子供たちに〈気分をよくする歌〉である「私が好きなもの」を教え、〈先生と生徒〉という関係をみごとに築く。マリーアは、歌の力によって子供たちの心をつかんだわけである。以後、彼女の服装は子供たちの衣服と雰囲気合わせたものになる。

c. 〈恋する乙女〉としてのマリーア

次にマリーアは〈恋する人〉となる。彼女は最初は恋愛や結婚とは無縁な中性的存在に思われるが、ある段階から恋愛の当事者となる。マリーアが明らかに恋を意識し、〈女〉であることを前面に出す箇所を見てみよう。

ウィーンから戻り、子供たちが〈遊び着〉を着て自由に遊んでいることに怒った大佐と口論になるあたりでは、まだそんな様子は見られない。大佐が連れて来たエルザのために練習していた合唱が終わり、階段を上がろうとして大佐から引きとめられた直後、マリーアは両手を合わせて嬉しそうな表情を浮かべるが、まだ〈恋〉という感じはない。

マリーアの服装に大きな変化が見られるのは人形劇の場面からだ。ここで彼女は、はじめて鮮やかな色のワンピースを身にまとう。全体としては水色で、大きな花柄の模様が入っており、袖の部分は透けた素材になっている。靴も同系色の鮮やかな色のものだ。エルザは薄いオレンジとベージュの間のような色のブラウスに、赤から茶色系の複雑な模様のスカートを着用しており、マリーアの清楚さとは対照的な豪華さを見せている。

人形劇が終わると全員が居間に移る。マリーアからギターを渡された大佐は、「エーデルワイス (Edelweiss)」を披露する。マリーアは少し離れた壁に背中をつけて聴きほれる。そして決定的なショットを観客は目にする。それはエルザの視線を表現するショットで、壁にもたれたマリーアの上半身をとらえたものだ。彼女は左手を箏の角に置き、かすかな笑顔を浮かべている。マリーアが明確に〈恋する女性〉として描かれるのは、ここからだ。歌い終わりのところで、大佐と彼女は見つめ合う。すべての観客に、この男女の感情を理解させる演出である。その雰囲気を断ち切ろうとするかのようにエルザがパーティーを開こうという提案をし、このシークウェンスは終了する。

パーティーでは、エルザは金色に輝く派手なドレスを着ているのに対し、マリーアは場違いな地味なドレスを着ている。腰から胸の部分が水色、半袖とスカートの部分は白地に赤や緑の小さな模様が

入っている。カートに請われて、マリーアが「レンドラー (Ländler)」を教えていると、大佐がテラスに登場する。

大佐とマリーアは楽しげに、余裕をもってダンスを披露するが、やがて真剣な表情になる。全身をとらえていたカメラが、ショットが変わるたびに接近し、ついには大佐の瞳を凝視するマリーアをソフトフォーカスのアップでとらえる。ふたりはダンスを中断する。愛し合っていることを確信し、踊り続けられなくなったという表現だ。マリーアはおびえたような表情であとずさる。大佐は柔和な表情でヒロインを見つめる。マリーアは「私はダンスに慣れていないんだと思うわ」といって両頬に手を当てる。マリーアのナイーブな〈恋する乙女〉という面がもっともわかりやすく表された瞬間である。

エルザによる妨害工作がはじまる。マリーアは、子供たちが「さよなら、ごきげんよう (So Long, Farewell)」のパフォーマンスが終了するまでは横に立って〈教師〉としてふるまうが、マックスにディナーにも加わってほしいと頼まれて、着替える必要が生じる。この〈着替え〉は、エルザから余計な情報を吹き込まれたヒロインがどうしてよいかわからなくなり、修道院に逃げ帰るという展開を生むための設定だ。マリーアは家庭教師初日に着ていた〈もらい手がなかった衣服〉を箆笥からとり出す。修道院に戻るとは〈教師〉以前の自分に戻るということなので、その趣味の悪い洋服に身を包むほかないのである。

次に観客がマリーアを目にするのは、院長との面談の場面だ。注意したいのは、マリーアが院長室に入るのと入れ違いに、新たに修道院に加わった女性が出ていくことである。彼女が、〈青みがかかった緑色のワンピース〉を着ている点が重要だ。そのワンピースは、マリーアがこのあと屋敷に戻るときに着ている洋服である。マリーアは院長から、問題に向き合いなさいという助言を受けるが、そのためには〈恋する乙女〉となってからのシンボルカラーであるブルー系統の色の洋服で帰還するのが適切だ。だが修道院には、通常はそのような洋服のストックはない。だからその新しい志願者は、ワンピースをマリーアに委譲するためにのみ登場したのである。

屋敷に戻った日の夕食後、テラスに出たマリーアは、大佐とエルザの婚約について聞かされて寂しそうにしている。このとき彼女が着ているのは、人形劇のときの空色のワンピースだ。大佐は赤いドレスに身を包んだエルザと話し合っただけで婚約を解消し、続いてベンチに座っているマリーアのところへ行って話しかけ、相手の気持ちを探り合うような会話を展開する。まだマリーアは、大佐とエルザが直前に何を話したかを知らない。

ここにも、マリーアの役割の変化を如実に示す箇所がある。大佐は、「マリーア、男爵夫人がここにいることはなくなった」と告げる。大佐はそれまで彼女を「フロイライン・マリーア」と呼んでいたが、ここではじめてファーストネームのみで呼ぶのだ。大佐はこれによって〈主人と家庭教師〉という関係性を破棄し、〈男と女〉という立場に移行しようとした。〈雇用者と被雇用者〉の関係から逸脱することのなかった両者は、大佐が「フロイライン」をはずした瞬間、〈愛し合う男女〉へと大きく関係を変更する。

d. 〈母=妻〉としてのマリーア

〈あずまやでの告白〉の直後、観客はいきなり結婚式の場面を目にする。つまり、〈婚約時代のマリーア〉はなく、いきなり彼女は〈妻〉になる。新婚旅行を終えた夫妻は、子供たちを屋敷で出迎える。マリーアは、濃いクリーム色のウエストがタイトになった上着とゆったりしたスカートを着用し、同系色の靴を履いている。「マザー」という呼び方に慣れないプリギッタに「フロイライン・マリーア」と呼ばれても、落ち着きをもって対処する。マリーアはそれまで〈家庭教師とゲスト〉という関係で接していたマックスにもファーストネームで呼びかけ、対等にふるまう。

〈母〉としての最初の仕事は、失恋したリーズルと「もうすぐ17歳 (Sixteen Going on Seventeen)」を歌い、励ましてやることだ。ほんの少し前まで〈子供〉として自由にふるまい、恋愛経験の浅そうなマリーアが、ずっと以前から恋に夢だったリーズルに助言をする、というのも少しおかしい感じがするが、とにかく彼女は思いやりに満ちた表情で、堂々と〈上から目線〉で語りかけ、リーズルも敬愛の念のこもったまなざしでそれに応える。

その夜、一家は脱走するために車を門の外まで押していき、ナチの一味にライトを当てられる。だがマリーアは堂々とふるまう。彼女は濃いグレーの生地、襟に緑の縁取りがされたコートが彼女が着ている。次は音楽祭でのステージ上だ。家族とともに歌う姿は威厳すら感じさせ、大佐とも長年連れ添ってきたかのようなようだ。そのあとの修道院および墓地のシークウェンスでは、彼女は上にコートを羽織っている。特にグレートルとマータという年少のふたりに気を配り、石のかげに隠れるときは、ずっとグレートルを抱きしめている。観客には、もうマリーアと子供たちが〈本当の母子〉にしか思えない。最後の山越えでは、マリーアは最後尾でマータの肩を抱いて助けてやっている。

このように私たちは、短い時間のうちにマリーアという〈自然児〉が〈教師〉となり、〈恋する乙女〉を経て、落ち着いた存在の〈妻=母〉へ成長していること、そしてその説得力を高めるために映画のなかでさまざまな工夫がされていたことを確認できる。

ヒロインが〈子供〉から〈大人〉に至る諸段階を見せることは、広い層の観客が物語に感情移入することを可能にする。観客は、自分の感情を寄り添わせられる対象を捜しつつ物語を追っていくものだ。ヒロインのそのような多層性は、子供から高齢者までの多くの観客に、物語を身近に感じさせる効果がある。『サウンド・オブ・ミュージック』の成功の鍵のひとつは、主要人物に感情移入できる局面が多数存在するという事実にあるだろう。

4. マリーアは何をしたか ― 類型としての物語 ―

a. アウトサイダーの貢献

この映画をストーリー展開という観点から考察するとき、最初に浮かび上がるのは、これが〈アウトサイダーの登場によって共同体が一新される〉物語だということだ。停滞した社会、問題を抱えた共同体や家庭に〈よそ者〉が入ってきて、新たな風を吹き込み、問題を解決し、家族の絆を復活させ

るという、おなじみのパターンだ。

b. 〈新しい教師〉の物語

『サウンド・オブ・ミュージック』では、修道女をめざすヒロインが貴族の家系であるトラップ家に〈教師〉として送りこまれる。このように、本来の居場所ではない環境に紛れ込んだ主人公が〈教育〉に携わることになり、めざましい効果を上げるという物語も多い。とりわけ、教育者の資格がない〈教師〉が登場し、強い影響力を発揮して子供たちの生活態度や場の雰囲気を一変してしまうという展開には否定しがたい魅力があるようだ。

そして、〈突然現れる教師=救世主〉の物語としてすぐに想起されるのは、アンドルーズが直前に主演した『メリー・ポピンズ』⁽²⁰⁾である。両者の共通点をまとめてみよう。メリー（メアリー）Maryは聖母に由来する名前であるという意味でマリア Maria に等しい名前だ。冒頭でマリアは標高の高い草原にいるが、メリーはロンドンを見下ろす雲の上にいる。『メリー・ポピンズ』は、銀行役員バンクスの屋敷で働く乳母が、子供たちのいたずらに手を焼いて逃げ出し、次の乳母が捜されるところから開始される。

マリアはトラップ邸への到着時に左手にギター、右手に鞆を持っていたのに対し、メリーは右手に魔法の傘、左手に鞆を持っている。マリアは自然と交感する能力を備えているが、メリーは動物と話することができる。メリーは散らかっていた室内を歌の魔術で片づける。子供たちも、歌いながら同じ魔法を使いこなす。つまり、メリーと同じように歌うだけで、彼らも魔法が使えるのだ。メリーは子供たちとの外出時でも、さまざまな魔法を駆使して子供たちを楽しませ、〈困ったときに口にする言葉〉として「スーパーカリフラジスティックエキスペアリドーシャス」という語を繰り返す歌を教える。この歌の機能は『サウンド・オブ・ミュージック』の「私が好きなもの (My Favorite Things)」に等しい。

メリーの出現によってバンクス夫妻の仲も改善し、家庭が楽しい空間となる。だが、バンクス氏が子供にはしつけと教育が必要であると主張したのを受けて、メリーは子供たちが父と共に銀行に行くことを決定する。翌朝、銀行では子供たちが預金を拒否したことから大混乱が生じる。メリーの親友、パートが子供たちを自宅に連れて帰るが、忙しい母には子供の世話ができない。彼らはメリーとともに煙突をくぐりぬけ、〈屋根の上の世界〉を楽しむ。マリアが子供たちを美しい高原で歌を教えたのに対し、メリーはロンドンの屋根の上を駆け回り、歌い踊ることで子供たちを明るい気分させる。子供たちがここで過ごす楽しい時間は、『サウンド・オブ・ミュージック』でマリアが丘陵や市内をめぐりながら音楽と親しむことを教える部分に相当する。

銀行幹部がバンクスを召喚するくだりは、ナチが大佐に海軍に加わるように命令する部分に当たる。大佐はそれを拒絶して逃亡するが、バンクスは銀行から解雇される。しかし彼は、そのおかげで人間性を取り戻し、復職も許される。鳥のさえずりがうるさいといって窓を閉めさせ、音楽や子供らしい遊びのすべてを否定していたバンクスは、ユーモアを解する、心のあたたかい父親に変貌する。

c. 〈氷をとかす〉ドラマ

トラップ家の物語のもうひとつの核心をなすのは、〈純真な魂が凍りついた心をとかす〉という展開だ。何らかの理由で心を閉ざしている者が、心の美しい人物の出現によって氷がとけるように血の通った人間に変わっていくという物語も、世には多く存在する。

まず思い出されるのは、マリーアが最初に屋敷を訪れた際に、勝手に入って注意を受けた舞踏室の様子だ。セットでは、シャンデリアに覆いがかけられ、庭に面する窓もひどく汚れていて外の風景が見えない——窓の外には雪景色があるかのようにはすら見える。つまり、その部屋は〈凍りついた〉状態にある。

なぜ舞踏室は〈凍りついて〉いるのか。それは、長いあいだ使用されていないからだ。家政婦シュミットの説明では、大佐は妻を亡くしてから心を閉ざし、屋敷では笑いと歌声が消えた。それまでトラップ邸では家族の歓声や歌声がこだまし、舞踏室でも定期的にパーティーが開かれ、着飾った人々が踊っていた。しかし、大佐は妻の死後、〈妻を思い出す〉という理由で、子供たちが無邪気にたわむれたり、歌ったりすることを禁じた。大佐は妻を失ったショックから立ち直れず、子供たちにも喪に服した状態を強いているのだ。

だから、マリーアがおこなったのは屋敷を覆っていた厚い氷をとかす作業であったといえる。最初の日の大佐は怒っている表情で、マリーアを単なる使用人のように扱い、子供たちにも、海軍の部下に対するかのようにふるまう。民話的に読み解くなら、大佐は妻の死以後、一種の悪い魔法にかかっていたと考えられる。「洗練されていて、勇敢」だった大佐とは別人のようであり、目つきもひどく悪い。

初顔合わせの場では、大佐は歩きながら「フロイライン……」と声を出し、指をぱちぱちと鳴らす。マリーアの名前を覚えていないため、その動作によって、おまえの名前などどうでもよいという気持ちを示すのだ。さらにその夜、マリーアと子供たちが大騒ぎをしていると、大佐が射るような目つきで入ってくる。カメラは高い位置から大佐とマリーアの頭部をとらえる。このとき大佐の頭の位置が高く、マリーアを見下す感じがよく表現されている。大佐は問答無用という態度で、マリーアは言い返すことができない。

子供たちにしても、〈氷に閉じこめられた〉状態にあることは明らかだ。彼らはマリーアが〈拘束衣〉と見なすセーラー服を着せられ、子供らしい遊びも禁止されている。子供たちの楽しみは、家庭教師にいたずらを仕掛けることだ。のちにマリーアが丘の上で、いたずらをする理由を尋ねると、リーズルが「お父様の注意を惹くにはそうするしかないでしょう？」と応える。子供たちの家庭教師いじめは、自分たちから目をそらしている父親を振り向かせるためなのだ。だとすれば、父親の凍った心がとければ、子供たちも解き放たれ、楽しく暮らせるようになるはずだ。

マリーアは、どうやって凍りついた屋敷に〈生〉を取り戻すか。そこで彼女が駆使したのが〈歌の力〉であり、〈音楽の響き＝サウンド・オブ・ミュージック〉だった。第一章で確認したように、マリーアは自然の歌声を聞き取れる〈歌う霊媒〉のような存在だ。マリーアは自分がもっとも得意とす

る歌を武器として、難局を切り抜ける。

最初の日の夕食で、マリーアは子供たちの味方としての立場を鮮明にする。そして「私が好きなもの」を歌うことで決定的に打ち解ける。翌日からは、歌い方も遊び方も知らなかった子供たちを強力で牽引し、〈子供らしい子供〉に変える。『サウンド・オブ・ミュージック』は、マリーア自身が役割を変えつつ、子供たちと大佐を別の存在に変えていくという家族ぐるみの成長の物語であり、その鍵となるのが〈歌〉であり〈音楽〉なのだ。

d. 氷がとける瞬間

ウィーンから戻った大佐は、湖畔のテラスでマリーアを非難し、修道院に戻りたまえと宣告する。その瞬間、子供たちの「サウンド・オブ・ミュージック」の合唱が聞こえてくる。屋敷のほうを向きかけた大佐は動きを止め、眉間に皺を寄せて「何だね？」と尋ねる。マリーアが子供たちの歌だと告げると、大佐は屋敷のほうに視線を投げる。

大佐は少しあいていたドアから屋敷に入る。大佐はドアを閉めず、歩調をゆるめつつ居間に向かう。カメラが左へ向けられ、あいたドアから、ソファに座ったエルザに向き合うかたちで子供たちが歌っているのが見えてくる。大佐は、体を隠すようにして室内を覗きこむ。

プラマーはそれまで見せなかった表情を浮かべている。つまり、眉間のあたりや口元から力を抜き、子供たちにいとしさを感じていることを表現する。〈悪い魔法〉がとけ、大佐を包みこんでいた厚い氷が、ついにとけはじめたということだ。

さらに近い位置からの〈歌う子供たち〉のショットが目に見える。大佐の表情はさらにやわらかくなっている。大佐は少し目を伏せ、かすかに首を振って〈音楽の力〉に揺さぶられていることを表現する。大佐はハミングをしたのちに、歌いながら子供たちに近づいていく。驚いた子供たちは歌をやめてしまう。堂々と胸を張って歌う大佐をとらえたショットのあと、子供たちは歌を再開する。

歌が終わったあとも大佐はやさしい表情を浮かべているが、子供たちはどうすればよいかわからない。大佐が近づいていくと、ブリギッタが父の胸にとびつき、グレートルがそれに続く。大佐が左手を伸ばし、子供たちのなかでは少し後方にいたリーズルとカートの頬に触れると、カートが恥ずかしさを隠すように大きな声で笑い、全員が笑みを浮かべる。

この瞬間、長く封印されていた〈笑いと歌〉がよみがえり、〈いいお父様〉が復活した。この復活劇が、マリーアが自然との交感を表現する歌として披露した「サウンド・オブ・ミュージック」によるものであるという点が重要である。大佐の心の氷をとかしたのはマリーアが媒介する〈歌の力〉であり、その背後には、ザルツブルクを包む大地＝聖霊からの働きかけ、〈音楽の響き〉があった。

そしてマリーアの合図でグレートルがエーデルワイスをエルザに差し出したあと、大佐はマリーアに気づいて視線を送る。そのあと階段を駆け上がるマリーアに、大佐は「行かないでください」と語りかけ、感謝の言葉を述べる。大佐は〈氷〉の状態から覚醒し、〈音楽の力〉を正しく受け止めたのである。

4. そのほかの魅力

最後に、世に数多く存在するミュージカル映画のなかでこの作品が特に人気がある理由、映画史上での位置づけについて簡単にまとめておきたい⁽²¹⁾。

まず、すでに分析したような〈氷がとける展開〉〈マリアの成長〉〈ナチの迫害と家族の結束〉⁽²²⁾といった展開の盛られたストーリーのベースに〈実話〉があるという点も、物語の説得力を増している。また一般にミュージカル映画は、〈大人向け〉〈子供向け〉のどちらかとして企画される場合が多いが、『サウンド・オブ・ミュージック』は、広い年齢層に受け入れられるように配慮されている。

もっとも大きいのは各楽曲の魅力だ。『サウンド・オブ・ミュージック』には、歌いやすいシンプルな曲が揃っている。たとえば同じように〈人気ミュージカル〉として知られる『雨に唄えば』⁽²³⁾なども〈名曲〉ばかりだが、小学校の音楽教科書に載っているような曲が複数あり、他方では大人の合唱団でも好んで歌われるような曲も多いのが『サウンド・オブ・ミュージック』の特徴だ。この映画は、音楽の面でも広い層の人々にアピールする力を備えているのである。

そして、横長のシネマスコープで提示される映像の迫力、その色彩の鮮やかさもいうまでもない。戦後、テレビが急速に普及したことにより、映画界は観客動員数の減少に悩まされた。対抗策のひとつとして、映画にしかない魅力を生み出すために、20世紀フォックス社のシネマスコープに代表されるワイドスクリーンが導入され、一時代を画した。

ミュージカル映画をワイドスクリーンで撮るとなれば、どの映画会社でも、大人数でのダンスやコーラスを展開しようとする。しかし、カメラはなかなか屋外に出て行こうとはしなかった。ニューヨークでの撮影を売り物とした『ウエスト・サイド物語』⁽²⁴⁾にしても、実はかなりの場面が西海岸のスタジオで撮影されていた。

そして同じくワイズが監督した『サウンド・オブ・ミュージック』は、ニューヨークとは対照的な美しい自然、ヨーロッパの古都を背景として生かすものであった。その後に製作されたミュージカル映画を視野に入れても、『サウンド・オブ・ミュージック』ほど多くの屋外撮影がなされた作品は稀有である。ブロードウェイ・ミュージカルの『サウンド・オブ・ミュージック』を先に見ていた人々も、〈実際の風景〉のなかで歌い踊る人々の姿を巨大なスクリーンで見て、舞台では味わえない迫力に感銘を受けたにちがいない。『サウンド・オブ・ミュージック』は、そのような美しい映像、風景の力を駆使したという点で、ミュージカル映画全史を通じても画期的な作品である。

ある年齢以上の映画ファンにとっては、『サウンド・オブ・ミュージック』は〈古きよき時代〉を象徴する作品のように感じられる部分もあるが、同作品はその後も着実に新たな観客層を獲得し、いまや〈永遠の名作〉とも呼ばれている。何度でも繰り返して観たくなるような作品であること。それは、物語の成り行きがわかっている、映像と歌だけで十分に楽しめるような高い質を備えているということだ。これからも映画『サウンド・オブ・ミュージック』は、多くの人々を楽しませ続けることだろう。

〈注〉

- (1) 原題 The Sound of Music, ドイツ語圏での題名は Meine Lieder – Meine Träume, 監督 Robert Wise, 1965 年。
- (2) ドイツ語題名 Die Tochter des Samurai および Die Liebe der kleinen Mitsu, 監督 Arnold Fanck, 1937 年。
- (3) 『サウンド・オブ・ミュージック』は第 38 回アカデミー賞において, 作品賞 (ロバート・ワイズ, ソウル・チャプリン), 監督賞 (ロバート・ワイズ), 編集賞 (ウィリアム・H・レイノルズ), 音楽賞 (アーウィン・コスタル), 録音賞 (ジェイムズ・P・コーコライン, フレッド・ヘインズ) で受賞した。
- (4) 本稿で同作品の映像に言及し, 台詞等を引用する場合は 20 世紀フォックス・ホームエンターテイメント・ジャパン株式会社が 2011 年に販売したブルー・レイ版を参考にした。
- (5) Bronson, Fred: The Sound of Music. Milwaukee 2011
- (6) Hirsch, Julia Antopol: The Sound of Music. Lincolnwood 1993
- (7) Anderson, William: The World of the Trapp Family. Santa Barbara 1998
- (8) Keenann, Richard C.: The Films of Robert Wise. Langham, 2007
- (9) Thompson, Frank: Robert Wise. Westport 1995
- (10) Leemann, Sergio: Robert Wise on His Films. Los Angeles 1995
- (11) Strassser, Christian: The Sound of Klein-Hollywood. Filmproduktion in Salzburg – Salzburg im Film. Wien 1993.
- (12) Strassser, Christian: Location Salzburg. Die schönsten Schauplätze in TV und Kino. Salzburg 2013
- (13) von Trapp, Maria Augusta: The Story of the Trapp Family Singers. New York 1949. 邦訳は『サウンド・オブ・ミュージック』, 文溪堂, 1997 年および『サウンド・オブ・ミュージック — アメリカ編』, 文溪堂, 1998 年。
- (14) von Trapp, Agathe: Memories Before and After The Sound of Music. New York 2004. 邦訳は『わたしのサウンド・オブ・ミュージック — アガテ・フォン・トラップの回想』, 東洋書林, 2004 年。
- (15) 野口祐子編『『サウンド・オブ・ミュージック』で学ぶ欧米文化』, 世界思想社, 2010 年。
- (16) 『サウンド・オブ・ミュージック』の冒頭部を賞賛する記述は, まさしく枚挙にいとまがなく, 映画界における一種の常識となっている。たとえば同作品を扱う世界最大のサイト The Sound of Music Guide では, 主催者 Linda Holmes が『『サウンド・オブ・ミュージック』のオープニング・シークウエンスは間違いなく, あらゆる映画のなかでもっとも偉大でもっとも記憶に残る冒頭部のひとつである』と書いている (<http://www.the-sound-of-music-guide.com/julie-andrews-sound-of-music.html>)。
- (17) リチャード・ロジャースが自作について語った書籍としては, Rodgers, Richard: Musical Stages. New York 1975. がある。
- (18) ザルツブルクとその周辺地域の歴史については, Dopsch, Heinz/Hoffmann, Robert: Salzburg: Die ganze Geschichte der Stadt. Salzburg 2008 および Zaisberger, Friederike: Geschichte Salzburgs. Wien 1998 を参照。
- (19) 教養小説の類型と歴史的発展に関しては, Rolf Selbmann: Der deutsche Bildungsroman. Stuttgart 1984 を参照。
- (20) 原題 Mary Poppins, 監督 Robert Stevenson, 1964 年。
- (21) ミュージカル映画の歴史的展開については, Aylesworth, Thomas G: History of Movie Musicals. New York 1985, Bartosch, Günther: Die ganze Welt des Musicals. Wiesbaden 1981 および Stern, Lee Edward: The Movie Musical. New York 1974. を参照。
- (22) 娯楽映画一般におけるテーマとしてのナチズムの顕現については, Schultz, Sonja M.: Der Nationalsozialismus im Film. Berlin 2012. に詳しい。
- (23) 原題 Singin' in the Rain, 監督 Gene Kelly, Stanley Donen, 1952 年。
- (24) 原題 West Side Story, 監督 Robert Wise, 1961 年。

グスタフ・フェヒナーの〈意識の閾〉概念
— 1870年代から1970年代にかけてのわが国におけるその受容 —

岩 渕 輝

Gustav Fechner's Concept of the 'Threshold of Consciousness': Its Reception in Japan from the 1870s to the 1970s

IWABUCHI Akira

Gustav Theodor Fechner (1801-1887), founder of the discipline of psychophysics, elaborated a concept of 'threshold of consciousness', meaning the threshold between consciousness and unconsciousness, as well as other well-known threshold concepts such as the 'stimulus threshold' and the 'discriminative threshold'.

However, Fechner was not the inventor of the threshold of consciousness. Johann Friedrich Herbart (1776-1841) had already used the concept in his theory of the 'mechanics of representation'. Although there are some differences between Fechner's usage and Herbart's, the difference is not clearly explained in most psychological literature published in relatively recent years in Japan. In earlier literature, on the other hand, it may be that Fechner's version of the concept and the differences between it and Herbart's version were more clearly explained in these texts.

However, at present it cannot be judged whether this is the case, since no studies on the reception of Fechner's version of the threshold of consciousness concept in Japan seem so far to have been conducted.

The purposes of the present study are (1) to clarify the characteristics of the concept of threshold of consciousness based on original texts by Fechner, especially in relation to Herbart's concept, and (2) to investigate how Fechner's version of the concept was received in Japan in the Meiji, Taisho, and Showa eras by surveying 50 psychological literature and Japanese translations of Fechner's religious books, published from the 1870s to the 1970s.

The results suggest two points. (1) Fechner's concept of the threshold of consciousness is, unlike Herbart's concept, closely related to Fechner's concept of 'bodily activity' or 'psychophysical activity'. More specifically, Fechner thought that the conscious and unconscious states mutually interconvert when dynamical and oscillatory 'bodily activity' crosses the 'threshold of consciousness'. (2) The Japanese translations of Fechner's religious books as well as psychological literature written by Mantaro Kido (1893-1985) might have made a great contribution to the reception of Fechner's concept of the threshold of consciousness in Japan.

グスタフ・フェヒナーの〈意識の閾〉概念 — 1870年代から1970年代にかけてのわが国におけるその受容 —⁽¹⁾

岩 渕 輝

1. はじめに

19世紀ドイツの哲学者・心理学者であるグスタフ・テオドーア・フェヒナー (Gustav Theodor Fechner; 1801-1887) は、精神物理学 (Psychophysik) という学問分野の創始者として知られる。

フェヒナーは、刺激量と感覚量とが対数関数の関係にあることを定式化した、いわゆる「フェヒナーの法則」を発見し、その成果を全2巻の大著『精神物理学原論 (*Elemente der Psychophysik*)』(1860年)⁽²⁾ にまとめた⁽³⁾。

精神物理学は、現代では実験心理学の一分野とみなされることが多いが、『精神物理学原論』を繙けばわかるように、フェヒナーにとっての精神物理学は、精神的 (心理的) な世界と身体的 (物理的) な世界との関係を探究する、実験心理学の射程をはるかに超えた壮大な構想を有する学であった。

ところで、フェヒナーが残した精神物理学に関連した概念のいくつかは、現代においても実験心理学の研究に用いられているが、そうした概念の中で、とりわけよく知られているのが〈閾 (Schwelle)〉の概念である。

日常用語の〈閾〉は、何かの「境目」を表わす広義の言葉だが、実験心理学では、「感覚の発生を引き起こす刺激強度の境目」を意味する〈刺激閾〉や、「感覚を変化させるのに必要な最小限の刺激強度変化」を意味する〈弁別閾〉のように、意味が狭く限定された〈閾〉概念が用いられる⁽⁴⁾。

さて、フェヒナーには、刺激閾や弁別閾など、現代でも頻繁に用いられる概念の他、「意識状態と無意識状態の境目」に関係した〈意識の閾 (しきいさ; Schwelle des Bewusstseins; threshold of consciousness)〉という閾の概念があった⁽⁵⁾。

ちなみに〈識閾〉という概念を用いたのはフェヒナーが最初ではない。〈識閾〉概念は、フェヒナーに先立ちヨハン・フリードリヒ・ヘルバルト (Johann Friedrich Herbart; 1776-1841) が、ヘルバルトの有名な学説「表象力学説」の中で用いていた。

ここで「表象」について説明しておく。ヘルバルトが表象力学説で用いた「表象」とは、ドイツ語 *Vorstellung* の訳語であり、日本語では「表象」と訳されることが多いが、「概念」「観念」などと訳してもよい広義の概念である。事実、英訳される場合も、*representation* (表象) の他、*concept* (概

念), idea (観念) など, 様々に訳されることがある⁽⁶⁾。以下本稿では, ヘルバルトと関連した Vorstellung 概念に言及する場合は, 主に「表象」の訳語を用いることにする。

次に, ヘルバルトの表象力学説について, 今田や高橋の解説を手がかりに簡単に触れておく。それらによれば, ヘルバルトはライプニッツの「モノド (単子; Monade)」に類似した実在者を想定し, われわれが認識できるのは実在者相互の関係 (仮象) だけであり, その関係は実在者の自己保存の原理にしたがって顕現すると考えていた。また, 実在は, 他の実在からの妨害に対して自己保存のために反作用するとみなしていた。ヘルバルトにとって, 「表象」とは, そうした反作用であり, 「意識」とは表象の集合であった。意識の中に複数の表象が存在すると, それらは互いに妨害し抑制し合うが, 妨害し抑制し合うことによって, 表象は力となるのであった。また, 力の弱い表象は意識の外に駆逐されるが, 完全に抑制され駆逐された表象も意識の中に戻ることがある, と解されていた。そして, 表象が意識から無意識へと, あるいは反対に, 無意識から意識へと移る境目こそが, ヘルバルトの〈識閼〉であった⁽⁷⁾。以上がヘルバルトの表象力学の概要である。

後述するように, フェヒナーの〈識閼〉とヘルバルトのそれの間には, 意味内容に微妙な差異がある。だが, 管見の範囲では, わが国の近年の心理学関連文献の中で, フェヒナーの〈識閼〉とヘルバルトの〈識閼〉との差異について詳細に論じたものは見当たらず, また, ヘルバルトの〈識閼〉との差異が多少なりとも浮かび上がるようにフェヒナーの〈識閼〉を解説した文献も極めて少ない。英語圏の文献でも状況は同様である。つまり, 近年においては, わが国でも英語圏でもフェヒナーの〈識閼〉が注目され吟味されることはほとんど無かったと思われる。さらに, フェヒナー研究者 E. シェーラーが述べるように, フェヒナーの〈識閼〉が「事実上フェヒナーだけにしか支持されなかった」⁽⁸⁾ということが事実だとすれば, 近年どころか, フェヒナーが没して直後の時期から現在に至るまで, フェヒナーの〈識閼〉はほとんど黙殺されてきたことになる。

仮にフェヒナーの〈識閼〉があらゆる学問にとって全く無意味な概念であるならば, それが無視されたり忘却されたりすることは当然のことであろう。しかしながら, 私見では, フェヒナーの〈識閼〉は, 近年再評価が進みつつあるフェヒナーの精神物理学の全貌を理解する上で, 欠かすことの出来ない極めて重要な概念の一つである。

そこで本研究では, (1)ヘルバルトの〈識閼〉との差異を見定めつつ, フェヒナーの〈識閼〉の特徴を明確化すること, (2)フェヒナーの精神物理学のわが国における受容史を解明する一環として, 明治・大正・昭和期のわが国でフェヒナーの〈識閼〉がどのように伝えられたのかを探ること, の2点を目的に文献的研究を行なった。

以下では, まず, フェヒナーの〈識閼〉の特徴を明確化し, 次いで, それを踏まえて, フェヒナーの〈識閼〉がわが国においてどのように受容されたかを探る。

2. ヘルバルトの〈識閾〉とフェヒナーの〈識閾〉

2-1. 近年の文献における〈識閾〉に関する記述例

本節では、近年の文献において〈識閾〉がどのように記述されているかを確認する。

既に述べたように、フェヒナーの〈閾〉概念の中には、よく知られた刺激閾や弁別閾以外に「意識と無意識の境目」に関係した〈識閾（意識の閾）〉という概念があるが、管見では、フェヒナーの〈識閾〉とヘルバルトの〈識閾〉の差異について詳細に論じた先行研究は見当たらない。

その一因として、近年の文献においては、〈識閾〉という概念について詳述されること自体が少なくなった、ということが挙げられよう。

そうした中で、比較的近年、同概念を各種テキストの中で頻繁に紹介し、同概念を広く知らしめるのに貢献している大山正の記述例をみることにしよう。次の文章は、1994年刊行の『心理学史への招待』（サイエンス社）の中の「精神物理学」という章において大山が〈閾〉の概念について解説したものである⁽⁹⁾。

フェヒナーの法則には、**刺激閾**と**弁別閾**の概念が重要な基礎を与えている。この閾の概念について、歴史的にさかのほれば、ライプニッツ (Leibniz, G.W.; 1646-1716) の「微小知覚 (仏 *petite perception*)」と「意識的表象」または「統覚 (仏 *apperception*)」の区別に到達できる [……]。彼は1滴の水の音は聞こえないが、それらが集まった波の音は明瞭に聞こえる例をあげ、その際の1滴の水の音を「微小知覚」、波の音を「意識的表象」とした。

このような区別は、ヘルバルト [……] の表象力学説 (独 *Vorstellungsmechanik*, 英 *mechanics of ideas*) にも引き継がれ、表象が意識下にとどまるか意識に上るかの境として**識閾** (独 *Schwelle des Bewusstseins*, 英 *limen of consciousness*) の概念が提唱された [……]。この概念を感覚の問題に適用したのが**刺激閾**と考えることができよう [……]。〔太字は原文〕⁽¹⁰⁾

上記引用部分からは、(1)ヘルバルトの〈識閾〉概念は彼の表象力学説において導入されたものであること、(2)ヘルバルトの〈識閾〉とは、「表象が意識下にとどまるか意識に上るかの境」のことであり、などが読み取れる。

ちなみに、上記引用部分が掲載されている『心理学史への招待』には梅本堯夫が執筆した「近世哲学と心理学」という章もあり、そこにもヘルバルトに関する次のような解説が存在する。

ケーニヒスベルク大学でカントの後の教授に招かれたのは、カント哲学を尊敬していたヘルバルト (Johann Friedrich Herbart; 1776-1841) であった。彼は心は統一体であり、分割できないが、科学実験では対象を分割する必要があるので、カントと同じく心理学は実験科学たりえないと考えた。しかし連合主義心理学で扱っているような表象の動きは数式で表現できると考え、そ

の意味では科学であるといってもよいとした。彼は表象の集合離散を数式で表すという試みをし、そこでは表象の葛藤や融合などの現象について、独創的な分析がみられたが、その後は顧みられず、だれもその後を発展させたものはなかった。ヘルバルトはまた注意の範囲にあたるような**統覚圏**という概念を立て、そこに登場できる表象は、統覚圏の中のある表象と葛藤を起こさないものとして、表象のエネルギーと表象相互の葛藤を考え、それとともに意識と無意識の境界としての**閾値**の概念を導入した〔……〕。〔太字は原文〕⁽¹¹⁾

この引用文からは、(3)統覚圏の中の表象同士は相互に葛藤を起こし、その結果、表象は統覚圏に残るものと統覚圏外に追いやられるものに分かれること、(4)統覚圏に残る表象と統覚圏外に追いやられる表象の境目が、意識と無意識の境界、すなわち〈識閾〉に相当すること、などが読み取れる。

上に引用した大山および梅本の解説を含む『心理学史への招待』は、近年刊行された心理学関係の一般的テキストの中では〈識閾〉に関する記述が最も充実した文献の1つだが、上の2つの引用部分以外には、ヘルバルトの〈識閾〉あるいはフェヒナーの〈識閾〉に関する記述は見当たらない。このことから同書の内容だけでは、ヘルバルトとフェヒナーの〈識閾〉が、全く同義の概念なのか、それとも、幾分なりとも異なる概念なのか、という点に関して判定し難いということがわかるであろう。

近年刊行された他の文献に関しても、同書以上に〈識閾〉に関する詳しい記述が存在するものはほとんど見受けられない。従って、それらを参照しただけではヘルバルトとフェヒナーの〈識閾〉概念の異同を判定するのは困難である。より具体的に言えば、近年の多くの文献では、ヘルバルトの〈識閾〉に関しては、上記引用部分からもわかるように、ある程度詳しい解説がなされることがあるのに対し、フェヒナーの〈識閾〉に関しては、フェヒナーもヘルバルト同様の〈識閾〉概念を用いていた、ということ以上の解説がなされないのが普通であるため、ヘルバルトとフェヒナーの〈識閾〉概念が完全に同じものなのか差異を含むものなのかを探る手がかりが得られないのである。

そこで、以下ではフェヒナーの原典や原典に近い資料を用いて、フェヒナーの〈識閾〉概念の特徴を明らかにし、ヘルバルトの〈識閾〉概念との違いを探ることにする。

その前に、まず、ヘルバルトの〈識閾〉概念の特徴を再度確認しておこう。

2-2. ヘルバルトの〈識閾〉の特徴

前節で確認したように、ヘルバルトの〈識閾〉および関連概念の「統覚圏」には次のような特徴があった。すなわち、(1)ヘルバルトの〈識閾〉概念は彼の表象力学説において導入されたものであること、(2)ヘルバルトの〈識閾〉とは、「表象が意識下にとどまるか意識に上るかの境」のことであること、(3)統覚圏の中の表象同士は相互に葛藤を起こし、その結果、表象は統覚圏に残るものと統覚圏外に追いやられるものに分かれること、(4)統覚圏に残る表象と統覚圏外に追いやられる表象の境目が、意識と無意識の境界、すなわち識閾に相当すること。

これらの特徴を、さらに短くまとめると、ヘルバルトの〈識閾〉とは「表象同士の葛藤の結果、意識(統覚圏)に残るものと意識下(統覚圏外)に追いやられるもの」とに表象は分かれるが、その際の

両表象の境目」を意味する概念であることがわかるであろう。つまり、ヘルバルトの〈識閾〉の最大の特徴は、それが、表象間の葛藤に関わる概念である、ということにある。

ちなみに、ヘルバルトの〈識閾〉には、他にも重要な特徴がある。ヘルバルトの『心理学教程 (*Lehrbuch zur Psychologie*)』の英訳本の編者序文を執筆した W. T. ハリスによれば、ヘルバルトは自説を展開するに当たって示唆に富むライプニッツの学説を参考にするところから出発し、ライプニッツのモノダの考えを採用しつつ心 (soul) の世界を考察したが、その際ヘルバルトはライプニッツのモノダには存在していた重要な属性である「自発性 (self-activity)」, すなわち、「内的原理から生ずる自然に起こる変化」を削除してしまい、その代わりに、ライプニッツの説には存在しない、ある種の機械的な作用と反応を据えたのだという⁽¹²⁾。ハリスの指摘が正しいとすれば、ヘルバルトの〈識閾〉概念には、表象同士が葛藤する場として、自発性なき機械的な心の世界が想定されている、という特徴も存在するとみてよいであろう。

なお、無意識の状態に関しては、ヘルバルトは詳しく言及していない。すでにみたように、ヘルバルトは、意識の中で表象同士が葛藤した結果、敗北した表象が追いやられる「行き場」として無意識を記述しているが、無意識は静的なものなのか、それとも動的に変動するものなのか、といった無意識の性質に関する詳しい記述は筆者の知る限りでは見当たらない。だが、意識にすら自発的变化を想定していなかったヘルバルトが、無意識を自発的に変化するものとみなしていたとは考え難い。それゆえ、ヘルバルトの無意識は自発的には変化しない、比較的静的なものとみなすのが妥当であろう。

ここで、これまでみてきたヘルバルトの〈識閾〉の特徴を再度まとめておく。ヘルバルトの〈識閾〉とは、「複数の表象の間に葛藤が生ずる結果、意識に残るものと意識下に追いやられるものとの表象が分かれる時の、両表象の境目を表わす概念であり、その際、意識および無意識は自発性のないものとして想定されている」。

このことを念頭に置きつつ、次に、フェヒナーの〈識閾〉の特徴を探る。その前に、フェヒナーの〈識閾〉を論ずる上で必要な、「フェヒナーの法則」および〈刺激閾〉概念について、概要を確認しておこう。

2-3. フェヒナーの法則と〈刺激閾〉——「マイナスの感覚量」の意味——

まず、フェヒナーの法則について、具体例で説明する。

真っ暗な部屋の中で豆電球が5個点灯しているとき、豆電球をもう1つ点灯すると、われわれは、より明るくなったと感じるはずである。だが、豆電球が既に5,000個点灯している場合は、豆電球を1つ追加した程度では、明るさの変化は感じられないだろう。5,000個の豆電球が点灯している部屋で明るさの変化を感じるためには、例えば、豆電球をさらに1,000個ほど追加しなければならないかも知れない。われわれは日常生活の中で、こうしたことを経験的に知っているが、こうした経験則をフェヒナーは次のように言い表している。

最初にある刺激が与えられており、それに対してある感覚が生じているとき、刺激をほんの少

しずつ増してゆくと、始めのうちは感覚の変化は感じられないが、ある程度以上刺激を増すと感覚の増加が感じられる。そのような感覚の増加は、刺激が小さいうちは、ほんの少し刺激を増加しただけで感じられるが、刺激が大きくなると、刺激を大幅に増加させなければ感じられなくなる⁽¹³⁾。

こうした経験則をフェヒナーは、「基本公式 (Fundamentalformel)」と呼ばれる数式の形で表現した。また、基本公式を積分して得られる公式を「測度公式 (Massformel)」と呼んでいた。それら2つの式は、具体的には次のような形をしている⁽¹⁴⁾。

・基本公式

$$d\gamma = \frac{Kd\beta}{\beta} \quad (\beta \text{ は刺激量, } \gamma \text{ は感覚量, } K \text{ は比例定数})$$

・測度公式

$$\gamma = k \log \frac{\beta}{b} \quad (\beta \text{ は刺激量, } \gamma \text{ は感覚量, } k \text{ は比例定数, } b \text{ は刺激閾})$$

「フェヒナーの法則 (Fechner'sches Gesetz)」とは、測度公式のこと、あるいは測度公式や基本公式の基となった経験則のことである。

測度公式を、横軸に刺激量 (β) を、縦軸に感覚量 (γ) をとってグラフに表わすと、図1のような対数関数の曲線になる。

次に〈刺激閾〉について説明する。

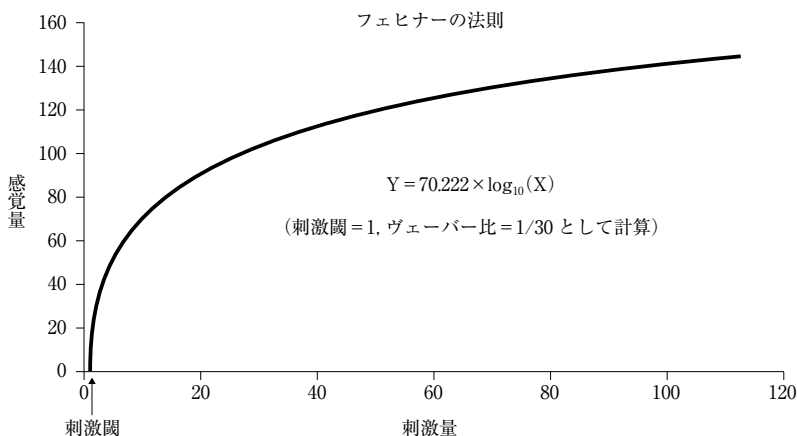


図1 「フェヒナーの法則」のグラフ

横軸：刺激量。縦軸：感覚量。横軸の矢印は刺激閾

フェヒナーの法則を表わしたグラフ（図1）に注目しよう。刺激量を0からスタートして、徐々に増やして行くと、刺激量が図の横軸の矢印の値を越える時、感覚量がプラスの値になることがわかる。フェヒナーに従えば、感覚量がプラスの値をとるということは、感覚が発生するというを意味する。つまり、横軸の矢印の刺激量は、感覚が生じるか生じないかの境目の刺激量だということになる。この、「刺激の強さがその値以上にならないと刺激を感知できない地点における刺激の強さ」が〈刺激閾（Reizschwelle）〉である。刺激閾は測度公式でいえば定数 b に相当する⁽¹⁵⁾。

ところで、図1のグラフには、刺激量が刺激閾以下の値をとるときの感覚量の値が示されていないが、このとき感覚量をとるはずの値についてフェヒナーは考察している。

図2に示したのは、図1の刺激閾付近の領域を拡大した概念図である。フェヒナーは、刺激閾に達する以前の分量しか刺激が与えられていない場合、感覚量はマイナスの値をとるのだと解釈した。では、マイナスの感覚量とは何を意味するのか。フェヒナーによれば、刺激閾に達する以前の刺激量は、感覚の発生にとってまったく無意味なものではなく、意識に上る感覚を発生させるのには不十分だが、無意識に作用し感覚を発生させる準備をしているのだという。つまり、フェヒナーにとって、図2のグラフの点線で示された部分は、「無意識の心的過程」あるいは「無意識的感覚（unbewusste Empfindung）」に対応する部分なのである⁽¹⁶⁾。

補足説明すれば、フェヒナーのこうした発想の背後には、後に詳しくみるように、フェヒナーが内的精神物理学において展開した、「身体的活動（精神物理学的活動）」と呼ばれる、意識や無意識の状態を生じさせる活動の存在がある。フェヒナーによれば、刺激は直接感覚にはたらきかけるわけではなく、身体的活動（精神物理学的活動）にはたらきかけ、その影響で身体的活動（精神物理学的活動）が感覚など意識の世界にはたらきかけるのである。そこでフェヒナーの立場に立てば、刺激量が刺激閾を越えて感覚という意識現象を発生させるとき、同時に、身体的活動（精神物理学的活動）も

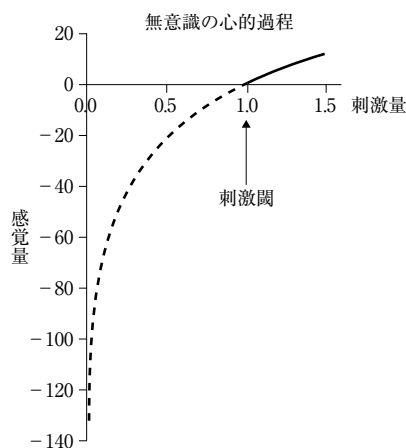


図2 無意識の心的過程の概念図

フェヒナーの法則の対数関数グラフで、感覚量のマイナスの値（図の点線部分）は無意識の心的過程に対応すると解釈される。

その閾（識閾）を越え意識状態を発生させるのに関与していることになる。それゆえ、フェヒナーが〈刺激閾〉という概念を用いる場合、〈刺激閾〉という言葉から多くの人が思い浮かべる「感覚が生じるか生じないかの境目」と同時に、「身体的活動（精神物理学的活動）が意識を生じさせるか生じさせないかの境目」すなわちフェヒナーの〈識閾〉も常に背後に想起されることになる。つまりフェヒナーの〈刺激閾〉とは、背後に「身体的活動（精神物理学的活動）」とその閾である〈識閾〉が想定された概念なのである。繰り返しになるが、フェヒナーの〈刺激閾〉の特徴は、身体的活動（精神物理学的活動）の閾である〈識閾〉と表裏一体の概念である、ということにある。

それに対し、フェヒナー以外のほとんどの論者には身体的活動（精神物理学的活動）の概念がない。それゆえ、そうした論者が〈刺激閾〉という概念を用いる場合、身体的活動（精神物理学的活動）とは無関係の、単なる刺激と感覚の関係としてのみ〈刺激閾〉を用いているはずである。

関連して、次節で詳述する結論を先取りしていえば、フェヒナーは、フェヒナーの法則のグラフでは、横軸に刺激量を、縦軸に感覚量をとっており、そのように刺激量と感覚量の関係を表した時の感覚量がマイナスからプラスに転ずる境目を〈刺激閾〉と呼んでいる。他方でフェヒナーは、フェヒナーの法則を発見する何年も前に、刺激量の代わりに「身体的活動（精神物理学的活動）の強度」を、感覚量の代わりに「意識の強度」を念頭において、両者の法則的關係性を探っていたが、その際にはフェヒナーの法則のグラフの横軸を「身体的活動（精神物理学的活動）」の強度に置き換え、縦軸を「意識の強度」に置き換え、「意識の強度」がマイナスからプラスに転ずる境目を〈識閾〉と呼んでいたのである。つまり、グラフに即していえば、フェヒナーにとって〈刺激閾〉とはグラフの横軸が刺激量であるときの概念、〈識閾〉とはグラフの横軸が身体的活動（精神物理学的活動）の強度であるときの概念なのである。

ところが、心理学史のテキストの中には、横軸が刺激量であるグラフを例に解説しつつ、それに関する閾を〈刺激閾〉ではなく〈識閾〉と記載したものが見受けられる。

例えば今田恵『心理学史』には、次の記述がある。

〔……〕 これのもっとも簡単な関係は $y = \log \beta$ であり、これがフェヒネル [=フェヒナー] の法則である。

しかし、いかなる刺激でも感覚を起こすのではなくて、刺激があっても余り弱い時には感覚は起らない。はじめて刺激を感じた時の刺激の強さを b とすれば、 b は識閾である。〔……〕⁽¹⁷⁾

ここで今田が〈識閾〉であると記している値 b とは、すでにわれわれがみてきた測定公式の b 、つまり、〈刺激閾〉に同じである。

そのため、この記述は、フェヒナーの〈識閾〉が一般に理解されている〈刺激閾〉と全く同義の概念であるという誤解を招く可能性があるであろう。

ちなみに、今田『心理学史』は、先に引用した梅本・大山 編『心理学史への招待』などと並び、比較的近年のわが国の心理学関係書の中では、群を抜いてヘルバルトやフェヒナーの解説が充実して

いる優れた文献の1つである。だが、そうした書においてすら、フェヒナーの身体的活動（精神物理学的活动）に関しては十分な解説がなされていないのである。

2-4. フェヒナーの〈識閾〉概念の明確化

以下では、〈刺激閾〉とフェヒナーの〈識閾〉の概念的差異を明らかにするため、フェヒナーの文献を用いて検証を行なう。

フェヒナーの〈識閾〉が孕む広範な概念的射程を探るためには、精神物理学関連の書のみならず、精神物理学の構想につながったフェヒナーの哲学的著作をも含めて精査することが有効であろう。

そこで、フェヒナーの原典として、精神物理学に関するフェヒナーの主著『精神物理学原論』（1860年）に加え、それに9年先立って刊行された、精神物理学の萌芽的発想が記された哲学的な書『ゼンド・アヴェスタ』（1851年）を用いた。

まず、フェヒナーにとって精神物理学とはどのようなものであったのか、ということ『精神物理学原論』で確認しよう。

ここでは精神物理学 (Psychophysik) を体 (Körper) と心 (Seele) の間の、より一般的には、身体的 (körperlich) 世界と精神的 (geistig) 世界、すなわち、物理的 (physisch) 世界と心理的 (psychisch) 世界との間の、関数的 (機能的) 関係ないし依存関係についての精密な学 (exacte Lehre) と理解することにしよう⁽¹⁸⁾。

このようにフェヒナーは、精神物理学を体と心、身体と精神、あるいは物理と心理の間の関係に関する学とみなしていたことがわかる。

このことと関係するが、フェヒナーは精神物理学を「外的精神物理学 (äussere Psychophysik)」と「内的精神物理学 (innere Psychophysik)」の二つから構築しようとしていた。外的精神物理学とは、心的現象と、心的現象を外的に誘起する刺激 (Reiz) との関係を扱う学であり、内的精神物理学とは、心的現象と、内的な精神物理学的・身体的活動との関係を論ずる学である⁽¹⁹⁾。

フェヒナー以降現在に至るまで、内的精神物理学が注目されることは、ほとんどなかった。現代では、精神物理学といえば、刺激と感覚の関係に関する学、つまりフェヒナーの用語でいえば外的精神物理学に相当する学として理解されるのが普通である。

外的精神物理学は、主に感覚と刺激の関係しか扱わないが、感覚は刺激によって直接呼び起こされるわけではなく、刺激と感覚の間に存在する身体的な活動を介して呼び起こされる。身体的活動と感覚との関係を解明する内的精神物理学を最も重視していたフェヒナーにとって、外的精神物理学は内的精神物理学の単なる支柱、単なる準備に過ぎぬものだった⁽²⁰⁾。

ここで、身体的活動に関するフェヒナー自身の記述を引こう。

思い出そう。刺激が感覚を直接呼び起こすのではなく、刺激と感覚の間に、さらにもう一つ、

内的な身体的活動 (innere körperliche Tätigkeit) が割り込んでいることを。われわれはそれを短く、精神物理学的活动と名づけた。精神物理学的活动は、刺激によって呼び起こされるものであり、感覚をはじめて直接的に従えたり率いたりするものである。[……] そして、刺激と感覚のこうした連鎖の外的末端項 (Endglied) と内的末端項の間の法則的關係は、必然的に、一方では刺激と中間項の間の、他方では中間項と感覚の間の、そうした關係に移行する⁽²¹⁾。

この引用文で、身体的活動が「精神物理学的活动」と言い換えられていることに注目したい。これまで度々述べたように、現代では精神物理学とは、感覚と刺激の關係を探究する学だと理解されることが多い。しかし、フェヒナーが精神物理学の構想を温めていた初期の段階では、フェヒナーは刺激よりも、身体的活動 (精神物理学的活动) の方を重視していた。その証拠に、フェヒナーは『精神物理学原論』より9年早く刊行された『ゼンド・アヴェスタ』の中で、当時温めつつあった精神物理学の構想について記しているが、そこで類出する概念は、刺激ではなく身体的活動 (精神物理学的活动) のエネルギー的なものを表現する「活力 (lebendige Kraft)」という概念なのである。

ちなみに活力という概念は『精神物理学原論』においても、内的精神物理学に關係する章では類出する。フェヒナーは、心的活動の強度 (Intensität der geistigen Tätigkeit) は、心的活動の影響下にある身体的活動 (körperliche Tätigkeit) の強度変化で表現でき、身体的活動の強度変化は、具体的には身体的活動の活力で測定できると考えていたのである⁽²²⁾。

ここで、本稿の本題のフェヒナーの〈識閾〉に話を戻す。すでにみたように、現代ではフェヒナーの〈識閾〉は、〈刺激閾〉と完全に同義の概念として、刺激との関わりのみにおいて解説されるのが普通である。しかしながら、フェヒナー自身は、精神物理学の構想段階や『精神物理学原論』の内的精神物理学の解説においては、ほとんどの場合、〈識閾〉を刺激とではなく身体的活動 (精神物理学的活动) あるいは活力との関わりで論じている。

フェヒナーが精神物理学の構想段階で〈識閾〉を身体的活動 (精神物理学的活动) あるいは活力との関わりで論じていたことは、『精神物理学原論』より9年早く出版された哲学的著作『ゼンド・アヴェスタ』からも確認できる。少々長くなるが、『ゼンド・アヴェスタ』の該当部分を引用する⁽²³⁾。

$$[\dots] \quad \gamma = \log \frac{\beta}{b} \dots\dots\dots (2),$$

$$[\dots] \quad \iint \log \frac{\beta}{b} dt ds \dots\dots\dots (3)$$

[\dots]

ある意識現象、あるいは全意識の強度が大きいということは、当然のことだが、その強度を測る積分が、大きいプラスの値であるということに対応する。積分が大きいプラスの値をとるということは、積分される活力 (lebendige Kraft) が大きな値であるということである。意識がまさに目覚める瞬間、あるいは、まどろみに落ちる瞬間、つまり識閾 (Schwelle des Bewußtseins) と呼ばれるところのものは、関連の積分の値がゼロになる点、すなわち活力の値がある

程度小さくなる点に、言い換えれば公式(2)で $\beta = b$ となる点に対応する。そこにおいて重要なのは、ある要素の瞬間的な心的強度だけである。感覚的事象の全体に関わる公式(3)から容易に見てとれるように、 β の値は積分区間で、一部分 b より大きく、一部分 b より小さくなり得る。さて、経験からわかるように意識も、意識の閾の下に沈み得る。すなわち、睡眠や無意識が徐々に深いものになって再び覚醒するのがいっそう困難になり、その結果、識閾に再び到達するためには、より前の意識活動による感覚において、いっそう大きなプラスの活性化が生じることが必要になる。ところで、仮に、意識の閾上への上昇が関連の積分のプラスの値に、閾そのものがゼロ値に対応するとすれば、意識の閾下への沈降は積分のマイナスの値に対応するはずである。というのは、ここでは、ゼロ値に到達する前に、まず、ある特定の感覚の欠如を埋め合わせることが重要だからである。それがマイナスの量の性質である。実際、(2)と(3)の積分は、活力 β がさらに遠く沈降する時マイナスの値をとり得る。それにより、睡眠状態や無意識状態が表現され、マイナスの積分の絶対値が大きくなればなるほど、睡眠状態や無意識状態はいっそう深いものになる。われわれの生物機構の振動的、かつ、拮抗作用の法則に徹底支配される性質の下では、こうした状況を通じて、心 (Seele) 全体のみならず、個々の意識現象や表象が、どのように識閾の下に沈んだり、識閾の上に昇ったりし得るのか、ということがわかる。その際、関連の運動は単に速度を落とすだけであって、停止状態になるわけではない (実際、われわれが眠っている間、われわれの脳における運動は継続している)。また、このことによって、諸々の意識現象それ自体が、どんな風に生き生きとした相互作用に入り得るのかということも見てとれる。すなわち、ある意識現象のための活力が沈降するとき、別の意識現象のための活力が拮抗的に上昇するのである。だが、その際、当然のことだが、心的に結びついており、また、物的な結びつきにも影響されることが前提とされている、諸々の意識現象の活力の場合は、みなまとまって上昇する傾向にあるであろう。[……] [原文のゲシュペルトは傍点で表記]⁽²⁴⁾

この引用文から明らかのように、ここでフェヒナーは、刺激や刺激閾の概念とは無関係に、識閾を論じている。つまり、ここでの〈識閾〉は、〈刺激閾〉と完全に同義なのではない。このことをフェヒナーの法則の対数関数のグラフに即して言い換えれば、ここでグラフの横軸として想定されているのは刺激量ではなく活力である。また、縦軸として想定されているのは感覚量ではなく意識の強度である。さらに、測定公式の定数 b も、刺激閾すなわち刺激量の境目のことではなく、活力の境目、つまり、刺激閾とは異なるものとしての識閾を表わしている。

ところで、引用文中に意識という用語が登場したが、フェヒナーは意識を、精神物理学の構想の初期の段階において、身体的活動 (精神物理学的活動) の関数として極めて動的に変動するものとして捉えていたことがわかるであろう。フェヒナーに従えば、身体的活動 (精神物理学的活動) が識閾以下に低下したときも、それらは停止するわけではなく、単に活動が極度に低下するだけである。そしてそのとき意識は、全く消滅するわけではなく、無意識の状態で隠れた活動を継続しているのである。

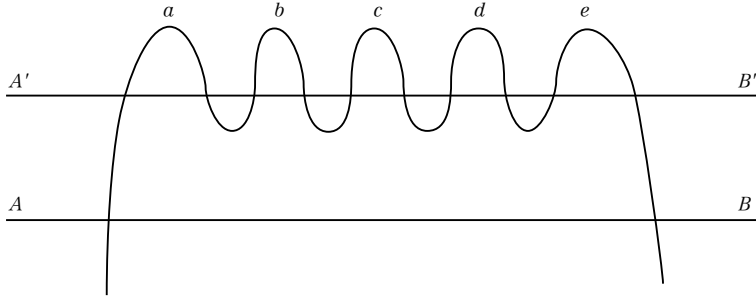


図3 フェヒナーの意識モデル

AB: 基幹波 (Hauptwelle) の閾, すなわち基幹閾 (Hauptschwelle)。a, b, c, d, e: 上 (Oberwelle)。A'B': 上波の閾, すなわち上閾 (Oberschwelle)。

[Fechner, Gustav Theodor (1860). *Elemente der Psychophysik*. II. Leipzig: Breitkopf und Härtel. S. 540 の図を転載]

また、上記引用文中の「われわれの生物機構の振動的、かつ、拮抗作用の法則に徹底支配される性質」という文言も注目に値する。この文言からフェヒナーが様々な生物の活動を振動的なものとして捉えていたことがわかる。生物機構の一つである意識もダイナミックな振動的活動をするものとみなしていたフェヒナーは、意識のそうした活動を図3のような波のモデルで考察していた。

さて、これまでみたように、〈刺激閾〉とは、やや異なる概念であるはずのフェヒナーの〈識閾〉は、時折、〈刺激閾〉と完全に同義であるかのように解説されることがあるが、そうした誤解の原因を推測しよう。そうした誤解は、フェヒナーの法則を表わす式中の定数 b を、フェヒナーが〈識閾〉のことであると説明したり、〈刺激閾〉のことであると説明したりすることに起因すると思われる。一見「同じ」定数 b が、〈識閾〉のことでもあり〈刺激閾〉のことでもあるのなら、〈識閾〉と〈刺激閾〉は同じものだろうと判定されるのも無理からぬことであろう。だが、実際は、フェヒナーが〈識閾〉のことだと説明する定数 b と、〈刺激閾〉のことだと説明する定数 b は、みかけは「同じ」だが、意味内容は異なるものなのである。繰り返しになるが、フェヒナーは、フェヒナーの法則のグラフでいえば、横軸に身体的活動（精神物理学的活動）の強度を、縦軸に意識の強度などをとった時の定数 b 、つまり、身体的活動（精神物理学的活動）の強度としての定数 b のことを〈識閾〉と呼んでいた。また、横軸に刺激量を、縦軸に感覚量をとった時の定数 b 、つまり、刺激量としての定数 b のことを〈刺激閾〉と呼んでいたのである。

ここで、これまでの検証と考察に基づき、フェヒナーの〈識閾〉の特徴を、ヘルバルトのそれとの差異を明確にしつつまとめよう。

そのために、まず、ヘルバルトとフェヒナーそれぞれの〈識閾〉の特徴を再度確認しておこう。ヘルバルトの〈識閾〉とは、「複数の表象の間に葛藤が生ずる結果、意識に残るものと意識下に追いやられるものとの表象が分かれる時の、両表象の境目を表わす概念であり、その際、意識および無意識は自発性のないものとして想定されている」ものだった。対するフェヒナーの〈識閾〉とは、「動的に変動する身体的活動（精神物理学的活動）を想定し、身体的活動（精神物理学的活動）の関数として動的かつ振動的に変動するものとして意識を捉えた場合の、意識状態と無意識状態の境目」を表わ

す概念だった。

以上のことから、フェヒナーの〈識閾〉概念の特徴は、次のようにまとめることが出来るだろう。(1)意識や無意識が、動的に変動するものとして捉えられていること、(2)具体的には、動的に変動する「身体的活動（精神物理学的活動）」に基づく概念であること、(3)〈識閾〉は、「身体的活動（精神物理学的活動）」の代わりに「刺激」を軸に据えた概念である〈刺激閾〉とは、やや異なる概念であること、(4)ヘルバルトの〈識閾〉のように、表象の葛藤を特に想定した概念ではない、ということ。

以上のまとめを踏まえて、以下では、わが国でフェヒナーの〈識閾〉がどのように受容されたのかを探る。

3. 1870年代から1970年代にかけてのわが国におけるフェヒナーの〈識閾〉概念の受容

3-1. 研究の目的

先にも触れたことだが、フェヒナー研究者のE.シェーラーは、フェヒナーの〈識閾〉という概念は「事実上フェヒナーだけにしか支持されなかった」⁽²⁵⁾と述べている。欧米で支持されなかったとすれば、わが国においてもフェヒナーの〈識閾〉は、支持されなかった可能性が極めて高く、支持されなかったばかりか、十分には伝えられなかった可能性すらあろう。

近年、フェヒナーの精神物理学と、その背後にあったフェヒナー思想を再評価する動きがあるが⁽²⁶⁾、わが国においてそれらがどのように伝えられたのかを探る一環として、わが国におけるフェヒナーの〈識閾〉の受容について調査することは意義のあることであろう。なお、管見の範囲では従来の研究には、そうした研究は見当たらない。

そこで、フェヒナーの〈識閾〉概念が1870年代から1970年代にかけてのわが国において、いかに受容されたのかを解明することを目的に文献的研究を行なった。

以下で、研究対象について述べる。

3-2. 研究対象

わが国における精神物理学の専門家に関しては、当然のことだが、フェヒナーの原典や、精神物理学に関する専門的学術論文等を通じて、多くの者がフェヒナーの〈識閾〉について知っていたと推測される。とりわけ明治・大正・昭和初期には、わが国の専門家にドイツ語に堪能だった者が多かったこともあり、現代以上にフェヒナーの〈識閾〉が知られていた可能性が高い。

それに対して、わが国の、精神物理学を専門としない研究者や学生および一般の人々に関しては、フェヒナーの〈識閾〉がどの程度まで受容されていたのかということが、筆者の知る限りでは、ほとんど明らかにされていない。

そこで本研究では、精神物理学の専門家のみならず、精神物理学の非専門家や一般の人々をも含めて、わが国の人々の間にフェヒナーの〈識閾〉概念がどの程度受容されていたかということを探るため、精神物理学の専門家以外の人々の目にも触れる可能性の高い文献を中心に、研究対象文献を選定

した。具体的には、精神物理学の専門家にしか読まれない可能性の高い極度に専門的な学術論文を除外し、精神物理学の非専門家も読む可能性の高い心理学関係の学術論文や専門書、および、比較的広範囲の読者をもつことが予想される文献の中から研究対象文献を選んだ。

そうした条件に該当する文献はあまりに膨大な量、存在するため、それら全てを網羅的に調査することは不可能である。そこで、次のような手順を踏んで、研究対象文献を合計 50 篇に限定した。

まず、文献の刊行年を限定した。具体的には、わが国の最初期の心理学関連文献の 1 つと目される西^{あまね}周 (1829-1897) の『百一新論』(1873 年) が刊行された 1870 年代から、そのおよそ 100 年後の 1970 年代までの期間に刊行された文献に選定範囲を絞った。

次に、文献の種類を限定した。

フェヒナーの〈識闕〉は、フェヒナー自身の著作を通じてわが国に伝えられた可能性が高いと思われるため、フェヒナーの著作の中で、上記の期間内にわが国で出版された翻訳書を、精神物理学とは関連が薄いように見えるものも排除せず、全て研究対象文献に含めた。具体的には、該当する翻訳書は、フェヒナーの宗教哲学的著作『*Das Büchlein vom Leben nach dem Tode* (死後の生について的小冊子)』(初版 1836 年)⁽²⁷⁾ を収録した次の 4 篇、すなわち、フェヒネル『死後の生活』平田元吉 訳(丙午出版社, 1910 年)、フェッヒネル『死んだら如何なるか』田宮馨 意識(帝國神秘會, 1916 年)、フェヒネル『死後の生存』佐久間政一 訳(北隆館, 1948 年)、フェヒネル『宇宙光明の哲學・靈魂不滅の理説』上田光雄 訳(光の書房, 1948 年)を含めた。なお、最後に挙げた上田光雄の訳書には、『*Das Büchlein vom Leben nach dem Tode*』以外にフェヒナーの哲学的著作である『*Die Tagesansicht gegenüber der Nachtansicht* (闇の世界観に対抗せる光の世界観)』⁽²⁸⁾ の訳も収録されている。

これら 4 篇に加えて、わが国の著者によって執筆された文献を、以下のように選定した。

まず、フェヒナーの精神物理学をわが国に最も早い段階で伝えるのに貢献した可能性が高い元良^{もとら}勇次郎の文献を 9 篇、同じく松本亦^{またたろう}太郎の文献を 5 篇選定した。

ちなみに元良勇次郎 (1858-1912) は、わが国初の心理学者で東京帝国大学にて精神物理学の講義を日本で初めて行なった著名な学者である。また、松本亦太郎 (1865-1943) は、元良の弟子で同大学の心理学実験室の改築・整備に携わり、後に京都帝国大学心理学講座に移った、わが国精神物理学草創期の重要な学者である⁽²⁹⁾。

次いで、研究対象文献の選定の仕方に筆者の恣意性が入ることを極力避けるため、日本の心理学史に関する近年の文献の中から 1 つ文献を選び、そこに記載されている文献群の中から入手が可能だったものを極力研究対象文献に含めることにした。その際、前述したように、精神物理学の非専門家にも読まれる可能性の高い心理学関係の専門書やテキスト、および、比較的広範囲の読者をもつことが予想される文献を中心に選定するため、精神物理学の専門家にしか読まれない可能性の高い極度に専門的な学術論文は除外した。また、『児童心理学』や『古代日本人の世界観』のような、精神物理学に関する記述が存在しないことが明白な文献も除外した⁽³⁰⁾。こうした方針に基づき、具体的には、八木晃 監修、末長俊郎 編『歴史と動向』(講座心理学 1, 東京大学出版会, 1971 年)に収録されている、吉田正昭のわが国心理学史に関する論考⁽³¹⁾に記載されている文献群の中から、10 篇を研究対

象文献に追加した。

ここまでの選定では、研究対象文献の総数がまだ十分な数には達しなかったため、入手可能な心理学関係文献を、国会図書館や大学図書館の検索システムで目についた順に、さらに追加した。

以上の手順により、明治・大正・昭和期の1870年代から1970年代の間に刊行された文献、合計50篇を研究対象文献と定めた。研究対象文献の内訳は、結果とあわせて表1に示す。

3-3. 研究方法——「フェヒナー的識閾の記述」の4条件——

次に研究方法について述べる。

研究対象文献を全ページ通覧し、フェヒナーの〈識閾〉に関する記述が存在するか否かを精査する方法をとった。

その際に問題になるのは、文献中に識閾という語がフェヒナーの名前のすぐそばに記載されていたとしても、それをもって即、そこにフェヒナーの〈識閾〉に関する記述が存在すると判定することは出来ない、ということである。なぜなら、すでにみたように、例えば、フェヒナーの仕事を解説する文章中に記載された識閾という言葉が、フェヒナーの〈識閾〉ではなく〈刺激閾〉のことを意味している可能性があるためである。あるいは、執筆者がフェヒナーの〈識閾〉とヘルバルトの〈識閾〉の差異をはっきりとは自覚しておらず、フェヒナーの〈識閾〉を説明するつもりが、ヘルバルトの〈識閾〉の解説を記載してしまっている可能性も排除できないためである。

反対に、文献中に識閾に関する解説が存在するが、その解説の付近にフェヒナーの名前はなく別の研究者Aの名前のみが記載されていたとしても、それをもって、その解説がフェヒナーの〈識閾〉の解説ではない、と言い切ることは出来ない。なぜなら、その文献で解説されている〈識閾〉が、Aという研究者が用いた概念ではあるが、Aという研究者は自ら独自の〈識閾〉概念を提唱したわけではなく、単にフェヒナーの〈識閾〉を借用しているだけの場合があり得るからである。

そこで本研究では、こうした問題を回避するため、フェヒナーの〈識閾〉に関する記述、あるいはフェヒナーの〈識閾〉と同義の〈識閾〉に関する記述を「フェヒナー的識閾の記述」と名づけた。そして、以下に述べる4条件を満たすものを「フェヒナー的識閾の記述」の定義とした上で、研究対象文献にフェヒナー的識閾の記述が存在するか否かを精査した。

フェヒナー的識閾の記述の4条件とは、(1)「識閾」相当の語が存在すること、(2)意識と無意識の境目に関する記述であること、(3)精神物理学的活動と無関係な刺激閾について説明することを主眼とした記述ではないこと、(4)表象間の対立関係の結果生ずる、残った表象と追いやられた表象との境目を説明することを主眼とした記述ではないこと、の4条件である。

これら4条件について補足説明する。

まず、条件(1)について。「識閾」という言葉が存在しなくても「識閾」に相当する言葉が存在すれば本条件を満たすものと判定した。具体的には「意識の閾」「意識における閾」「意識閾」「threshold of consciousness」、あるいは明治期のわが国で「識閾」の意味で用いられていた訳語「心覚ノ閾」などが存在すれば、可とした。

次に条件(2)について。文中に「意識」および「無意識」という語が両方とも存在している必要は必ずしもなく、意味内容的に意識と無意識の境目に関する記述であることが明白であれば、本条件を満たすものと判定した。

続いて条件(3)について。すでに述べたように、フェヒナーの〈識閾〉とは、背後に身体的活動（精神物理学的活動）が想定されており、身体的活動（精神物理学的活動）の変動に伴い意識状態が生じたり生じなかったりする境目のことを表わす概念だが、一般に理解されている〈刺激閾〉という概念は、フェヒナーの〈識閾〉とは、やや異なる概念である。そこで、背後に身体的活動（精神物理学的活動）が想定されていないということが明らかな文脈の中で、単に刺激量と感覚量の境目としての〈刺激閾〉が解説されているだけの記述の場合は、本条件を満たさないものと判定した。

最後に条件(4)について。ヘルバルトの〈識閾〉に関する解説を主眼とした記述の場合は、本条件を満たさないものと判定した。具体的には、「表象（概念，観念）」同士が、葛藤（抑圧，抑制）し合う対立関係にあり、その結果、「表象（概念，観念）」には意識（心）の中に居残るものと、意識（心）の外に追いやられるものが生ずる、といったことを主に解説し、かつ、意識や無意識を動的に変動するものと捉えた解説が存在しない記述の場合、本条件を満たさないものと判定した。

以上の4条件を満たす文献を「フェヒナー的識閾の記述が存在する文献」と認定した。また、フェヒナー的識閾の記述が存在する文献に関しては、フェヒナー的識閾の記述の付近にフェヒナーの名前が明記されているか否か、ということも確認し記録した。フェヒナーの仕事を紹介することを意図したことが確実な文献と、そうとは言い切れない文献とを区別するためである。

3-4. 結果

研究対象文献にフェヒナー的識閾の記述が存在したか否かということ进行调查した結果を、表1にまとめて示す。

表1の各文献の冒頭に付した記号の意味は次の通りである。〔×〕は、フェヒナー的識閾の記述が存在しなかった文献。〔○〕は、フェヒナー的識閾の記述が存在したが、フェヒナーの名は明記されていなかった文献。〔◎〕は、フェヒナー的識閾の記述が存在し、かつ、フェヒナーの名が明記されていた文献。

表1 フェヒナー的識閾の記述に関する調査結果。文献は、複製版ではなく原本が刊行された年代順に並べた。

〔◎〕：フェヒナー的識閾の記述が存在し、かつ、フェヒナーの名が明記されていた文献。

〔○〕：フェヒナー的識閾の記述が存在したが、フェヒナーの名は明記されていなかった文献。

〔×〕：フェヒナー的識閾の記述が存在しなかった文献。

〔×〕 西周（1873/1981）。「百一新論」。

〔×〕 西村茂樹（1885）。「心学講義」。

〔○〕 元良勇次郎（1889-1891/2013）。「精神物理学」。

〔×〕 元良勇次郎（1890）。「心理学」。

〔×〕 元良勇次郎（1892/2014）。「心の勢力（鷗遊館演説）」。

〔×〕 元良勇次郎・米山保三郎（1894/2013）。「生理的心理学講義」。

〔×〕 元良勇次郎（1895/2014 a）。「心理学の実験について」。

〔×〕 元良勇次郎（1895/2014 b）。「心理現象の分類法について」。

- [×] 元良勇次郎 (1897/2013). 「心理学十回講義」。
- [×] 福来友吉 (1907). 『心理学講義』。
- [×] 元良勇次郎 (1907). 『心理学綱要』。
- [×] 野上俊夫・上野陽一 (1909). 『実験心理学講義』。
- [◎] [Fechner] フェヒネル (1910). 『死後の生活』 平田元吉 訳。
- [○] 速水滉 (1914). 『現代の心理学』。
- [×] 上野陽一 (1914). 『心理学通義』。
- [×] 元良勇次郎 (1915). 『心理学概論』。
- [×] [Fechner] フェヒネル (1916). 『死んだら如何なるか』 田宮馨 意訳。
- [○] 西田幾多郎 (1920). 『意識の問題』。
- [◎] 上野陽一・野田信夫 (1922). 『近世心理学史』。
- [○] 松本亦太郎 (1923). 『心理学講話』。
- [×] 松本亦太郎 (1925 a). 『実験心理学十講』。
- [×] 松本亦太郎 (1925 b). 『智能心理学』。
- [×] 高橋穰 (1925). 『心理学』。
- [×] 城戸幡太郎 (1926). 『心理学の問題』。
- [×] 増田惟茂 (1926). 『実験心理学序説』。
- [×] 松本亦太郎 (1926). 『絵画鑑賞の心理』。
- [○] 小林一郎 (1927). 『心理学綱要』。
- [×] 城戸幡太郎 (1931). 『心理学概説』。
- [×] 青木正左衛門 (1931). 『心理学二十一講』。
- [×] 佐久間鼎 (1931). 「基調的意識 — 試論「意識の成態」への序説 —」。
- [◎] 城戸幡太郎 (1932). 『現代心理学の主要問題』。
- [×] 増田惟茂 (1933). 『実験心理学』。
- [×] 増田惟茂 (1934 a). 『心理学概論』。増訂改版。
- [×] 増田惟茂 (1934 b). 『心理学研究法 — 殊に数量的研究について —』。
- [×] 阿部満州 (1935). 『深層心理学』。
- [◎] 千葉胤成 (1935). 『意識・無意識の問題』。
- [×] 城戸幡太郎 (1936). 『心理学史』。上巻。〔下巻は未刊〕
- [×] 松本亦太郎 (1937). 『心理学史』。
- [◎] [Fechner] フェヒネル (1948 a). 『死後の生存』 佐久間政一 訳。
- [◎] [Fechner] フェヒネル (1948 b). 『宇宙光明の哲学・霊魂不滅の理説』 上田光雄 訳。
- [×] 安倍三郎 (1949). 『心理学概論』。
- [×] 千輪浩 (1949). 『現代心理学』。
- [◎] 城戸幡太郎 (1950). 『現代心理学 — その問題史的考察 —』。
- [×] 小熊虎之助 (1955). 『現代心理学の実際』。
- [×] 高木貞二 (1958). 『心理学研究法』。
- [×] 今田恵 (1962). 『心理学史』。
- [◎] 城戸幡太郎 (1968). 『心理学問題史』。
- [×] 八木冕 監修, 大山正 編 (1970). 『知覚』。(講座心理学 4)。
- [×] 八木冕 監修, 末長俊郎 編 (1971). 『歴史と動向』。(講座心理学 1)。
- [×] 黒田司 (1975). 『精神現象論 精神物理学』。

研究対象文献全 50 篇中, [×] の文献, すなわち, フェヒナー的識閾の記述が存在しなかった文献は 37 篇であった。[○] の文献, すなわち, フェヒナー的識閾の記述が存在したが, フェヒナーの名は明記されていなかった文献は 5 篇であった。また, [◎] の文献, すなわち, フェヒナー的識閾の記述が存在し, かつ, フェヒナーの名が明記されていた文献は 8 篇であった。

つまり、全50篇中、フェヒナー的識閥の記述が存在した文献は13篇（〔○〕と〔◎〕の合計）だったことになる。

それら13篇の中で、刊行時期が最も早かったのは、1889（明治22）年から1891（明治24）年にかけて刊行された元良勇次郎「精神物理学」であった。それに続いて早かったのは、1910（明治43）年の平田元吉によるフェヒナーの宗教哲学的書の翻訳書『死後の生活』、刊行時期が最も遅かったのは1968（昭和43）年の城戸幡太郎『心理学問題史』であった。

また、それら13篇の刊行年代を、さらに細かく(1)1870年から1925年（明治・大正期）、(2)1926年から1979年（昭和期）に区分すると、(1)の時期には6篇、(2)の時期には7篇であり、いずれかの時期への大きな偏りは認められなかった。

特筆すべきは、それら13篇中に、フェヒナーの宗教哲学的著作『*Das Büchlein vom Leben nach dem Tode*』の翻訳書が3篇、城戸幡太郎（まんなたろう1893-1985）の心理学関連文献が3篇含まれており、そのいずれもが、フェヒナーの名前をきちんと明記してフェヒナー的識閥の記述を行なっている文献（〔◎〕の文献）だったということである。

3-5. 考察——城戸幡太郎の文献と『*Das Büchlein vom Leben nach dem Tode*』の翻訳書を中心に——

わが国の多くの心理学史のテキストには、フェヒナーの精神物理学をわが国に伝えることに多大な貢献をした代表的人物として、元良勇次郎と松本亦太郎が紹介されている⁽³²⁾。それゆえ、本研究を計画した当初、フェヒナー的識閥の記述が最も豊富に存在するのは、元良と松本の文献であろうことが予想された。しかしながら、こうした予想に反して本研究の範囲では、元良が執筆に関与した研究対象文献9篇中、フェヒナー的識閥の記述があったもの（表1の〔◎〕と〔○〕の文献）は1篇に過ぎず、また、松本が執筆した研究対象文献5篇においてもフェヒナー的識閥の記述があったものは1篇に過ぎなかった。比率でいえば、元良の文献には9分の1の比率、松本の文献には5分の1の比率でしかフェヒナー的識閥の記述が存在しなかったことになる。

元良の文献にフェヒナー的識閥の記述が少ない理由は、ある程度推測できる。その推測の根拠となる元良の記述を元良の著書『心理学概論』（1915年）から引こう。まず、元良は、心理学者には無意識の概念を受け入れる者とそうでない者がいることを次のように述べている。

〔……〕そもそも吾人の心なるものは、現在の意識よりも尚遙かに多くの記憶を有することは、心理学者の等しく認むる所なり。故に或る心理学者は、意識及び注意を静学的に見、記憶心像及び其の他の心像を動学的に見て、心像が意識の舞台に新陳代謝して表はれ来る如く見做すものあり。〔……〕此等の考にては、兩者共に現在の意識以外に、何所かに無意識心像の存在を認むるものにして、一は之を動学的に見、他は之を静学的に見たるの差異あるのみ。然るに或る心理学者は、無意識心像なる観念の不合理なることを認め、特に無意識心像の存在を認めず、単に意識に表はれたるもののみを以て心的活動と見做し、記憶は無意識的心像の貯蔵に於ける一種の傾向なりとするものあり。即ち或る事情の下に、前の経験に等しき経験を再現し得べき意識の

傾 ディスポジション性を記憶とするの考なり。〔一部、現代的表記に改変。ルビは原文〕⁽³³⁾

これに続けて元良は、ヘルバルト的な識閾のことを持ち出しつつ、無意識的表象が識閾の下に潜伏するという自分を信じていないと次のように記している。

本書の立脚地より之を考ふるに、固よりヘルバルト及びヘルバルト派の心理学に於ける如く、表象を実在的に見做し、其の意識に現ると無意識にあるとは寧ろ偶然のことなりとするが如きは、表象を常性的實在に化したるの嫌ありとせざる可からず。然りと雖も心的活動を意識のみに限るも亦狭きに失するの嫌あり。著者〔＝元良〕は無意識的表象の識閾以下に潜伏するを信ずるにはあらずと雖も、前に経験したることが、神経に或る印象を残し、所謂意識の傾性の生理的基礎を成すとなす。〔……〕〔一部、現代的表記に改変〕⁽³⁴⁾

このように元良自身は、無意識的表象が識閾下に潜伏することを信じていなかった。それでも元良が自著に識閾の解説を書いたのは、元良は、当時の代表的な学説の1つであるヘルバルトの学説を紹介する都合上、識閾概念の紹介を省略することが出来なかったためだと思われる。ヘルバルトの識閾概念を信じる事が出来なかった元良は、その後も、識閾という概念に大きな関心を寄せることはおそらく無かつたであろうと推測される。元良は、ヘルバルトの著作のみならずフェヒナーの著作にも識閾概念があることに気づいていたであろうが、特に興味を抱くことはなく、両者の識閾概念の間に差異があるかどうか吟味しようという気にもなれなかった可能性が高いと思われる。

ちなみに、本研究で調査した元良の文献中、フェヒナー的識閾の記述が存在した唯一の文献「精神物理学」における識閾記述は、波のイメージで理解できる注意のリズムの活動について説明しつつ、刺激が意識中に現われる時と無意識にかくれる時との境目を「意識の境限」と記しているに過ぎぬものである。本研究で定めたフェヒナー的識閾の記述を判定する4条件をかりうじて満たしてはいたものの、フェヒナーの識閾概念の十分な解説とは到底言い難いものであった⁽³⁵⁾。

本研究の範囲では、元良の文献同様、松本亦太郎の文献においてもフェヒナー的識閾の記述が存在したのは1篇だけであった。その1篇とは、1923（大正12）年刊行の『心理学講話』だが、その中に、注意の解説との関連で「意識が無意識にならんとする界限を識閾と云ひます」⁽³⁶⁾という文章を含む簡単な解説がある。とくにフェヒナーの学説を念頭になされた解説であるとは思われないが、本研究で定めたフェヒナー的識閾の記述の4条件を満たすものであったため、同書にフェヒナー的識閾の記述が存在したと判定したが、同書がフェヒナーの識閾概念をわが国に伝える上で大きい貢献をしたとは思われない。

わが国に精神物理学をもっとも早い時期に導入したことで、元良と並んで知られる松本の著作に、なぜ、フェヒナーの識閾に関する本格的な解説が見当たらなかったのか、その理由は不明であり、それを探るのは今後の課題である。

心理学関連文献の中で、元良や松本の文献にフェヒナー的識閾の記述が予想外に少数しか存在しな

かったのに対し、特筆すべきは城戸幡太郎の文献である。城戸に関しては、研究対象文献を選定した際、たまたま6篇という比較的多い数の文献が選定されたが、それら6篇中フェヒナー的識閾の記述が存在したのは3篇であった。比率にすれば、2分の1という比較的高い比率になる⁽³⁷⁾。

しかも、城戸の文献における同記述には、他の著者たちの文献と比較し、非常に詳しく充実したものが見られた。

以下に、1932年刊行の城戸の著書『現代心理学の主要問題』（同文書院）から、フェヒナー的識閾の記述例を掲載する。

[……] これは既にヘルバルトの心理学においても認められた概念であって、ヘルバルトは意識と無意識との関係を抑制による表象の力学から説明せんとしたのであったが、一定の表象が抑制された無意識の領域に入るその限界（Schwelle）を識閾（Bewusstseinsschwelle〔原文ママ〕）と称したのである。フェヒネル〔＝フェヒナー〕が彼の精神物理学の問題としたのは要するにかかると意識の限界を明らかにすることであった。ただフェヒネルの場合には、ヘルバルトにおけるが如き表象と表象との抑制関係に意識の限界を認めんとしたのではなく、刺戟に対する感覚の表現にその限界を認めんとしたのである。[……]〔一部、現代的表記に改変〕⁽³⁸⁾

このように城戸は、ヘルバルトの識閾とフェヒナーの識閾が異なる概念であることがわかるように解説している。城戸の解説を続けよう。

心理学の問題としてかかる識閾の存在は如何に説明されねばならぬか。ここに精神物理学が新たに考直されねばならぬ問題を有しているのである。フェヒネルは彼の精神物理学を外面的と内面的との二つに分類している。精神物理学は一般に刺戟と感覚との関係を問題とするのであるが、刺戟と感覚との関係にはその仲介物として身体を考える。外面的精神物理学〔＝外的精神物理学〕は刺戟と感覚との関係を直接に問題とするのであるが、内面的精神物理学〔＝内的精神物理学〕はその関係を身体を中介として問題とするのである。故に外面的精神物理学では意識の限界を主として刺戟の物理学的構造とそれに相応する意識の表現から考察するのであるが、内面的精神物理学ではそれを主として身体の解剖学的、生理学的及び病理学的構造と、それに相応する意識の表現から考察するのである。[……]〔一部、現代的表記に改変〕⁽³⁹⁾

ここで城戸は、フェヒナーの外的精神物理学と内的精神物理学を的確に説明している。この記述は、フェヒナーの識閾を理解するためには、内的精神物理学の説くような、刺激と感覚の仲介物、すなわち、身体に関する活動の理解が必要であるということを読者に予感させる。城戸の解説をさらに続けよう。

[……] しかしヴントの心理学では意識は単に直接経験としての現実性のみを問題としたから、

識閾を論じても、これを無意識や素質の概念によっては説明されなかった。然るにフェヒネルの精神物理学では識閾は無意識の問題として論ぜられた。そして精神物理学の測定法として考へられた三つの基本方法は要するに識閾を定める方法であって、ただ人間の判断に対して刺戟の提出法を異にするものである。そしてかかる方法において問題となるのは、識閾は（一）刺戟の提出法によって異り、（二）人間の態度によって異り、（三）人間の種類によって異るといふことである。精神物理学ではかかる事実を如何に取扱ひ説明すべきであるか。フェヒネルは精神物理学の問題を身心の同一関係の法則を発見することに求めたので、識閾の問題は精神物理学の連続及び非連続の問題として提出され、測定法は精神物理学の相関の数学的規定としてその関係の普遍性を求めたために、刺戟の提出法により、人間の態度により、人間の種類によって異なる識閾の問題は、むしろ偶然的条件による誤差として統計的に除去せんとしたのである。ここに精神物理学の方法が性格学的実験の方法となり得ない理由が存在するのである。しかし識閾の問題を精神物理学の連続と非連続との問題として考へる時、それは人間の種類による限界の相違として人間の特殊なる構造が問題となってくるのである。フェヒネルは彼の内面的精神物理学の問題としてかかる連続、非連続の問題を明かに意識に対する無意識の構造として考へている。連続とは複雑で多様な物体の組織によって単一で統一のある精神が結果する場合で、非連続とは複雑で多様な物体の組織によって多様な精神の差別が結果する場合である。意識の限界をなしている無意識の領域はかかる精神物理学の連続及び非連続としての物体の組織であって、識閾を異にする人間の種類はその無意識の領域を構成している身体的組織の性格によると考へねばならぬ。人間と動物との識閾の相違や、種々なる動物におけるその相違は凡てそれらの生物を構成している物体の組織の相違によると考へねばならぬ。フェヒネルの内面的精神物理学においてはまだかかる精神物理学の組織が充分に研究されなかったのである。〔一部、現代的表記に改変。傍点は原文〕⁽⁴⁰⁾

これは、ヴィルヘルム・ヴント（Wilhelm Wundt; 1832-1920）の用いた識閾概念の解説の後でフェヒナーの識閾の解説をした箇所であるが、フェヒナーの識閾概念を特徴づける「身体的活動（精神物理学的活動）」という語は登場しないものの、代わりに城戸は、身体的活動（精神物理学的活動）を基盤にすえた学である「内的精神物理学」という語を多用しているため、フェヒナーの識閾概念をよく伝える解説になっていることがわかるであろう。

筆者は寡聞にして、先に引用した城戸の解説ほど、フェヒナーの識閾を詳しく的確に解説した邦語文献を知らない。城戸の本が刊行された1932（昭和7）年の時点のわが国では、現代よりもフェヒナーの識閾概念を詳しく伝えた文献が存在していたのである。

ちなみに、城戸幡太郎は心理学者・教育学者であり、法政大学の心理学教室を立ち上げ、日本心理学会の設立にも大きく貢献したといわれる人物である⁽⁴¹⁾。

1893年生まれの城戸は、1858年生まれの元良勇次郎や1865年生まれの松本亦太郎より、30年ほど若い世代に属する。仮に、本研究結果が示唆するように元良や松本がフェヒナーの〈識閾〉をそれほど頻繁には紹介していなかったとすると、彼等より30年後の世代の城戸が積極的にフェヒナーの

〈識閥〉を紹介したのは何故なのか興味深い。その理由を探ることは今後の課題である。

続いて、フェヒナーの翻訳書の考察に移る。

すでに述べたように、本研究対象文献の範囲では、城戸の文献以外でフェヒナー的識閥の記述の多いことが目についたのは、フェヒナーの宗教哲学的著作『*Das Büchlein vom Leben nach dem Tode*』の翻訳書であった。4人の異なる訳者によって訳された同書の翻訳書4篇中、3篇にフェヒナー的識閥の記述が存在した。具体的には平田元吉、佐久間政一、および上田光雄の訳⁽⁴²⁾に存在した。残る1篇、すなわち田宮馨の訳⁽⁴³⁾にのみフェヒナー的識閥の記述が存在しないのは、他の3篇の訳書とは異なり田宮の訳は意識、それも原書には存在しない表現を追加したり、原書に存在する内容を一部省略して訳したりするなどした、原書の内容を大幅に逸脱した意識であるためである。より具体的に言えば田宮訳には、フェヒナーの原書では識閥が登場する箇所でも、訳を省いたり、あるいは、〈識閥〉や〈意識の閥〉等の適切な訳語を充てずに単に〈閥〉と訳したりした箇所がある⁽⁴⁴⁾。そうした理由で、田宮訳にはフェヒナー的識閥の記述が存在しない。

ここで、4人の訳者について簡単に触れておく。4人は、いずれも心理学者ではないことから、フェヒナーの精神物理学に特に関心があったわけではないと思われる。

平田元吉(1874-1942)は旧制第三高等学校の教授だった⁽⁴⁵⁾。著書に、『京大法学部事件批判——瀧川教授の「刑法讀本」検討——』(人文書院, 1933年)や『心霊の秘密』(同文館, 1912年)などがある。後者の書名から、平田が死後の世界に関心を持っていたことが推測される。平田がフェヒナーの『*Das Büchlein vom Leben nach dem Tode*』を翻訳した背景にも、そうした関心があったのかも知れない。

田宮馨については、詳細は不明だが、著書に『催眠治療術』(福来書院, 1915年)や『念力増大法』(帝國神秘會, 1937年)などがあることから、神秘的現象に強い関心を持っていた人物だと思われる。

佐久間政一(1885-1949)はドイツ語学者・翻訳家で、ヒルティエーやショーペンハウエルなどの翻訳を多数手がけている。佐久間がフェヒナーの本を翻訳するに至った経緯は不明である。

上田光雄に関しても詳細は不明だが、著書に『ハルトマンの無意識の哲学』(光の書房, 1948年)があり、シェリングの翻訳も行なっている。上田は、シェリングやハルトマンらの無意識の学説との関連でフェヒナーの著作に関心を抱いた可能性が高い。

以下で、フェヒナー的識閥の記述が存在した『*Das Büchlein vom Leben nach dem Tode*』の翻訳書の中から記述例をいくつかみよう。

まず、フェヒナーの原書に書かれている識閥の記述が翻訳されている箇所を、平田訳を例に示す。

然れども、意識はその地を斯く広く拡げて、如何に自己の統一を保つことが出来やうか。識閥の方則〔=法則〕はここに之を無視すべきであるか。〔平田元吉 訳〕〔一部、現代的表記に改変〕⁽⁴⁶⁾

平田の訳書には、識閥の語が登場するフェヒナーのこの文章に続けて、フェヒナーが付した原註の

次のような訳文が存在する。

身体と精神との関係の経験的方則〔=法則〕に次の如きがある。意識の拠れる身体的活動が閾と称する強度の一定程度以下に沈むとき、意識は消失するのである。該活動が広がれば広がるほど、該活動は弱くなり、閾以下に沈むのである。全意識は其の閾を以て居る、即ち眠と覚との境界が是である。同様に意識の特別のものも、また其の閾を持って居る。即ち、覚醒中、或は甲観念、或は乙観念、意識内に上り、或は消失す。この甲や乙の拠れる特別の活動が、特別の閾に上り、或は下るに従って、該観念は消失するのである。〔平田元吉 訳〕〔一部、現代的表記に改変〕⁽⁴⁷⁾

このように、フェヒナーの識閾とは変動する身体的活動に関わるものであることが、はっきりと理解できるような記述のあることが確認される。

また、平田訳には別の箇所にも識閾が登場するので、それもみることにしよう。「人の靈魂は、その全身に行渡りて居る。靈魂が去れば、身体は朽ちる。然し、意識の光は、時に従い処を變ずる」〔平田元吉 訳〕〔一部、現代的表記に改変〕⁽⁴⁸⁾ という文章に続けて、フェヒナーが付した原註の次のような訳文がある。

之を科学的に言えばこうである。意識は、精神活動の下に在る精神物理的と称する身体の活動が、閾と称する強さの程度を越ゆる時には、又た越ゆる処には、意識は其処に存在し、覚醒して居る。此見解に従えば、意識は時間と空間とに置かれることが出来る。吾人が精神物理的活動〔=精神物理学的活動〕の波の絶頂は、言わば、場所より場所に移り、意識の光はその位置を變ずるのである。只だ現世の生活の間は、吾人が体内に、否な、体内の限られたる部分に、あちこちに動揺し、睡眠中全く閾下に沈み、覚醒して再び閾以上に上るのである。〔平田元吉 訳〕〔一部、現代的表記に改変〕⁽⁴⁹⁾

ここでもまた、識閾の背後に精神物理学的活動という波のような活動が存在することが明白に語られている。

なお、上に掲げた平田訳とは、訳し方に多少の違いはあるが、佐久間訳にも上田訳にも平田訳と同等の識閾の記述が存在する⁽⁵⁰⁾。

『*Das Büchlein vom Leben nach dem Tode*』の翻訳書が、わが国にフェヒナーの識閾概念を正しく伝える上で貢献したことは、間違いなであろう。

ちなみに、これら翻訳書の中でも、とりわけ平田訳と上田訳はフェヒナーの識閾概念をわが国に広く知らしめる上で一定の役目を果たした可能性がある。というのは、平田訳と上田訳には、フェヒナーの原文中の識閾の説明の訳文が掲載されているのみならず、平田や上田が追加した附録のフェヒナー解説や訳者「はしがき」においても識閾の説明がみられるからである。以下に、平田訳と上田訳の該当部分を掲載しよう。

平田訳には、ヴントやラスヴィッツが執筆したフェヒナーに関する文献を参考に平田がまとめたフェヒナー哲学の解説「フェヒネルの哲学」が巻末附録として追加されているが⁽⁵¹⁾、その中に次のような記述がある。

〔……〕睡眠から覚醒する時には、或る意味に於ては個々の意識の成立が繰返さると言っても宜い。同様に写象の来去、従て注意の変化も、睡眠覚醒の変化が再び個々の意識に現はれる作用である。

凡て此等の内部的経験は、譬へば意識の閾といふべきものに従て排列〔=配列〕する。此閾の上に吾人が覚醒時の総意識がある。丁度波に譬うれば総意識は大波である。此大波の上に变化する小波がある。此小波が即ち意識の特別の内容たる個々の感覚写象である。此意識が上に現はるるに越える閾を主閾と名〔づ〕け、総意識の上に現はるる個々の感覚写象が越ゆるのを上閾と名づくる。〔……〕〔一部、現代的表記に改変。傍点は原文〕⁽⁵²⁾

このように平田が執筆した巻末解説には、意識を支える活動が波のように変化するものであり、それが意識の閾を越えることで覚醒状態が生ずることが書かれている。また、覚醒時中、意識を支える波の活動は決して静止しておらず、小さな波を形づくり、活動が小波の閾を越えると、それに伴い感覚像的なものが意識の上に現われることも述べられている。

一方の上田訳には、上田による訳者「はしがき」が追加されているが、その中には次の文章がある。

フェヒネルに依れば意識の状態は一種の精神物理的運動〔=精神物理学的活動〕であつて、意識の起るためには、その種の運動に於ける活動性が一定の度に達することを要する。その必要な度を「^{イキ}閾」と名づける。そして此の^{イキ}閾の高さは事情によって変ずるもので、低くなるときには例へば意識が明瞭な場合の如く、他の時には意識されない事物も意識されるのである。高くなるときには睡眠時に於けるが如く意識の明瞭さを欠く。人間の精神物理的活動がこの閾を越えなければ意識の覚醒は起らない。そこで人間の精神物理的活動の全部を一つの波と考へて、意識閾を横の基線 AB とすると図の如くなる。〔……〕〔一部、現代的表記に改変。ルビは原文〕⁽⁵³⁾

このように上田による訳者「はしがき」では、精神物理学的活動が識閾を越えた時に意識が生じるということが明快に解説されている。

以上より、平田訳と上田訳が、わが国にフェヒナーの識閾概念を広める上でとりわけ大きな貢献をした可能性があることがわかるであろう。

ちなみに、フェヒナーの宗教哲学的著作『*Das Büchlein vom Leben nach dem Tode*』が、わが国のように複数の異なる訳者によって度々翻訳されている例は、欧米にもみられない。心理学者ではないわが国の翻訳者たちが何故フェヒナーの著作を翻訳しようと思ひ立ったのかということ、および、

なぜわが国に、キリスト教的色彩の強いフェヒナーの宗教的著作がたびたび受け入れられる土壌があったのかということを探ることは、残された課題である⁽⁵⁴⁾。

註

- (1) 本稿の一部は、2014年9月に日本心理学会第78回大会（同志社大学・今出川キャンパス）にて発表した内容を基に加筆・修正したものである。岩淵，2014b 参照。
- (2) Fechner, 1860.
- (3) 岩淵，2014a, pp. 248-261 参照。
- (4) たとえば，宮岡，2011；大山，1994 参照。
- (5) Fechner, 1860, II, S. 438-442.
- (6) Cf. Herbart, 1901, pp. ix, 2.
- (7) Cf. Herbart, 1834, S. 12-13; 1901, pp. 12-13; 今田，1962, p. 175; 高橋，1999, p. 732.
- (8) Scheerer, 1987, p. 201.
- (9) 〈識閾〉に関する近年の心理学史のテキストにおける他の記述例としては，例えば，次の文献を参照。大山，1998, p. 51; サトウと高砂，2003, p. 23.
- (10) 大山，1994, p. 60.
- (11) 梅本，1994, pp. 38, 40.
- (12) Cf. Herbart, 1901, pp. xv-xvi.
- (13) Cf. Fechner, 1860, I, S. 64f.; II, S. 12f.
- (14) Cf. Fechner, 1860, II, S. 10ff.
- (15) Cf. Fechner, 1860, I, S. 239; II, S. 9ff.
- (16) Cf. Fechner, 1860, II, S. 436, 438f.; Heidelberger, 1993, S. 231.
- (17) 今田，1962, p. 187.
- (18) Fechner, 1860, I, S. 8.
- (19) Cf. Fechner, 1860, II, S. 377; 1877, S. 3.
- (20) Cf. Fechner, 1860, II, S. 377.
- (21) Fechner, 1860, II, S. 377.
- (22) Cf. Fechner, 1860, II, S. 553.
- (23) フェヒナーの〈識閾〉関連の記述は、『精神物理学原論』では例えば次のページにある。Cf. Fechner, 1860, II, S. 438, 441f.
- (24) Fechner, 1851, II, S. 375-378.
- (25) Scheerer, 1987, p. 201.
- (26) 例えば，岩淵，2014a.
- (27) [Fechner] Dr. Mises, 1836.
- (28) Fechner, 1879.
- (29) 佐藤，2002, pp. 341-343 参照。
- (30) 松本亦太郎『絵画鑑賞の心理』は一見，精神物理学に関する記述が存在しないことが明白な題名の文献に見えるが，フェヒナーは実験美学の創始者でもあり，精神物理学的方法を用いて絵画を評価する研究も行なっているため，松本の同書にも実験美学との関わりで精神物理学や識閾の記述が存在する可能性があると考えられた。そこで，松本の同書を研究対象文献に含めた。
- (31) 吉田，1971.
- (32) たとえば次の文献を参照。兎玉，1994, pp. 298-299; 佐藤と溝口，1997, pp. 79-82, 88-99; 佐藤，2002, pp. 114-120, 338-362; サトウと高砂，2003, pp. 135-140.
- (33) 元良，1915, pp. 1040-1041.

- (34) 元良, 1915, p. 1041.
- (35) 元良, 1889-1891/2013, pp. 58-59 参照。
- (36) 松本, 1923, p. 136.
- (37) 当初見落としていたことだが, 本研究の過程で, 城戸に関する研究対象文献のうち, 『現代心理学——その問題史的考察——』(1950年)は, 『現代心理学の主要問題』(1932年)の改訂版であることが判明した。ただし, 内容が極めて似通った2書が研究対象文献に含まれているということそれ自体は, 城戸の文献群にフェヒナー的識閥の記述が存在する比率を高める原因になるとは限らない。たとえば, 城戸がフェヒナーの識閥に関心をもっておらず, これら両方の著作にフェヒナーの識閥の記述を全く記載しなかったような場合は, これら似通った2書が研究対象文献に含まれているということが, フェヒナー的識閥の記述が城戸の文献に存在する比率を大きく引き下げることになるはずだからである。
- (38) 城戸, 1932, pp. 300-301.
- (39) 城戸, 1932, p. 301.
- (40) 城戸, 1932, pp. 301-303.
- (41) 佐藤, 2002, pp. 309, 313, 328, 332; サトウと高砂, 2003, p. 149 参照。
- (42) [Fechner] フェヒネル, 1910, 1948a, 1948b.
- (43) [Fechner] フェッヒネル, 1916.
- (44) [Fechner] フェッヒネル, 1916, pp. 139-140 参照。
- (45) 平田, 1933 参照。
- (46) [Fechner] フェヒネル, 1910, p. 80.
- (47) [Fechner] フェヒネル, 1910, pp. 80-81.
- (48) [Fechner] フェヒネル, 1910, p. 94.
- (49) [Fechner] フェヒネル, 1910, p. 94.
- (50) [Fechner] フェヒネル, 1948a, pp. 82-83, 97-98; 1948b, pp. 371-372, 380-382 参照。
- (51) [Fechner] フェヒネル, 1910, pp. 5-6, 192-242 参照。
- (52) [Fechner] フェヒネル, 1910, p. 221.
- (53) [Fechner] フェヒネル, 1948b, 訳者「はしがき」pp. 4-5.
- (54) こうした課題の一部を研究した結果を筆者は国際学会で発表したことがある。Iwabuchi, 2009.

参考文献

- 阿部満州 (1935). 『深層心理学』。東京：東宛書房。
- 安倍三郎 (1949). 『心理学概論』。東京：福村書店。
- 青木正左衛門 (1931). 『心理学二十一講』。東京：雄文閣。
- Boring, Edwin Garrigues (1950). *A history of experimental psychology*. 2nd edition. New York: Appleton-Century-Crofts.
- 千輪浩 (1949). 『現代心理学』。東京：東海書房。
- 千葉胤成 (1935). 『意識・無意識の問題』。東京：東宛書房。
- [Fechner, Gustav Theodor] Dr. Mises (1836). *Das Büchlein vom Leben nach dem Tode*. Dresden: Ch. F. Grimmer.
- Fechner, Gustav Theodor (1860). *Elemente der Psychophysik*. 2 Theile. Leipzig: Breitkopf und Härtel.
- Fechner, Gustav Theodor (1879). *Die Tagesansicht gegenüber der Nachtansicht*. Leipzig: Breitkopf und Härtel.
- [Fechner, Gustav Theodor] フェヒネル (1910). 『死後の生活』平田元吉 訳。東京：丙午出版社。
- [Fechner, Gustav Theodor] フェッヒネル (1916). 『死んだら如何なるか』田宮馨 意識。大阪：帝國神秘會。
〔田宮馨 意識〕の「意識」は原本の表紙および奥付にある表記]
- [Fechner, Gustav Theodor] フェヒネル (1948a). 『死後の生存』佐久間政一 訳。東京：北隆館。
- [Fechner, Gustav Theodor] フェヒネル (1948b). 『宇宙光明の哲學・靈魂不滅の理説』上田光雄 訳。東京：光

の書房。

福来友吉 (1907). 『心理学講義』。東京：宝文館。

速水湜 (1914). 『現代の心理学』。東京：不老閣書房。〔本書の奥付には「大正十一年四月十日十一版発行」とあるが、ここに書かれている「版」は、現代の用語でいえば「版」ではなく「刷」と同義の語だと推測される。現代の用語法でいえば、本書は「大正三年」発行の初版に準ずる内容の書だと思われるので、本書の発行年を1914年（大正三年）とした。〕

Heidelberger, Michael (1993). *Die innere Seite der Natur. Gustav Theodor Fechners wissenschaftlich-philosophische Weltauffassung.* (Philosophische Abhandlungen, Band 60). Frankfurt am Main: Vittorio Klostermann.

Herbart, Johann Friedrich (1834). *Lehrbuch zur Psychologie.* 2. Auflage. Königsberg: August Wilhelm Unzer. [Herbart, Johann Friedrich] ヘルバルト (1895). 『独逸ヘルバルト心理学』 國府寺新作 講訳。東京：成美堂。

Herbart, Johann Friedrich (1901). *A text-book in psychology: An attempt to found the science of psychology on experience, metaphysics, and mathematics.* (International Education Series 18). translated by Margaret K. Smith. edited by William T. Harris. New York: D. Appleton and Company. [原典：Herbart, 1834.]

平田元吉 (1933). 『京大法学部事件批判——瀧川教授の「刑法讀本」検討——』。京都：人文書院。

今田恵 (1962). 『心理学史』。東京：岩波書店。

Iwabuchi, Akira (2009). "The favourable reception of Gustav Fechner's 'The little book of life after death' in Japan". *Proceedings of the 25th Annual Meeting of the International Society for Psychophysics* (The International Society for Psychophysics). pp. 405-410.

岩渕輝 (2014 a). 『生命（ゼーレ）の哲学——知の巨人フェヒナーの数奇なる生涯——』。東京：春秋社。

岩渕輝 (2014 b). 「グスタフ・フェヒナーの〈識関〉概念のわが国における受容——内的精神物理学との関わりにおいて——」。『日本心理学会第78回大会発表論文集』。p. 4.

城戸幡太郎 (1926). 『心理学の問題』。東京：岩波書店。

城戸幡太郎 (1931). 『心理学概説』。東京：岩波書店。

城戸幡太郎 (1932). 『現代心理学の主要問題』。東京：同文書院。

城戸幡太郎 (1936). 『心理学史』。上巻。東京：日本評論社。〔下巻は未刊〕

城戸幡太郎 (1950). 『現代心理学——その問題史的考察——』。東京：評論社。〔『現代心理学の主要問題』の改訂版〕

城戸幡太郎 (1968). 『心理学問題史』。東京：岩波書店。

小林一郎 (1927). 『心理学綱要』。東京：明治堂書店。

児玉齊二 (1994). 「日本の心理学」。梅本堯夫・大山正 編『心理学史への招待——現代心理学の背景——』。(新心理学ライブラリ 15)。東京：サイエンス社。pp. 295-309.

黒田司 (1975). 『精神現象論 精神物理学』。京都：学芸出版社。

増田惟茂 (1926). 『実験心理学序説』。東京：至文堂。

増田惟茂 (1933). 『実験心理学』。東京：岩波書店。

増田惟茂 (1934a). 『心理学概論』。増訂改版。東京：小山書店。

増田惟茂 (1934b). 『心理学研究法——殊に数量的研究について——』。東京：岩波書店。

松本亦太郎 (1923). 『心理学講話』。東京：改造社。

松本亦太郎 (1925a). 『実験心理学十講』。東京：弘道館。

松本亦太郎 (1925b). 『智能心理学』。東京：改造社。

松本亦太郎 (1926). 『絵画鑑賞の心理』。東京：岩波書店。

松本亦太郎 (1937). 『心理学史』。東京：改造社。

宮岡徹 (2011). 「心理物理学の基礎概念」。大山正 監修『心理学研究法 1 感覚・知覚』。東京：誠信書房。pp. 13-40.

元良勇次郎 (1889-1891/2013). 「精神物理学」。『元良勇次郎著作集』 刊行委員会 編『元良勇次郎著作集』。第2

- 卷。東京：クレス出版。pp.1-106。〔『哲学会雑誌』第3冊第26号（明治22年）～第4冊第50号（明治24年）に掲載された一連の論文「精神物理学」の翻刻〕
- 元良勇次郎（1890）。『心理学』。東京：金港堂。
- 元良勇次郎（1892/2014）。「心の勢力（鷗遊館演説）」。『元良勇次郎著作集』刊行委員会 編『元良勇次郎著作集』。第5巻。東京：クレス出版。pp.94-100。〔1892（明治25）年に『日本大家論集』第4巻第8号（明治25年8月）pp.42-48に掲載された論稿の翻刻〕
- 元良勇次郎・米山保三郎（1894/2013）。「生理的心理学講義」。『元良勇次郎著作集』刊行委員会 編『元良勇次郎著作集』。第2巻。東京：クレス出版。pp.107-323。〔高等学術研究会刊行『生理的心理学講義』（明治27年5月発行）の翻刻〕
- 元良勇次郎（1895/2014a）。「心理学の実験について」。『元良勇次郎著作集』刊行委員会 編『元良勇次郎著作集』。第5巻。東京：クレス出版。pp.3-7。〔1895（明治28）年に『上野教育会雑誌』第98号（明治28年12月）pp.1-3に掲載された論稿の翻刻〕
- 元良勇次郎（1895/2014b）。「心理現象の分類法について」。『元良勇次郎著作集』刊行委員会 編『元良勇次郎著作集』。第5巻。東京：クレス出版。pp.157-163。〔1895（明治28）年に『千葉教育雑誌』第40号（明治28年8月）pp.12-15に掲載された論稿の翻刻〕
- 元良勇次郎（1897/2013）。「心理学十回講義」。『元良勇次郎著作集』刊行委員会 編『元良勇次郎著作集』。第3巻。東京：クレス出版。pp.215-372。〔1897（明治30）年に東京の富山房から刊行された『心理學十回講義』の翻刻〕
- 元良勇次郎（1907）。『心理学綱要』。東京：弘道館。
- 元良勇次郎（1915）。『心理学概論』。東京：丁未出版社。
- 西周（1873/1981）。「百一新論」。大久保利謙 編『西周全集』。第1巻。東京：宗高書房。pp.227-290。
- 西田幾多郎（1920）。『意識の問題』。東京：岩波書店。〔本書の奥付には「大正十年十二月二十日第十二版発行」とあるが、ここに書かれている「版」は、現代の用語でいえば「版」ではなく「刷」と同義の語だと推測される。現代の用語法でいえば、本書は「大正九年」発行の改版に準ずる内容の書だと思われるので、本書の発行年を1920年（大正九年）とした。〕
- 西村茂樹（1885）。『心学講義』。全2冊。大阪：三木佐助〔書肆〕。
- 野上俊夫・上野陽一（1909）。『実験心理学講義』。東京：同文館。
- 小熊虎之助（1955）。『現代心理学の実際』。東京：北光書房新社。
- 大山正（1994）。「精神物理学」。梅本堯夫・大山正 編『心理学史への招待——現代心理学の背景——』（新心理学ライブラリ15）。東京：サイエンス社。pp.55-66。
- 大山正（1998）。「精神物理学」。大山正・上村保子 編『新訂 心理学史』。東京：財団法人・放送大学教育振興会。pp.47-60。
- 佐久間鼎（1931）。「基調的意識——試論「意識の成態」への序説——」。桑田芳蔵 編『松本亦太郎博士在職二十五年記念 心理学及芸術の研究』。上巻。東京：改造社。pp.109-201。
- 佐藤達哉・溝口元 編（1997）。『通史 日本の心理学』。京都：北大路書房。
- 佐藤達哉（2002）。『日本における心理学の受容と展開』。京都：北大路書房。
- サトウタツヤ・高砂美樹（2003）。『流れを読む心理学史——世界と日本の心理学——』。東京：有斐閣。
- Scheerer, Eckart（1987）. “The unknown Fechner”. *Psychological Research*, 49(4), pp. 197-202.
- [Schultz, Duane] シュルツ（1986）。『現代心理学の歴史』村田孝次 訳。東京：培風館。〔原書：Schultz, Duane（1981）。*A history of modern psychology*. 3rd ed. New York: Academic Press, Inc.〕
- 高木貞二（1958）。『心理学研究法』。東京：岩波書店。
- 高橋滯子（1999）。「表象力学」。中島義明・安藤清志・子安増生・坂野雄二・繁榎算男・立花政夫・箱田裕司 編『心理学辞典』。東京：有斐閣。p.732。
- 高橋穰（1925）。『心理学』。東京：岩波書店。〔本書の奥付には「昭和二年九月二十五日改訂九十一版発行」とあるが、ここに書かれている「版」は、現代の用語でいえば「版」ではなく「刷」と同義の語だと推測される。

る。現代の用語法でいえば、本書は「大正十四年」発行の改版に準ずる内容の書だと思われるので、本書の発行年を1925年（大正十四年）とした。）

上野陽一（1914）. 『心理学通義』。東京：大日本図書株式会社。〔本書の奥付には「大正四年九月一日五版発行」とあるが、ここに書かれている「版」は、現代の用語法でいえば「版」ではなく「刷」と同義の語だと推測される。現代の用語法でいえば、本書は「大正三年」発行の初版に準ずる内容の書だと思われるので、本書の発行年を1914年（大正三年）とした。〕

上野陽一・野田信夫（1922）. 『近世心理学史』。東京：同文館。

梅本堯夫（1994）. 「近世哲学と心理学」。梅本堯夫・大山正 編『心理学史への招待——現代心理学の背景——』。（新心理学ライブラリ 15）。東京：サイエンス社。pp.17-40.

八木冕 監修，大山正 編（1970）. 『知覚』。（講座心理学 4）。東京：東京大学出版会。

八木冕 監修，末長俊郎 編（1971）. 『歴史と動向』。（講座心理学 1）。東京：東京大学出版会。

吉田正昭（1971）. 「第3章 各国における研究の状況：VI. 日本」。八木冕 監修，末長俊郎 編『歴史と動向』。（講座心理学 1）。東京：東京大学出版会。pp.275-291.

地理的労働市場

— 地域労働市場の概念的再検討 —

中 澤 高 志

Geographical Labor Market: Rethinking Local Labor Market

NAKAZAWA Takashi

In the Japanese social science, the concept of “local labor market” was originally developed by the scholars on agricultural economics and theory of wages, and firmly intertwined with agricultural sector. In the former part of this paper, the author traces back the genealogy of the Japanese version of “local labor market” to clarify its characteristics.

Whether national wage level was generally determined by the agrarian economy was the research question which was shared by agricultural economics and labor economics. The prevalent but rather twisted answer (until about 1960) was that the agrarian household economy determined the urban workers’ one that rural-specific mechanism of low wage determined the Japanese character of low wage, i.e. the particular determined the general. Taking over this affirmation, the concept of “local labor market” was coined by some agricultural economists in 1970s. In this context, the word “local” within “local labor market” does not always mean the special geographical scale, but “agriculture as a singular sector within the Japanese economy”.

“Local labor market” was elaborated to explain the industrialization of rural areas in specific period; therefore, its validity as explanatory concept is limited both geographically and historically. So the author developed the research framework of “geographical labor market”, to relax the geographical and historical limitation inherent in “local labor market”, thereby to analyze the contemporary labor market. This concept contains four quadrants which are made by two axes of “Rural-Urban” and “Local-Global”. Each quadrant serves as an archive of empirical studies. The methodology of empirical studies should be chosen freely by each researcher; however, the author thinks that the ecological methodology which focuses on the interrelatedness of various factors in a system and which characterizes the geographical thinking can play a main role. The scholars should abstract concepts and theories from the archives of empirically observed facts. The author would like to call the whole study program “Economic geography of labor”.

In the latter part of the paper, the author sketchily presents the research questions of “Economic geography of labor market” based on the above mentioned four quadrants. In the quadrant of “Rural-Global”, it is important to understand the structural change of rural localities under the relationship with globally unfolding events. The concept of “Asian low wage arrangement” would be helpful. In relation to the quadrant of “Rural-Local”, an urban type of composite household economy which consists of non-agricultural wages earned by all workable members prevails even in rural areas in contemporary Japan. Under this situation, unmarried young members are expected to devote the household economy as necessary income earners, thereby, hindered to transit to an economically independent actor and form a new family. Similar problems for the youth become obvious in the metropolitan areas, too. In relation to the “Urban-Local” quadrant, this problem can

be related to the drastic changes of the metropolitan residential structure. In “Urban-Global” quadrant, we should obtain more knowledge about international migration and everyday life of the migrants. Empirical studies on the structure and function of ethnic networks both of ethnic groups in Japanese urban spaces and of the Japanese in global cities are challenging missions.

地理的労働市場

—— 地域労働市場の概念的再検討 ——

中澤高志

I. 問題の所在

日本の経済地理学においては、1980年代から1990年代にかけて、地域労働市場を対象とする優れた実証研究が積み重ねられ、その成果は岡橋（1997）、末吉（1999）、友澤（1999）などに結実した。地域労働市場は経済地理学独自の概念ではなく、農業経済学や社会政策学に端を発する。しかし、マッシーの構造アプローチ（Massey 1984）にヒントを得た企業内地域間分業論の下に位置づけられたことで、地域労働市場は経済地理学独特の意味合いを帯びることになり、農村工業化に対する分析概念として有効性を発揮したのである。

現在、経済地理学のみならず隣接分野においても、地域労働市場を鍵概念とする研究や、地域労働市場の実態に関する調査報告は、下火となっている。その理由について筆者は、従来の地域労働市場がその誕生の経緯からいって地理的・歴史的限定性が強く、しかも「地域」という部分の意味内容が明確にされていないからであると考えている。そして、概念の再検討を通じ、この概念に地理的・歴史的限定性をもたらしている制約を緩和し、地域労働市場における「地域」の意味を明確にすることができれば、地域労働市場の概念に依拠した研究の蓄積を引き継ぎつつ、現代の労働市場を経済地理学的視点から分析するうえで有効な分析枠組みを用意できると考えている。

論者によってそれぞれに違いはあるが、地域労働市場の定義の最大公約数は、①農家世帯を主たる労働力の供給主体とし、②内部に重層構造を有する、③全国労働市場と区別される特殊性を持った労働市場であると整理できる⁽¹⁾。注目すべきは、地域労働市場という言葉には産業を表す要素が含まれていないにもかかわらず、その定義には必ずといっていいほど農業あるいは農家労働力との関係が含まれていることである。また、地域労働市場が農村工業化を分析するうえで使われてきた概念であることから、製造業との結びつきも密接である。つまり、地域労働市場の概念は、農業・農家が労働力の供給源であり、農村に進出した製造業が労働力を需要していることを前提としている。このことは、地域労働市場に地理的・歴史的限定性をもたらす主要因となっている。

農業経済学者自身が、「農業・農家がもはや農外の労働力給源として機能しなくなった（山崎 2010：40）」と認めざるを得ず、製造業の動向が農村工業化から海外移転へと転搬され、国内の空洞化が叫ばれて久しい今日、農家労働力に特徴づけられた労働市場としての地域労働市場は、分析概念

として無効化しつつある。一方で、欧米の経済地理学においては、現在に至るまで local labor market はきわめて重要な概念であり続けている。通常、“local labor market” は、「地域労働市場」と訳されるであろう。ところが、Scott (1988) の訳書であるスコット (1996) では、“local labor market” に対して、「局地労働市場」という訳語が充てられている。察するにこれは、訳者が日本における地域労働市場の概念のいう「地域」と、local labor market における“local” は含意が異なると認識し、あえてその違いを明示しようと考えたからであろう。

この点に関連して、日本の地域労働市場に関する研究をリードしてきた岡橋と末吉の著書からは、「労働市場に冠せられた『地域』は必ずしも空間的なものではない (岡橋 1997: 85)」、「『地域労働市場』の『地域』は、必ずしも空間的な概念ではない (末吉 1999: 15)」という、謎めいた記述を見出すことができる。彼らが言わんとするのは、労働経済 (社会政策) 学や農業経済学発の概念としての地域労働市場における「地域」は、経済地理学者が思い浮かべる「地域」とは隔たっているということであろう。経済地理学者であれば、誰しも空間的ではない「地域」とは何であるのかに興味を引かれるはずである。しかし、岡橋も末吉も、それに明確な答えを与えてはいない。

以上を踏まえ、筆者は本稿の目的を以下のように設定したい。まず、農業経済学や社会政策学の系譜を紐解いて、地域労働市場の概念が農業と結びつく論理をたどることで、どのような意味において、地域労働市場における「地域」が「必ずしも空間的な概念ではない」のかを明らかにする。

この作業の結果として、地域労働市場における「地域」は、いくつかの対立項の一端を束ねた概念として把握される。それらを再編することにより、地域労働市場がはらむ地理的・歴史的限定性は緩和され、より一般的な「地理的労働市場」という概念が導出される。その過程において、地域労働市場における「地域」と local labor market における“local” の違いもまた、必然的に明らかにされる。「地理的労働市場」は、4つの象限からなり、それぞれは特徴的な実証研究の課題と対応している。「地理的労働市場」に関する実証研究を行い、そこから理論を抽象する一連の研究プログラムを、筆者は「労働の経済地理学」と呼びたい。本稿では、先行研究や筆者自身が行った研究を整理して、「地理的労働市場」に関する実証研究を進めていくうえでの見取り図を示し、「労働の経済地理学」の可能性を展望してみたい。

II. 労働市場と農業

1. 賃金論における農業

労働市場とは、労働力商品が分配される市場であるから、その価格決定機構に関心が向かうのは当然である。したがって、経済学を学問的な背景にもつ研究者にとっては、労働力商品の価格がいかんにして決まるかを問題とする賃金論から労働市場にアプローチするのが最も自然であった。加藤 (1991: 23) は、山本 (1982) を参照しながら日本における賃金論を整理し、日本的賃金論の基底には、「『何が賃金の基点 = 出発点か』そして『それは農業が規定的か、それとも農業以外 (労働者世帯再生産論) が規定的か』」という論点があるとした。賃金論においては、あくまでも日本の労働市場、

すなわちナショナルな労働市場における一般的な賃金決定機構の解明が目指されるのであるが、それを農業という特定の産業が規定しているか否かが問題となってきたことが注目される。抽象化すれば、特殊が一般を規定するか否かが問われてきたということである。いずれにせよ、この問いが共有される限り、労働経済学と農業経済学の対話は成立した。

山本（1982：3）が指摘するように、1960年代までは、日本の労働者は「農家と結びついて再生産されており、賃金水準もまた、農家の所得と就業構造を基礎として決定されている、という考え方が主流であった。こうした考え方の源流と位置づけられるのが、山田盛太郎の『日本資本主義分析』（山田1934）である。山田は、産業資本確立期における産業を、「純日本型の『惨苦の茅屋』たる零細農生計補充的副業」、「典型的な『惨苦の茅屋』たる問屋制度的家内工業」、「純粋日本型の特殊労役制的マニュファクチュア」、「典型的なインド以下の労働賃金および肉体磨滅の労働要件をもつ大工業」の4つの型として把握し、それぞれの生成と存立のメカニズムを独特の魔術的な文体でつづっている。

『日本資本主義分析』の全体を俯瞰することは、筆者の手に余る。本稿の行論上注目すべきは、4つの型の「労役土壌」が「零細耕作農民」とされた点である。そして、「半隷農的小作料と半隷農的労働賃金の相互規定（p.88）」つまり、「賃金の補充によって高き小作料が可能にせられ、補充の意味で賃金は低められる（p.89）」という主張がなされたことである。山田は、こうして「半隷農的小作料支出後の僅少な残余部分と低い賃金との合計でミゼラブルな一家を支えるような関係が成立（p.89）」したとし、それを「日本の家族制度の経済的基礎」と位置づけている。こうした山田の主張に対しては、種々の批判もあるが、日本における低賃金基盤を農家経済との結びつきに求めた点は画期的である。この、労働力再生産費用の一部が非資本主義的な農業部門に転嫁されているため、低賃金となるという論理は、その後の賃金論はもとより、地域労働市場に関する研究にも引き継がれることになる。

山田の議論を継承したのが、大河内一男の「出稼型賃金論」（大河内1950）であった。大河内は、「労働力存立構造の国民的差異はそれぞれの国民経済の特殊構造に対応し、その中から創出されたものであって、時間の経過とともに単一の資本主義的に標準な労働力に近づくのではない（p.172）」と、今日のレギュレーション理論や資本主義の多様性に通じる主張を展開する。そして、日本の賃労働関係は「封建制」に彩られており、「形式的には近代的商品であり、一切の生産手段から『自由』であるところの『労働力』が、「実質的には非合理的で且つ身分的な労働関係」に置かれていること（p.175）」をその特徴とした。

大河内によれば、日本における賃労働関係の「封建制」の原因は、賃労働力が本質的に出稼型であることに求められる。イギリスなどにおける古典的な農民層分解とは異なり、「『農民離村』を徹底的に行い得なかった日本の農村は、多数の潜在的過剰人口を包摂したまま商品経済の中に入り込んだため、一面では、この過剰人口の処理のために、また他面では零細耕作農家の家計補充＝現金補給の意味において、農村から工場地帯へ向かっての出稼ぎを必至ならしめていた（p.176）」のであるという。

大河内は、農家出身の女工について、出稼労働者であるがゆえに、彼女たちの賃金が「家計補充賃金」の水準に押し下げられるとしている。そして、出稼女工のような「単身出稼労働者が全賃金労働者中の圧倒的部分を占めているとするなら、この事実は、必ず単身出稼でない他の部分の、家族もちの、比較的年齢の高い、男子労働者の賃金を押し下げずにはおかないであろう (p. 177)」と述べている。加えて大河内は、「出稼工女」のみならず、一般の工場で働く男性においても「出稼型労働が基本的形態」であり、都市近郊からの通勤工についても、「直接間接農耕地なり農家経済と結びついている」ために「依然として出稼型労働に属するものと考えてもよいであろう (p. 179)」と述べている。

「出稼型賃金論」は、日本においては出稼型労働が基本的形態であるがゆえに、労働市場全体に対して賃金押し下げ圧力が作用しているという興味深い仮説である。しかし大河内自身はこれを実証しているわけではない。また、検討の対象となっているのは、戦時経済までにとどまっている。これに対して氏原正治郎は、京浜工業地帯において1950年ごろに行われた調査に基づいて、地域的開放性、職業的開放性、企業的封鎖性、階層性に着目して、「労働市場の模型」を提示した(氏原1966)。さらに、それを踏まえて労働市場と農業・農村との関係についても言及している。

氏原もまた、農家から供給される労働力は、賃労働力となってからも農家経済とのつながりを保持しつづける、いわば出稼型の特徴を持つと考えた。そして先達と同様に、労働力の再生産が賃金所得と農業所得の合計によって行われているという事実が、日本の労働市場にどのような影響を与えているかという問題を設定した。

当時の日本の労働市場では、農家から供給される労働力が大きな位置を占めていたことは事実である。とりわけ新規学卒者を中心とする農家出身の年少労働力が重要であり、新規学卒労働市場の制度化が進みつつある時期でもあった(荻谷ほか2000)。労働市場が需要独占の状態であるとするならば、新規学卒者の初任給は、農家における潜在的過剰労働力を吸引するのに必要最低限の価格となる。農家が供給する労働力は、それが不完全就業の状態にあったとしても、農家経済にながしかの追加所得をもたらす。企業は、この追加所得よりも少しでも高い賃金を提示すれば、労働力を吸引できる。このことから、初任給の水準を規定するのは農家労働力の供給価格であり、「農家の貧困と低賃金とは相互規定的関係をもって (p. 444)」くることが導かれる。

こうして決定される初任給は、大都市圏において単独世帯を形成して自立できるような水準ではなく、若年労働者は家族の一員としてのみ生活が可能である。したがって、離家して就職する場合には、「農家における自家消費分が現物賃金として労使関係に移転された形態 (p. 446)」である企業内福利施設(寮や寄宿舎)が不可欠となる。企業がこれを貨幣賃金として支払わない理由は、「農家の未熟練労働力を訓練し定着させ労働を強制するためには、このように労働者の生活の直接的な管理を行なうことが必要でもあるし、かつ、はるかに経済的だからである」としている。

1960年代に入ると、農家の労働力供給の特徴が日本の賃金一般を規定するというそれまでの通説に疑問を投げかける研究が登場する。既述の通り、大河内(1950:178)は、日本の労働を出稼型と規定し、男性工場労働者についても、「好況には農村より工場地帯に出稼労働者として流出し、不況

の襲来とともに、工場地帯から再び農村に『帰農』＝『帰村』する人々』であるとした。大河内にあっては、過剰人口のプールは農村である。これに対して並木（1957）は、戦後になると、農村の過剰人口は賃労働需要の有無にかかわらず定常的に都市に流出しているとした。とりわけ、「賃金水準の高い産業は、新規採用に際しては、学卒新規労働力を最優先的に採用して」おり、「学校を出て、一年でも二年でも自家農業に従事すれば、もうこの優先権を失う（p.243）」ことから、農村から都市への労働力の流出に一層拍車がかかっていると指摘している。並木の議論からは、農家に特徴的な労働力供給が日本の賃金を規定するといった方向性は認められない。

隅谷（1964）は、大河内説と並木説は全く対照的であるとしながらも、労働市場を農村過剰人口と賃労働という二つの範疇で把握してきた点では共通しているとした。つまり、前者を専らの労働力の供給源とみなし、後者すなわち資本主義的な賃労働関係の成立のみを問題としてきたことを批判するのである。ここから抜け落ちているのは、「零細企業労働者、家族労働者、家内労働者、人夫・日雇その他雑業等、雑多な生業（p.189）」である。隅谷は、これらを「都市雑業層」と名付け、歴史的な視点を重視しつつ、労働市場の中に適切に位置づけようとする。その結果、「賃労働需要の有無にかかわらず、農村の過剰労働力は流出する（p.192）」とし、並木説の妥当性を裏付けている。ついで、「まず賃労働需要が充たされ、残余の過剰人口は雑業層に流入すること（p.192-193）」、そして、過剰人口の貯水池は、農家であるよりも「都市雑業層」であり、「雑業層の多就業家計こそが、労働条件、直接的には零細企業の労働条件を規定し、間接的には中および大企業の労働条件を段階的に規定するに至った（p.202-203）」と結論付けている。

こうして隅谷（1964）は、都市の労働市場のメカニズムが農村とは相当程度独立して作動していることを示した。山本（1982）は、これをさらに進め、都市の労働力は独立した生計を営む単婚世帯によって再生産されており、農家経済とはほとんど無関係であると論じた。具体的には、日本の労働者の賃金構造と賃金水準は、農家の労働力供給に規定されるのではなく、半熟練工としての本工の世帯の生計費とその就業構造を基準として成立しているとした。加えて、都市の労働市場は企業規模を基軸とする階層構造を有しており、下層に向かうにつれて多就業世帯が増加することも示されている。山本（1982）の実証分析は、氏原（1966）が労働市場のモデルを構築し、農業の労働力供給が賃金水準に対して規定性を持つと論じる根拠とした、京浜調査に基づいていたため、「出稼型賃金論」の実証性に対する明確な批判となっている。こうして「日本の労働者の賃金水準は、基本的には労働者世帯の生計費用とその就業構造によって規定されている（p.3）」という、常識的な考え方が主流となっていったのである。結果として、「日本の賃金は、農業が規定しているのか否か」という、労働経済学と農業経済学に共通する問いは失われ、両者の対話も失われていった。

2. 地域労働市場論の登場

都市労働者世帯が農家経済とは独立に決まる賃金に依拠して自立再生産されているとの見解は、高度成長が本格化するとともに常識化した。しかし、労働力の給源という点では、高度成長期を通じて、農村出身の新規学卒者の労働力が大都市圏に対する労働力供給の重要な部分を占めたことは変わ

らず（荊谷ほか2000）、大都市圏は毎年大幅な転入超過を記録した。しかし、高度成長の終焉とほぼ時を同じくして、労働力移動の動向にも大きな変化が見られた。

三大都市圏の転入超過は、1970年ごろから急速に減少し、1976年には三大都市圏を合計した純移動（転入－転出）が減少を記録するに至った。こうした変化の背景には、国民経済全体の成長が鈍化したことに加え、製造業の地方分散などによって、農村での雇用機会が拡大したという経済的要因がある。また、高度成長期には、進学・就職者の中心がコーホート規模の大きな多産少死世代であったのに対し、低成長期に移行するのとはほぼ同時に、これがコーホート規模の小さな少産少死世代に移行したという、人口学的要因も指摘されている（伊藤1984）。さらに、地方圏出身者の地元定着傾向が強まったうえ、一旦他出した人のUターン率が高まったことも明らかにされている（江崎ほか1999、2000）。

地域労働市場論は、「地方の時代」という言葉が喧伝されたこの時期に登場した。地域労働市場という言葉に、初めて明確な概念規定を与えたのは、田代洋一であろう。田代ほか（1975：31）は地域労働市場を、「特定の農業地域の農家からの労働力供給とそれを独自の労働力基盤としてその地域に立地する企業の労働力需要から構成され」、「複雑な労働市場（狭義）を重層的に内包することになる」労働市場と規定している。田代が示す地域労働市場のシェーマ（田代1975：34）には、農村の労働市場が複数の部分労働市場に分断されていることが示されている。そして、農村起源の労働力は、農業既就業労働力と新規学卒労働力に大別されている。

新規学卒労働市場については、新規学卒者に流動可能性があり、就職先を主体的に選択しうる立場にあるため、全国的に平準化している。高度成長期と同様に大都市圏に流出する部分もあるが、農村工業化によって、新規学卒者は就職して以降も同一の産業別、規模別、年齢別カテゴリーに属する都道府県（ここでは新潟県）の平均賃金（賃金センサスによる）と基本的に同一の賃金水準が得られる労働市場（「第1の型」の労働市場）にアクセスできるようになった。農業既就業労働力の一部は、出稼ぎとして大都市日雇労働市場に流出するが、多くは農村において農業に投下されるほか、「農村日雇賃金が賃金形成の基点＝基盤を制する労働市場（p.31）」（「第2の型」の労働市場）に吸収される。どの部分労働市場に吸収されるのかについては、基本的に農業経営規模に規定され、一部は土地持ち労働者や農村小企業主へと転じる。こうして、農村工業化によって、農村内部の階層構造が変化する。

労働市場を都市と農村の二分法によって把握していること、新規学卒者のみがアクセスしうる優位で閉鎖的な労働市場（新規学卒労働市場）が制度的に囲い込まれ、それが既就業労働市場との間に基本的な分断をもたらしていることなどは、大河内や氏原の、いわゆる「講座派」の賃金論の視点を引き継いでいる。しかし、この段階での田代は、農家の労働力供給が全国労働市場の賃金水準を規定しているのか否かといった、一般化した問いは立てていなかった。

田代ほか（1975：6）の序には、「もはや相対的過剰人口一般、労働市場一般、兼業化一般が問題なのではなく」、「地域的広がりをもって展開する労働市場の具体的な性格をえぐりだし、そのもとへの農家労働力の多様にして具体的なとりこまれ方が問題なのである」と記されている。この本の大半

は、新潟県蒲原地域での詳細な実態調査の記述に費やされている。この段階での田代は、既成の統計やケーススタディに基づいてナショナルな一般を語るよりも、ローカルな実態調査に基づく具体的に強い関心を示していた。

しかし、続く田代(1979:359)では、「(日本における)賃金格差構造の基本的範疇は、その最底辺をなす農村日雇い賃金に求めることができる」と述べられており、ナショナルな労働市場に対する農業の賃金規定性や、一般性への志向が鮮明になっている。農村日雇い労賃すなわち「切り売り労賃」の発生は、農村においても都市的生活様式が浸透し、農家世帯の家計が現物経済に依存したことから、より市場経済に傾斜したものに对应せざるを得なくなったことに求められる。フォーディズムの空間が膨張していくにつれ、農家世帯員は農村にありながら、労働力としてだけでなく、消費者としても市場経済に包摂されていくという契機が、ここでは重要である。都市化に伴って生じる家計費圧力に対して、農家は世帯総労働時間を調整し、労働力の一部を農村日雇い労働市場に振り向けることになる。そこにおける「切り売り労賃」は、「家計費の農工間均衡化傾向を前提とする家計費圧力の下で、農外労働がギリギリのところ負担しなければならない部分とほぼイコール(p.360)」の水準となる。つまり、農業所得による補てんが前提となっているため、賃金水準は低位となる。

田代によれば、「女子の日雇賃金が同じ不熟練労働力に属する新規学卒労働力の初任給を規定(p.359)」する。農村でも常勤(田代ほか(1975)のいう「第1の型」の労働市場)であればボーナスが付加される。さらに大都市圏の独占的大企業では、超過利潤の分け前として高賃金や年功賃金体系に浴することができる。こうした賃金格差が存在する中で、家計費は均衡化圧力を強めているので、農家は長時間労働を余儀なくされる。このことについて、田代は、「農工間の家計費均衡のもとでの巨大な農工間賃金格差と、農工間世帯労働時間格差の相互規定関係の成立(p.360)」と総括している。

江口英一の研究も、地域労働市場論に多大な影響を与えた。江口(1978)は、「農村労働市場」という表現を使っているが、その内容は「地域労働市場」とほぼ同様のものとみて差支えない。江口は「農村労働市場」を、「崩壊する今日の農業・農家を直接その背景としてもつところの、圧倒的供給過剰の労働市場」であり、「自営的な『零細農業・農家』と直接相連結し、それとの間に『流動化』を促進(解雇)することによって失業を隠蔽し、農業・農家を含めた全体の地域の中に『潜在化』する仕組みを持つ労働市場(p.240)」であると定義している。また、「都市の労働市場へのパイプが拡大し、雇用機会が拡大した時、そこへ一挙に流出するための(都市の「過剰人口プール」に対する)第2の予備貯水池(p.240-241)」でもありとされており、農家労働力が「出稼型」的特徴を持つとみなされている(カッコ内は筆者補足)。以上の定義の中には含まれていないが、江口もまた、農家世帯の家計が、都市勤労者世帯の「生活のワケ組み」を社会的強制として受け止めざるを得ないことを重視しており、その消費構造を具体的に検討している。

江口は、「農村労働市場」を①流動的労働市場、②固定的滞留的労働市場、③新規学卒労働市場の3つの部分からなるものと捉えた。江口もまた、農村の労働市場が階層的な部分労働市場に分断されているとみているのであるが、田代とは視点がやや異なる。①は、電機、機械、金属、縫製など、農

村工業化と兼業化を推し進めたいわば近代的な産業部門に関連する労働市場である。ここでは公共職業安定所が組織者として重要な役割を果たしており、そのためもあって都市の労働市場との間の流動性も高い。②は地場産業や建設業など、土着の経営体が生み出す雇用機会と、比較的経営規模の大きな農家労働力とが結びつく労働市場である。その雇用は不規則、不安定であり労働条件は劣悪であるが、「雇用関係は農村地域社会の人間関係を強く反映しており、たとえ企業を移動することがあっても長期的には地域内に『固定』的であり、滞留的である」という。③に特別な位置づけを与えるのは、戦後の労働市場を対象にした諸研究と同様である。

新規学卒労働力にしても、「総出働らき型兼業」農家から排出されたものであり、少なからぬ部分が大都市圏には向かわず「農村労働市場」に留まっている以上、「全国市場の学卒初任給と農村市場での平均賃金は結局同じレベルに収斂していく可能性 (p.246)」がある、と江口は述べる。こうして、「農村労働市場」の一般労働者の賃金は、「一方でその最底辺の固定部分にある労働力の価値＝賃金によって引き下げられながら、その賃金は一方で学卒労働市場の需給法則による作用をうけ、結局はそこを貫く『疑似価値分割賃金』の性格を受ける (p.246)」という。付言すれば、「農村労働市場」においては、②の部分の引き下げ圧力と、③の部分の牽引力の下で、農村工業化によって生み出された①の部分の賃金が決まってくるということであろう。

江口の「農村労働市場」は、詳細な実態調査の経験に立脚して提示された概念である。しかし、「農村労働市場」は、「部分的地域的に見えても、全国的なものとなつて（中略）そこで決まる労働力の価格＝賃金は、大わくでは、全国的水準に規制されざるを得ないだろう (p.274)」との見解を示したうえで、「農村の『労働市場』を考察する場合も、（中略）その特殊性を考察しようとするものではなく、「労働市場としての一般性を強調したいのである (p.274)」と自らの希望を吐露している。江口による「農村労働市場」も、明らかにナショナルレベルの一般的な労働市場のメカニズムを把握し、そこにおける農業の重要性を主張しようとした概念なのであった。

Ⅲ. 地域労働市場における「地域」と経済地理学

以上みてきたように、講座派の流れをくむ賃金論は、ナショナルレベルの一般的な労働市場を念頭に置き、日本の賃金は農業によって規定されるか否かという問いを立てた。そして、Rural（農業・農家家計）がUrban（都市労働者世帯の家計）を、Local（部分）がNational（全体）を、Particular（特殊農村的低賃金）がGeneral（日本の低賃金）を規定するという、ある意味で転倒した論理を展開してきた（図1）。しかし1960年代以降、都市の労働力は農家家計とはほとんど無関係に再生産されており、その賃金は製造業における本工の生計費を基準として農業とは独立に決定されることが通説となった。

それに伴って、経済学者の農業や農家労働力に対する関心は退潮を迎えるが、農業という対象に規定されざるを得ない農業経済学者は、農村地域における労働力需給や農家家計の存立形態に関する実態調査を継続する。そして、農村工業化が進んだ1970年に登場したのが、地域労働市場の概念で

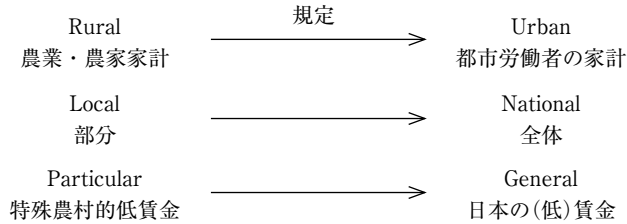


図1 賃金論・地域労働市場論の論理

筆者作成。

あった。

地域労働市場とは、農業との密接なかかわりをもって農村地域（Rural）において展開するものであり、一般的な（General）全国労働市場（National）とは区別される特殊な（Particular）価値体系をもった部分（Local）労働市場であるとされた。したがって、「地域労働市場」における「地域」とは、図1の左側にあるすべての要素が癒着した概念であり、ひとことでいえば「農業という特殊部分」という意味になる。地域労働市場は、当初は「地域的広がりをもって展開する労働市場の具体的な性格（田代ほか1975：6）」を把握するために提起されたモデルであり、都市労働者を含む一般的な全国労働市場（図1の右側）に対する規定性のいかんは、ことさら意識されていなかったと思われる。しかし、しだいに「労働市場としての一般性」への志向が頭をもたげてきて、全国労働市場に対しても規定性をもつとの主張がなされてくる。図1の左側が右側を規定するか否かという根源的な問題が、再び議論の俎上に上げられたのである。

「地域労働市場」における「地域」が「農業という特殊部分」を意味するとすれば、まさにそれは空間性を表現するものではない。ここに至って、岡橋（1997）や末吉（1999）が、地域労働市場における地域は、必ずしも空間的概念ではないと主張した理由が明らかになったであろう。経済地理学は、地域労働市場の概念としての出自に起因する独特の含意を深く掘り下げることなく、隣接分野から引き継いできたのではないか。筆者をしてそう思わせるのは、地域労働市場における地域は、空間的な概念ではない、という一見奇妙な主張がなされても、なぜそのような主張が成り立ち、その場合の「地域」は何を意味するのかが追及されてこなかったという事実である。むしろ、経済地理学が持つ地理学としての学問的性格から、地域労働市場における「地域」を、実体論的な地域として捉えた時点で、隣接分野に欠けていた空間的視点の取り込みという課題が達成されたとみなしてきたのではないか。いいかえれば、地理学の伝統に忠実に、地域労働市場を Particular な Rural の Locale、すなわち「個別の農村地域」という対象として読み替えたこと自体が、図らずも他分野に対する経済地理学の独自性とされてしまったのではないか。

地域労働市場の概念がこのような取り込まれ方をすれば、「実体」としての地域労働市場の「実態」を記述することに終始する研究が積み重ねられることが危惧される。そうした研究もないではないが、地域労働市場の概念は、マッシィの「空間的分業」などの構造アプローチが紹介されたことと相まって、経済地理学に理論的な発展をもたらす契機となった。末吉（1999）は、空間的分業のうち、

部分工程型の空間構造を持つ企業が国民経済の内部に作り上げた地域的分業体系を、企業内地域間分業と呼んだ。典型的な部分工程型の空間構造を示す電気機械や衣服などの製造業資本は、低賃金労働力を求めて農村地域に分工場や生産子会社を配置する。これらを頂点として各地域に作られた分業体制が、地域的生産体系である。そして、地域的生産体系の特徴を反映した労働力の需要と、主として農家世帯の供給する労働力とが結びつく場として、階層性を伴った地域労働市場が成立するという一連の論理が組み立てられている。こうして、都市 (Urban) を基盤とする全国的 (National) 大資本が形成する一般的な (General) な分業構造と、個別の農村地域 (Particular, Rural, Locale) との論理的な接合が達成された。

概念としての成り立ちにまで十分に踏み込んだ検討がなされなかったにもかかわらず、地域労働市場の概念が経済地理学における理論的進歩の起爆剤となりえた背景には、地域構造論が全体と部分の関係という問題を、絶えず提起してきたことがある。この問題に答えることを積年の課題としてきた経済地理学者にとって、実態調査に即して賃金構造における部分と全体の関係を捉えようとした地域労働市場論は、魅力的に映ったに違いない⁽²⁾。

企業内地域間分業は、地域構造論における産業配置論と地域経済論を架橋しうる概念であるが、それを先取りし、さらにはマッシーの「空間的分業」をも先取りする山口 (1977) が存在したことも大きい。山口は、「戦後日本資本主義の生産の構造に対応して、どれだけの数の、いかなる類型を持った、生産配置原則の枠組みを考えればよいか (p.1)」という問題設定をし、①大資本領域の大消費地・近接地への生産配置、②旧産地起源の小経営・小零細資本＝低賃労働力の産地形成型の生産配置、③中程度の工業資本領域の農村展開的生産配置、④小資本領域に属し、市場形態が小売業に近い必要工業の配置の4類型を導き出している。山口は、あらかじめ産業分類を設定するのではなく、実際の生産配置を説明するに当たり、必要にして十分と思われる数および類型の空間構造を仮説的に推論している。まさに、批判的実在論に立脚したマッシーの「空間的」分業と、同アプローチがとられているのである。

IV. 地域労働市場から地理的労働市場へ

1. 地域労働市場概念のその後

地域労働市場の概念は、地理的・歴史的限定性がきわめて強い概念である。それは、農村工業化という現象に対する分析概念として誕生したこと、そして「地域」という言葉に農業や農家家計といった含意があることに起因している。国勢調査によれば、2010年の農業就業者割合は3.7%である。産業としての農業が縮小し、農村地域においても労働力供給基盤としての農家の存在感が薄らいでいくにつれ、地域労働市場の分析概念としての切れ味は、必然的に低下していった。

農村工業化に伴う地域労働市場の展開を研究してきた山崎 (1996) は、1980年代半ば以降、「切り売り労賃」を層としては検出しがたい地域が西日本を中心に出現してきたことを報告している。ほぼ時を同じくして、農村研究においては安定兼業論が主張されるようになる。かつては、農村工業化に

伴って創出された就労機会は、景気のバッファと位置付けられる低賃金で不安定なものとしてきたため、兼業の深化は農家家計の不安定性を強めると主張されてきた。しかし、兼業の所得形成力が高まると、むしろ大規模な専業農家の世帯所得のほうが低い状況が出来し、兼業に基づく多就業構造による家計が一つの安定した形態とみなされるようになったのである。

安定兼業論の成立いかんが論じられていた時期には、地域労働市場論に連なる実証研究は少なくなかった。しかし、1990年代に入ると、農業経済学においても地域労働市場をキータームとする研究は減少する。その中であって、「地域労働市場」を副題に含む農業問題研究会編『労働市場と農業——地域労働市場構造の変動の実相』は貴重な存在である。その全体を総括する第1章において、山崎（2008）は、夫日雇賃金に相当する低賃金が農業・農家との強い関係の下で決まるという地域労働市場の特殊農村の性格は、全国的には認めがたくなっているが、そうした地域労働市場の構造的変化も地域的に異なっており、それを把握する必要があると主張する。山崎も「地域労働市場論には少数者が全体の低賃金を規定する、という論理が含まれていた（p.9）」と述べるように、地域労働市場論は、これまで部分・特殊が、全体・一般を規定する論理を指向してきた。ところが、ここでは一変して部分・特殊の把握が課題とされている。それを承けて、同書の後半は、「個別農村地域」の事例研究に充てられている。

そのような事例研究は、たとえば兼業で農外就業していた世帯主が定年退職に伴って帰農する傾向に地域差があり、年金収入を軸とする高齢者の農業が農地の流動化を阻む一因となっていることを示した澤田（2008）など、それぞれに意義深い知見を提示している。しかし、地域労働市場を特徴づけてきた特殊農村的な性格が弱まっており、農業・農家がもはや農外の労働力の給源として機能しなくなったとするならば、地域労働市場の概念的な再検討を行って、その地理的・歴史的限定性を緩和する必要がある。ところが、山崎（2008）は、冒頭で相変わらず「地域労働市場とは、在宅通勤兼業農家が包摂されている、農村の、重層的格差構造を伴う農外労働市場のことである（p.1）」と定義し、概念の再措定を行っていない。この定義に示されるような、本来的な意味での「地域労働市場」はほとんど存在しないと認識するのであれば、あえて「地域労働市場」という言葉を使うことは、混乱を招くのみであろう⁽³⁾。

農業経済学において、地域労働市場の概念がはらむ地理的・歴史的限定性を超克しようとする試みとして注目されるのが、加藤（1991, 2008）による「アジア的低賃金」の概念である。東アジアは、家族規範などにおいて文化的・社会的共通性があり、経済のグローバル化によって東アジアの農村過剰人口が、生産連鎖の基軸国である日本の賃金をも規定する状況が生まれているというのがその骨子である。企業内地域間分業の空間スケールがナショナルからグローバルに拡大した現状に合わせて、中心一周辺関係の空間スケールも引き上げられている。これは経済地理学者も傾聴すべき着想であり、「アジア的低賃金」については、のちに再度取り上げる。

経済地理学においても、隣接分野と同様に「地域労働市場」という看板掲げる研究は減少した。「個別農村地域」の事例研究が継続されていることはいうまでもないが、グローバル化の下での産地の再編や新たな特産品の確立、集落営農や農地の流動化といった、むしろ専業として持続可能な営農

の在り方を模索する研究が中心となっている。農業の基盤が弱体化し、製造業が空洞化する中で、地域労働市場の概念が有する地理的・歴史的限定性を克服しようとする努力は、経済地理学者によっても十分行われてこなかったのである。

しかし、その可能性や萌芽が認められなかったわけではない。末吉（1999：17）には、次のような記述がある。

「労働力の再生産過程は労働者の生活過程であり、労働者は労働力商品との引き替えで得た賃金で必要生活手段を購入してそれを消費する。この過程は基本的に日単位で繰り返され、そこに物理的な空間の制約が生じて、労働市場と消費市場の圏域が形成される。ここで労働力再生産を可能とするために個別家計でとられる対応の結果が、家計単位の就業構造に反映される。単一の収入では労働力再生産が不可能な場合、各構成員に労働力の価値が分割されて多就業構造が形成される。農家における就業構造の場合には、農業従事と農外就業が各構成員に分割されて、よりいっそう複雑な構成員個々の多就業の総体となる。こうした地域労働市場・生活圏は、「小売市場圏」「個人消費サービス圏」「公共的サービス圏」などと重なり合う多様な機能地域の最末端に位置づけられる」。

ここでは、生活者としての労働者と不可分であるという労働力商品の特殊性から、労働市場が本質的にローカルであるという認識が示され、地域労働市場が生活圏すなわち労働力の再生産圏として把握されている。これによって、「農業という特殊部分」と密接に結び付いた「地域労働市場」は、生活圏としての地域労働市場の一つのバリエーションとして処理することが可能となる。

このように把握される地域労働市場は、欧米の研究における local labor market の意味するところに近い。Peck（1996）は、やはり労働力が擬制的商品であるという前提からスタートし、レギュレーション理論に依拠しながら労働市場のセグメンテーション理論を批判的に検討した論理的帰結として、労働市場は地理的示差性をもって社会的に調整されているとの結論に達した。Dictionary of human geography（5th edition）には、local labor market という項目はないが、labor market の項からは、Peck（1996）の影響が見て取れ、労働市場は本質的にローカルであるとの前提に立った用語の説明がなされている。いうまでもなく、Local labor market という時の local は、空間スケールを意味しているのであって、対象としての地域（locale）を意味しているのではない。

末吉の議論は、農業・農村と不可分であるがゆえに地域労働市場の概念を縛っていた地理的・歴史的限定性を緩和する可能性を持っていた。加えて、「重なり合う多様な機能地域の最末端に位置づけられる」という表現が示唆するように、個別の locale として地域労働市場を実体論的に捉える地平を乗り越え、地域労働市場を労働力の再生産圏として関係論的かつ重層的に分析する可能性を示していた。しかし、日本の経済地理学においては、実体としての「労働市場地域」と概念としての「地域労働市場」の意識的な切り分けが徹底されないまま、実証研究の蓄積が進んだため、地域労働市場が実体論的に理解される傾向が強かったといえる。そして、農村工業化の波が引き、むしろ製造業の空洞

化が進んでいくにつれ、実体としての「労働市場地域」を対象とする研究も下火となり、概念としての「地域労働市場」も放置されたまま、いわば賞味期限切れとなったのである。

2. 地理的労働市場へ

経済地理学ならびに隣接分野の地域労働市場論の蓄積を活用し、かつ概念に付きまとう地理的・歴史的限定性を緩和するためには、分析概念の再検討が必要であることは、これまでの議論から明らかであろう。その際には、末吉（1999）が示唆した関係論的な視点をさらに追及し、地理的スケールのもつ重層性に敏感な分析枠組みを設定する必要がある。

筆者は試論として、図2のような図式を考えた。Rural—Urbanの軸に、Local—Globalというスケールの軸をクロスさせ、4つの象限を考える。Rural—Urbanの軸は、都市と農村という生活様式を異にする空間を二項対立的に示すものではなく、いわゆる都鄙連続体のようなものであると理解されたい。より一般的には、均質空間ではなく、本質的に地域性を伴ったものとして、空間を考えることを意味している。Local—Globalの軸も同様である。日スケールで労働力が売買される労働市場は、本質的にはLocalであるが、時間スケールを変えると多様な空間スケールをもつ労働市場を想定することができる。また、労働市場における外国人労働力と国内の未熟練労働力との競合といった現象を考える場合には、空間スケールを異にする労働市場間の重層性と相互作用を念頭に置く必要がある。

ここでNationalではなく、GlobalをLocalの対極においたのは、実情に合わせた判断であるとともに、地域構造論におけるスケールに関する議論とも関連している。地域構造論は、国民経済こそが完結した全体をなすのであって、地域経済はその一切片に過ぎないとみなしてきたが、そのことによって、グローバル化に対応できないとの批判を浴びている。

現状では、「多様な機能地域の最末端」としてのローカルに対する全体としては、グローバルを措定せざるをえないのであるが、それは部分に対する全体の優越を意味しない。研究という営為において、空間スケールは考察の対象となる現象に応じて設定されるものである。

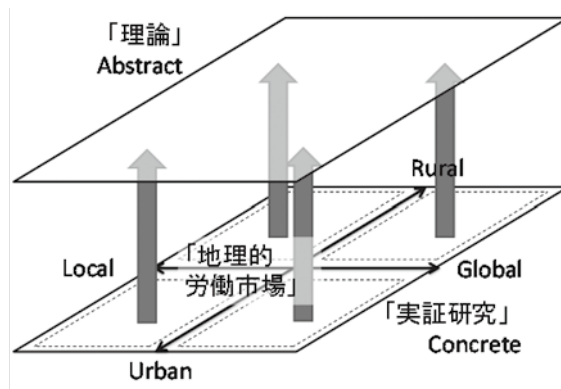


図2 「地理的労働市場」の図式

筆者作成。

図2が示しているのは、労働市場は本質的に空間性を帯びていることと、そこでいう空間は、立地論や空間経済学が前提とするような均質のものではなく、多様なスケールの重層構造として捉えられ、質的にも差異に満ちているということである。そして、図1のように、一方が他方を規定するといった関係を想定せず、究極的には一つの有機体である労働市場を、どのような地理的視点から認識するかが問題であるということである。そのように労働市場を認識する概念として、「地理的労働市場」を提起し、それを基本的な枠組みとして、「労働の経済地理学」が成立すると考えたい。

図1との関連では、Particular—Generalという軸が残っている。スケールは構築され、生成されるものであって、特権的なスケールは存在しないという理解が進んだ現在、GlobalやNationalが一般的で、Localが特殊という見解は否定される。「地理的労働市場」は、スケールと質の点で多様性を持った空間を前提とした枠組みであるから、空間経済学などとは異なり、実証研究から一般化可能な理論が直接導かれることは期待しえない。地理学の伝統に忠実に、事例研究の積み重ねからの帰納によって、傾向やパターンを発見する方向性もあるが、それでは形態の類似性にとらわれて因果関係の相違を見落としてしまう恐れがある。Massey (1984) や Sayer (1992) などの批判的実在論に学べば、想定すべきは Concrete—Abstract の関係であり、現象の背後にある構造を仮説的に推論することである。つまり、実証研究から抽象されるものとして、理論を位置づけたい。

「地理的労働市場」を基本的な枠組みとする「労働の経済地理学」という見取り図は、具体的な実証研究を収める重箱に過ぎず、どのような方法で分析するのかを示すものではない。山本 (2005) が主張するように、場所による違いに着目するという地理学的な視角から経済的事象を解明する際の方法を、特定の個別科学に限定する必要はないと考える。労働者は、労働市場で取引される労働力商品としての側面を持つ一方で、地域社会に生まれながら地域社会を育み、自己実現を目指す生活者としての側面を持っている。そもそも労働力の行使である「労働」も、労働者のアイデンティティと密接にかかわる「仕事」としての側面を具有する。

ポランニー (2003: 361-413) は、「経済」には2つの意味があるとしている。一つは実体的な意味であり、人間が生活のために自然に依存するという事実から派生し、人と環境との間の制度化された相互作用の過程として理解される。これは、労働者の生活者としての側面に対応する「経済」の意味であるといえる。もう一つは論理から派生する形式的意味であり、稀少性の公準に基づく必要充足のための合理的行為として理解され、選択の条件も結果も価格の形で数量化するものである。これは、労働者の労働力としての側面に対応する。

一般に経済学では、労働者を形式的意味において捉え、非人格化された労働力商品が分配される労働市場のメカニズムを分析する。もっぱらそれに依拠した、経済学としての「労働の経済地理学」も論理的には成立するであろう。しかし、ポランニーは「市場とその人為的な均一性に関心を奪われると、よい経済理論はできても、よい経済史はできない (p. 393)」と述べている。ここでいう経済史とは、「経済過程がさまざまな時と場所において制度化される、その方式の研究 (p. 373)」のことであるから、「時」ではなく「場所」に力点を置けば経済地理学と読み替えることができる。筆者は、「労働の経済地理学」における経済に実体的な意味を持たせたい。そのためには、労働者の持つ二面性

と、それが包摂される「地理的労働市場」の二面性（市場と生活圏）を捉えうる方法論が求められる⁽⁴⁾。今の所、明確な回答は提示できないが、地理学が築き上げてきた生態学の伝統を引き継ぎ、グローバル化した資本主義を分析しうる生態学的方法論へと編み上げていくことを模索している（中澤2013）⁽⁵⁾。

以下では、先行研究をもとに現代の「地理的労働市場」において注目すべき論点を整理し、実証研究の可能性を展望する。行論は、図2の4つの象限に沿うが、「地理的労働市場」の特質がRural—UrbanとLocal—Globalからなる2つの二分法によって把握されるものではない以上、あくまでも論点を整理するための便宜的なものである。

V. 「地理的労働市場」に関する実証研究に向けて

1. Rural—Globalの象限

この象限においては、グローバルなスケールで展開している事象との結びつきにおいて、農村地域の構造変容を把握することが重要である。注目したいのは、すでに述べた「アジア的低賃金」をめぐる議論である。「アジア的低賃金」については、グローバル化の深化と並行して、提起者である加藤光一の概念規定が変化してきている。

1980年代半ば以降、日本においては国内の低賃金基盤としての農家労働力がほぼ枯渇するに至る。これに歴史的な円高があいまって、日本の大手製造業企業はこぞってアジア進出を加速させた。対外直接投資の結果として、文化・社会構造において類似点の多い東アジア諸国においては、土地所有構造に規定された農業構造との密接な関連の下で日本と同様の低賃金構造が生み出された。かくして、日本—アジアNIEs—ASEANという生産連鎖の基軸国である日本の資本主義は、地域労働市場論などによって示される重層的な格差構造を伴った国内の低賃金と、周辺国の低賃金の2系列を内包することになる。加藤（1991）が企図したオリジナルな「アジア的低賃金論」は、韓国での実証研究を基盤として、「《基軸》国＝日本と《周辺》国＝アジアNIEs・ASEAN諸国を貫串するアジア的低賃金システムの編成系列として整理（p.2）」する議論であった。

しかし、加藤（2008：80）が自ら「『アジア的低賃金』概念に対して正面から定義したものはない」と断じ、さらに前著においては「アジア的低賃金」という言葉を「表象的な使い方をしてきた」と述懐するように、オリジナルな「アジア的低賃金」は雑然とした概念であった。加藤（2008）では、山田盛太郎から「講座派」の賃金論、地域労働市場論を経て、加藤（1991）において「アジア的低賃金」を着想するに至る系譜を振り返ったのち、グローバリゼーションと市場原理主義の席卷という現実を踏まえて「アジア的低賃金」の再措定を行なっている。再措定された「アジア的低賃金」論の骨子は、農業の規制緩和に伴ってアジアとりわけ中国において小規模零細農業の解体が進むことによって大量の低賃金労働力が供給され、それをめがけて企業内地域間分業の空間スケールが一層グローバル化するのに伴い、アジアの低賃金が、日本の賃金を規定する状況が生まれつつあるというものである。要するに、地域労働市場における低賃金が、一般的な全国労働市場に対して規定性を持つという

論理の空間スケールを上げたものであり、いわばグローバル化した地域労働市場論である。

したがって「アジア的低賃金」論は、地域労働市場論の研究蓄積を継承しうるものである。現時点では、海外において日本企業が形成した地域的生産体系と、それに対応する地域労働市場に関する経済地理学的研究は、ほとんどみられない。地域労働市場の概念を対象地域に適合するように組み替えつつ、アジア諸国における農村工業化の過程の研究に着手するならば、「アジア的低賃金」論の概念的妥当性についての検証に貢献できるであろう。

一方で、アジア諸国における低賃金が、日本の賃金のどの領域をどの程度規定しているのかを定量的に把握するモデルを精緻化しようとしても、大きな成果は期待できないであろう。日本の賃金は全般的に長期的な低下傾向にあり、それは日本企業のアジア進出と軌を一にしているが、それはあくまでも相関関係である。アジア諸国の賃金も、日本の賃金も、定量化できないものも含む無数ともいえる諸要因によって重層的に決まっているであろうし、しかも双方向に影響し合っているとみるべきである。こうした状況において、アジアにおける低賃金による日本の賃金に対する引き下げ効果のみを腑分けすることが果たして可能であろうか。「アジア的低賃金」論から学ぶべきは、文化・社会構造をも視野に収めながら、日本の賃金を規定する因果メカニズムを国際的な連関の文脈を踏まえて同定しようとする姿勢であろう⁽⁶⁾。

2. Rural—Local の象限

1980年代中ごろまでの農村地域では、世帯構成員が総働かし、農業所得と農外所得を組み合わせで家計を成り立たせる多就業構造によって特徴づけられていた(安東1986)。農村工業化の過程で形成された地域労働市場は、階層化された部分労働市場に分断されていたが、主として跡継ぎ層が新規学卒時に就職する大手製造業企業の分工場や生産子会社では、比較的給与水準が高く、年功的な賃金上昇も期待できた。したがって、同居する未婚の子が所得の一部を家計に拠出しているとしても、結婚して跡継ぎにならない限り、長期的には家計に貢献することがさほど期待されてはいなかったと考えられる。

現代の農村地域における多就業構造では、農業からの所得は実質的に消滅するか、あったとしても家計への貢献度は縮小し、農業所得を含まない都市的な持ち寄り家計が一般化した。それと並行するように、農村地域の就業構造は大きく変化し、農外就業機会の所得形成力は低下した⁽⁷⁾。公共事業に依存してきた建設業は、政策に左右されながらも長期的には縮小している。農村工業化の時代は終わりをつけ、製造業の就業機会は全体として減少しつつある。地方圏では男性の製造業への就業割合は依然として高いが、製造拠点が集約化された結果、就業機会の分布は面的な広がりを持って局在化している(松原編著2009)。しかも、大規模な製造拠点ほど、派遣・請負といった間接雇用労働力を積極的に導入している。繊維産業や食品加工業など、地場産業を起源とする産地では、海外進出を実現する資本を持っていない企業が多い。そうした業種では、まさしく「アジア的低賃金」のメカニズムが働いていると思われる場合が多く、賃金への押し下げ圧力が高い。そのため、日本人労働力を確保することが難しく、内なる「アジア的低賃金」ともいえる外国人技能実習生の「労働力」に頼ってい

るところが少なくない（友田 2008）。

農村地域における今日の基盤産業をなしているのは、医療・福祉サービスである。高齢者の医療・介護需要を通じて就労機会が創出され、社会保障制度を通じた財政トランスファーによって、所得形成がなされている。さらに高齢者が受け取る年金も、農村地域に域外所得をもたらしている。しかし、医療・福祉サービスは、世帯内において無償労働として供給されることが多いために低賃金であり、労働力需要は女性に偏っている。さらには、需要を創出する高齢人口までもが、死亡や転出に伴って減少する地域がすでに出現しており、今後はそれがさらに増加することは確実である。医療・福祉サービスの主たる担い手である若年女性は、当面は高齢者の絶対数が著しく増加する大都市圏へと転出していく。これは転出による人口の純減のみならず、人口再生産力の大都市圏への流出をも意味する（日本創成会議・人口減少問題検討分科会 2014）。

地方圏の出身者には、進学や就職の機会を求めて大都市圏に移動する人も数多い。これに関連して太田（2007）は、大都市圏で働く地方圏出身者は、父親が高学歴かつ勤務先の企業規模が大きく、母親が専業主婦など、相対的に恵まれた家計から輩出されていることを明らかにした⁽⁸⁾。石黒ほか（2012）は、進学・就職を機に「東京」に他出した東北出身の若者を多面的に分析し、「より『恵まれた環境』に生まれついた者が地域間移動を行い、『恵まれた立場』を新たに手に入れる」という、太田（2007）と同様の結論に達した。出身階層が低い若者は、大都市圏に進学する機会に恵まれず、高卒で大都市圏に就職しても、良好な就労機会はなかなか得られず、結局出身地に舞い戻ってしまう人が多い。

農外就労機会の所得形成力が低下した結果、現代の農村地域における下位階層の中には、同居する未婚の子どもの所得を合算した多就業構造によって、かろうじて日々の労働力が再生産されている世帯も見られるようになった。そのような世帯では、未婚の子どもの実家の家計に対する貢献の義務を負っているために、経済的に自立し、家族形成をすることが実質的に阻害されている。東北での調査に依拠した宮本（2012）によれば、家計の苦しい世帯の子どもは、在学中から「卒業したらお金を入れてほしい」と明言されており、時には子どもの所得が家計に貢献することを期待するあまり、子どもの結婚や経済的自立を暗に妨害しているとみえる事例もあった。

そのような世帯において、あえて子どもが離家する途を選び、多就業構造が解体した場合には、親子ともに家計が維持できなくなり、共倒れになる可能性が高い。家計補充の義務を負っている若者は、相対的に出身階層が低いために教育投資による人的資本形成が十分ではなく、大都市圏に移動しても、経済的自立を達成できる可能性は相対的に低い（太田 2007；石黒ほか 2012）。また、離家して出身地を離れるにしても、派遣・請負業者を通じて、職場があること以外には縁のない場所に、雇用面でも住居面でも不安定な状態で張り付けられることが多くなる（中澤 2010 a, 2012）。

従来の意味での地域労働市場が解体していく過程で、農外就労機会の所得形成力は低下し、それに対応して農家家計も変化を余儀なくされた。こうして生まれた農外所得のみからなる多就業構造の下では、現時点で労働力の再生産は可能であっても、親世代の高齢化につれて持続可能性は次第に失われる⁽⁹⁾。ましてや世代の再生産は行われず、地方圏の人口再生産力は一層低下する。地域労働市場

に関する従来の研究蓄積を引きつぎつつ、多様な空間スケールを股にかけて、農村地域における一連の変化の背景で働いているメカニズムを同定する試みは、今のところあまり見られない。

3. Urban—Global の象限

Urban—Global の象限において「地理的労働市場」という枠組みの中で実証研究を行うに当たっては、やはり世界都市をめぐる国際労働力移動とその帰結を中心に扱うことになろう。ここでのスケールはあくまでもグローバルであって、東京、ロンドン、ニューヨークといった、個別の都市に特化した問題設定ではない。個別都市を事例として実証研究を展開する場合でも、グローバル・スケールに開かれた分析視角を常に意識すべきである。

世界都市をめぐる国際労働力移動については、サッセン（1992, 2008）などによって、世界都市における労働市場の構造変容とこれに対応する外国人労働者の分極化に関する研究が蓄積された。システムとしての資本主義がグローバルな単位で律動するようになると、労働力が分配される場としての労働市場もまた、都市圏ばかりか一国をも超えた広がりを持つようになる。このことは、すでに通説の域にあるが、世界都市において働く外国人労働者たちが、みずからの労働力の再生産過程＝生活過程をいかに編成しているのかについては、必ずしも整理されていないのではないだろうか。整理されていない、というのは、参与観察やインタビューに基づく現象学的な事例研究は、高度人材に関しても、低賃金労働に従事する移民に関しても相当の蓄積があることは確実であるが、その知見が体系化され、より構造主義的な性格を持つ世界システム論や世界都市論との接点を持つには至っていないと考えるからである。

この点に関連して、広田（1995）は、外国人労働者が移住先で作り上げるエスニック・ネットワークについて、「事例報告を繰り返す時期は終わり、その意味に関する理論的な検討が要請される時期に来ている（p.125）」とし、「エスニック・ネットワークの性格とそこでの行為主体の社会的経済的な意味を、『労働市場としての都市』への参入を支えるパーソナル・ネットワークに注目（p.126）」して論じている。「労働市場としての都市」という概念は、ハーヴェイ（1991）によるものである。「労働市場としての都市」は、あらゆる独自性や不完全性、職種による労働市場の（地理的）分断といった構造的な硬直性を有しており、労働力の分配メカニズムとして機能させるためには、硬直性を柔軟化するプロセス（Peck（1996）のいう社会的調整）が必要となる。とりわけ労働市場への参入障壁が高い外国人労働者の場合には、社会関係の中に埋め込まれた労働市場への参入プロセス（グラノヴェター1998）に目を向けることが必要である。

広田（1995）は、自身による日系南米人のネットワークに関する調査を敷衍し、エスニック・ビジネスも含め、労働市場における外国人労働力の分配メカニズムを作動させ、調整する働きを持つものとして、エスニック・ネットワークの構造と性格を理論的に考察したものである。流入した外国人労働者は、経済的に上昇し、生活上の要求を実現するために、様々なネットワークの「繋留点」を形成する。人材派遣業、レストラン、日本語教室など様々な人や施設や機関が「繋留点」として機能する。広田は、いわゆるインナーシティにしばしば外国人労働者のネットワークの「繋留点」が形成さ

れる一因として、エスニシティを同じくする前住者の存在と共に、エスニック・マイノリティに「共振」する「都市雑業層」の存在が大きいと指摘する。「都市雑業層」は、「繋留点」となったエスニシティのネットワークを支え、他方でエスニック・ネットワークによってその経済活動を促されるのだという。

すでにみてきたように、「都市雑業層」とは、隅谷（1964）による概念であり、安定的な賃労働関係からは排除されつつその労働条件を規定しうる、都市に滞留する過剰人口である。広田は、外国人労働力も都市雑業層に含まれるものとみなし、さらにインナーシティが外国人労働者を受け入れてきたことを、こうした地域がはらむ排除の歴史的構造と結び付けている。広田の議論には、妥当性を検証する余地が大きい。しかし、外国人労働者によるエスニック・ネットワークの形成と活用を、労働市場に参入するための主体的実践であり、かつ労働市場の社会的調整の一端を担うものとして、より構造的に把握していることは評価できる。また、「都市雑業層」の概念を掘り起こすことで、一見無関係に思われる日本の賃金論・労働市場論と世界システム論・世界都市論との接点が探求されたことも重要である。

高度人材としての外国人労働者の生活過程については、経営学における人的資源管理論などに依拠した異文化適応に関する研究が数多くある。しかし、経済地理学ならびにそれに近い観点からなされたものは、管見の限りでは日本人に関するものが目に付く⁽¹⁰⁾。海外在留の日本人の高度人材は、企業内転勤の形をとって国際移動を行った駐在員がその中心をなしてきた。日本人顧客に特化した不動産業者が居住地選択におけるゲートキーパーとなり、駐在員の家族は移住先の都市における高級住宅地に集住する傾向にある。その近辺には、日本人学校や幼稚園が立地することが多く、日本在住時に近い生活過程を可能にする空間が創出される。駐在員を派遣する多国籍企業は、日本人コミュニティの形成や生活空間の整備に様々な形で関与する。日本人の高度人材の国際移動は、移住先の都市空間を変えていく契機となっているため、とりわけ経済地理学者の関心を引いてきたのであろう。

1990年代に入ると、海外の日本企業は人件費のかさむ駐在員を減らし、日本人を現地で採用して雇用するようになる⁽¹¹⁾。現地採用という形であれ、一定数の日本人を確保しようとするのは、日本企業が海外においても進出先の日本企業や日本国内の企業と取引をする傾向にあるため、日本語能力のみならず文化的背景を同じくする日本人のほうが、円滑なコミュニケーションがはかれるためである。この時期には、日本国内の若年労働市場が悪化したこと、何らかの海外経験のある若者が増えたこと、インターネットの普及により人材紹介会社による国際的なマッチングが容易になったことなどを背景として、海外就職の希望者が増加し、現地採用の需要を充たした。現地採用と駐在員との間には大きな待遇の格差があるため、海外就職者は駐在員が住む地区に集住するわけではない。しかし、日本で食べていたものに近い食事を求めたり、パーソナル・ネットワークは日本人同士が中心であったりというように、日本的な生活を保持しようとする点では、駐在員と共通する部分もある（中澤・由井ほか 2008, 2012）。

現地採用の日本人は、有期雇用契約の場合も多く、景気の悪化などに伴って職を失う危険性もある。その後のキャリアも考えて、一定期間の海外で働いたのちに日本に帰国する人も多い。一方で、

結婚などにより、移住先に定住する蓋然性が強くなった人たちの中には、雇用形態が不安定で、駐在員との構造的格差の下にある現地採用の身分を脱するため、移住先で起業する例がみられる⁽¹²⁾。その場合、ほとんどは現地の日本人や日本企業をターゲットとしたビジネスを模索することになる。日本人の多い都市では、早い段階から日本人を対象とした居酒屋やレストラン、美容室など登場したが、現在では、よりきめ細かなニーズに合わせたサービスを日本人に提供するビジネスが登場している⁽¹³⁾。事業所サービスについても同様のことが言える。たとえばタイでは、大手企業の海外進出が一段落し、進出企業の規模が相対的に小さくなる中で、企業の海外進出に伴う手続き等においてサポートが必要とされるようになり、これを日本人が経営する独立系のコンサルティング企業が担っている現状がある。

海外の都市において日本人が起業し、経営している企業は、現地の日本人や日本企業の需要に支えられて成り立っている。そうした企業の存在によって、そこに暮らす日本人は生活上の要求を満たすことができ、立地する日本企業はビジネスを円滑に遂行することができる。海外の大都市で起業した日本人は、集住地区の内部におけるコミュニケーションではなく、むしろインターネットなどの情報通信技術を介したパーソナル・ネットワークを構築しており、相互に支えあっている。

広田（1995）が考察の対象としたのは、基本的に「都市雑業層」に位置づけられるエスニック集団が、進出先の労働市場に参入し定着する際の、パーソナル・ネットワークを通じた支えあいの働きであった。一方で、海外の日本人コミュニティの場合には、多国籍企業やその駐在員をも巻き込んだ、より広範でゆるやかな支えあいの構造が認められる。また、広田は日本において排除された者たちの空間としての歴史を持つインナーシティに外国人労働者の集住地区が形成されることに注目していたが、海外の都市における日本人の集住地区の核心部は、高度人材のニーズに沿って構築されている。特にアジアの大都市では、駐在員は、もっぱら高層のコンドミニアムに居住しており、それらが林立する高級住宅地は、ゲートド・コミュニティの様相を呈している。

日本人が関与する Urban—Global な「地理的労働市場」は駐在員、現地採用者、起業家・自営業主からなっており、それぞれの部分労働市場は相対的に独立している。しかし、取引関係やパーソナル・ネットワークについていえば、それぞれが相互に結びついて日本人の閉じたコミュニティを形成しているとみることができる。日本および日本人が特殊であるという先入観にとらわれてはならない。しかし、国際労働力移動とその帰結が、エスニシティによってどのように異なるのかという相対化された問いに基づいて、日本および日本人に関する事象がどのような特徴を持っているのかを明らかにすることは、Urban—Global の象限における実証研究の重要な課題である。

4. Urban—Local の象限

Rural—Local の象限において、農村地域における多就業構造が変化するのに伴い、未婚の子どもの所得を合算しなければ家計が成り立たなくなる世帯が増加し、そうした世帯では、若者が経済的に自立した主体となり、新たな家族形成を行う契機が奪われかねない事態が生じていることを指摘した。若者の経済的自立が困難になりつつあることは、大都市圏においても発生している。

都市的生活様式という文脈において、教育期間が終了したのちも未婚のまま親と同居する世帯内単身者が注目される端緒を作ったのは、山田（1999）である。進学や就職に際して多くの地方圏出身者が大都市圏へと移動した高度成長期とは異なり、現代の大都市圏で暮らす若者の多くは、その大都市圏の出身者である（中澤 2010 b）。したがって、進学や就職は、必ずしも親元を離れる契機にはならない⁽¹⁴⁾。山田（1999）が耳目を集めたのは、世帯内単身者を「パラサイト・シングル」と呼び、基礎的生活資源を親に依存している恵まれた存在であるとみなして批判の対象としたからである。しかし、国立社会保障・人口問題研究所（2000）などを通じて、世帯内単身者は、むしろ雇用形態の不安定さや所得の低さから、自立して世帯を形成することが困難であるがゆえに、実家に残留していることが次第に明らかにされた⁽¹⁵⁾。

平山（2011）によれば、世帯内単身者は非正規雇用など低賃金で不安定な就労状態にある傾向にあり、職業の面では、販売・サービス職や労務職といったグレーカラー従事者、ブルーカラー従事者が多い。これをふまえ、青井・中澤（2014）は東京駅から60km圏内の市区町村を単位として、男性のブルーカラー従事者率と世帯内単身者率の相関係数を年齢5歳階級別に算出した。その結果、ほぼすべての年齢階級において1980年から2010年にかけて相関係数が上昇しており、特に20歳代後半から40歳代の上昇幅が大きいことが明らかになった。ブルーカラー従事者率の高い地域を住民の社会・経済的地位が相対的に低い地域であるとみなすと、そうした地域において世帯内単身者率が高くなっていったのである。

上記の結果は、世帯内単身者とブルーカラー従事者の分布パターンが近づいてきていることを意味している。そのパターンはどのような形状を呈するのであろうか。東京圏における1990年の世帯内単身者率（30～34歳男性）を地図化したところ、外縁部に加えて都心周辺部にもその割合が高い地域が認められる。しかし、都心周辺部の高まりは次第に消滅し、2010年になると明確な同心円構造を示すようになる。同じく30～34歳男性について、ブルーカラー従事者率を地図化すると、1990年の時点では下町から埼玉県東部にかけて高く、山の手から多摩地域にかけてと千葉県北部で低いというセクター構造が明確であった。それが2010年になると、世帯内単身者率との分布の一致度が高まり、明確な同心円構造を呈するように変化する⁽¹⁶⁾。ホワイトカラー従事者率はこの裏返しであり、最近になるほど、都心部で割合が高く、郊外で低い傾向を強めている。

2013年3月の高卒者のうち、就職者の割合は16.9%である。高校卒業後の進路と親の所得には強い相関関係があり、低所得になるほど就職者の割合は高い（小林 2008）。松本（2004）は、今日では郊外で生まれた高卒者が、東京圏のブルーカラー従事者の供給源になっていると指摘している。これらを踏まえれば、親の所得が低いことなどから、高卒で就職せざるを得ない郊外出身者が、実家周辺の限られた就労機会のなかでブルーカラー従事者となり、所得の低さなどから世帯内単身者として実家に残存していることが予想される。

以上の結果は、近年の東京圏の構造変容とそれをもたらすメカニズムのなかに位置づけることができる。1990年代以降の東京圏の居住地域構造を検討した先行研究は、社会経済的地位に基づく居住分化のセクター構造が薄れ、居住地域構造が同心円構造によって一元化されつつあることを指摘して

いる（浅川 2006, 2008；小泉 2010；小泉・若林 2014）⁽¹⁷⁾。高度成長期以降の日本の地域政策は、大都市圏への人口や経済活動の集中を緩和し、「国土の均衡ある発展」を追求してきた。都市政策の主眼は、過密を緩和し、都市機能の一部を郊外あるいは地方圏に分散させることにあった。まさに Brenner（2004）のいう、空間的ケインズ主義の典型をなしていたのである。しかし、1990年代後半以降、こうした地域間の再分配政策は背景に退き、一転して「選択と集中」がキーワードとなった。すなわち、市場原理に基づくことを前提として、投資効率が高く、最も政策効果が期待できる大都市圏に、集中的に政策資源を投下する方向に転換した。経済活動の東京圏への一極集中は、1980年代から顕在化しており、それは東京の世界都市化として捉えられた。しかし、1990年代後半になると、新自由主義的な都市戦略の下で、東京圏の中でもとりわけ都心の再開発を推進する制度環境が整えられ、特権的な地点としての都心に投資が集中する傾向にある（平山 2006；矢部 2008）⁽¹⁸⁾。

1980年代の「東京一極集中」と1990年代後半以降の大きな違いは、前者は人口のドーナツ化現象が進む中で中枢管理機能が都心部に集中するプロセスであったのに対し、後者が都心部における人口増加を伴っていた点である。都心周辺に残存していた工場などが軒並み高層マンションに置き換わったほか、大規模な再開発の多くが住宅供給を伴ってなされた。資本主義の下では、住宅は商品化され、住宅市場を通じて分配される。チューネン・アロンゾ的な「圏域全体を都心からの距離という一点において強力に改編していく（浅川 2006：59）」不動産市場のメカニズムが貫徹されると、アクセシビリティの高い都心周辺の住宅は当然ながら相対的に高価格となり、入居してくるのは上層ホワイトカラー層を中心とする高所得層となる。他方で、都心周辺部や臨海部の工業用地の転用などに伴い、東京圏における製造業の就労機会は相対的に郊外化した。

これは、大都市圏という空間スケールを一つの「地理的労働市場」として捉えることの意義が以前に比べて弱まり、代わって大都市圏内部のローカルな通勤圏＝生活圏の重要性が増してきたことを意味する。都心周辺部では、高度な専門職やデュアル・キャリア世帯などが、多様な消費機会や対個人サービスに支えられながら、労働と再生産を行う。これまで郊外は、都心と機能的に結び付いた後背地として一様に捉えられてきたが、都心との関係性を次第に失い、いくつものローカルな通勤圏＝生活圏へと分割されるのではないかと（中澤ほか 2008）。一般化すれば、チューネン・アロンゾ的な不動産市場のメカニズムが貫徹する中で、労働市場の階層的分断が空間的分断を伴って進むという仮説が成り立つ。

ハーヴェイ（1991：170）は、「都市域を定義する基本的属性の一つは、雇用機会と労働力との日常的な代替がなされているような地理的労働市場である」と述べている。ハーヴェイは、都市域＝通勤圏という認識に留まっているわけではなく、「雇用機会と労働力との日常的な代替」を可能にしている構造を捉えようとしている。これまで日本の経済地理学者は、通勤という現象をもって都市圏を確定する次元を超えて、都市を労働市場として認識することが少なかった。欧米では、「労働の地理学」の発展に貢献した経済地理学者が、都市地理学との境界領域に位置する論考を著している（Herod 1994; Peck 2011; Ward 2005）。筆者は、上記の仮説の検証を含め、都市の「地理的労働市場」に関する実証研究に取り組んでいきたいと考えている。

VI. おわりに

本稿では、前半部分において、地域労働市場の概念が農業と結びつく論理を明らかにするため、「講座派」の賃金論や農業経済学における地域労働市場論の系譜をたどった。その結果、「地域労働市場」における「地域」とは、末吉（1999）や岡橋（1997）が言うように必ずしも空間的な概念ではなく、「農業という特殊部分」を意味するとの結論を得た。地域労働市場は、農村工業化を分析する概念として登場してきたことから、強い地理的・歴史的限定性を帯びた概念である。そこで、現代の労働市場を分析する枠組みとして、より一般的な「地理的労働市場」という概念を導き出した。そして「地理的労働市場」に関する実証研究を行い、そこから理論を抽象する一連の研究プログラムとして、「労働の経済地理学」を提起し、本稿の後半部分では、具体的な実証研究の可能性を提示した。

本稿では「地理的労働市場」を4つの象限に分けて整理したが、いくつかの象限にまたがる重要な論点の一つだけ指摘して、本稿を閉じたい。それは、労働力の再生産の困難化である。今日の日本では、大都市圏においても、地方圏においても、特に出身階層の低い若者が親から経済的に自立して労働力の再生産を行なうことが難しくなり、ましてや結婚して世代の再生産を行なうことは展望しがたくなっている。子ども自身の所得が低いために独立するだけの経済基盤が得られないという問題に加え、未婚の子どもの所得を組み込まなければ労働力の再生産がままならない世帯が存在することが、事態をより深刻にしている。地方圏でも、恵まれた世帯の子どもたちは、進学機会を求めて大都市圏に移動し、相対的に高い社会・経済的地位を得る傾向にある。他方で、地元で生活したいと望んでも就労機会が不足しているため、女性を中心に地方圏から大都市圏への人口流出が顕在化している。こうした状況は、人的資本の偏在、都心と郊外の分断、地方圏における地域社会の持続性喪失といった地域問題を引き起こしつつある。

労働力の再生産が困難になっているということは、そのための費用である賃金が切り下げられているということである。労働力は、生きた人間と不可分の肉体的・精神的能力に他ならない。ボラニー（2009）は、イギリスをモデルケースとして、19世紀を通じて市場経済化が進み、市場の自己調節機能に依拠した市場社会が実現していく様を描き出した。市場経済化という「悪魔のひき臼」は、社会に埋め込まれた存在である労働者を共同体から切り離されたばらばらの労働力に粉碎し、労働市場に投げ込んだ。これによってもたらされた悲劇的状况は、社会の自己防衛機能を惹起し、20世紀初頭には、労働市場の規制や社会保障の確立によって、市場社会という「経済人」にとってのユートピアは瓦解した。今日、労働市場の規制緩和が進み、生きた人間と不可分の擬制商品である労働力についても市場原理が貫徹されることで、社会の持続可能性が失われているとすれば、市場社会化という「悪魔のひき臼」が再び現実のものとなりつつあるといえよう。

ボラニーの市場と社会の二重運動論が正しいとすれば、危機に際しては社会の自己防衛機能が発動するはずである。元岩手県知事の増田寛也は、特に地方圏での人口減少が著しく進み、少数の大都市圏に人口が集中する「極点社会」というシナリオを描き出し（増田・人口減少問題研究会 2013）、日

本創成会議を率いて衝撃的な人口推計を公表した（日本創成会議・人口減少問題検討分科会 2014）。これらは地域社会の側の危機意識を反映したものであるといえよう。危機意識は、何らかの具体的政策として結実するのであろうか。労働力としての側面を持つ以前に、地域社会を生き、そこを根付きの空間として自己実現を目指す生活者としての労働者は、現状を変えていくための主体的行為をとるのであろうか。経済地理学がはらんでいた資本中心主義を批判し、労働者の行為主体性を正当に評価しようとした動きが、「労働の地理学」の確立につながった（Herod 2001）ことからしても、この点には注視していきたい。

《注》

- (1) 地域労働市場に関する代表的な研究として、田代ほか（1975）、江口（1978）木村、（1985）、三井（1988）、加藤（1991）、大須（1994）、末吉（1999）、友澤（1999）、山崎（2008）などを参照した。
- (2) 三井（1988）によって、地域構造論の問題提起に親和的で、かつ農業を前提としない「地域労働市場」の概念的掘り下げが行われ、それを摂取しえたことも幸いであったといえる。三井（1988）は、岡橋（1997）、末吉（1999）、友澤（1999）のいずれもが取り上げ、高く評価している。
- (3) もっとも筆者も、労働市場は本質的にローカルであり、価格メカニズムが貫徹する一般的な労働市場は虚構に過ぎないとの認識から、労働力の再生産圏にほぼ一致する領域に対応する空間的広がりをもった労働市場を、従来の意味での地域労働市場と区別せずに「地域労働市場」と呼んできた。そのことがもたらすと予想される概念的混乱に対する反省が、本稿を執筆するきっかけとなっている。
- (4) これに関連して、生田（1995）は、労働者の二面性に対応する形で、都市圏を念頭において地域労働市場と地域消費市場との関係について論じた先駆的研究である。
- (5) 中澤（2014）の時点では、筆者は「地理的労働市場」の概念を着想していなかった。拙著では、労働力が擬制的商品であることから、労働市場においては3つのミスマッチ（空間的ミスマッチ、時間的ミスマッチ、スキルミスマッチ）の発生が特に顕在化しやすく、それを乗り越えるための媒介項が不可欠であるとの着想が基本となっている。そして、質的にもスケールのにも多様な労働市場における実証研究を通じて、今日の労働市場においては、雇用者にとって空間的ミスマッチとともに時間的ミスマッチをフレキシブルに克服しうる媒介項が制度化されてきたことの裏返しとして、労働者がリスクを負担する傾向にあるという構図を描き出した。また、労働市場を生態学的に捉える認識論であり、欧米の就労支援においても注目されている、スキル・エコシステムの概念の有効性について検討した。したがって中澤（2014）は、大枠では「地理的労働市場」の枠組みに合致しており、「労働の経済地理学」となりえていたと思う。
- (6) 山本（2013）は、これに近い姿勢を「連結視点」と呼んでいる。
- (7) それが「アジア的低賃金」に起因するものか否かは、まさに今後の実証研究の課題である。
- (8) なお、大都市圏で働く地方圏出身者は、大都市圏出身者よりも高所得を得ていたが、それは両者の属性の違いによってほとんど説明され、出身地そのものが所得の規定因にはなっていないようである。
- (9) 日本経済新聞は、親子共に低所得であり、経済的に支えあう関係にある家族を「スクラム家族」と名付け、核家族から大家族への回帰や、若者の自立が阻まれる可能性を検討している（日本経済新聞 2008年11月27日夕刊）。そこでは、大都市圏の若者が事例として挙げられている。本稿では、IVにおいて、最終学歴終了後も未婚のまま親と同居する世帯内単身者を取り上げるが、親子の家計の問題については踏み込まない。
- (10) デュッセルドルフ（Glebe 1986, 2003）、ロンドン（Hurdley and White 1999; White 1998, 2003; White and Hurdley;）、広州（Liu et al 2011）などにおける研究がある。
- (11) その多くは20～30歳代の女性であり、香港（酒井 1998 a, b, 2000）、シンガポール（Thang et al 2002, 2004, 2006）などにおける研究がある。

- (12) 以下の起業に関する記述は、筆者が上海およびバンコクで実施してきた調査に基づいている。
- (13) バンコクや上海では、日本企業の接待のコーディネート、日本人が好むデザインのフラワーアレンジメントの提供、現地で子育てをする母親のためのフリーベーパーなどのビジネスが成立している。
- (14) こうした現実には、企業が労働力再生産拠点を確保するための支出を削減しうる条件となる。高度成長期の大都市圏の労働市場には、地方圏から農家出身者が労働力として大量に流入した。その多くは単身の新規学卒者であったため、企業側は寮や寄宿舎、あるいは住み込みといった形で住居を直接供給するか、住宅手当を支出することによって、労働力再生産拠点を保障する必要に迫られた。大都市圏出身者の割合が高まったことにより、企業が若年労働力の再生産費用を親世代に転嫁できるようになりつつある。実際に、日本経済団体連合会による『第57回 福利厚生費調査結果』によれば、1人1か月あたりの福利厚生費（法定外福利費・全産業平均）のうち、住宅に支出されたものは、1996年度の16,111円を頂点として減少を続け、2012年度は12,272円となった。このように大都市圏出身者の増加は、住居費部分に対する実質的な賃金切り下げ圧力となり、若者の世帯内単身者化を促進していると考えられる。
- (15) その後の山田（2004）においては、世帯内単身者が比較的社会階層の低い者によって構成され、自立したくても自立できないという経済的な社会問題であるとされている。
- (16) 市区町村を単位地区とし、都心距離を説明変数、世帯内単身者率およびブルーカラー従事者率を被説明変数として単回帰分析を行ったところ、決定係数はいずれも大きく上昇する結果となり（世帯内単身者率：1990年 $R^2 = 0.14$ 、2010年 $R^2 = 0.54$ 、ブルーカラー従事者率：1990年 $R^2 = 0.45$ 、2010年 $R^2 = 0.65$ ）、都心距離の説明力が増大していた。同様に世帯内単身者率とブルーカラー従事者率の相関係数を計算すると、1990年が0.46、2010年が0.80となり、両変数の分布が近付いていることが示される。青井・中澤（2014）では、世帯内単身者率とブルーカラー従事者率に注目して、東京圏の居住地域構造の変動について詳細に分析しているので、そちらも参照されたい。
- (17) たとえば、浅川（2006：68）は、職業を中心として東京圏における居住地域構造の変容を分析し、「各地域社会を全方向的に均質な中心対周縁という凝離した空間で序列化する力が、東京圏の構造変容の基本的な方向を定めてきた」と結論付けている。小泉（2010）もまた、職業構成から東京圏の居住地域構造の変化を分析し、セクター構造を保ちつつも、全体として同心円構造が強化されていることを示している。
- (18) 矢部（2008）は、海外の不動産投資ファンドが東京圏の都心周辺部の物件に対して積極的に投資していることを明らかにしている。いまやグローバルなマネーフローを考慮することなく、東京圏の空間構造の変容すなわち Urban—Local の象限の事象を捉えきることはできないのである。

文 献

- 青井新之介・中澤高志（2014）：東京圏における世帯内単身者とブルーカラー従事者の空間パターンの変容——展開法の応用。『E-Journal GEO』9（2）：12-32。
- 浅川達人（2006）：東京圏の空間構造——変化の方向とその論理。『日本都市社会学会年報』24：57-71。
- 浅川達人（2008）：社会地区分析再考——KS法クラスター分析による2大都市圏の構造比較。『社会学評論』59：299-315。
- 安東誠一（1986）：『地方の経済学——「発展なき成長」を超えて』日本経済新聞社。
- 生田真人（1995）：労働と消費の経済地理学に関する1考察——大都市圏生活者と地域市場。『季刊経済研究』18（2）：51-62。
- 石黒 格・杉浦裕晃・山口恵子・李永俊（2012）：『「東京」に出る若者たち——仕事・社会関係・地域間格差』ミネルヴァ書房。
- 伊藤達也（1984）：年齢構造の変化と家族制度からみた戦後の人口移動の推移。『人口問題研究』172：24-38。
- 氏原正治郎（1966）：『日本労働問題研究』東京大学出版会。
- 江口英一（1978）：農村における過剰人口プールの新しい形成。（所収 中央大学経済研究所編『農業の構造変化と労働市場』中央大学出版部：239-330）。
- 江崎雄治・荒井良雄・川口太郎（1999）：人口還流現象の実態とその要因——長野県出身男性を例に。『地理学評

- 論』72(A)：645-667。
- 江崎雄治・荒井良雄・川口太郎(2000)：地方圏出身者の還流移動——長野県および宮崎県出身者の事例。『人文地理』52：190-203。
- 大河内一男(1950)：賃労働における封建的なるもの。『経済学論集』19(中安定子編(1983)：『昭和後期農業問題論集⑤農村人口論・労働力論』農文協：167-180を参照)。
- 大須真治(1994)：兼業農家分析の視点——兼業農家の類型について。(所収 中央大学経済研究所編『「地域労働市場」の変容と農家生活保障——伊那農家10年の軌跡から』中央大学出版部：1-10)。
- 太田總一(2007)：労働市場の地域間格差と出身地による勤労所得への影響。(所収 樋口美雄・瀬古美喜・慶應義塾大学経済連携21世紀CEO編『日本の家計行動のダイナミズムⅢ——経済格差変動の実態・要因・影響』慶應義塾大学出版会：145-172)。
- 岡橋秀典(1997)：『周辺地域の存立構造——現代山村の形成と展開』大明堂。
- 加藤光一(1991)：『アジアの低賃金の「基軸」と「周辺」——日本と韓国の低賃金システム』日本経済評論社。
- 加藤光一(2008)：アジアの低賃金の今日的展開(所収 農業問題研究会編『労働市場と農業——地域労働市場構造の変動の実相』筑波書房：77-107)。
- 荻谷剛彦・菅山真次・石田 浩(2000)：『学校・職安と労働市場——戦後新規学卒労働市場の制度化過程』東京大学出版会。
- 木村隆之(1985)：地域労働市場の概念。『島根大学経済科学論集』10：52-74。
- グラノヴェッター, M. 著, 渡辺 深訳(1998)：『転職——ネットワークとキャリアの研究』ミネルヴェ書房。
- 小泉 諒(2010)：東京圏における職業構成の空間的パターンとその変化。『季刊地理学』62：61-70。
- 小泉 諒・若林芳樹(2014)：バブル経済期以降の東京23区における人口変化の空間的パターン。『地学雑誌』123：249-268。
- 国立社会保障・人口問題研究所(2000)：『世帯内単身者に関する実態調査』国立社会保障・人口問題研究所。
- 小林雅之(2008)：『進学格差——深刻化する教育費負担』筑摩書房。
- 酒井千絵(1998a)：ジェンダーの規定からの解放——香港における日本人女性の現地採用就労。『ソシオロギス』22：137-152。
- 酒井千絵(1998b)：境界からのネイション——香港で働く日本人による境界性の意味付けとナショナリズムの多元性。『Sociology Today』9：1-16。
- 酒井千絵(2000)：ナショナル・バウンダリーにおける交渉——香港で働く日本人の語りから。『社会学評論』51：314-330。
- サッセン, S. 著, 森田桐郎ほか訳(1992)：『労働と資本の国際移動——世界都市と移民労働者』岩波書店。
- サッセン, S. 著, 伊豫谷登士翁監訳, 大井由紀・高橋華生子訳(2008)：『グローバル・シティ——ニューヨーク・ロンドン・東京から世界を読む』筑摩書房。
- 澤田 守(2008)：農家労働力の高齢化と農家就業構造に及ぼす影響。(所収 農業問題研究会編『労働市場と農業——地域労働市場構造の変動の実相』筑波書房：47-62)。
- 末吉健治(1999)：『企業内地域間分業と農村工業化』大明堂。
- 隅谷三喜男(1964)：『日本の労働問題』東京大学出版会(中安定子編(1983)：『昭和後期農業問題論集⑤農村人口論・労働力論』農文協：181-203を参照)。
- 田代洋一(1979)：労働市場と兼業農家問題の現局面。『農業経済研究』51(中安定子編(1983)：『昭和後期農業問題論集⑤農村人口論・労働力論』農文協：349-370を参照)。
- 田代洋一・宇野忠義・宇佐美 茂(1975)：『農民層分解の構造——戦後現段階』御茶の水書房。
- 友澤和夫(1999)：『工業空間の編成と構造』大明堂。
- 友田滋夫(2008)：1980年代における低賃金基盤の転換と外国人労働力(所収 農業問題研究会編『労働市場と農業——地域労働市場構造の変動の実相』筑波書房：25-45)。
- 中澤高志(2010a)：大分県における間接雇用の展開と金融危機に伴う雇用調整の顛末。『経済地理学年報』56：136-161。

- 中澤高志 (2010b) : 団塊ジュニア世代の東京居住。『季刊家計経済研究』87 : 22-31。
- 中澤高志 (2012) : 自治体の緊急相談窓口利用者に見る間接雇用労働者の不安定性 — 2008年の金融危機に伴う雇用調整の帰結。『人文地理』64 : 259-277。
- 中澤高志 (2013) : 経済地理学における生態学的認識論と2つの「埋め込み」。『経済地理学年報』59 : 92-112。
- 中澤高志 (2014) : 『労働の経済地理学』日本経済評論社。
- 中澤高志・佐藤英人・川口太郎 (2008) : 世代交代に伴う東京圏郊外住宅地の変容 — 第一世代の高齢化と第二世代の動向。『人文地理』60 : 144-162。
- 中澤高志・由井義通・神谷浩夫 (2012) : 日本人女性の現地採用労働市場の拡大とその要因 — 2000年代半ばのシンガポールの事例。『地理科学』67 : 153-172。
- 中澤高志・由井義通・神谷浩夫・木下礼子・武田祐子 (2008) : 海外就職の経験と日本人としてのアイデンティティ — シンガポールで働く現地採用日本人女性を対象に。『地理学評論』81 : 95-120。
- 並木正吉 (1957) : 戦後における農業人口の補充問題, 『農業総合研究』46 (中安定子編 (1983) : 『昭和後期農業問題論集⑤農村人口論・労働力論』農文協 : 205-254 を参照)。
- 日本創成会議・人口減少問題検討分科会 (2014) : 『成長を続ける21世紀のために — ストップ少子化・地方元気戦略』日本創成会議。
- ハーヴェイ, D. 著, 水岡不二雄監訳 (1991) : 『都市の資本論 — 都市空間形成の歴史と理論』青木書店。
- 平山洋介 (2006) : 『東京の果てに』NTT出版。
- 平山洋介 (2011) : 『都市の条件 — 住まい, 人生, 社会持続』NTT出版。
- 広田康生 (1995) : 「都市雑業層」の現代的展開と「労働市場としての都市」 — エスニック・ネットワークの意味を巡って。『社会科学年報 (専修大学)』29 : 125-142。
- ポランニー, K. 著, 野口建彦・栖原 学訳 (2009) : 『新訳 大転換 — 市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社。
- ポランニー, 著, 玉野井芳郎・平野健一郎編訳, 石井 溥・木畑洋一・長尾史郎・吉沢英成訳 (2003) : 『経済の文明史』筑摩書房。
- 増田寛也・人口減少問題研究会 (2013) : 2040年, 地方消滅。「極点社会」が到来する。『中央公論』2013年12月号 : 18-31。
- 松原 宏編著 (2009) : 『立地調整の経済地理学』原書房。
- 松本 康 (2004) : 『東京で暮らす — 都市社会構造と社会意識』東京都立大学出版会。
- 三井逸友 (1988) : 「地域労働市場」把握と階層性。(所収 黒川俊雄編著『地域産業構造の変貌と労働市場の再編 — 新産業都市いわきの研究』法律文化社 : 343-375)。
- 宮本みち子 (2012) : 若年不安定就業者の経済的移行と家族形成の実態 — 親の家からの独立の課題を中心に。『日本労働社会学会年報』23 : 49-74。
- 矢部直人 (2008) : 不動産証券投資をめぐるグローバルマネーフローと東京における不動産開発。『経済地理学年報』54 : 292-309。
- 山口不二雄 (1977) : 戦後日本資本主義における工業配置の諸類型について。『法政大学地理学集報』6 : 1-39。
- 山崎亮一 (1996) : 『労働市場の地域特性と農業構造』農林統計協会。
- 山崎亮一 (2008) : 地域労働市場論の展開過程 (所収 農業問題研究会編『労働市場と農業 — 地域労働市場構造の変動の実相』筑波書房 : 1-24)。
- 山崎亮一 (2010) : 戦後日本経済の蓄積構造と農業 — 労働市場の視点から。(所収 矢口芳生・山崎亮一編著『現代「農業構造問題」の経済学的考察』農林統計協会 : 18-60)。
- 山田昌弘 (1999) : 『パラサイト・シングルの時代』筑摩書房。
- 山田昌弘 (2004) : 『パラサイト社会のゆくえ — データで読み解く日本の家族』筑摩書房。
- 山田盛太郎 (1934 → 1977) : 『日本資本主義分析 — 日本資本主義における再生産過程把握』岩波文庫。
- 山本 潔 (1982) : 『日本の賃金・労働時間』東京大学出版会。
- 山本健兒 (2005) : 『新版 経済地理学入門 — 地域の経済発展』原書房。
- 山本大策 (2013) : 金融経済化と地域格差 — 日米を事例とした連結視点からの接近。『経済地理学年報』59 :

27-43。

- Brenner, N. (2004) : “*New state spaces: urban governance and the rescaling of statefood*,” Oxford: Oxford University Press.
- Glebe, G. (1986) : “Segregation and intra-urban mobility of a high status ethnic group : the case of the Japanese in Düsseldorf,” *Ethnic and Racial Studies* 9: 461-483.
- Glebe, G. (2003) : “Segregation and the ethnoscape: the Japanese business community in Düsseldorf,” in Goodman, R., Peach, C., Takenaka, A. and White, P. eds, *Global Japan: The experience of Japan’s new immigrant and overseas communities*, London: Routledge, 98-115.
- Herod, A. (1994) : “On worker’s theoretical (in) visibility in the writing of critical urban geography: a comradely critique,” *Urban Geography* 15: 681-693.
- Herod, A. (2001) : “*Labor geographies: workers and the landscapes of capitalism*,” London: The Guilford Press.
- Hurdley, L. and White, P. (1999) : “Japanese economic activity and community growth in Great Britain,” *Revue Europeenne des Migrations Internationales* 15: 101-120.
- Liu, Y., Yuwen, T. and Nakazawa, T. (2011) : “Move globally, live locally: the daily lives of Japanese expatriates in Guangzhou, China,” *Geographical Review of Japan Ser. B* 84: 1-15.
- Massey, D. (1984) : “*Spatial divisions of labour: social structures and the geography of production*,” London: Macmillan. マッシィ, D. 著, 富樫幸一・松橋公治監訳 (2000) : 『空間的分業——イギリス経済社会のストラクチャリング』古今書院 (1995年出版の2nd editionに拠る)。
- Peck, J. (1996) : “*Work-Place: the social regulation of labor markets*,” London: The Guilford Press.
- Peck, J. (2011) : “Neoliberal suburbanism: frontier space,” *Urban Geography* 32: 884-919.
- Sayer, A. (1992) : “*Method in social science: a realist approach*,” London: Routledge.
- Scott, A. J. (1988) : “*Metropolis: from the division of labor to urban form*,” The University of California Press: Berkeley. A. J. スコット著, 水岡不二雄監訳 (1996) : 『メトロポリス——分業から都市形態へ』古今書院。
- Thang, L. L., Goda, M., and MacLachlan, E. (2004) : “Challenging the life course: Japanese single working women in Singapore,” Thang, L. L. and Yu, W-H (eds.) *Old challenges, new strategies: women, work and family in contemporary Asia*. Brill, Boston, 301-322.
- Thang, L. L., MacLachlan, E. and Goda, M. (2002): “Expatriate on the margins: a study of Japanese women working in Singapore,” *Geoforum* 33: 539-551.
- Thang, L. L., MacLachlan, E. and Goda, M. (2006): “Living in “My space”: Japanese working women in Singapore,” *The Geographical Science* (地理科学) 61: 156-171.
- Ward, K. (2005): “Making Manchester ‘flexible’: competition and change in the temporary staffing industry,” *Geoforum* 36: 223-240.
- White, P. (1998): “The settlement patterns of developed world migrants in London,” *Urban Studies* 35: 1725-1744.
- White, P. (2003): “The Japanese in London: from transience to settlement?” in Goodman, R., Peach, C., Takenaka, A. and White, P. eds, *Global Japan: The experience of Japan’s new immigrant and overseas communities*, London: Routledge, 79-97.
- White, P and Hurdley, L. (2003): “International Migration and the Housing Market : Japanese Corporate Movers in London,” *Urban Studies* 40: 687-706.

- (4) 僅かな用字の違いを除けば、「春秋彼岸 両度」の部分と「三千仏仏名会執行」の部分が南僧坊のものと同じになっていること、「新四月廿三四日」の部分が「四月 日」となっていることが主な違いである。
- (5) 「抑欲日因縁八人王六十一代朱雀院御宇／天慶年中当国^有智郡五條むらに／桜井安成と申もの常にせつ生を／わざとしてあやまつて両親をせつ害し／其悪ぎやくのがれがたく終に死し／焰魔大王おふせに汝ハ地こくへおちる／なバ千万期のあいだ出る期なしこれに／よつてしやはへかへりさんげのために矢田さんへ／詣て罪消さんげしある日生身の地藏ほさつ／の御示現をかふむり月に一日とのたまへ末世の老若／男女此日一度だにもさんけいたしなバ五ぎやく／十あくつミをめつしもまた十三度参けい／する人あらバ極秘いんもんをさづけこの人うた／がいなくけつじやう往生極楽の素快とくる者也」(傍線を付した部分が異伝というべき部分)。また、十月の部分は「くろかねぼう」ではなく「黒かね丸はし」となっている。これは、永禄六年のもの「クロカネノマロカシ」、元禄九年のもの「鉄の丸かし」だけでなく、「矢田地蔵毎月日記絵」の記述にも対応する。「矢田地蔵毎月日記絵」の図様からしても、本来は「鉄のまろかし」(真つ赤に焼けた球状の鉄)である。
- (6) 本寺所蔵の月供養の誘いを記した、円・銭の貨幣単位が見えるところからやはり明治期のものと推定される版本には「毎月功德日」との語句が見える。
- (7) 新修日本絵巻物全集29『地藏菩薩靈驗記絵・矢田地蔵縁起絵・星光寺縁起絵』(角川書店、一九八〇)。なお、京都市の金剛山矢田寺はもともと矢田寺の別院であったと考えられる寺院。本稿において、同寺を指す場合は「京都矢田寺」と表記する。
- (8) 奈良国立博物館編・発行『社寺縁起絵』(一九八五)に全巻のモノクロ写真が掲載されている。
- (9) 右が吉祥天、左が十二面観音の特殊な三尊で、本尊「矢田地蔵」は、右手は胸前で立て親指と人差し指で輪を作る、来迎印の右手の形、左手は腹前で宝珠を持つ特殊な矢田型と呼ばれる印相。宝珠は近世の後補で、③⑨とも宝珠は描かれていない。このことから、⑨は古い図像

(あるいは③かもしれない)を参照して描かれていると考えられる。

- (10) 拙稿「笠之辻地藏」の縁起伝承をめぐって——「矢田地蔵縁起」武者所康成蘇生譚と『笠辻地藏尊縁記』および在地伝承——(『林雅彦先生古稀記念論文集 絵解きと伝承』(仮題) 方丈堂出版、二〇一五年刊行予定)。

(11) 矢田寺は、山を隔てて、「笠之辻地藏」の北三十キロメートル強の地にある。

- (12) ただし、道路整備に伴って現在地に近所から移設されたものである可能性は否定できない。

〈付記〉

河合町の「矢田地蔵毎月日記絵」の調査については、矢田寺南僧坊住職の南門明定師および地元の方々に格別のご高配を賜った。南門明定師にはその他にもいろいろとご高配・ご教導を賜った。また、資料の博搜などについて、京都市在住の地藏研究者・松村憲一氏に多大なご助力を賜った。右の方々に、心より厚く御礼申し上げる次第である。

がないということ、製作時点で「欲参り」信仰が地元では盛んではなかったからとも考えられなくはない。さきに、③と⑦とが痛みが激しく、参照した時点で画中詞の読み取りが困難だったために⑨で画中詞が省かれた可能性について言及したが、⑨が模本だとすれば、原本にはあつた画中詞を「欲参り」信仰の実態がないので省いたという可能性も考えられるかもしれない。また、前述のように、⑦とは対照的に、⑨には、絵解きによる損傷やその修復の痕跡が、見られない。⑨は、「毎月日記絵」としてではなく、地獄絵・六道絵などをとまなつた矢田地蔵三尊の絵像として受け入れられていた可能性が考えられるかもしれない。そうだとすれば、絵解きも行われていなかった可能性が考えられよう。そうした幕末以前の状況が、理由は不明だが、幕末になって、「毎月日記絵」の絵解きの復興を伴わない、「欲日」の周知



図X 欲日を刻んだ石碑

を優先する喧伝活動が地元でも盛んになり始め、明治の復興運動へと繋がっていったようにも推測される。

「毎月日記絵」およびその絵解きと在地伝承が相互にどのような交渉を持って来たのか、正確なところは具体的にはなかなか捉え難い。また、その交渉の結果が「欲参り」にどのような影響を与えたかはさらに捉え難い。しかし、いずれにせよ、「欲参り」の信仰は、「毎月日記絵」やその絵解き唱導や在地伝承などの直接的または間接的な影響を受けながら複雑な歴史を歩んだようである。

《注》

- (1) 小稿と密接に関わる拙稿として、拙稿Ⅰ「地獄巡り(冥界譚)——和州矢田山地蔵菩薩毎月日記」絵とその背景——(仏教民俗学大系3・桜井徳太郎編「聖地と他界観」所収、名著出版、一九八七)・拙稿Ⅱ「資料紹介」大和郡山市矢田寺蔵・新出「矢田地蔵毎月日記絵」について(『明治大学教養論集』四〇四、二〇〇六・三三)・拙稿Ⅲ「矢田寺「欲参り」信仰の成立とその唱導——逆修信仰との関係及び「矢田地蔵毎月日記絵」をめぐる——」(林雅彦・小池淳一編「唱導文化の比較研究」岩田書院、二〇一一)がある。この点に関しては特に拙稿Ⅲを参照されたい。なお、近代初頭の「欲日」一覧の版本が複数伝存することを知ったのは、拙稿Ⅲの脱稿後であった。

- (2) 『慰大和文化財保存会援助事業による 金剛山寺の版本』(元興寺文化財研究所、二〇一一・三三)。写真・解説・翻刻・一覧表よりなる。以下の引用は本書による。

- (3) 僅かな用字の違いを除けば、由来記の部分の漢字の多くにルビが付されていること、「春秋彼岸 両度」の部分が「春秋二季彼岸」となっていること、「新四月廿三四日」の部分が「四月一日二日」となっていること、「三千仏名会執行」の部分が「過去現在未来三千仏名会滅罪修行」となっていることが主な違いである。

れる。もつとも、その未詳伝説が何らかの民間伝承を踏まえていた可能性は否定できないので、そうだとすれば、右の伝説もその民間伝承から派生した可能性も否定はできないのだが。あるいは、想像を逞しくすれば、未詳伝説は、右の伝説を取り込もうとして、継父と誤って母を殺害するという「矢田地蔵縁起」本来のモチーフと矛盾しないように、獣皮を被った人物を男とし、老婆も登場する異伝として生まれた、というふうにも考えられなくもかもしれない。

四 「欲参り」と「毎月日記絵」と在地伝承

ところで、「笠之辻地蔵」の縁起伝承の核は、前述のように、遠く離れた矢田寺への月詣（あるいは日参）をしなくてもよくなるように、矢田地蔵が康成に夢告し、その分身のような地蔵像が康成によって五條の地に祀られるという内容である。つまり、「欲参り」の利益を否定するものではないが、最終的に「欲参り」の継続を否定する伝承である。この伝承の伝わる五條の地で「欲参り」の信仰習俗があったとは考えにくく、事実、その形跡はない。わざわざ矢田寺まで赴かなくても「笠之辻地蔵」にお参りすればよいからである。しかし、冒頭に記したように、「欲参り」信仰の形跡が見出せないのは、矢田寺に近い地域でも同様である。⑨の「毎月日記絵」が唯一の形跡と言えるぐらいである。一方、「毎月日記絵」にその一場面が描かれている以上、未詳伝説が「欲参り」を否定する要素を持っていたとも考えにくい。「笠之辻地蔵」の縁起譚はあくまで五條の在地伝承なのである。そもそも本来の康成蘇生譚は、「月詣」の利益としての地獄からの蘇生で話は完結しており、蘇生後の「月詣」の継続について何も語っていない。

ではなぜ、矢田寺に近い地域でも「欲参り」信仰の形跡は見出せないのだろうか。今は、冒頭に述べたような理由を想定しているが、仮りにそうだとすると、そのようになった背景の一つに「笠之辻地蔵」の縁起伝承の影響がある程度はあったかもしれない。同伝承は、「欲参り」の創始者康成の出身地とされる地域の在地伝承であり、矢田地蔵が康成に「月詣」を続けなくてもいいように計らうという内容であるから、それなりの影響力があっても不思議ではないからである。⑨の「毎月日記絵」で「欲日」と「欲参り」の利益を記した画中詞が省かれているのも、その影響により、「欲参り」信仰が衰退した結果ということも考えられなくもかもしれない。しかし、残念ながら、はつきりとした理由は分からないとせざるを得ない。

ただ、矢田寺に近い地域に残る「欲参り」信仰の形跡は、実は、⑨の「毎月日記絵」以外にももう一つある。これも南門明定師にご教示・ご案内いただいたのだが、それは、ちょうど河合町河合と矢田寺の中間地点に位置する、大和郡山市小泉の富雄川沿いの慈光院脇に立つ^⑩「欲日」を刻んだ石碑（図X）である。詳細は未調査だが、正面中央に大きく「矢田山地蔵大菩薩」とあり、その両脇に毎月の「欲日」が刻まれているようであり、左脇に「嘉永二己酉八月吉日立也」とあり、右脇には寄進者と思しき名前が在地名とともに多数刻まれている。正面には「愍日」の字も確認できる。

先に、「欲日」一覧の版木の伝存状況から、明治期において「欲参り」の復興運動があった可能性について言及したが、矢田寺に程近い場所に、幕末の嘉永二年（一八四九）にこのような石碑が造立されたということは、「欲参り」信仰の復興運動は幕末頃から始まっていたことを示唆する。

⑨の「毎月日記絵」に「欲日」と「欲参り」の利益を記した画中詞



図Ⅷ 獣皮を被った男



図Ⅸ 獣皮を被った男とそれを射ようとする安成とその様子を見る老婆

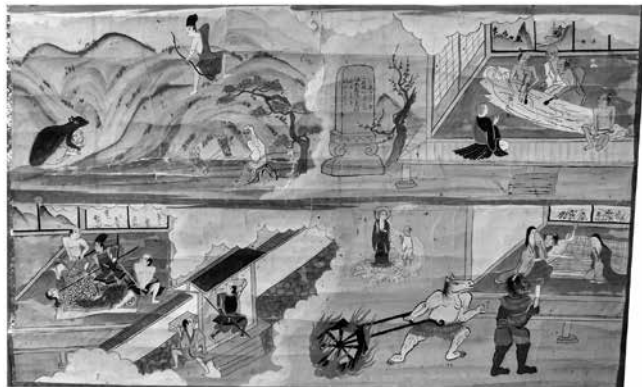
消えている⑦の当該図は、「安成に矢で狙われている猪皮を被った母」の図像と訂正できそうである。しかし、そうはできない。なぜなら、獣皮を被っている人物は、⑦においては痛みのため性別の判断が難しくかったが、⑨においては明確に男性に描かれているからである(図Ⅷ)。それにそもそも獣皮を被った人物は狙われているだけであつて射殺されてはいないし、継父を殺そうとして誤つて母を殺してしまう場面が次段に描かれている。

残念ながら、現段階でこの図像に対応する伝承を見出せていない。しかし、「獣皮を被った男性」と「猪皮を被った母親」の類縁性は否定しがたい。また、「老婆らしき人物」と中幅第五段の「継父と誤つて康成に殺される母」の姿は、まったく似ていないように見える。以下は右の伝説を参考にした一つの推測だが、⑨では老婆の前に束ねられた柴が確認できるので、「木陰から見つめる老婆らしき人物」は、山に柴刈りに出て狩猟する康成の姿を見つけ、その様子を窺っている、たとえば乳母のような女性、また、獣皮を被った人物は、母親の身近な男性で、母親の苦しい胸の内と計画を知つて、康成の殺生を止めさせるために自ら獣皮を被つて自分を康成に誤殺させようとする人物、というようなことが考えられるかもしれない。

いずれにせよ、この康成の狩猟を描いた場面は、右の伝説と何らかの関係があるように思われる。⑦と⑨の康成の狩猟場面の図像が、右の「笠之辻地蔵」伝説の絵画化でないとすれば、右の伝説の方が、「矢田地蔵毎月日記絵」の絵解きにおいて語られたであろう、図像に対応した未詳伝説(変容した康成蘇生譚)から派生したものと考えられるかもしれない。右の図像は江戸後期の作と推定される⑦と⑨のみ見られること、右の伝説は文献資料には見えず口頭伝承としてのみ伝わることから、そのように考える方が、蓋然性が高いように思わ



図VI 位牌型墓碑



図V 中幅第4・5段



図VI ⑦「矢田地蔵毎月日記絵」第1幅第3・4段
(モノクロでは確認しづらいが、右下隅に老婆の姿)

が、次に、中幅第四段向かって左側の意味未詳の図像について検討を加えてみたい。第四段に描かれている場面は、⑦第一幅の第三・四段の図像と同じで、構図もよく似ているのだが、検討を加えたいのは、拙稿Ⅲにおいて、「不明（山容と碑）」とした図像と、「安成の狩猟（安成に矢で狙われている獣は人に背負われている。その意味は不明）」とした図像である（図Ⅴ・Ⅵ）。

前者については、やはりその意味は未詳だが、石碑に「仁義□信士／二□明心信尼／福本氏代々先祖／連生童子／□短玉童子」（□は推定）とあるのがかろうじて読み取れる（図Ⅷ）。⑦の当該図では、判読が難しい字が多いが、比べてみるとほぼ同じ字が書かれていると思しく、傍線を付した字が読み取れる。この石碑が墓碑であることが判明したが、本尊彫刻場面の隣に描かれたこの墓碑が何を意味するのかは、管見の限り文献資料に対応する記述がなく、依然として未詳とせざるをえない。碑文の「福本氏」についても未調査なので、この点の解明は後日を期したい。

後者については、解明の手掛かりになりそうな伝承がある。それは安成の出身地とされる桜井郷の地、現五條市に伝わる在地伝承であり、「笠之辻地蔵」の縁起を語る伝説である。この伝説は、五條市今井に所在する「笠之辻地蔵」を矢田地蔵の分身のようなものとする、安成蘇生譚の異伝で、いくつかのバリエーションがある。その諸相については別稿^⑩に譲るが、口頭伝承として伝わる伝説に次のようなものがあるのである。五條市社会科副読本研究会編集・五條市青少年地域活動実行委員会発行『五條のむかし話』（一九七八年刊か）収載の「笠之辻のお地藏様」の要約を次に示す。

康成は武勇に優れ、日頃から狩りをしてその腕を自慢していた。母はそんな息子に対して、繰り返し殺生を戒め、狩をやめる

ように言ったが、康成は一向に聞き入れなかった。思い余った母は、自ら猪の皮を被り岩陰に隠れ、それを大きな猪と思い込んだ息子に射られた。

図らずも母を殺してしまった康成は、悔いて殺生を反省し、髪をおろして僧となり、矢田地蔵に毎日お参りするようになった。すると、ある日、矢田地蔵が夢枕に立ち、「もう遠い矢田の地まで毎日来なくてもいいようにしてやろう。お前の家の近くに笠を置いて置くから、そこにお堂を作り地藏様をまつりなさい」と告げた。その笠が置いてあったところが、今の地藏さまの祀られているところだ、それから笠の辻という。

この伝説は現在にも継承されており、毎年八月二十四日に行われている地藏盆に笠之辻の地藏堂に集まる近所の人たちも、同様の話を聞き伝えていく。後半の「笠之辻地蔵」の縁起譚（地藏像の造立・祭祀と地名の起源譚）の部分はこの伝説の核であり、どの伝承でも変わらない要素だが、前半の発心の機縁について語る部分は、いくつかの異伝がある。しかし、文献資料に見る限り、多少のバリエーションはあるものの、基本的には前掲の康成蘇生譚と同じようなものである。息子の殺生を止めさせるために母親が自ら獣皮を被って息子に誤殺させるといった内容のものは文献資料には管見の限り見出せない。また、「毎月」ではなく「毎日」矢田地蔵に参詣したとする伝承は文献資料にも散見する。

⑦においても⑨においても、安成の狩猟の場面は、矢を番え獲物を狙う康成、康成に狙われている獣皮を被った人物、その様子を木陰から見つめる老婆らしき人物から構成される（図Ⅵ・Ⅷ）。この伝説に結び付けて考えれば、拙稿Ⅲにおいて「安成に矢で狙われている獣は人に背負われている。その意味は不明」とした、一部が損傷によって

部)

これに対し⑨の画面構成は次のようになっていいる。⑦との対応・比較をカッコ内に記す。

- 左幅 (一)山並を超えて紫雲に乗った矢田地蔵と僧侶を先頭に往生人五人 (三)右、構図はやや異なる。③に近い (二)満米地獄見字 (一)二、構図もよく似る (三)賽の河原 (三)二、鬼が二匹いるなど構図は異なるが画像要素は似ている (四)業の秤・人頭サレシ・浄玻璃の鏡・罪人を裁く閻魔王と副管・矢田地蔵と男女の亡者 (三)五、構図も近く画像要素はほぼ同じ。ただし、業の秤は③によく似る (五)目連母子の再会・刀葉樹・血の池地獄 (三)三、構図もよく似る (六)大きな台の上で鬼に調理される裸の罪人と修羅道 (三)六、構図もよく似る (七)鬼に無理やり鉄のまろかしを吞まされる罪人・矢田地蔵・罪人の骨と血を臼と杵で搗く二匹の鬼と砕かれた骨を箕で振るう鬼・牛頭馬頭に苛まれる罪人たち (三)四、構図もやや異なるし、⑦にはない波線部の画像要素もある)
- 中幅 (一)来迎する弥陀三尊 (三)一左、三尊が弥陀を中心にそれぞれ紫雲に座っているなど構図も異なる。③によく似る (二)矢田地蔵三尊 (三)閻魔王宮での閻魔王受戒 (一)一、構図もよく似る (四)本尊を刻む四人の老翁・山と紅梅と石碑・狩猟する康成 (向かって右半分が一)三、左半分が一)四、構図もよく似る (五)病死して火車の迎えを受ける安成・誤って実母を殺害する康成 (右半分が一)六、左半分が一)五、中央に紫雲に乗った矢田地蔵と死装束の男が描かれるなど異なる画像要素もあるが、構図は似ている)
- 右幅 (一)来迎する聖衆 (三)一左端、③によく似る (二)死出の山

か (二)一、山状にはなっていない。⑦の痛みが激しいので詳細は不明だが、構図は似ているように見える (三)剣の山 (二)二、同前 (四)奪衣婆・橋を渡る男女・橋の下の三途の川に墮ちる二人の男の亡者・橋を渡り終え矢田地蔵を拜む男女の亡者 (二)三、構図もよく似る (五)燃える柱に抱きつく罪人とそれを見守る鬼・矢田地蔵・餓鬼道 (二)四、⑦の痛みが激しいので詳細は不明だが、⑦には確認できない波線部の画像要素もあり、構図も似ていないように見える (六)両婦地獄・畜生道・矢田地蔵 (二)五、同前 (七)阿鼻地獄か (二)六、⑦の痛みが激しいので詳細は不明だが、矢田地蔵が右端ではなく左端に描かれるなど異なる部分があり、構図は似ていないように見える)

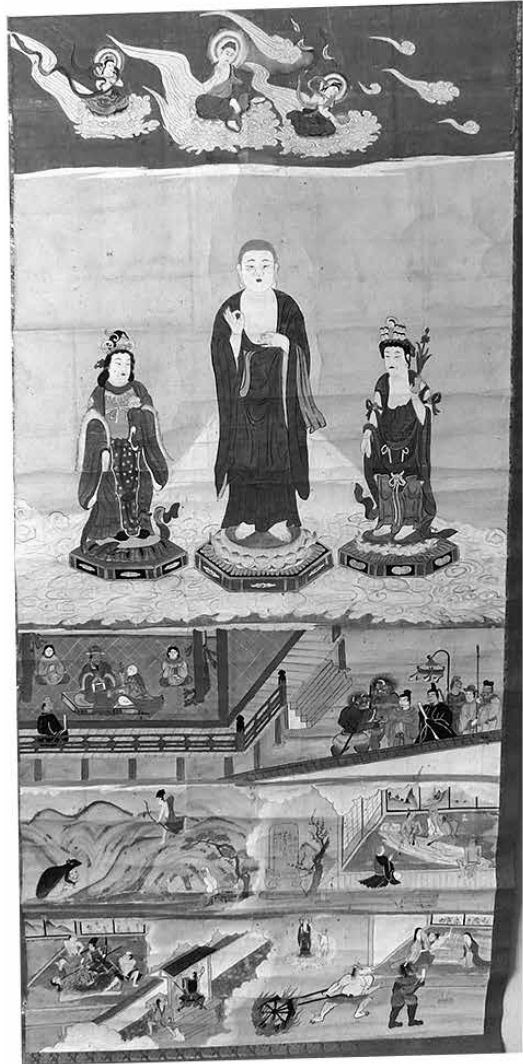
ちなみに、対応する画像が⑦に見出せない波線イ・ロ・ハの画像はすべて③に見出せる。波線部イは①と⑥にも見出せるが、ともに「鬼の口」の部分にあるのに対して、③は「鉄のまろかし」部分にある。波線部ロは③にしかなく、畜生道と賽の河原の間に描かれる。波線部ハは、①の無間地獄に続く血盆地獄・刀葉樹と賽の河原の間にも描かれるが、③では餓鬼道と畜生道の間に描かれる。③との近似性は明らかである。⑨は③と⑦の画像要素や構図を合成した構成になっているのである。⑨、あるいは⑨が模本だとすればその原本が、③と⑦を参照して描かれた可能性は高い。画中詞を欠くことも、あるいは、参照した時点において既に③と⑦の痛みが激しく、画中詞の読み取りが困難だったことに起因するのかもしれない。

三 意味未詳の画像と「笠之辻地蔵」伝説

以上、⑨河合町の「矢田地蔵毎月日記絵」について概要を説明した



図Ⅳ 同右幅



図Ⅴ 同中幅

第三幅（毎月日記絵幅二）（六）七月、鬼の口（大きな台の上で鬼に調理される裸の罪人。八月、修羅道（甲冑姿の戦う武士とその様子を見る武士、左端に「八月」と読める）（五）九月、業の秤（業の秤・浄玻璃の鏡・人頭だんずらう・罪人を裁く閻魔王と副管・矢田地蔵とそれを拜む僧）（四）十月、鉄のまろかし（鬼に無理やり鉄のまろかしを吞まされる罪人と溶けた銅（？）を吞まされる罪人、その様子を見る矢田地蔵と男・地獄の炎に包まれながら牛頭馬頭に苛まれる罪人たち）（三）十一月、無間地獄（右端に「むけん」の三文字がかろうじて残る。目連母子の再会（地獄の釜から獄卒が刺叉にひっかけて突き出した黒こげの罪人に取り縋ろうとする僧・刀葉樹・血の池地獄）（二）賽の河原（矢田地蔵と周りで遊ぶ子どもたち・石積みをする子どもたちとそのできた石積み鉄棒で壊す鬼および丸太棒を引つ張り合う子どもたち）（一）十二月、決定往生（位牌型に画中詞か・矢田地蔵・往生する僧二人・観音・勢至を前にして紫雲に立って来迎した弥陀三尊とその後ろに聖衆の一

展観されるときは状況から三幅を、描かれた矢田地蔵三尊像から見て右幅・中幅・左幅として、また段数は上から数えるものとして説明する。左右幅は七段構成で、中幅は左右幅の二・三・四段に当たる部分に矢田地蔵三尊像が描かれるので、五段構成となる。三幅の一段目には往生者とそれを迎える弥陀三尊と聖衆が横断的に描かれる。中央上部に本尊三尊像、最上段に往生者とそれを迎える弥陀三尊と聖衆を描くのは③と同じで、構図も図様もよく似ている。その他の部分は⑦にほぼ対応する図像を見出せる。右幅は⑦第二幅（毎月日記絵幅二）に、左幅は第二段を除き⑦第三幅（毎月日記絵幅二）に、中幅と左幅第二段は⑦第一幅（縁起幅）にほぼ対応するのである。

⑦は痛みが激しく何が描かれているか判然としない部分も多いのだが、三幅とも六段構成で、第一・二幅は上から下へ、第三幅は下から



図Ⅱ ⑨「矢田地蔵毎月日記絵」左幅

上へと進む。第二・三幅の各段には第三幅一・二段を除いて右端から左端に「欲日」と「欲参り」の利益を記した画中詞があったと思しきだが、ほとんど判読できない。その画面構成は次のようになっていた。
 (○)内の数字は上から数えた段数を表わす。

第一幅（縁起幅） (一)閻魔王宮での閻魔王受戒 (二)満米地獄見学（閻魔王の案内で地獄に行き生身の地蔵と邂逅する満米・墮地獄者の救済にあたる矢田地蔵） (三)向かって右側）本尊を刻む四人の老翁（左側）不明（山容と碑） (四)狩猟する康成 (五)誤って実母を殺害する康成 (六)病死して火車の迎えを受ける安成

第二幅（毎月日記絵幅二） (一)右端に「正月十六日八万五千のつみ」とかろうじて読める。死出の山（矢田地蔵・鬼に追われて山に登らされる罪人たちか） (二)二月、

剣の山（矢田地蔵とそれを背後から拝む男女の亡者・鬼に追われて剣の山に登らされる罪人たち）三月、三途の川（奪衣婆・橋を渡る男女・橋の下の三途の川の中の男女の亡者・橋を渡り終え矢田地蔵を拝む亡者） (四)四月、餓鬼道（矢田地蔵・鬼・餓鬼か） (五)五月、畜生道（鬼や畜生に苛まれる罪人たちか・矢田地蔵を拝む女の亡者） (六)六月、阿鼻地獄（矢田地蔵を拝む罪人か・鬼に無理やり地獄の炎で炙られる縛られた罪人・地獄の炎の中の罪人たちか）

千のつみめつす」を含む十月の場面の一部、同前)、近世の作と推定される二点、⑥矢田寺蔵絵巻一卷(紙本着色、完本。箱に「大和国和州添下郡矢田寺十二月絵図」とある。拙稿Ⅱに全体のモノクロ写真) ⑦矢田寺蔵掛幅三幅(縁起幅一幅と毎月日記絵幅二幅、紙本着色、拙稿Ⅲに全体のモノクロ写真)の七点までしか確認できていなかったが、その後二点の存在を新たに知った。⑧東京芸術大学美術館蔵欠(①によればおそらく九月の業の秤に続く)浄玻璃鏡の場面、収蔵品データベースに「矢田地蔵毎月日記絵断簡」、「紙本着色」、「一五世紀の作」とある)と、⑨奈良県北葛城郡河合町大字川合の地藏堂(城古地域消防コミュニティセンター隣)蔵掛幅三幅である。ここでは、⑨について、いささか詳しい紹介を行いたい(図Ⅱ～Ⅳ)。

⑨の存在を知ったのは、本年(二〇一四)三月に矢田寺南僧坊を訪れた際に、ご住職の南門明定師にその写真を見せていただいたときで、ご住職もその存在を知ったのは二十年程前に、地元の方々が地藏堂を建て直した直後の地藏盆の際に、法要の導師として呼ばれたときのことであつたという。河合町は今でも矢田寺の信仰圏にあり、⑨の中心に矢田地蔵三尊が描かれていることが機縁となつたことである。ご住職はその後毎年七月二十三日の地藏盆には呼ばれているのであり、絵もその折に毎年隣の城古地域消防コミュニティセンターに展覧されるとのことであつた。なお、同地は、鎌倉時代の矢田寺蔵重文掛幅「矢田地蔵縁起」にその物語の一部の場面が描かれ、『和州矢田寺縁起』の最後に物語の全容が描かれる矢田地蔵の霊験譚「広瀬の小児蘇生譚」の舞台の地であるが、そのことは地元の方々はご存じではなかつたという。

筆者は、南門明定師のご紹介・ご案内で八月末に調査にうかがうことができた。当日集まってくださつた土地の年配の方々、昔から地

蔵盆のときに展覧しているにもかかわらず、また矢田寺にお参りすることもある信者であるにもかかわらず、描かれている物語についてはほとんどご存じではなかつた(南門明定師は何度も説明されたいののだが)。また、ある古老の話では、その方が百歳で亡くなつた父親から聞いた話として、次のようなことがあつたという。「かつて(明治・大正頃か)京都に修理に出したときに、なかなか戻つてこないの催促したところ、戻つてきたのが今の絵で、修復に出したものと違うものになつていた。ただし、修復した人は間違いなくこれが預かつた絵だと断言した」と。あるいは、南門明定師がおっしゃるように、修復によつて見違えるように綺麗になつたので、修理の依頼者側がすり替えられたと勘違いしただけのことかもしれない。しかし、それにしては、素人目で見ただけのことではあるが、絵画部分に修復の痕跡は確認できなかった。この言い伝えの真偽の程は確かめようがないが、少なくとも、この絵が同地に伝わることに特に不自然な点はないように思われる。

絵は紙本着色、三幅とも縦八七、横一八七センチメートルで、豎一〇〇、横一七、高さ一六センチメートルの箱に納められている。絵には裏書き等はないが、箱蓋には「嘉永四辛亥年七月戊兵衛ヨリ村方江買求／広瀬郡川合村／地藏堂什物」、箱底にも「川合村／地藏堂什物」とある。素人目ながら江戸後期の作と見て大過ないように思う。また、「欲日」や「欲参り」の利益を記した画中詞が一切ないことがこの「矢田地蔵毎月日記絵」の特徴である。

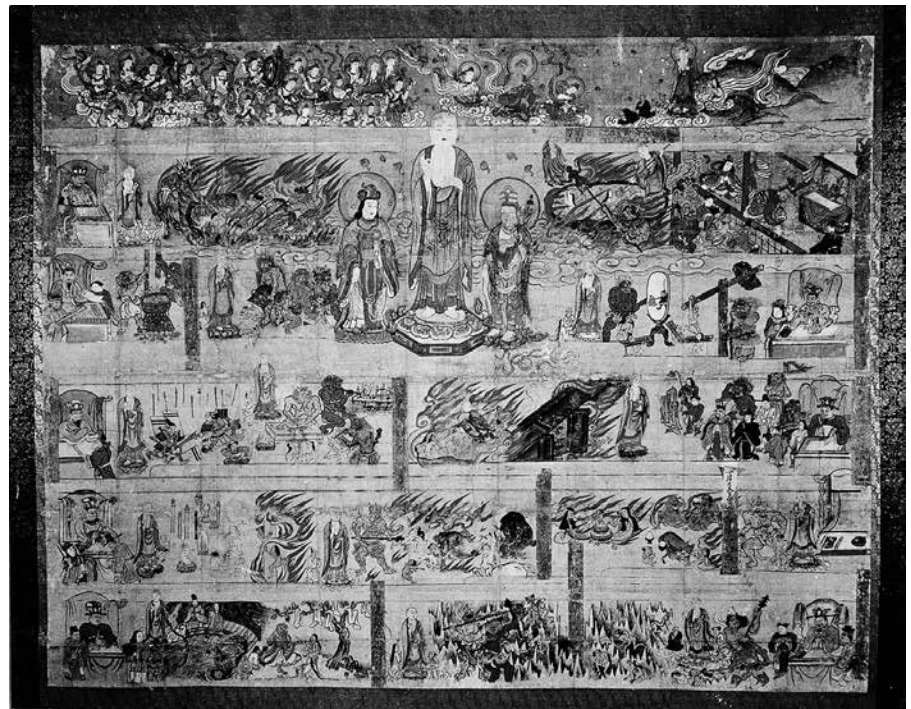
以下、その描かれた図像についてやや詳細な紹介を行いたい、結論から言うと、この絵は③と⑦を合成したような図像構成となつていようである。断定はできないが、おそらくは③と⑦を参照して作製されたのではなからうか。

案内した。上人は凄まじい地獄の様を見たが、炎の中に一人の僧を見出す。それは地蔵であった。地蔵は上人の近くにやってきて、授戒の効果とその喜びを述べ、同時に、大悲代苦をもってしても無縁の衆生は救えない、人間界に還つたら自分に結縁するよう人々に勧めよ、と話した。王は上人を冥官に人間界まで送らせ、そのとき小箱を上人に授けた。それは取れども尽きぬ白米の箱だった。この箱にちなんで上人は満米と呼ばれるようになった。上人は仏師を招き、地獄で会った地蔵の姿とそっくりの地蔵像を造らせ寺に安置した。それが今の本尊である。

矢田地蔵は元来が大悲代苦をもって墮地獄者の救済にあたる地獄の地蔵を模したものであり、康成も矢田地蔵に地獄から救われているのである。「欲参り」の具体的利益が地獄の責め苦からの救済などさまざまな冥界利益となるのは当然といえ、当然といえ、「矢田地蔵毎月日記絵」にも、「満米上人巡獄譚」の受戒の場面や巡獄の場面などが描かれるのである。

二 河合町川合の「矢田地蔵毎月日記絵」

「矢田地蔵毎月日記絵」は、「欲参り」の利益、つまり矢田地蔵による「欲日」ごとの参詣による冥界利益を絵に描いたものだが、筆者は現在までに断簡も含め九点の存在を確認している。拙稿Ⅲの段階では、中世末頃乃至近世初頭の作と推定される五点、①奈良国立博物館蔵絵巻一卷（紙本着色、完本、新修日本絵巻物全集29に全体のモノクロ写真）②根津美術館蔵絵巻一卷（重要美術品、紙本着色、八月以前を欠く零本、拙稿Ⅱに全体のモノクロ写真）③矢田寺蔵掛幅一幅（和州矢田山地蔵菩薩毎月日記）（痛みが激しく奈良国立博物館寄託。「矢



図Ⅰ ③「和州矢田山地蔵菩薩毎月日記」（画像提供 奈良国立博物館 撮影 森村欣司氏）

田地蔵毎月日記絵」という名称はこの作品に由来する。新修日本絵巻物全集29に全体のモノクロ写真。図Ⅰ）④故武藤山治氏蔵残欠（十一月の無間地獄のなかの同地獄に到着した火車の場面、梅津次郎「絵巻物残欠の譜」に図版）⑤三浦百重氏蔵残欠（画中詞「十月九日八万三

残りの部分に由来記があり、枠の部分の左下に「宿坊北僧坊」とある。「欲日」と利益は、一部に用字の違いはあるものの、右掲のものとほぼ同文で、「欲日」に続く部分には「閏八先ノ月日に／じゅんじ／春秋ひがん／四月□ねりくよう／六月廿三日亥しき／十二月九日仏名会／右月日ハ旧曆の／日限ニてさんけい／可被下候」(／は行変えを表す。以下同じ)とあり、由来記は前掲のもの異伝とも称すべきものを記す⁽⁵⁾。

元禄より後の江戸時代のものが確認できないのに対して、明治期のものと推定されるものが四点も確認されることはいささか注意を要する。矢田寺では明治期に「欲日」の喧伝を盛んにおこなった時期があると推測される⁽⁶⁾わけだが、急激な時代の動きのなかで信者離れ・参詣者減少の危機に直面し、復興運動の一環として由来と年中行事も略記する「欲日」一覧の配布が行われた可能性が考えられよう。

略記された由来譚は矢田地蔵の靈験譚「武者所康成蘇生譚」である。南北朝時代頃の作と推定される重文『矢田地蔵縁起絵』(絵巻二卷、京都矢田寺蔵⁽⁷⁾)によって梗概を示す。

大和国宇智郡桜井郷に武者所康成という者がいた。彼は幼くして父を失い継父を得た。しかし、その継父は下司職を奪い取るなど康成に非情であった。そのため、康成は継父を恨み、天慶五年九月二十二日に殺害しようと夜討ちをかけたが、誤って母を殺してしまふ。彼は、凶らずも五逆罪を犯してしまったのは、普段から狩りや漁をして殺生をしてきた報いかと懺悔後悔し、矢田寺の地蔵が靈験優れているのを聞き、月詣を企て母の後生を弔った。六、七年が過ぎ、天曆年中に彼は死んで無間地獄に墮ちたが、矢田寺の地蔵に救われて蘇生した。

つまり、「欲日」はこの靈験譚の「月詣」に由来するわけだが、この

話が、宝永三年(一七〇九)成立の矢田寺蔵「和州矢田寺縁起」(上中下三卷⁽⁸⁾)下巻においては次のようになる。「康成」は前引資料同様「安成」となり(近世以降の資料の多くは「安成」と表記)、物語も、実父は安成に殺害され、夜討ちは応和三年三月二十二日かけられ、「大地獄」に墮ちた安成は蘇生するのではなく「善道」に生まれ変わる、というふうにかなり変容し、月詣についても「安成発心爰に／萌して此矢田山に詣てて／懺悔をこらし至心に地蔵／尊を念願し頼み奉けるに／或夜の靈夢に大士告て／宣はく毎月一度参詣して／懺悔を仰せは汝が逆罪／するきぬと示し給ひて夢／覚にける」とあって、矢田地蔵の夢告によって月詣が始められたことになっており、最後に「欲日」を列挙して「是を矢田寺の欲参といひ／つたへけるとなむ」とあるのである。前掲の版木に「地蔵菩薩の御示現をかむり月参を始畢」とあるのは、この『和州矢田寺縁起』記載の伝承と符合する。

「欲日」ごとの利益が、矢田地蔵による死後の責め苦からの救済という冥界利益となっているのは、一つには死後の救済を願う逆修信仰の影響と考えられるが、物語的には、「武者所康成蘇生譚」だけでなく本尊矢田地蔵の造立由来譚「満米上人巡獄譚」にも関係するものと考えられる。やはり重文『矢田地蔵縁起絵』によって梗概を示す。

金剛山寺に延暦一五年より満米上人という僧が住んでいた。上人の帰依者に小野篁という人がいたが、彼は身はこの世にありながら魂は閻魔王に仕えるという人だった。ある時、閻魔王宮が悪増の苦に悩まされたが、その対策として閻魔王が菩薩戒を受けることになり、篁の推挙で満米が戒師として招かれることとなった。王は早速冥官を遣わして上人を招き、受戒した。お蔭で王宮から苦は去り、王は喜び、上人に望みの布施を申し出た。上人は生死の苦果を厭うために地獄見学を望み、王は上人を阿鼻地獄に

を中心に、「欲参り」と「矢田地蔵毎月日記絵」と在地伝承との関係について、若干の検討と考察を加えてみたい。

一 「欲日」と「欲参り」

『金剛山寺の版本²⁾』によれば、「欲日」一覽の版本は矢田寺の四塔頭のうち三塔頭に五点残っている。念仏院には近代以前のものが二点伝存し、一つは矢田地蔵像（縦八四、横二六・五、厚さ二・五センチメートル）の裏面で、冒頭に「和州矢田寺地藏菩薩毎月参詣□記」とあって、後掲のものと同様の毎月の「欲日」と「欲参り」の利益を漢字カタカナ交じりで記し、最後に「永禄六年^{癸亥}八月吉日 本領念仏院」とあるもの、一つは矢田地蔵三尊像（縦三三、横二四・五、厚さ三・五センチメートル）の裏面で、「和州添下郡矢田山地蔵菩薩毎月欲日事」とあって、同様に毎月の「欲日」と「欲参り」の利益を漢字ひらがな交じりで記し、最後に「□養者三年三月一座本願念仏堂」「元禄九年^{丙子}正月吉祥日」とあるものである。残りの三点はいずれも文中に「旧曆」とあるところから近代以降（おそらくは明治期）のもの推定されるものであり、「欲日」の由来と年中行事も略記する。念仏院に伝わるもの（縦一六、横二五、厚さ一・五センチメートル）の全文を次に掲げる（引用に当たり、字体はすべて現行のものに改めた。原資料の引用に関しては以下同じ）。

和州矢田山地蔵菩薩毎月欲参の因縁者

人王六十一代朱雀院の御宇天曆年中に当国

有智郡の郡主桜井武者所安成と申者あり

誤て親を殺害し其惡逆懺悔のため矢田山

にもふで罪障懺悔によつて地藏菩薩の御

示現をかうむり月参を始畢^{△くはしくは矢田山本縁起ニしるす}

正月十六日 八万五千のつみめつすしでの山をのがる

二月八日 二万億劫のつみめつすつるぎの山をのがる

三月十五日 三万五千のつみめつす三つの川をのがる

四月廿五日 九万八千のつみめつすがきだうをのがる

五月廿四日 壹万五千のつみめつすちくしやう道をのがる

六月三日 三千二百のつみめつすあびじごくをのがる

七月十四日 五万五千のつみめつすおにのくちをのがる

八月八日 九万六千のつみめつすしゆら道をのがる

九月十一日 六千七百のつみめつすごうのはかりをのがる

十月九日 八万三千のつみめつすくるがねぼうをのがる

十一月九日 三万五千のつみめつすむけんじごくをのがる

十二月廿四日 十万五千のつみめつすけつちやう往生す

春秋彼岸 兩度中日諸亡靈大法事 執行

新四月廿三日 滿米上人地獄廻り^{並廿五菩薩大練供養}

六月廿三日 地藏菩薩年ニ壹度大会式法事

十二月九日 三千仏名会執行

右日附旧曆定メ之事 和州矢田山 檀縁 念仏院板

南僧坊に伝わるもの（縦二一、横三〇〜三三・三、厚さ一センチメートル）はこれとほぼ同文のもので、末尾を「矢田山 南僧坊施印」とする³⁾。また、版本は伝存しないようだが、筆者は、出所不明ながら、やはりほぼ同文で末尾を「矢田山 大門坊施印」とする刷り物のコピーを所蔵している⁴⁾。北僧坊に伝わるもの（縦一七・七、横二〇・八、厚さ一・五センチメートル）は、「和州矢田山地蔵菩薩毎月御欲日付」と題し、画面を三分割して、右上に「欲日」と年中行事など、右下の「欲日」の下の部分に「欲参り」の利益、

矢田寺の「欲参り」信仰をめぐる

——「欲参り」と「矢田地蔵毎月日記絵」と「笠之辻地蔵」伝説——

渡 浩 一

はじめに

大和郡山市の矢田丘陵に所在する、古代以来の地蔵霊場として知られる矢田山金剛山寺（通称矢田寺）では、かつて毎月の「欲日」を設定して、参詣者を集めようとしていたらしい。「欲日」とは、「観音欲日」と同様、特定の日に参詣すると普段の何千倍・何万倍もの利益があるとするもので、この信仰習俗は、物語的には本尊「矢田地蔵」の造立由来譚「満米上人巡獄譚」と靈験譚「武者所康成蘇生譚」に由来し、歴史的には逆修信仰の影響を受けて中世末に成立したものと推定される。「欲日」¹「ごこの参詣は「欲参り」といわれていたらしいのだが、その実態はよく分かっていない。ただ、「欲参り」の利益（矢田地蔵による死後の責め苦からの救済）を絵に描いた「矢田地蔵毎月日記絵」と呼称される中世末から近世にかけての絵解き唱導用と目される絵画資料が、断簡も含め数種伝存していること、「欲参り」の利益を一覧にした中世末から近代初頭にかけての一枚ものの刷り物の版木

が数点伝存していることから、矢田寺がこの「欲日」「欲参り」信仰を広める努力をしていたことは確かと思われる。

本研究では、大和地方の地誌類や在地資料などを博搜し、主に近世における「欲参り」信仰の実態解明と「矢田地蔵毎月日記絵」の絵解きの実態解明を目指したが、残念ながら、そうした資料を見出すことはできなかつた。博搜が十分ではないのかもしれないが、実態を伝える資料が伝存していないということは、必ずしも実態がなかつたということではなからう。「欲参り」は、主に、境内にその奉納物が多数残るなど、矢田地蔵信仰が盛んであつたらしい大阪の地蔵講衆向けの信仰習俗であり、地元にも広く根付いた信仰習俗ではなかつたのではないかと、推測の域を出ないが、現在はどのように考えている。そう考えるようになった契機の一つは、調査の過程で気付いた、「欲参り」の継続を否定するような、康成蘇生譚の異伝とも言うべき在地伝承の存在である。

小稿では、最近になってその存在を知った、その在地伝承との関係を探る画像を含む、学界未紹介の「矢田地蔵毎月日記絵」の紹介

On The Faith of “Yoku-mairi” in Yatadera Temple:
“Yoku-mairi” – Visiting to the Temple to Receive a Particular Benefit
and “Yata-Jizo Maigetsu Nikki E” – the Picture of Monthly Diary Preached
about Divine Grace of “Yata-Jizo” and the Legend of “Kasanotsuji-Jizo”

WATARI Koichi

Yatadera Temple is situated on the Yata hill at Yamatokoriyama City in Nara prefecture. This temple is famous for its holy ground of Jizo since ancient times and has “Yata-Jizo” as the main object of worship.

“Yoku-mairi” is a sort of faith folkways. It means that those who visited Yatadera Temple on the special day every month received not only an enormous divine grace but also a lot of aids from “Yata-Jizo” after their death. It continued from the end of the medieval period to the beginning of modern times. “Yata-Jizo Maigetsu Nikki E” was considered to be represented the contents of the faith folkways in the pictures. Several of them are handed down. The faith of “Yoku-mairi”, according to the legend, was derived its origin from the miraculous story of “Yata-Jizo”. In the story, Yasunari murdered his mother accidentally but he was relieved by the grace of “Yata-Jizo” after his death owing to monthly visits to Yatadera Temple. He once went to Hell but was brought back to life later by “Yata-Jizo”. This miraculous story was told from generation to generation with variation apart from the relationship between Yasunari and “Yata-Jizo”. It is said that Yasunari was born at Gojyo City in Nara Prefecture. In the region where that story has been handed down, the incarnation of “Yata-Jizo” was called “Kasanotsuji-Jizo”. In this story, Yasunari continued to visit Yatadera Temple from a great distance. “Yata-Jizo” sympathized with him and went to see him in the other self as “Kasanotsuji-Jizo”. After that Yasunari did not have to visit as far as Yatadera Temple. Since then he visited “Kasanotsuji-Jizo” in accordance with the will of “Yata-Jizo”.

There are hardly any materials left for “Yoku-mairi”. Apart from “Yata-Jizo Maigetsu Nikki E”, several woodcuts related to “Yoku-mairi” were handed down in Yatadera Temple. The woodcuts were carved in order to show the divine grace of Yata Jizo to those who do “Yoku-mairi” on “Yoku-bi”.

I tried to write a paper on “Yoku-mairi” with reference to historical realities. I discovered “Yata-Jizo Maigetsu Nikki E” which was handed down at Kawai Town in Nara Prefecture. “Yoku-mairi” was said to be derived from the miracle story of “Yata-Jizo”. “Yata-Jizo Maigetsu Nikki E” at Kawai Town had several scenes unknown. I guessed that those scenes seemed to be related to the oral legend of “Kasanotsuji-Jizo”. For that reason; I tried to indicate the relevance among “Yoku-mairi” and “Yata-Jizo Maigetsu Nikki E” and “Kasanotsuji-Jizo” with considering their interpretation and different feature to the others.

矢田寺の「欲参り」信仰をめぐって

——「欲参り」と「矢田地蔵毎月日記絵」と「笠之辻地蔵」伝説——

渡

浩

一

- (3) 『木戸孝允文書 二』、二三頁。
- (4) 『木戸孝允文書 一』、三二頁。
- (5) 『木戸孝允文書 二』、六八頁。
- (6) 『木戸孝允文書 一』、七九頁。
- (7) 末松謙澄『修訂防長回天史 第三編上』(マツノ書店復刻、一九九一年、一二二頁)。
- (8) 『木戸孝允文書 一』、九七頁。
- (9) 『木戸孝允文書 一』、一三四頁。
- (10) 中原邦平編『長井雅楽詳伝』(マツノ書店復刻、一九七九年、七七頁)。
- (11) 『修訂防長回天史 第三編上』、一一一～一二四頁。
- (12) 高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』(吉川弘文館、二〇〇七年、六〇頁)。
- (13) 『木戸孝允関係文書 3』(東京大学出版会、二〇〇八年、三二八～三三九頁)。
- (14) 『木戸孝允文書 一』、一三三頁。
- (15) 『木戸孝允文書 一』、一三七～一三八頁。
- (16) 『長井雅楽詳伝』、一三四頁。
- (17) 高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』、七七頁。
- (18) 『孝明天皇紀 三』、八八四頁。
- (19) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家文書 一』(鹿児島県、一九九一年)、四二二三頁。
- (20) 『修訂防長回天史 第三編上』、二三四頁。
- (21) 『木戸孝允文書 一』、一六六～一六七頁。
- (22) 『木戸孝允文書 一』、一八〇頁。
- (23) 大獄靖之「長州藩における攘夷藩論の成立」(『学習院史学』29、一九九一年)。
- (24) 高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』、一五八～一六三頁。
- (25) 『修訂防長回天史 第三編上』、一三九頁。
- (26) 妻木忠太編『木戸孝允遺文集』(泰山房、一九四二年)、一七〇頁。
- (27) 『修訂防長回天史 第三編上』、三二八～三三五頁。
- (28) 『木戸孝允文書 一』、二〇四頁。
- (29) 『木戸孝允関係文書 4』(東京大学出版会、二〇〇九年、三八一頁)。
- (30) 『木戸孝允文書 一』、一八七頁。
- (31) 『木戸孝允文書 一』、一八九頁。

議之上公論に随ひ候儀は格別、於只今叡慮之被為向候処に随ひ候段は、追々も御請仕居候通に御座候間、其段は御承知被成置被下様」と、衆議いかに関わることなく、長州藩は下田条約も含めて破却と云うのが叡慮と理解し、ひたすらに行動するだろうと通告した。

閏八月六日、勅使大原重徳は帰京し復命した。一四日に「公武一和の思召」が堂上に伝えられる。これに対して長州藩は、関白近衛忠熙に対し、叡慮は破約攘夷であることが明確になったうへは、諸侯を召集しての開鎖の国是評議など無用に属する。長州は叡慮を確立するため、独力でも尽力する決心をしたと建白した。こうした突き上げに対して、一八日に天皇は朝臣を集めて評議したが、長州藩の意向に沿う強硬論が主流となり、破約攘夷の勅命を幕府に下すこととなった。二七日、天皇は長州藩の建白を嘉納し、早々に幕府が攘夷を決定するように周旋を命じる沙汰を下した。二八日には上洛した土佐藩主山内豊範が長州藩邸を訪問し、藩主同士の会見が行われたが、土佐藩は開国派の吉田東洋を抹殺した勤王党の武市半平太が主導権を握っていた。長州・土佐の有志の主導のもと、九月二一日に攘夷督促のため三条実美らを別勅使として江戸に派遣することが決定される。

こうした劇的展開の裏方を果たした木戸は、七月一四日に右筆役政務座副役となる。一方、彼の義弟で、長井の航海遠略策に共鳴していた来原良蔵は、横浜襲撃を試みた末、世子に説諭され、八月二九日に自決している。木戸は「何共絶言語驚人候次第(略)」、於私も十方にくれ諸事不行届而已」と良蔵の養父に書き送っているが、藩論転換の主役だった周布は「破約攘夷開兵端、此七字当今之急務に付、昼夜共御工夫被成候而、信義之極処に行届候様可被成御処置候。此則来良心事と相考申候」と木戸を激励している²⁹。

おわりに

文久二年は幕末史の転機であった。まず、叡慮の影響が決定的に高まる一方、幕府の権力的比重が大幅に低下した。また、松平慶永を中心とした賢君諸侯が幕政を主導し挙国一致を図るという安政期以来の構想に対し、藩士クラスの有志が政治過程を大きく左右し、彼らの横断的結合による政治体制が模索されるようになる。また、長井や久光、そして藩論転換前には周布も実現を図ろうとしたのは、開国を前提とした人心統合だったが、横浜開港後の経済的混乱にともなう排外的な民意と連動し、攘夷を前提とする変革へと潮流は大きく変わる。こうした局面の変化に際し、木戸は中枢で活動し、政治活動での手腕を発揮していく。彼は「列藩正義之士とは共に神州之命脈を維持し候為め、君上御忠誠之思召に無腹蔵吐露、一毫も長州之私心なぞと疑を受け候ては不相濟」と唱えるように、勤王の諸藩と有志が結束すれば局面は変えられると認識していた。また、「五六年前は幕吏の罪を糺し候位の議論に有之候処、今日の勢専ら徳川氏の罪を相糺し不申ては、所詮御国威御挽回被申儀は無覚束」というもので、徳川宗家の権力を奪うという倒幕も視野に入れるようになる。正藩合一による幕府との対峙は、薩長連合として具体化するが、その根軸は文久二年に築かれたといえよう³⁰。

註

(1) 『木戸孝允文書 一』(日本史籍協会、一九二九年)、一三頁。

(2) 青山忠正『日本近世の歴史6 明治維新』(吉川弘文館、二〇一二年)、五頁。

調停し、国是会議を経て攘夷の叡慮を開国論に改定するというものだった。これに対して周布や木戸ら長州藩の執行部は、將軍を上洛させて従来の失政を謝罪させ、臣下として破約攘夷という叡慮を遵奉させることを図る。また、二四日には「天朝へ忠節」・「幕府へ信義」・「祖先へ孝道」の三綱領のうち、「天朝へ忠節」を最重要とする藩主の論書が下された。要は、毛利家は徳川の臣下ではないので、幕府への信義は考慮しなくてもよいということである。

七月二十七日、藩主敬親が学習院に呼ばれ、毛利父子がそれぞれ在京・東下周旋することが求められた。これに応じて、世子定広が江戸に赴くこととなり、木戸も随従する。

この当時、京都では七月二〇日に九条家家士の島田左近が斬殺され、首が鴨川べりにさらされた。さらに、二四日には尊攘激派の圧力で岩倉具視・千種有文・富小路敬直らが失脚するなど、暴力と恐怖が政局を左右する革命的傾向が強まっていく。

そうしたなか、毛利宗家世子定広の東下周旋は、幕府に対して過激な意味合いを持つこととなる。八月二日に定広に下った勅命は、安政の大獄で処分を受けた人々の復権と、安政期から寺田屋事件に至るまで国事に奔走し横死した殉難者の墓を改葬・追悼することを求めるものである。直接的には、寺田屋での久光による上意討ちに対する天皇の賛意を全面撤回するものであった。間接的には、慶永ら旧一橋派が主体となった幕府と、建前では破約攘夷だが対応に苦慮している朝廷が和解し、そのうえで群臣評議のうえ開国を是認するという協調路線を、根底から破壊する意図を含んでいた。

八月一日に定広は京都を離れ、一九日に江戸に入った。寺田屋殉難者の名誉回復は久光への愚弄にはかならないので、両藩の決裂を恐れる勅使大原重徳の判断により勅書は改竄されたが、薩長の比重は完

全に逆転した。二四日、勅諭の伝達が定広によって行われたが、勅使はおろか所司代も介さず、既存の秩序から大きく逸脱した外様大名の世子からの問い合わせは明確に異例だった。翌月の参勤交代緩和とあわせて、幕府の権威低下を大きく印象づけることとなる。

なお、世子東下にあたり、長州藩は従来の叡慮に対する理解について、中村九郎を中山のもとに送って確認を求めた。²⁷⁾

一、日米修好通商条約は破棄するが下田条約は容認するというのが叡慮なのか？

二、違勅調印の幕府側関係者は処罰するのが叡慮か？

三、大獄に際して処分された者はすべて大赦すべきとの叡慮か？

四、破約の上は決戦覚悟のうえで幕府に防御の措置を命じるの

か？

五、伊勢神宮や京都の防備は不十分ではないか？

六、慶永の上洛は猶予させ、幕府の意思が固まったうえで將軍が

上洛し、諸大名も参内して国是を定めるという方針でよいの

か？

これに対して中山は、將軍上洛は幕府がすでに決定したので指示の必要はない。また慶永の出京については大原や久光と議論を尽くすべきだが、あとは何いの通りとした。ただし、通商条約の破約はもちろんだが、下田条約も認めがたいとした。

七日、中村は下田条約をも破棄するというのが叡慮かと再確認したが、中山は「一切御拒絶」と答えている。ただし、「乍然天下は一人の天下に非ず。是等重大之儀、衆議を尽し候上、的当之正義も有之候は、其節可被仰出御旨も可被為在候得とも、於只今は先御決定之叡慮に窺之通無相違候」と、結局は衆議に任せるとの曖昧な趣旨を示した。これに対して中村は、「一切御拒絶之御決志、被仰聞候上は、衆

きなかった。木戸が中村九郎に送った書翰によると、「元より於爰元も定論は無之様子に被相察申候。其上麻田翁も未着故、諸事決断乏敷、其中今日も明日もと相過候事故、随て万事稽延に相成、挙て麻田參り候を相待居候のみに御座候」と、周布が不在の行相府は判断力を欠いており、結局は京都での御前会議で決着を付けることとなった。

木戸は二八日に京都に戻った。周布は七月一日、藩主一行は二日に京都に到着する。藩主父子、行相府と在京藩士の首脳が一堂に会した御前会議は、七月六日に開かれた。兼重讓藏の回顧によると、京都側の判断は「近日輩下に駐留して朝廷聞の真旨を窺ひ奉るに、攘夷の叡慮に於ては全く確乎に在らせられたるなり」というものだったとい²³う。そのうえで、山田宇右衛門や兼重らは攘夷に不可欠な武備充実がいまだに十分ではない以上、即今攘夷は無謀だとして朝廷を諫言するべきだとしたが、行相府の中心だった周布はにわかに従来の開国説を約変させ、「楠公湊川の一拳」にならつて叡慮を一途に奉じるべきだと唱えた。この結果、破約攘夷の推進に藩論を転換することが決定する。周布は入京直後から木戸と談合しており、一気に議論を切り替えるタイミングを図っていたと思われる。

周布は攘夷戦争を覚悟したうえで国内の士気を振起し、武備を充実させたいと、外国と対峙すると唱えたが、久坂のような徹底した排外主義ではなく、将来は開国を期するというという柔軟な論に立ったことは、彼の「攘排也、排開也、攘夷而後国可開」という言葉が如実に表明している。現に、翌年に即今攘夷を朝廷と長州藩が一体となつて上洛した將軍家茂に迫るなか、「長州五傑」あるいは「長州ファイブ」と呼ばれることとなる井上馨・伊藤博文・井上勝・遠藤謹助・山尾庸三が、留学生としてイギリスに派遣されたのは周知の通りである。

藩論転換の鍵となった木戸と周布の叡慮に対する判断について、高橋秀直氏は、五月一日に公表された「親征勅諭」が大きく影響したと推測している。勅諭は、坂下門外の変を絶賛したうえで、幕府が和宮降嫁の際に約束した一〇年以内の攘夷に着手しないなら、神武天皇や神功皇后の偉業にしろ、公卿百官と天下の牧伯を率いて親征するというもので、五月一日に、三事策と同時に堂上公家にもみ密かに公開されたが、六月七日に薩長両藩には勅使派遣に合せて伝えられた。ただし作成時期は幕府が航海遠略策に煮え切れない対応をしていた坂下門外の変直後で、京都で勢力を増大していた尊攘激派への対応策として公表されたとい²⁴ている。

江戸で越前藩を相手に公武周旋への協力を依頼していた木戸は、藩主に先だつて五月二三日に京都に入っていたが、『防長回天史』によると、「親征勅諭」を目にした木戸はあまりに過激な内容から真偽を疑い、議奏中山忠能に問い合わせ、真の勅文であるとの確答を得たとい²⁵う。木戸は自叙で「条理已に尽き、条理已に極ると云可し。依て断然攘夷の勅を奉す。是より拳国攘夷に決心せり」と回顧している²⁶。

七月一三日、長州藩主毛利敬親は長井雅楽の建言の取り下げを朝廷に要請した。これをうけ、一六日に議奏中山忠能らは敬親を学習院に呼び、長井の謗詞への疑念はすでに氷解したこと、毛利父子は大原勅使の進める国事周旋に迅速に協力するよう求めた。これで長州藩は政治力を回復する。

二〇日に毛利敬親は中山に対し、三事策のうち第一項の將軍上洛と第三項の慶喜・慶永登用は目的が同じなので、一事として周旋したいと申し入れている。すでに慶喜は將軍後見職、慶永は政事総裁職に就いていたので、今後は將軍上洛を最優先の案件にするということである。島津久光ら薩摩藩の意図は、旧一橋派を復権させたいと公武を

長井は五月一六日に待罪書を出して謹慎し、六月五日に帰国謹慎を命じられ、完全に失脚した。さらに、翌年には切腹を命じられる。

こうして長井は政治的に肅清されるが、周布を含めた行相府は航海遠略策にもとづく公武周旋の方針を放棄していない。長井は失脚する前日の五月一五日に越前藩邸を訪問し、長州藩の周旋活動への協力を求めているが、越前藩との提携はそれ以前から木戸も画策していた。また、周布らは、人心一定のためには將軍が上洛し、国是を定めるべきだと幕府に説いていた。その結果、五月二六日に幕府は將軍家茂の上洛の方針決定した。

なお、朝廷から藩主敬親に対し、大原勅使および薩摩藩と協力して三事策の実現に尽力するようにとの指示が出されていたが、敬親は諒罰事件の弁明を理由に上洛の許可を幕府求めた。そして、勅使一行が東海道から江戸に入る前日の六月六日、藩主一行は江戸を出発し、山道經由で京都に向かった。随従していたのは益田弾正、林主税、山田宇右衛門、兼重讓藏たちで、行相府の中心だった周布政之助は、大原勅使や薩摩藩に対応するため江戸に残った。内勅に逆らうかたちで敬親が江戸を離れたことについて、薩摩藩は当然ながら不快感を抱き、六月一三日に周布政之助・小幡彦七・来島又兵衛が、柳橋の料亭川長で薩摩藩の大久保利通・堀小太郎（伊地知貞馨）らと開いた会合は、「鴻門の会」と呼ばれるほど険悪な雰囲気となり、両者の溝は埋まらなかった。

六、藩論転換——奉勅攘夷へ——

木戸は江戸で航海遠略策にもとづく周旋について、水戸藩および越前藩と折衝していたが、五月三日に国事周旋に尽力するため上京する

ことを命じられ、一二日に江戸を発った。五月二三日に大津で大原勅使一行を目撃し、その日のうちに京都に入っている。

勅使到着を待たず藩主一行が江戸を発つとの情報に接した木戸は、六月二三日に前田孫右衛門に宛てた書翰で、「兎も角も勅使御下向に就ては御内勅被為蒙、深く御依頼被思候折柄、如何之御詮議にて御発駕被遊候哉、更に合点に入不申」と、薩長両藩の協力を求める内勅を無視し、薩摩の猜疑を呼ぶであろう決定を失策と批判している。長井の「諛詞」の謝罪なら、大原勅使が目的を達成した後でも済む問題で、現に朝廷も「此折柄之御上洛、よもや諛詞のみの儀には有之間敷と、挙て被思召候由に被相窺申候」と、長州藩が何か図っていると憶測しているとしている²¹。複数出された内勅は、航海遠略策の立場を是認しているのか、攘夷という叡慮の貫徹を要望しているのか、読み取りがたい部分があった。少なくとも藩主の周辺にいる行相府、その中心人物である周布が航海遠略策にもとづく国事周旋を、長井失脚後も継続していることは、藩外で周知されていた。

京都の状況を見聞した木戸は、藩主一行を京都で待ち受けず、美濃国中津川まで迎えに出る。島崎藤村の小説『夜明け前』に描かれるように、中津川は信州伊那と並び平田派国学が盛んな土地で、木戸は平田門人である間秀矩や市岡殷政の支援をうけ、「やけ山」という料亭で待機した。藩主一行は麻疹の患者が多数発生したため諏訪で三日間待機し、木曾路を進んだ。一八日に上松宿で京都からの報告を伝える重臣の浦鞠負が合流、さらに二〇日に木戸が待つ中津川に到着し、二日までに三回の会議が開かれた。ここで木戸は、京都の政治情勢の劇的变化を根拠に、公武周旋の仕切り直しを藩主に訴えた。ただ、行相府の中心だった周布は前述のように薩摩藩との折衝のため江戸に残留し、一九日に東海道經由で京都に向かったので、藩主一行と合流で

し、彼らを統制するため独断で行動した西郷は久光の逆鱗に触れて沖永良部島に流罪となる。一方、安政の大獄の際に陣頭指揮した所司代酒井忠義は排斥され、京都での幕府の機能も麻痺してしまう。

こうしたなか、四月二三日に伏見の寺田屋事件で有馬新七ら激派を上意討ちにより鎮圧した久光は、激派の沸騰に困惑していた朝廷から浪士鎮撫を命じられ、公然と兵力を京都に入れることができるようになった。また、九条は関白辞職に追い込まれ、後任には薩摩藩と密接な近衛忠熙が就いた。

朝廷の人事改革を達成し、政治的比重を増大させた久光は、さらに幕政への介入に着手する。五月六日には久光が運動した勅使大原重徳の江戸派遣が決定し、一日には幕府への勅諭案が岩倉具視によって三事策としてまとめられた。その内容は以下の通りである。¹⁸⁾

一、將軍上洛

二、雄藩による五大老の設置

三、一橋慶喜・松平慶永の登用

一は長州藩の持論で、二は岩倉の発案だったが、久光は三を最大の目標としていた。公論による閉鎖問題の決定を主張していた。長州藩には藩主敬親の上京と公武周旋の再開という命令に代わり、在府のまま薩摩藩と協調することが求められる。開国にむけた国是会議という「ねじれ」解消策の主導権は薩摩藩が掌握しつつあった。ただし、勅諭には攘夷論も激派を慰撫するためにすりこまれており、開国論に立つ久光にとって十分に満足できる内容ではなかった。なお、慶永の幕政参与という情報が入ると、朝廷は「国是之議論被聞食度」として慶永を京都に召集することを図る。¹⁹⁾五月二日、大原勅使は久光以下の薩摩藩に護られて京都を出発した。そして六月七日に江戸に到着し、一〇日に江戸城で勅旨を伝えている。

この間、長州の国許では久光上洛にともなう沸騰に呼応して、脱藩突出の動きが久坂らを中心に企図されたが、前田孫右衛門ら国相府の首脳は久坂らに自重を求め、さらに藩主帰国と航海遠略策の撤回、長井の排斥を藩主父子と行相府に要求する決心をした。久坂らは四月一日に京都に入り、長井の弾劾を開始する。京都留守居穴戸九郎兵衛らはもともと長井の活動に否定的で、久坂らを擁護した。一方、無断帰国の処分が解除され、江戸に帰任した周布は、航海遠略策にもとづく公武周旋を堅持する姿勢を示し、長井と協調している。

四月二八日、長州藩の世子定広は江戸から帰国の途次、入京した。定広には帰国せず引き続き公武周旋に努めよとの勅旨が下ったが、「大膳大夫建白之旨趣未だ徹底いたさず、御残念に思召候」との文言があった。長州藩側は奉答書で、その意味するところを伺うと、五月五日に再び内勅が下った。基本的には長井による周旋の継続を要望していたが、以下の一文が付されていた。²⁰⁾

長井雅楽差出候建白之義は、先御国是右様之御事にても可有之哉、試に書取差出候迄之儀にて、朝議は勿論上列藩より下薨葬に至る迄、高等之説有之候はゞ、其説に随ひ違議無之候旨言上候。但し右建白中、朝廷御処置聊謗詞に似寄候儀も有之、御懸念に被為在候得共、是等は主人御上京候はゞ、委細に御弁解可被為在候。併開国航海之儀は第一御国体変動不容易儀に付、輕易に叡断難被遊、天下之衆議被聞召上候上之御事に可有之と御沙汰候事。

「謗詞」という文言は、京都に終結した久坂ら尊攘激派の工作に応じた中山忠能が追加したもので、「天朝御隆盛の時、京都へ鴻臚館を建て置れ候ことも之れ有る由」という部分だが、現今の朝廷を誹謗しているというものだった。言いがかりに等しかったが、世子に随行していた中村九郎はただちに内勅を江戸在府中の藩主のもとに送った。

議被為在」と、藩主敬親が江戸に参府して周旋に乗り出すのは差し止め、薩摩や土佐など有力諸侯を説得したうえで松平慶永を復権させ、幕政の中樞に擁立するべきだとしている。¹⁵

前述した通り、長井の真意は幕府に朝廷尊崇の態度を具体化させ、朝廷が幕府よりも優位に立つことを前提としていたが、木戸が危惧した通り、航海遠略策は違勅調印や大獄という失政を犯した幕府に助け船を出し、朝廷には攘夷の放棄を求める奸策だと一般には解釈された。また、毛利敬親には安政期の四賢侯（松平慶永、島津斉彬、山内豊信、伊達宗城）にみるような大名同士の連携がなかったにせよ、抜け駆けの印象を他藩に与えたことも否めなかっただろう。

木戸が「姦吏」と敵視した老中安藤信正は、先に述べた西丸帯刀らの「破」の方略にもとづき、在府諸侯の総登城が行われた文久二年一月一五日に、坂下門外で水戸浪士に襲撃された。しかし計画は拙速で襲撃者も六人と少なかったうえ、警戒も十分だったため、全員が供廻りに斬殺された。さらに襲撃に遅れ参加できなかった川辺佐治右衛門が、長州藩の桜田邸に駆け込んで木戸に面会を求めたのち、自決するという事件が起き、木戸は幕吏の追及を受ける。しかし長井は、水戸藩の説得に木戸を使うことを久世老中に説き、譴責だけの処分ですまされ、木戸を窮地から救っている。一方、背中に傷を負った安藤老中は急速に政治力を失墜させ、四月一日に罷免されることとなる。安藤が失脚し、さらに四月二五日に松平慶永や一橋慶喜の謹慎が解かれ、五月に政界に復帰したことで、航海遠略策にもとづく公武周旋は人事的な障害を克服したかにみえた。

文久二年（一八六二）三月一九日、江戸での折衝を報告し、さらに国許での意見を調整するため京都に入った長井は、正親町三条に建白書を提出した。報告を受けた孝明天皇は「此七八年無之愉快之儀を聞

たり」と大いに喜んだという。¹⁶ 天皇も急速な攘夷が実現不可能であることをすでに内心は自覚しており、朝廷が優位に立ったうえでの国是諮問を通じて開国に転化するという趣旨には賛同していた。ただし、ひとたび攘夷を窺慮とした以上、攘夷論の傾向が強まっている公家社会を統制する必要がある、四月七日には和宮降嫁の条件とした幕府に約束させた一〇年以内の攘夷断行という方針を公表している。高橋秀直氏の説明を借りると、「自己の面子を保つため、自分の譲夷の意志は変わらないとの意向を外部に表明しようと望み、それが四月七日窺慮となったと思われる。いわば天皇のアリバイ工作である」ということになる。こうした、天皇の公武一和という内意と表向きが強硬姿勢という矛盾は、文久期の政局を複雑化させる最大の要因となっていく。さらに、長井の周旋を困難にさせたのが、薩摩藩国父（藩主の父）島津久光による率兵上京だった。

五、島津久光の率兵上京と長井雅楽の失脚

文久二年（一八六二）四月二二日、島津久光は兵を率いて京都に入った。彼の狙いは軍事的恫喝と勅許を獲得したうえで、安藤老中および関白九条尚忠を更迭し、兄の斉彬が盟友としていた松平慶永と一橋慶喜を復権させ、幕政の中樞に据えるというものだった。藩主茂久の参勤交代を引き伸ばし、あわせて無位無官である久光の江戸参府を正当化するために芝藩邸を自焼させる謀略をも行使している。ただし、精忠組のかなめとして奄美大島から呼び戻した西郷隆盛は、諸藩との連携が不十分として上洛に反対した。一方、率兵上京の情報を知りつけた西国の尊攘激派はにわかに活気付き、精忠組内の激派や藩外の小河一敏や平野国臣といった志士は拳兵倒幕を期待して京坂に集結

可能性もあり、現状では幕閣と提携すべきではないと考えていたと推測している。¹²⁾

この出来事は、長州藩が一枚岩でないことを示しているが、毛利敬親に随従して江戸に入った長井は、二月八日に航海遠略策の建白を幕府に提出した。三〇日に久世老中は、公武の周旋を任せるといふ將軍家茂の内意を長州藩に伝達したが、長州藩側は国許の意見をまとめる必要があるとして正式な受諾を引き延ばし、あわせて朝廷の意向を確かめるために長井を京都に送ることとした。しかし、長井の上京は坂下門外の変により翌年三月にずれこんだ。この間、久世老中からは松平春嶽の大老起用以外は朝廷が幕府に命令を下すことを受け入れるとの言質を得ている。

長井による公武周旋は順調に進みだしたかのように見えたが、藩内では久坂玄瑞ら尊攘派が幕府主導の開港に反発し、井伊政権を継承した安藤老中を敵視し、さらに梅田雲浜の連累として江戸に呼ばれた松陰を萩から送り出した長井を憎悪していた。彼らは長井の周旋活動のみならず、藩内に存在した航海策＝開国論にも反発した。久坂は長井が航海遠略策を萩で藩主に建白したのとはほぼ同時期の文久元年（一八六一）三月二五日に、藩邸の幹部である中村九郎に次のような書翰を認めている。¹³⁾

抑国是が建不申而者、中々航海も遠略も矢張泛論浮策、苟且之一端にて可有之、目睫に迫り候禍変を患候得者、別に一大急務も可有御座と奉存候。此節の御模様にては、千里外の航海とて、か、内地之規模も甚小にて、天下の豪傑を籠絡して天下賢能を貴ひ用ゆる事すらすへからず、（中略）尊ますてはならぬ京師へは力を尽さず、畏るに足らざる幕吏に襲伏仕候勢にて、三河翁の子孫なる水府や、田舎薩摩の禿頭に、我門閥興隆なる大江氏の名を

も譲り、赤松の久留米、少弐氏の鍋島など、漸々軒輊仕位、甚口惜敷事にて貴所様方之御思召如何有之哉と奉存候。

つまり、国是が一定せず、幕府が依然として主導権を握る現状では「航海遠略」など絵空事だとしている。ただし、彼の批判の矛先は、萩で公武周旋への乗り出しを唱えた長井ではなく（萩からの情報は時間的に江戸には届いていない）、次のように麻田翁＝周布に向けられていた。

麻田翁之議論も一途に航海策と相見候処、成程航海策一寸承候へ者愉快之様存込候へとも、鄙諺にも安穩なる事を大船に乗たる如しとも申候て、大艦に駕し春風に帆し候は、三尺之童子もいと面白くおもひ候得者、篤と名教の癡れ、国是の建ぬ事考見候得者、是等のことより大急務も可有之候間（後略）。

海外への進出より国内改革が先決であるという志士の議論であるが、「航海遠略」という方略は長井のみならず周布にも共有され、藩内ではかなり一般化された議論だったといえよう。周布に近い立場の木戸は、五月頃に作成した書翰の草稿で「固より於御家之御周旋は御先見も被為在、蒼生御救助之御事とは奉推察候得ども、閣老安藤如き大姦吏始総て俗要路之も承知仕候に御座候得は、容易之事に有之間敷」と記している。¹⁴⁾六月一日に周布に宛てた書翰で木戸は、井伊政権の残滓というべき安藤老中の地位をそのままにして公武周旋を進めるのは、「当時之姦吏等と相謀り、自然勅意を緩め奉り、違勅御手伝之姿ともに相成候ては、天下之正気に相触れ、対御家いか様之御怨申上候哉も難計、真に不容易儀と日夜奉恐案候」と、通商条約の違勅調印を手助けするようなものとしている。そして、「薩州土佐因州其他有志之諸侯え正義を以篤と御説論被為在、逐々御参府も御見合に相成、独梁公越老百万天下之人望も帰し候事故、是非御用ひ有之様御建

となるので、朝廷は破約攘夷の従来主張を改め、幕府に艦船建造など軍備充実に邁進し海外進出に着手することを命じるのがよいというものだった。敬親はこの議論を称賛し、行相府および国相府の審議を経て、三月二八日にこれを藩論にすることを決定し、積極的に中央の政局に関与することを決心した。公武周旋のための根回しを命じられた長井は、四月二十九日に萩を出発、五月一二日に入京して議奏の正親町三条実愛に面会して、破約攘夷は不可能であると説いた。

正親町三条は、もし幕府が長州の説得に同意しないときは、「御主人天威を奉し、御周旋振は有之間敷哉」と、叡慮を押し立てて幕府と対立するようなことはしないのかと釘をさした。これに対し、長井は「当今御国内隙を生し候様之魁、主には決て落着仕間敷」と、敬親の本旨は国内対立ではなく人心の一和だと応じた。正親町三条は満足し、書面で提出するように求めた。¹⁰ 左に掲げた長井の文章は、朝廷が幕府の上に立ったうえで両者が協調することを望む孝明天皇の意向に沿うもので、海外飛躍に飛躍し、ゆくゆくは五大洲より朝貢を受けるという攘夷からの切り替えも、天皇を大いに満足させた。天皇は「国の風 吹き起こしてよ 天津日のもとひかりにかへすをぞまつ」との和歌を下して内諾を伝えている。¹¹

(前略) 急速に航海御開き、渠が巢穴を探り、黠夷の恐るゝに足らざることを士民に知らしめ、漸次皇国の御武威を以て、五大洲を横行仕り候をは、彼れ自ら皇国の恐る可きを知り、求めずして貢を皇国へ捧げ来らんことを年を期して待つべく候。又、破約攘夷と申す義、只今に至り関東へ仰出され候は、恐れながら態と御威光を御損じ遊ばされ候に当り、最も然る可からず乎と存じ奉り候。(中略) 皇国の御為と思召され、京都関東との是迄の御凝滞、丸に御氷解遊ばされ、改て急速航海御開き、武威海外に振

ひ、征夷の御職相立ち候様にと嚴勅関東へ仰せ出され候は、関東に於て決して御猶予は之ある間敷、即時勅命の趣を以て列藩へ台命を下され、御奉行の御手段之ある可く、左候時は国是遠略天朝に出て幕府奉じて之を行ひ、君臣の位次正しく忽ち海内一和仕る可く候。

長井は、本来の周旋先である幕府への入説を行うため、六月一日に江戸に入る。七月二日、長井は老中久世広周のもとを訪問して自論を述べた。外様大名の臣下が閣老を説くということ自体が異例である。長井は、幕府が朝廷尊崇の意思を明確にすることを公武周旋の条件にしたが、久世は即答を避けた。八月三日に長井は老中安藤信正にも面会したが、ここでも正式依頼は得られなかった。ただ、幕府が航海遠略策を受容する可能性があることは確認できた。長井はこうした根回しを実行し、京都で正親町三条に江戸の様子を報告した後、八月二九日に萩に帰り藩主に復命した。

長井の工作を経たうえで、藩主毛利敬親は公武周旋に本格的に着手するため、九月一五日に萩を出立し、長井も随従したが、依然として安藤・久世からは朝廷尊崇の明確な意思表示がなかったので、京都に立ち寄ることなく十一月三日に江戸に入った。

長井が八月に江戸を発ったのち、江戸藩邸では久坂玄瑞ら松下村塾門下の攘夷派が台頭し、和宮降嫁を阻止する運動を展開していた。周布政之助は久坂の暴発を抑えるのと、航海遠略策について再考を促すため、久坂を伴って道中で藩主を待ち受けたが、無断で江戸を離れたことを責められて帰国を命じられる。周布が再考を促した理由について、高橋秀直氏は、周布は朝廷優位のうえでの、開国論にもとづく公武一和という周旋そのものには賛同していたが、長井以上に久世・安藤に対する不信任が強く、和宮東下が失敗した場合は彼らが失脚する

長州藩は「成」を図るといふ「成破の盟約」が交わされる⁷⁾。ただ、この段階では両藩有志の非公式な約定にすぎず、長州藩からは長井雅楽と周布政之助、水戸藩からは武田耕雲齋と美濃部新蔵と、重臣同士の会見が図られた。しかし、武田と美濃部は大獄当時に日和見のだった長州藩に対して慎重な態度を取り、長井宛親書の執筆を拒否した。やむなく西丸は美濃部の書翰を偽造して長井に届けさせたが、長井は返答することなく命を受けて帰国し、後述するように「航海遠略策」を通じて開港を前提とする富国強兵論を説くこととなる。また、長井のライバルで水戸に近かったとされる周布政之助も、水戸が水戸藩の激派と「奸物」排除にむけて折衝を進めていたのに対し、次のような見解を示し、軽拳を諫めた。⁸⁾

幕中此節御見込如何候哉。何分国是相定不申ては、辺部之防長迎も甚不安心の至に候。乍爾於弟は先年来之持論有之、公武御熟和、航海御聞き五大州え押出し、御国体屹と相立候様御処置有之度儀、正氣鬱結之余内乱を生し候ては、外人之笑を招候計にて一益無之、本邦往古之御国風を只今回復不仕ては、永久相續き相成不申儀眼前之事に付、幕中は兎も角も富国強兵、足食足兵之術而已。動れば持論俗吏腐儒に相解候て、矢張小波瀾を生し、氣之毒なる事も不少候。君前にて弟か名を申陳、国家之大罪人と講彩仕たるものも有之由。弟心底におゐて更に國家に負候儀無之候得共、腐儒共考違より弟か少過を申立、尾に尾を付たる事と相見。勿論君聴には御留不被遊御様子、万奉感銘候。

周布は「攘排也、排開也、攘夷而後国可開」と書き残していることから、攘夷を前提とした開国論者と位置づけられるが、本旨は「公武御熟和、航海御聞」で、次節にみる長井の航海遠略策に近い考え方を抱いており、内乱を前提とする強硬策を無益としていた。したがっ

て、「破」＝暴拳を前提とする「成」の方策を長州藩の藩論とするのは現実的に困難だった。

結果的には水戸の「破」は、文久元年（一八六一）五月二八日に発生した東禅寺のイギリス公使館襲撃、さらに文久二年一月一五日の坂下門における老中安藤信正暗殺未遂というかたちで先行することとなる。水戸は、東禅寺襲撃については「下策」と評している。⁹⁾

四、航海遠略策と水戸の対応

桜田門外の変以降、幕政は磐城平藩主安藤信正と関宿藩主久世広周が主導したが、基本的政策は井伊政権を引き継ぎ、大獄関係者の復権はなく、開港場となった横浜での貿易は急速に拡大していた。一方、攘夷を国是とする孝明天皇の叡慮も不変で、通商条約締結に至った事情については理解を示したが、いずれは武家方により攘夷が行われるという前提に立っていた。こうした開鎖両論による江戸と京都のねじれた構造、あるいは二重王権の状態は国内を紛糾させ、外国の干渉を招きかねないとの危惧は公武双方にあった。文久元年（一八六一）八月に決定された皇女和宮と将軍家茂の婚姻は、公武の融和策と期待されたが、根本的な解決とはならなかった。こうした「ねじれ」を解消するための公武周旋に名乗りを上げたのが長州藩だった。

文久元年（一八六一）三月、長州藩直目付の長井雅楽は、「航海遠略策」を藩主毛利敬親に建言した。長井は村田清風と坪井九右衛門のどちらの派閥にも属さなかったが智弁に秀で、藩主の信頼は厚かった。航海遠略策の内容は、開鎖の議論は現状では過去の議論に属し、幕府の失政を追及しても詮方ない。それより人心不和により武備充実が一向に進捗しないのが問題である。対外戦争は清国の轍を踏むこと

を説いている点が注目できる。これは木戸の特徴的な思想ではなく、水戸学や松陰の影響を指摘することも可能ではあるが、幕末期に一般化される概念と考えた方がよいだろう。また、剣術で名を知られ武道を重視しつつも西洋兵学や造船をも学んだことはすでに述べたが、翌年一月一八日に吉田松陰に送った書翰においては、「当今の急務、得民心、国力をため、兵を練る是也」と、人心収攬および富国強兵の急務を説き、さらに「兵に至ては一日も早く西洋銃陣に変革致度存候。一日々々と送る時は遂失家、失国、巨大の大損に相成申候」と、軍制改革の必要性を訴えている。³⁾

三、「成破の盟約」と木戸

安政五年（一八五八）五月、將軍家定の継嗣をめぐる南紀派と一橋派の角逐、さらに日米修好通商条約の勅許拒絶で内政が動揺するなか、長州藩は幕府の諮問に対し調印反対の意向を示したが、藩主毛利敬親は松平慶永や山内豊範などのように中央政局に関わることは全くなかった。ただし、六月に敬親が萩に戻ると、朝廷への忠節、幕府への信義、祖先への孝を説く藩是が定められた。さらに国相府の当職だった益田弾正が行相府の当役に転任し、周布政之助が当役の手元役に任じられるなど、村田清風の人脈に属する人物が藩政を主導するようになった。木戸孝允はかねてより周布に目をかけられており、八月二八日に大検使としてようやく役職を得るが、一〇月に帰国を命じられ、長い江戸遊学は終焉する。

この年の六月には大老井伊直弼のもとで、日米修好通商条約が勅許のないまま調印され、八月には井伊政権への不満と大名の結束を説く「戊午の密勅」が水戸藩に送られて、公武が決裂した。九月以降、一

橋慶喜を將軍継嗣に推薦した一橋派と、密勅降下を画策した志士の糾明が激化した。吉田松陰も投獄、やがて江戸に送られるが、藩全体は日和見的対応で、木戸も中央政局に直接的な関与はしていない。しかし、萩に戻って九か月後の安政六年（一八五九）九月に江戸詰を命じられ、一〇月一日に江戸に到着する。松陰処刑は二七日で、木戸は松下村塾の塾生だった尾寺新之丞、飯田正伯、伊藤俊輔とともに遺骸を引き取り、小塚原回向院に埋葬している。その後、一月に木戸は江戸桜田邸の教育機関だった有備館の御用掛を命じられ、藩士たちの綱紀を引き締めた。

木戸は、たとえば安政四年七月二七日に土屋矢之助に送った書翰で「府下も福山〔前老中首座阿部正弘〕死後、聊変革も有之候得共、格別奮揮致し候程之儀は却て無之」と、幕政を主導した阿部正弘や堀田正睦への評価は低い⁴⁾が、井伊政権に対しては「彦根はむちやくちやに暴権を取り居申候」と、万延元年一月二日の来島又兵衛宛書翰で批判している⁵⁾。それだけに、三月三日に桜田門外で井伊が殺害されると、「大快事」と水戸浪士らを絶賛し、「此好機会にて天下の諸賢侯を抜擢致し、旧弊を一洗仕、大道を明に致し候得は、又一治世に復しられ可申」としている⁶⁾。

木戸孝允が、政治的な行動を開始したのは、この年の七月八日に松島剛蔵が艦長を務める長州藩船丙辰丸での、水戸藩士西丸帯刀・岩間金平らとの会合からである。一七日には有備館で密議が開かれ、西丸は「方今国事に任ぜん⁷⁾と欲するものは一を以てこれを破り、一はもってこれを成し、二者相待つて全きを謀らざるべからず」と述べて、「桜田の劇を再演し或は外人を屠り」と刺客の策に出る「破」の立場と、「幕府忠諫の任に当る」成の立場に分かれて行動することを説いた。桂は即答を避けたが、七月二二日に水戸藩が「破」にあたり

参勤交代のおりには江戸に随行する一方、当職は国相府の責任者として藩地に常駐した。行相府と国相府は、君側にある行相府が政治的に強かった。また、国相および行相と独立して政務を審議する職として直目付が置かれている。なお、文久三年二月に政事堂が山口に設置されると国相府と行相府は廃止され、月番加判役が藩の政務を支配した。

二、木戸の遊学と研鑽

嘉永四年（一八五二）、木戸の実父和田昌景が没した。昌景は多額の資産を遺しており、翌年九月に木戸は自費で剣術修行のため江戸へ遊学することを藩に願い出て認められた。以後、安政五年（一八五九）まで、安政二年における短期間の帰国を除き、七年近く江戸で遊学することとなる。このうち、北辰一刀流の玄武館（千葉周作）、鏡新明智流の士学館（桃井春蔵）とともに江戸三大道場の一つとして知られた、神道無念流の練兵館（斎藤弥九郎）での剣術修行は、わずか一年で免許皆伝、塾頭となったことでよく知られるが、大村藩士渡辺昇など他藩の人物と剣術を通じて知己となる。また、斎藤弥九郎を通じて葦山代官江川英龍に入門し、西洋兵学・小銃術・砲台築造術を学び、また浦賀奉行所与力中島三郎助のもとで造船学を学ぶなどネットワークを広げている。中島はペリー艦隊に最初に、対応した人物であるが、木戸のちに義弟となる来原良蔵と三浦を視察するなど、ペリー来航に大きな衝撃をうける。吉田松陰とは、萩にいた当時に兵学を学んだことはあったが、江戸遊学中に親密となり、松陰の密航計画を支持している。

木戸が江戸に滞在した期間は、「公儀」と称された徳川政権がアメ

リカの軍事的威圧に屈し、和親条約を結んで下田と箱館の開港を認め、さらに通商条約の締結を迫られた時期で、「癸丑以来」の状況を身を以て体験している。彼の現状認識は、次の秋良敦之助に宛てた安政元年（一八五四）の書翰に示されている^①。まず、「治国固より忠孝仁義を第一と致候は必然の理にて、士民頭に忠孝を戴き、腹仁義を養い候得は、宇宙怖る、処なく」としたうえで、「近歳諸夷吾海洋を縦横して、天下の侯伯政道相立上下共に揮候は屈指稀なり」と、日和見的な大名家の対応を嘆き、「兎も角、吾一藩なり共国家之命脈を培養し、一天万乗の君の震憂を安し奉り度奉存候」と願望する。そして、徳川政権に対しては次のような認識を示している。

実に当今の勢、外夷何時我本朝を侵掠致し候か、幕府弥本朝を以膝を屈し候か難斗、真に其期に望み幕府々々と申、一決断無之候は、尊氏中の尊氏にて、千万の大不忠、誓て人臣の忍秋に非ず。
 （中略）楠公孔明の輩を始、無間断御探索有之度、貧民御救の御手段何方にも其根元相立被置候様願ひ候。（中略）士本職を不忘、悉く武道を学候様致す度事。士にして本職を忘れ、武道聊も不識、文人多くは無用に属し候様存候事。士人其才の長短、其器の大小に従い養育被成度事。

ここから読み取れるのは、「外夷」の圧力に屈した「幕府」への失望と、それに盲従する姿勢を、足利尊氏Ⅱ大不忠と同等とみる認識である。過激な攘夷論や明確な倒幕論ではないが、青山忠正氏が指摘するように、長い安定期を維持してきた徳川政権の「公儀」としての役割を認知せずに「幕府」と呼んで相対化し、朝廷に忠節を尽くすべき大名家を「藩」と位置づけて主体化、独立化させようとする意識である^②。また、民心を得るために救貧を重視し、さらに武人という本分を全うできない武士を淘汰し、器量に応じた人材登用を念頭に人材育成

かし、政治家としての木戸孝允が構築される過程については、高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』（吉川弘文館、二〇〇七年）が部分的に言及しているが、ほかは田口由香「幕末期における木戸孝允の対幕意識」〔山口県史研究〕85、二〇〇一年）などが慶応期における木戸の動向に触れている程度である。本論文は、幕末史に関する研究史をふまえつつ、木戸の政治的役割について再検討を試みるものである。

一、木戸孝允の出自と家格

木戸孝允は天保四年六月二六日（一八三三年八月一日）に、萩城下の呉服町で、藩医であった和田昌景の長男として生まれた。ただし、和田家は姉婿が相続人として入っており、木戸は天保十一年、七歳のときに向かい隣に住む桂孝古の末期養子となり、桂小五郎を名乗る。諱は当初より孝允で、よくいわれるように禁門の変に際して亡命した時の変名ではない。木戸の姓は長州藩に複数存在する桂家のなかで、木戸の養家が木戸桂家と呼ばれたことに由来する。混同を避ける意図もあり、本論文では桂小五郎とせずに木戸孝允として扱う。なお、木戸が継いだ桂家は家禄一五〇石、大組士として毛利家の軍役を負う家中で、家格は和田家より上だった。ただし、経済力は医師である和田家が高く、木戸は両家の家格と資産を受け継ぐこととなる。

長州藩主毛利家は、鎌倉幕府の創設を支えた大江広元の四男で、相模国毛利荘を継承した毛利季光を出自とする。季光が宝治合戦（一二四七年）に際して自刃したのち没落し、生き延びた一族が安芸国吉田荘に土着したが、周知の通り、毛利元就の代に中国地方を統一した。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原に際し、西軍に属した毛利輝元は本貫である安芸から周防・長門に移封を命じられ、秀就に家督を委譲し

た。広島に代わる新たな城下は防府、山口、萩が候補となり、萩が選定される。幕府には石高三六万九四一石と報告されたが、実質は五三万九千石とされる。しかし、移封前の一二〇万石から大幅な減知となったことには変わりない。毛利家は萩の宗家のほか、長府毛利家（八万三〇二一石）、徳山毛利家（四万二〇石）、清末毛利家（二万石）の三つの支藩が置かれた。岩国藩吉川家（六万石）は、関ヶ原の際に内応したこともあって、幕府からは大名の待遇を受けたが、毛利宗家は毛利両川の時代と同様に家臣として位置付けている。

長州藩の家臣団は、減知以降も大削減を実施せず、約六〇〇〇人におよんだ。家格の筆頭は一門（宍戸家一万一三二九石、右田毛利家一万六〇二三石、厚狭毛利家八三七二石、吉敷毛利家一万八五五石、阿川毛利家七三九一石、大野毛利家八六一八石）で、さらに準一門（益田家一万二〇六三石、福原家一万一三一四石）がこれに続くが、これら一門八家は永代家老とされた。上級家臣の中核は寄組で、堅田家（六二二六石）、国司家（五六〇〇石）、粟屋家（四九一五石）ほか六二家が置かれた。当職、当役を担当する一代家老は寄組から選ばれた。家臣団のうち士分の中核となるのが、木戸孝允も属する大組で、村田清風、周布政之助、長井雅楽、高杉晋作、前原一誠、井上馨、山田顕義らの家もこの家格だった。他藩の馬廻と同様に石高は一〇〇石前後で、約一四〇〇名を数えるが、藩庁の実務を支える存在といえよう。より下級の家格として、寺社組、遠近付、無給通（吉田松陰、寺島忠三郎、山県有朋）、徒士、三十人通、土雇（品川弥二郎）、細工人、足軽（入江九一、伊藤博文）などが置かれていたが、尊攘激派の志士を輩出している。

藩の職制としては、加版役が一門家老、永代家老（益田、福原）、寄組から選抜された。また、当役は行相府を統括して藩主に近侍し、

幕末政局と木戸孝允

落合弘樹

はじめに

木戸孝允は、西郷隆盛、大久保利通とならび、「維新三傑」と称される。薩長連合成立以降、三者は薩摩藩、長州藩を政治的にリードし、王政復古、戊辰戦争、廃藩置県という大変革に深く関与した。ただ、西郷隆盛が安政年間に島津斉彬の側近として、一橋慶喜擁立のため中央政局に関与したのに対し、大久保利通および木戸孝允が藩外の勢力と交渉し政治過程に参入するのは文久年間以降である。なお、文久期において西郷は奄美大島に隔離され、さらに沖永良部島に流刑となり、まったく中央政局から遮断されていた。

文久二年（一八六二）は、長州藩直目付長井雅楽による、「航海遠略策」による公武周旋、薩摩藩主島津茂久の父で「国父」とされた島津久光の率兵上京、松平春嶽の復権と幕政改革、勅使大原重徳を擁した久光の江戸参府、長州藩の奉勅攘夷にもとづく藩論転換、攘夷の国論化と将軍上洛の決定と、開鎖両論で国内が大きく揺れ動き、少なく

とも大名間では少数だった即今攘夷論が政局の主軸となった年で、「勤王年」ともいわれる。本論は文久二年における木戸孝允の政局への関与を検討し、彼が政治家としての資質を構築していく過程を明らかにしようとするものである。

文久期における木戸孝允をテーマとした研究は、伝記類を別にすると、大江志乃夫『木戸孝允』（中公新書、一九六七年）があげられるが、四〇年以上も前の著作という限界があり、この後の学説や新出史料は当然ながら反映されていない。また、木戸個人よりも幕末史に言及した内容となっている。富成博『木戸孝允』（三一書房、一九七二年）は、どちらかというと一般書に属する。松尾正人『木戸孝允』（吉川弘文館、二〇〇七年）は明治期以降を主体にしており、幕末期の扱いは多くない。なお、幕末長州藩の研究は、田中彰の『幕末維新史の研究』（吉川弘文館、一九九六年）ほか一連の研究、井上勝生『幕末維新政治史の研究』（塙書房、一九九四年）、青山忠正『明治維新と国家形成』（吉川弘文館、二〇〇〇年）、三宅紹宣『幕末・維新期長州藩の政治構造』（校倉書房、一九九三年）などがあげられる。し

Takayosi KIDO and Change of Politics in the Late Tokugawa Period

OCHIAI Hiroki

Takayosi KIDO is a hero of the Meiji Restoration along with Takamori SAIGOU, Tosimichi OKUBO. It was after 1862 that Takayosi KIDO played an active part as a politician.

However, Hisamitsu SIMAZU of the Satsuma feudal clan marched in Kyoto. The Satsuma feudal clan left for Edo with an Imperial envoy more and forced personnel affairs reform on the Shogunate. The Choshu feudal clan which became disadvantageous changes the policy to the practice of the exclusion of foreigners by the order of the Emperor politically.

I examined it what kind of political activity Takayoshi Kido performed in this article in 1862 and clarified the process when he built the nature as the politician.

幕末政局と木戸孝允

落合弘樹

明治大学人文科学研究所紀要

第七十六冊 二〇一五年三月

明治大学人文科学研究所